EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 02965 0967

(漢籍國字解全書)

大正六年九月二十五日印刷
大正六年九月二十八日發行

不許複製

編輯者　早稲田大學編輯部

發行者　早稲田大學出版部
右代表者　種村宗八
東京府豐多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所　東京市牛込區早稲田
振替東京一一二三番
早稲田大學出版部

日清印刷株式會社印刷

行き渡らざるなり、〔挈戈而隨其後〕挈は音は「ケツ」、提挈なり、「ヒッサグ」と訓ず、〔君下壺飡餌之〕飡は餐の俗字、音「サン」、小食曰レ餐とあり、餌は食なり、〔與不期衆少至其於傷心〕衆少は多小に同じ、不期とは必ずしも然らずといふが如し、高誘曰く、言 人之施與、不レ期二多少一、當二其厄之時一、而惠及レ之、必厚德レ己也、一飡之施、而有二二子之報一、人之相怨、不レ在二深淺一也、苟傷二其心一、則怨重也、羊羹不レ徧、而有二出亡之患一也と、

○魏文侯欲レ殘二中山一、常莊談謂二趙襄子一曰、魏幷二中山一、必無レ趙矣、公何不レ請二公子傾一以爲二正妻一、因封二之中山一、是中山復立也、

【大意】此の章簡短なれば、大意を摘記せず、但し本章は姚本には中山篇の首に在り、

戰國策國字解下終

【通釋】魏の文侯、中山を滅さんと欲す、常莊談之を聞き、趙襄子に謂ひて曰く、魏若し中山を併合せば、趙は之に敵し難く、必ず亡ぶるに至らん、故に公何ぞ魏の公子傾を所望して以て正妻と爲し、因りて公子傾を中山に封ぜざるや、斯くするときは中山も無事に復た存在することが出來る譯なりと、

【解義】〔魏文侯欲殘中山〕文侯は既に魏策に出づ、殘は滅なり、〔常莊談謂趙襄子曰〕高注に云く、常莊談襄子臣也と、鮑本に襄子を桓子に作る、〔公何不請至復立也〕高注に云く、公子傾魏君之女、封二之於中山一、以爲レ邑、是則中山不レ殘也、故云二中山復立一猶レ存 也と、案ずるに子は男兒の稱にして女子は之れに對して子女若しくは士女と稱す、然れども古へは男女を通じて子と曰ふ者あり、公子は公女なり、傾は其の名なり、婦人の名は門外に出さゞるを禮と爲せども、戰國の時往々名を稱する者あり、上文の陰簡及び楚策の鄭袖の如きは卽ち是れなり、尙其の例亦多し、

有事、汝必死之、故來死君也、中山君喟然而仰歎曰、與不期衆少、其於當厄、怨不期深淺、其於傷心、吾以一杯羊羹亡國、以一壺飡得士二人、

【大意】中山君、一杯の羊羹の爲に國を亡げ、一壺の飡食の爲に二士を得たることを敍し、以て人の恩讐共に意外の邊に在るをいふ、

【通釋】中山君が諸の都邑の士大夫を饗應せし時、司馬子期なる者亦其の席に列りて在りしが、如何なる間違ひにや、羊の羹が子期の處に行渡らざりしかば、子期之を怒りて遂に楚國に出奔し、楚王に說きて中山を伐ちたり、中山君戰ひに敗れて國を亡げ出したるに、見慣れぬ二人の者、戈を手に挈げて中山君の後に附き來る、中山君之を怪み、顧みて其許は如何なる者ぞと問ひしに、二人對へて曰く、臣父ありしが、嘗て甚しく餓ゑ、將に死せんと致せし時、我が君は一壺の辨當を父に下し賜はりて、御救ひ下されたり、臣が父將に死せんとする時に臣に謂ひて曰く、中山の國家に若し事あらん日は、汝必ず我が君の爲に身を棄てゝ父の受けたる御恩を報ぜよと、斯く申付けられたる故に、其の遺言に從ひて今來りて御供を仕り、君の爲に一命を奉げんと致すなりと、中山君之を聞き、喟然と溜息を吐き、天を仰ぎ歎じて申すに、人に物を與ふるには多少を論ぜず、宜しく其の甚だ困厄する時に於てすべく、人の怨みといふものは深淺を問はず、只其の感情を害せし時に於て生ずるものなり、吾れは只一杯の羊羹の爲に國を出でて斯く逃走することとなりしが、又只一壺の飡食の爲に思ひ懸けぬ二人の士を得たり、恩讐共に思ひ設けぬ處に在るものなりと、

【解義】〔饗都士大夫〕都邑の士大夫を饗應するなり、閻若璩曰く、都與邑、雖有大小、君所居、民所聚、有宗廟、及無之別、其實古多通稱と、鮑彪曰く、霍光傳都士注、都試也、此言已試而饗之と、今都邑の說に從ふ、〔司馬子期〕鮑注に中山人、後爲楚昭卿とあり、〔羊羹不遍〕不遍は「アマネカラズ」にて、

の申すに、それは何故を以てなりやと、李疵對へて曰く、中山の君は、或は車蓋を傾け或は車を輿にして、窮閭隘巷の裏長屋に住居する貧士と交り、之を尊敬朝省するもの實に七十戶あり、此の如く士を敬することを務むる故に伐つべしと申上げしなりと、主父之を聞き怪みて申すに、それならば是れ賢君といふべきなり、其の樣なる賢君ならば、何ぞ伐つ可けんやと、李疵曰く、然らず、只士を擧ぐることのみ務むれば、人民皆名を知られんことを務め心を農業に用ひず、賢者を尊び、之に朝すれば、貧士の耕耘せずして君の尊敬を受くるを見て、民皆耕耘を怠り、遊惰に流れ、隨ひて戰士軍人も懦弱となり、戰鬪の用に立たず、此の若くにして滅亡せざるものは、未だ之れあらざるなりと、

【解義】〔主父〕高注に云く、主父趙武靈王也と、既に趙策に見えたり、〔李疵〕同注に趙臣也とあり、〔所傾蓋與車至七十家〕蓋は車蓋なり、人に遇ひて敬禮する時は蓋を傾く、輿は「トモニ」と訓ず、輿車は同車に同じ、或は蓋を傾け、或は車を輿にし、以て士を尊敬するをいふ、窮閭は行き詰りたる邑里、隘巷は狹き路次といふことにて、皆貧人の住む處なり、朝は臣下が君に對し、卽ち賤者の尊者に對して用ふる字なれども、尊者より賤者に對していふことあり、史記司馬相如傳に臨邛令謬爲恭敬、日往朝相如とあるも此の類なり、朝覲、朝會の朝にあらずして朝省の義なり、日々機嫌を聞きに往くことなり、〔李疵曰不然至未之有也〕鮑注に云く、本謂農業と、又云く、皆不强力也、以賢者不耕戰故と、懦は音「ジユ」、弱なり、

○中山君饗都士大夫、司馬子期在焉、羊羹不遍、司馬子期怒而走於楚、說楚王伐中山、中山君亡、有二人挈戈而隨其後者、中山君顧謂二人、子奚爲者也、二人對曰、臣有父、嘗餓且死、君下壺飡餌之、臣父且死曰、中山

顏色を變じて悅ばず、甚だ不平不安の樣子なり、司馬憙乃ち中山王に謂ひて曰く、趙は强國なれば、其の威力を負みて、陰姬を所望するは必定なり、王若し之を拒みて與へずんば、趙必ず怒りて我れを伐つべければ、我が社稷危し、さらばと申して請はるゝまゝに之を與へば、天下諸侯に、我が意氣地なきを笑はるべし、中山王曰く、然らば如何致せば宜しからん、司馬憙曰く、王今急に陰姬を立てゝ王后と爲され、以て趙王を斷念せしむるに如かず、世の中に人の后を求むる者はなし、趙王とてもまさかに后となりし者を所望は致すまじ、假令之を請はんと欲しても、隣國諸侯が其の不義を責めて之に同意せざるべし、故に今の内に后と爲さるゝに如かずと、中山王因りて遂に陰姬を立てゝ后と爲したるに、趙王も亦別に請求の申込みもなさゞりき、

【解義】〔趙王意移〕移は動と同意なり、〔口不能無道爾〕道は「イフ」と訓ず、無の字なきと同意なり、

○主父欲伐中山、使李疵觀之、李疵曰、可伐也、君弗攻、恐後天下、主父曰、何以、對曰、中山之君、所傾蓋與車、而朝窮閭隘巷之士者、七十家、主父曰、是賢君也、安可伐、李疵曰、不然、擧士、則民務名不存本、朝賢、則耕者惰、而戰士懦、若此不亡者、未之有也、

【大意】趙王、中山を伐たんと欲し、先づ李疵をして之を偵察せしむ、李疵歸りて其の伐つべきをいふ、視る所、普通に異なり、鮑彪、吳師道、共に李疵の賢を排斥し、耕戰の說を唱道するを以て、人主に迎合するの小人と爲す、王陽明曰く、李疵知中山之未可伐、而主父之意、未可遽回、故設詞以嘗之、庶因此而戢兵と、

【通釋】趙の主父、中山を伐たんと欲し、先づ李疵をして中山の樣子を偵察せしむ、李疵歸りて報告して申すに、趙は今伐つべき時なり、若し君が攻めさせられずんば、恐らくは天下に後れを取らるべしと、主父

輔は人の頬骨なり、眉上を衡といふ、鮑注に犀角首骨、偃月額骨とあり、是れ皆骨相上の名稱なり、

趙王意移、大說曰、吾願請之、何如、司馬憙曰、臣竊見其佳麗、口不能無道爾、即欲請之、是非臣所敢議、願王無泄也、司馬憙辭去、歸報中山王曰、趙王非賢王也、不好道德而好聲色、不好仁義而好勇力、臣聞其乃欲請所謂陰姬者、中山王作色不說、司馬憙曰、趙强國也、其請之必矣、王如不與、即社稷危矣、與之、即爲諸侯笑、中山王曰、爲將奈何、司馬憙曰、王立爲后、以絕趙王之意、世無請后者、雖欲得請之、鄰國不與也、中山王遂立以爲后、趙王亦無請言也、

【通釋】 趙王、司馬憙より陰姬の美なることを聽き、案の如く心動き、大に悅びて申すに、陰姬なるもの其の樣なる美人なれば、何卒吾れ之を貰ひ受けたし、如何と、司馬憙曰く、臣竊かに佳麗なる容姿を見、何と形容して宜しきや、臣の口に言ふその出來ぬを恨むのみ、それは〳〵とても言語に形容し難き美人なり、王若し之を御所望とあらば、是れ王の思召し次第のことにて、臣の敢て彼れ是れ申上ぐべき所にては之なし、唯王の思召し通りに遊ばさるべきなり、さりながら此の事は極く祕密にして、決して他に御洩らしなき樣に願ひたしと、やがて司馬憙は趙を辭し去り、中山に歸り、中山王に報告して曰く、趙王は甚だ庸愚にして賢王にはあらず、道德を好まずして、聲色を好み、仁義を好まずして勇力を好めり、臣、趙王が我が宮中にて評判の所謂る陰姬なるものを我が君に請ひ求めんと欲する由を聞けりと、中山王之を聞き、乍ち

きて特に以て人間にあらず神人と爲し、とても言語に形容の及ばぬ程にて、其の容貌顏色、固より已に類を絶ち人にすぐれたるのみならず、乃ち其の眉目准頞權衡犀角偃月等の骨相に至りても、彼れは實に帝王の后たるべき者にて、諸侯の姬などの人相にあらずと、陰姬の非常の美人なることを說きて、趙王の心を挑發せり、

【解義】〔陰姬與江姬爭爲后〕陰姬は陰簡なり、江姬も亦中山君の妾なり、〔陰姬公〕父を公と曰ふ、鮑注に姬父也とあり、〔事何可豫道者〕闞君長曰く、事之成否不可先言と、鮑注には、言將厚報之、未可先言とあり、然れども陰姬公の語氣によりて考ふれば、蓋し公は司馬憙の言を聽きて之を尤もなりとし、豫め之に處するの策を憙に依賴相談せしなり、事の字は、直ちに上の憙の「事成」云々の事の字を承けていふ、卽ち其の事は如何にしてよろしきや、豫め之に處するの良策あらば御賢慮を煩はしたしとの意に見るべし、故に司馬憙も其の依賴を諾し、（前章によれば、陰姬を后と爲すは元と己れの地位の安泰を圖る爲なれども、表面はどこまでも恩を陰姬に賣る爲に、殊に其の父に向ひて是の言を爲したるものなるべし）王に上書し、趙にゆく等、下文の如き段取りになるなり、然らずんば、姬公の言、下文に連屬せず、〔司馬憙卽奏書中山〕卽の字は上の姬公の言を承けて、卽ち其の依賴を承けての意なり、憙の是の言、甚だ突然に似たれども、中山常に趙の壓迫を患へ、趙の勢力を挫くは中山王の日夜苦慮する所、憙之を利用して趙に往くの手段と爲しゝなり、〔商敵爲資〕商は量なり、「ハカル」と訓ず、資は材料なり、闞君長曰く、商較敵勢爲戰之資と、資は必ずしも戰ひの資に限らず、所謂弱趙强中山策の資料と爲すをいふ、〔人民謠俗〕徒歌曰謠とあり、俗歌のことなり、〔以臣所行多矣周流無所不通〕以の字正解に衍となせども、以は以爲と同じ、「オモフニ」と訓ず、周流は猶周遊の如し、周ねく天下を流遊することなり、通の字、鮑本に至に作る、〔特以爲神人言不能及也〕人の字、姚本に力に作る、安井息軒曰く、神字句、力言其美不能及也、鮑改力爲人、非と、〔其眉目准頞權衡犀角偃月〕准は準に通ず、鼻頭を準といふ、頞は音「アツ」、玉篇に鼻莖也とあり、權は顴に通ず、輔骨を顴といふ、

諸俗、容貌顏色、殊無佳麗好美者、以臣所行多矣、周流無所不通、未嘗見人如中山陰姬者也、不知者、特以爲神人、言不能及也、其容貌顏色、固已過絕人矣、若乃其眉目准頞權衡、犀角偃月、彼乃帝王之后、非諸侯之姬也、

【大意】是の章は蓋し前章と同事にして傳を異にするものなり、坊本、前章に連屬せり、

【通釋】陰姬、江姬の兩美人、互に中山王の后と爲るを爭ふ、司馬憙、陰姬の父に謂ひて申すに、此度の事若し成らば、貴君も封爵を得て、土地を有し人民を子とするを得べく、事若し成らずんば、一身の破滅となる恐れあり、是の一大事の場合に當り、何ぞ臣を見て御相談被成ざるかと、陰姬の父稽首して曰く、如何にも君のいはるゝ通りなり、其事に就きては、何か豫め之に處すべきよき分別ありやと相談を懸けたれば、司馬憙之を引受け、先づ書を中山王に上り、奏して曰く、臣、趙を弱め中山を強くするの道を聞けりと、中山王大に悅びて司馬憙を引見して申すに、願はくは卿の所謂る趙を弱め中山を強くするの說を聞きたしと、司馬憙曰く、臣願はくは兎に角趙に參りて、其の地形の險阻、人民の貧富、君臣の賢不肖をよく觀察し、敵情を商量して計畫を立つるの資料に致さん、さもなくば未だ豫め何共申上ぐることは出來難しと、中山君乃ち司馬憙を趙に遣はし、其の樣子を探らしむ、司馬憙、趙に至り、趙王に見えて曰く、臣嘗て趙國は天下に有名なる音聲のよき佳麗の婦人を出す土地なりと承はり居りしに、臣今度御國境に參り、御領內の都邑に入り、衆くの人民に接し、其の謠歌風俗を觀るに、其の容貌顏色別段に優れて佳麗好美なるものを見ず、臣は以爲らく、只今迄旅行する所隨分多く、周ねく天下を流遊して、殆んど至らざる所なき位なり、然るに未だ嘗て一人も中山の陰姬の如き美人を見たることなし、知らぬ者が始めて之を見れば、皆驚

之れなしと、田簡は自らおもへらく、趙の使者の歡心を取り、以て司馬憙の爲にもなるべく、以て陰簡の爲にもなるべく、又以て趙をして陰簡を請はざらしむべしと、斯く考へて司馬憙に說きたるに、果して其の如くなりき、

【解義】〔陰簡難之〕難は高注に惡也、鮑注に謂忌之とあり、〔趙使者來屬耳〕屬は猶屬目の如く、耳をとめて注意することなり、獨り趙の使者のみならず、戰國時代に在りては、他國に使ひする者皆然り、國語晉語に、若先、則恐國人之屬耳目於我也、注屬注目とあり、吳師道曰く、詩耳屬于垣、史記注屬猶注也、言趙使屬耳中山之事と、〔果令趙請之〕趙王の陰簡を請ふは、司馬憙、田簡の說を用ひて畫策せし所なれば、果令といふなり、〔田簡自謂取使〕已下記者の言なり、鮑本に謂の字を爲に作り、註に取請爲使也と、田簡自ら請ひて使と爲ることに解せり、吳師道曰く、自謂可取趙使、此書取字如此者多、爲與之善、而得其心之義と、關君長曰く、自由也、言由謂憙取使者之歡也と、今吳說に從ふ、安井氏云く、使當爲便と、亦一說と爲すべし、

○陰姬與江姬爭爲后、司馬憙謂陰姬公曰、事成、則有土子民、不成、則恐無身、欲成之、何不見臣乎、陰姬公稽首曰、誠如君言、事何可豫道者、司馬憙卽奏書中山王曰、臣聞弱趙强中山、中山王說而見之曰、願聞弱趙强中山之說、司馬憙曰、臣願之趙、觀其地形險阻、人民貧富、君臣賢不肖、商敵爲資、未可豫陳也、中山王遣之、見趙王曰、臣聞趙天下善爲音佳麗人之所出也、今者臣來、至境入都邑、觀人民

田簡謂司馬憙曰、趙使者來屬耳、獨不可語陰簡之美乎、趙必請之、君與之、卽公無內難矣、君弗與趙、公因勸君、立之爲正妻、陰簡之德公、無所窮矣、果令趙請之、君弗與、司馬憙曰、君弗與趙、趙王必大怒、大怒、則君必危矣、然則立以爲妻、固無請人之妻不得、而怨人者也、田簡自謂取使、可以爲司馬憙、可以爲陰簡、可以令趙勿請也、

【大意】　中山君の妾陰簡、司馬憙を忌む、司馬憙、田簡の說を用ひて中山君に勸め、陰簡を立てゝ正妻と爲し、恩を賣りて己れの地位を固くすることを述ぶ、

【通釋】　司馬憙、三度中山の相と爲る、中山君の寵妾陰簡甚だ之を忌み嫌へり、司馬憙の臣田簡、憙に謂ひて曰く、趙の使者我が國に來らば、何かに就きて耳をとめて聽かんと注意すべければ、使者に陰簡の美貌なることを御話しなされてはいかゞ、さすれば使者は國に歸りて、必ず其の事を趙王に告げ、趙王亦必ず心動きて陰簡を我れに請はん、若し我が君が趙のいふ儘に之を趙に與へば、最早公を邪魔にする者なく、內難なければ、公の地位は安固なり、若し我が君が趙に與へぬ時は、公因りて我が君に勸めて陰簡を正夫人と爲すべし、然らば陰簡は必ず君を德とし、限りなく其の恩に感ずべければ、是れ亦君の地位安固なりと、其の內趙の使者中山に來りたれば、司馬憙、田簡の言に從ひて陰簡の美貌を語りしに、趙王果して陰簡を中山君に請はしめたり、然るに中山君之を與へず、司馬憙乃ち中山君に謂ひて曰く、君、陰簡を趙に與へずんば、趙王必ず大に怒らん、趙王大に怒らば、君は必ず危からん、故に此の際速かに陰簡を立てゝ正夫人と爲さるゝに如かず、世間に人の正妻を請求して、望みを達せぬといひて人を怨むものは固より

【通釋】　中山の臣司馬憙、趙に使者に參り、其の序に趙の助力を得て己れの中山に相たらんことを求む、同じく中山の臣なる公孫弘は內々此の事を知り、或る時、中山君が外出せられ、司馬憙之が御者となり、公孫弘之が參乘たり、途中談話の序に、公孫弘は中山君に申し上げて曰く、一體人の臣下たる者が他の大國の威光を借りて、以て己が爲に宰相の地位を求むる如き者あらば、君に於かせられてはいかゞ思召し給ふやと、中山君の申さるゝに、若し其の樣なる不埒者がありとせば、吾れは其の者を殺して、其の肉を吾れ一人にて食ひ、人に分ち與ふることもなさず、皆食ひ竭さねば饜かぬ程に惡く思ふぞと、是に於て司馬憙、車上の軾に頓首して申すに、臣は自ら死ぬ時の至りしを知ると、中山君之を怪みて曰く、それは又何故なりや、司馬憙曰く、臣は罪に當り罷れりと、そこで中山君は覺りしものと見え、司馬憙に命じて曰く、はやく車を行るべし、其の事なれば吾れ之を知ると、其の後程經て趙より使者が中山へ參りて、司馬憙の爲に憙を中山の相と爲さんことを求む、因りて中山君は前日の事を思ひ合せ、反りて公孫弘が司馬憙を罪に陷れんとする巧みなるかと疑ひしかば、公孫弘は反りて思ひ懸けぬ嫌疑を蒙り中山に居ること能はず、遂に他國へ脫走せり、

【解義】〔司馬憙至公孫弘陰知之〕司馬憙は高注に中山臣也とあり、鮑本には司馬喜に作る、趙は強大にして中山は小弱なれば、趙の干涉を拒む能はず、故に司馬憙趙に取り入りて、其の聲懸りを以て中山の相たらんとせしなり、吳師道曰く、太史公自序、司馬氏其在レ衞者、相二中山一、徐廣云、名喜、鄒陽書、司馬喜臏二於宋一、而相二中山一、按戰國有二兩公孫弘一、一在レ齊爲二孟嘗君一見二秦昭王一者、卽此人、與二漢平津一爲レ二、韓子(韓非の說林)云、公孫弘斷レ髮、而爲二越王騎一、又一人也と、參乘は陪乘のことなり、〔頓首於軾〕軾は車の横木なり、車中にて敬禮を爲すには、此の橫木に頭を下げるなり、頓首は既に上に出づ、敬禮なり、〔臣抵罪〕抵は當なり、「アタル」と訓ず、〔君曰行吾知之矣〕鮑彪曰く、行使二之行一レ車、二人雅不二相善一、弘無レ故云然、似レ欲レ中レ喜者、故知と、

○司馬憙三相二中山一、陰簡難レ之、

なれば、其の策に乘るまじと用心して、平邑を受けざるべし、さすればたとひ齊より百の平邑を賂ふと雖も、燕趙は必ず之を受けまじと、藍諸君曰く、善しと、因りて張登を齊に遣はし、齊王に說かしめたるに、張登の言の如く、果して齊より是の辭を以て中山に申し來りたれば、中山は齊の言に因りて其の通りに燕趙に通告して、齊の方には往かざりしかば、燕趙に於ても果して張登の言の如く倶與に中山を輔佐して、其れをして王號を稱せしめ、此の王號事件は遂に定まれり、

【解義】〔王發重使〕王は齊王を指す、重使とは重き人物を選びて使者とすることなり、〔是以陰之〕陰は塞なり、「フサグ」と訓ず、卽ち「閉關不通」をいふ、〔以積厚於燕趙〕厚は親厚なり、積は「ツム」と訓ず、有るが上に重ぬる意にて、今迄燕趙とは親交ありしを、更に厚情を加へ重ぬることなり、〔果以是辭來〕果の上に齊の字を加へて見るべし、上の張登の言を受けて果といふなり、下の果の字も同じ、

○司馬憙使趙、爲己求相中山、

公孫弘陰知之、中山君出、司馬憙御、公孫弘參乘、弘曰、爲人臣招大國之威、以爲己求相、於君何如、君曰、吾食其肉、不以分人、司馬憙頓首於軾曰、臣自知死至矣、君曰、何也、臣抵罪、君曰、行、吾知之矣、居頃之、趙使來爲司馬憙求相、中山君大疑公孫弘、公孫弘走出、

【大意】司馬憙、趙の力を借りて中山に相たらんと欲す、公孫弘之を知りて、之を中山君に彈劾せんとしたるを、司馬憙に機先を制せられ、反りて中山君の疑ひを受けて出奔するに至ることを述ぶ、陸深云く、弘中司馬憙、而先露言、故意得反客爲主、以中公孫、妙哉と、

山、而已親之也、雖百平邑、燕趙必不受也、藍諸君曰、善、遣張登往、果以是辭來、中山因告燕趙而不往、燕趙果俱輔中山、而使其王事遂定、

【通釋】　藍諸君は張登の演ぶる所を聽き居りしが、今張登が地も虧けず、兵も用ひずして中山の王を廢すべしと言へるを聽きて、乃ち問ひを發して申すに、然らば則ち子の所謂る方法とは如何なる事かと、張登曰く、王には丁重なる御使者を中山に御發遣になり、中山君に告げしめて、寡人が關門を閉ぢ貴國の使者を通せざる所以は、貴國が獨り燕趙にのみ相談して共に王と爲りて、寡人へは何の相談もなき故、是を以て交通を絶ちたるなり、王(是の王は中山君を指す)若し玉趾を擧げて齊國に參られ、寡人に面會せられ、好意を表せられなば、寡人に於ても亦君を佐けんと申さば、中山君は固より燕趙の己れを援けざるを恐るゝ折柄なれば、今齊の卽ち王を援けんといふ辭を聞きて、中山君は必ず燕趙との關係を遁れて、王(齊王を指す)と會見すべし、是の事を燕趙が聞かば、必ず怒りて中山と交りを絶たん、そこで王(齊王)も亦中山と交りを絶たれなば、中山は全く孤立となるべし、孤立無援の境遇にならば、中山はあれども無きが如きものなれば、我れより之を廢せずとも、中山は自然自滅すべきなり、此のやうなる事を以て齊王に說かば、齊王は之を尤なりと聽かるゝや如何と、藍諸君曰く、是れならば齊も必ず聽かん、然しながら是れでは中山を廢する所以にして、何しに中山を存することにならんやと、張登曰く、いや是れが卽ち中山王の存する所以になるなり、如何となれば、齊王若し臣が說を聽き、前に演べたる如きの辭を以て我が中山に來らば、我れは又齊より申し來りし言によりて其の通りに之を燕趙の方に申し送り報告して、而して齊の方には往かずして、燕趙の方に好意を積むやうにせらるれば、燕趙は齊王を怪しみて必ず申さん、齊の平邑を割きて以て我れに賂はんと欲するは、其の實中山王を廢せんとするにはあらず、只我れと中山との中を離間して、己れが中山に親まんと欲するため

ず、〔欲割平邑以賂燕趙〕平邑は地名、呉注に曰く、正義引括地志、平邑故城在魏州昌樂縣東北と、賂は「オクル」と訓ず、姚本、坊本共に賂に作る、後文によれば、賂に作るを正と爲すべし、〔藍諸君〕鮑注に中山相也とあり、呉師道曰く、索隱云、戰國策望諸作藍諸、愚按燕策望諸相中山、恐卽此人、與樂毅同號者、索隱指爲毅、則誤矣と、〔燕趙好位而貪地〕位は地位名望なり、闞君長曰く、位蓋尊位、言好齊王貪賂地と、乃ち尊位の齊王を好むこと、位、鮑本には倍に作る、注に云く、倍謂背約と、今案ずるに、位は王位なり、燕趙、齊に與せば、既に共に王位を稱し、而も又同時に平邑の地を得るを謂ふ、〔然則王之爲費且危〕爲を以て句と爲す、行爲なり、「シワザ」と訓ず、〔首難也〕首は始なり、「ハジムル」と訓ず、

藍諸君曰、然則子之道奈何、張登曰、王發重使、使告中山君曰、寡人所以閉關不通使者、爲中山之獨與燕趙爲王、而寡人不與聞焉、是以隘之、王苟擧趾以見寡人、請亦佐君、中山恐燕趙之不己據也、今齊之辭云卽佐王、中山必遁燕趙、與王相見、燕趙聞之、必怒絶之、王亦絶之、是中山孤、孤何得無廢、以此說齊王、齊王聽乎、藍諸君曰、是則必聽矣、此所以廢之、何在其所以存之矣、張登曰、此王所以存者也、齊以是辭來、因言告燕趙而無往、以積厚於燕趙、燕必曰、齊之欲割平邑以賂我者、非欲廢中山之王也、徒欲以離我於中

極なれば、我れ今平邑を割きて以て燕趙に賂ひ、兵を出して共に中山を攻めんとすと、中山の相藍諸君之を聞き、甚だ之を患ふ、張登因りて藍諸君に謂ひて曰く、公は何故其の様に齊の事を御心配なさるゝやと、藍諸君曰く、齊は強くして萬乘の大國なり、我が中山と名を等しくするを羞ぢ、其の土地を割きて燕趙に與へ、兵を出して以て我が中山を攻むるを憚らず、今にも我が國に押寄せ來らんとす、元來燕趙の二國は地位格式を好み、而して又土地を貪るの風あり、それ故吾れは燕趙二國が齊の贈賂を受けて、吾れには據り與せずして、齊に屬せんを恐る、然る時は我が國は之を大にしては一國の安危に關し、之を次にしても王を廢さねばならず、何れにしても大事の場合なれば、いかんぞ吾れ心配せざるを得んやと、張登曰く、それなれば御心配に及ばず、請ふ燕趙をして貳心なく固く中山を輔助して、中山の王位を成立して此の事件が遂に安定なる様に致すべし、公は之を欲し望まるゝや如何にと、藍諸君の申すに、それこそ我が願ふ所なれと、張登曰く、然らば先づ請ふ公を以て假りに齊王と看做して、試みに某が説を述ぶべし、公若し其の説を可なりと思はれば、乃ち之を決行あるべしと、藍諸君曰く、願はくは其の説を聞かん、張登曰く、今王の（王は齊王を指す、齊王に對して言ふ積りなれば、其の心して見るべし、下同じ）御領地を割きて之を燕趙に賂ひ、兵を出して中山を攻むることを憚からざる所以のものは、其の實唯中山の王を廢せんと欲せらるゝがためなるべし、齊王曰く、如何にも其の通りなり、曰く、然らば則ち王の爲され方は、無益の費用もかゝり、且つ至りて危險なり、何となれば、夫れ地を割きて燕趙に賂ふは、是れ敵の力を強くするなり、又兵を出して中山を攻むるは自ら求めて難を始むるなり、王今此の二つの事を行はれて、而かも王の中山に對して要求せらるゝ事は必ずしも得られず、されば勞して功なきことなり、それよりは王若し今臣の申上ぐる方法を御用ひにならば、御領分も虧け減らず、兵力も御用ひにならずして、自然に中山の王を廢するを得べしと、斯く齊王に申さば、齊王は必ず子の方法といふは如何なることかと問はるゝに相違なしと、

【解義】〔何侔名於我〕侔は齊等なり、「ヒトシ」と訓

名於我、欲割平邑以賂燕趙、出兵以攻中山、藍諸君患之、張登謂藍諸君曰、公何患於齊、藍諸君曰、齊強萬乘之國、恥與中山侔名、不憚割地以賂燕趙、出兵以攻中山、燕趙好位而貪地、吾恐其不吾據也、大者危國、次者廢王、奈何吾弗患也、張登曰、請令燕趙固輔中山、而成其王、事遂定、公欲之乎、藍諸君曰、此所欲也、曰、請以公爲齊王、而登試說、公可乃行之、藍諸君曰、願聞其說、登曰、王之所以不憚割地以賂燕趙、出兵以攻中山者、其實欲廢中山之王也、王曰、然、然則王之爲、費且危、夫割地以賂燕趙、是強敵也、出兵以攻中山、首難也、王行二者、所求中山未必得、王如用臣之道、地不虧而兵不用、中山可廢也、王必曰、子之道奈何、

【大意】是の章、前章と異同あれども、同じく中山の王たるに對して齊の故障ありしを、張登、中山君に說きて王位を定めたることを述べたれば、恐らくは前章の事と同事異聞なるべし、

【通釋】中山、燕趙と與に王位に就きしかば、齊國は關門を閉鎖して中山の使者を通ぜず、其の宣言に曰く、我が齊國は萬乘の國なり、中山は千乘の國なり、然るに何ぞ我が國と同等に王名を稱するや、僭越至

也と、齊を五國の中に入れたるは不可なり、與は許なり、「ユルス」と訓ず、同意することとなり、下の「與ニ之王一」「羞下與ニ中山一之爲上レ王、」「果與ニ中山王一」等の與の字皆同じ、〔此是欲皆在爲王而憂在負海〕欲憂の字、共に五國に屬して見るべし、五國の欲は同じく王たるに在る故に、終には相憎むに至るべく、而して五國の憂とする所は、同じく齊の之を妨ぐるに在る故に、若し齊より手嚴しく之に反對すれば、反りて五國の結合心を堅くする故、齊の不利益となる、故に之に關渉せず、五國互に相憎むの時を待ちて、齊の利を圖るに如かずといふが張丑の意なるべし、張丑の言は總べて此の意を含みて見ざれば解し難し、〔是奪五國而益負海也〕奪益の字、皆中山に屬して見るべし、中山を五國中より奪ひて、之を齊の方に益し加ふるの意なり、坊本改めて四國に作り、注に云ふ、元作レ五、下同と、蓋し後の「四國」に混同して謬れるならん、正解の此處を五國に作るは可なり、而して後の「四國」をも併せて五國に作るは不可なり、共に妄と謂ふべし、姚本是處を五國に、後を竝に四國に作る、正と爲すべし、上に辯じたる張丑の意を帶して前後を熟讀すれば、自ら釋然たるものあらん、〔致中山而塞四國至失四國也〕塞は「フサグ」と訓ず、道を塞ぎ交通を絶つことにて、即ち敵にするといふことなり、五國中の中山を齊に招き致せば、あとは四國となる故に、「塞ニ四國一四國寒心」「失ニ四國一」といふなり、故は「コトサラニ」と訓ず、〔善以微計薦中山之君久矣〕微計は正解に謂ニ密計一也とあり、薦は進なり「ス、ム」と訓ず、〔齊欲伐河東〕河東は鮑注に魏地とあり、程恩澤曰く、胡三省曰、河東地蓋安邑大陽蒲坂解縣瀕レ河之地、但此處河東、據ニ策文一當レ兼ニ屬趙魏一、姑錄以俟レ考と、〔齊羞與中山之爲王甚矣〕之の字坊本改めて竝に作る、蓋し前の齊王の言によりて改めしならん、〔豈若令大國先與之王以止其遇哉〕豈若は不レ若の意なり、大國は趙魏を指す、〔果絕齊而從趙魏〕是の果の字及び上の二の果字、皆張丑の言に對していふなり、

○中山與ニ燕趙一爲レ王、齊閉レ關不レ通ニ中山之使一、其言曰、我萬乘之國也、中山千乘之國也、何侔ニ

山王一而親レ之、中山果絶レ齊而從ニ趙魏一、

【通釋】　齊人張丑、田嬰が張登の言を聽きて中山王を召さんとするを聞き、田嬰に謂ひて曰く、中山の使者の言を聽かるゝは甚だ不可なり、何となれば、臣之を承るに、同じ欲望を抱く者は、其の欲望の爲に互に相憎み合ひ、又同じ憂患あるものは、互に相親み合ふものなりと、今五ヶ國相與に王たるの時に當り、獨り我が齊國は中山の王たることを許さず、是れ五國の同欲とする所は王と爲るに在り、而して又五國の同憂とする所は、我が齊の不許に在るなり、故に今中山君を召し之と會見して、之に王たることを許さば、是れ中山を五國より奪ひ取りて、我が齊國に力を增益するなり、若し中山を我が方に招き致して、四方との交りを塞ぎ絶たば、四國は必ず懼れ寒心して先づ中山に王位を許して、特更に之と親睦せん、是れ君中山に臨み手出しして、併せて四國を失ふなり、且つ張登と申す者は、其の人と爲り、善く奇計を以て中山君に進むること久し、故に彼れの言は、信用して我が利益と爲し難しと、田嬰は既に張登の言を信じて、張丑の諫めを聽かず、果して中山君を召して之に王たることを許したれば、張登豫ねての見込に中り、因りて趙魏に說きて曰く、齊國は河東の地を伐たんと欲せり、それは何を以て之を知るとならば、齊は元來中山と竝びて王たることを恥辱とすること甚しかりしに、今反りて中山君を召し之と會見して、之に王たることを許せり、是れ全く其の兵力を借用せんと欲してなり、それよりは貴國の方で先づ中山に王位を許し、以て齊國と中山君との會見を沮止せらるゝに若かずと、趙魏之を許諾し、果して中山君に王位を許して之と親睦を結び、中山は又齊に絶交して趙魏の方に從ひたり、

【解義】　〔張丑〕上に出づ、〔負海不與焉〕高注に曰く、負海齊也と、鮑注亦同じ、從ふべし、安井息軒曰く、此負海謂ニ中山一、故下文云、今召ニ中山一、與レ之遇、而許ニ之王一、是奪ニ四國一而益ニ負海一也、可ニ以見一矣、鮑吳以ニ負海一爲レ齊、謬矣と、蓋し安井氏は後の「益ニ負海一」の句を誤解せしにより、此の如き説を爲しゝならん、辯後に在り、但し高注に、五國之中、齊不レ欲ニ與レ之同王一

疑作レ特、在二後字上一と、今姑らく正解に仍る、〔張登〕高註に中山臣也とあり、〔不在索王〕索は「モトムル」と訓ず、鮑氏曰く、今所レ謀者救レ亡爾、不レ求レ爲レ王と、〔中山之君遺之齊〕之は張登を指す、正解、齊の字を下句に屬し、疑當レ作レ登となす、非なり、〔中山雖益廢王猶且聽也〕鮑氏云く、益猶レ甚也、言三事有二甚於レ此者一と、鈴木注曰く、雖三事加二於廢王一也と、廢王より以上の事あるもの意なり、〔是君爲趙魏驅羊也〕高注に是君爲二趙魏一驅レ羊、而使レ得レ食レ之とあり、乃ち中山を羊に比し、趙魏を豺狼の如き猛獸に比して言ふ、〔豈若中山廢其王而事哉〕中山の下に自の字を添へて見るべし、我れより強ひて其の王を廢せず、彼れをして自動的に其の王號を廢せしむるに如かずとの意なり、〔爲君難其王〕難は非難なり、鮑注に云く、難則所レ謂差二與爲一レ王と、

張丑曰、不可、臣聞レ之、同レ欲者相憎、同レ憂者相親、今五國相與王、也、負海不レ與焉、此是欲皆在レ爲レ王、而憂在二負海一、今召二中山一、與レ之遇而許二之王一、是奪二五國一、而益二負海一也、致二中山一而塞二四國一、四國寒心、必先與二之王一、而故親レ之、是君臨二中山一而失二四國一也、且張登之爲レ人也、善以二微計一薦二中山之君一久矣、難レ信以爲レ利、田嬰不レ聽、果召二中山君一而許二之王一、張登因謂二趙魏一曰、齊欲レ伐二河東一、何以知レ之、齊羞下與二中山一之爲上レ王甚矣、今召二中山一與レ之遇而許二之王一、是欲レ用二其兵一也、豈若レ令下大國先與二之王一以止中其遇上哉、趙魏許諾、果與二中

山君は必ず喜びて趙魏と交りを絶つべし、さうならば趙魏は之を怒りて中山を攻めん、中山、趙魏の兵を受けて危急の場合になり、君が其の王號に不滿なるを知らしめば、中山必ず恐れて、君の爲に其の王號を廢して、齊國の命に從はん、かやうにならば、彼の中山は只其の國を亡はんことを患へ、王號を廢しても其の國の存立するを喜び、又是の方にしても、君は御希望通りに中山の王號を廢して、而して其の國を存立せしむれば、中山は自ら王號を廢したる上に齊を德として齊に事へん、さすれば趙魏の爲に羊を驅るにまされることとならずやと、田嬰、張登の言を聽き承知して曰く、諾と、

【解義】〔犀首立五王〕犀首は公孫衍の號なり、上に出づ、五王、定説なし、高誘は齊趙魏燕中山と爲し、鮑彪は秦韓燕宋中山と爲す、吳師道は之を駁して曰く、齊魏王已久、秦之王出レ於二張儀一、宋中山俱小國、使二宋是時稱一レ王、齊何爲獨怒二中山一、況偃(宋王)之稱レ王、又在二愼靚之三年一乎、然則犀首所レ立五王、其可レ考者、韓燕趙中山、其一則不レ可レ考と、岡井叔皮更に吳說を駁して曰く、韓燕趙中山得レ之、然疑二其一一不レ加レ宋、乃云、使二宋是時稱一レ王、齊何爲獨怒二中山一、況偃之稱レ王、又在二愼靚三年一乎、殊不レ知三趙之稱レ王、却是在二愼靚三年之後一也、且宋雖レ小、亦微子之後也、非二中山之比一、齊何可レ羞二竝爲一レ王乎、吳又云、六國魏最先、趙最後、而不レ云二齊威先レ魏稱一レ王、皆未二深考一也と、後の張丑の言に據りて見れば、「今五國相與王也、負海不レ與焉」は、齊と五國と別なるを知るべく、「致二中山一而塞二四國一」は、中山の五國の內にあるを知るべし、正解は是の五王を三王の誤りとなし、五疑當レ作レ三、三王謂二燕趙中山一也、下章曰、中山與二燕趙一爲レ王、可二以見一矣といひ、而して後の五國の注に、五國蓋楚魏趙韓燕也といふ、何の故なるを知らず、秦楚齊を除くとすれば、岡井氏の說、蓋し是に近からん、〔而中山後持〕後持亦種々の解あり、正解は曰く、謂下始立二三王一之後、中山執持爭レ之而爲上レ王也と、此の說に依れば、執持とは固く議論を執持し、他國と抵抗して王と爲るを謂ふなり、高注に曰く、持中山小、故後立レ之と、岡井叔皮曰く、按呂覽注持猶レ得也、此立二四王一之後、中山得レ稱レ王也と、安井息軒曰く、把二持其議一未二肯許一と、補註に曰く、案持字

嬰曰、諸、

【大意】中山が五國と共に王たらんとせしに、齊王、其の小國なるの故を以て、拒みて之を承諾せず、趙魏と共に之を伐たんとす、中山王、張登の策を用ひ、齊を欺きて趙魏に結び、其の王位を得たることを述ぶ、

【通釋】公孫衍已に韓燕趙宋中山等の五諸侯を王位に就かしむ、而して獨り中山のみは最後に王位を得たり、其の理由は、齊王、中山君の王位に就かんとするを聞き、趙魏に申し送りて曰く、寡人は中山如き、小國と同等に竝びて王位に在ることを恥辱と致す故に、願はくは貴國と共同して中山を伐ちて、其の王を廢することにせんと、中山王之を聞きて大に恐れ、其の臣張登を召して之に告げて申すに、寡人此度將に王位に就かんとせしに、齊王は趙魏に謂ひて、寡人と竝に王たるを恥づといひて、趙魏と與に寡人を伐たんと欲する由に聞き及べり、若し左樣なる事あらば、實に我が國の存亡に關することにて、寡人は只其の國を亡はんことを恐る、王位などは別に求むる所にあらず、子の外には、能く此の危急を救ひくるゝ者なし、何とかよき分別はなきやと、張登對へて曰く、君は今臣の爲に、多くの車と重き幣物とを御調達下さらば一つ臣は齊に參りて、田嬰に面會して何とか話しを致し見んと、中山君乃ち張登の言に從ひ、支度をして之を齊に遣はしたり、張登、齊に至り、田嬰に見えて申すに、臣承るに、君は中山の王を廢せんと欲して將に趙魏と與に之を伐たんとせらるゝ由なれども、是れ甚だ過てることなり、中山如き小國を、大國が三國共同にて之を伐たるゝならば、中山は王位を廢するなどは愚なこと、それ以上の難題も、猶且つ甘んじて之を聽くべし、その上に齊國より兵を差向けらるゝ時は、中山は恐れて必ず趙魏に屬し、趙魏の爲に相成らん、是れ取りも直さず、君は趙魏の爲に羊を追ひやる如きものにて、反りて齊の不利益になるなり、それよりは、中山をして自ら其の王を廢さしめて、而して齊に從はしむる方が、齊の利益にはあらずやと、田嬰曰く、子の言の如く中山をして自ら其の王を廢して我が方に從はしむるには、奈何に致さば宜しきや、張登曰く、今君、中山君を召して、之と會見ありて、公然其の王位に就くことを承諾せられなば、中

といふべきなり、

【解義】〔樂羊〕上に出づ〔烹之作羹〕烹音「ハウ」、「ニル」と訓ず、羹は「アツモノ」と訓ず、吸物の類なり、〔樂羊食子至以求法〕已下記者の言なり、父の下に道。の字を添へて見るべし、求法とは軍法を全くするを求むるを謂ふ、

○犀首立五王、而中山後持、齊謂趙魏曰、寡人羞與中山並爲王、願與大國伐之、以廢其王、中山聞之大恐、召張登而告之曰、寡人且王、齊謂趙魏曰、羞與寡人並爲王、而欲伐寡人、恐亡其國、不在索王、非子莫能吾救、登對曰、君爲臣多車重幣、臣請見田嬰、中山之君遣之齊、見嬰子曰、臣聞君欲廢中山之王、將與趙魏伐之、過矣、以中山之小、而三國伐之、中山雖益廢王、猶且聽也、且中山恐、必爲趙魏廢其王而務附焉、是君爲趙魏驅羊也、非齊之利也、豈若中山廢其王而事齊哉、田嬰曰、奈何、張登曰、今君召中山、與之遇而許之王、中山必喜而絶趙魏、趙魏怒而攻中山、中山急、而爲君難其王、則中山必恐、爲君廢王事齊、彼患亡其國、是君廢其王而立其國、賢於爲趙魏驅羊也、田

馬を驂といふ、拊は「ウツ」と訓ず、輕擊也とあり、笞は「ムチウツ」と訓ず、拊笞皆上に出づ、新婦は御者より驂馬は借り物なる由を聞きたる故、中の服馬は夫家の馬なれば之を勞はりて、驂をば拊ちても、服を擊つなかれといひたるなり、驂馬に對して拊の字を用ひ、服馬に對して殊に笞の字を用ひて、服馬を愛するの情を見はす、用字の妙、味ふべし、岡井叔皮曰く、按此服蓋夫家之馬也、擊驂不笞服者、忠於夫家也、不笞夫家馬、滅竈徙臼二事、皆爲夫家告之也、諸解失考と、從ふべし、「車至門扶教送母曰云々」高注に云く扶謂下車と、鮑注に云く、人扶婦下と、岡井氏曰く、扶教言扶送母教諭之也、非人扶婦也、蓋婦既入見夫家之竈、因教送母、使令之、非送母將還之時戒之也、而言車至門者、示其教之之太遽也、諸解非是と、「蚤晩之時失也」補註に曰く、雖要指非新婦所宜言也、以喩忠臣可以言而不言失忠、未可以言而言危身、故云、蚤晩之時失也と、

○中山

中山の解は既に序説に出づ、

○樂羊爲魏將攻中山、其子時在中山、中山君烹之作羹、致之於樂羊、樂羊食之、古今稱之、樂羊食子以自信、明害父以求法、

【大意】樂羊、其の子を食ひて以て魏に忠義立てをせしは、父たるの道を害せることを論ず、

【通釋】樂羊が魏の大將となりて中山國を攻めたる時、樂羊の子、適〻中山に在りしかば、中山の君之を殺して羹をこしらへて、樂羊の處に贈り致しゝに、樂羊は之を受けて食ひたり、古今の人、皆其の人情忍び難き所を能く忍びて、國家に忠を盡したりとて、之を稱贊せり、然れども樂羊は我が子を食ひて以て國家に盡したりと自信すれども、是れ明かに人の父たる道を害して、强ひて人臣たるもの丶國家に對する法を求めたるものにて、甚だ人情に戾りたる仕打ち

子、故曰公孫氏と、今案ずるに、公孫氏は衛公の子孫を謂ふ、「我死子制之」制は紲錯、犁薄を制御せよといふ説あれども、只政事を制裁することに見て差支へなし、「相公期」高注に曰く、公期嗣君子也と、鮑本に公期の問、子の字あり安井息軒曰く、公期蓋衛君字、時衛衰甚、故稱其字、若是公子、不當言相、鮑公下補子字非と、

○衛人迎新婦、婦上車、問驂馬誰馬也、御曰、借之、新婦謂僕曰、拊驂無笞服、車至門扶、教送母曰、滅竈、將失火、入室見臼曰、徙之牖下、妨往來者、主人笑之、此三言者、皆要言也、然而不免爲笑者、蚤晩之時失也、

【大意】此の章、新婦の忠告、時を過りたるを以て主人の嗤笑を買ひたることを敍し、以て忠言善計も其の時機を繆れば、反りて人の嘲罵嫌忌を招くの恐れあることを警む、

【通釋】衛人新たに嫁を迎へたるに、其の婦人が夫家より迎ひの爲に來れる馬車に乘るや否や、直ちに御者に問ひて申すに、其の驂馬は誰れの所有なりやと、御者答へて曰く、是れは借り物なりと、新婦乃ち僕に命じて申すに、馬を打つならば、兩脇の驂馬を手柔かにうつべし、中の服馬を強くうたぬやうにすべしと、やがて夫家の門に至りて車を下り、家に入るや否や、送り届けの役なる母に敎へて曰く、早く竈の火を消すべし、火事の心配ありと、それより奥に參りて室に入り、臼のあるを見て曰く、是の臼を牖の下に徙し置くべし、往來する人の邪魔にならんと、之を見て主人は新婦の餘り出過ぎたることを笑へり、此の新婦の言ひし三ヶ條の事は、皆一家の主婦として至極肝要なる言なり、然るに笑はるゝを免れざる所以のものは、全く其の言ふ時を失ひて餘り早く言ひ過ぎたるためなり、

【解義】「拊驂無笞服」一車に四馬あり、中央の轅を挾みて立つ二馬を服といひ、服の外側の兩方に立つ

る事のみ御好みになる故、國事を言ふもむだなりとの考へにて、此の際にも主君に國家の大事を申上ぐるものも必ず無かるべし、然し人の臨死の時の心と平生の行ひとは異なるものなれば、子は君に斯く申上ぐべし、君の只今まで天下に行はせられたることは甚だ御間違ひなり、緤錯の如き者が國事を專斷し、而して挐薄の輩が之を輔佐致せり、此のまゝ御改革もなき時は、御家御歷代の御祭りも絶えて、御國も危からんと、此の通りに忌憚なく吾が言ひたる儘に申上ぐべしと、般順且乃ち富術の言の通りに衞君に申上げたるに、果して富術の考への如く、衞君は般順且の言を聽きて至極尤もなりとなし、因りて宰相の印を取りて般順且に與へて申すに、我れ死なば、子宜しく衞國の政事を主宰して、萬事切り盛りを爲すべしと、やがて嗣君は死去あり、般順且其の遺言によりて衞君の嗣子公期に宰相として政事を執り行ひ、緤錯、挐薄の族類、皆衞を逐はれたり、

【解義】〔富術般順且〕鮑注に皆衞人とあり、〔君必善子〕子の下に言の字を添へて見るべし、後の「君曰善」に對す、〔人生之所行與死之心異〕死の上に將の字を加へて見るべし、論語の曾子が孟敬子に告げたる、「人之將レ死、其言也善」も此れと同意なり、〔食高麗〕高誘曰く、食用也、麗美也、諸所二行爲一者、務用二高美觀目一而已、不レ務レ用レ德也と、鮑彪曰く、凡所レ養レ於二口體一、皆得レ言レ食と、吳師道は食高麗を以て人名と爲す、闞君長は食疑レ作レ飾といひ、正解は云く、食字恐衍、高麗猶二甚美一也、謂レ好二觀美一と、諸說一定せず、岡井叔皮曰く、按二文理一、食上疑脫二衣字一と、是の說に依れば、衣食の華美なるを好むことなり、姑らく之に從ふ、〔所用者緤錯挐薄也〕鮑注に二臣の名とあり、〔君之所行天下者甚繆〕天下は猶世の中といふがごとし、前の「所レ行レ於レ世」と同意なり、繆は謬と通ず、「アヤマル」と訓ず、〔自今以往者公孫氏不血食〕以往は以後に同じ、公孫氏は、高注に謂二嗣君一也、衞鬉之孫、故云二公孫氏一とあり、鮑注には衞國姓也、故商君衞之蔗孽公子也、姓公孫氏とあり、闞君長曰く、諸侯之子曰二公子一、公子之子曰二公孫一、蓋臣不三敢斥二言君之滅亡一、泛二言子孫一、故曰二公孫氏一と、正解に云く、呂子長利篇、晏子與二崔杼一盟、其辭曰、不レ與二崔氏一、而與二公孫氏一者、受二其不祥一、注公孫氏、齊羣公子之

れども、戰國時代に在りては、三百雉も小城なり、馬服君の言に今千丈之城、萬家之邑相望也とあるにても知るべし、岡井叔皮云く、百疑里之訛と、亦一說と爲すべし、

○衞嗣君病、富術謂殷順且曰、子聽吾言也、以說君、勿益損也、君必善子、人生之所行、與死之心異、始君之所行於世者、食高麗也、所用者、緤錯挐薄也、羣臣盡以爲君輕國而好高麗、必無與君言國事者、子謂君、君之所行天下者甚繆、緤錯主斷於國、而挐薄輔之、自今以往者、公孫氏不血食矣、君曰、善、與之相印、曰、我死、子制之、嗣君死、殷順且以君令相公期、緤錯挐薄之族皆逐也、

【大意】 嗣君病みて將に死せんとする時、富術、殷順且に敎へて君の非行を諫めしむ、嗣君之を納れ、殷順且に相印を與へ、後事を託したることを敍す、

【通釋】 衞嗣君病氣重りて危篤に迫りたり、富術なる者、殷順且に謂ひて曰く、子は吾が言ふことを聽きて、其の言を以て主君に說き、決して一言半句も吾が言を益損せず、吾が言ひたる通り其のまゝに君に申上ぐべし、然れば主君は必ず子の言ふ所を善しとし、子を信任せられん、人間と云ふものは、其の平生行ふ所の事は多く其の將に死せんとする時の本心とは異なるものなれば、主君に於かせられても、只今迄生平世に行はせられたる事は、何事も華美を好まれ、其の調度飲食も甚しく善美を盡され、其の御信任ありし所の者も、緤錯、挐薄の如き嬖臣なりしかば、羣臣も皆其の心の中には、我が君は國家を輕んじて華美な

【大意】衞嗣君、一罪人を魏に贖ふに一邑と百金とを以てせんとす、羣臣皆之を諫む、嗣君之に告ぐるに、敎化廉恥の土地よりも重き所以を以てす、鮑彪は之を贊して曰く、衞君之言及レ此、足二以興起一、而不レ得、豈輔レ之者、無二其人一乎、以二羣臣之所レ諫知下不レ及二其君一遠上矣、然享レ國四十餘年、不レ受二外兵一、則三百爲レ治言、允蹈レ之者歟と、吳師道は之を貶して曰く、罪人而逃、可レ謂レ無レ政矣、割レ地以求二胥靡一、可レ謂レ無レ謀矣、其言雖レ善事則疾矣と、

【通釋】衞の嗣君の時に胥靡の刑人罪あり、逃れて魏國に奔る、因りて衞君は胥靡を百金に贖はんと申入れたるが、魏之を與へず、乃ち更に左氏といふ衞の一邑を以て之を贖はんと請はしむ、羣臣諫めて曰く、百金と土地とを以て一人の胥靡を贖ふは、餘り勘定の合はぬことなれば、乃ち不可なるなからんや、御止めになる方、宜しかるべしと、衞君曰く、治亂は土地の大小によらぬものなり、敎化を以てよく人民を喩し導かば、たとひ三百雉の小城にても、十分に治を施すことを得べく、若し敎化廢れて人民に廉恥の心消滅せば、たとひ十の左氏の土地ありとも、何の用にも立たぬなりと、

【解義】〔胥靡〕高注に、胥靡有レ罪之賢臣とあり、吳師道は有レ罪而逃、何以知二其賢一といへり、胥靡は或は云く、腐刑、或は云く、相隨坐、或は云く、以二鐵鎖一相連繫と、諸說一定せず、今案ずるに、殷本紀に、說爲二胥靡一（刑人）、築レ於二傅險一の文あり、高注の胥靡を解して有罪之賢人とあるは、此れに因りて說を立てたるならん、然れども胥靡の人盡く賢者にはあらず、後人の非難ある所以なり、〔乃請以左氏〕左氏は衞の邑の名、〔百金之地〕之の字「ト」と訓ず、與の字と同義なり、禮記月令に、天子親載二耒耜一、措二之于參保介之御間一、鄭注云、保介車右也、置下耒耜于車右與二御者一間上とあり、亦以て證とすべし、〔治無小亂無大〕鮑注に大小謂レ國とあれども、此處は只土地と解するを可とす、衞君の語氣にて知るべし、〔三百之城〕單に三百にては通ぜず、百の下或は誤脫あらん、鈴木注、安井息軒、皆三百雉之城と爲す、是れ左傳蔡仲の都城過二百雉一國之害也の言に據るなり、杜預云く一雉之墻、長三丈、高一丈、侯伯之城、方五里、徑三百雉、故其大都不レ得レ過二百雉一とあり、周代には百雉も大城な

るに、王は御承諾になりたれども臣は甚だ不安にて、王の秦に事へらるゝことの時機に後れて晩くならんことを氣遣ひ申すなりと、王の曰く、それは又何故なりやと、梧下先生曰く、一體人と申すものは、人の己れに事ふることを求むるには、成るべく急速なることを要求すれども、己が人に事ふる方は、とかく緩慢に過ぎ、なほざりになり易きものなり、然るに今王に於かせられては、御自分に事ふる者に對しても甚だ緩慢で入らせらるれば、何とて能く人に事ふることを急速に遊ばさるゝことが出來ませうぞと、王曰く、何を以て余が速かに實行出來ぬといふことを知るや、梧下先生答へて曰く、それは外でもなく、衛の客は王に事へ奉らんことを求め、御國へ參りて既に三年も經過致して、未だ拜謁を得ずと申すことを承はれり、臣是の故を以て、王の秦に事へらるゝことの御緩慢になるべきを知るなりと、魏王忽ち覺りて、至急に衛の客を引見したり、

【解義】〔梧下先生〕高注に云く、先生長者有德者稱、家有二大梧樹一、因以爲レ號、若二柳下惠一と、〔未知其所之〕之は「ユク」と訓ず、是の一句、王の恐怖心を起さしむ、「不脩之日久矣」脩は高注に溫レ故曰レ脩とあり、舊好を溫むることなり、〔客趨出〕客は梧下先生なり、〔至郎門而反〕郎門は高注に續作二郭門一とあり、吳師道曰く、按韓非子、使四郎中自開三道於二郎門之內一、愚恐 郎卽廊、見二秦策一とあり、〔奚以知之〕奚は何に同じ、是れ王の言なり、〔衛客曰事王三年不得見〕正解に云く、曰字疑 當レ在二衛上一と、是の說可なるに似たり、〔魏王趨見衛客〕趨音促、義亦同じ、急に促し命じて衛客を引見したるなり、

○衛嗣君時、胥靡逃之レ魏、衛贖二之百金一、不レ與、乃請以二左氏一、羣臣諫曰、以二百金之地一、贖二一胥靡一、無二乃不可一乎、君曰、治無レ小、亂無レ大、教化喩レ於レ民、三百之城、足二以爲一治、民無二廉恥一、雖レ有二十左氏一、將何以用レ之、

○衛使客事魏、三年不得見、衛客患之、乃見梧下先生、許之以百金、梧下先生曰、諾、乃見魏王、曰、臣聞秦出兵、未知其所之、秦魏交、而不脩之日久矣、願王專事秦、無有他計、魏王曰、諾、客趨出、至郎門而反曰、臣恐王事秦之晚、王曰、何也、先生曰、夫人於事己者過急、於事人者過緩、今王緩於事己者、安能急於事人、奚以知之、衛客曰、事王三年不得見、臣是以知王緩也、魏王趨見衛客、

【大意】　衛の客、魏王に事へんとして謁を通じ、三年を經て未だ見ゆるを得ず、衛の客因りて梧下先生に金を與へて之が周旋を依賴し、遂に魏王に見ゆるを得たることを述ぶ、

【通釋】　衛君、客を魏に遣り、魏王に事へしめんとす、客、魏に至り、謁を通じて已來三年を經過したれども、未だ魏王に謁見すること能はず、衛客之れを患へ、すなはち當時魏王に信用ありし梧下先生なるものに賴みて其の望みを達せんと欲し、之れに面會して委細依賴し、報酬として百金を出すことを約したり、梧下先生之を承諾し、乃ち魏王に見えて申しけるに、臣此頃承るに、秦國は兵を出して、未だ其の往く先きが分らぬと申すことなり、何處の方面に向ふや不明なれども、何れ秦に無愛想をして居る國に向ふに違ひなからん、我が魏國も秦と交りを結びたれども、其の後交情を溫め脩めざるの日久しく、甚だ無沙汰に打過ぎ居れば、願はくは此の際專心秦國に事ふることを務められ、他計に心を移さるゝことと勿れと、魏王之を諾す、梧下先生乃ち辭して王の前を趨り出でて廊門まで參りたるが、又引き返して王に申上ぐ

に納れて、復再び之を其の手に取り返すこと能はざる者は、其の國力の弱きがためなり、然るに今衞を魏に合併せば、魏は必ず强くなるに相違なし、魏が强くなる日には、西河を取返す氣になるに相違なければ、西河の地必ず危かるべし、且つ又秦王に於ても亦公が此度征伐に向はれし事の結果を御吟味なさるに相違なければ、若し其の結果が秦の害になりて、魏の利益になる様なことがありては、秦王は必ず公を御怨みあるべしと、樗里疾の申すに、然らばいかゞ致さば宜しきや、胡衍曰く、公先づ暫く蒲を釋して攻撃を止められよ、臣請ふ此れより蒲の地に入りて、其の守禦者に戒め告ぐるに公の攻撃を釋すことを以てし、而して又衞君には公を德とする様に取計らひ申さんと、樗里疾曰く、善しと、胡衍因りて蒲に入り、其の守將に謂ひて曰く、樗里子は蒲の疲病甚しきを知る故に、吾れ必ず蒲を取らんと言ひ居れり、今臣は樗里子に說きて能く蒲を釋して攻むることなからしめんと、蒲の守將再拜して、其の恩を謝し、因りて金三百鎰を胡衍に差出して申すに、秦兵が誠に蒲を釋して去らば、請ふ子の功を衞君に言上して、子を手厚く待遇せらるゝ様に致すべしと、因りて胡衍は金を蒲より取りたる上に自ら衞國に重んぜらるゝ身となり、樗里子も亦三百金を得て秦に歸り、且つ又其の爲に衞君よりも德とせられたり、

【解義】〔爲秦則不賴矣〕高注に賴利也とあり、〔今蒲入於魏衞必折於魏〕上の魏の字、今本及び史記樗里疾傳に秦に作る、然れども文勢より考ふれば本文のまゝにして可なり、蓋し蒲は魏に近き邑なり、今秦の攻撃に堪へず、而して衞の力之を救ふ能はずとすれば、蒲人必ず魏に依りて援を求めん、是れ蒲入レ於レ魏なり、蒲にして魏に入らば、衞の衞たる所以を失ふ故に、勢ひ衞は魏に折れざるを得ざるなり、〔魏亡西河之外〕西河は河西なり、吳師道曰く、秦惠王八年、魏納ニ河西地一、後二年魏入ニ上郡於レ秦、而河西濱洛之地失スと、〔秦王將觀公之事〕秦王は昭王なり、事は蒲を伐つの事なり、〔請厚子於衞君〕厚は厚待なり、衞君をして厚く胡衍を待遇せしむるをいふなり、〔胡衍取金於蒲云々〕已下記者の言なり、〔又以德衞君也〕恩德を衞君に被せること、德の下に於の字を加へて看るべし、

所以爲衛者、以有蒲也、今蒲入於魏、衛必折於魏、魏亡西河之外、而弗能復取者、弱也、今幷衛於魏、魏必強、魏強之日、西河之外必危、且秦王亦將觀公之事、害秦以善魏、秦王必怨公、樗里疾曰、奈何、胡衍曰、公釋蒲勿攻、臣請爲公入戒蒲守、以德衛君、樗里疾曰、善、胡衍因入蒲、謂其守曰、樗里子知蒲之病也、其言曰、吾必取蒲、今臣能使釋蒲勿攻、蒲守再拜、因效金三百鎰焉曰、秦兵誠去、請厚子於衛君、胡衍取金於蒲、以自重於衛、樗里子亦得三百金而歸、又以德衛君也、

【大意】秦の樗里疾、衛の蒲を攻む、胡衍なる者、蒲人に説きて三百金を得て、之を樗里子に與へて兵を罷めしむ、是に於て胡衍は衛に重ぜられ、樗里疾も金を得たる上に衛君に德を賣りたり、王士崧曰く、全く放利而行と、眞に然り、

【通釋】秦、樗里疾をして衛の地蒲を攻めしむ、衛、大に困む、胡衍なる者、衛の爲に樗里疾に説きて曰く、一體公が蒲を伐たるるは、以て秦の利益の爲にせらるゝか、或は又魏の爲にせらるゝか、若し魏の爲にせらるゝならば、蒲を伐つも至極善き事なれども、若し秦のためならば、反りて不利益なり、其の故如何となれば、衛國の衛國として立つを得る所以は、全く蒲といふ土地の有るを以ての故なり、然るに今蒲は秦の攻伐に堪へずして魏に賴り入らば、衛は必ず無論魏に折れて魏と結ぶべし、魏は先年西河の地を秦

○智伯欲襲衞、乃佯亡其太子、使奔衞、南文子曰、太子顏爲君子也、甚愛而有寵、非有大罪而亡、必有故、使人迎之於境曰、車過五乘、愼勿納也、智伯聞之乃止、

【大意】　此の章亦智伯の襲擊に對する文子の先見を敍す、○高本には前章と連ねて一章と爲す、

【通釋】　智伯、衞を襲はんと欲し、種々計略をめぐらしたれども、衞に油斷の乘ずべきなし、乃ち一策を案じ、其の太子の名は顏と申す者に命じ、佯りて智伯に罪を得たるが如くに裝ひ、逃亡して衞國に出奔せしむ、南文子之を怪みて曰く、太子顏は一國の君の子なり、甚だ寵愛せられ居る者なり、而るに大罪もなくして其の國を逃亡するとは、必ず何か子細のあることならんと、因りて人を國境に派出して太子顏を迎へしめ、且つ之に命じて曰く、若し太子一行の車數、五乘よりも多き時は、愼みて入國を辭し、國内に納るゝ勿れと、智伯此の事を聞き、亦策の行はれざるを知りて之を止めたり、

【解義】　〔仍佯亡其太子〕佯は「イツハル」と訓ず、亡は驅落をさせることなり、〔太子顏爲君子也〕鮑注に顏太子名、君謂智伯とあり、〔車過五乘愼勿納也〕眞の逃亡者ならんには從車の衆き理なく、且つ萬一の場合にも從者の衆きは擊ち取るに容易ならず、故に五乘に過ぎば納るゝ勿れといふなり、

嗣君

名は樂沓、平侯の子、其の元年は卽ち周の顯王の四十五年丁酉なり、

○秦攻衞之蒲、胡衍謂樗里疾曰、公之伐蒲、以爲秦乎、以爲魏乎、爲魏則善、爲秦則不賴矣、衞

【大意】智伯、衞を伐たんと欲して、先づ厚く衞に贈り物を爲す、衞の君臣皆悅びしに、獨り南文子之を怪み、衞君に警告して邊境の守備を嚴にす、智伯、謀を覺られしを知り、遂に衞を伐つことを止めたることを述ぶ、

【通釋】智伯、衞を伐たんと欲し、先づ敵に油斷せしむる爲に、衞君に野馬四百匹と白璧一とを遺らしむ、衞君果して大に悅び、羣臣一同も皆悅びを申上げたり、然るに獨り大夫の南文子のみは悅びを述べざるのみならず、甚だ心配の樣子なりしかば、衞君之を怪み問ひて曰く、大國の智氏が大に我れに好意を表し來り、誠に悅ばしきことなり、而るに子獨り憂色あるは何故なりやと、文子答へて申すに、何も手柄もなきに賞與を受け、何も骨折りたることもなきに謝禮をもらふといふは、何か子細のあることなるべければ、とくと御考察なされずばなりませぬ、それに又野馬四百と璧一といふ贈り物は、此れは小國が大國に對して致す所の禮なり、而るに今反りて大國なる彼れより我が小國に向ひて此の禮を致すは、別して怪しむべきことなり、何卒我が君に於かせられては、よく〳〵御用心ありて然るべしと、衞君乃ち文子の言を以て邊境を守る者共に告達し、守備を嚴にせしむ、一方智伯は、先きの贈り物によりて衞の君臣必ず油斷して守備もおろそかに致し居らんと考へ、果して文子の言の如く、兵を起して衞を襲はんと、其の國境に至りしに、案に相違して守備の嚴重なるを見て、其のまゝ引返し歎賞して申すに、衞國には偉い賢人が居るに相違なし、我が襲擊に先ちて我が計略を覺り知れりと、

【解義】〔遺衞君野馬四百白璧一〕高注に云く、野馬騊駼也、四百乘也、璧玉環也、肉倍好曰璧と、騊駼は玉篇に良馬の名とあり、揚雄の解嘲の注に騊駼馬出北海上、陶塗北方國名、本國出馬、因以爲名とああり、肉は邊なり、好は孔なり、玉環の邊、其の孔の倍なるを璧といふ、正解に云く、按高注百下、疑脫百字と、坊本に白の字なし、岡井叔皮曰く、百疑本作白、後誤作百、更加白字、高田四百乘也恐非是と、今按ずるに、岡井氏の說、是なり、〔以其言告邊境〕其言は文子の言なり、

是時已有犀首、非魏官矣、意嘗其爲姓名或號、說見秦策、然則此犀首者、亦晉之臣歟と、「嘗無一介之使以存之乎敢請其罪」、介は一箇と云ふが如し、存は問なり、見舞のこと、既に上に出づ、請其罪は其の罪名を請ひ問ふの意にして、乃ち自分に如何なる罪ありて然るかと推し尋ぬる義にして、先方の過失を自分の罪として云ふ、婉辭なり、「已將移兵造大國之城下」已は「スデニ」と訓ず、「ヤガテ」の意なり、田汝成云く、已將猶言卽將と、從ふべし、「束組三百組」高注に云く、組斜文紛綬之屬也、十首爲一緄と、組は前に出づ、緄音「コン」、說文に繡帶也、詩の毛傳に繩也とあり、蓋し繩帶を以て組を束ねたるものなり、十首を一緄と爲せば、三百緄は三千首なり、「是勝黃城不必敢來」是は犀首を指す、下の二の是の字皆同じ、「內臨其倫」內は犀首の本國內をいふ、倫は高注に等也とあり、等輩なり、臨は上より下を見下すことにて、犀首が功を以て同輩の上に位するをいふ、「夫在中者惡臨議其事」夫は「カノ」と訓ず、在中者とは國內に在る犀首の同輩をいふ、議は鮑注に謂譖短之とあり、「坐御以待中之議」坐御の二字、諸說明かならず、岡井叔皮曰く、御制也、淮南子、國不可從外理、軍不可從中御、此蓋言爲在中者被坐制、以待中之貶議也と、是に似たり、安井息軒曰く、坐御、坐御羣下也、謂曠日持久と、「破心而歸」鮑注に破心懼貌とあり、

○智伯欲伐衞、遺衞君野馬四百、白璧一、衞君大說、羣臣皆賀、南文子有憂色、衞君曰、大國大懽、而子有憂色何、文子曰、無功之賞、無力之禮、不可不察也、野馬四百璧一、此小國之禮也、而大國致之、君其圖之、衞君以其言告邊境、智伯果起兵而襲衞、至境而反、曰、衞有賢人、先知吾謀也、

とす、南文子之を止めて、犀首の必ず來らざるべきを言ふ、果して其の言の如し、

【通釋】 魏の將犀首、黃を伐ちに參る途中、衞國を通過せるに、衞君、人を遣はして之を慰勞せず、犀首之を不滿に思ひ、黃より人を衞に遣はし、衞君に謂はしめて申すに、敝邑の軍勢が貴國の郊外を通過致し丶に、曾て一人の御使ひを賜はりて某を御慰問下さらぬといふは、何か某の身に不都合の事あるに因るべし、敢て其の罪を承はりたし、今黃城は最早落城に近づきたれば、落城次第やがて將に其の兵を移して貴國の御城下に參りて、其事を承はるべしと、衞君は之を聞きて大に懼れ心配し、直ちに束ねたる組三百緄と、黃金三百鎰とを使者に持たせ、將に之を遣らんとせしに、大夫の南文子之を押止めて曰く、それは御無用になさるべし、彼れはあのやうなることを申して參りたれども、臣思ふに彼れ黃城に勝たば、必ず敢て此の方に來らずして直ちに其の國に引き揚ぐべし、若し勝たず敗軍致さば、亦必ず敢て此の方には參らざるべし、何となれば、彼れにして黃城に勝たば、其の大なる功績と美なる名譽とを負ひて、其の國內の同輩に臨み、同輩の上に立つべし、さすれば國內に在る同輩は其の下風に立つを惡みて、何か彼れの越度を見付けんと、彼れの行事を誹議致すべし、苟くも大なる名譽を蒙り、成功を挾持する身にして、居ながら國中に在る者の誹議を待つといふことは、假令犀首をして愚ならしむるも、決して其の樣なることは致すまじ、故に勝たば早速其の國に歸るべく、況んや彼れ若し黃城に勝たず敗軍致さば、恐懼狼狽、心を取り亂して其の國に走り歸り、只其の戰敗の罪を免れざることを恐れ、安んぞ敢て衞を攻めて以て其の勝たざるの罪を重ぬることを致さんやと、因りて衞君は使ひを遣ることを見合せたるが、果して南文子の言の如く、犀首は黃城に勝ちしが、其のまゝ師を帥ゐて其の國に歸り、遂に敢て衞の城下を過ぎざりき、

【解義】〔犀首〕鮑注に魏官也、非二公孫衍一とあり、公孫衍も犀首と稱せし故、之と別人なることを辯ぜしなり、吳師道曰く、據二左傳一、南文子相二衞悼公一、悼公與二智伯一並レ時、則犀首非二公孫衍一矣、司馬彪謂二犀首一、爲二魏官一、以二此策一考レ之、悼公元年當二貞定王元年一、至二威烈王二十三年一、三晉始爲二諸侯一、時六十餘年、

君に象る故に此くいふなり、「日并燭天下者也」燭は玉篇に照也とあり、「テラス」と訓ず、「前之人煬則後之人無從見也」煬音「ヤウ」、鮑注に炙燥也とあり、身をあぶり暖を取ることなり、淮南子に富人衣纂錦、貧人煬竈口とあり、闕君長曰く、後之人無從見、猶言無從見後之人也、以人當竈、以喻蔽君明也と、「司空狗」司空は本と官の名、狗は名、蓋し其の家、司空を世職するを以て氏と爲すなり、

悼公

名は黚(史記黔に作る)、出公の弟、周の定王十四年癸酉は其の元年なり、

○犀首伐黃過衞、使人謂衞君曰、敝邑之師、過大國之郊、曾無一介之使以存之乎、敢請其罪、今黃城將下矣、已將移兵造大國之城下、衞君懼、束組三百緄、黃金三百鎰、以隨使者、南文子止之曰、是勝黃城、必不敢來、不勝亦不敢來、是勝黃城、則功大名美、內臨其倫、夫在中者、惡臨議其事、蒙大名挾成功、坐御以待中之議、犀首雖愚、必不爲也、是不勝黃城、破心而走歸、恐不免於罪矣、彼安敢攻衞、以重其不勝之罪哉、果勝黃城、帥師而歸、遂不敢過衞、

【大意】犀首、黃を伐つ時、途中、衞を過ぐ、衞君之を勞せず、犀首之を含み、衞君を脅かすに、歸途衞を伐つことを以てす、衞君懼れ、幣を厚くして之を謝せん

有ニ闕文ー、鮑彪不レ察焉、移ニ之于ニ此誤矣と、

【通釋】衞の靈公、雝疸、彌子瑕の兩人を狎れ近づけて寵愛したれば、此の兩人、君主の威勢を肩にして萬事專横に取り行ひ、以て君の明を蔽ひ、靈公を惑はしたり、因りて復塗偵なるもの一日靈公に申して曰く、前日臣は夢に君を見たりと、靈公、其の單に君といひて何のことなるや分らざるを以て問ひて曰く、子は君を見たりと言ふが、それは如何なる夢なりやと、復塗偵答へて曰く、其の夢と申すは竈君を見たるなりと、靈公忽ち忿然と怒りの色をなして申すに、吾れ聞く、夢に人君を見るものは、又必ず夢に日輪を見ると申すことなり、然るに今子は何故に夢に竈を見て而して之を君と言ふや、若し其の説明が出來るならば可なり、若し説明が出來ざるならば死罪に處すべしと、復塗偵答へて曰く、日輪は廣く天下中を隈なく一體に輝らすものなり、一物も其の光りを蔽ひかくすこと能はず、竈の如きに至りては然らず、前の一人が竈の前に立ちて之に煬即ちあたりて煖を取れば、其の後に立つ人は見ること能はず、今臣は、人ありて君の前に立ちて煬するもの有るを疑ふなり、是を以て夢に竈君を見たりと申上げたるなりと、靈公之を聞き、大に覺る所ありて曰く、善しと、是に於て早速雝疸、彌子瑕の兩人を斥けて司空狗を立てゝ、之に政を委ねたり、

【解義】〔雝疸彌子瑕〕雝疸は人の名、韓非子に雍鉏に説苑に雍睢に作る、彌子瑕と共に靈公の幸臣なり、孟子に出づ、〔蔽左右〕關君長曰く、言下專ニ擅君之權勢ー、以掩ニ蔽其明ー、使上レ不レ知ニ左右之人ーと、〔復塗偵謂君曰〕復塗偵は復塗は姓、偵は名、鮑注に衞人とあり、君は靈公なり、〔昔日臣夢見君〕昔日は前日のことをもいひ、又昨日のことをもいふ、此處は何れとも定め難し、是の君といふは或る君と云ふが如し、廣き意味にて靈公を指したるにはあらず、〔子何夢〕已に「夢見レ君」といふに、又重ねて何を夢むと問ふは疑はしけれども、其の見レ君といふは、如何なる夢なりしかと問ふ意に見るべし、〔夢見竈君〕鈴木注云く、君字疑因ニ下君字ー衍、下文亦由レ此誤、韓非内儲説亦載ニ此事ー、無ニ君字ーと、是の説從ふ可きに似たり、然らざれば下文靈公の「今子奚爲」云々の言通ぜず、〔忿然作色〕忿然は怒る貌、〔夢見日〕日は太陽なり、太陽は人

なるが、岡井叔皮曰く、朱説恐非是、死謂所殺也、王既逃、遂所得而死矣、史記世家、宋王偃立四十七年、齊湣王與魏楚伐宋殺王偃、遂滅宋而三分其地、可見と、今案ずるに、得の上に被の字を添へて見るべし、「見祥而不爲反爲禍」不爲の爲は「ヲサムル」と訓ず、德を修めざればの意なり、祥も反りて禍となつて身を亡ぼすに至るとの意なり、

○衞

衞の解は既に序説に出づ、

靈公

名は元、襄公の子、周の景王三十年丁卯は、即ち其の元年なり、

○衞靈公近雝疽彌子瑕、二人者專君之勢、以蔽左右、復塗偵謂君曰、昔日臣夢見君、君曰、子何夢、曰、夢見竈君、君忿然作色曰、吾聞夢見人君者、夢見日、今子奚爲夢見竈君而言君也、有説則可、無説則死、對曰、日幷燭天下者也、一物不能蔽也、若竈則不然、前之人煬、則後之人無從見也、今臣疑人之有煬於君者也、是以夢見竈君、君曰、善、於是因廢雝疽彌子瑕、而立司空狗、

【大意】衞の靈公、復塗偵の言を用ひて、嬖臣雝疽、彌子瑕の兩人を斥けたることを記す、按ずるに、靈公は孔子と同時なれば、戰國策に入るべき者にあらず、此の章元と趙策に在りしを、鮑氏此に移したるなり、正解に云く、蓋策士引靈公事以告時君也、首尾必

り、額を見はす所の無顏の冠を作りて之を冠り、以て其の勇を示し、傴者の背を剖き、朝に水を涉る者の脛を割きて之を檢し、有らゆる暴戾なることを爲したれば、國人は大に駭き騷ぎ、人心動搖せり、齊之を聞き、兵を出して之を伐つ、宋の人民は固より康王に心を離し居れば、皆四方へ散じ走りて、王城守る能はず、康王乃ち已むを得ず、其の臣倪侯の館に逃れ匿れ居たりしが、遂に見出され殺されて死せり、思ひ懸けなき瑞祥を得たりとても、其の德を修めざれば、其の瑞祥も反りて身の禍を爲すことは、康王を見て知るべし、

【解義】〔康王〕偃の諡なり、〔有雀生䲦於城之陬〕高注に云く、䲦王鸇也と、鮑注に云く、集韻音欺、今江東呼二鵂鶹一爲二鵋䳢一と、呉師道曰く、此與二爾雅鵋䳢一同文、鵋音格、鵋音忌、䳢音欺、按史記好射二䳢鴈一、䲦小鴈也、音欺、愚按策文云、小而生レ巨、以レ雀生レ鴈者可也、云見レ祥而不レ爲、鵂鶹非レ祥也、黃公紹韻會、䳢䲦並爲二一字一、音レ期者非、新序作レ鸇、所レ載比二策文一爲レ詳、今通鑑作レ鸇と、陬音「スウ」、隅なり、〔使史占〕史は太史なり、高注に云く、太史能辨二吉凶之妖祥一、康王無道、不二敢正對一、故云、必霸二天下一、危行言遜、太史有焉と、〔小而生巨〕巨は大なり、〔射天笞地〕笞音「チ」、「ムチウツ」と訓ず、笞は竹を以て作る、罪人を捶擊する道具なり、史記に、王偃盛レ血以二革囊一、縣而射レ之、命曰レ射レ天、淫二於酒婦人一、群臣諫者輒射レ之、諸侯皆曰二桀宋一とあり、〔威服天下鬼神〕天下は新序に天地に依る、是に似たり、上文の「射レ天笞レ地」に應ず、〔爲無顏之冠以示勇〕無顏冠は鮑註に冠不レ覆レ額とあり、額は緣なり、冠の緣なきもの、蓋し冠の緣を去れば、武骨に見ゆる故ならん、〔剖傴之背〕傴音「ウ」、俗にいふセムシなり、剖音「ホウ」、判也とあり、〔鍥朝涉之脛〕鍥音「ケツ」、「サク」と訓ず、涉は徒涉にて、水を徒歩にて渡ることなり、脛は「ハギ」なり、是れは冬期嚴寒の際、肌もさくる許りの冷水中を徒涉する者を捕へ、其の刻冷に堪ふるは、何か特種の脛を持てるかと疑ひ、之を割きて見るなり、孕婦の腹を剖きたると一對の暴行なり、桀宋の稱、眞に當れりといふべし、〔乃逃倪侯之館遂得而死〕倪侯は、鮑註に侯其臣とあり、得の下に新序には病の字あり、正解に此恐脫落と云へり、是れもと朱碩勳の說

堅我」解縉曰く、堅レ我謂レ堅二其拒レ齊之心一と、

君偃

辟公の子、剔成の弟、兄を弑して自立す、其の元年は周の顯王の四十一年癸巳に當る、

○宋康王之時、有レ雀生三鸇於二城之陬一、使二史占一レ之、曰、小而生レ巨、必霸二天下一、康王大喜、於レ是、滅レ滕伐レ薛、取二淮北之地一、乃愈自信、欲二霸之亟成一、故射レ天笞レ地、斬二社稷一而焚二滅之一曰、威服二天下鬼神一、罵二國老諫臣一、爲二無顏之冠一以示レ勇、剖二傴之背一、鍥二朝涉之脛一、而國人大駭、齊聞而伐レ之、民散城不レ守、王乃逃二倪侯之館一、遂得而死、見レ祥而不レ爲レ祥、反爲レ禍、

【大意】康王、奇祥を得て德を修めず、悖逆無道の行ひを爲して、遂に身死し國亡ぶるに至るの事を述べ、以て德を修めざれば、祥も反りて禍を爲すことを論ず、

【通釋】宋の康王の時に、王城の隅にて、雀が鸇といふ大鳥を生みたる不思議の出來事あり、因りて太史をして之を占はしめたるに、太史之を筮し、判斷して曰く、小なる雀が大なる鸇を生みたるは、是れ宋國が必ず天下に霸とな」る前兆ならんと、康王は性來亂暴無道なる君なれば、太史の言を聞きて大に喜び、暴力を以て霸業を成さんと欲し、是に於て先づ近傍の小國滕を滅ぼし、薛を伐ち、楚の淮北の地を取り、思ふまゝに我が手に歸したれば、愈、霸業成るべしと自信し、霸業の速かに成らんことを欲し、故に天に向ひて弓を射、又は笞を以て地上を撃ち、社稷の建物を斬りて、之に火を付けて焚き滅ぼして誇りて曰く、我が威よく天地鬼神を壓伏せりと、國老及び諫臣等を罵

荊王大說、許救甚勸、臧子憂而反、其御曰、索救而得、有憂色何也、臧子曰、宋小而齊大、夫救於小宋而惡於大齊、此王之所憂也、而荊王說甚、必以堅我、我堅而齊敝、荊之利也、臧子乃歸、齊王果攻拔宋五城、而荊王不至、

【大意】宋國、齊の攻擊を受けて救ひを楚に求む、楚王之を諾し、甚しく使者臧子を歡待す、使命も達し、其の上に歡待を得たれば、普通ならば大に喜ぶべきに、臧子はひどく心配の樣子にて歸途に就けり、因りて其の御者は臧子に問ひて曰く、救ひを求めに往かれて、思ふ如く其の望み通りに楚王の承諾を得られたるに、反りて憂色あるは何故なりやと、臧子曰く、宋は小國にして齊は大國なり、其の小なる宋國を救ひて大國なる齊に中惡しくなることは、一體ならば此れ楚王の憂ふべき所なり、而るに楚王は反對に宋を援くることを甚しく悅べり、是れ何か子細あることなり、察するに其の心必ず我れをして安心して益〻齊に抗敵するの心を堅くせしめんとのためならん、我れ心を堅くして擧國一致以て齊に屈せずんば、齊は必ず疲弊せん、然れば是れ楚の利益になるなり、畢竟楚王の我れを歡待せしは自國の利を圖る爲なれば、救援のことも如何あらんと思ひ、其れ故心配するなりと、やがて臧子が宋に歸るや、齊王は宋の五城を攻め拔きたれども、臧子の考への如く、果して楚王の援兵は至らざりき、

【解義】〔使臧子索救於荊〕索は求なり、「モトム」と訓ず、荊は楚の別名、既に見ゆ、〔荊王大說許救甚勸〕說は悅なり、下同じ、勸は正解に云く、勸當レ作レ歡、言下與二使者一歡上也、說見二趙策一と、今案ずるに、勸は勉なり、必ずしも歡に改めず、〔臧子憂而反〕反は「カヘル」と訓ず、楚王の處を辭して退出することなり、宋國にかへるにあらず、後文の「乃歸」に對照して知るべし、〔惡於大齊〕惡は中違ひすることなり、〔必以

齊、齊不聽、蘇秦爲宋謂齊相曰、不如與之以明宋之賣楚重於齊也、楚怒必絶於宋而事齊、齊楚合、則攻宋易矣、

【大意】齊、宋を攻む、宋、楚と同盟の勢を負み、和を求む、齊之を聽かず、蘇秦乃ち宋の爲に齊に說き、遂に和を講ぜしむることを述ぶ、

【通釋】宋は楚と約して和親を結び、兄弟の交りを爲す、或る歲齊が宋を攻めたり、楚王、兵を出して宋を救はんといふ、宋因りて楚の重大なる後援のあることを笠に被て、以て講和を齊に求めしが、齊は之を聽かず、宋大に當惑せり、因りて蘇秦宋の爲に齊に至り、齊の宰相に謂ひて曰く、宋と和を講じて、以て宋が楚國の重大なる援助を笠に被たることを打明くるに如かず、さすれば楚は必ず怒りて宋に絶交して、齊の方に事へて齊と和を求むべし、齊楚一にならば、宋を攻むることは甚だ易し、故に宋の請ひに從ひて和を講ずるに如かずと、

【解義】〔爲兄弟〕和親を結び、兄弟交際を爲すこと、〔宋國因賣楚重以求講於齊〕楚重は楚の重みなり、宋ばかりにては國力輕微なれども、楚が之を援くれば大に重みがつく故に、其の楚が宋を援くるといふ重みを齊に賣付けて、それを種に講和の談判をすることとなり、卽ち小商人が己れの名のみにては客の信用なき故、某大店の援助ありとか、某大店の品物と同等なりとか、大商店に關係あるを呼物にして、客に品物を賣付くる如きことをいふなり、鮑註に賣謂衒鬻之とあり、〔不如與之云云〕與之は宋と和するの意にして、之の下に和の字を加へて見るべし、正解には與許也、言聽其講と云へり、

剔成

剔成は名、桓公と謚す、周の烈王七年壬子は卽ち其の元年なり、

○齊攻宋、宋使臧子索救於荆、

救レ趙之名加レ於レ宋也、實謂二二國之交歸一レ於レ宋也と

○謂二大尹一曰、君日長矣、自知レ政、則公無レ事、公不レ如レ令三楚賀二君之孝一、則君不レ奪二太后之事一矣、則公常用レ宋矣、

【大意】 大尹の爲に、宋王の孝行の名譽を好むを利用して、太后と結託して宋の政を專らにする計を教ふることを述ぶ、韓非子の說林篇亦此の事を載す、但文に小異同あり、

【通釋】 或人、宋の大尹に謂ひて曰く、宋王も日々に御成長になられたり、やがては御自身政治を御執りになるべければ、公は今までの如く政權を專らにすること能はず、仕事がなくなるべし、故に公は楚に手を廻はして、楚の方より宋王の能く母后の意に順ふの孝行を賞讃して御慶びを申上げしむるに如かず、さうすれば名譽を重んずる宋王は必ず太后の心に逆ひて、其の政權を奪ふことを爲さゞるべし、太后にして政柄を握れば、公の勢ひも依然として變ることなく、常に長く宋の國事を自由に爲して政權を握るを得べしと、

【解義】 〔謂大尹曰〕謂の上に或の字を加へて見るべし、韓非子に白圭謂二宋令尹一曰に作る、大尹は官の名、左傳の哀二十六年に宋景公無レ子云云、六卿三族降聽レ政、因二大尹一以達とある杜注に、近官有レ寵者と云へり、高註に云く、大尹宋卿也と、〔君日長至公無事〕言二宋王年日長大自能制一レ法布レ政也、則大尹無三復有二專レ政之事一也と、韓非子に事の下に矣、今君少主也、而務レ名の九字ありて、公の字なし、務名の二字、下句の「令三楚賀二君之孝一」に對し、殊に關係深きを覺ゆ、〔君不奪太后至公至常用宋矣〕高註に云く、事政事也、大后尹母也、與レ后共爲レ政、太后不レ見レ奪レ政、則大尹亦不レ見レ廢也、故云三常用二於宋一也と、關君長曰く、高注母字、疑姉妹之訛と、今案ずるに高注の尹母は疑ふらくは君母の訛、大尹は杜注に近臣有レ寵者とあれば、蓋し太后と關係ある者、

○宋與レ楚爲二兄弟一、齊攻レ宋、楚王言レ救レ宋、宋因賣二楚重一以求二講於一

るは、梁は遂には宋をも兼有するに至るべければ、是れ亦宋に取りて不利益なり、此く考へ來れば、何と子に返辭をしたならば宜しきや、殆んど當惑の外なしと、使者申すに、左樣なれば此に一策あり、臣請ふ、趙の宋に近き國境の城を一つ拜借して、其の所に宋より出兵致して、表面は其の城を攻むる樣に見せかけ、殊更に緩々と攻めて其の日數を長引かせ、以て御家來の其の御城を持ちこたへ得る樣に致さんのみ、其の外にはさし當りよき手段も之なしと、趙王曰く、それは至極妙なりと、因りて宋人は遂に梁の求めに應じ兵を擧げて趙の國境に侵入し、兼て牒じ合せたる手順によりて一城を圍みたり、そこで梁王は大に悅びて曰く、宋人我が求めを容れて、我を助けて趙の城を攻めたりと、趙王も亦悅びて曰く、宋人兵を出したれども、豫ての約束なれば、兵は彼の城に止まるのみにて、梁と與に此方に深く攻入る氣遣ひなしと、此の如くにして日を亙りたれば、梁の獨力にて邯鄲を取ることは出來ず、遂に兵を引上げ、趙の難も解け、宋は恩德を梁に施したる上に、趙にも怨みを結ばず、且つ梁を助け趙を救ふの美名も宋に加はり、又兩國の親好を得て、其の實利も宋に歸したり、

【解義】〔梁王〕梁は魏の都大梁なり、上に出づ、鮑註に襄王とあり、吳師道は之を辯じて惠王と爲す、〔徵師於宋〕徵は召なり「メス」と訓ず、〔大梁兵勁而權重〕勁音「ケイ」、强なり、權は猶威の如し、〔扶梁伐趙〕扶は助なり、「タスク」と訓ず、〔有以命敝邑〕敝邑は宋を指す、如何爲すべきか、其の爲すべき方法を宋に命ぜられたしとなり、〔宋之不足如梁也〕高註に如當也とあり、〔臣請受邊城〕邊城は趙の邊城にして、宋との國境に在る城なり、受は借り受くる意なり、梁と共に邯鄲を攻めずして、別に邊城を一つ借り受けて之を攻むるをいふなり、〔徐其攻而留其日〕徐は緩なり、高註に徐緩留ニ其日一、稽ニ留其日一也とあり、態々日を長引かしむるなり、〔以待下吏之有城而已〕下吏は趙王の下吏なり、鮑註に云く、攻レ之不レ力、使ニ趙無レ失レ城と、〔梁王甚說〕說は悅に同じ、下同じ、〔宋人止於此矣〕此は邊城をいふ、邊城を圍むに止り、梁と與に深く攻め入らざるをいふ、〔故兵退難解〕是より已下記者の言なり、兵退は梁の兵、趙を引上げたるをいふ、〔故名有所加而實所歸〕關君長曰く、名謂ニ助レ梁

勁而權重、今徵師於敝邑、敝邑不從、則恐危社稷、若扶梁伐趙、以害趙國、則寡人不忍也、願王之有以命敝邑、王曰、然、夫宋之不足如梁也、寡人知之矣、弱趙以強梁、宋必不利也、則吾何以告子而可乎、使者曰、臣請受邊城、徐其攻而留其日、以待下吏之有城而已、趙王曰、善、宋人因遂擧兵入趙境、而圍一城焉、梁王甚說曰、宋人助我攻矣、趙王亦說曰、宋人止於此矣、故兵退難解、德施於梁、而無怨於趙、故名有所加、而實有所歸、

【大意】魏の惠王、趙を伐ち、援兵を宋に徵す、宋君乃ち使ひを趙に遣はし、其の宋に近き邊城を請ひ、日數長くかゝりて緩かに之を攻め、一方には梁を援けて與に趙を攻むる如くに思はしめ、一方には趙の危急を救ひ、雙方に恩を被せて、以て二國の親好を得たることを述ぶ、

【通釋】魏の惠王、趙を攻め、其の都邯鄲を伐ち、力足らずして援兵を宋國に徵し求む、宋君乃ち使者を趙に遣はし、趙王に請はしめて曰く、夫れ梁は其の兵勁強にして、而して其の權威甚だ重し、今度援軍を敝邑宋に求む、敝邑若し其の請ひに從はずんば、必ず趙の怒りに觸れて社稷を危うせんことを恐る、而して又梁を援けて趙を伐ち、趙國を害することは、寡人に於て爲すに忍びざる所なり、いかゞ致して宜しきや、願はくは王に於て敝邑の取るべき道を御命令有りたしと、趙王曰く、如何にも宋王の言はるゝ通りなり、夫れ宋國の梁に敵するに足ざるは、寡人も之を承知し居れり、故に梁の望みを退くることは難かるべし、然りとて梁と共に趙を伐ち、趙を弱め以て梁を強くす

なせば、方に其の國を攻めて之を滅さんとす、何ぞ獨り「不殺王」を以て義と爲さやん、且つ下文の「請見之王」の王を楚王と解し、此の「殺王」の王を宋王と爲す、同一文章中にして何ぞ又此の如く支離の解を用ひんや、謬說と謂ふべし、「聞公爲雲梯」高註に云く、梯長而高、上至於雲、故曰雲梯也と、梯は「ハシゴ」と訓ず、長き梯を作りて城塞を攻むる用に供するなり、「不殺少而殺衆」王は一人なり、故に少といふ、國民は多數なり、故に衆といふ、「請見之王」之は墨子を指す、王は楚王なり、「舍其文軒」軒は大夫の車なり、文軒はかざり模樣を付けたる立派なる車といふことなり、舍は捨なり、「スツル」と訓ず、「隣有敝輿而欲竊之」敝は弊に同じ、輿は車なり、竊は「ヌスム」と訓ず、「錦繡」錦や刺繡の美麗なる衣服なり、「短褐」褐は詩經註に毛布也とあり、短褐は賤者の服なり、「粱肉」粱は粟の屬とあり、美味なる穀物なり、「糟糠」糟は酒滓なり、糠は米皮なり、共に賤者の食、「必爲有竊疾矣」即ち盜僻狂なり、「荆有雲夢」荆は楚なり、雲夢は楚國に在る澤の名、夢音「ボウ」、「犀兕麋鹿」犀音「セイ」、又「サイ」、爾雅の釋獸に云く、犀似豕と、註に云く、犀似水牛、豬頭大腹痺脚、脚有三蹄、黑色、三角、一在頂上、一在頸上、一在鼻上、鼻上者即食角也、小而不楕、好食棘、亦有一角者と、兕音「ジ」、釋獸に兕似牛と、註に一角青色、重千斤、あり、麋音「ビ」、「クジカ」と訓ず、鹿の屬なり、「江漢魚鼈黿鼉爲天下饒」江漢共に川の名なり、鼈音「ベツ」、「スツポン」と訓ず、黿音「ゲン」說文に大鼈也とあり、鼉音「タ」、說文に水蟲とあり、陸璣云く、鼉似蜥蜴、長丈餘、其甲如鎧、皮堅厚可冒鼓とあり、饒は音「ゼウ」、多なり、「宋所謂無雉兎鮒魚」鮒は鯽なり、「フナ」と訓ず、是等の物は何處の土地にもあるものなり、それすら宋にはなしといふ意なり、「長松文梓楩柟豫樟」長松は松の大木、文梓は木目の美はしき梓なり、梓音「シ」、楸の屬百木の王とあり、楩音「ベン」、玉篇に楩木似豫章と、柟音「ダン」、楠に同じ、豫樟はくすの木なり、共に良材なり、「宋無長木」宋は瘠地故に草木も繁茂せず、長木良材もなしとの意なり、

○梁王伐邯鄲、而徵師於宋、宋君使使者請於趙王曰、夫梁兵

麤末なる衣服あるを見て之を盜まんと欲し、又己れの家の粱肉の美味をすてゝ食はず、隣家に糟糠の麤食あるを見て之を盜まんと欲す、此の如き常識に缺けたる者は、此れ何若なる人と申すべきかと、王の申さるるに、其は普通の人間にあらず、必ず盜僻のある一種の疾と申すべきなりと、墨子乃ち曰く、今楚の地は方五千里の大國にして、宋は方五百里、卽ち楚の十分一の小國なり、此れ譬へば猶文軒と敝輿との如きものなり、楚には雲夢の如き有名なる大澤あり、犀兕麋鹿の類之に充滿し、江水、漢水の魚鼈黿鼉は天下第一の豐富たり、而るに宋に至りては、所謂る普通に有りふれたる雉兎鮒魚の類すらなき貧國なり、兩國を比較すれば、此れ猶粱肉と糟糠との如きものなり、又楚には長松、文梓、楩柟、豫樟の如き良材美木あり、而るに宋には一向丈長き木とては之なし、之を譬ふれば猶錦繡と短褐との如きものなり、故に臣は王の御家來が宋を攻めんと欲するを以て、恰も此れと同樣なることゝなすなりと、王、墨子の言を聞きて曰く、善き哉、汝の言ふ所は至極道理なり、請ふ宋を攻むることなからんと、

【解義】〔公輸般〕公輸は姓、般は名、魯の巧人、孟子の離婁篇に公輸子之巧とあるは卽ち是の人なり、般一に班に作る又魯班とも云ふ、〔爲楚設機〕機は機械なり、後の雲梯のことなり、〔墨子〕墨は姓、名は翟、宋人なり、史記に云く、墨翟宋之大夫、或云、竝孔子時、或云、在其後と、索隱に云く、按別錄墨翟書有文子、文子子貢弟子、問於墨子、如此則墨子作七十子後と、吳師道云く、孔子以敬王四十一年卒、景公以元王七年卒、相去十一年、檀弓、季康子母死、般請以機封、則般亦與孔子相及と、〔百舍重繭〕高註に百舍百里一舍也、重繭累胝也とあり、舍は宿なり、百里に一宿とは、蓋し其の急行をいふなり、繭音「ケン」、增韻に云く足胝起如繭とあり、重繭は「マメ」の重り、澤山出來ることなり、〔吾欲藉子殺王〕正解に云く藉借也、言吾欲假借子殺宋王、吾自在宋聞子將攻宋、王は楚王を謂ふ、下文の「請見之王」の王と同じ、今案ずるに、是の說非なり、此れ墨子故らに意外の語を爲して、先づ公輸般の心膽を破るなり、故に公輸般、下文の如く「吾義固不殺王」の語を以て之に答へたるなり、若し宋王を殺すと

短褐也、臣以王吏之攻宋、爲與此同類也、王曰、善哉、請無攻宋、

【大意】楚王、魯人公輸般に命じて雲梯を造り、將に宋を攻めんとす、墨子之を聞き、楚に至り、楚王に說き、兵を止めしむることを敍す、按ずるに、墨子に同類也の下に下の文あり、臣見大王之必傷義、而不得、王曰、善哉、雖然、公輸般爲我爲雲梯、必取宋、於是見公輸般、子墨子解帶爲城、以牒爲械、公輸般九設攻城之機變、子墨子九距之、公輸之攻械盡、子墨子之守圉有餘、公輸般詘而言曰、吾知所以距子矣、吾不言、子墨子亦曰、吾知子之所以距我者、吾不言、楚王問其故、子墨子曰、公輸子之意、不過欲殺臣、殺臣宋莫能守、乃可攻也、雖然、臣之弟子禽滑釐等三百人、已持臣守圉之器、在宋城上、而待楚寇矣、雖殺臣不能絕也、楚王曰、善哉、吾請無攻宋城矣と、是れ後世墨守の語の由りて出づる所なれば、茲に附識す、

【通釋】魯人公輸般なる者、楚國の依賴を受け、工夫を凝らし機械を造りて、將に其機械を以て宋國を攻めんとす、宋の墨翟此の事を聞き、百里に一舍し、繭を重ね、大急ぎにて楚の國に至り、公輸般に面會し、之に謂ひて曰く、吾れ宋人なるが、宋にて子の高名なることを聞けり、今度當地に參りたる次第は、吾れ子の力を借りて楚王を殺さん爲なりと、公輸般之を聞きて曰く、是は意外なることなり、吾れは義に於て、如何なることが有りとも楚王を殺さゞること當然なり、墨子曰く、さらば承はらん、公は高き梯子を作られて、それを以て將に宋國を攻めんとして居らるゝ由なるが、一體宋には何の伐つべき罪あるか、今公は義に於て楚王を殺さずと言はれて、而して罪も咎めも無き宋國を攻むるは、是れ少數の王一人を殺さずして、而かも多數の國人を殺すなり、王一人を殺すは義にあらずといはれたるが、敢て問ふ、宋全體を攻むるは何の義に當るやと、公輸般、墨子の言に服し、因りて請ひて墨子を楚王に見えしむ、墨子乃ち楚王に見えて曰く、今此に一人の者が有りて、其の人が己れの所有する立派なる飾りのある車をすておきて之に乘らず、隣家に弊れ車の有るを見て之を盜まんと欲し、己の家の錦繡の美服をすてゝ著用せず、隣家に短褐の

傳（荊軻の條）に出づ、

○宋

宋の解は序說に詳かなり、

景公

名は頭曼（一に兜欒に作る）、其の元年は卽ち周の恭王四年乙酉に當る、

○公輸般爲楚設機、將以攻宋、墨子聞之、百舍重繭、往見公輸般、謂之曰、吾自宋聞子、吾欲藉子殺王、公輸般曰、吾義固不殺王、墨子曰、聞公爲雲梯、將以攻宋、宋何罪之有、義不殺王而攻國、是不殺少而殺衆、敢問攻宋何義也、公輸般服焉、請見之王、墨子見楚王曰、今有人於此、舍其文軒、鄰有敝輿、而欲竊之、舍其錦繡、鄰有短褐、而欲竊之、舍其粱肉、鄰有糟糠、而欲竊之、此爲何若人也、王曰、必爲有竊疾矣、墨子曰、荊之地方五千里、宋方五百里、此猶文軒之與敝輿也、荊有雲夢、犀兕麋鹿盈之、江漢魚鼈黿鼉、爲天下饒、宋所謂無雉兎鮒魚者也、此猶粱肉之與糟糠也、荊有長松文梓楩柟豫樟、宋無長木、此猶錦繡之與

は狼狽して逃走せる者あらん、大臣として處置宜しきを得ざる者もあらん、それらの者を罪に問ひて罰したるなり、「而賜夏無且黄金二百鎰」而の下、特の字を加へて見るべし、夏無且の論功中にありて賞せらるべきは固りなり、而して特別に是の金を賜ひしなり、鎰音「イツ」、二十兩を鎰と云ふ、既に上に出づ、

於是秦大怒、益發兵詣趙、詔王翦軍以伐燕、十月而拔燕薊城、燕王喜太子丹等、皆率其精兵、東保於遼東、秦將李信追擊燕王、王急用代王嘉計、殺太子丹、欲獻之秦、秦復進兵攻之、五歲而卒滅燕國、而虜燕王喜、秦兼天下、其後荊軻客高漸離、以擊筑見秦皇帝、而以筑擊秦皇帝、爲燕報仇、不中而死、

【通釋】是に於て秦王大に怒り、益〻兵員を增發して趙に詣り、王翦の軍に詔して以て燕を伐たしめ、十ヶ月にし燕の薊城を拔く、燕王喜及び太子丹等、皆其の精兵を率ゐて東方に引上げ、遼東の地に楯籠りたり、因りて秦の將李信、燕王を追擊す、燕王急に代王嘉が計策を用ひて、太子丹を殺し、其の首を秦王に獻じて和を講せんと欲す、秦王聽かず、復兵を進めて燕を攻め、五歲にして卒に燕國を滅して燕王喜を虜にす、秦王既に天下を兼併一統したる後、荊軻の客の高漸離が、筑を擊つの技藝を以て秦の始皇帝に見え、携へ持ちたる筑を以て秦帝を擊ち、燕の爲に仇を報せんと致したれども、是れ亦秦帝に中らず、却りて殺されて死せり、

【解義】「益發兵詣趙」詣は至なり、「イタル」と訓ず、燕を伐つに趙を足懸りにするなり、「東保於遼東」保は其の處を保ち守るなり、「王急用代王嘉計」通鑑に據れば、代王嘉遺燕王書、令殺太子丹以獻とあり、「其後荊軻客高漸離云々」高漸離の事は、史記刺客

右の者乃ち王に言ひて曰く、王よ、早く御劍を負ひ給へ、早く御劍を負ひ給へと、因りて王は劍を背の方へ廻して、劍を引拔きて以て荊軻を撃ち、其の左の股を斷ち切りたり、之に因りて荊軻は其處に廢し斃れて、起つこと能はず、乃ち其の持つ所の匕首を引きて秦王目懸けて投げつけたれども中らず、柱に中りたり、秦王其隙に乘じて復重ねて荊軻を撃つ、荊軻身に八箇所の劍を蒙り、自ら事の成らざるを知り、復秦王に抗抵せず、柱に身を寄せ掛けてカラ〳〵と打ち笑ひ、箕踞して以て罵りて申すに、事成らず、遺憾ながら仕損じたるは、王を殺さず生かしておきて之を劫かし、必ず諸侯の侵地を還すの契約を爲さしめ、其の約諾を得て以て太子に報ぜんと欲したる許りにて、不覺を取りたるなりと、王の左右の人既に前みて荊軻を斬り殺したるが、秦王には不意の急變激動の爲め眩暉を起し、目眩むこと良久しかりき、已に氣も落付き、諸臣の功を論じて群臣に夫々恩賞を與へ、又其の罰すべき者を、夫々其の罪に應じて之を罰すること差あり、而して秦王は侍醫の夏無且には特別に黃金二百鎰を賜ひて曰く、無且は我が身をいたはり深く愛してくれて、藥囊を以て荊軻に投げ付けくれたるゆゑ、其の隙に劍を拔きて荊軻を撃ち止め、危害を免るゝを得たり、まことにかたじけなしと、

【解義】〔左右乃曰王負劍〕負は劍を背に負ふこと、劍をして拔き易からしむるためなり、中井履軒曰く、負劍者、以二劍堅一不レ可レ拔也、負則用レ力全、而易レ拔耳、非二長短之謂一と、關君長曰く、方字下止レ於レ此、皆說二提レ囊前一、方提レ囊、軻不レ得レ前、而王能負レ劍と、〔荊軻廢〕廢は身體のきかなくなりて、其の處に倒るるをいふなり、〔乃引其匕首以提秦王〕引とは匕首を擲たんとする前に、先づ匕首を持ちて後方へ引きて勢力を付け、擲つをいふなり、〔箕踞以罵曰〕箕は簸箕なり、坐形如レ箕也とあり、臀部を地に居ゑ、兩足を展ばすなり、〔事所以不成者乃欲以生劫之必得約契以報太子〕生劫は殺さずに生かして劫かすなり、欲以の二字、史記には以欲に作る、林西仲曰く、既不レ得レ劫、又不レ能レ刺、其自笑自罵之辭、至レ此方恨下生劫非レ策乃易二視秦王一所上レ致と、〔目眩良久〕眩暉にて、俗に云めまひなり、〔及當坐者各有差〕當坐は鮑注に罪所レ當レ坐とあり、罪に坐すべきものなり、群臣中に

「ヒラク」と訓ず、窮は盡に同じ、圖の末に匕首を卷き込みおりし故、圖をひろげてひろげ終る途端に匕首が見はれたるなり、〔揕抗之未至身〕揕抗は上に出づ、身は秦王の身體、卽ち肌なり、〔自引而起〕自引は自ら其の身を後に引きて起ちあがるなり、〔劍長操其室〕操は把なり、「トル」と訓ず、呉師道云く、索隱曰、古者帶劍、上長、拔之不出室、欲王推之於背、令前短易拔、故云王負と、〔時惶急〕惶は「オソル」と訓ず、急は急遽なり、惶急は懼れ遽つなり、〔秦王環柱而走〕環は「メグル」と訓ず、柱は殿の柱、張文虎曰く、疑此時軻與秦王、皆環柱而走也と、史記の一本に環柱の上に秦王の二字無し、〔卒起不意〕卒は猝に同じ、「ニハカニ」と訓ず、下の「卒惶急」の卒も同じ、〔不得持尺寸之兵〕尺寸は極く小なるもの、兵は武器、少しの兵器をも持つことを許さずとなり、〔諸郎中執兵皆陳殿下〕郎中は今の侍從武官なり、陳は列なり、〔以手共搏之〕搏音「ハク」、「ウツ」と訓ず、手にて打つなり、〔侍醫夏無且〕夏は姓、無且は名なり、〔提荊軻〕提は林氏云く、擲也と、「ナゲウツ」と訓ず、投げつくるなり、

秦王之方環柱走、卒惶急不知所爲、左右乃曰、王負劍、王負劍、遂拔以擊荊軻、斷其左股、荊軻廢、乃引其匕首、以提秦王、不中、中柱、秦王復擊軻、軻被八創、軻自知事不就、倚柱而笑、箕踞以罵曰、事所以不成者、乃欲以生刼之、必得約契、以報太子也、左右既前斬荊軻、秦王目眩良久、已而論功、賞羣臣、及當坐者各有差、而賜夏無且黃金二百鎰、曰、無且愛我、乃以藥囊提荊軻也、

【通釋】　秦王の荊軻に逐はれて方に柱をめぐりて走るや、事忽卒に起り、惶急の餘り爲す所を知らず、左

かせられてはしばらく之が無禮の罪を假借し宥させ給ひて、使者の役目を御前に爲し畢るを得しめよと、(是の時荊軻は樊於期の頭函を秦王の前に置き、跪きて此のことを申したるなり)秦王乃ち荊軻に謂ひて曰く、早く起ちて武陽が持つ所の圖を取り來りて見せよと、因りて荊軻は退きて秦武陽の手より地圖の匣を受取り、進みて之を秦王に奉呈す、秦王卽ち圖を發き、見ながら段々之をひらき、圖盡きんとするや、豫ねて圖中に匿し置きたる匕首が見はれたり、荊軻直ちに之を執り、左の手を伸べて秦王の袖を確と把り、而して右手には例の匕首を持ちて、ずつと身を寄せて匕首を秦王の體に突き付けたるが、未だ其の身の肌に及ばず、秦王意外の事に大に驚き、自ら其の體を引きて起ち上るや、其の袖は絕ち切れたり、因りて劍を拔かんとせしに、劍長くしてすぐさま拔けず、因りて其の鞘を操りて之を背の方に推しやりしが、時に事蒼皇に起り、火急の場合、劍は堅くして直ちに拔くこと能はず、其の內に荊軻は秦王を目懸けて之を逐ひかけ、秦王は柱を環りて走る、滿廷の群臣只驚愕するのみ、事卒然不意に起りしため、皆其の度を失ひ、何如ともする能はず、其の上に秦の法律にては、群臣の殿上卽ち秦王の側に侍する者は、僅か尺寸の兵器をも所持することの出來ぬ定めなれば、殿上の群臣は誰れ一人武器を持ち居るものなく、且つ又諸郞中の武官連の兵器を所持し居るものは、皆御殿の下の方に陳り立ち居り、秦王の詔命なければ殿上に昇ることを得ざる規則なれば、此の急場に方りて、殿下の兵を召し上ぐることも間に合はず、其故に荊軻が秦王を逐ひかくるを見ても、只あわてふためくのみにて、兵器を以て荊軻を擊つこと能はず、乃ち已むを得ず、皆共に手を以て荊軻を搏つ、是の時侍醫の夏無且なるもの、其の自ら奉げ居りし所の藥囊を以て荊軻に擲付けたり、

【解義】〔以次進〕次は次第なり、〔北蠻夷之鄙人〕北方蠻夷の田舍漢といふ意なり、燕は北方にあり、故に云ふ、〔故振慴〕慴音「セフ」、懼なり、〔願大王少假借之〕假借は無禮の罪を責めず、使命を畢る間を假借し給へといふことなり、〔起取武陽所持圖〕起は身を起し立ちあがることなり、秦王の前に跪き居たる故に、起といふなり、〔秦王發圖圖窮而匕首見〕發は開なり、

陽色變振恐、羣臣怪之、荊軻顧笑武陽、前爲謝曰、北蠻夷之鄙人、未嘗見天子、故振慴、願大王少假借之、使得畢使於前、秦王謂軻曰、起取武陽所持圖、軻既取圖奉之、秦王發圖、圖窮而匕首見、因左手把秦王之袖、而右手持匕首、揕抗之、未至身、秦王驚、自引而起、袖絕、拔劍、劍長、操其室、時惶急、劍堅、故不可立拔、荊軻逐秦王、秦王環柱而走、羣臣驚愕、卒起不意、盡失其度、而秦法群臣侍殿上者、不得持尺寸之兵、諸郎中執兵、皆陳殿下、非有詔不得上、方急時、不及召下兵、以故荊軻逐秦王、而卒惶急無以擊軻、而乃以手共搏之、是時侍醫夏無且以其所奉藥囊提荊軻、

【通釋】 愈〻謁見當日となり、正使の荊軻は、樊於期の頭函を奉げ持ち、而して副使の秦武陽は督亢の地圖を入れたる匣を奉げ持ちて、咸陽宮の陛下に至りしに、秦武陽は秦廷の盛儀に怖れしか、又は今大事を決行する時ぞと思ひて、急は恐怖の念を生ぜしか、忽ち顏色を變じ、震ひ出せしかば、列び居る群臣皆之を怪しみたり、荊軻特更に落付き拂ひて、後を顧み武陽を見て笑ひ、前に進み出でゝ、武陽の爲に御詫びを申上げて曰く、北方蠻夷の身分鄙しき者、生來未だ嘗て天子に御目通りしたることなし、其れ故恐懼の餘り、斯く震ひ懼れて無調法仕りたり、願はくは大王に於

秦の郡縣の如くに致し、而して先王の宗廟を奉守し、祖先の祭祀を存することを得たしと願ひ、自ら參上致すべきなれども、餘りに畏れ多く、故に敢て自身大王の前に之を陳ぜず、使ひの者を以て申上ぐるなり、謹みて大王の怨敵なる樊於期の頭を斬り、其の上に獻上せんとする燕の最も膏腴の地なる督亢の地圖を併せて、之を函中に封じ、敬意を表せんが爲に燕王自身使者を其の庭に拜し送り、使者をして此の事を大王に申上げしむ、唯願はくは大王何如樣にも御指圖を仰ぎたしと申したりと言上せしかば、秦王之を聞き大に喜び、乃ち身に朝服の大禮服をまとひ、九賓の盛儀を設けて、燕の使者を咸陽宮に引見す、

【解義】〔持千金之資幣物〕資は贄なり、幣物は遺ひ物なり、〔中庶子蒙嘉〕中庶子は官名、前に出づ、蒙は姓、嘉は名なり、〔嘉爲先言於秦王〕爲は荊軻の爲になり、先は先容、卽ち取り成しを爲すことなり、〔燕王誠振畏〕振は震に同じ、〔得奉守先王之宗廟〕先王は燕の先王なり、〔恐懼不敢自陳〕一體なれば、燕王自身に秦に來るべきなれども、恐懼して自身參りかね、使者を以て申上ぐといふ意なり、〔拜送於庭〕庭は燕王の宮庭なり、使者を差遣する時、自身庭上に使者を見送り拜禮す、是れ秦王に敬意を表するなり、〔唯大王命之〕命は指圖を乞ふことなり、〔乃朝服設九賓〕朝服は今の大禮服なり、九賓は劉伯莊曰く、九賓者、周王之禮、天子臨レ軒、九服同會、秦趙安得ニ九賓一、但亦陳ニ設車輅文物一爾、不レ得下以ニ周禮九賓義一爲上レ釋と、吳師道云く、按ニ前漢書一、大行設ニ九賓一、恐卽秦儀也と、安井息軒曰く、賓儐通、客曰レ介、主人曰レ儐、九儐迎レ客之盛禮、唯天子迎ニ上公一、列ニ九儐一、今秦爲ニ荊軻一設ニ此禮一、可レ見ニ喜甚一と、按ずるに、是の說を可とす、主客相見の禮に介添へ役あり、客に屬するを介と名づけ、主に屬するを儐と名づく、通常は各〻三人づゝあるを、九賓は各〻九人づゝ屬するなり、史記の藺相如傳にも設ニ九賓一の文あり、本と周室天子の禮なれども、戰國の時は諸侯借用して大禮の具と爲すなり、〔咸陽宮〕咸陽は秦の國都の名、既に秦策に見えたり、

荊軻奉ニ樊於期頭函一、而秦武陽奉ニ地圖匣一、以レ次進至ニ陛下一、秦武

復再び還り來らずと、意味は至りて分り易し、寒と還とは韻字なり、是の歌は目前の情景を詠じたる賦の體なれども、自然に興の體を具へたり、卽ち蕭々と吹く風の下を流るゝ河水は流れ去りて再び返らず、我々壯士も猶此の水の如く、一度去れば復再び還り來らずとなり、王陽明曰く、白衣冠送レ之、期以二必死一、易水之歌、志在レ不レ還、雖二復悲壯一、要有下怨二其强行一意上と、〔復爲慷慨羽聲〕慷慨は不平憤慨の意、羽聲は亦音調の名稱にて、蓋し慷慨悲壯の聲なり、〔士皆瞋目髮盡上指冠〕瞋目は怒眼なり、指冠は頭髮が皆逆立ちて、被り居る冠を指すといふとにて、憤慨の甚しき形容なり、〔遂就車而去終已不顧〕就車は上車なり、今までは唱和しつゝ歩行したるを、是に至りて始めて車に上りたるなり、不顧は後をふり反りて別を惜むことを爲さず、決心の堅きをいふなり、

既至レ秦、持二千金之資幣物一、厚遺二秦王寵臣中庶子蒙嘉一、嘉爲先言二於秦王一曰、燕王誠振二畏、慕二大王之威一、不三敢興レ兵以拒二大王一、願舉レ國爲二內臣一、比二諸侯之列一、給二貢職一如二郡縣一、而得レ奉二守先王之宗廟一、恐懼不二敢自陳一、謹斬二樊於期頭一、及獻二燕之督亢之地圖一、函封、燕王拜二送於庭一、使二使以聞二大王一、唯大王命レ之、秦王聞レ之大喜、乃朝服設二九賓一、見二燕使者咸陽宮一、

【通釋】荊軻既に秦國に至り、先づ千金の價値ある種々の幣物を持參して、厚く秦王の寵臣なる中庶子の官の蒙嘉といふ者に遺りて、秦王への執り成しを依賴したれば、蒙嘉は荊軻の爲に先づ秦王に言ひて申すに、燕王は誠に心底より振ひ畏れ、大王の御威光を慕ひまゐらせて、敢て兵を興して以て大王の軍を拒ぎ手向ひ致さず、其の國を擧げて大王の內臣と爲り、他諸侯の列にならびて、共に貢職を給奉すること

と、復此度は慷慨にして羽調の聲を爲す、諸士之に感激し、皆目を瞋らし、髮毛盡く上り逆立ちて其の冠を指す、是に於て荊軻遂に車に上りて、其のまゝ後をも顧みずして去り行けり、

【解義】〔有所待〕同行を約したる人を待つなり、〔太子遲之疑其有改悔〕遲は「オソシトス」と訓ず、待ち遠に思ふことなり、俗にいふまだるこしなり、改悔は約束を後悔して行くを止めんかと疑ふなり、〔日已盡矣〕日限が切れたりといふことなり、蓋し荊軻、太子に發足の日を約せしなるべし、〔今日往而不返者豎子也〕秦武陽一人を遣りては、必ず大事を敗りて再び返り來るまじといふ意にて、秦に往きて果して秦王を刺さんとして殺さるゝか、或は秦に往かずして途中より逃走するか、是の言の上にては明かに分らざれども、荊軻の語氣より察すれば、或は後者に屬するなきを保せず、豎子とは人を輕蔑して罵る時の語（俗にいふ小僧奴がといふに同じ）なれば、荊軻の目よりは、とても大事を俱にすることの出來ぬ人間と見たるならん、後の「色變振恐」を併せ考へて知るべし、關君長云く、往而不レ返者、言ニ武陽敗レ事、必死而不レ反と、人多く此の說に從へども、必死の二字、恐らくは穩當を缺く、〔請辭決矣〕辭は暇乞ひ、決は決別にて、死を決して別るゝことなり、〔皆白衣冠以送之〕白衣冠は喪服なり、林西仲曰く、太子使下人著二喪服一送上レ之、以堅二其意一と、〔既祖取道〕祖道とて、人の旅行する時に途上の平安を祈りて道路の神を祭るなり、吳師道云く、詩毛傳、祖而舍軷、飮二酒於其側一曰レ餞疏、軷謂下祭二道路之神一、封レ土爲二山象一、伏中牲其上上、既祭、處者餞レ之、飮畢乘レ車、轢レ之而去と、取レ道は道を步行することゝ、〔高漸離擊筑〕高は姓、漸離は名、下文によれば、荊軻の客とあり、筑は應劭云く、筑似レ琴而大、頭安レ絃、以レ竹擊レ之、故名と、〔荊軻和而歌爲變徵之聲〕和は樂聲に合せて歌ふこと、變徵之聲とは、地形訓に云く、變レ徵爲レ商蓋悲音と、音樂は宮商角徵羽を五音と爲す、八徵羽の二聲は變調あるを以て七音と爲す、〔又前而爲歌〕又とは、前に道を取り少し計り步行して相唱和したるが、又更に道を進みてといふ意なり、〔風蕭蕭兮不復還〕是れは荊軻の作りし歌なり、蕭蕭は風の聲とあり、吹く風の聲は蕭々と物さびしく、易水は寒し、我々壯士は、今此の地を一度去れば、

知其事者、皆白衣冠以送之、至易水上、既祖取道、高漸離擊筑、荊軻和而歌、爲變徵之聲、士皆垂涙涕泣、又前而爲歌曰、風蕭蕭兮易水寒、壯士一去兮不復還、復爲慷慨羽聲、士皆瞋目、髮盡上指冠、於是荊軻遂就車而去、終已不顧、

【通釋】　荊軻は外に待つ人ありて、其の人と與に秦に往き、我が助手と爲さんと欲し、迎へにやりたれども、其の人は遠方に居りて未だ來らず、其の爲に出發を見合せ留り待ち、頃くありて未だ出發せず、太子之をもどかしく思ひ、若し或は荊軻の心が變りて前約を後悔せしにはあらずやと疑ひ、乃ち復重ねて之に請ひて申すに、最早御約束の日限も已に盡きたり、然るに未だ御出發なきは、荊卿には豈に秦に往かるゝことを御いやになりしにあらずや、何分切迫の場合にて、少しも早く決行致したければ、丹請ふ先づ秦武陽を遣はしてやらすることに致さんと、荊軻此の言を聞くや大に怒り、太子を叱り付けて曰く、今日秦に往き、必ず大事を敗りて再び返り來らざるものは豎子秦武陽なり、今一匕首を提げて測り知る可からざる強秦に入りて事を爲すなれば、十分其の任に堪ふるものを選ばざるべからず、故に吾れの留まる所以のものは、信任する一客の來るを待ちて、之と與に俱にせんと欲してのことなり、然るに今太子は之を待遠しく思はるゝなれば、請ふ客の來るを待たず、直ちに御暇申さんと、決然として遂に出發す、是に於て太子及び賓客の此度の事を知るもの、皆白き衣冠の喪服を著用して荊軻の行を送り、易水の上りに至り、既に祖道の別杯を酌み了りて道に上り步行しつゝ、高漸離なるもの筑といふ樂器を擊ち、荊軻之に和して歌ふ、徵を變じて商調の悲聲を爲す、送別の士皆之を聽きて、涙を垂れ涕泣す、又道を前み行きつゝ、荊軻は歌を作り、歌ひて曰く、吹く風は蕭々と身にしみて易水寒し、壯士一度び此の地を去りて復還り來らず

く極めて少しばかりにじみ出すのみにて、皆立どころに死せざるなし、是に於て樊於期の首と是の鋭利なる匕首とを荆軻に授け、使者としての行裝萬端、十分の支度を爲して、愈、荆軻を秦に遣ることゝなりたり、玆に又燕國に評判の勇士にて、秦武陽なるものあり、年僅に十三歳の折に人を殺したることありしかば、人皆之を恐れて敢て之を視返すものなき程なり、因りて此のものをして荆軻の副使として同行せしむ、

【解義】〔伏屍而哭〕屍の上に己れの身體を蔽ひかぶせて泣くことなり、〔於是太子預求天下之利匕首云云〕於是の二字、下の「乃爲裝遣荆軻」の處にかゝる、預は「アラカジメ」と訓ず、匕首を前方より用意しおきたりといふこと、〔利匕首〕利は鋭利にて、切れ味のよきと、匕首は本邦の懷劍の類にて、切先き匕の形に似たり、因りて匕首といふ、〔徐夫人〕司馬貞曰く、徐姓、夫人名、男子也と、徐夫人は趙の刀工ならん、名、女子に似たり、故に男子也と註せしなり、〔以藥淬之〕淬音「サイ」、焠に通ず、焠は刀に藥を塗りて更に燒き付くることなり、〔血濡縷人無不立死者〕縷は音「ル」、絲なり、林西仲云く、血出僅如一絲、言極少也と、〔秦武陽〕秦は姓、武陽は名、史記に舞陽に作る、〔年十三殺人〕陳子龍曰く、詳語意、以武陽十三時曾殺人、未必爾時方十三歳也と、〔忤視〕忤は逆なり、

荆軻有所待、欲與倶、其人居遠未來、而爲留待、頃之未發、太子遲之、疑其有改悔、乃復請之曰、日已盡矣、荆卿豈無意哉、丹請先遣秦武陽、荆軻怒叱太子曰、今日往而不返者、豎子也、今提一匕首入不測之強秦、僕所以留者、待吾客與倶、今太子遲之、請辭決矣、遂發、太子及賓客

矣」深は深刻なり、俗にいふヒドイといふことなり、〔仰天太息〕仰天は身をそらして上を仰ぐことにて、男子の甚しく物に感激する時に、皆此の狀を爲すものなり、〔常痛於骨髓〕骨の髓まで痛む程に恨みが身にしむといふことにて、恨徹於骨髓と同意なり、〔左手把其袖而右手揕抗其胸〕把音「ハ」、「トル」と訓ず、揕音「チン」、韻會に擬擊也とあり、「ネラヒウチ」と訓ず、抗は抵はり、史記に抗の字無し、吳師道云く、揕一作抗、故他本連有二字、下文同と、〔偏袒扼腕〕偏袒は片方の肌を脫ぐことにて、自刎の用意なり、扼音「アク」、把也とあり、扼腕は吳氏云く、勇者奮厲、必以左手扼右腕也と、一方の手を以て一方の腕をしかと握むことなり、〔切齒拊心〕切齒は上に出づ、心は「ムネ」と訓ず、古へは胸部より鳩尾の邊までを皆心といひたるなり、拊音「フ」、「ウツ」と訓ず、輕擊曰拊とあり、〔自刎〕刎音「フン」、鮑註に斷也とあり、自刎に同じ、

太子聞之、馳往伏屍而哭、極哀、既已無可奈何、乃遂盛樊於期之首函封之、於是太子預求天下之利匕首、得趙人徐夫人之匕首、取之百金、使工以藥淬之、以試人、血濡縷、人無不立死者、乃爲裝、遣荊軻、燕國有勇士秦武陽、年十三殺人、人不與忤視、乃令秦武陽爲副、

【通釋】太子、樊於期の自殺を聞き、車を馳せて急ぎ往き、樊於期の屍の上に其の身を伏せ、屍にとりすがり、大聲を發して號哭し、哀情を極めたれども、最早何如とも致し方なし、乃ち遂に樊於期の首を函の中に盛り納れて、之を密封せり、是れより先き太子は豫め天下の最も銳利なる匕首を搜索して、趙の人にて徐夫人の鍛錬する所の匕首を得て、之を百金に購ひ取り、工に命じて或る藥品を以て之に燒き付けしめ、以て之を人體に試みたるに、血は僅かに絲すぢの如

自刎、

【通釋】　太子の申すに、樊將軍は他に賴るべき處なく、甚だ困窮せる故を以て、燕に來りて丹に身を寄せたるなり、然るを今丹一身の私事の爲に、長者樊將軍の意を傷り害して、將軍を殺すに忍びず、願はくは足下更に他のよき方法を考へられたしと、荊軻は太子の樊於期を殺すに忍びざるを知り、乃ち太子に告げずして、遂に私かに樊於期の處に至り、之に告げて曰く、どうも秦の將軍に對する仕向けは、甚だ深刻なりと謂ふべし、將軍の父母宗族、皆將軍の爲に殺戮せられて死沒せり、其上に又今聞く所によれば、將軍の首級を金千斤、邑萬家の懸賞にて求め居れりと、實に殘刻も極れりといふべし、將軍は此の際將に何とせらるゝ御つもりなりやと、樊於期之を聞き、天を仰ぎて溜息を發し涕を流して申すに、吾れも亦此の事を念ふ每に、恨み深く骨髓に徹し、何とかして此の恨みを霽らさんと思ひ居れども、顧ふに何如に致してよろしきや、未だ其の手段を考へつかぬのみなり、若しよき計あらば、何なりとも決行するを辭せずと、荊軻は樊於期の決心堅きを見て乃ち曰く、今一言にて燕國の怨みも解け、將軍の仇も報ずることの出來る者あり、何如で御坐ると、樊於期之を聞き、乃ち體を前に乘出して曰く、足下の言はるゝ如くするには、何如にせばよろしきやと、荊軻曰く、それは外の事にもあらず、誠に申上げ兼ぬるが將軍の御首を藏きて、それを持ちて秦王に獻ぜば、秦王は必ず大に喜び、好意を以て臣を近付け、面謁を賜はらん、さすれば、臣左の手に其の袖を確と把らへ、而して右手に利刄を持ちて其の胸に擬し秦王を劫かすべし、然らば則ち將軍の仇も報ぜられ、且つ又燕國の秦より凌辱せらるゝの恥辱も除かるゝなり、將軍此の策に御同意下さるべきや何如と、樊於期、荊軻の言を聽くや卽ち片肌を脫ぎ、腕を扼して進み出でゝ曰く、此れ實に臣が殘念に堪へず、日夜齒を切り心を拊ちて憤恨する所なり、乃ち今御說明を伺ひ高教を聞くを得たり、然らば早速自害致す間、何分宜しく御賴み申すとて、遂に荊軻の目の前にて、自ら其の首を斬り落して死せり、

【解義】〔不忍以己之私而傷長者之意〕己之私とは我が一身の私事、卽ち自分の勝手の爲にといふことなり、長者は樊於期のことを尊びていふなり、〔可謂深

り、易水は燕趙の國境を流るゝ川の名なり、既に上に出づ、〔臣願得謁之〕謁は告なり、〔今行而無信則秦未可親也〕信は「シルシ」と訓ず、贄のことをいふなり、親は親近なり、「チカヅク」と訓ず、秦王の身に接近することとなり、〔燕督亢之地圖〕鮑注に後志涿郡方城縣有督亭と、吳師道曰く、劉向別錄云、督亢、膏腴之地、蓋欲獻之、故畫圖と、蓋し秦の常に垂涎する地なるべし、程恩澤曰く、據別錄、則督亢止是沃土之名、竝非一處、風俗通云、沆漭也、言乎淫淫漭漭無際涯也、沆澤之無水斥鹵之謂也、亦只泛言、自徐野謂督亢在方城、而郡國志主之、於是督亢乃有專屬と、

太子曰、樊將軍以窮困來歸丹、丹不忍以己之私、而傷長者之意、願足下更慮之、荊軻知太子不忍、乃遂私見樊於期曰、秦之遇將軍、可謂深矣、父母宗族、皆爲戮沒、今聞購將軍之首、金千斤邑萬家、將奈何、樊將軍仰天太息流涕曰、吾每念、常痛於骨髓、顧計不知所出耳、軻曰、今有一言可以解燕之患、而報將軍之仇者、何如、樊於期乃前曰、爲之奈何、荊軻曰、願得將軍之首、以獻秦王、秦王必喜、而善見臣、臣左手把其袖、而右手揕其胸、然則將軍之仇報、而燕國見陵之恥除矣、將軍豈有意乎、樊於期偏袒扼腕而進曰、此臣日夜切齒拊心也、乃今得聞教、遂

督亢之地圖、獻秦王、秦王必說見臣、臣乃得有以報太子、

【通釋】是に於て荊軻を尊びて上卿と爲し、上等の宿舍に住ましむ、太子は日々荊軻の許に至りて機嫌をきゝ、其の膳部には太牢の上等料理を供へ、種々異りたるめづらしき物を具へ、又間には車馬の乘り物、美しき女などを進めて、荊軻の思ふ存分に其の欲する所を恣にさせ、以て其の意に順ひ適ふやうに心を盡して之を待遇す、斯くすること大分久しかりしが、荊軻はまだ秦に行く氣にならざりき、其の內に秦の將王翦が趙を攻め破り、遂に趙王を捕虜にし、盡く趙の地を手に入れて、益〻兵を進めて北の方地を略し取り、燕の南の境界まで押寄せて參りたれば、太子丹大に恐懼して、今は一刻も猶豫ならずと、乃ち荊軻に請ひて申すに、秦兵既に我が國境近くまで押寄せ來れり、若し旦暮の內に易水を渡り我が國に侵入せば、燕の滅亡も眼前にあり、此のまゝ長く足下の側に侍りて御待遇致したくも、豈に得べけんや、出來難しと、（暗に其の急に秦に行くことを促すなり）荊軻申すに、太子の仰せが御座らずとも、此の事に付きては臣より之を申上げたく思ひ居れり、早速秦に參るべし、然し今出掛くるに致しても、何か信と爲すべき品物がなければ、未だ遽かに秦王に親しみ近付くことが出來ざる故、何か其の信となるべき品を得たし、それには今彼の樊將軍で御座りますが、秦王は彼れの首を金千斤、邑萬家の懸賞にて之を購はんと致し居れば、只今誠に能く樊將軍の首と、燕の督亢の地圖とを得て、之を秦王に獻ぜば、秦王は必ず悅びて臣を引見すべし、秦王に近付くことだに出來れば、臣乃ち以て太子の厚遇に報じ、豫ねての御望みを遂することを得んと、

【解義】〔舍上舍〕上舍は上等の宿舍なり、上の舍は動詞にて、やどりをらしむの意なり、〔供太牢具異物〕牛羊豕を太牢と謂ふ、又牛を太牢と謂ひ羊を少牢と謂ふ、供膳の丁重なるものなり、異物はめづらしき物なり、〔間進車騎美女〕間は猶時々の如し、〔順適其意〕其意は荊軻の意なり、順適は何事も其の心のまゝに順ひ、其の心にかなふやうにするなり、〔秦兵旦暮渡易水〕旦暮は朝夕に同じ、極く差迫りたることな

く、孤謂孤立無援と、孤は王侯の自稱、孤寡と老子
にある、吳注に或諸侯嫡子亦借稱孤と云へども、
此にては孤立に解すべし、其とは燕國を指す、〔今秦
有貪饕之心〕饕音「タウ」、玉篇に貪財也とあり、本と
飲食を貪り食ふことより出づ、〔其意不饜〕饜音「エ
ン」、飽也「アク」と訓ず、〔王翦〕秦の將、〔漳鄴〕漳鄴倶
に地名、既に趙策に出づ、〔李信出太原雲中〕李信亦秦
の將、太原、雲中は趙の地、既に前策に出づ、〔窺以重
利〕窺は「ウカヾハシムル」と訓ず、樣子をうかゞはし
むるなり、重利は大利なり、正解に窺見秦王、誘以
重利とあり、下文の荊軻が督亢の地圖を進むる策を
建つるは、乃ち此れより出づ、〔劫秦王〕劫は「オビヤ
カス」と訓ず、劫迫するとなり、〔諸侯之侵地〕侵とは
諸侯を侵して取りたる地といふことなり、〔脫不可〕
脫は「モシ」と訓ず、若或は如と同義、〔其償破秦國必
矣〕償は「ツグナフ」と訓ず、今迄其の損害を受けたる
要償としてといふことにて、復讐することなり、〔此
丹之上願而不知所以委命〕上願は最上の願ひといふ
ことにて、此の上の願ひはなしとの意なり、不知所
以委命は我命を委託する所以の人物を知らずとい
ふことなり、鮑註に委棄性命、猶言不知死所と
あるは非なり、〔太子前頓首〕前は「スヽム」と訓ず、

於是尊荊軻爲上卿、舍上舍、太
子日日造問、供太牢、具異物、間
進車騎美女、恣荊軻所欲、以順
適其意、久之荊卿未有行意、秦
將王翦破趙、虜趙王、盡收其地、
進兵北略地、至燕南界、太子丹
恐懼、乃請荊卿曰、秦兵旦暮渡
易水、則雖欲長侍足下、豈可得
哉、荊卿曰、微太子言、臣願得謁
之、今行而無信、則秦未可親也、
夫今樊將軍、秦王購之金千斤
邑萬家、誠能得樊將軍首、與燕

趙は秦の大軍を支ふる能はず、必ず降服し、入りて其臣とならん、若し趙にして入りて秦の臣たる時には、則ち其の禍ひ必ず燕國に至り及びて、燕は秦の兵を蒙らん、然る時には、燕國は小弱の上に數〻兵事に困弊を極め居れば、今計り考るに、國を擧げて之に向ふも、とても以て秦に當り敵するに足らず、さうかと申して諸侯は皆秦に屈服して、敢て合從することは出來ず、燕國は全く孤立の有樣にて、外に何とも致し方なし、因りて丹は內々苦心して計るに、丹の愚考にては、誠に天下無雙の勇士を得て、之を使者として秦に遣はし、何か秦のため重大なる利益の物を持たせやり、以て秦王の樣子を窺はしめ、若し秦王が其の使者の持參したる遺ひ物を貪りて王に接近するの機會を與へしめば、必ず我が願ひ通りに事を成し果すことを得ん、誠に若し我が願ひ通りに事がはこびて秦王を劫かし、威し付くることを得て、彼れ悉く諸侯より侵し取りたる土地を返すこと、昔し魯の曹沫が齊が桓公を脅かして、其の言に從はしめしと同じ結果を得ば、此の上もなき上首尾なり、それがもし成らずば、其の場にて直ちに秦王を刺し殺すべし、さすれば彼の秦の大將達は、秦國外に在りて兵權を專らにし居れば、若し秦王が殺されし爲に其の國內に大亂起らば、內外の君臣相疑ひて必ず騷動が起るべし、其の間を以て合從聯合して秦に向はゞ、秦より今までいじめられたる償ひに秦を打破ること必ず間違ひなからん、此れ實に丹の最上の願ひなり、而して之を決行するに、此の大任を委託すべき所以の道を知らず、唯荊卿を力に御相談申すなり、願はくは荊卿意を此に留めて、折角心配ありたしと、荊軻は太子の言を聽き了りャ、久しく考へ居たるが、やがて之に答へて曰く、太子の仰せらるゝ所は此れ國家の大事なり、臣の如き駑下劣等なる者にはとても其の樣なる大事の御役には立たざるを恐ると、太子乃ち身を前めて又丁寧に頓首の禮をなして、固く辭讓せずして之を引受けんことを請ふ、そこで荊軻はやうやく之を許諾し、此大任を引受けたり、

【解義】〔願有道〕道は言と同義、又道は導なり、敎へ導くをいふ、前者は太子に係けて說き、後者は荊軻に係けて說く、姑らく前說を取る、〔此天之所以哀燕而不棄其孤也〕哀は「アハレム」と訓ず、孤は關君長曰

臨漳鄴、而李信出太原雲中、趙不能支秦、必入臣、入臣則禍至燕、燕小弱、數困於兵、今計擧國不足以當秦、諸侯服秦、不敢合從、丹之私計、愚以爲誠得天下之勇士使於秦、窺以重利、秦王貪其贄、必得所願矣、誠得劫秦王、彼悉反諸侯之侵地、若曹沫之與齊桓公、則大善矣、脫不可、因而刺殺之、彼大將擅兵於外、而內有大亂、則君臣相疑、以其間諸侯得合從、其償破秦必矣、此丹之上願、而不知所以委命、唯荊卿留意焉、久之荊軻曰、此國之大事也、臣駑下恐不足任使、太子前頓首、固請無讓、然後許諾、

【通釋】 荊軻席に就き、座定る、太子乃ち立ちて己れの席を避け、頓首の敬禮を爲して曰く、田光先生は丹の不肖なることを御存知なく、丹の如き愚なる者をして、あなたの御前に至り拜顔するの光榮を得しむ、願はくは聊か愚存を申し述べん、丹が幸ひに先生に御目通りの出來しも、畢竟此れ天の燕國を憫みて、其の孤立援け無きを棄てざる所以なるべし、扨て御承知の通り、今秦は實に貪り深き心ありて、其の欲心限りなく、厭き足らしむ可からず、天下の地を併呑し盡して、四海の君王を皆其の臣下とするに非ずんば、其の意に饜き足らず、今秦已に韓王を虜にし、盡く其の地を取り納れ、又兵を擧げて南の方楚を伐ち、北の方趙に臨み、王翦は數十萬の衆を將ゐて漳鄴に臨み、而して李信は太原、雲中の方に出でゝ、趙を脅かせり、

極く親友の間柄なれば、殊更に致敬の必要なきなり、〔不知吾形已不逮也〕逮音「タイ」、及なり、「オヨブ」と訓ず、〔幸而敎之曰〕幸は仕合せにもといふ意にて、吾れの老衰を知らず、吾れの役に立たぬをも棄てずして、幸ひにも祕密を告げたりとなり、〔光竊不自外〕鮑註には、言不自疎於軻とあり、荊軻を疎外にせずとの意なり、正解には、謂所托事重、故不自疎外太子也とあり、然れども兩說共に自の字の解に當らず、蓋し是れ田光自ら己れの身を外にせず、此の事に關係するを辭せずして引受けたりとの意にて、〔不自圖〕などの例に見るべし、〔長者之行不使人疑之〕長者とは大人君子の事なり、大人君子は心に一點の私心邪意なし、故に其の行ひ公明正大にして、人に疑はるゝ樣なることをなしとなり、〔非節俠士也〕節は氣節、俠は任俠なり、荀悅曰く、立氣勢、作威福、結私交、以立强於世者、謂之俠と、此處までが田光の辭にて、此れにて一と先づ言葉が切るゝなり、〔欲自殺以激荊軻〕此れよりは田光の意中を寫したる記者の言なり、田光の心持ちは、一方太子へは他言せぬ證據に自殺するといひて自殺を決心し、又一方には此の自殺によりて荊軻を感激せしめ、太子の爲に其の身を捨てしめんとの意なりといふことなり、〔自刎而死〕刎音「ケイ」、自分にて己れの首をかき落すことなり、〔膝下行〕史記に下の字なし、膝行とは座形にて腰を起て、膝頭には行くなり、〔豈丹之心哉〕心は本心なり、豈に丹の本心ならんや、實に意外のことなりといふことなり、

荊軻坐定、太子避席頓首曰、田先生不知丹不肖、使得至前、願有所道、此天之所以哀燕、而不棄其孤也、今秦有貪饕之心、而欲不可足也、非盡天下之地、臣海內之王者、其意不饜、今秦已虜韓王、盡納其地、又擧兵南伐楚、北臨趙、王翦將數十萬之衆、

【通釋】 田光は太子の處を辭し、腰を曲げて僂行し、荊軻の處に尋ねゆき、荊軻に面會して申すに、光と子と互に中の善きことは、燕國中誰れも之を知らぬものなし、今太子は光が壯盛血氣の時の事を聞きて、吾が今日の身體已に壯時に逮ばざるを知らず、吾れを棄てずして、幸に吾れに敎ふるに祕密の大事を以てして曰く、燕と秦とは兩立せず、願はくは先生意を留めて我が爲に之を圖れと、光此の密事の相談を受けて、自ら我が身を外にせず、之を引受けて、足下の事を太子に言ひて之を推薦したれば、何卒足下一度太子を其の宮に過りて、太子に面會して貰ひたし、荊軻曰く、謹みて敎へを奉じ、承知したりと、田光又重ねて申すに、光聞く、長者の行は公明正大にして、人をして疑心を起さしめざるものなり、然るに今太子は光に固く約し、余が言ふ所は國の大事なれば、願はくは先生他人に泄す勿れと云へり、是れ太子は若しや機密を漏さんかと光を疑ふなり、夫れ一體我が行ふことが人に疑心を抱かしむるは、氣節を重んずる任俠の士の爲す所に非ざるなり、乃ち此の如き疑ひを受くるは我が不德の致す所なりと、因りて田光は自殺して荊軻を激勵せしめんと欲し、乃ち荊軻に謂ひて曰く、願はくは足下急ぎ太子の處に如き、田光は既に死せりと言ひて、余が決して他言せざることを太子に明かにせよといひて、遂に其の場にて自ら其の首を斬りて死せり、荊軻乃ち太子の宮に至り、太子に見えて田光は已に死せりと申して、田光の遺言を太子に傳へたり、太子之を聽き、再拜して跪き、膝ずりをして荊軻の前に至り、涕を流し、其の意外なるに驚き、急に言葉も出でず、やゝ頃くありて而る後始めて言を發して曰く、此丹が田先生に他言なき樣御願ひ申したる譯は、以て大事の計畫を成し遂げんと欲し、其の他に洩るゝを恐るゝ故なり、然るに今田先生は一死を以て言を泄さゞるを證明せらる、是れ豈に丹の心ならんや、丹に於ては左樣なる心にてはなかりしなり、實に御氣の毒の事をしたりとて、痛く悲しみたり、

【解義】 「僂行見荊軻」僂、音ル、六書故に曲背也とあり、俗に「セムシ」と訓ず、老人の曲背、僂の如し、故に僂行といふなり、鮑注に、僂致敬貌、禮一命而僂とあるは、僂の字に拘泥したる說なり、田光と荊軻とは

圖有闕とあり、御望みを空しくせずとの意なり、補註に曰く、案 無人可謀國事、謂之之、左傳攝官承之、卽其義也と、「所善荊軻可使」善は仲のよきことなり、「卽起趨出」卽は「スグニ」なり、趨は「ハシル」と訓ず、足ばやに歩を進むること、趨は走に異なり、論語に趨進 翼如、また鯉趨 過庭などあるに同じ、尊者の前を過ぐる禮なり、「至門戒曰丹之所報」戒は「イマシム」と訓ず、口どめすること、報は告なり、「田光俛而笑」俛音「フ」、俯に同じ、吳氏曰く、按 俛卽俯字、漢書鼂錯傳俛仰、韓信俛出、東方朔傳俛啄、顏註卽俯とあり、老體なる故、體のかゞみたるさまを形容したるなり、下の僂行と相映照す、

僂行見荊軻曰、光與子相善、燕國莫不知、今太子聞光壯盛之時、不知吾形已不逮也、幸而敎之曰、燕秦不兩立、願先生留意也、光竊不自外、言足下於太子、願足下過太子於宮、荊軻曰、謹奉敎、田光曰、光聞長者之行、不使人疑之、今太子約光曰、所言者、國之大事也、願先生勿泄也、是太子疑光也、夫爲行而使人疑之、非節俠士也、欲自殺以激荊軻曰、願足下急過太子、言光已死、明不言也、遂自剄而死、軻見太子、言田光已死、致光之言、太子再拜而跪、膝下行流涕、有頃而後言曰、丹所請田先生無言者、欲以成大事之謀、今田先生以死明不泄言、豈丹之心哉、

大事の御相談もありしなるべし、遺憾ながら今日は最早吾が身は老衰して御役に立たず、然りと雖も御一大事を打明けて御相談ありし上は、田光も敢て御國の一大事を容しくするやうなる事は致さず、精々御心配申上げん、幸ひに吾が昵懇なる荊軻と申すものあり、此の者こそ大事の御役に立つ者なれば、之を御用ひになりては何如と、太子曰く、左樣なれば願はくは先生の御紹介によりて、其の荊軻といふ人に交際致したきが、出來得べきやと、田光答へて曰く、敬みて承知せりと、直樣其の座を起ちて、外へ早足に趨り出でたり、太子は之を見送りて門まで參り、田光を戒めて口止めして申すに、丹の今先生に申上げしこと、又先生の丹に御話しなされしことは國の大事なれば、願はくは先生決して他に御泄し下さるなと、田光僂をかゞめて笑ひて申すに、承知せり、御心配に及ばずと、

【解義】「其勇沈」沈は沈著にて、落付きて物に動ぜぬことなり、「願因太傅」因は「ヨル」と訓ず、紹介人にすることなり、「道太子曰願圖國事於先生」道は「イフ」と訓ず、謂と同意なり、「乃造焉」造は至なり、「イタル」と訓ず、太子の處に來ることなり、「太子跪而逢迎」跪音「キ」、「ヒザマヅク」と訓ず、膝を折りて膝頭を地に着くることなり、敬禮の貌、逢迎は出迎へなり、「却行爲道」却は「シリゾク」と訓ず、却行は人に背を向けず、人に面したるまゝ後へさがることにて、俗にいふあとじさりなり、先方を尊敬する狀、道は導に同じ、「ミチビク」と訓ず、「跪而拂席」席は敷物なり、拂は自身手づから之を拂ひ清むるなり、亦尊敬の極なり、「田先生座定左右無人」座定は席におちつき坐すること、左右無人は、大事の密談を爲す故、左右の人を斥く、所謂人ばらひなり、「太子避席而請曰」避席は己れの座を立ちて、其の席から身を離すことにて、尊長に物を尋ね、又は尊長より話しのある時に、斯くするは古禮なり、孝經に曾子避レ席曰とあるも同じ、「先生留意」心を留めて心配してくるゝ樣に賴むとの意なり、「騏驥盛壯之時」騏驥共に音「キ」、駿馬のことなり、盛壯は年若にて血氣旺盛なる時をいふ、「駑馬先之」駑音「ド」、鈍劣の馬なり、之は騏驥を指す、駑劣の馬も老いたる騏驥には先んずるとなり、「然光不敢以乏國事也」乏は闕乏の意なり、飽註に不レ令ニ太子所

千里、至其衰也、駑馬先之、今太子聞光壯盛之時、不知吾精已消亡矣、雖然、光不敢以乏國事也、所善荊軻可使也、太子曰、願因先生得交於荊軻、可乎、田光曰、敬諾、卽起趨出、太子送之、至門戒曰、丹所報、先生所言者、國之大事也、願先生勿泄也、田光俛而笑曰、諾、

【通釋】鞠武乃ち太子に謂ひて曰く、燕國に田光先生と申すものあり、其の智慮は深く、其の勇氣は至りて沈着にして物に動ぜぬ人にて、大事を謀るに足る人物なれば、此の人に御相談あるべしと、太子曰く、左様なれば何卒願はくは太傅の紹介を得て、其の田先生に交を結びたきが宜しきやと、鞠武曰く、敬みて承知致したりと、乃ち太子の許を出で田光の處に至り、太子が何卒國の大事を先生に御相談致したしと申し居るとの事を、田光に話しを致したるに、田光曰く、敬みて御指敎を奉ぜんと、早速承諾して乃ち太子の許に造る、太子大に悦び、禮を厚くして之を迎へ、先づ地上に跪きて之に挨拶を爲し、後じさりして之を案内し、又跪きて手づから敷物の塵を拂ひ、田光に座をすゝむ、田先生之に坐し、主客座定り、一通りの挨拶も濟みたれば、乃ち人拂ひをなして、其の席に誰れも居らず、田光と太子と只二人のみなり、太子乃ち其の座席を立ち避け敬意を表して請ひて曰く、先生の知らるゝ如く、我が燕と秦とは兩立する能はず、何卒して秦を亡ぼしたく思ふなり、願はくは先生此に御心を留められて、秦を圖るの方法を御示し下されたしと、田光曰く、臣承るに、千里の名馬なる騏驥の駿足も、其の盛壯なる時は一日によく千里の道を走れども、其老衰するに至りては、反々劣足なる駑馬に及ばず、駑馬の方が之に先んずると申すことなり、今太子は是の田光が壯盛の血氣盛りの時のことを御聞きになりて、吾が精力已に消亡したるを御承知なき故に、

あり、俗にいふゾットするといふことなり、「是謂委肉當餓虎之蹊」委音「ヰ」、棄て置くことなり、餓虎は空腹の虎なり、蹊音「ケイ」、徑也とあり、「コミチ」なり、虎は常にも肉を好む、況んや餓ゑたる虎の前に肉を置きては、どうしても其の餌たるを免れざるに喩ふるなり、「禍必不振」鮑註に振救也とあり、「雖有管晏」管は管仲、晏は晏子、共に齊國の大夫にして古への智者なり、孟子に管仲以其君霸、晏子以其君顯と云へり、「入匈奴以滅口」匈奴は北方の夷狄、其の地燕に接す、滅は消滅なり、滅口とは秦の言ひ掛りの種をなくするをいふ、「北講單于」單于は匈奴の別號なり、「曠日彌久」曠音「クワウ」、「ムナシクス」と訓ず、曠日はむだに日のたつこと、彌音「ビ」、「ワタル」と訓ず、彌久は仕事の長くかゝること、「心惛然恐不能須臾」惛音「コン」、惛に通ず、鮑彪云く、言己憂思惛瞀且死、須臾不可待と、關君長曰く、心惛不知其可、恐禍至必速と、關說是に似たり、蓋し我が心惛亂煩悶、只目前に差迫りたる形勢の危險を恐るるの外、他の考へなしとの意なり、「是丹命固卒之時也」命は命數なり、卒は「ヲハル」と訓ず、盡なり、樊將軍を置けば身に禍ひの來るは知れたる事なれども、それを知りつゝ余の終に思切りて樊將軍を手離すことの出來ぬといふは、是れ余が命數の盡くる時の來れるなりとの意なり、

鞠武曰、燕有田光先生者、其智深、其勇沈、可與之謀也、太子曰、願因太傅交於田先生、可乎、鞠武曰、敬諾、出見田光、道太子曰、願圖國事於先生、田光曰、敬奉教、乃造焉、太子跪而逢迎、卻行爲道、跪而拂席、田先生坐定、左右無人、太子避席而請曰、燕秦不兩立、願先生留意也、田光曰、臣聞騏驥盛壯之時、一日而馳

之交、置之匈奴、是丹命固卒之時也、願太傅更慮之、

【通釋】　それより程經て、秦の將軍樊於期、罪を得て秦國を逃亡し燕に來れり、因りて太子之を容れて世話を爲せり、太傅鞠武之を諫めて申すに、樊將軍を御かくまひなさるゝことは甚だよろしからず、何如となれば、夫れ秦王は生來暴戾なる上に、數々の怨みを燕國に積み居れば、何時憂目に遇ふやも測られず、それのみにても思へばゾットするほど寒心を爲すに足れり、然るに又況んや其の上に樊將軍の此方に在ることを聞かば、それこそ何如なる事に相成るべきか、是れ譬へて申さば、肉を投げ出して、餓ゑたる虎の通る路上に置くと同じことにて、どうしても禍ひは必ず救ふ可からず、たとひ管仲、晏子の如き大智者ありといふとも、之が謀を爲して其の禍ひを免るゝ能はず、願はくは太子早速樊將軍を遣はして匈奴に入らしめ、以て秦の口を滅し、言ひがゝりの出來ぬ樣になされ、さうして請ふ、願くは西の方三晉を約し、南の方齊と楚とを連結し、北の方單于に講和して、然る後乃ち秦を伐つを圖るべきなりと、太子曰く、太傅の計略に從はゞ、日を曠しくし久しきに彌り、まことに氣長のことにて、余が心とは大に異なり、余が心惛然として昏亂し、今は最早他の考へもなく、只危難の目前に差迫るを心配するのみ、且つ獨り此れのみにあらず、樊將軍が今秦を出でゝ天下に身を容るゝ所なく、困窮して身を此の丹に寄せたるを、いかでか之を見殺しにすることを得んや、丹はどうありても終に自分が強秦に迫らるゝが爲に、哀憐する所の交りを棄てゝ樊將軍を匈奴に逐ひやり置くことは致さず、禍ひの必ず至るを知りつゝも之を止むることの出來ざるは、是れ丹の命數の卒る時節が來たりたるならん、何卒願はくは太傅更に余が爲に之を慮りてよき方法を敎へよと、太子は暗に、身を賭して、非常手段を執らんするの意を仄かしたり、

【解義】　「居之有間」有間は間をおくことにて、程經てといふこと、「シバラクアリテ」と訓ず、「太子容之」容は「イル、」と訓ず、かくまふことなり、鮑本に客に作る、許應元曰く、容レ之是、容レ之何其弱耶と、「足爲寒心」吳氏の註に、凡人寒甚　則心戰、恐懼亦戰と

に據るに、初燕太子丹、嘗質于趙、與王善、（秦の始皇の父異人、嘗て趙に質となり、邯鄲に在り、呂不韋の姬を納れて始皇を生む、故に太子丹之と相善し）王卽位、丹爲質於秦、王不禮焉、丹怒亡歸とあり、「太傅鞠武」太傅は太子の傅役、鞠は姓、武は名なり、「燕秦不兩立」兩國竝び立つ能はず、何方か斃れざればならぬといふことなり、「威脅韓魏趙氏」脅音「ケフ」、「オビヤカス」と訓ず、「易水以北」燕國を指す、易水は燕境にある川、「奈何以見陵之怨欲批其逆鱗哉」陵は凌に同じ、見は猶被の如し、見陵は「シノガル、」と訓ず、逆鱗とは、韓非子の說難篇に、龍可擾而騎也、然喉下有逆鱗徑尺、人有嬰之、則必殺人、人主亦有逆鱗とありて、龍の喉下にある鱗に逆ひふるれば、人が死ぬるといふことなり、人主を龍に喩へ、人主の心に逆ふことを逆鱗といふなり、批は鮑注に擊なりとあり、「然則何由」由とは、何如なる方法によりて秦の迫害を免れんといふことなり、「請入圖之」鮑注に請太子入息、已乃圖之とあり、入を太子に屬し、圖の字を鞠武に屬して解けるなり、入の字を以て何と爲す、

居之有間、樊將軍亡秦之燕、太子容之、太傅鞠武諫曰、不可、夫秦王之暴、而積怨於燕、足爲寒心、又況聞樊將軍之在乎、是謂委肉當餓虎之蹊、禍必不振矣、雖有管晏、不能爲之謀也、願太子急遣樊將軍入匈奴以滅口、請西約三晉、南連齊楚、北講於單于、然後乃可圖也、太子丹曰、太傅之計、曠日彌久、心惛然恐不能須臾、且非獨於此也、夫樊將軍困窮於天下、歸身於丹、丹終不迫於强秦、而棄所哀憐

之、武對曰、秦地遍天下、威脅韓魏趙氏、則易水以北、未有所定也、奈何以見陵之怨、欲批其逆鱗哉、太子曰、然則何由、太傅曰、請入圖之、

【大意】此の章、燕の丹太子、秦に質たりしが、秦王の禮せざるを怒りて、竊かに亡げて燕に歸り報復を圖り、遂に荊軻を得て、之をして秦王を圖らしむ、事成らず、秦王大に怒り、兵を發し終に燕を亡ぼすことを記す、叙事精細、古今の稱玩する所、其の易水訣別より秦王を刺すの一段に至りては、筆々活動、眞に畫くが如く、千載の下に在りて猶當時の光景を目睹するの感あらしむ、是れ太史公史記の荊軻傳の粉本たり、讀者試みに刺客傳を把りて一較せば、亦其の由りて來る所を知るに足らん、

【通釋】燕の太子丹が秦國に人質となりて參り居りしが、秦王の待遇のあしきを憤りて、竊かに亡げて燕に歸る、此の時に當りて、秦の始皇將に六國を滅ぼし天下を一統せんとする計畫ありて、遂に兵を遣はして燕を伐たんと、其の國境なる易水まで兵が押寄せて參りしを見て、其の禍の至るを恐れ、非常に太子丹は之を心配に思ひ、因りて其の傅役の鞠武といふものに相談して申すに、卿も知らるゝ通り、燕と秦とはとても兩立の出來ぬ國柄なれば、是非共秦を伐ち滅ぼしたきが、何如にせば其の望みを達すべきや、願はくは太傅幸ひに余が爲に之を圖りて、何卒よき智慧を貸されたしと、鞠武對へて申すに、秦の土地は天下に遍ねく、其の威は韓魏趙氏の三晉を脅壓し、其の勢ひ當るべからず、されば易水より以北、卽ち我が燕國の運命は如何相成るべきか、未だ見定めも付き兼ぬる場合なれば、奈何ぞ凌辱せられし位の怨みを以て、其の逆鱗の怒にふれて、我が國家を危くする如き危險を犯されんと欲せらるゝやと、太子曰く、然らば則ち何に由りて秦の兵禍を免るゝことを得べきや、太傅鞠武曰く、請ふ内に入りて御休息あらせられよ、臣とくと之を考へて御答へを申上ぐべしと、

【解義】〔燕太子丹質於秦亡歸〕丹は太子の名、通鑑

夫れ燕國は無道なれば、吾れ趙をして之を保有せしめんと、兵を出さしめたるに、子は何ぞ我れに向ひて悦びをいふことがあらんやと、使者曰く、臣承るに、趙が未だ秦の侵略を受けず完全に其の國を有ち居る時は、南の隣を秦國と爲し、北は下曲陽の地直ちに燕の地にて其の間趙の地は廣さ僅かに三百里なり、而して能く守り秦と相拒ぎて對峙すること五十餘年の久しきに及びたり、而して秦に報い勝つことのできぬといふは、全く其の國の小にして其の上に他に向ひて土地を取入るゝことの出來ざるためなり、然るに今大王趙をして北の方燕を伐ち、之を併有せしめば、積年の怨みある趙は、必ず燕と力を合せ協同して秦に反抗して、復再び秦の命令を受けざるべし、是れ臣が王の爲に竊かに御心配申上ぐる所なりと、秦王之を聽き、以て尤もなりとなし、乃ち反りて兵を起して趙を伐ち燕を救ひたり、

【解義】「秦幷趙北向迎燕」幷音「ヘイ」、併に同じ、併合なり、迎燕は燕の師を迎へて戰はんとするなり、「趙王繫之」繫は音「ケイ」、「ツナグ」と訓ず、乃ち執へて留むること、「爲秦也」秦の援あるが爲なりとの意なり、「有郄」郄は隙に同じ、音「ゲキ」、中違ひする事なり、「使使者賀千金」千金を獻じて以て賀を爲さしむとの意なり、「使趙有之」有は自分の所有物にすること、「全趙之時」趙が未だ他國の侵略を受けず、完全に其の國を有ち居る時といふことなり、「北下曲陽」下曲陽は地名、鮑注に屬鉅鹿と、中井履軒曰く、疑當作北鄰、蓋正文脫落、而注文入焉と、「所以不能反勝秦者」反の字、鮑注に反猶報也、言數爲秦敗、不能報而勝之とあり、鈴木汪云く、趙國得勝、則是小國反勝大國也、故曰反勝、此段稱趙之勁、言趙距秦五十餘年、但所以不能反勝秦者、國小而地無所取也、反字正承廣三百里句來、舊注大謬と「必不復受於秦矣」受は命を受くるなり、

○燕太子丹質於秦、亡歸、見秦且滅六國、兵已臨易水、恐其禍至、太子丹患之、謂其太傅鞠武曰、燕秦不兩立、願太傅幸而圖

王曰、夫燕無道、吾使趙有之、子何賀、使者曰、臣聞全趙之時、南鄰爲秦、北下曲陽爲燕、趙廣三百里、而與秦相距五十餘年矣、所以不能反勝秦者、國小而地無所取、今王使趙北幷燕、燕趙同力、必不復受於秦矣、臣竊爲患之、秦王以爲然、起兵而救燕、

【大意】秦既に趙を幷せて將に燕を攻めんとす、燕王之を聞き、使ひをして秦王の壽を爲し、其の兵を緩べんとす、使者趙を過ぎて捕へらる、使者乃ち趙王を說きて己れを釋さしめ、遂に秦に至り秦王に說き、燕を伐つの兵を止め、反りて秦をして趙を伐たしむる事を敍す、

【通釋】秦と趙と合同し、兵を出して北に向ひ、燕の兵を迎へ擊たんとす、燕王之を聞き、兵を蒙らざるに先ちて其の難を免れんと欲し、人を遣はして秦王に御悅びを申上げしむ、其の使者が趙國を通り過ぎたるに、趙王之を捕へて之を獄に繫ぐ、使者乃ち王に謂ひて曰く、秦國と趙國と合同して一つになりし爲に、天下は皆其の勢力に畏服せり、然し燕の命を趙に受けて其の意に隨ふ所以は、全く秦といふ强國が趙に身方して居るためなり、故に趙の天下に勢力あるは秦の御蔭なり、然るに今臣が秦國へ使者に參るに方り、趙が之を繫留しては、是れ秦の機嫌を損して、遂に秦趙の間に隙を生じ中違ひを生ずべし、若し秦趙隙を生ぜば、天下は必ず服せず、而して燕も亦趙の命を受けて服從せざらん、しかのみならず臣の秦に使ひするは、何も趙が燕を伐つ上には別に妨げとなることもなきなりと、趙王之を聞き、使者の言を以て尤もとなし、赦して之を遣り秦にゆかしむ、燕の使者秦に至り、秦王に見えて曰く、主人燕王竊かに此度秦が趙を御併合になりしを承はり、因りて今燕王は使者を特發して千金を獻上して、以て其の御悅びを申上ぐと、秦王は目下趙をして燕を伐たしめんと計畫しつゝある際なれば之を怪しみ、使者を責めて申すに、

義と、一說と爲すべし、按ずるに、吳師道、新序に據りて說を爲して曰く、新序以レ此爲下燕惠王遺二樂毅一書上、考レ之、毅答二惠王一書云、今足下使二人數一レ之以レ罪、而史所レ載惠王讓レ毅、無二數レ罪之語一、前章燕王使二人讓レ毅且謝レ之曰云云、當二是此章之首一、蓋錯簡也、且策以レ此爲二樂閒答書一、而末云、閒乘怨レ不レ用二其計一、於レ乘何與、史趙世家、孝成王十五年、廉頗破二殺栗腹一、虜二慶秦樂閒一、則是閒爲レ將而被レ虜、燕世家則云、奔レ趙、又趙孝成王十六年、廉頗圍レ燕、以二樂乘一爲二武襄君一、二十一年孝成王卒、廉頗將攻二繁陽一取レ之、使二樂乘代一レ之、頗攻レ乘、乘走、據レ策史所レ記多舛、故知此書非二樂閒事一、而新序之說爲レ是云と、鈴木注云く、史樂毅傳、亦載二此書一、文異而意同、前後序事亦略同、前云、燕王不レ聽、遂伐レ趙、趙使二廉頗擊一レ之、大破二栗腹之軍於一レ鄗、禽二栗腹樂乘一、樂乘者樂閒之宗也、於レ是樂閒奔レ趙、末亦云、樂閒樂乘怨二燕不一レ聽二其計一、二人卒留レ趙、此章云、使下樂乘以二五萬一遇中慶秦於上代、是乘先奔入レ趙者、與レ史不レ同、吳氏據二新序一、以二此書一爲下遺二樂毅一書上云、前章燕王使二人讓レ毅且謝レ之曰云云、當二是此章之首一、蓋錯簡也、按前章曰、使二人讓レ毅且謝レ之曰云云、毅之書亦唯曰、使三使者數二之罪一、史文亦同、未三嘗言二其以レ書讓レ之、吳氏何以見三其必爲二毅之書一也、且史所レ載、惠王讓二毅數罪一之語、盡與二策文一同、吳氏何以云レ無也と、

○秦幷レ趙、北向迎レ燕、燕王聞レ之、使下人賀中秦王上、使者過レ趙、趙王繫レ之、使者曰、秦趙爲レ一、而天下服矣、燕之所三以受二命於趙一者、爲レ秦也、今臣使レ秦、而趙繫レ之、是秦趙有レ郄、秦趙有レ郄、天下必不レ服、而燕不レ受レ命矣、且臣之使レ秦、無レ妨於二趙之伐一レ燕也、趙王以爲レ然而遣レ之、使者見二秦王一曰、燕王竊聞二秦幷レ趙、燕王使使者賀二千金一、秦

る意中なり、玆に敬みて書面を以て之を君に告ぐと、燕王は使者に書面を持たせて此の如く懇願したれども、樂間、樂乘の兩人は燕王が其の計を用ひざりしを怨みて、二人共卒に趙に留まり燕王に返事を爲さゞりき、

【解義】〔柳下惠吏於魯云云〕柳下惠は魯人、姓は展、名は禽、柳下は其の邑、惠は其の謚なり、論語、孟子等に出づ、又秦策に見えたり、〔三黜而不去〕黜者「チッ」「シリゾケラル」と訓ず、免職のことなり、〔苟與人之異惡往而不黜乎〕異は人と意見を異にするなり、惡音「ヲ」、「イヅクニ」と訓ず、〔猶且黜乎〕猶は猶均の如し、同じくの意なり、〔故前業不忘〕前業とは從前よりの業務なり、〔故遠近無議〕遠近は猶國の內外といふが如し、國を去りて怨嗟の言を發せざる故、內外の人其の不平あるを知らず、故に之を誹議せず、〔論不脩心議不累物〕關君長曰く、脩疑作レ循、謂レ循ニ心所一レ欲也、累レ物猶レ害レ人、而累之累疑作レ絕と、鈴木注云く、脩脩整也、論レ人、以ニ其行事之著明一、不レ以ニ其心意之隱微一也と、安井息軒曰く、脩縮也、當レ暢ニ言之一、不レ宜レ遺ニ心所一レ欲レ言と、〔智不簡功〕簡は字典に慢忽謂ニ之簡一とあり、孟子の是簡レ驩也の簡と同じ、孟子の疏に簡略不レ禮也とあり、〔簡棄大功者輟也〕輟は音「テッ」、止なり、「ヤム」と訓ず、〔輕絕厚利者怨也〕厚利は上の「大功」に對する辭にて、利は利欲などの惡義の利にあらず、古へは多く義と竝用す、易に義利之和也とあるも同じ、是の處も其の意にて見るべし、〔宜在遠者〕遠者は疎遠の臣なり、〔追惟先王〕惟は思なり、〔意君曰余且至以明而惡〕意は思意なり、「オモフニ」と訓ず、樂間の意中を想像してかくあらんといふなり、余は樂間を指す、慝は音「トク」、惡なり、惡意を以て燕王喜に對するをいふ、正解に云く、慝疑當レ作レ慝、字之誤也と、而は爾に同じ、「ナンヂ」と訓ず、憤怒の氣を含みていふ故に、俗にいふ貴樣といふが如し、不顧は恩眷などを顧りみ思はざるなり、〔君之所揣也〕揣音「シ」、「ハカル」と訓ず、人の心を推し度ることなり、揣は曾本に剬に作る、故に鈴木注は曰く、剬舊誤作レ揣、雅雨堂本云、曾作レ剬可レ從、說文剬斷齊也、史顓頊紀、依ニ鬼神一以剬レ義、注、剬有ニ制義一、新序剬作レ制、章首端ニ其願一之端、疑亦此剬字、二字音同、義亦似ニ相通一、法言魯仲連傷而不レ剬、卽端正

乘怨不用其計、二人卒留趙不報、

【通釋】昔し柳下惠は、魯國に仕官をして其の吏と爲り、三度免職になりしが、それでも魯國を去らざりしかば、或人之に謂ひて、汝は最早三度も免職されたれば、以て魯を去るべしと申しゝに、柳下惠答へて申すに、苟くも人と意見が衝突すれば、何處に往きても黜けられざらんや、然れば他國に往きても猶且つ黜けられんか、同じく黜けらるゝならば寧ろ我が故郷に於てせんのみと、柳下惠は三黜を以て自分の累事となさず、猶魯國を去らず、故に前業を忘れずしてよく故國の爲に盡せり、故國を去るを以て心となさず、故に遠近の人誰れも魯國君臣の事を誹議するものなし、今寡人に至りては之に異り、寡人の罪過を我が國人は未だ知らざるに、寡人を誹議する者は天下中に徧ねし、(上の「微出明怨」を承けて、暗に樂間の柳下惠に異るをいふ)古語に曰く、人を論ずるには、只其の外に見はれたる行事に就きて之を見、其の心術の隱微に立入りて之を是非せず、事を議するには、物を

累し害せざるやうにす、仁者は其の巨細を確めずして、輕々しく人と交りを絶たず、智者は人の功を疎略にせず、何如なる微功も之を錄して棄つることなしと、大功を疎略にし棄つる者は輟むなり、厚利を輕んじ絶つ者は怨むなり、輟めて之を棄て、怨みて之を累はすといふやうなることは、宜しく疎遠なる間柄にありてこそさもあるべきなれ、之を君の如き寡人に昵懇なるものに望まざるなり、今寡人の身に別に罪といふ程のことなきを以て、君は豈に寡人を怨むやうの事あらんや、別に寡人を怨む事もなからんと存ずる故、願はくは君其の怨みを捐て先王の事を追ひ惟ひて、何卒復再び燕に皈りて以て寡人を教へよ、意ふに君の心中或はかく思はるゝやも知れず、曰く、余且つ心に思ふ存分貴樣の過失を成さしめ、其の失敗を面白く見物して先王の事などは一向顧みず、只貴樣の罪惡を世間に明かに知らるゝ樣にしてやらんと、それでは寡人をして進みて功を修むることも出來ず、退きて過を改むることも出來ず、進退是れ窮るは君の揣り知る所なり、唯君とくと之を圖り考へて、再び寡人と相見るを得しめよ、此れ實に寡人の愚な

疆〕封は周禮の大司徒に、凡造都鄙、制其地域、而溝封之、註に封起土界也、土在溝上、謂之封、封上樹木、以爲固也とあり、疆は境界なり、〔垣墻〕韻會に、卑曰垣高曰墉、墻也とあり、墻は牆の俗字なり、〔合好掩惡〕好は「ヨシミ」と訓ず、好事は共に樂しみ、惡事は之を掩ひ隱すなり、〔未爲通計〕通計は猶達計の如し、〔寡人雖不肖乎未如殷紂之亂云云〕殷紂は殷の紂王、商容、箕子共に殷の忠臣なり、〔不內蓋寡人〕蓋は上の「掩蓋」に同じ、〔薄於行〕上の「有薄」の薄に同じ、厚の反對にて、薄情のことなり、〔非然也〕然らずんばといふに同じ、〔雖任惡名不難受也〕任は負なり、上に出づ、難は「ハヾカル」と訓ず、雖の上に寡人の二字を加へて見るべし、

昔者柳下惠吏於魯、三黜而不去、或謂之曰、可以去、柳下惠曰、苟與人之異、惡往而不黜乎、猶且黜乎、寧於故國爾、柳下惠不以三黜自累、故前業不忘、不以去爲心、故遠近無議、今寡人之罪、國人未知、而議寡人者、徧天下、語曰、論不脩心、議不累物、仁不輕絕、智不簡功、簡棄大功者、輟也、輕絕厚利者、怨也、輟而棄之、怨而累之、宜在遠者、不望之乎、君也、今以寡人無罪、君豈怨之乎、願君捐怨、追惟先王、復以教寡人、意君曰余且慝心以成而過、不顧先王、以明而惡、使寡人進不得脩功、退不得改過、君之所揣也、唯君圖之、此寡人之愚意也、敬以書謁之、樂間樂

を棄てられ、寡人をして不才の罪を負はしむるは、君に於て篤厚の行を失ふの累あり、是れ君の身の爲に其の執る道を擇ぶ點に於て、此の如き行ひは甚だ君の爲に取らざる所なり、一體一國に國の領分疆界あるのも、一家に垣墻あるのも、皆一國一家の好みを合せ互に中睦ましくして、惡事を外に顯はさぬ樣に掩ひ匿すためのものなり、然るに一家の内にて和合する能はず、外へ出でゝ鄰家の者に家内の内輪揉めの談をするといふは、未だ得策と申すことは出來ざるなり、今君と我れとの間の仲違ひが未だ世間に明かに見はれざるに、君が明かに寡人を棄つるは未だ厚き親切を盡されたりと爲す能はざるなり、寡人は實に不肖なり、然し不肖とは申せども未だ古への殷の紂王の如き亂暴者の比にはあらず、又君に於かれても燕國に意を得られずと申しても、未だ彼の殷紂の臣たる商容、箕子の如きものにあらず、然れば燕人にして過ちを悔い失を改めたる以上は、何も其の樣に怒り怨まるゝこともなかるべきに、今之を内にしては寡人の過失を掩ひ隱さず、而して反りて其の怨みを外の國に往きて明かに發表せらるゝは、其の事の適々以て君の高德を傷けて君の行ひを薄くするに足るばかりなり、若し君に於て左樣なる心にあらざるならば、苟くも以て君の義を明かにし君の高德を成すべきことならば、寡人はたとひ如何なる惡名を身に負ふと雖も、之を受くるをはゞからず、君のためならば甘んじて之を受くべし、木と寡人の薄德を世間に明かにせんと欲して、而して君も亦別に榮譽を得ず、此の如くなれば、此れ一擧して兩方に損失が有るなり、義の高き者は人の身を虧きて以て自分の益とせず、況んや人を損傷する上に自分の益をも併せて損傷することを爲さんや、何卒願はくは君寡人の不肖なる故を以て、先王以來燕國に盡されたる美德に累を及ぼすこと無かれ、

【解義】〔世有薄而故厚施〕鮑注に世雖レ薄レ我、我反厚施レ之とあり、故は特なり、〔コトサラニ〕と訓ず、〔行有失而故惠用〕失は過失なり、惠用は、鮑注に惠愛任用と解す、〔任不肖之罪〕任は負なり、不肖の罪を身に負ふとの意なり、〔有失厚之累〕厚は上の「厚者」の厚にして、其の厚といふ德を失ひて、浮薄の人間となるの累ありといふこと、累は「ワヅラヒ」と訓ず、〔封

にいふ親切なる人なり、毀は上に出づ、「仁者不危人以自益也」危は人を危き地位に陷ること、要は求なり、「モトム」と訓ず、「非君心所望之」闕君長曰く、心所、新序作惡所、蓋心是惡字殘剩、當作惡、謂於何也と、心の字は惡字の殘闕したるにて、「イヅクニ」と訓ず、但し鮑本には非君孰望之に作る、

且世有薄而故厚施、行有失而故惠用、今使寡人任不肖之罪、而君有失厚之累、於爲君擇之也、無所取之、國之有封疆、家之有垣墻、所以合好掩惡也、室不能相和、出語鄰家、未爲通計也、怨惡未見、而明棄之、未爲盡厚也、寡人雖不肖乎、未如殷紂之亂也、君雖不得意乎、未如商容箕子之累也、然則不内蓋寡人、而明怨於外、恐其適足以傷於高、而薄於行也、非然也、苟可以明君之義、成君之高、雖任惡名、不難受也、本欲以爲明寡人之薄、而君不得厚、揚寡人之辱、而君不得榮、此一擧而兩失也、義者不虧人以自益、況傷人以自損乎、願君無以寡人不肖、累往事之美、

【通釋】且つ又世間にてに我れに對して甚だ薄情なれども、而も我れは特更に厚く之に施し仕向けてやり、人に過失の行ひありても、而も我れは之を尤めず、特更に恩惠をかけて之を用ひてやるのが、君子篤厚の行ひなるに、今寡人の過失を明かに怨みて寡人

り、成程寡人の身には必ず罪過あるに相違なし、然りと雖も恐らくは君の身に於ても未だ十分の親切を盡されしとは申されまじ、如何となれば、諺にも曰く、情に厚き者は他人の身を毀訾して以て自分の益と爲さず、又仁者は身を危くして以て我が名を成すを求めず、故に人の邪僻を掩ひ隱すは情に厚き人の行ひなり、又人の過失を救ひ匡すは仁者の道なり、世間廣しと雖も、寡人の邪を掩ひ、寡人の過を救ひくるゝものは、君に非ずして何處に其の人を望まん、獨り君あるのみなり、寡人は此の如く君を信賴し居れり、今君は手厚く爵位を我が先王に受けて以て尊き地位に在りながら、輕々しく寡人を棄てゝ以て其の心の愉快を取らるゝは、それでは邪を掩ひ過を救ふ厚人仁者の行ひは君の身には得難きなり。

【解義】「燕王以書且謝焉」鮑注に書下疑レ脫二讓字一とあり、「敢端其願」鮑注に端猶レ專也、願欲二復用一レ之とあり、劉向の新序には、謁の字に作る、謁は告也、又請也、字體相似たるを以て誤りしものならん、鈴木注云く、端猶レ質也、願者所レ望レ聞也、言敢欲レ質二正其所一レ願於レ聞也、見二下文、故使使者陳愚意、君試論之一、可レ知矣、下文望字句、與二此願字一照應す、「君試論之」論は論辯論難の論にして、我が言ふ所の是非當不當を論評ありたしとの意なり、「君掩蓋之」掩は「オホフ」と訓ず、蓋は物のふたなり、亦「オホフ」と訓ず、過失罪惡を掩ひかぶせて、外に露顯せぬやうにすること、「不虞君之明罪之」虞は圖に同じ、「ハカル」と訓ず、明とは世間に目立つ樣にすること、「且寡人之罪國人莫不知天下莫不聞」關君長曰く、莫レ不レ知、新序作レ弗レ聞、與二下文國人未知一、文意相似、此恐衍二不字一と、鮑注に云く、言閒雖レ無二出之道一、以明レ有レ怨レ於レ我、人亦知レ之と、此れ不知の不を存して解けり、今按ずるに、燕王の意は其罪國人天下皆之を知れるは樂閒の微出明怨以棄寡人に出づると爲して責めたるなり下句の以棄寡人の下に也の字を加へて看るべし不の字衍にあらず、「君微出明怨」微は密なりとあり、「ヒソカニ」と訓ず、微行の微と同意なり、禮を以て公然國を去らず、出奔することなれども、詞を婉曲にして斯くいふなり、且つ下の「明怨」の明字に對し、修辭の上よりも殊更に微字を用ひしなり、「厚者不毀人以自益也」厚者は情の厚き人、即ち俗

明怨、以棄寡人、寡人必有罪矣、雖然、恐君之未盡厚也、諺曰、厚者不毀人以自益也、仁者不危人以要名、故掩人之邪者、厚人之行也、救人之過者、仁者之道也、世有掩寡人之邪、救寡人之過、非君心所望之、今君厚受位於先王以成尊、輕棄寡人以快心、則掩邪救過、難得於君矣、

【通釋】　樂間は燕王が己れの言を用ひず、遂に大敗を招けるを憤り、燕を去りて趙に入れり、因りて燕王人を趙に遣り、書面を以て樂間を責め、且つ謝して申すに、寡人不才にして君の意を奉順し君の說に從ふ能はずして趙と戰ひ、大敗を招きたるが故に、君は燕國を振り棄てゝ去られたれば、寡人の不肖なることは明らかなり、因りて寡人は敢て燕に留る樣懇々と其の願意を御告げ申したるが、君にはそれを承知されず、遂に趙に往かれたるが故に、此度使ひの者に命じて寡人の愚存を君の前に陳述せしむ、君試みに寡人の言ふ所を論評し、其の是非を斷ぜられよ、古語に曰く、仁者は輕々しく人と交りを絕たず、智者は輕々しく人を怨まずと、君が先王昭王に於ける關係は世間の人皆明かに知る所なり、其の子たる寡人なれば、寡人は常に若し我が身に非行あらば、君は必ず世間に知れぬ樣に之を掩ひ隱してくるゝならんと望み居りしに、而るに慮らずも君は趙に行かれ、寡人の非行を世間に曝露せらる、是れ明かに寡人を罪するなり、又寡人は常に若し我が身に過失あらば、君は必ず寡人をよく教誨し、再び過失なきやう敎導せんことを望み居りしに、慮らずも君は明かに寡人を棄て趙に往かれたり、實に意外千萬なる事なり、且つ寡人の此度の罪過は、我が國人は之を知らざるはなし、天下の人は皆之を聞かざるはなし、右の如く寡人の恥辱が世に曝されたるは、全く君が微かに當國を出られて怨みを世間に明かにし、以て寡人を棄てられしに由れ

可否如何と、樂間答へて曰く、趙と申す國は、四方へ行通便利の國故、四方より敵を受けて、其の民は皆軍事に慣れて居りますれば、之と戰ふことは御見合せになる方が宜しからんと、王の曰く、然らば吾れは敵に倍する人數を以てすれば勝つべきかと、樂間曰く、倍にても不可なり、王曰く、然らば三倍なれば宜しきかと、樂間曰く、それにても不可なりと、王は樂間の不贊成なるを大に怒りしが、王の左右の者は皆趙伐つ可しと言ひて王を煽動せし故、王は遽かに六十萬の大軍を起し、以て趙を攻め、其の軍を二つに分ち、栗腹に四十萬を以て鄗を攻めしめ、慶秦に二十萬を以て代を攻めしむ、然るに趙は、廉頗をして八萬の兵を以て栗腹を鄗に迎へ擊ち、樂乘をして五萬の兵を以て慶秦を代に迎へ戰はしめ、兩軍戰鬪の結果、燕人は大敗に及びたり、

【解義】〔使栗腹孝成王壽酒〕栗は姓、腹は名、通鑑に栗服作る、壽酒とは酒を獻じて其の長壽を祝するなり、百金は通鑑に五百金に作る、〔昌國君樂間〕樂間は樂毅の子、樂毅趙に走る、後燕王其の子樂間をして父の爵を襲がしめ、亦昌國君と號す、史記の樂毅傳に見えたり、〔趙四達之國也〕四達は四通に同じ、四通の國なれば四方に敵を受く、故に其の民、兵に習ふとなり、〔樂乘〕鮑注に樂毅の族とあり、

樂間入趙、燕王以書且謝焉曰、寡人不佞、不能奉順君意、故君捐國而去、則寡人之不肖明矣、敢端其願、而君不肯聽、故使使者陳愚意、君試論之、語曰、仁不輕絕、智不輕怨、君之於先王也、世之所明知也、寡人望有非則君掩蓋之、不虞君之明罪之也、望有過則君教誨之、不虞君之明棄之也、且寡人之罪、國人莫不知、天下莫不聞、君微出

王喜

惠王の曾孫、其の元年は周の赧王の五十三年丁未に當る、

○燕王喜使栗腹以百金爲趙孝成王壽酒、三日反報曰、趙民其壯者、皆死於長平、其孤未壯、可伐也、王乃召昌國君樂閒而問曰、何如、對曰、趙四達之國也、其民皆習於兵、不可與戰、王曰、吾以倍攻之、可乎、曰、不可、曰、以三、可乎、曰、不可、王大怒、左右皆以爲趙可伐、遽起六十萬以攻趙、令栗腹以四十萬攻鄗、使慶秦以二十萬攻代、趙使廉頗以八萬遇栗腹於鄗、使樂乘以五萬遇慶秦於代、燕人大敗、

【大意】　燕王喜、栗腹をして趙の孝成王の壽を爲さしむ、栗腹反り報じ、趙の伐つべきを言ふ、王之を樂毅の子樂閒に問ふ、樂閒、其の不可を陳ず、王聽かず、遽かに大軍を起して趙を伐ち、反りて趙の爲に敗られ、城下の盟を爲して僅かに和を爲す、樂閒、燕王の己れの言を用ひざるを怨み、燕を去りて趙に入る、王因りて書を以て之に謝し、且つ燕に歸るを求む、閒遂に之に肯ぜざる事を述ぶ、

【通釋】　燕王喜、趙と交歡せんと欲し、其の臣栗腹なるものをして、百金を以て趙の孝成王の爲に酒を獻じて、其の健康を祝さしむ、然るに栗腹は三日目に燕に反り來り、燕王に報告して申すに、此度趙に參り趙の國狀を觀まするに、其の國民の壯丁は皆先年秦との戰爭長平の役に戰死致し、其後に遺りし孤兒は未だ幼少にて壯年に達せず、戰士に乏しければ、今が丁度趙を伐つの好機會にて、趙は伐つべき時なりと、王乃ち昌國君樂閒を召して之に問ひて曰く、趙を伐の

且死、子腸亦且寸絕、境吏恐而赦之、

【大意】張丑、燕に質たりし時、燕王將に之を殺さんとす、張丑之を覺り、逃れ走りて國境に至る、境吏之を捕ふ、乃ち策を以て境吏を恐し、其の難を免れし事を錄す、此の事亦韓非子の說林篇に載す、

【通釋】張丑が燕の方に人質と爲り居りたる處、何か燕王に逆ふことありて、王將に之を殺さんとせり、張丑之を知り、潜かに逃れ出でゝ燕の國境に至る、國境を守る役人之を見付けて、張丑を捕へたり、張丑乃ち一策を案じ、役人を欺きて曰く、燕王の我れを殺さんと欲する所以は、或人、王に告げて我が寶珠を所有し居るを申上げし故に、王は其の寶珠を得んと欲して、我れに所望ありしが、今我れは其の寶珠を已に何處にか亡失せし故、其の事を申上げしに、王は之を信せず、我が其の寶珠を隱匿し居るものと思召して、遂に我れを殺さんとせられしなり、今子が此のまゝ我れを王の處に引致せば、我れは王の前に出でゝ、實は寶珠を持參して逃走を企てし處、境吏に捕はれ、境吏は寶珠を奪ひ取りて之を呑みたりと申上ぐべし、さうすれば王は必ず當に子を殺し、子の腹を解剖し、子の腸をひつくり反して、其の珠を探り求めらるゝならん、夫れ物を欲しがる慾の深き君主は、とても說くに利不利の道理を以てす可からず、理が非でも己れの慾を滿足せさせざれば止まぬものなり、吾れとても執へられし上は、固より死は覺悟なるが、氣の毒ながら子の腸も寸斷せられ、子の命も亦取らるゝことにならんと、境吏之を聞き大に恐れ、遂に張丑を赦し、其のまゝ放ち遣れり、

【解義】〔張丑爲質於燕〕吳師道曰く、丑見齊韓魏中山等策、與楚威王、田嬰、公仲、張儀相涉、恐非惠王之世と、〔境吏〕國境を守る役人なり、〔燕王所爲將殺我者〕一說に所爲は當に所以に作るべしと、〔今子且致我〕且は「マサニ」と訓ず、將に同じ、下同じ、致は捕へて王の處に致すなり、〔刳子腹反子之腸〕刳音「コ」、判也とあり、「サク」と訓ず、反は諸本に及に作る、今一本に從ふ、

是の書に貴ぶ所は、功を先王に歸し、己れの功を誇らず、罪を一身に歸し、敢て之が辯疏に力めず、一片の至誠肝膽より露出し、人をして自ら感動せしむるにあり、但先王の明鑑信任を擧げて、自ら惠王の不肖を示し、夫差、子胥を引き來りて、暗に惠王の與に圖るに足らざるを諷する處、幾分か當てこすりの氣味なきに非ず、只措辭巧妙婉曲にして、其の鋒芒を露はさざるのみ、之を出師表の忠悃純厚一點怨嗟の氣なきものに比すべくもあらず、然れども是れ亦其の境遇の相違の然らしむる所、以て是の文の瑕疵となすに足らざるべきか、林西仲曰く、燕惠疑二樂毅一用レ趙伐一レ燕、此以二小人之腹一、度二君子之心一者也、若出二他手裁一荅二、不レ失二之激昂一、必失二之悱惻一、玆篇委婉纏綿、用意忠厚、敍二前レ此伐レ齊之功一、語語歸二之先王一、毫不二矜伐一、及レ敍二騎劫代將、懼レ誅奔レ趙、只閒閒將二吳王子胥成敗往事一、作二弔古感慨之詞一、隨卽披二瀝自己衷曲一、明二其無レ他、絕不レ見下侵二犯燕惠一一語上、而去レ燕入レ趙之故、其出レ於二勢迫無一レ可二如何一、此意可レ矢二之天日一矣、尤妙在下說二自己一處上、不三但不二肯居一レ功、亦不二敢辭一レ罪、故篇首云、數レ之以レ罪、篇中云、可二幸無一レ罪、篇末云、臨二不測之罪一、其不三敢侵二犯燕惠一也、正是交絕不レ出二惡聲一處、其不三敢辭二己罪一也、正是去レ國不レ潔二其名一處、此等文字、總是一腔心血揮灑而成、眞有德者之言也、李陵答二蘇武一書、既飾二己罪一、復責二漢薄一、視二此篇一、何啻天壤、諸葛武侯出師二表、屢提二出先帝一、似三以レ此爲二藍本一、武侯向以二管樂一自況、想平日必爛二熟是篇胸中一耳と、

○張丑爲レ質於レ燕、燕王欲レ殺レ之、走且レ出レ境、境吏得レ丑、丑曰、燕王所レ爲レ將レ殺レ我者、人有レ言三我有二寶珠一也、王欲レ得レ之、今我已亡レ之矣、而燕王不二我信一、今子且レ致レ我、我且レ言二子之奪二我珠一而呑上レ之、燕王必當レ殺レ子、刳二子腹一、及二子之腸一矣、夫欲レ得之君、不レ可二說以一レ利、吾要

【大意】此れより愈〻己れの燕に歸らざる心事を明言す、終に臨みてたとひ再び燕に歸らざるも、決して燕の不利を圖らざるを誓ひ以て惠王の心を安んず、

【通釋】夫れ己れの身を危難より免れて其の勳功を全うし、以て先王の御功迹御遺烈を世に輝かし明かにするは、臣の身に取りて最上の計なり、毀誣寃辱の誹謗に罹りて先王が人を見るの明なかりきとの謗りを受け、其の御名を墮し傷つくるは、臣の大に恐懼措く能はざる所なり、それ故に燕を去りて趙に奔りたる次第なり、然しながら測らざる讒誣に遇ひ、意外の大罪に臨みたる身にして、又其の上に燕國の不幸に乘じ、之を幸ひとして私利を圖るやうなることは、義に於て臣の敢て此の擧に出でざる所なり、臣又承るに、古の君子は人と中違ひして其の交際を絕つあるも、決して惡言を出して相手を誹謗せず、又忠臣の其の國を去るや、獨り己れの名を潔くする爲に國辱を世間に暴露せず、臣不才なりと雖も數〻道義の敎へを先覺君子に奉じ受けたり、故に其の敎へに悖り道義に背くの行ひは誓ひて致さず、唯王の侍御者が左右の御側近く御奉公申上ぐる者の誣說を近付けられて、御疏遠申上ぐる愚臣の行爲の何故なるかを察せられず、徒らに臣を御疑ひあらんことを恐る、故に今敢て一書を以て御返事申上ぐる次第なり、惟君の臣の言に御心を留めさせられ、臣の心事を御明察あらんことを願ひ奉る、

【解義】〔臣之上計也〕上計は上策といふが如し、〔離毀辱之非〕非は誹に同じ、「ソシル」と訓ず、史記には離二毀辱之誹謗一に作る、離は麗に通ず、「カヽル」と訓ず、誹謗の災ひに罹るなり、〔不出惡聲〕惡聲は惡言に同じ、他を惡罵することなり、〔不潔其名〕獨り己れの名を潔白にせず、上の「自負以二不肖之罪一故不三敢爲二辭說一」の句に應ず、〔恐侍御者親左右之說而不察疏遠之行也〕一說に、是の處は親の字にて句と爲すを可とす、上の「左右侍御者」の句に應ずと、疏遠之行は樂毅自らいふなり、是の書は、諸葛亮の出師表と共に、古來人の稱贊する所にして、是の文を讀みて泣かざる者は忠臣にあらずとまでいはれたる文なり、諸葛亮、平生管仲、樂毅を慕ひ居りしといへば、是の文も必ず熟讀私淑する所ありしならん、試みに出師二表を取りて相對比すれば、自ら其關係のある所を知るべし、

齊に封せられし以來の年數を通算して八百歳といふなり、蓄積は齊國の有らゆる國有財産をいふ、「及至棄群臣之日」群臣を棄つとは死ぬことなり、群臣をすてゝ此の世を去る意にて、忌み辭なり、「餘令詔後嗣之遺義」餘令は遺命に同じ、詔は告なり、秦以前は上下通じて告を詔と曰ふ、遺義とは遺しおかれたる義道といふことなり、「順庶孼者」孼音「ゲツ」、庶孼は妾腹の子供をいふ、順はよく嫡庶の分を明かにし、道に順ひて亂れざるをいふ「施及萌隷」施は「シタ」と訓ず、萌は氓と同じ、萌隷は至賤の人民をいふ、「善作者不必善成善始者不必善終」是れ論語の始あらざるなし、よく終りあること鮮しの意なり、是の兩句、後の「免身全功」の伏線を爲す、「吳王遠迹至於郢」迹跡と同じ、足跡を遠く印する義にて、遠征の功を云ふ、秦策に大武遠宅の語あり、互に參照すべし、郢は楚の都既に上に出づ、「夫差弗是也」夫差は闔閭の子、是は是非の是にて、子胥の言を是として採用せざるなり、「賜之鴟夷」鴟音「シ」、史記には乃取子胥尸、盛以鴟夷革、應劭云、取馬革、爲鴟夷榼形、とあり、國語註に鴟夷革囊也とあり、今按ずるに、夷は踞なり、榼は酒を盛る器、其形、鴟鳥の蹲踞するが如し、因りて鴟夷と名づく、今革囊の形之に類す、故に又鴟夷と號す、「不悟先論之可以立功」先論とは事に先立ちて其の事の是非を論定すること、卽ち先見の明ありて、事に先ちて意見を述ぶるなり、

夫免身全功、以明先王之迹者、臣之上計也、離毀辱之非、墮先王之名者、臣之所大恐也、臨不測之罪、以幸爲利者、義之所不敢出也、臣聞古之君子、交絶不出惡聲、忠臣之去國也、不潔其名、臣雖不佞、數奉教於君子矣、恐侍御者之親左右之説、而不察疏遠之行也、故敢以書報、惟君之留意焉、

去るの止むを得ざる所以をいひ、再び燕に歸る能はざるの意を明かにす、

【通釋】　臣承るに、賢明の君は其の功業立ちて廢れず、故に其の功、春秋の記錄に著れて永久に後世に傳はるべし、又先見蚤知の士は名成りてよく之を全うし毀傷せず、故に其の名、後世に至るまで稱賛せらると、先王の齊國に對して積年の怨みを報じ屈辱を雪ぎ、萬乘の强國を亡ぼし夷げて、太公望已來八百歲の間の蓄積物を悉く收め取り、比類なき御功績を擧げさせられたり、而して獨り御在世中の御功績のみならず、群臣を棄てられ、御遠逝の後までも御遺命を垂れて、御後嗣に詔告し給ひし遺義は、執政の群臣をして能く法令に循ひ、庶孽嬪庶の分を順明にして亂れざらしめ、餘德施きて萠隸の賤民に及ぶが如き、皆以て後世の敎訓と爲すべきことなり、臣又承るに、善く事を作す者、必ずしも善く其の事を成し遂げず、善く事を始むる者、必ずしも善く其の終りを全うせずと、昔し伍子胥は吳王闔閭に事へ、其の言ふ所の說よく闔閭に聽き用ひられたれば、追々版圖も廣まり、其の足跡遠く楚の郢に及べり、而るに其の子夫差は伍子胥の說を是とし用ひず、反りて之を惡みて、之に鴟夷の馬革嚢を賜ひて之を殺し、其の屍を江に流し浮べたり、故に吳王夫差は、事の起る前に先ちて之を論議するの立功の基ゐなるを悟らず、故に耳を逆ふ忠言を忌み淺はかにも子胥を江に沈めて心に悔いず、夫差の愚は固よりながら、子胥に致しても、早く其の主君の己れと器量を同じくせざる人物なることを見分くること能はず、故に江に入り災難に罹るまでも其の行ひを改めずして他にも行かず、其のまゝ吳に居りし故、終に身を殺すに至りしなり、

【解義】〔著於春秋〕春秋は歷史の普通名詞なり、本と春夏秋冬乃ち一年間の出來事を記するより歷史を春秋と名づく、孔子は魯の歷史に因りて褒貶黜陟の意を寓す、故に亦其の書春秋と稱す、此にては歷史のことと解すべし、卽ち猶歷史に著はるといふが如し、〔蚤知之士〕蚤音「サウ」、早なり、「ハヤシ」と訓ず、蚤知は猶先見といふが如し、〔名成而不毀〕毀は壞也、又訾也、論語に我於レ人、誰毀誰譽とあり、不毀は名譽の毀損せざることなり、〔夷萬乘之强國〕夷は「タヒラグ」と訓ず、〔收八百歲之蓄積〕太公望呂尙の始めて

し品故、之を故鼎といふ、歷室も亦燕の宮殿の名、反は「カヘル」と訓ず、復再び燕の手にかへるといふことなり、〔齊器設於寧臺〕寧臺は燕の臺の名、設は置なり、「オク」と訓ず、〔薊丘之植植於汶篁〕薊丘は燕の地、汶は汶水といふ河の名にて、齊國に在り、篁は竹田とあり、竹やぶのことなり、鮑本、薊を蘇に作り、上の植の字を、旗幟屬と解し、言燕以齊爲塞と云へり、徐廣云く、燕之疆界、移於齊之汶水、是也と、燕の薊丘の植物を齊の汶篁に移植するをいふ、林西仲は云く、燕之薊丘所植者、自齊國汶上之竹、句法倒用と、吳師道曰く、左氏以太宮之椽爲盧門之椽、句法正同と、〔以爲慊其志〕慊音「ケフ」、說文に快也とあり、心に滿足に思ふこと、〔爲不頓命〕頓は鮑注に猶墜とあり、君命を辱しめざるをいふ、〔裂地而封之〕樂毅を昌國君に封ずるをいふ、

臣聞賢明之君、功立而不廢、故著於春秋、蚤知之士、名成而不毀、故稱於後世、若先王之報怨雪恥、夷萬乘之强國、收八百歲之蓄積、及至棄群臣之日、餘令詔後嗣之遺義、執政任事之臣、所以能循法令、順庶孽者、施及萌隸、皆可以敎於後世、臣聞善作者、不必善成、善始者、不必善終、昔者伍子胥、說聽乎闔閭、故吳王遠迹至於郢、夫差弗是也、賜之鴟夷、而浮之江、故吳王夫差不悟先論之可以立功、故沈子胥而不悔、子胥不蚤見主之不同量、故入江而不改、

【大意】　前節は昭王の賢明を擧げて暗に惠王の不肖を諷し、後節は伍子胥の事を引きて暗に己れの燕を

りに御承け申上げば、幸ひに別に罪もなかるべしと、故に謹みて御恩命を奉じて、敢て御辭退申上げざりしなり、

【解義】〔我有積怨深怒於齊〕積怨深怒の四字連讀すべし、齊國に對して積る怨み、深き恨みがあるといふことなり、其の怨恨といふは、燕王噲、其の臣子之に國を讓り、國内大に亂る、時に昭王は太子の位にあり、將軍市被と謀り、子之を攻む、克たず、市被反りて太子を攻む、難を構ふること數月、齊の宣王其の虚に乘じて、燕を伐ち、子之及び燕王噲を殺す、是の時孟子齊國に在り、宣王、燕を取らんとして孟子に問ふことあり、上の齊策及び孟子の書參看すべし、〔不量輕弱〕量はハカルと訓ず、自ら其の力の輕小微弱なるを量り考へず、力不相應の事を企望すといふことにて、謙辭なり、〔欲以齊爲事〕齊に報復することを以て畢生の事業と爲すの意なり、〔霸國之餘教〕齊の桓公、諸侯に霸たり、故に曰ふ、餘教は遺教に同じ、〔驟勝之遺事〕驟音「シウ」、「シバ〳〵」と訓ず、度々なり、遺事は遺業に同じ、〔閑於兵甲〕閑は釋詁に習也とあり、「ナラフ」と訓ず、習熟して巧者なること、〔必舉天下而圖之〕舉、史記に與に作る、是れ或は訛ならん、〔淮北宋地〕淮北は楚の地、是の時齊に屬し、後楚の有となる、宋亦齊に滅されて其の有たり、〔趙若許約楚魏宋盡力〕是の處種々の說あり、史記には趙若許、而約二四國一攻レ之に作る、正解は史記に據りて訓を施したるならん、暫く之に從ふ、然れども語路の上より言へば、約にて句と爲すを可とす、許約、盡力正に相對す、鮑本、魏を趙に作るは、下の四國に燕を加へて見るなり、新序には宋の字なし、是に似たり、〔臣乃口受令〕口受は王が樂毅に直に言付くることにて、面會といふに同じ、〔顧反命起兵〕顧反の二字連讀すべし、王念孫曰く、顧反者還反也と、〔隨而攻趙〕隨とは諸侯の軍に隨ふの意にて、亦謙辭なり、〔天之道〕所謂る天の時に隨ふといふことにて、俗にいふ天道の佑助を得といふことなり、〔隨先王舉〕舉は服なり、史記には隨二先王一而舉に作る、〔之於濟上〕濟は水の名、齊にあり、〔長驅至國〕長驅は途中に故障なく樂々進軍の出來ることなり、國は國都なり、〔大呂陳於元英〕大呂は鐘の名とありて、樂器なり、元英は燕の宮殿の名、〔故鼎反乎歷室〕齊が嘗て燕に勝ちて分捕りして持ち行き

達すべきやと、臣毅之に御答へ申上げて曰、夫れ齊國は昔し桓公が諸侯に霸たりし其の餘烈遺敎が今も猶存在して居り、又屢、敵に打勝ちたる遺業が今猶存して居り、其のため國民は皆武器の使用、甲冑の著こなしも巧者にて、戰鬪攻伐の軍事に熟練す、故に若し之を攻め伐たんと思召さば、燕一國の獨力にては到底勝利の見込みもなければ、是非共天下と與共に之を圖る工夫なかるべからず、天下と與に圖るには先づ趙に結び、趙を身方にするより捷徑なるはなし、且つ又淮北及び宋の地は、楚と魏との同じく其の所有と爲さんと願ふ所なれば、趙が若し我れに同盟の約を許諾し、楚魏兩國が力を盡して我れと共に四國が一致して之を攻めば、齊は必ず大に破るべきなりと、先王臣が言を聽かれて至極之に御贊成ありて曰く、善しと、臣毅乃ち先王より直々に御命令を受け、符節を用意して、南の方臣を趙國に御使者として遣はされ、臣は早速命を奉じて趙に參り、首尾よく趙の許諾を得て、先王に御返辭を申上げ、因りて兵を起して諸侯の兵に隨ひて共に齊を攻む、然るに上天の正道と先王の御威靈とを以て萬事都合よくはこび、河北の地も先王の御一擧に隨ひ、援兵を差出し、臣之を濟上に於て我が手に引きまとめ濟上の諸侯の軍は皆王の御命令を奉じて齊に擊ち入り、遂に之を破りて大に之に打勝ち、聯合軍の輕卒銳兵はさしたる敵の抵抗を受けず、長驅して齊の國都に至る、因りて齊王は都を遁れ出でゝ莒に走り、僅かに命カラ〲身を以て免れ、珠玉財寶、車甲珍器の類、盡く皆鹵獲して燕の方に收め入れ、齊國所有の大呂の鐘は、燕の元英宮に陳列せられ、故と燕國の所有にして齊の手に渡りたる鼎も、復再び我が手に歸して歷室に反り收まり、齊國の器具は寧臺に設け置かれ、燕の薊丘の植物は、齊の汶水の上の篁叢より移し植ゑらるといふ有樣にて、古への五霸よりこのかた、其の功業偉績の先王に竝び及ぶものは、未だ一人も之れなし、是を以て先王も頓墜せず、首尾よく勝ちを奏したりと御褒美あり、故に御領分の地を裂きて臣を封じ、臣をして殆んど小國の大名に匹敵するの光榮を得しめ給へり、不材の臣私かに自らおもへらく、誠に恐れ多きことながら、折角の厚き思召しなれば、其の仰せに從ひ御命令通

勝之遺事也、閑於兵甲、習於戰攻、王若欲攻之、則必擧天下而圖之、擧天下而圖之、莫徑於結趙矣、且又淮北宋地、楚魏之所同願也、趙若許、約楚魏宋盡力、四國攻之、齊可大破也、先王曰、善、臣乃口受令、具符節南使臣於趙、顧反命起兵、隨而攻齊、以天之道、先王之靈、河北之地、隨先王擧而有之於濟上、濟上之軍、奉令擊齊、大勝之、輕卒鋭兵、長驅至國、齊王逃遁走莒、僅以身免、珠玉財寶、車甲珍器、盡收入燕、大呂陳於元英、故鼎反乎歷室、齊器設於寧臺、薊丘之植、植於汶篁、自五伯以來、功未有及先王者也、先王以爲慊其志、以臣爲不頓命、故裂地而封之、使之得比乎小國諸侯、臣不佞自以爲奉令承教、可以幸無罪矣、故受命而不辭、

【大意】先王、己れの言を納れて積年の仇を報じ、大功を建たる經路を述べ、以て己が立身の事に及ぶ、

【通釋】先王はそこで臣に命じて仰せらるゝに、我れは先年甚しく齊の屈辱を受け、齊には實に積年の怨み深甚の鬱憤あり、是の恥辱は寸時も忘るゝこと能はず、故に我が國は齊に比して甚だ輕小微弱なるを量り考へず、何卒して齊を伐つを以て我が仕事と爲し、其の讐を報せんと欲す、如何にせば其の望みを

當の官職を授くるは、必ず事業に成功するの主君なり、又よく其の人の行を論究し其の行狀を見定めて、而る後交際を結び事を共にする者は、必ず世に名を揚ぐるの士なり、臣毅嘗て學び得たる所を以て之を觀察するに、先王の平生の御擧錯卽ち御行狀は、餘程世に優れて氣高き大御心を持たせられ、世の常の人君とは大に異なる所ありし故に、臣も此の君ならばと存じ、節を魏國に借りて、不肖の身を以て燕國に參り、燕國の風土を觀察するを得たり、然るに先王には臣の如き不肖者を御用に立つものと過り思召して御採用になり、衆多の賓客中より特に臣を御拔擢になりて、之を群臣の上位に立てられ、御近親の御父兄にも御相談なく、御獨斷にて副宰相たる亞卿の地位に御取立てになり、餘り出格の御取立てにて恐縮致したれども、私かに自ら以爲へらく、斯くまで御信用下さるゝ上は、其のまゝ御命を奉じ御承け申上げても、幸ひに別に罪もなかるべしと存じ、故に御命に從ひて敢て御辭退申上げざりき、

【解義】〔能當之者處之〕處は置と同じ意味にて、「オク」と訓ず、其官に居る置くことなり、〔先王擧錯有高世之心〕錯音「ソ」、措に同じ、「オク」と訓ず、擧錯は擧止又は動止などの類にして、日常の行狀をいふ、高世とは世の中に立ち優りて高尙なることなり、〔假節於魏王〕節は後段の符節に同じ、竹を以て作る、後世の割符、手形の如きものにて、卽ち今の旅行免狀の如きものなり、燕に入るには魏の手形がなければ入る能はず、故に魏王に之を假るといふなり、〔以身得察於燕〕察は猶視の如し、燕に來りて其の風土を視るをいふ、〔先王過擧〕過擧は「アヤマリアゲ」と訓ず、それ程の人物にもあらぬものを、傑物と見過りて登用すといふことにて、己れの不材なることを謙遜していふ辭なり、〔不謀乎父兄〕父兄は燕王の父兄なり、第一の近親なる父兄にも相談せずして用ふるは、其の人を深く信用するなり、〔亞卿〕亞音「ア」、「ツグ」と訓ず、亞卿は次位の卿、卽ち二番家老なり、

先王命之曰、我有積怨深怒於齊、不量輕弱、而欲以齊爲事、臣對曰、夫齊、霸國之餘敎也、而驟

らんことを、

【解義】〔臣不佞〕字典に佞は才なり、故に自ら不才を稱して不佞と曰ふ、〔不能奉承先王之教〕史記には先王之教を王命に作る、されば當代惠王の命を云ふ、是に似たり、〔恐抵斧質之罪〕抵は至なり、質は鑕と同じ、椹なり、木を斫る具なり、〔以傷先王之明〕樂毅不才にして罪人となるときは、昭王に於て之を知る明なきものとなるが故に此の如く云へるなり、傷は疵付くること、後世諸葛孔明の出師表に恐三付託不レ效以傷二先帝之明一とあるは、亦毅の此の語より出づ、〔又害於足下之義〕古へは王者を稱して足下と云ふ、既に秦策に見ゆ、鮑注に無レ罪而殺レ毅、非レ義也と、〔自負以不肖罪〕負は負荷負擔の負なり、罪を己が一身に引受くるを云ふ、〔數之罪〕數は責なり、〔臣恐侍御者〕侍御者は左右近侍の臣なり、林西仲曰く、不三敢斥二言惠王一、故言二侍御一と、

臣聞賢聖之君、不三以祿私二其親一、功多者授レ之、不三以レ官隨二其愛一、能當レ之者處レ之、故察レ能而授レ官者、成レ功之君也、論レ行而結レ交者、立レ名之士也、臣以二所レ學者一觀レ之、先王之擧錯、有二高世之心一、故假二節於魏王一、而以レ身得レ察二於燕一、先王過擧、擢二之乎賓客之中一、而立三之乎群臣之上一、不レ謀二於父兄一、而使三臣爲二亞卿一、臣自以爲奉レ令承レ教、可二幸以無一レ罪矣、故受レ命而不レ辭、

【大意】己が先王に事ふるを得たる由來を陳ず、

【通釋】さて此より先づ臣樂毅が御先代の昭王に奉事せし由來を陳述仕らん、臣樂毅聞けり、賢人聖人たる明君は俸祿を以て己が親しむ者に私に與ふることを爲さず、臣下の功勞多き者は祿を授く、又官職を以て己が愛する者に付け與へず、臣下の才能ありて、其の才能がよく其の官に當る者は、之を其の官に居ゑ處く、それ故に臣下の材能をよく察し吟味して、其の適

以て棄群臣と云ふ、〔久暴露於外〕暴は音「ボク」、曝と同じ、〔且休計事〕且は將と同じ、休の下に而の字を加へて看るべし、〔與寡人有隙〕隙一に郄に作る、不合也と鮑注に見えたり、

望諸君乃使人獻書報燕王曰、臣不佞不能奉承先王之敎以順左右之心、恐抵斧質之罪以傷先王之明、而又害足下之義、故遁逃奔趙、自負以不肖之罪、故不敢爲辭說、今王使使者數之罪、臣恐侍御者之不察先王之所以畜幸臣之理、而又不白於臣之所以事先王之心、故敢以書對、

【大意】此れより以下、樂毅の答書たり、先づ書を以て答ふる理由を陳ぶ、

【通釋】望諸君樂毅は惠王よりの書を一覽し、乃ち亦人をして文書を燕王に獻じ、之に報答せしめて云ひけるに、臣樂毅は不才にして先王の思召しを奉け承けて、大王の御側衆の御氣に入ることを能く致さず、就きては大王の御怒りに觸れ刑罰の罪に至り、其れが爲に先王が人才を鑑別し給へる御明德を傷け奉るのみならず、又大王が妄りに罪なき臣下を殺戮の廉にて人君たる大義を毀損し奉らんことを恐れ、故に召還の命を奉せず遁逃して趙國に出奔し、臣自身の上に己が不肖なるが故に此の御處分を受けたりと云ふ廉に致したり、故に是れ迄何にも申上げず差し控へて謹愼仕りたり、然るに只今大王は使者を御差向けになりて臣が罪科を責め給へり、此の場合臣が沈默致すときは、臣は侍御者即ち御近習達が畏くも先王が臣樂毅を扶持祿を下され御親任遊ばされたる理由を審察せず、而して又臣樂毅が先王に事へ奉りたる心情を明白に御承知なくして終らんことを恐るるが故に、烏呼がましながら文書を以て御對へ仕る次第なり、願はくは大王に於て一と通り御覽を給は

【大意】燕王の齊の計に陷り、樂毅の趙に用ひられて燕國の兵を被らんことを恐れて、樂毅に書を贈り、其の燕の恩義に畔きて擅に趙に出奔せしを譲めし事を記す、亦下文樂毅が答書の引子たり、

【通釋】其の後齊の將軍田單は騎劫を策略を以て欺き、卒に燕の軍を敗り、復前に喪ひたる七十餘城を手に入れて齊國に取返したり、是に於て燕王は自身の不明よりして樂毅を斥けて此の失敗を招きたるを後悔し、又趙國が樂毅を用ひて將軍とし、燕の疲弊せるに附込みて、燕を來り伐たんかと氣遣ひ懼れたり、燕王そこでさる人を使者として、趙に至りて樂毅の不都合を責むると共に燕王自身の惡しかりし事を謝罪せしめて云へらく、曩きに我が燕の先王卽ち昭王は、國家を引括めて將軍足下に委任し給へり、因りて將軍は我が燕の爲に師を帥ゐ齊を打破りて、我が先王の讎を報復せられたり、其の偉勳大功は、天下各國何れも聞きて振恐聳動せざるはなし、寡人卽ち自身燕王に於て豈に一日の間といへども將軍の偉大なる勳功を忘却致さんや、寔に寸時の間も忘れざるなり、然るに折惡しく先王の群臣を棄て神逝まして、寡人自身が新たに王位に卽くに出會し、左右侍從の國政に不經驗なる寡人を失錯せしめたり、寡人が騎劫をして將軍に代りて齊を伐たしめたるは、もと決して惡意的に出でたるにあらず、全く將軍が年久しく國外に於て日に曝され露に打たれて陣中に苦勞せらるるにより、如何にも氣の毒と存じ、故に將軍を燕に召し還し、將に休息せしめ一と息き入れて後に共に軍事を計らんと思ひたればなり、然るに將軍は其の意を誤解して寡人と仲違ひをなし、遂に我が燕國を見棄てゝ趙國へ歸し赴けり、さりながら此れにては將軍自身に取りて計をなす上に於ては可ならん、然し亦何として我が先王が曾て將軍を禮遇し給ひし厚意に報いんとするか、乃ち先王に對して相濟まざることならずやと、

【解義】〔齊田單欺詐騎劫〕事は本書の齊策及史記の田單傳に見えたり、詐も欺なり、〔使人讓樂毅〕讓は責なり、〔先王擧國〕先王は昭王を謂ふ、以下本章皆同じ、〔豈敢一日而亡將軍之功哉〕而は語助、猶我が邦語の「ダモ」と云ふが如し、亡は忘と同じ、〔先王棄群臣〕臣子其の君父の死を斥言するに忍びず、故に婉語を

る反間苦肉の計を信用し、樂毅が野心ありて態と延引するならんと疑ひて、騎劫と申す人をして樂毅に代りて大將と爲らしめたり、樂毅は燕國に還らずして直ちに趙國に出奔せしかば、趙王は兼ねて樂毅の豪傑たることを聞き及びて居る故に、土地を與へ、封じて望諸君と申す大名と爲したり、

【解義】〔昌國君〕昌は地の名、正義に云く、故昌城在淄州淄川縣東北と、燕の昭王、此の地を以て樂毅を封じ、昌國君と號せり、〔樂毅〕もと趙の人、史記に傳あり、〔五國〕趙楚韓魏燕を謂ふ、〔三城未下〕三城は鮑注に依れば聊、莒、卽墨の三城なり、吳師道曰く、毅傳唯莒卽墨未下、燕世家云、聊莒卽墨未下、蓋因燕將守聊城不下之事而誤と、〔用齊人反間〕字典に以計愚敵曰反間、孫子兵法、反間者因敵間而用之也と、〔騎劫〕騎は姓、劫は名、〔趙封以爲望諸君〕史記に依れば、趙、毅を封ずるに觀津の地を以てし、望諸君と號す、索隱に曰く、望諸澤名、在齊、蓋趙有之、故號焉と、

齊田單欺詐騎劫、卒敗燕軍、復收七十餘城以復齊、燕王悔、懼趙用樂毅、乘燕之敝以伐燕、燕王乃使人讓樂毅、且謝之曰、先王擧國而委將軍、將軍爲燕破齊、報先王之讎、天下莫不振動、寡人豈敢一日而亡將軍之功哉、會先王棄群臣、寡人新卽位、左右誤寡人、寡人之使騎劫代將軍者、爲將軍久暴露於外、故召將軍、且休計事、將軍過聽、以與寡人有隙、遂捐燕而歸趙、將軍自爲計則可矣、而亦何以報先王之所以遇將軍之意乎、

巡曰、鷸一名翠、其羽可以爲飾、又一種赤足黃文曰鷸と、「カハセミ」の一種なり、喙音「カイ」、「ツイバム」と訓ず、「蚌合而箝其喙」喙音「カイ」、「クチバシ」と訓ず、箝音「ケン」、正韻に鎖項也とあり、「クビカセ」と訓ず、鉗に同じ、「今日不雨至有死鷸」正解に云く、有死蚌、言不雨、則鷸不解去、而蚌枯死也、有死鷸、言雨則水滿、蚌因沈沒、鷸不能出而溺死也と、姚注に諺語諺語皆叶とあり、安井息軒曰く、上文云蚌方出曝、是蚌出水在陸、若雨則流潦沒喙、鷸不得不舍蚌也、古不分四聲、尤之與虞、古音尤近、故蚌叶雨也と、後世鷸蚌の爭ひ、又は漁父の利等の喩へ、皆是れより出づ、「今日不出至死鷸」安井息軒曰く、出開口出其喙也、出鷸相韻と、

○燕下

○惠王

名は樂資、昭王の子、周の赧王三十七年癸未は卽ち其の元年なり、

○昌國君樂毅爲燕昭王、合五國之兵而攻齊、下七十餘城、盡郡縣之以屬燕、三城未下、而燕昭王死、惠王卽位、用齊人反間、疑樂毅、而使騎劫代之將、樂毅奔趙、趙封以爲望諸君、

【大意】樂毅の燕の爲に勳勞を建てたるを、燕王、敵の反間に惑ひ、之を疑ひしかば、毅は趙に奔りたることを錄し、後文の書を以て贈答せる引子と爲す、

【通釋】燕の豪傑にして昌國君の爵位を有せる樂毅は、燕の昭王の爲に、聯合軍たる五ヶ國の兵を合はせ、總指揮官と爲り、齊國を攻めたり、其の結果、齊の七十餘りある多くの城を降參せしめ、殘らず之を郡縣になして燕國に屬せしめたり、然るに齊國の中にて僅かに三城許り未だ燕に降參せずして抵抗を爲せり、其の内に燕の昭王病死して太子の惠王が位に卽けり、惠王は昭王と違ひ庸劣なる君にて、齊人が縱て

而鷸啄其肉、蚌合而箝其喙、鷸曰、今日不雨、明日不雨、卽有死蚌、蚌亦謂鷸曰、今日不出、明日不出、卽有死鷸、兩者不肯相舍、漁者得幷擒之、今日趙且伐燕、燕久相支、以敝大衆、臣恐强秦之爲漁父也、故願王之熟計之也、惠王曰、善、乃止、

【大意】　蘇代、鷸蚌の喩へを引きて趙の惠王が燕を伐つことを止むることを述ぶ、此れ蘇秦の事と大同小異なり、宜しく參看すべし、

【通釋】　趙將に燕を伐たんとす、蘇代因りて燕の爲に趙の惠王に謂ひて曰く、今日臣の參上いたす途中、易水を過ぎたるに、其の河原に蚌が方に水の中より出でゝ口を開き日に曝し居りしに、鷸が其處に參りて蚌の肉を啄まんと、喙を其の口の中にさし込みたるに、蚌が其のまゝ口を合せ閉ぢて其の喙を挾みたれば、鷸は蚌に向ひて、今日も雨がふらず、明日も雨がふらねば、蚌が日乾しになりて、必ず死ぬべしと申したるに、蚌は又鷸に向ひて、今日此處を出でず、明日も此處を出でず、ぐず／＼して居れば、必ず死鷸あらんと申して、互ひに堅く食ひ合ひて雙方とも離し舍つることを肯んぜずして爭ひ居りたれば、其處へちやうど漁者が參り合はせ、勞せずして鷸蚌兩方を幷せ擒へたり、今趙將に燕を伐たんとす、燕趙久しく相攻めて以て其の大兵を疲弊せしめば、臣は其の弊に乘じて强秦が傍より漁父となりて、燕趙を併呑せんことを恐るゝなり、願はくは大王よくよく之を御考慮あらせられんことをと、惠王之を聽きて曰く、善しと、乃ち燕を伐つことを止めにしたり、

【解義】　〔蚌方出曝而鷸啄其肉〕蚌音「ハウ」、說文に蜃屬、廣韻に蛤也、正字通に蚌蛤同類異形、員者曰蛤、長者曰蚌とあり、介蟲類にして「ハマグリ」の屬なり、曝音「バク」、「サラス」と訓ず、俗にいふ「日なたあぶり」なり、鷸音「キッ」、說文に知天將雨鳥也と、爾雅釋鳥に翠鷸、郭注似燕紺色、生鬱林、疏、李

【大意】 趙、燕の饑に乘じて之れを伐たんとす、趙恢、楚の將軍をして趙王に說きて、其の兵を止めしむることを述ぶ、

【通釋】 燕の饑饉に乘じて、趙が將に之を伐たんとす、其の時楚が將軍をして燕に使ひに之かしむ、其の使者、魏を過ぎて趙恢を見る、趙恢、楚の使者に告げて曰く、患の未だ至らざるに先ちて患を除きて、至ることなからしむるは、患が已に至りて後に之を救ふよりも易し、故に昔し伍子胥、宮之奇は用ひられず、燭之武、張孟談は反りて大賞を受く、是の故に智謀の士は皆患を除くの道に從事盡力して、先づ患を除きて至る無からしむるに力を用ふるなり、(燕已に伐たれて而して之を救ふよりは、未だ伐たれざるに先ちて之を救ふに如かずとの意なり)今百金を以て公に進上するよりは、言辭を以てするに如かず、故に言を公に進ぜんとす、公若が言を聽きて趙王に說きて斯く申さるべし、曰く、昔し吳が齊を伐ちしは、其の饑饉のためなり、而るに齊を伐ちて未だ必ずしも勝たざるに、弱越が其の疲弊に乘じて之を撃ち亡ぼし、遂に以て霸たりき、今王の燕王を伐たるゝも、亦其の饑饉のためなり、而るに燕を伐ち、未だ必ずしも勝つを得ざるに、强秦が時に兵を以て王の西方の虛を承け窺はんとす、是れ弱趙をして强吳の地位に居り、而して强秦をして弱越の霸たる所以の地位に居らしむるなり、願はくは王(趙王を指す)の之を熟計せられんことをと、使者乃ち其の言の如く趙王に說きたるに、趙王大に悅び、乃ち燕を伐つことを止めたり、燕の昭王之を聞きて、乃ち楚の使者を封ずるに地を以てせり、

【解義】 (見趙恢)趙恢は鮑注には蓋趙之仕魏、而爲燕者、爲燕亦所以爲魏也とあれども、詳かならず、(伍子胥至受大賞)伍子胥、宮之奇の事は、使除患無至の引證にして、燭之武、張孟談の事は救患の引證なり、正解は他章の錯簡と爲す、宮之奇の事は左傳の僖公五年に見え、本書亦既に之を擧げたり、燭之武の事、亦左傳の僖公三十年に見ゆ、(趙王大說)是の說は音「エツ」、「ヨロコブ」と訓ず、

○趙且伐燕、蘇代爲燕謂惠王曰、今日臣來過易水、蚌方出曝、

本草曰、蜚厲蟲（毒蟲）と、左傳に有蜚、不爲災、亦不書也とあり、物を害する毒蟲と見えたり、刺は「サス」なり、鮑注に喩易也とあり、按ずるに、如刺蜚、の三字、高本に元と如刺繡に作る、錢本に蜚の字を添入す、如刺繡とは亦旋轉して窮り無きを言ふ、「龍賈之戰」龍賈は魏の將軍の名、「岸門」韓の地、「高商」地名人名、未だ孰れか是なるを詳かにせず、「趙莊」趙の將軍の名、「西河、上雒」魏の地、「三川」韓の地、方苞曰く、西河上雒三川、皆秦所幷三晉之地と、「燕反約諸侯從親」反は前の「秦召燕王」に對應す、秦王の召しに應ぜず、反りて從親を爲したるの意なり、「或從或否」時により、或は合從し、或は離れたれども、天下此れに由りて蘇氏を宗としたりとの意なり、此れより後の事をいふ、蘇秦の時に斯くありたりといふにあらず、

○燕饑、趙將伐之、楚使將軍之燕、過魏見趙恢、趙恢曰、使除患無至、易於救患、伍子胥宮之奇不用、燭之武張孟談受大賞、是故謀者、皆從事於除患之道、而先使除患無至者、今與以百金送公也、不如以言、公聽吾言、而說趙王曰、昔者吳伐齊、爲其饑也、伐齊未必勝也、而弱越乘其敝以霸、今王之伐燕也、亦爲其饑也、伐之未必勝、而强秦將以兵承王之西、是使弱趙居强吳之處、而使强秦處弱越之所以霸也、願王之熟計之也、使者乃以說趙王、趙王大說、乃止、燕昭王聞之、乃封之以地、

秦時、或從或否、而天下由此宗蘇氏之從約、代厲皆以壽死、名顯諸侯、

【通釋】困難の場合になれば、則ち太后、穰侯をして講和のことを取計らはしめ、勝ちて都合のよき時には、舅の穰侯と母の太后とを兼ね欺くに至る、而して燕を謫むるには膠東の事を以てし、趙を謫むるには濟西の事を以てし、魏を謫むるには葉蔡の事を以てし、楚を謫むるには鄢郢を塞ぐ事を以てし、齊を謫むるには宋の事を以てし、元と己れが斯く爲さしめたる事を以て、反りて之を責むるの口實と爲し、都合のよき樣に、あちらこちらとぐる〱罪をぬり付けて廻る、其の言恰も循る環の如く、其の兵を用ひて他國を侵害すること、恰も刺蜚の如く、其の害毒恐るべし、母の威を以てしても之を制すること能はず、舅の力も之を止むること能はず、龍賈の戰、岸門の戰、封陵の戰、高商の戰、趙莊の戰に於て秦の殺す所の三晉の民は、凡そ數百萬に及び、現今其の生存する者は、皆秦との戰ひに戰死したる者の遺したる孤兒なり、西河の外、上雒の地、及び三川等、皆秦の奪略に遇ひ、晉國の禍ひは實に三晉の半に及べり、秦の禍といふものは、實に此の如く其れ大なり、而るに燕趙の臣の私かに秦に交る者は、皆爭ひて秦に事ふることを以て其の主君を悅ばしめ居れり、此れ臣の大に患へ心配する所なり、之に由りて此の度の秦に往かるゝことは、必ず御無用に遊ばさるべしと、燕の昭王之に從ひ秦に行かず、蘇代は復燕國に重用せらる、燕は秦の召しに應ぜず、反りて諸侯の合從親睦を約する事、蘇秦の時の如く、諸侯或は從親し、或は否らざるものありしが、此に至りて天下一同、蘇氏の從約を宗とし、皆蘇氏を尊重せしを以て、蘇代、蘇厲の兄弟、皆壽命を以て終り、其の名、諸侯の間に顯著なり、

【解義】〔贏則兼欺舅與母〕贏は勝なり、舅は穰侯、母は太后なり、〔適燕者曰〕鮑注に適謫同とあり、吳師道曰く、適卽上所謂因爲罪者と、〔此必令其言如循環用兵如刺蜚〕循環は圓き環なり、其の言窮詰すべからざること、環の端なきが如し、蜚は蟲の名、爾雅の疏に、蜚越之所生、其爲蟲惡臭、南方淫氣之所生也、

趙者曰、以濟西、適魏者曰、以葉蔡、適楚者曰、以塞鄳阨、適齊者曰、以宋、此必令其言如循環、用兵如刺蜚、母不能制、舅不能約、

龍賈之戰、岸門之戰、封陵之戰、高商之戰、趙莊之戰、秦之所殺、三晉之民數百萬、今其生者、皆死秦之孤也、西河之外、上雒之地、三川、晉國之禍、三晉之半、秦禍如此其大、而燕趙之私交秦者、皆以爭事秦說其主、此臣之所大患、燕昭王不行、蘇代復重於燕、燕反約諸侯從親、如蘇

の兵、林中に困みたる時、燕趙を重り、膠東を以て燕に委し、濟西を以て趙に委して之を油斷せしめ置き、已に魏と講和するを得て後には、其の公子延を犀首に附屬せしめて、趙を攻めしめたり、又其の兵、離石に傷み、馬陵に於て敗軍して魏を重りし時は、葉蔡を以て魏に委し、魏を油斷させ置き、已に趙と講和するを得て後は、則ち反りて魏を刼かして約する所の葉蔡を割きて魏に與へざりき、

【解義】〔以宋委於齊〕委は其の自由にまかするの意なり、後の委皆同じ、〔爲木人以寫寡人〕寫、鮑本に象に作る、呉師道曰く、一本作ㇾ寫、蓋古象字作ㇾ舄誤也と、〔重楚〕重は「ハヾカル」と訓ず、〔至公子延因犀首屬行而攻趙〕至の字、攻ㇾ趙までかゝる、公子延は蓋し秦の公子、犀首は秦の將、上に出づ、屬行は相屬して兵を起すをいふ、〔則劫魏魏不爲割〕關君長曰く、史無二一魏字一、此恐、誤衍、言四秦不三爲ㇾ魏割二所ㇾ委之地一と、

困則使太后穰侯爲和、贏則兼欺舅與母、適燕者曰、以膠東、適

國而合於秦、因以塞黽隘爲楚罪、兵困於林中、重燕趙、以膠東委於燕、以濟西委於趙、已得講於魏、至公子延因犀首屬行而攻趙、兵傷於離石、遇敗於馬陵、而重魏、則以葉蔡委於魏、已得講於趙、則劫魏、魏不爲割、

〔通釋〕 秦は又安邑を攻めて之を取らんと欲し、齊の之を救はんことを恐れて、宋を以て齊に委して曰く、宋王無道にして、木の人形を作りて寡人に象り、其の面を射て寡人を侮辱せり、寡人之を責めんと欲すれども、土地隔絶して兵を遣るに遠く、攻むること能はず、甚だ殘念に思ひ居れり、王（齊王を指す）苟くも能く宋を破りて之を幷有せらるれば、寡人は恰も自ら之を得たるが如く喜ばしく思ふなりと、齊王を煽動して宋を伐たしめ、其の間に乘じて安邑を攻め、已に安邑を手に入れ、女戟の道を塞ぎて、其の思ふ所を達したれば、因りて此度は宋を破るを以て齊の罪と爲し、罪を齊になすり付けたり、秦は又韓を攻めんと欲し、天下の之を救はんことを恐れて、齊を以て天下に委して申すに、齊王は四度寡人と約束して、四度とも寡人を欺き、其の上に必ず天下を率ゐて寡人を攻めんとするもの三度なり、斯く齊は寡人を欺き寡人を付覘ふこととなれば、齊が有れば秦は亡び、齊が無ければ、秦は存在を得、故に寡人は必ず齊を伐ち、必ず齊を亡ぼさんと、天下を煽動して齊を攻めしめ、其の間に乘じて已に宜陽、少曲を手に入れ、藺石を得、其の思ふ所を達したれば、反りて齊を破るを以て天下の罪と爲して、罪を天下に歸したり、秦は又魏を攻めんと欲したれども、楚を重りたれば、則ち南陽を以て楚に委して申すに、寡人は固と韓と將に交りを絕たんとす、故に均陵を殘破し、黽隘を塞ぐ等、苟くも楚國に利あることとなれば、寡人は自ら之を有する如く喜ぶなりと、而して魏が其の與國たる楚を棄てゝ秦の方に合するに至り、因りて黽隘を塞ぐを以て楚の罪となし、罪を楚に歸したり、又秦が魏を伐ち、其

一種なり、〔我起乎少曲〕少曲は韓の地、史記正義に曰く、在懐州河陽縣西北と、〔一日而斷太行〕太行は山の名、既に上に見ゆ、正義に曰く、太行山羊腸阪道北過韓上黨也と、〔而觸平陽〕觸は擊なり、平陽は地名、既に見ゆ、吳注に韓氏墳墓所在とあり、〔莫不盡繇〕繇は徭と同じ、董份曰く、盡繇言　韓徵民繇役爲備、國騷動之意也と、〔我擧安邑塞女戟〕安邑は魏の邑、既に出づ、女戟は地名、既に趙策に出づ〔我離兩周〕離は正義に云く、歷也と、〔韓氏太原卷〕太原は韓の邑、卷は席卷の卷の如し、擧ぐるの易きを云ふ、〔銛戈在後〕銛は音「セン」、玉篇に利也とあり〔決滎口〕滎澤口、既に魏策に見ゆ、〔道南陽封冀〕道は由なり、「ヨリ」と訓ず、南陽は既に見ゆ、封冀は二邑の名、亦魏策に見ゆ、〔決白馬之口〕白馬口、既に秦策に見ゆ、〔決宿胥之口〕宿胥口、亦秦策に見ゆ、〔魏無虛頓丘〕虛は地名、頓丘も地名、皆既に見ゆ、

秦欲攻安邑、恐齊救之、則以宋委於齊曰、宋主無道、爲木人以寫寡人、射其面、寡人地絕兵遠、不能攻也、王苟能破宋有之、寡人如自得之、已得安邑、塞女戟、因以破宋爲齊罪、秦欲攻韓、恐天下救之、則以齊委於天下曰、齊王四與寡人約、四欺寡人、必率天下以攻寡人者、三、有齊無秦、無齊有秦、必伐之、必亡之、已得宜陽少曲、致藺石、因以破齊爲天下罪、秦欲攻魏、重楚、則以南陽委於楚曰、寡人固與韓且絕矣、殘均陵、塞黽隘、苟利於楚、寡人如自有之、魏棄與

く容易なり、而して寡人一とたび甲兵を宛の東に集中し、隨を下れば、其の鋭鋒の向ふ所、破竹の如く、智者も其の謀を運らすに暇なく、勇者も其の怒りを振ふに及ばず、寡人の楚を屠ること恰も隼を射るが如く甚だ易きことなり、而るに王（楚を指す）の空しく天下諸侯の我が函谷關を攻むるの時を待つは、亦迂遠なることならずやと、楚王は是の秦の恐喝を恐れ、是れが爲に十七年間秦の命令に服從して之に事へたり、秦は又正に韓に告げて申すに、我れ若し少曲の地に兵を起して韓を伐たば、只一日にして太行山の險を横斷せん、若し又宜陽に兵を起し、平陽に觸れ擊たば、只二日にして韓國悉く動搖せざるなし、又東西兩周の地を歷て鄭に觸れ擊たば、五日にして韓國を擧げ亡ぼすを得べしと、韓氏是の恐喝を信じ、以て然りと爲し、故に秦に事へ從へり、秦は又正に魏に告げて申すに、我れ若し安邑を擧げ取りて、女戟の阪を塞ぎ、其の道を絕たば、韓國の太原は我が有と爲るべし、我れ若し枳を下り、南陽と封と冀とに道を取りて兩周を兼包し、夏時の增水に乘じ、輕舟を浮べて强弩を前に備へ、銳利なる戟を後にして、滎澤の口を決して水攻めにせば、魏は大梁を有つこと能はざるべし、又白馬の口を決せば、魏は濟陽なからん、又宿胥の口を決せば、魏は虛頓丘なからん、陸路より河內を擊ち水攻めにせば、大梁は滅びんと、魏は是の恐喝を然りとし、故に秦の命に從ひて之に事へたり、

【解義】〔約燕王曰〕約は止なり、「トゞムル」と訓ず、〔楚得枳而國亡〕枳は音「シ」、地名、鮑注に屬二巴郡一とあり、國亡とは國の甚だ危かりしを極言するのみ、眞に亡びたるにあらず、下同じ、〔正告楚曰〕司馬貞曰く、正告謂二顯然而告一也と、〔輕舟浮於汶〕汶は音「ビン」、一に岷に作る、卽ち汶江、其の源、岷山より出づ、〔乘夏水而下江〕吳師道曰く、索隱云、夏音暇、謂二夏潦之水盛漲時一也、下文乘二夏水一兩出可レ見矣と、從ふべし、鮑注は夏水を以て水の名と爲す、恐らく非なり、〔五渚〕鮑注に、史注在二洞庭一と、吳注に今詳二本文下レ漢而至二五渚一、則五渚乃漢水下流、洞庭在二江之南一、非二其地一也と、〔積甲〕積は聚なり、「アツムル」と訓ず、〔宛東〕宛は地名、既に出づ、〔寡人如射隼〕隼は音「ジン」、易の解卦に射二隼于高墉之上一の疏に、隼者貪殘之鳥、鸇鷂之屬とあり、「ハヤブサ」と訓ず、鷹の

七年事秦、秦正告韓曰、我起乎少曲、一日而斷太行、我起乎宜陽、而觸平陽、二日而莫不盡繇、我離兩周而觸鄭、五日而國擧、韓氏以爲然、故事秦、秦正告魏曰、我擧安邑塞女戟、韓氏太原卷、我下軹、道南陽封冀、包兩周、乘夏水浮輕舟、强弩在前、銛戈在後、決滎口、魏無大梁、決白馬之口、魏無濟陽、決宿胥之口、魏無虛頓丘、陸攻則擊河內、水攻則滅大梁、魏氏以爲然、故事秦、

【大意】燕の昭王、秦の召しに應じて秦に往かんと欲す、蘇代、秦の權變恃むに足らざるを論じて之を止め、遂に燕に重用せられて、合從を策することを述ぶ、

【通釋】秦王、燕の昭王に會見せんと欲し、之を召す、昭王之に應じて秦に往かんと欲す、蘇代之を引き止めて申すに、楚國は枳を手に入れたる爲に反りて其の國を亡ひたり、齊は宋を手に入れたる爲に反りて其の國を亡ひたり、齊楚二國の枳宋を所有と爲したるの故を以て無事に秦に事へ國を保つことを得ざりしは何故なりや、是れ他にあらず、功ある者は秦の猜忌を受けて深き讐と爲るがためなり、(燕已に齊に克つ、故に亦秦の猜忌を受くべきをいふ)一體秦の天下を取るは、義を行ふにあらずして、唯暴を行ふなり、其の暴を行ふ手段は卽ち下の如し、其の楚を手に入れんとするや、正に楚に告げて申すに、秦の領地なる蜀地の甲兵は、輕舟に乘じて汶水に浮び、それより夏時水の多き時に乘じて江水を下らば、僅かに五日にして郢(楚の都)に至らん、又同じく漢中の甲兵は輕舟に乘じ巴より出發し、夏季の出水を利用し、之に乘じて漢水より下らば、僅かに四日にして五渚に至るべし、いざと言はゞ我が勁兵を楚に送ること此の如

爲三三人一、或字訛、然則梅君以參爲姓乎、參之爲姓、余所未覩、鮑注云、三人讒代者、是以參與去疾爲二人名也、吳仁傑論舜典云、殳斨暨伯與、是三人、卽稷契暨皐陶一例、蓋上二字、二人名、下二字、一人名、故以暨字置中間、下文朱虎熊羆是四人、皆以一字爲名、故不用暨字、是說甚有理、且其說與漢書人表合、則殳斨爲二人名無疑矣、此田伐參去疾、亦是上一人姓名、下二人名、故用與字分之、鮑注本不謬と、且攻齊を或は下句に屬して解する說あり、「使齊犬馬駿而不言燕」駿の字、字書に無し、吳師道曰く、恐卽賤と、鮑本には駿の字削る、岡井叔皮曰く、按使字貫下七字、謂使齊如犬馬之賤而不言攻燕也、蓋以代爲燕善謀之故也と、今按ずるに、此の八字、上句に屬す、「且攻齊」の且の字、下の「燕」までを貫到す、乃ち齊を壓伏して犬馬の如き賤役に就きて、而かも復燕に對して怨言を吐かざらしめんとするを謂ふ、「王欲醳臣剸任臣請歸醳事」史記索隱に云く、醳古釋字と、「スツル」と訓ず、剸は專なり、「モッパラ」と訓ず、

○秦召燕王、燕王欲往、蘇代約燕王曰、楚得枳而國亡、齊得宋而國亡、齊楚不得以有枳宋事秦者、何也、是則有功者、秦之深讐也、秦取天下、非行義也、暴也、秦之行暴於天下、正告楚曰、蜀地之甲、輕舟浮於汶、乘夏水而下江、五日而至郢、漢中之甲、乘舟出於巴、乘夏水而下漢、四日而至五渚、寡人積甲宛東下隨、智者不及謀、勇者不及怒、寡人如射隼矣、王乃待天下之攻函谷、不亦遠乎、楚王爲是之故、十

事へ申さん、王若し臣をば御見棄てありて、專ら他の善しとする所の者のみを御信任あらせらるゝならば、臣請ふ、此れより直ちに齊を去りて燕に歸りて、御委任の仕事を止め申すべし、臣は只一と目王に御目通り致すことが出來て、臣の只今まで齊に在りて燕の爲に粉骨致したることを申上げて、臣の他意なきことを御見留め下し置かれなば、それにて臣の願ひは十分なりと、

【解義】〔臣之行也〕行は去なり、「サル」と訓ず、燕を逃れて齊に入るを謂ふ、〔固將有口事故獻御書而行〕口事とは讒口の事なり、御は侍御者の略語にて、王の左右のことなり〔將多望於臣〕鮑注に望猶レ責とあり、蓋し望は期待屬望をいふなり、〔將與齊兼貿臣〕貿は姚本に鄮に作る、鮑本改めて貿に作る、注に云く、貿猶賣と、戶碕允明曰く、貿交易也、言天下攻レ齊、則將下與二臣於一レ齊、曰中是蘇代所レ爲也上と、今按ずるに、與は同なり、兼は倶の如し、乃ち齊國と與に胥謀りて從來の責任を蘇代に歸して講和を爲すを云ふ、貿は相市するの意、〔臣之所重云々〕所重の重を吳師道は衍と爲せども、安井息軒曰く、重は難なりと、「ハバカル」と訓ず、是の說を可と爲す、重卵は累卵に同じ、〔猶列眉也〕關君長曰く、列眉言二兩眉對列一、以喩二其明白一也と、列眉を姚本に劙刈に作る、意義明かならず、吳師道曰く、列眉未レ詳、一本猶二劙刈一者也、姚同、龍龕手鑑、刈古劙字、愚謂卽刈字也、劙刈者、斬斷果決之意と、〔以女自信可也〕女は汝なり、「女は自信を以して可なり」と訓ずべし、〔與之言曰〕鈴木汪曰く、與レ之言曰云云、王與二群臣一言二遣レ代之事一也、期レ於レ成レ事而已矣、言二他無レ所レ問也、此言レ預二防群臣之讒一也、與レ之言曰與二上王謂レ臣曰一對、此非二與レ代言一明矣と、岡井叔皮曰く、言誓言也と、岡井氏の說是に似たり、〔臣受令以任齊〕吳師道曰く、以レ齊爲レ任と、〔齊趙之交一合一離至與趙謀齊〕齊趙之交は齊と趙との交を言ふ、或は云く、齊趙之交、謂下燕與二齊趙一之交上也と、恐らく非なり、一合一離は或合或離に同じ、燕王の二字、鮑本は之を削れり、今按ずるに、此れ燕王に對して燕王と稱す、王二字中の何れか一字は衍なるに似たれども、古文此の例往々あり、衍にあらず、〔今王信田伐與參去疾之言〕田伐參去疾は、鮑注に三人と爲す、鈴木汪曰く、梅君云、田伐參去疾二人、注以

ずんば、必ず臣が齊の爲に萬事よき樣に取計らふためなりとなすべく、若し又天下が共に齊を攻めなば、齊と共與に併せて臣を責り、臣を罪に陷れんとす、此の如く臣の身は、よきに付け、あしきに付け、非難攻擊の的となることとなれば、臣の難り恐るゝ所は、累ねたる卵と同樣なる危き地位に立てりと、斯樣に申し述べたるに、その時王が臣に仰せらるゝには、吾れは必ず誰れが何と申しても、衆人の讒言を聽くまじ、吾が汝を信ずることと、猶是の顏面に在る一列の眉の如く明白なり、故に汝は齊國に往きて、思ふまゝに振舞ふべし、汝齊に至らば、必ず之を上にしては、十分に齊王の信用を得、之を次にしては、齊の臣下の下々にも信用を得るに違ひなし、汝にして苟くも死せずして生きながらへ居る以上は、必ず燕の爲に利益なることを爲さゞるなし、故に吾れは安心して汝に信賴し、汝の無事なることを祈る、汝は當に汝の自信を以て事に當るべし、他の譏謗などは少しも氣にするに及ばずと仰せられ、且つ臣に誓はれて仰せらるゝには、汝は燕を去りて齊に參るがよろし、他の事に心を動かさず、只其の成功を期すべしと、因りて臣は謹みて御命令を奉じて當齊國に參り居ること、玆に五箇年に及べり、其の間齊は度々兵を出して諸國と戰爭を致したれども、未だ嘗て一度も燕國を謀りしことなし、齊趙の交りは、或は合し或は離る、王は其の間に在りて齊と趙とを操縱せられ、或は齊と合して趙を謀り、或は趙と合して齊を謀られ、燕の都合のよきやうになされたり、然るに齊は之を知らず、甚だ燕を信じ居りて、其の北地の燕に近き土地の兵備を虛にして他の國を伐つに至る、(齊の斯く燕を信じて疑はざるは、蘇代の功なるをいふ)然るに今王は田伐と參と去疾との三人の申すことを御信用になりて、將に齊を伐たれんとす、臣今まで折角骨を折りて、齊をして恰も犬馬の、人の使役に從ひて賤役に服するごとくに、善く燕の意の如くならしめ、而して其の實は燕の策に出づることを覺らざらしむる樣に致したるに、今王又慶をして臣に命令せしめられ、吾れは吾が自ら善しとする所の計を用ひて齊を伐たんとすと仰せらる、是れにては今までの臣の骨折りは皆水泡に歸するなり、王若し王の善しとする所の者と臣とを竝びに用ひらるゝことならば、臣請ふ、王の爲に之に

重、處重卵也、王謂臣曰、吾必不聽衆口與讒言、吾信汝也、猶列眉也、上可以得用於齊、次可以得信於下、苟無死、女無不爲也、以女自信可也、與之言曰、去燕之齊可也、期於成事而已、臣受令以任齊、及五年、齊數出兵、未嘗謀燕、齊趙之交、一合一離、燕王不與齊謀趙、則與趙謀齊、齊之信燕也、至於虛北地行其兵、今王信田伐與參去疾之言、且攻齊、使齊犬馬駿、而不言燕、今王又使慶令臣曰、吾欲用所善、王苟欲用之、則臣請爲王事之、王欲醳臣剸任所善、則請歸醳事、臣苟得見則盈願、

【大意】蘇代、已に燕を去りて齊に在り、燕の群臣が己れを誹議せんことを恐れ、乃ち書を燕王に贈りて、以て之が辯疏を爲すことを敍す、鮑彪曰く、爲人間者、均有此大患、非燕昭之明、代其危哉と、

【通釋】蘇代、齊國より燕の昭王に書を獻じて曰く、臣の燕國を去りて齊に參るや、固より臣の事を王に誹議讒謗する者あることを知るが故に、王の左右侍御者に書を獻じて而して參れり、其の書中の主意に曰く、臣若し齊に參りて貴き地位を得ば、燕の大夫達は必ず臣を疑ひて信ぜざるべく、若し又臣が意を得ず卑しき地位に在らば、必ず臣を賤しむべく、又臣が齊國に重く用ひられば、必ず將に多く種々なる注文を臣に望み求めんとす、又齊が若し燕に善からざることあらば、將に臣の取扱ひ方がよろしからざる爲とて罪を臣に歸すべく、若し又天下諸侯が齊を攻め

受けたしと、閔王之に答へて申すに、此度の敗軍は全く寡人の過失なれば、子必ず之を以て己れの罪と爲して心配すること莫れと、蘇代を慰喩せり、其の明日に蘇代は又燕軍をして己れの栖籠り居る陽城及び狸と申す處を攻撃せしめ、而して又人をして閔王に謂はしめて申すに、前日我が齊軍の晉下に於て敗北致したるは、此れ齊兵の過ちにあらずして、全く天時の不幸により、恰も齊は其の不幸の時に當り、燕は天幸を得たるによるなり、然るに燕はよい氣になつて、又陽城及び狸を攻むれば、是れ天幸を以て自分の功と爲すものなれば、此度こそは燕軍必ず敗北致すべし、故に王復蘇子に命じて之に應戰せしめば、蘇子は先日王の兵を敗りし失策あれば、今度は其の恥辱を雪がんとの奮發によりて、必ず勝利を以て王に御報告申し上ぐるに相違なからんと、齊王之と尤もなりと信じ乃ち復蘇子をして之に應戰せしむ、蘇子又故更に之を固辭したるに、齊王之を許さず、遂に蘇子を大將として燕と陽城に戰はしめたるが、固より計略のあることなれば、燕人又大に勝ち、首を得ること三萬の多きに及べり、是れより齊の君臣不和を生じ、百姓は心を離し、齊國紛亂を來したれば、燕王因りて樂毅をして大に兵を起して齊を伐たしめて、遂に之れを破りたり、

【解義】〔得甲首二萬人〕甲首は甲士の首なり、所謂る冑首といふが如し、大捷をいふなり、〔臣有斧質之罪〕斧質は刑罰の具、既に上に出づ、〔明日又使燕攻陽城及狸〕又使は蘇代が燕に斯く爲さしめたるなり、陽城、狸は共に齊の地、〔日者〕昔者に同じ、前といふが如し、

○蘇代自齊獻書於燕王曰、臣之行也、固知將有口事、故獻御書而行、曰、臣貴於齊、燕大夫將不信臣、臣賤、將輕臣、臣用、將多望於臣、齊有不善、將歸罪於臣、天下不攻齊、將曰善爲齊謀、天下攻齊、將與齊兼貿臣、臣之所

オコス」の意にて回復の義なり、後の「不可振」の振も同じ、「以臣遺燕也」の遺「オクル」と訓ず、或は云く、遺は棄也と、

蘇子遂將而與燕人戰於晉下、齊軍敗、燕得甲首二萬人、蘇子以其餘兵、以守陽城、而報於閔王曰、王過擧、令臣應燕、今軍敗亡二萬人、臣有斧質之罪、請自歸於吏以戮、閔王曰、是寡人之過也、子無以爲罪、明日、又使燕攻陽城及狸、又使人謂閔王曰、日者齊不勝於晉下、此非兵之過、齊不幸、而燕有天幸也、今燕又攻陽城及狸、是以天幸自爲功也、王復使蘇子應之、蘇子先敗王之兵、其後必務以勝報王矣、王曰、善、乃復使蘇子、蘇子固辭、王不聽、遂將與燕戰於陽城、燕人大勝、得首三萬、齊君臣不親、百姓離心、燕因使樂毅大起兵伐齊、破之、

【通釋】　蘇子は一旦辭退したれども、王の強ひて之を命ずるによりて、遂に齊兵に將として燕人と晉下に戰ひたるが、齊軍果して大に敗れ、燕は甲首二萬人を得たり、蘇子乃ち其の殘餘の兵を以て陽城を守り、而して閔王に報告して申すに、大王は御選擧を過たれて、大將の大任を臣に仰付けられ、臣をして燕軍に應戰せしめられ、今や我が軍大敗して二萬人を損失せり、臣大將たるの任を辱かしめ、斧質の刑に就くの罪あり、願はくは自ら身を司法の吏に歸して刑戮を

とを述ぶ、鮑彪曰く、蘇代之于二燕齊一、皆嘗隙而復善レ之、情禮均也、而獨爲レ燕謀レ齊之深何哉、昭王賢也、雖レ然糜二爛人之民人一、以行二其說一、而奉二其所レ賢、仁者不レ爲也、獨不レ念三嘗委二質於レ齊乎、と吳師道曰く、蘇代傾詐不義至レ于レ此、其罪浮レ于二張儀一矣と、

【通釋】蘇代、齊國より人を遣はし、燕の昭王に申さしめて曰く、臣兼ねての御約束通り齊と趙との間を離間して、齊は愈〻孤立となれり、王何ぞ速かに兵を出されて齊を攻めさせられずや、臣請ふ、王の爲に更に齊を弱むる方法を取るべしと、燕王乃ち兵を發して齊を伐ち、晉といふ土地を攻む、蘇代又間者を放ちて齊の閔王に謂はしめて申すに、燕の齊を攻むるは、他に大望のあるにあらず、只其の嘗て齊の爲に失ひたる故地を復び取返さんがためなり、今燕兵晉まで參りて敢て進まざるは、是れ全く其の兵力弱くして計畫に不十分なる處ありて、必勝を期し難き疑念あるによるなり、王何ぞ蘇子をして兵に將たらしめ、而して燕軍に應じて之と戰はしめられざるや、夫れ蘇子程の賢才を以て大將と爲りて、燕の弱兵に應ぜしむれば、燕の破るゝことは必然なり、燕にして破るれば、趙は敢て王の命を聽かざることなし、是れ王、燕を破りて而して自ら趙を服するなり、一擧兩得といふべしと、閔王之を聽きて善しとし、乃ち蘇子に謂ひて申すに、燕兵が押寄せ來りて晉に在り、今寡人兵を發して之に應戰せんと欲す、願はくは子寡人の爲に之が大將と爲りて指揮ありたしと、蘇子對へて申すに、臣の兵事に於ける、固より不慣れの事なれば、何ぞ以て之が大任に當るに足らん、王願はくは改めて他人を擧げて大將を御任命あるべし、王若し强ひて臣を御使用あらせられれば、是れ王の兵を敗りて、而して臣を燕の手に御渡しになる樣なるものなり、（敗れて燕の捕虜となるをいふ）且つ燕と戰ひて勝たざれば、再び國威を振ふ可からず、齊の威力に關すること大なりと、故更に之を辭退したるに、閔王は之を押し止めて申すに、其の樣なる心配を致さず、行きて兵を指揮すべし、寡人は子が必ず其の任に堪ふることを知れりと、

【解義】〔燕乃伐齊攻晉〕晉は齊の地、下の「晉下」の晉も同じ、〔令人謂閔王曰〕人とは間者のことなり、後の「又使人」の人も同じ、〔欲以復振故地〕振は「フルヒ

證據なり、故に魏に屬するに如かずと、燕は因りて魏に合同して趙を手に入れ、共に齊を圖りしかば、齊遂に敗北せり、

【解義】〔未有適予也〕適は適確の意なり、予は與に通ず、許與なり、何方へも適確に協同の許諾を與へざるなり、〔蘇子謂燕相曰至得天下者也〕蘇子を鮑本に蘇代に作る、實力なき者は他力を借るに急なり、故に其の辭卑屈にして贈物を丁重にす、實力ある者は之に反す、倨は「オゴル」と訓ず、俗にいふ「ワウヘイ」なり、

○蘇代自齊使人謂燕昭王曰、臣聞離齊趙、齊趙已孤矣、王何不出兵以攻齊、臣請爲王弱之、燕乃伐齊攻晉、令人謂閔王曰、燕之攻齊也、欲以復振故地也、燕兵在晉而不進、則是兵弱而計疑也、王何不令蘇子將而應燕乎、夫以蘇子之賢、將而應弱燕、燕破必矣、燕破則趙不敢不聽、是王破燕而服趙也、閔王曰、善、乃謂蘇子曰、燕兵在晉、今寡人發兵應之、願子爲寡人爲之將、對曰、臣之於兵、何足以當之、王其改舉、王使臣也、是敗王之兵、而以臣遺燕也、戰不勝、不可振也、王曰、行、寡人知子矣、

【大意】前章に在る如く蘇代燕の昭王と打合せを爲し、表面は燕を脫走せし如くに裝ひて齊に至り、燕の爲に齊趙を離間し、燕をして兵を起して齊を伐たしめ、閔王を籠絡して自ら齊兵に將と爲り、燕の爲に齊兵を損傷し、遂に燕王をして其の志を達せしむるこ

【解義】〔有時復合且以因子而事齊〕鮑注に曰く、預言レ不レ勝與レ齊合一と、恐らく非なり、有レ時復合は後日平和克復の時にはとの意なり、因レ子事レ齊は齊客に對する謙辭にして、俗にいふ御世辭なり、此の度子の本國と交戰するは、子に於て面白からず思ふ可けれども、他日復び和睦することあらば、子を賴りに齊國との親密を圖る故に、宜しく周旋を賴むとの意なり、〔當此之時至若此也〕已下記者の言、復收は齊との交誼を復收するなり、正解に云く、復レ仇取二故地一云云と恐らく非なり、

○齊魏爭レ燕、齊謂二燕王一曰、吾得レ趙矣、魏亦謂二燕王一曰、吾得レ趙矣、燕無下以決レ之、而未上レ有二適予一也、蘇子謂二燕相一曰、臣聞辭卑而幣重者、失二天下一者也、辭倨而幣薄者、得二天下一者也、今魏之辭倨而幣薄、燕因合二於魏一得レ趙、齊遂北矣、

【大意】齊魏各、燕を以て與國と爲さんことを爭ふ、燕王、蘇子の言に從ひ魏に合し、遂に齊を破ることを述ぶ、

【通釋】齊と魏と互に燕を其の身方に引入れんと競爭し、齊は燕王に謂ひて申すに、吾が方にては最早趙を我が身方に爲せりと、魏も亦燕王に謂ひて申すに、吾れ已に趙を身方に爲せりと、雙方共に趙を其の手に付けたることを言ひて、燕を誘ひ合同を求めたれば、燕の方では何方に加擔してよろしきや、決著致しかねて未だ何方へも應諾の返答を爲さゞりしが、蘇子、燕の相に謂ひて申すに、拙者承はるに、其の言辭を丁寧に卑下して、其の上に贈り物の幣が丁重なる者は、天下の權を失ひたる者なり、故に此の如くにして人心を收攬す、又之に反して其の辭倨傲にして、而して其の贈り物の輕少なる者は、天下の權を得たる者なり故に此の如く傲慢になりたるなりと、今雙方を比較するに、魏の方は其の辭甚だ倨傲にして、而して其の幣亦薄し、是れ魏が天下の權を得て實力ある

不以吾至又不予卿也」吾予、皆蘇子自ら言ふの詞なり、以は用に同じ、〔殆無燕矣」上の吾無齊矣の無に同じ、〔又不欲王」闕君長曰く、王疑作止と、暫く之に從ひて本文を解せり、然れども文理より考ふれば、王の上に或は脫字あらんか、〔望諸相中山也」樂毅も亦望諸君と號す、故に鮑注に此與樂毅同とあり、以て樂毅と別人なることを明かにす、其の名、詳かならず、〔外孫之難薛公釋載逃出於關」外孫之難は詳かならず、薛公は孟嘗君田文なり、載は謂車載資糧とあり、〔卒絕齊至敗之」已下記者の言なり、

○燕昭王且與天下伐齊、而有齊人仕於燕者、昭王召而謂之曰、寡人且與天下伐齊、旦暮出令矣、子必爭之、爭之而不聽、子因去而之齊、寡人有時復合和也、且以因子而事齊、當此之時也、燕齊不兩立、然而常獨欲有復收之之志若此也、

【大意】燕の昭王が人心を收攬するに力むることを敍す、

【通釋】燕の昭王、將に天下諸侯と共に齊國を伐たんと欲する計畫あり、而るに齊國の人にて、來りて燕に仕宦する者ありしかば、昭王其の者を召して之に謂ひて申すに、寡人將に天下と共に齊を伐たんと欲し、旦暮の內に其の命令を發せんとす、左樣致さば、子は齊人なれば必ず其の不可なることを爭ふならん、若し之を爭ひて寡人聽かずんば、子因りて燕を去りて齊に之くならん、然しながら戰ひも止みて他日復再び齊と和合する時もあるべし、其の時は寡人は、幸ひ懇意にせし子が齊に在ることとなれば、將に子を賴みて齊に事へんとす、其の時は何分子の盡力を煩はしたしと、此の時に當りて燕は是非共齊を亡ぼさざれば止まず、燕齊は兩立せざるの時なり、然るに昭王は常に獨り齊の人氣を復收せんと苦心すること此の如し、

得ば、始めて春秋卽ち歷史に名を著はし殘すことを得ん、且つ大事を擧げ大業を爲す者は、孰れか逃れざらん、一度は必ず出奔致したるものなり、齊の桓公の難に管仲は魯に逃れ、陽貨の難に孔子は衞に逃れ、張儀は楚に逃れ、白珪は秦に逃れ、望諸君の中山に相たるや趙に使ひに參りたるに、趙は之を劫かして地を求む、因りて望諸君は關を攻め破りて逃れ出でたり、又外孫の難に齊の薛公田文は秦の爲に囚はれんとしたれば、荷物を其のまゝ打棄てゝ關を逃れ出でたり、而るに三晉は是等を稱揚して以て眞の士と爲せり、故に大事を擧ぐるには逃走は決して恥辱と爲すに足らざるなりと、蘇代は斯く燕王に申して燕を逃れ出で、卒に齊趙の間を絕ち離し、趙は燕に合して、以て齊を攻め、大に之を打破れり、

【解義】〔臣以韓魏循至以勁之〕是の句亦解し難し、陸深鮑注に云く、言逃燕則自韓魏順行至齊と、陸深曰く、代既不死而爲逃、又謂韓魏之順、皆由於齊、于是取秦而深結、以勤之、則三國不順、而近於相攻と、岡井叔皮曰く、前章昭王與秦楚三晉合謀以伐齊、此言代以韓魏之循燕伐齊、皆由於齊不善故代欲逃去而謀齊也、下文卽其意、按爲平聲、爲之指上文逃而去之、言逃而謀事也、下文雖爲之竝同、高勤作勁、今從之、言代逃出、取秦之交、深結趙以勁其兵、如是則近於齊趙相攻之事也と、鈴木注曰く、循與上兩循字同、言以韓魏或附齊、或附趙、以相構紛之、成其所欲、自齊而爲之、不使趙惡燕也、取秦與上人告奉陽君之語應、謂合秦於齊也、是所以深結趙也、秦齊合則趙知其謀亡、故懼而深親燕也、結趙是代之本謀、故此章末結之、以卒絕齊於趙、趙合於燕、以攻齊也、爲之勤之、與上爲之勉之相照應、梅君爲之取秦、讀謂爲齊取秦、非是、と、諸說一定せず、鮑注恐らくは是に非ず、正解は蓋し陸說に基く、岡井、鈴木二氏の說各長短あり、今當時の事實を參酌して暫く通釋に述ぶる如くに解せり、國策の文、難解の處、往々誤脫あり、強ひて斷定を下し難し、〔臣雖爲之累燕〕鮑本に累の上に不の字を補ふ、可に似たり、恐らくは誤脫ならん、下の奉陽君の言を引くは、其の燕を累はさゞるの證と爲すなり、故に下に重ねて故の字を加へて不累燕を證す、〔蘇子怒於燕王之

而之吳、果與伯擧之戰、而報其父之讐、今臣逃而紛齊趙、始可著於春秋、且擧大事者孰不逃、桓公之難、管仲逃於魯、陽貨之難、孔子逃於衞、張儀逃於楚、白珪逃於秦、望諸相中山也使趙、趙劫之求地、望諸攻關而出逃、外孫之難、薛公釋戴逃出於關、三晉稱以爲士、故擧大事、逃不足以爲辱矣、卒絕齊於趙、趙合於燕、以攻齊敗之、

【通釋】去りながら臣今死して齊趙相攻むるを必とす可らずとせば、臣は寧ろ死せずして燕國を逃れ去り、齊趙の間を紛亂離隔することを力むるに如かずと存ずるなり、臣は是れより韓魏を以て燕に循はしむべし、齊に參りて齊國よりして此の計畫を爲し、更に秦を取入れて深く趙に結ばしめて、以て趙の勢力を強くして齊に當らしめば、齊趙は必ず相攻むるに近かゝらん、臣此の事を爲すとも、決して累を燕國に及ぼすことは致さず、何となれば奉陽君が朱讙に告げて、蘇子は燕王が吾れ（蘇子自ら言ふ）を用ひず、故に予（是れ亦蘇子を指す）を相とせず、又予を卿とせずといひて怒り居りて、其の眼中既に燕なく、燕を見限りたる有樣なりと申したる由を承りたれば、其の臣と王との間を疑ふこと此のごときに至りし故に、臣今前述の計畫通りに實行致しても、何も燕國に累を及ぼす樣なることは必ず之れなきに付き、御心配御無用に願ひたし、且つ又臣は此のまゝに止り居ることを欲せず、昔し伊尹は再び湯を逃れて桀の方に行きて仕へ、又再び桀の方を逃れて湯に事へ、而して遂に鳴條の戰ひに參與して湯を以て天子と致したり、又伍子胥は楚を逃れて吳に往き、果して伯擧の戰ひに參加して其の父の讐を報ぜり、故に臣も亦今出奔致して齊趙の間を紛亂し、燕國の爲に實功を樹つるを

之物、見所甚惡之物、知更無佗可惡之物、順惡代之甚、見之知無厲、是常情也、諸解何謬、厲卽漆身爲厲之厲、厲爲惡疾、則見之見字、亦確當矣と、一說と爲すべし、已矣は最早是れ限りといふこと、吾無齊矣までが奉陽君の言なり、「故齊趙之合苟可循也至不足以爲辱」蘇代の目的は齊趙の間を離して燕の利益を圖るにあり、而して齊趙相合しては、決して其の目的を達する能はずと確信す、故に云ふ、若し齊趙が相合して、それにて苟くも我が欲する所の希望を（卽ち齊に復讐するの希望）達し得べくんば、臣は如何なることを爲すも、敢て辭せずとの意なり、其の合の字は、直ちに上の合の字を承けて言ふなり、吳師道曰く、言一國之合、必害於燕、苟順而無害、國之利也、故己之死逃榮辱、皆不足論と、厲は音「ライ」、癩に通ず、上に出づ、「然而臣有患也至是臣之患也」然而は上の死逃の句を承けていふ、死は辭する所にあらざれどもこれ〳〵の患あり、故に臣は死せずして逃るゝ方の道を取らんとなり、是の處、鮑注、正解共に明亮ならず、鈴木注曰く、齊趙之怨釋、而知其相惡、卽代之所釀也、而後相效、言二國更親效力相結也、梅君云、相效謂致咎於代、此與上交分於臣重複也、且相效與下相攻對、可以見其說之非矣、と、從ふべし、「在必然之物至王何疑焉」物は猶事の如し、王の字、一說に當作臣とあり、必ずしも改むるに及ばず、

臣以爲不若逃而去之、臣以韓魏循自齊而爲之、取秦深結趙以勁之、如是則近於相攻也、臣雖爲之[不]累燕、奉陽君告朱讙曰、蘇子怒於燕王之不以吾故弗予相、又不予卿也、殆無燕矣、其疑至於此、故臣雖爲之不累燕、又不欲王、伊尹再逃湯而之桀、再逃桀而之湯、果與鳴條之戰、而以湯爲天子、伍子胥逃楚

居ることとなれば、其の必然免る可からざる事により て我が欲する所を成し遂げ得るならば、是れ固より臣の甚だ望む所なれば、王何ぞ臣の死を望むことを御疑ひあらん、

【解義】〔奉陽君告朱讙至命說曰〕奉陽君以下、姚本は別提と爲す、鮑本は本書と同じく前段に合せり、此の段難解の處多きを以て、諸說牽强一ならず、朱讙、趙足、鮑注に皆趙人とあり、公玉曰の玉、姚本は王に作る、鮑注に齊人姓名とあり、而して下の「順也」の注に公玉父名とあるを以て見れば、鮑氏は公玉の二字を以て姓名となし、下の曰の字を別にして解きたるなり、吳師道曰く、一本公王、按二字書一、三畫中近レ上者、子方反、三畫均者、虞欲反、隸始加レ點以別レ字、新序有二公玉丹一、史公玉帶、此公玉姓也、此疑有二缺誤一と、正解に曰く、公玉曰、當レ作二公玉丹一、或公玉冉一、按呂子審己篇、齊湣王亡居レ於レ衞、謂二公玉丹一曰云云、史記孝武紀索隱云、風俗通齊湣王臣有二公玉冉一、冉與レ丹字形相似、實是一人、曰字亦與二冉丹一相近而誤耳と、吳師道又曰く、說卽兌之訛、說見二趙策一と、〔必不反韓珉至吾無齊矣〕鈴木汪曰く、梅君云、必不レ反二韓珉一齊王之言也、蓋韓珉秦之所レ納レ於レ齊者、今齊不二與レ秦合一、故遣レ之、不二復反レ齊也、更召レ之欲レ善於レ秦、是其言反也、下必不レ任二蘇子一以レ事、必不レ合レ燕、吾所レ恃者順也、竝齊王之言、今封而相レ之、今以レ燕爲二上交一、今其言變、有レ甚レ於二其父一、皆李兌言二齊王之反一也、吾所レ恃者順也、是李兌自言三其所二恃以交レ齊也、非二齊王之言一、下言二順之反覆不レ可レ恃可レ見三是兌自言二其所レ恃と、順は鮑注に公玉父名とあり、吳師道曰く、無レ考、鮑因二下言レ有レ甚レ於二其父一、遂云レ爾、按趙策齊欲レ攻レ宋章、以二三晉一劫レ秦、使二順也甘一之、恐此人と、鈴木汪曰く　順蓋齊王之子、故云有レ甚レ於二其父一、不レ然則前總不レ言二其父之變一、此言甚爲二勃突一、秦策陘山章、齊令下田章以二陽武一合上於レ趙而以二順子一爲レ質、蘇代爲レ齊獻二書穰侯一云云、順子卽此人、其爲二齊之公子一明矣、順嘗質レ趙、而奉陽君與レ順善、故上云レ所レ恃也と、無厲は吳師道曰く無レ害也と、鈴木汪曰く、厲惡疾之人、見レ之甚可レ惡、順惡レ代如レ此、而今更賢レ之悅レ之、今之蘇子非二始之蘇子一、是兩蘇子也、兩字最妙、舊注憒憒不レ得二其解一、妄改二知字一作レ如、凡人之情、見下所二甚好一之物上、知三更無二佗可レ好

言はれたるに、今は蘇子を封じて之を相位に置き、深く之を信任せり、又齊王は必ず燕に合同すまじと言はれたるに、今は燕國を以て第一親密なる與國と爲せり、此の如く齊王は前言を反故にして吾れを欺けり、齊王は此の如くなれども、吾が(奉陽君自ら言ふ)恃みとし信ずる所は其の子の順なりき、而るに今は其の順までも其の言を變じ、吾を欺けること、其の父よりも甚しき位なり、順は始め蘇子と中惡しく讐敵の如くなりし故に、蘇子に近付けても別に害もあるまじと思ひ居りしに、此の頃では蘇子に心服して之に親み、前日と今日と蘇子に對する行ひを二つにせり、是れにては最早齊を相手にすることは已むべし、吾が眼中に齊は無しと、斯樣に奉陽君の齊に對する怒りは甚しければ、若し齊王の方にて趙を信ぜずして、奉陽君を小人扱ひにして之を卑しめば、是れによりて趙は齊に倍くに至るべし、故に今が齊趙を離間するの好機なり、若し今の時を以て大に兩國の間を紛し離間せずして、齊趙の間怨みを解きて復再び合體せば今後は最早他方よりして如何ともすること能はず、故に齊趙相合して、それにて燕の希望通り都合よく參るものならば、臣は假令死するも以て患と爲すに足らず、又逃走するも以て臣の恥と爲すに足らず、又諸侯と爲るも以て臣の榮と爲すに足らず、又髮を被り身に漆を塗りて癩病と爲るも以て臣の辱と爲すに足らず、何如なる榮辱も臣の敢て辭せざる所なり、(齊趙相合しては決して燕の望みを達する能はざるを極言するなり)臣は何如になり行くとも、燕の希望にして達するを得ば、臣の本懷之に過ぎず、然るに臣の心配に存ずる所は、臣若し死したる後に齊趙が相合して燕に順はざる場合には、齊趙及び燕は交々臣に罪を被せ、散々臣を惡物にして、而る後齊趙は情誼を相效して益々親密になり、燕の不利を來さんこと、是れ臣の甚だ心配に存ずる所なり、然らずんば臣の死は固より惜む所にあらず、若し臣が死するの故を以て、齊趙が相攻め不和合になるものならば、臣は必ず勉めて死を求めんとす、全體死と申すと世間は隨分畏れまするなれど、堯舜の如き聖賢と雖も死し、禹湯の如き大智者と雖も死し、孟賁の如き勇者と雖も死し、烏獲の如き大力の者と雖も亦死す、苟くも天地の間に生あるものは、必ず一度は死ぬものと極り

たることゝ趙策に出づ、

奉陽君告朱讙與趙足曰、齊王使公玉曰命説曰、必不反韓珉、今召之矣、必不任蘇子以事、今封而相之、必不合燕、今以燕爲上交、吾所恃者順也、今其言變、有甚於其父、順始與蘇子爲讎、見之知無厲、今賢之兩之、已矣、吾無齊矣、奉陽君之怒甚矣、如齊王之不信趙、而小人奉陽君也、因是而倍之、不以今時大紛之、解而復合、則後不可奈何也、故齊趙之合、苟可循也、死不足以爲臣患、逃不足以爲臣恥、爲諸侯、不足以爲臣榮、被髮自漆爲厲不足以爲臣辱、然而有患也、臣死而齊趙不循、惡交分於臣也、而後相效、是臣之患也、若臣死而必相攻、臣必勉之而求死焉、堯舜之賢而死、禹湯之智而死、孟賁之勇而死、烏獲之力而死、生之物、固有不死者乎、在必然之物、以成所欲、王何疑焉、

【通釋】 奉陽君是に於て朱讙と趙足との兩人に告げて曰く、齊王は嘗て公玉丹を使者として拙者免に命じて申さるゝには、必ず韓珉を再び齊に呼び戻すまじと、然るに其の言に反して今之を召び戻したり、又齊王は必ず再び蘇子に任ずるに國事を以てすまじと

ると同じことなり、畢竟臣の欲する所は、齊趙の中を離間するに在り、今齊趙交りを絶たば、是れより大に紛亂せんのみ、（齊趙交りを絶てば、韓魏も亦齊に背くべく、齊孤立となれば、則ち燕の宿志遂するを得べしとの意なり）特り憾むらくば、臣は趙襄子の臣張孟談に非ざることなり、若し臣をして張孟談の如く十分の信任を得て思ふまゝに行動するを得しめば、齊趙は必ず智伯と爲りて滅亡するに至るべしと、

【解義】〔蘇代謂奉陽君說燕於趙〕謂の字、姚本、鮑本にみな爲の字に作る、鈴木注曰く、爲字與韓策嚴仲子因爲聶政言之爲同と、今按ずるに、爲謂古へ相通ず、說既に前に見ゆ、蓋し此にては史記の信陵君傳に如姬爲公子泣とある爲の字の如く、乃ち奉陽君ならば屹度爲し得べしと見込みて下の事を勸告せるを謂ふ、〔韓爲謂臣曰〕韓爲は蓋し人の名なり、未だ詳ならず、〔令齊王召蜀子〕蜀子も亦人の名、鮑注に齊將とあり、〔與齊王謀道取秦〕取は收なり、取り込めて我が仲間にするの意、道は言なり「イフ」と訓ず、〔守趙之質子以甲〕守は警戒監禁の意、甲は兵士なり、〔請告子以請齊王守子以甲〕是の句、諸說一定せず、鮑彪は告子を以て人名となす、何の據あるを知らず、吳師道曰く、無據妄引、韓爲謂代擧或人告奉陽君之言、請者或人之請爲趙言於齊也と、是れ請の字を以て或人の奉陽君に請ふことゝ爲す、而るに後の「守子以甲」に至りて差支へを生ず、蓋し「請」以下は、韓爲、言を改めて奉陽君の意を以て蘇代に談ずるなり、故に子は蘇代を指すと見るを可とす、下の子も同じ、岡井叔皮曰く、按此以下、韓爲又以奉陽君之意告代也、上請奉陽請韓爲也、下請使蘇代請齊也、下文卽其所請之事、告子言告蘇代也、韓爲與代相語、故謂代爲子也、下文守子之子並同と、〔其言惡矣雖然王勿患也〕此の以下は蘇代が燕王に告ぐるの言なり、其言は奉陽君の言なり、勿患は蘇代の爲に心配無用との意なり、〔臣故知入齊王以成所欲〕故は固なり「モトヨリ」と訓ず、出は出でゝ其の事に當るの意なり、〔持臣非張孟談也〕吳師道曰く、持字疑特と、從ふべし、特は「ヒトリ」と訓ず、憾の字を添へて見るべし、張孟談は趙襄子の臣、襄子、智伯の圍みを受けし時、城を出でゝ間（間諜）を爲し、仲行氏をして裏切りを爲さしめ、共に智伯を攻めて之を滅ぼし

大惡於趙、臣猶生也、今齊趙絕、可大紛已、持臣非張孟談也、使臣也如張孟談也、齊趙必有爲智伯者矣、

【大意】 蘇代、燕の爲に齊趙を離間し、趙と合して齊を伐ち、遂に之を破ることを述ぶ、蓋し蘇代元と權謀譎詐を以て事と爲す、故に人も亦己れを陷れんことを恐れ、懇々燕王に辯疏して讒口を免るゝことを力む、所謂る小人長戚々たる者、後の數章を參看して其の戚々の情を察すべきなり、

【通釋】 蘇代、趙に至り、奉陽君に見込みを着けて、燕が齊の仇を報ぜんとする事情を說きて、燕趙協同して共に齊を伐たんことを謀りしに、奉陽君は之を肯ひ聽かざりしかば、乃ち齊に參り、趙の事を種々に惡しく言ひて、齊をして趙との交りを絕たしむる樣に爲したれば、齊は遂に趙と交りを絕つことゝなれり、因りて蘇代は燕に參りて昭王に謂ひて申すに、韓爲なる者が臣に申しまするに、或人が奉陽君に告げて曰く、齊をして趙を信ぜざらしめ、其の交りを絕つに至りし者は蘇子の爲なり、齊王をして蜀子を召し還して、宋を伐つことを止めしめたるも蘇子なり、齊王と相謀りて秦を其の身方に取り入れて、以て趙を伐たんと言ひたるも蘇子なり、又齊をして趙より齊に參り居る質子に兵隊を附けて之を監禁せしめたるも、亦蘇子の爲したることなりと、斯樣に或人が奉陽君に申したれば、奉陽君は子（蘇代を指す）に斯の事を申して、子から齊の方に話しをしてもらひ、若し果して或人の言の如く、齊が趙の質子を守るに甲兵を以てするならば、吾れも亦必ず子（蘇代）を守るに甲兵を以てして、子の自由を束縛すべしと、韓爲は斯樣に臣に申し、其の言ひ振りが甚だ險惡にはあれども、然れども王之を患へらるゝことなかれ、臣に於ては固より齊に參れば、趙から何か故障の起ることは承知し居れり、而るをそれにも拘はらず、出でゝ齊に參り、此の事を爲し、以て我が爲さんと欲する所を存分に成し遂ぐれば、臣は假令死すとも固より遺憾とせず、臣が死して而して齊が益大に趙と中惡しくなれば、臣の本懷之に過ぎず、臣は死すとも猶生きて居

なり、「ヤブレテ」と訓ず、正解に謂無成事也とあり、「且事非權則不立」權は謀なり、もと稱錘（はかりのふんど）にて、物の輕重を量り知る者なるより轉用し、其の時處を見計らひて都合宜きやうに取計らふことを權と云ふ、又權柄の權と解するも通ず、立とは屹と取り極まりのあること、鮑彪曰く、彪謂、詭亦吾所惡、而實不可廢、古者使功使過使智使愚、蓋用人可也、處己則否と、吳師道曰く、利誕謾之人以爲用、此不正之論也、使過之道不類、使愚使貪使勇、亦謂御得其道耳、非此之謂也、と、唐順之曰く、自衒自媒　士之醜行、忠信廉潔莫如孔子、魯人用之三月大治、奚以詭者言也、吳鮑之說均非、使愚使貪、雖在御得其道、然非用人之道也、或不得已、而行之交戰之中耳と、今按ずるに、戰國策士一時詭僻の論、固より君子の正道を以て律するに足らず、諸家の評、殆んど衣冠を着けて被髮裸體の界に入りてその是非を爭ふが如し、正は則ち正なりと雖も、竟に頭巾迂濶の譏を免れず、姑らく錄して考に供す、

○蘇代謂奉陽君、說燕於趙以伐齊、奉陽君不聽、乃入齊惡趙令齊絕於趙、齊已絕於趙、因之燕謂昭王曰、韓爲謂臣曰、人告奉陽君曰、使齊不信趙者、蘇子也、令齊王召蜀子、使不伐宋者、蘇子也、與齊王謀、道取秦以謀趙者、蘇子也、令齊守趙之質子以甲者、又蘇子也、請告子以請齊、果以守趙之質子以甲、吾必守子以甲、其言甚惡矣、雖然、王勿患也、臣故知入齊之有趙累也、出爲之、以成所欲、臣死而齊

あゝ此れは王が暗に自分等の辯士に中てゝ云はれたることなりと覺りて答へて申しけるに、周の國の地にては媒介者を賤み嫌ふことなり、何せならば、彼れは兩方に向ひて都合善く譽め立つるが故なり、彼れは婦を娶るべき男の家に之きては結婚すべき女子を譽めて彼の女は美人なりと云ひ、亦女を嫁すべき里方たる家に之きては、婿を譽めて彼の男は富豪なりと云ひ、雙方に氣に入るやうな事のみを申して甚だ信用の疑はしければなり、然しながら周國の風俗として男子は自ら直接に申込みて妻を娶ることは致さず、必ず媒介者を仲間に立つるが故に、之を賤みながらも全廢は爲し難きなり、其の上に處女は媒介人がありて周旋せざるときは、年老ゆるとも何れへも緣付きが無きことになり、御轉婆にて媒介者を差し置き本人自らが直接に其の美なり才なりを衒ひて賣るやうなことを爲せば、敗れて賣れ殘りの品物となりて相手なし、又柔順にして自ら守るときは、年のみ老けて失敗して賣捌きが付かず、然るに柔順に自ら守りながらも空しく老け行きて失敗を取らず、賣捌かれて敗れを取らざる者は唯媒介と云ふ者があるが爲めなり、此の點から申すと、賤むべき媒介者も亦必要なる所以なり、且つ全體凡べての事は權とて宜しき都合を見計ふにあらざれば立つべからず、勢ひに乘ずるに非ざれば成就せざるなり、夫れ人をして坐ながら成就せる事を受け得しむる者は、唯大王の惡み給へる自ら利巧振る辯士が中間に在りて彼我雙方の意思を圓滑的に疏通して行くが故なり、是れ亦宛かも媒介者が結婚上無くては叶はぬと同じ道理にて成程一方から見れば嫌惡すべきなれども、亦一方より見れば矢張り必要的道具なりと申されたれば、燕王感心して申すに如何樣尤もなることなりと、

【解義】〔甚不喜訑者言〕喜は好なり、「コノム」と訓ず、訑は鮑注に、沇州謂欺曰訑とあり、呉注は訑徒案反、或作誕とあり、中井履軒曰く、訑蓋弛慢之義、是誇張過實之言耳、孟子訑訑之聲音顏色、義不同、而文意可想矣、不當作誕、解訑爲欺太急迫失竅、天下豈有喜欺己者哉、是不須言者と此の説に依れば訑者とは徒に無責任なる放言宏辯を弄することを謂ふ、〔舍媒而自衒〕衒は「テラフ」と訓ず、自ら誇り賣ること、〔敝而不售〕敝は弊と同じ、敗

らず、故に諸舅と云ふ、叔父は父の兄を伯父と云、弟を叔父と曰ふ、弟を擧げて兄を包む、〔負牀之孫不得〕負牀、義未だ審かならず、鮑注に負言二背倚一床立未レ能レ行也と云へり、乃或は背に負はれ或は床上に立てども未だ歩まざる幼兒を謂ふ、正解には疑牀作レ懷、負懷亦謂レ愛也とあり、乃ち或は負ひ或は懷くに堪へたる三四歳の穉兒を謂ふ、不得は諸舅以下に係る、百乘の車を得ざるを謂ふ、〔其丈夫宦三年〕丈夫は其の夫を謂ふ、宦は音患、仕なり、乃ち仕途を求むるが爲に遊學するを謂ふ、禮記の曲禮篇に宦學事レ師、非レ禮不レ親とあり、註に仕與レ學皆有レ師、以明レ道也と云へり、〔寧佯躓而覆之〕躓はつまづくこと、覆はこぼすこと、〔因佯僵而仆之〕僵仆共に「タフル」と訓ず、僵はフミソリカヘル事と譯文筌蹄に見え、仆はべつたりと横にのべふす事と操觚字訣に見えたり、〔十乘之家〕十は恐らくは千の訛、孟子の梁惠王上篇に萬乘之國弑二其君一者必千乘之家、千乘之國弑二其君一者必百乘之家とあり、亦千乘之家を以て萬乘之國に對して言ふ、家とは大夫を謂ふ、〔匹夫徒步之士〕匹夫徒夫の解は既に齊策の顏觸見二齊王一の章に見えたり、

○燕王謂二蘇代一曰、寡人甚不レ喜二訑者言一也、蘇代對曰、周地賤レ媒、爲二其兩譽一也、之二男家一曰、女美、之二女家一曰、男富、然而周之俗、不二自爲一レ取レ妻、且夫處女無レ媒、老且不レ嫁、舍レ媒而自衒、敝而不レ售、順而無レ敗、售而不レ敝者、唯媒而已矣、且事非レ權不レ立、非レ勢不レ成、夫使二人坐受一レ成事者、唯訑者耳、王曰、善矣、

【大意】蘇代が燕王の辯士を好まざるを諷諫して、辯說の士も亦國家の用たることを論ずるを述ぶ、

【通釋】燕の昭王は蘇代に語りて申しけるに、寡人は甚だ訑者とて、喋々と辯舌を弄し自ら利巧振る者を氣に入らぬ事であると申されたり、そこで蘇代は、

人の歸來るを待構へ居れりと、彼れ此れと致す間に其の主人は案の如く歸り來れり、そこで妻は其の腰元に申付けて豫ねて用意しある毒酒を酌みて主人に進め參らせしめたるに、其の腰元は妻の姦計を知りて居れば、その進む半途にて立ちながら思慮致すには、さても困りたる事なり、吾れ此の毒酒を以て吾が主人に飲まさば吾が主人を殺すことにならん、去りとて此の姦計を以て主人に告げば吾が女主を逐ひ出すことにならん、此の毒酒を進め參らせて一方には吾が主人を毒殺し、一方には吾が女主を放逐する結果を觀んよりは、寧ろ此の際吾が身の過失と爲して佯り躓きて、其の機會に此の毒酒を地上に覆して仕舞はんには如かずと、是に於て腰元は佯り僵れて器を仆しければ、其の主婦は主人に申すに、折角御身が遠き旅路より歸り給ふが故に心を籠めて美味なる酒を造り置けるに、不埒なるかな、今腰元は之を奉げながら仆して覆したりと、其の主人は主婦に己れを毒殺せんと企てあるを知らざれば、一圖に腰元の不埒なるを怒りて、之を縛りて散々に笞を以て撃ちたりき、是れ此の腰元が主人に笞打たるゝ所以は他にあらず、即ち其の主人に對して忠信なるが故なり、只今愚臣が大王の爲に齊に御使者として赴き往くことは全く此の腰元の話と同じ事情にて、愚臣の忠信が十分に大王の御近習までに徹底的に御了解無からうかと心配仕るなり、即ち何時讒を蒙りて大王より御疑ひを受くるかと憂慮に堪へざるなり、愚臣之を聞けり、萬乘の大國の君主は人臣に制せられて其の自由にせられず、千乘の大家の主人は衆人に制せられて其の自由にせられず、匹夫徒歩の士即ち通常なる士は、妻妾に制せられて其の自由にせられずと、而るを又況して當今の賢明の君主たる大王に於かせられては、申上ぐるまでも無く左樣なる薄志弱行の御振舞ひは萬々なしと存ずるなり、愚臣は請ふ此れより御暇を致して使者として齊國に赴き申さん、願はくは大王には多くの臣下に制せらるゝこと無く、如何なる讒言あらうとも決して聽納し給ふこと勿れと、

【解義】「足下以愛之故與」與は歟と同じ、下句の「何不與愛子與」の下の與も亦同じ、正解に下の「諸舅」に屬して與及也と解せしは非なり、「諸舅叔父」舅は母の兄弟、又夫の父、妻の父、皆共に舅と曰ふ、其種一な

於衆人、匹夫徒歩之士、不制於妻妾、而又況於當世之賢主乎、臣請行矣、願足下之無制於羣臣也、

【大意】燕王、蘇代の説を納れて之を齊に遣はし功を成さんとせしに對して、蘇代は忠信の人も時と場合とにより疑ひを受くるものなれば、決して讒言を聽きて自分の事を疑ふべからずと燕王に要請する事を述ぶ、

【通釋】是に於て燕昭王は申すには、至極尤もなる言なり、吾れは請ふ、子を申付けて上卿の位と爲し、子に特別に百乘の車を提供せん、子は此の百乘の車を以て寡人の爲に東行して齊に游説を試みくれまいかと申されたり、蘇代對へて申すに、然らば一つ伺ひたし、大王に於かせられて單に御寵愛し給へる理由のみを以て此の百乘の車を與へ給ふことならば、何ぜに大王の愛し給へる御子樣方に與へ給はざるや、又大王の御身内に連れる諸の御舅達、御叔父達、又は負牀の孫とて幼稚可憐の御孫君達が此の賜物を得ずして、反りて此の無能なる愚臣に與へ給へるや、此れ何の故ぞや、恐れながら大王の愚臣を御論評し給へるは如何なる人物に思召し給へるや、只今愚臣が大王に事へ奉る所以の者は全く忠信の外なし、然しながら愚臣の恐れは、此の忠信の廉を以て大王の御近習達より罪せらるゝならんと恐惶仕るなりと、そこで燕王の申すに、此の世界に何處にか人臣と爲りて主君に事へ、其の有らん限りの力を盡し、其の出來得る限りの所能を竭し、而かも其れが爲に罪科を取ると云ふ道理があるべきや、左樣なる心配は全く無用ならずやと、蘇代對へて申すに、否さにあらず、愚臣請ふ一つの譬へを以て申上げん、昔し臣の故鄕なる周の上地に嘗て此の事あり、其の或る家の主人が宦遊とて卽ち他國へ游歷仕ること三年の久しきに及びて故鄕へ歸り申さざりしが、其の留守を承はり居る妻は或る昵み男を愛せり、其の愛する所の男は其の妻に語りて申すに、御身の主人が歸鄕致されなば奈何にすべきやと、其の妻が申すには、心配し給ふこと勿れ、私しは疾くに手廻はして毒酒を造りて、主

子車百乘、子以此爲寡人東游於齊、何如、對曰、足下以愛之故與、則何不與愛子與、諸舅叔父負牀之孫不得、而乃以與無能之臣、何也、王之論臣、何如人哉、今臣之所以事足下者、忠信也、恐以忠信之故、見罪於左右、王曰、安有爲人臣、盡其力、竭其能、而得罪者乎、對曰、臣請爲王譬、昔周之上地嘗有之、其丈夫宦三年不歸、其妻愛人、其所愛者曰、子之丈夫來、則且奈何乎、其妻曰、勿憂也、吾已爲藥酒而待

其來矣、已而其丈夫果來、於是因令其妾酌藥酒而進之、其妾知之、半道而立慮曰、吾以此飮吾主父、則殺吾主父、以此事告吾主父、則逐吾主母、與殺吾主父、逐吾主母者、寧佯躓而覆之、於是因佯僵而仆之、其妻曰、爲子之遠行來之故、爲美酒、今妾奉而仆之、其丈夫不知、縛其妾而笞之、故妾所以笞者、忠信也、今臣爲足下使於齊、恐忠信不諭於左右也、臣聞之曰、萬乘之主、不制於人臣、十乘之家、不制

望始め鬱郅に封ぜられ、後五世胡公薄姑に徙り、六世獻公臨淄に徙りしこと、呂氏春秋に見ゆ、〔楚不出疏章〕疏章は地名、未詳、地名考にも原注（鮑注）地缺とあり、〔臣亦之周負籠耳〕周は蘇代の故國なり、史記の蘇秦（代の兄）傳に蘇秦者洛陽人とあり、籠は竹器、「カゴ」と訓ず、正解に曰く負籠猶言荷蓧也、言耕稼也と、〔昔楚取章武〕鮑注に章武屬勃海と、程恩澤曰く、今爲天津府天津靜海二縣と、息軒曰、章武在勃海、非楚力所能及、楚在南、而又曰北面而朝、義皆可疑、楚恐當作趙と、今按ずるに、是の說用ふべきに似たり、〔秦取西山〕程恩澤曰く、帝王世紀、秦寧公葬西山大麓、故號秦陵山、括地志秦陵山在岐州陳倉縣西北三十七里、此秦地也、胡三省曰、自宜陽熊耳、東連嵩高、南至枹陽、皆韓之西山、此又一說、似較舊解爲勝、然亦不必專屬韓也と、〔毋去周室之上〕燕の祖先を召公奭と云ふ、周公旦と共に周の成王を輔けたる賢宰相なり、故に其の孫子世々其の祖業を繼ぎて、周の王廷を去る無からしめばとの意なり、周室は周の王室なり、周室之上とは朝廷宰相の位次を云ふ、〔諸侯不爲別駕〕別駕、高本に別馬に作る、正解に曰く、諸侯不爲改駕朝秦楚、而朝燕矣と、安井息軒曰く、別辨也、諸侯欲急朝之、不復暇辨別其馬矣と、前說に依れば、別に馬車の準備を改めて秦楚の如き他國に入朝せずして、仍燕に朝すべしと解し、後說は諸侯が燕へ入朝を急ぐ餘り、其の車を引く馬を辨別するに暇あらず、卽ち何馬を問はず其の間に合ふものに任すと解せり、又一本に別駕を別加馬に作る、〔先量其國之大小〕量は「ハカル」と訓ず、字書に稱輕重也、度多少也、度長短也とあり、本と「マス」のことにて、轉用して此れ程と云ふいつぱいの所をつもる義に用ふ、〔揆其兵之強弱〕揆は度なり、揆度と連用することあり、先きに或る一つの形があるに、それに合ふか合はぬか、此の方からはかりて見ること、〔矜戟砥劒〕矜は音「キン」、矛の柄なり、砥は音「シ」、「トイシ」と訓ず、鮑注に矜戟蓋爲矜施戟、砥柔石、所以礪也と、戟は「ホコ」、〔今夫烏獲擧千鈞〕烏獲は古への力士、重さ三十斤を一鈞と云ふ、〔罷於楚〕罷は疲と同じ、〔河間可取〕河間の解、已に秦策に見えたり、

燕王曰、善、吾請拜子爲上卿、奉

即ち依然として天朝の大宰相たらしめば、天下の諸侯は別段に馬車を用意して他の大國に入朝するまでも無く、皆共に燕を推して盟主と爲して入朝したるならん、然るに秦楚は進取を務めたるが故に諸侯を從はしめ、燕は退守を取りたるが故に諸侯は離れしなり、愚臣之を聞けり、善く事を爲す者は、先づ己が國の大か小かに就きて其の國力如何を積り量りて、又其の兵力の强弱を當て這めて探る事を爲すが故に、各、其の力相當に能く働きて、功績は成就すべくして名譽は立つ可きなり、之に反して事を爲す能はざる者は、先づ己が國の大小を量らず、又其兵力の强弱を揆らずして、妄りに事を爲すが故に、實際上齟齬を來し、功績は成就すべからず名譽は立つべからずして失敗に終るなり、現今大王には東方に向ひて齊國を伐たんとの思召しあり、此事祕密になし給へども愚臣は疾くに承知仕り居れりと、そこで燕王の申すには、子は一體何を以て拙者の祕密を知れるやと、蘇代對へて申すに、其れは大王の御態度に就きて推して承知仕れり、大王は戟に柄を付け劍を砥石に礪がれて東に向ひて歎息をなし給へる事あり、此れ戰爭に思召しあればこそ、此の如く兵器に意を注がせられ、敵は東方の齊なればこそ、此の如く東向して歎息し給へるなれと竊かに推測し奉りて、大王の東向して齊を伐たんとの思召しあらせらるゝを承知仕れり、さて愈、齊を御征伐の思召しあらば、乃ち只今が復と無き好機會と存ずるなり、今夫れ烏獲は天下無雙の力士にして、千鈞の重量物を手にて持ち擧ぐる怪力あれども取る年には敵し難く、行年八十歲の頽齡に至れば復昔年の氣力無く、他人の扶持を要する事なり、物事盛衰皆之に同じ、それ故に成程齊は一時嘗て强かりし國とはいへども、多年の戰爭にて西方には宋を伐つに勞し、南は楚との戰爭に疲れたれば、彼の烏獲が老衰せしと同樣にて弱りて居れば、此の機會に乘じて往きて攻むるときは、齊軍は擊ち敗るべく、而して河間方面の土地は占領するを得べしと、

【解義】〔王曰自憂不足乎〕安井息軒曰く、憂愁也、愁揫也、自揫斂其身者、不敢肆行、以脩其德也と、姑らく一說として錄す、〔秦不出殽塞〕殽山は秦の境、既に秦策に見ゆ、〔齊不出營丘〕營丘は、齊の始祖太公

強弱、故功不可成、而名不可立也、今王有東嚮伐齊之心、而愚臣知之、王曰、子何以知之、對曰、矜戟砥劍、登丘東嚮而歎、是以愚臣知之、今夫烏獲舉千鈞之重、而行年八十而求扶持、故齊雖強國也、西勞於宋、南罷於楚、則齊軍可敗而河間可取、

【大意】燕王の問ひに對へて自完と進取せざる事證を列擧し、國勢兵力の如何を計りて齊に向ひて進取の事を規畫すべきを說けることを述ぶ、

【通釋】燕王は蘇代の自修を輕視する論を聞き咎めて申しけるは、さても不思議なる哉、個人としては自ら己が身を憂へ、國君としては自ら其の國を憂ふるは至極の事に存ずるが、今卿の談に依れば、全體自ら憂ふてふものは尙不十分なるかと、蘇代對へて申すに、僅かに自ら憂ふる位を以て十分の事と爲さば、到底大成功は覺束なき事なり、若し然らば秦國は國境の殽塞を出でざるべく、齊國は營丘の地を出でざるべく、楚は疏章の地を出でざるべし、乃ち何れも其の國內に蟄居し、外へは踏み出すべき者にあらず、然るに事實は之に反して何れも皆雄飛侵略を試みつゝあり、夏の禹王、殷の湯王、周の武王の三王が相互に代りて王位に卽き、齊桓公を始め五人の霸者がその時代に因りて政事を改むることは、皆自憂卽ち自己の修斂のみにて滿足せずして、天下を救ひ安んぜんとの進取の行爲よりして然るなり、若し自憂卽ち自己の修斂のみにて滿足するならば、愚臣とても矢張り故鄉の周國に歸りて籠を背負うて農作致す計りなり、何すれぞ遠方より貴國に參りて大王の朝廷に御厄介になり申さんや、昔し楚國は進みて章武の地を取りたればこそ、天下の諸侯何れも北面して楚に入朝したるなれ、秦國は進みて西山を取りたればこそ、諸侯西面して秦に入朝したるなれ、獨り此の二國のみならず、曩きに大王の御國の燕をして、御先祖召公の御遺跡を繼ぎて周の天王の朝廷の位から退き去らず、

尾生高の如くならば高が他人を詐り欺かずと云ふに過ぎざるのみ、廉潔が鮑焦又は史鰌の如くならば、亦僅かに人の財物を盗竊せざるに過ぎざるのみ、此れ皆退嬰的の行爲なり、今愚臣は進取を爲す者なり、愚臣は以爲へらく、廉潔と申す者は此の身と與に上達せず、乃ち苟くも廉潔ならんには、此の身は世を退くより外なし、高義は此の生きると申す者と與に兩立せず、乃ち苟くも高義ならんには、早く生を捨つるより外なし、さらば仁と云ひ義と云ふ道德行爲は、自ら己を完全にする計りの方法にして、進取的活動には不向きなる者なり、故に愚臣の如き進取を志す者には大王の選擇と異なるが故に、御暇を乞ひて歸鄕の考へを起さゞるを得ざる次第なりと申したり、

【解義】「孝如曾參孝已」既に上文の人有レ惡二蘇秦一の章に解せり、「尾生高」同上、「廉如鮑焦史鰌」鮑焦は既に趙策の魯仲連の章に見えたり、史鰌は衞の大夫、字は子魚、靈公に事へて廉直を以て著はる、「周之上地」蘇代の故鄕洛陽は河の上流に在り、故に上地と云ふ、「非進取之術」進取の解、既に上文の人有レ惡二蘇秦一の章に見えたり、

王曰、自憂不レ足乎、對曰、以二自憂一爲レ足、則秦不レ出二殽塞一、齊不レ出二營丘一、楚不レ出二疏章一、三王代位、五伯改レ政、皆以レ不二自憂一故也、若自憂而足、則臣亦之レ周負レ籠耳、何爲煩二大王之廷一邪、昔者楚取二章武一、諸侯北面而朝、秦取二西山一、諸侯西面而朝、曩者使二燕毋レ去二周室之上一、則諸侯不レ爲二別駕一而朝矣、臣聞レ之、善爲レ事者、先量二其國之大小一、而揆二其兵之强弱一、故功可レ成、而名可レ立也、不レ能レ爲レ事者、不レ先量二其國之大小一、不レ揆二其兵之

下以爲足、則臣不事足下矣、臣且處無爲之事、歸耕乎周之上地、耕而食之、織而衣之、王曰、何故也、對曰、孝如曾參孝已、則不過養其親耳、信如尾生高、則不過不欺人耳、廉如鮑焦史鰌、則不過不竊人之財耳、今臣爲進取者也、臣以爲廉不與身俱達、義不與生俱立、仁義者、自完之道也、非進取之術也、

【大意】蘇代の燕王に說きて、齊國に游說する素地を作ることを述ぶ、而して此の節は先づ區々の道德忠信は退守的にして進取に益あらざるを論じ、以て燕王に己が材能の大いに用ふべきことを言ふ、按ずるに、此の說既に本策上文の人有惡蘇秦於燕王者の章に見ゆ、但文に少異同あるのみ、史記の蘇秦傳、亦前きの蘇秦の事のみを載せて蘇代に及ばず、蓋し記者傳聞の異よりして此の重複疑似の事を致しゝならん、國策此の類往々あり、既に前策に見えたり、

【通釋】蘇代、燕の昭王に說きて曰く、只今此處に一人ありと假定致さん、其の人物たるや、親に孝なるとは昔しの曾參、孝已の如く、信實にして正直なるとは尾生高の如く、廉潔なることは鮑焦、史鰌の如し、以上三人の行ひを一人にして兼ね持ち、それで大王に事へ奉らば何如と申されたる處、昭王の申さるゝには、左樣ならんには至極結構なることにして滿足の至りなりと、蘇代對へて申すには、大王其れを以て滿足の至りと思召さば、愚臣は最早大王に事へ奉るに及ばず、愚臣將に御暇を戴きて何事をも爲さゞる閑地に引退し、歸鄕して故鄕周國の上地に農耕を仕り、自ら耕して其の穀物を食ひ自ら織りて衣服を衣るやうに仕らんと、昭王問ひて申すに、其れは何故ぞやと、蘇代對へて申すに、今假りに其の人物の孝なること曾參、孝已の如くならば、精々の働きが何かと申さば、唯其の兩親を大切に養ふに過ぎざるのみ、信義が

り、共に「コノ」と訓ず、上は「コレ」と訓じ、下は「コノ」と訓ずるも可なり、公羊傳の定四年に則若時可矣とあるを、穀梁傳には則若此時可矣に作る、又此若に作る、管子の山國軌篇に此若言何謂也とあり、墨子の尚賢篇に此若言之謂也とあり、節葬篇に以二此若三聖王者一觀レ之とあるが如き、卽是れなり、本文の此若言の三字は、史記に此苦言に作る、此れ後世の譌訛なり、宜しく本文の若此に據りて苦を若に訂すべし、尙詳かなることは王引之の經傳釋詞に見えたり、

燕昭王善二其書一曰、先人嘗有レ德二蘇氏一、子之之亂、而蘇氏去レ燕、燕欲レ報二仇於齊一、非二蘇氏一莫レ可、乃召二蘇氏一、復善待レ之、與謀レ伐レ齊、竟破レ齊、閔王出走、

【大意】燕王の蘇代の書を觀て之を嘉納し、蘇代を燕に召還し、與に謀りて齊を伐つ事を敍し、上書の效果を說き、以て收束と爲す、

【通釋】蘇代の書は上述の如くなるが、さて燕の昭王は其の書を觀て之を善しとして曰く、我が先人は嘗て蘇氏一門に恩德を加へたることありき、然るに子之の騷亂ありて蘇氏は燕を去れり、今や燕が齊に復讐せんとするには、蘇氏なくてはかなふべからずと、是に於て復蘇代を燕に招き寄せて手厚く待遇をなし、相談役として與に齊を伐たんことを謀り、其の結果戰ひて齊を破り、齊の閔王は齊の首都臨淄を出奔して、燕は大捷利を獲たり、

【解義】「先人嘗有德蘇氏」先人は昭王の先々代の文公を謂ふ、蘇秦の初めて合縱を策するや、燕の文公に說き、文公之に車馬金帛を齎らして趙に至らしめし事、本策の上文に見えたり、「子之之亂」本策の燕王噲既立の章に見えたり、

○蘇代謂二燕昭王一曰、今有レ人二于此一、孝如二曾參孝己一、信如二尾生高一、廉如二鮑焦史鰌一、兼二此三行一以事レ王奚如、王曰、如レ是足矣、對曰、足

用す、既に屢々前策に見えたり、此の處の「然而王何不」の語は下段の「然則王何不務使智士」云々と辭氣相對し、一は詳述を用ひ、一は略述を用ふ、正解に何不の二字を疑ひて衍と爲せるは非なり、布衣之人とは責任ある高位に居らざる士を謂ふ、乃ち事を祕密的に爲すが故に顯達の人を用ひず、他の耳目を避けんが爲めなり、「今涇陽君若高陽君」涇陽、高陽、共に秦王の弟、既に秦策に見えたり、「秦爲西帝」秦は西方にあり、故に西帝と爲るなり、下の中帝、北帝、亦以て類推すべし、「猶棄敝躧」敝は弊と同じ、「ヤブル」と訓ず、躧は音「シ」、蹝と同じ、草履なり、「智者不爲也」愚者にして始めて爲すものなることを言ふ、穆文熙曰く、爲秦畫策、令與燕趙相信、因而驅使韓魏以攻齊、所謂窮齊也と、

秦王聞若説也、必如刺心、然則王何不務使智士以若此言説秦、秦伐齊必矣、夫取秦上交也、伐齊正利也、尊上交、務正利、聖王之事也、

【大意】蘇代既に上節に於て燕王に代りて秦王に説かしむる窮齊の策を陳じ、此に至りて其の説の秦王に達したる時の事を假想して、燕王に之を行はんことを力説するを述ぶ、

【通釋】右の如く秦王に説かしめたる時は、秦王は此の説を聞かれたならば必ず其の心に深き刺戟を與ふるを、宛かも錐か刀かを以て心胸を突き刺すが如く痛烈に感ずるならん、さらば大王（燕王）は何ぜに務めて智辯の士をして此の説を以て秦王に説かしめ給はざるや、誠に此の説を以て秦王に説かば、秦の齊を伐たんことは愚臣屹度保證仕らん、夫れ秦を我が味方に取入るゝことは外交として上等の交際なり、齊を伐つことは間違ひなき眞正の利益なり、上等の交際を尊重して眞正の利益を務め營むことは聖き王者の事なり、大王何ぜに之を爲し給はざるやと、

【解義】「秦王聞若説」若は此と同じ、「コノ」と訓ず、墨子の節葬篇に法若言、行若道とあり、本書の齊策に聞若言、莫不揮泣奮臂而欲戰とあるが如き皆同じ、「以若此言説秦」若此は同義を連言するな

意を表して王族抔を來らしめざるに先だち、此の方よりして彼の國へ赴かれ、若し秦國に條約變改の事あらば、此の御方を其の儘に留め置きて質子と爲さしむる樣に御仕向けなさらば、彼の燕趙兩國は必ず秦國を信用致すならん、斯くして各〻其の地方によりて秦は西方の帝となり、趙は中央の帝となり、燕は北方の帝となり、此の三王が立ちて三帝となりて各諸侯に號令をなさん、乃ち韓魏二國がその命令を聽かずんば秦國之を伐つべし、齊が聽かずんば燕趙之を伐つべし、右の如くせば、天下の諸侯孰れか敢て我が三國の命令を聽かざらんや、天下の諸侯服從して命を聽かば、因りて韓魏を驅使して齊を攻め、齊に照會して申さんに、必ず貴國が曾て占領せる宋の地を返すべし、又侵略したる楚の淮北の地を歸すべしと申さるべし、元來齊國が强大になるは燕趙は隣國として喜ばざる所なれば、今此の宋の地を反し、楚の淮北を歸すと申す事は燕趙の共に同じく利益とする所なり、又大國雄邦の隣國と肩を竝べ立ちて三帝となるとは燕趙の名譽とする所なるが故に、兩國共に同じく願ひ望める所なり、夫れ實際上は己が利益とする所を得、名譽上は願望する所を得ることならば、燕趙が從來相好せる齊國を見棄つることは猶敝れたる草履を脫ぎ棄つるが如く、何等の未練惜し氣もなかるべし、乃ち燕趙をして齊に背き秦に與せしむることは實に造作なきことなり、今や大王が燕趙を收めて御味方と爲さらずんば、齊國は次第に手を伸ばして其の霸業必ず成るに疑ひなし、天下の諸侯が皆共に齊を推戴するに大王獨り之に從ひ給はずんば、是れ秦國は天下の總相手と爲りて伐たるゝなり、天下の諸侯が共に推戴するからとて大王甘んじて之に從ひ給はゞ、是れ天下第一等强大なる秦國でありながら比較的小國の齊に從ふが故に、大王の名譽は卑まるゝなり、大王燕趙を味方に收め給はずんば、右の如く名譽は卑まれて國家は危かるべし、大王燕趙を味方に收め給へば、名譽は尊くして國家は寧かるべし、夫れ尊寧の得策を去りて卑危の不得策に就くことは苟くも智慮ある者は爲さず、故に此の判別は大王の篤と御熟慮あらんことを願ひ奉ると、以上の如く秦王に辯士を使ひて申さしむべし、

【解義】「然而王何不云々」而の字は則の字と同義通

帝、趙爲中帝、燕爲北帝、立爲三帝、而以令諸侯、韓魏不聽、則秦伐之、齊不聽、則燕趙伐之、天下孰敢不聽、天下服聽、因驅韓魏以攻齊曰、必反宋地、歸楚之淮北、夫反宋地、而歸楚之淮北、燕趙之所同利也、竝立三帝、燕趙之所同願也、夫實得所利、名得所願、則燕趙之棄齊也、猶釋敝躧、今王之不收燕趙、則齊霸必成矣、諸侯戴齊、而王獨弗從、也是國伐也、諸侯戴齊、而王從之是名卑也、王不收燕趙、名卑而國危、王收燕趙、名尊而國寧、夫去尊寧而就卑危、智者不爲也、

【大意】燕の秦趙と合同して共に趙を伐つべき策を說くを述ぶ、

【通釋】然らば大王は何ぜに布衣卽ち無官の辯士をして陰かに秦に往かしめて、齊國を苦しめ窮せしむる說を以て秦に說かしめ給はざるや、試みに秦王に說きて斯く云はしむべし、彼の燕趙兩國が宋を破り、滅して齊國を肥し大いにし、又齊王を尊びて己れは齊國の下位に甘んずる者は、彼の燕趙に於て之を利益と爲して然るには非ず、既に其れを利益として然るに非ざるに管せず、勢に於て之を爲す者は何ぞや、と尋ね申さんには、實は秦王卽ち畏れながら大王を御信じ申さぬより起れるなり、就きては如今大王は何ぜに彼れ燕趙が信用すべき重き位置にある人を御使用ありて、彼の燕王に近接せしめて御味方に收め給はざるや、さて其の手段は如何にせば可なるかと申さば、日下大王の御弟なる涇陽君若くは高陽君の兩王子の中に於かせられて先方の燕趙より秦國に敬

て自ら許し少くも天下各國に對して對等國以上の權威を振ひ居りしに、今俄かに擯斥せられて齊の下位に就くことゝならば、其の怨み骨髓に徹すべければ、秦王の志は假りにも齊を苦め窮せしむる手段さへあらば、場合によりては自分の領せる一つの大都邑を犧牲としても必ず其の功績を成し遂ぐることを辭せざるべし、乃ち寧ろ一大都邑を諸侯に分讓しても齊を苦しめ窮せしむることならば決して厭はざらん、

【解義】〔齊人紫敗素也〕素は白繒なり、「シラギヌ」と訓ず、正解に曰く、韓子云、齊桓公好服紫、一國盡服紫、當時十素不得一紫と、穆文熙曰く、取敗素以爲紫、而價反十倍、正轉敗爲功意と、〔而賈十倍〕賈は價と同じ、〔越王句踐〕事既に前策に疊見す、〔盡焚天下之秦符〕秦符は秦國と交通の符なり、史記には「天下之」の三字無し、〔使使盟於周室〕周室は周の王室なり、周は當時衰へたれども猶天子の名義を有す、故に諸侯を會合して盟を爲すこと此の如きを謂ふ、鮑注に背秦而從（合縱）、使齊主盟と、乃ち齊をして霸者の事を實行せしむるなり、〔其次長賓之〕賓は擯と同じ、黜くること、之の字、史記は無し、賓の字、下句の秦に屬し、賓秦に作る、〔秦秦挾賓客以待破〕上の秦の字は誤衍、削るべし、正解に挾帶也、挾賓猶言被賓也と、安井息軒曰く、言諸侯盡擯秦、秦將挾賓客以待破耳と、此の説に依れば、賓客を召し抱へながら復何等の用ふべき地無く、坐して破滅を待つ外なきを謂ふ、〔秦五世以結諸侯〕五世は恐らく四世の誤、四世は孝公、惠文、武王、昭王の四王を謂ふ、

然而王何不使布衣之人、以窮齊之說說秦、謂秦王曰、燕趙破宋、肥齊尊齊、而爲之下者、燕趙非利之也、弗利而勢爲之者、何也、以不信秦王也、今王何不使可以信者、接收燕趙、今涇陽君若高陽君、先於燕趙、秦有變、因以爲質、則燕趙信秦矣、秦爲西

皆轉禍而爲福、因敗而爲功者也、今王若欲轉禍而爲福、因敗而爲功乎、則莫如遙霸齊而厚尊之、使使盟於周室、盡焚天下之秦符、約曰夫上計破秦、其次長賓之、秦挾賓客以待破、秦王必患之、秦五世以結諸侯、今爲齊下、秦王之志、苟得窮齊、不憚以一國都爲功、

【大意】齊紫の喩へ及び越王の故事を援きて、智者の禍を轉じて福と爲すことを說き、燕王に勸むるに益〻齊を陽尊して秦王の心を刺戟し、因りて共に齊を伐つべきを以てする事を述ぶ、

【通釋】然しながら愚臣聞けることあり、智ある者が仕事を致するは、已れに向き來る禍を甘く逆用して反りて福とし、又敗れを巧に倒用して反りて功を成す者なりと、其の例を申さば、齊國の人が造り出せる紫染めの服は天下の名產なるが、元は廢物利用にて、敗れたる素絹を染めて色を着けたる者なり、而かも其れが原料十倍の高價なる物となり申せり、此れ乃ち巧に敗れを倒用して功を成せる例なり、又昔し越王勾踐は吳王夫差に敗られて會稽山に立籠りたるが、後には吳を殘ひ滅して天下に霸者となれり、此れ皆前に申せし禍を逆用して福と爲し、敗を倒用して功と爲す者なり、方今大王に於かせられて若し禍を逆用して福と爲し、敗を利用して功となさんと欲し給はゞ、從前より齊に厚く事ふる行掛を利用して、遙に遠方よりして齊王を霸者と崇めて益〻厚く齊を尊敬し、齊王に勸告被成て使者を周の王室に遣はされて同盟を結び、天下各國が秦と交通の時用ふる契符を火中に投け焚き、斷乎として秦に抗敵する意志を示し、各國皆共に約束を結びて夫れ最上の計略は秦を破り、次計は長く何時迄も秦を諸侯の仲間より擯斥すべしと云はしむるに如かず、秦國は今より五代以前の王以來天下の諸侯に交りを結びて、雄國を以

大王足下が齊に事ふるは其の爲され方を誤り給へり、夫れ燕自國の人民は勞疲して財費え、その上に一尺一寸も取り立て言ふ程の功績なく、宋を破り滅し讎敵なる齊を肥して、之が爲に燕國の子子孫孫に至るまで其の禍害を負擔することなり、さて大王足下よ、今や故の宋國を以て之を淮北の地に加へ足すときは、立派なる强き萬乘の大國なり、而して齊が之を兼幷所有する時は、是れ從前の齊國に又一つの齊國を加へ益せる割合ひなり、北方の夷狄は四方七百里の土地あり、其の上に魯衞の二國を增加せば、矢張り立派なる彊き萬乘の大國なり、而して齊は宋を亡ぼし、又兼併せる機に乘じて之を幷有するときは、是れ又一つの齊國を以て從前の齊國に增益する割合ひなり、夫れ從前の一つの齊國すら、而かも燕國は其れすらも支ふる能はざりしなり、然るに今や乃ち從前より三倍せる齊國を以て弱き燕國に見下しながら仕掛けて來るときは、爭でか敵し得べきや、其の禍ひは必ず非常に大なるべきなり、

【解義】〔蘇代乃遺燕昭王書〕遺は人を遣はして贈るなり、史記の蘇秦傳に依るに、此の時蘇代、魏より宋に之く、宋善く之を待す、故に蘇代此の書を燕に贈るなり、陳仁錫曰く、此書蓋齊已滅宋取淮北之後、故勸燕尊齊以擯秦、而說秦以伐齊、非將伐宋時事也と、〔夫列在萬乘〕列は位なり、〔而寄質於齊〕質は質子なり、正解に燕前有一子質於齊、見上と云へり、〔足下以宋加淮北〕正解に足下二字恐衍と云へり、史記に足下の二字を夫の一字に作る、今按ずるに、足下の下にて小逗して讀むべし、言を更め燕王を呼びて警醒する辭、〔北夷方七百里〕北夷は北方の夷狄なり、鮑注に曰く、齊之北國と、吳師道曰く、索隱云、北夷謂山戎北狄附齊者、正義云、齊桓公伐山戎と、王念孫曰く、北當作九と、九夷の說既に前策に見えたり、

雖然、臣聞智者之擧事也、轉禍而爲福、因敗而成功者也、齊人紫、敗素也、而賈十倍、越王句踐棲於會稽、而後殘吳霸天下、此

以除害、取信於齊也、而齊未加信於足下、而忌燕也愈甚矣、然則足下之事齊也、失所爲矣、夫民勞而實費、又無尺寸之功、破宋肥讎、而世負其禍矣、足下以宋加淮北、强萬乘之國也、而齊幷之、是益一齊也、北夷方七百里、加之以魯衞、此所謂强萬乘之國也、而齊幷之、是益二齊也、夫一齊之强、而燕猶不能支也、今乃以三齊臨燕、其禍必大矣、

【大意】蘇代の燕王に說きて、燕の讐敵なる齊に、事ふるは甚だ不得策なれば方針を一轉し、陽に齊を尊びて秦と抵抗せしめ、秦王の齊の驕れるを怒れる心に因りて之と結託し、共に齊を伐つの得策なるに如かざるを以てする事を述ぶ、

【通釋】齊は宋を伐ちて宋が危急に及びたる時、蘇代は宋に居りしが乃ち燕の昭王に一書を贈りて申しけるは、夫れ大王の列位は齊と共に萬乘の大國にて在りながら、宛かも小國の大國に事ふるが如くに質子を齊に寄託し給へるは、名義卑屈にして權力は輕弱なるを感ずるなり、齊國を崇め奉げ之を助けて宋を攻め給へるは、燕國の人民勞疲して資力亦費ゆること少からず、齊の爲に宋を破り、楚の領土なる淮北を殘ひて齊國を肥し大いにするときは、燕と齊とは元來兩立せざる讎敵なるに、讎敵は益〻强くなりて燕の國は益〻弱くなるなり、然らば此の三者は何れも皆燕國の大失敗なり、而かも大王足下は此の大失敗なるべき事を行ひ給ひ、將にそれに因りて障害を除き去りて信用を齊國より取らんと欲し給へるも、齊は未だ其れが爲に信用を大王に加へ增さずして、而かも齊は兼ねて心に掛れる宋國を亡ぼして其の害を除きたれば、最早大王に援助を仰ぐ用事なきを以て、燕國を忌み嫌ふことは愈〻甚しかるべし、さらば

强而强之、乃可折也、因其廣而廣之、乃可缺也、

【大意】　齊王の蘇代に聽きて宋を亡ぼし、燕王の其の疲弊に乘じて齊を挫きて其の名を成せることを述ぶ、乃ち首段の客の燕王に說きし所と相應じて收結を爲せり、

【通釋】　齊王は蘇代の說を嘉納して云ふやう、至極の事なりと、遂に軍兵を興して宋を伐ち、三度はかりて宋の兵を覆ひ擊ちて之を破り、宋は遂に亡ぼされたり、燕王は齊が宋に捷ちたることを聞き、絕交を齊に申し送り、天下の聯合軍を率ゐつれて齊を伐ち、大戰爭が一たび小戰爭が再びにて遂に齊國を鈍らし挫きて己が名譽を成し遂げたり、記者之に就きて申すには古語に申しけるに、先方が强ければ亦此の方も其の覺悟し掛りて、先づ彼れの强きを利用して益々煽動して强からしめば、彼れは圖に乘りて强がる故に終に疲れ切れば、乃ちそこで其の機に乘じて之を挫き折りて弱くならしむべし、又彼れが領土の廣きを恃みて暴慢無禮なれば、亦此の方よりも先づ之を流石に大國であると云ふやうに煽動して、益々侵略を逞しくし廣くならしむれば、竟には極點に達せる反動として之を缺き損ずることを得べしと云へるが、さて此の度燕國が齊に對する計略は即ち是れなりと、

【解義】　〔三覆宋〕覆は敗なり、又伏兵を覆と云ふ、左傳の隱九年に君爲三覆以待之とあり、〔故曰因其强云々〕故曰とは古語を援きて云へる辭、以下記者の言なり、因は孟子に爲高必因丘陵、爲卑必因川澤の因にして、乃ち其の己に有る者を巧みに利用するを云ふ、

○齊伐宋、宋急、蘇代乃遺燕昭王書曰、夫列在萬乘、而寄質於齊、名卑而權輕、奉齊助之伐宋、民勞而實費、破宋殘楚淮北、肥大齊、讎强而國弱也、此三者、皆國之大敗也、而足下行之、將欲

抜き去り、不義なる國を攻め滅すが王者の取るべき道なりと、只今宋の王は甚だ暴亂無道不義の君にして、上を仰ぎて天を弓箭にて射、下に俯しては地を笞を以て撃ちて天地の神祇を侮辱し、天下諸侯の像を金屬にて鑄造し、門内の屛若くは匽即ち便所の側に侍立せしめ、自分の臂を伸ばして像の鼻を突彈きて侮辱を與へり、此れ天下に隱れ無き無道不義なる者なり、而るに大王之を征伐し給はずんば、乃ち前に申上げたる王者の取るべき道に違ひ居れば、王者たる名譽は終に成し遂げられぬ御事とならん、其の上に彼の宋國は中央至便の國にて、地質膏腴なる土地なれば、隨ひて附近隣國の人民が各方より來りて雜居せる場處なり、さらば只今利益上より打算致しても、大王に於かせられて發展の見込なき百里の廣き土地を燕國より得給はんよりは、寧ろ僅か十里の地を宋國より得給ふに如かず、而して只今宋を征伐し給はば、彼の無道不義を罰し給ふ事なれば、名分は義理に叶ひ、事實は利益を得る譯なり、然るに大王は何せに之を征伐することを爲し給はざるかと、

【解義】〔臣聞當世之擧王〕云々」吳注に擧字因下誤衍とあり、正解亦之に從へり、關脩長曰く、擧王謂擧行王道と、今按ずるに、「當世之擧」を句絶とす、王の字、下句に屬すべし、擧は猶業と云ふが如し、〔今宋王射天笞地〕史記の宋世家に依るに、宋王偃盛血以韋囊、縣而射之、命曰射天とあり、〔鑄諸侯之象〕象は像と同じ、明の李攀龍嘗て擬秦昭王使人於齊湣王の文を作り、此の事を敍述せり、滄溟文選に出づ、史記評林の附註に亦之を引けり、後世の想像あれども頗る當時の情態を悉す、宜しく參考すべし、〔使侍屛匽〕屛は樹なり、門堂の間にある遮蔽物なり、匽は厠なり、「カハヤ」と訓ず、安井息軒曰く、屛謂之樹、門屛之間謂之宁、人君所宁立以待客也、宋王欲示威於客、故亦置諸侯象於此也、匽厠也と、

齊王曰、善、遂興兵以伐宋、三覆宋、宋遂擧、燕王聞之、絕交於齊、率天下之兵以伐齊、大戰一、小戰再、頓齊國、成其名、故曰、因其

迫に計畫する餘裕なし、試に寡人に五年間の猶豫を與ふるときは、寡人は必ず其の志を遂げ果することを得べしと、蘇代の申すには、五年は愚か大王に十年の猶豫を御與へ申上げん、卽ち向後十年間は何等の御心懸り無きやう仕るべければ、何卒御奮發を願ひ奉るなりと申されたれば、燕王は悅ばれて蘇代に車五十乘を提供して、南方楚に使ひせしめて約束を爲さしめたりと、

【解義】〔客謂燕王〕客は游說の客を謂ふ、此れ下文の蘇代を指すとの說あれども、別人として解するも可なり、〔猶鞭筴〕筴は策と同じ、下文には策に作る、「ムチ」と訓ず、正解に曰く、言下御二諸國一猶上レ馬也と、〔頓齊兵〕頓は鈍と同義、「ニブラス」と訓ず、疲らし弱むること、〔假寡人五年〕假は假し予ふること、闕君長曰く、謂レ使レ無二諸侯之憂一と、

謂二齊王一曰、齊南破レ楚、西屈レ秦、用二韓魏之兵、燕趙之衆、猶二鞭策一也、臣聞當世之擧、王必誅レ暴正レ亂、擧二無道一、攻二不義一、今宋王射レ天笞レ地、鑄二諸侯之象一、使レ侍二屛匽一、展二其臂一、彈二其鼻一、此天下之無道不義、而王不レ伐、王名終不レ成、且夫宋中國膏腴之地、隣民之所レ處也、與二其得二百里於燕一、不レ如レ得二十里於宋一、伐レ之、名則義、實則利、王何爲弗レ爲、

【大意】蘇代が齊王に宋を伐つを勸むる事を述ぶ、

【通釋】是に於て蘇代は齊に赴き、齊王に說きて申しけるは、齊の御國は南に向ひ楚を打破り、西は秦を屈服致させ、中央なる韓魏の兵、北西なる燕趙の師衆を自由に使用せらるゝは、宛かも鞭策で馬を撻つが如くなりき、さて愚臣聞きつるに、當世の仕事よりして云へば、天下に王たらん者は、必ず暴虐なる君を誅戮し、禍亂を治め正し、無道なる奴原を根柢より引き

ちて河間の地を收めしむ、(河間は趙に近し、故に趙をして之を取らしむ)而して身ら燕師を帥ゐ、長驅して北ぐるを逐ひ、深く齊都臨淄に入り、寶物祭器を取りて之を燕に輸す、燕王親ら濟上に至り軍を勞し、賞を行ひ士を饗し、樂毅を封じて昌國君と爲し、遂に留りて齊城の未だ下らざる者を徇へしむ、本文の「與二秦楚三晉一合レ謀」及び「燕兵獨追レ北」の句、之に據りて了解すべし、莒は王孫賈が湣王の子法章を擁して據る所、卽墨は、其の大夫の戰死後、田單が推されて將となりて據る所なり、倶に史記の田單傳に見ゆ、

○客謂燕王曰、齊南破楚、西屈秦、用韓魏之兵、燕趙之衆、猶鞭策也、使齊北面伐燕、卽雖五燕弗能當、王何不陰出使、散游士、頓齊兵、敝其衆、使世世無患、燕王曰、假寡人五年、寡人得其志矣、蘇子曰、請假王十年、燕王說、奉蘇子車五十乘、南使於齊、

【大意】 燕王が蘇代の策を用ひて、敵國の齊を煽動して戰爭に力めしめ、天下諸國の齊の强暴を恐れ惡めるに乘じて聯合軍を興し、遂に齊國を敗る事を述ぶ、

【通釋】 或る策士ありて燕王に說きて申しけるには、齊國は元來貴國と兩立せざる讎敵なるが、近頃南に向ひては楚を擊破り、西に於ては秦を屈服せしめたり、而して中央の地にては韓魏の兵隊、西北にては燕趙の師衆を使用することは、宛かも鞭策を奮ひて馬を撻つが如く、己が自由に爲せり、さらば此の强齊をして北向して燕を伐たしめば、一箇の燕國は申すまでも無く、縱ひ五箇の燕國と雖も敵對すべからず、就きては大王には何せに陰密に使者を諸國に派出し、游說の辯士を夫れ〲に手分けして諸侯に說かしめ、胥共に齊の鋒を鈍らし、其の師衆を疲らして、向後世々再び燕を侵伐する患へ無からしめざるや、と、燕王曰く、如何にも尤もなる事であるが、何分急

千里を遠しとせんや、爭ひて燕國に參るべしと、是に於て昭王は郭隗の爲に別に居宅を新築して之に師事したれば、之を聞きて果して樂毅は魏より、鄒衍は齊より、劇辛は趙より參り、天下の名士爭ひて燕國に輻湊せり、そこで昭王は戰死せし者をば懇ろに弔ひ生存し居る者をば見舞ひ恤み、百姓と其の苦樂を共にし拮据治を圖ること二十八年間にして、燕國大に殷盛富豐と相成り、國力充實し、士卒皆休養十分に足りて樂佚し、戰鬪を輕んじ士氣甚だ旺盛なれば、是に於て遂に樂毅を以て上將軍の總大將と致し、秦楚三晉と謀を合せて共に齊を伐ちたるに、齊兵大に敗れ、閔王は遂に國都を脫れて外に走出す、因りて燕兵は單獨に其の北ぐるを追擊して深く臨淄に至り、盡く齊國の寶物を取り、其の宮室宗廟を燒き拂ひ、齊國は概ね其の手に歸し、城の下らざる者は、只獨り莒と卽墨とのみなりき、

【解義】〔古之君人〕君人は人に君たる者、卽ち人君なり、一說に云く、君人恐倒と、〔涓人〕鮑注に云く、謁者也と、呉師道曰く、楚世家涓人見二國語一、韋昭云、今之中涓、漢書顏注、中涓官名、居レ中而涓潔也、如淳云、主下通二書謁一出入命上也と、今按ずるに、既に前策に見ゆ、〔買其骨〕骨、諸本に首に作る、〔爲能市馬〕市は「カフ」と訓ず、買なり、〔士爭湊燕〕湊は輻湊の湊にて、「アツマル」と訓ず、〔同其甘苦〕甘苦は猶苦樂に同じ、〔燕國殷富〕殷は盛なり、「サカンナリ」と訓ず、〔士卒樂佚輕戰〕佚は安逸不レ勞也とありて、體を勞せず遊び居る事なり、所謂大に用ひんと欲する者は、先づ大に之を養ふなり、輕戰は戰鬪を苦にせず、恐れざることなり、〔遂以樂毅爲上將軍至唯獨莒卽墨〕本書竝に史記、通鑑等に據れば、周赧王三十一年、昭王、積年の苦心によりて國力充實し、軍備も整頓したれば、乃ち樂毅と齊を伐つを謀り、其の策を用ひて、趙及び楚魏等の國を約して共に齊を伐たしめ、更に趙をして秦を誘はしめ、燕王悉く兵を起し、樂毅を以て上將軍と爲し、秦の尉官斯離、師を帥ゐ、三晉の師と之に會し、趙王は相國の印を以て樂毅に授け、樂毅、秦魏韓趙の兵に竝び將として、齊王と濟西に戰ひ、大に齊の師を敗る、樂毅乃ち秦韓の師を還し、〔秦韓、齊に遠し、故に之を還す〕魏の師を分ちて宋の地を略せしめ、〔魏、宋に近し、故に之を略せしむ〕又趙の師を部

其甘苦、二十八年、燕國殷富、士卒樂佚輕戰、於是遂以樂毅爲上將軍、與秦楚三晉合謀以伐齊、齊兵敗、閔王出走於外、燕兵獨追北、入至臨淄、盡取齊寶、燒其宮室宗廟、齊城之不下者、唯獨莒卽墨、

【通釋】昭王の申すに、謹みて教へを奉じ、早速實行致すべし、然し何人が師事すべき人物にて、之を師とし朝して宜きや、知るに由なし、將に誰に朝して可なるかと、郭隗先生曰く、臣承はるに、古の或る主君が千金を以て、一日千里を行く名馬を求めたる者あり、三年の間處々を求めたれども、得る能はざりしに、其の涓人の官を勤め居る者が其の君に申上げて曰く、請ふ私が馬を搜索して參らんと、因りて主君は金を涓人に與へて之を求めに遣はしたるに、凡そ三ケ月程を費してやうやく千里の馬を搜し當て、之を買入れんとして居る内に其の馬が死にたるにより、止むを得ず其の死したる馬の骨を五百金にて買求めて國に反り、其の事を委細主君に申上げたるに、主君大に怒りて申すに、我が汝に命じて求めし所は生きたる馬のことなるに、何しに此の樣なる死馬などを買求めて五百金を只捐てたるかと、涓人對へて曰く、死馬をすら猶且つ之を五百金に買求むれば、況んや生きたる馬は猶更高價に買ふは當然のことなれば、此の事を傳へ聞きて、天下の人は必ず王を以て能く馬を高價に御買上げ爲さるゝものとして、爭ひて駿馬を牽き連れて參るに相違なければ、先づ暫く御待ち遊ばさるべし、駿馬は必ず今に參らんと、是に於て果して涓人の言の如く、それより一年も立たぬ内に千里の馬の至る者三匹ありきと、今王も若し誠に天下の士を燕國に御招致遊ばされんと思召さば、先づ御手近なる是の郭隗より御始めなさるべし、是の郭隗の如き、取るに足らぬ者すら王の御尊敬を受くることなれば、況んや隗よりも優れる賢者は必ず別して御尊敬あらせらるゝことゝ信じて、天下の賢才は豈に

見王爲好勢、王趨見斗爲好士之趨同、此謂以敵禮相敬也と、嘿は默と同じ、賢者に物を問ひて、其の敎へを默聽するなり、〔人趨己趨則若己者至〕己趨の二字、鮑本なし、有るを可とす、〔馮几據杖至廝役之人至矣〕几は「オシマヅキ」と訓ず、馮は「ヨル」と訓ず、もたれよることなり、眄は音「ベン」、「カヘリミル」と訓ず、厮は音「シ」、玉篇に使也、賤也と集韻に析薪養馬者とあり、雜役に服する賤者をいふ、〔若恣睢奮擊至徒隸之人至〕睢は音「スヰ」、恣睢は鮑注に仰目とあり、呉注には暴戾也、後漢荀彧傳註、暴怒貌と云へり、呴藉は呉注に當跑藉、見韓策、釋爲跳躍此謂跳躍蹈藉也とあり、乃ち飛びはね蹈み占めること、叱咄はしかりつくること、〔此古服道致士之法也〕鮑注に云く、服事也、事有道者と、今按ずるに服は服膺の服なり、服道とは道を尊び行ふを謂ふ、

昭王曰、寡人將誰朝而可、郭隗先生曰、臣聞古之君人、有以千金求千里馬者、三年不能得、涓人言於君曰、請求之、君遣之、三月得千里馬、馬已死、買其骨五百金、反以報君、君大怒曰、所求者生馬、安事死馬、而捐五百金、涓人對曰、死馬且買之五百金、況生馬乎、天下必以王爲能市馬、馬今至矣、於是不能朞年、千里之馬至者三、今王誠欲致士、先從隗始、隗且見事、況賢於隗者乎、豈遠千里哉、於是昭王爲隗築宮而師之、樂毅自魏往、鄒衍自齊往、劇辛自趙往、士爭湊燕、燕王弔死問生、與百姓同

我れより優る所の識德卓越する者を師と崇めて之と共に處り、王者は我が相談相手になる賢人を友人として之と處り、霸者は能ある者を臣下として之と處り、亡國の君は我れに優る賢人を忌み、只我れに從ひ我が使役のまゝに動く人間を好みて、之と共に處るなり、故に能く弟子の禮を執り、指を屈して之に師事し、北面して敎へを受けなば、則ち己れに百倍も優る師傅の才德の者が至り、其の人に先ちて趨り、其の人に後れて休息し、先づ物を問ひて後に默して其の敎へを聽く樣にせば、己れに十倍する才德の友人が至り、又先方の人が我れに對し趨りて敬意を表すれば、我れも之に應じて趨りて答禮し、對等の禮を以て之を遇せば、我れと同等なる我が臣下たるべき人物が至り、若し又几に憑りかゝり或は杖に據りもたれて、顧りみ指圖するやうならば、廝役の下郎輩が至り、若し勝手氣まゝに我儘に怒りたり擊ちたり叱り飛ばす樣なる行ひをなせば、徒隷の奴僕の如きもの至らん、此の如く賢材優れたる人物を得るも得ざるも、皆此の仕立方一つに在ることにて、以上述べたる所は、卽ち此れ古への道德ある者に服事し、賢才ある士を致し招くの法なり、大王誠に博く御國中の賢德優れたるものを御選びになりて、而して其の賢者の門下に朝し、之を師として御尊敬にならば、天下の者、王が御自分の臣下にすら尊き御身を卑しくして之を尊敬し給ふことを聞き、天下の士は必ず爭ひて燕國に趨り參るべしと、

【解義】〔齊因孤國之亂〕孤は猶寡人といふが如し、諸侯自稱の辭なり、既に秦策に出づ、孤國は昭王自ら燕國をいふ、〔以國報讐者奈何〕國は燕國なり、〔帝者與師處至與役處〕處は居なり、師は、我れよりも尊く、友は我れと同等、臣は我れよりも卑しく、役は奴僕下郎の最下等の人間をいふ、亡國の下に主の字を加へて見るべし、〔詘指而事之至百己者至〕詘は屈なり、鈴木注曰く、說苑、隗曰、北面拘レ指云云、淮南子脩務訓、弟子句指、而受レ敎者必衆矣、莊子人間世、擎跽曲拳、人臣之禮也、詘指勾指曲擧、三者當レ一、弟子之事レ師、人臣之事レ君、當下受二其指敎一、從中其指使上、故其禮如レ是と、北面は弟子の師に對する禮なり、〔先趨而後息至什己者至〕鮑注に云く、先レ彼而趨、後レ彼而息と、鈴木注曰く、此句應二上與友處句一、趨與二齊策王斗曰、斗趨

亂、而襲破燕、孤極知燕小力少、不足以報、然得賢士與共國、以雪先王之恥、孤之願也、敢問以國報讐者奈何、郭隗先生對曰、帝者與師處、王者與友處、霸者與臣處、亡國與役處、詘指而事之、北面而受學、則百己者至、先趨而後息、先問而後嘿、則什己者至、人趨己趨、則若己者至、馮几據杖、眄視指使、則厮役之人至、若恣睢奮擊、呴藉叱咄、則徒隸之人至矣、此古服道致士之法也、王誠博選國中之賢者、而朝其門下、天下聞王朝其賢臣、天下之士、必趨於燕矣、

【大意】　燕の昭王、敗殘の後を繼ぎ、先づ郭隗の言を用ひて之を師となし、遂に四方の賢才を招致し、銳意恢復を圖ること二十餘年、竟に大に齊を破りて積年の仇を報ぜることを述ぶ、

【通釋】　燕の昭王、王噲の後を襲ぎ、子之の亂に破壞したる燕國を收めまとめて王位に卽き、己れの身を卑しく謙遜し幣物を厚くして、以て四方の賢人を招き致し、何卒して齊を伐ち破りて讐を報ぜんと欲し、其れ故に態々往きて郭隗先生の處に至り、之に面會して申すに、齊國は我が國の內亂に附込みて破壞せる燕を襲ひ破り、誠に殘念至極なれども、拙者は燕の國が小さく力が微少にして、とても其の讐を報ずるに足らざることを十分承知せり、然れども賢德優れたる人士を得て之と與共に國事を處理し、以て先王の恥辱を雪ぎたきは拙者の志願なり、敢て問ふ燕、國を以て讐を報ずるの道は奈何にしてよろしきか、高敎を仰ぎたしと、郭隗先生乃ち對へて申すに、帝者は

州西境在二常山之東一と、

○宮他爲レ燕使レ魏、魏不レ聽、留レ之數月、客謂二魏王一曰、不レ聽二燕使一何也、曰、以二其亂一也、對曰、湯之伐レ桀、欲二其亂一也、故大亂者、可レ得二其地一、小亂者、可レ得二其寶一、今燕客之言曰、事苟可レ聽、雖レ盡二寶地一、猶爲レ之也、王何爲不レ見、魏王說、因見二燕客一而遣レ之、

【大意】宮他燕の爲に魏に至りて請ふ所あり、魏王卽ち之を見ず、客因りて魏王に說きて、之を引見せしむることを述ぶ、

【通釋】宮他、燕の爲に魏に使ひし、援助を請ふ、然るに魏王早速之を承引せず、之を引き留むる事數月に及べり、客因りて宮他の爲に魏王に謂ひて曰く、大王の燕の使ひの言を聽かれざるは何故なりやと、燕王曰く、燕は只今大に亂れ居る故なりと、客對へて曰く、其の亂こそ幸ひなれ、湯の桀を伐ちしは其の亂を欲し願ひたるなり、故に敵國の大亂には、其の亂に乘じて土地を得べく、小亂には、其の寶貨を得べし、今燕客の言に、苟くも當方の願ひを御聽入れ下さらば、寶貨土地を悉皆差上げても猶苦しからずと申し居れば、是の上もなく利益なれば、大王何ぞ使者を御引見遊ばされずやと、魏王之を聽きて大に悅び、因りて早速燕客宮他を引見して、之を燕に還したり、

【解義】〔宮他〕吳師道曰く、西周等策有二宮他一、未レ知二卽此人一否一と、〔魏不聽〕後の燕客の言に據れば、國亂に就きて援助を乞ひしか、何か乞ふ所ありしなり、故に不聽といふ、〔以其亂也〕子之の亂をいふ、〔雖盡寶地猶爲之〕爲之は寶地を盡すことを爲すなり、

○燕昭王收二破燕一後卽レ位、卑レ身厚レ幣、以招二賢者一、欲二將以報一レ讎、故往見二郭隗先生一曰、齊因二孤國之

幸而教之、請奉社稷、西面而事秦、獻常山之尾五城、

【通釋】右申す如く、趙王は狠の如く人情に戻りたる性行の人にて、少しも親切といふもの丶なきことは、大王のよく御存知で入らせらる丶所なり、且つ大王は趙王を以て親むべしとなさる丶か、嘗て趙は兵を興して燕を攻め、再び燕の都を圍みて大王を刧迫致し、大王は之が爲に十城を割きて乃ち反りて趙に謝罪せられたるにあらずや、今趙王は已に秦王に澠地に入朝し、河間の地を割きて之を秦に效し、以て秦に事へて居れり、今もし大王秦に事へずんば、秦は軍兵を雲中九原に下し、趙を先手に驅り使ひて燕を攻むべければ、とても燕國の力にて之を拒ぐこと能はず、易水長城は大王の御所有ではなくなるべし、且つ其の上に今の時趙の秦に於ける關係は、猶秦の郡縣の如し、(何事も秦の命を奉じて行ふをいふ)故に敢て横に師を興して他を征せず、今もし大王秦に事へられなば、秦王は必ず喜ばれて、而して趙も敢て妄りに兵を動かさず、是れ燕國は西に强大なる秦國の援助を得て、而して南には齊趙等より侵害せらる丶こともなく、燕國の爲には之に優る萬全の策なし、是の故に願はくは大王のよく〳〵之を御考慮あらせられんことを、燕王曰く、寡人は知らる丶如く至りて未開の蠻夷の片鄙住居にて、世間の事に暗く、見らる丶通り大なる男子にはあれども、僅かに嬰兒の乳呑兒同様なる低脳なれば、其の言ふことは以て正理の説を求むるに足らず、其の謀る所は以て事を處決するに足らず、而るに今大客は幸ひにも寡人によき事を敎へられたれば、請ふ願はくは社稷卽ち國を奉げて、西面して秦國に事へ申さんと、因りて常山の裾にある五城を割きて秦に獻ぜり、

【解義】〔狠戾無親〕鮑注に暴戾如狠とあり、〔乃却以謝〕姚本に却を郤に作る、反と同義なり、關君長は以謝乃却の誤りならんと爲せり、〔入朝澠池〕澠池は地名、既に趙策に出づ、〔河間〕亦趙の地、既に趙策に見ゆ、〔雲中九原〕既に上に出づ、〔裁如嬰兒〕裁は僅なり、「ワヅカニ」と訓ず、嬰兒は赤兒なり、〔獻常山之尾五城〕鮑注に尾猶末也、恒山之東とあり、程恩澤曰く、胡三省曰、燕之西南界、張氏琦曰、蓋今保安州南易

を聞き知らざるものなし、

【解義】〔昔趙王以其姊爲代王妻〕趙王は鮑注に云く、襄子也と吳師道曰く、魏策稱襄子謂襄王、卽此類と、〔勾注之塞〕勾注は既に前策に出づ、〔金斗〕斗は字典に酒器とあり、詩小雅注に、大斗長三尺、謂其柄也と、酒を樽より酌取る器なり、本邦の長柄の如きもの、尾とは其の柄のことなり、金斗は金にて作りし斗なり、普通の斗よりも、特別に其の柄を長く作りしなり、〔卽酒酣樂至厨人進斟羹〕上の卽は「ヤガテ」の意、下の卽は「スグサマ」の意なり、歠は音「セツ」、說文に飲也とあり、斟は酌むなり、羹は吸ひ物なり、〔代王腦塗地〕塗は「ヌル」と訓ず、地上を汚すことなり、〔摩笄以自刺也〕笄は音「ケイ」、簪也とあり、「カンザシ」「カウガイ」の類なり、摩は磨なり、「トグ」と訓ず、自刺は自害なり、〔故至今有摩笄之山〕吳師道曰く、正義云、摩笄山在蔚州飛狐縣東北百五十里と、

夫趙王之狼戾無親、大王之所明見知也、且以趙王爲可親邪、趙興兵而攻燕、再圍燕都而劫大王、大王割十城、乃卻以謝、今趙王已入朝澠池、効河間以事秦、大王不事秦、秦下甲雲中九原、驅趙而攻燕、則易水長城、非王之有也、且今時趙之於秦、猶郡縣也、不敢妄興師以征伐、今大王事秦、秦王必喜、而趙不敢妄動矣、是西有強秦之援、而南無齊趙之患、是故願大王之熟計之也、燕王曰、寡人蠻夷僻處、雖大男子、裁如嬰兒、言不足以求正、謀不足以決事、今大客

以其姊爲代王妻、欲幷代、約與代王遇於勾注之塞、乃令工人作爲金斗、長其尾、令之可以擊人、與代王飮、而陰告厨人曰、卽酒酣樂、進熱歠、卽因反斗擊之、於是酒酣樂、進取熱歠、厨人進斟羹、因反斗擊之、代王腦塗地、其姊聞之、摩笄以自刺也、故至今有摩笄之山、天下莫不聞、

【大意】張儀、合從を破りて連横を爲さんと、燕王に說くに、趙を離れ秦に屬するの有利なることを以てす、燕王之を聽き、遂に地を割きて秦に事へんを請ふことを述ぶ、

【通釋】張儀が秦の爲に五國の合從を破壞し、諸侯相連横して秦に事ふるの策を講じ、燕國に至り、昭王に說きて曰く、方今大王に御親しく御交り遊ばさるる所は趙に如くものなし、然しながら趙と申す國は油斷のならぬ國なり、昔時趙王が其の姊を以て代王の妻と致して、代を趙に倂合せんと欲し、代王と勾注と申す所の塞の中にて會見することを約し、乃ち豫め工人に命じて金の斗を作らしめ、其の尾の方を長くして、其の尾を以て人を擊つことの出來る樣に致して、愈々代王と會見して酒を飮み、而して內々厨人卽ち料理人に申付けて曰く、酒興酣にして歡樂する時を見計らひ、熱き飮物を是の斗に盛りて進め、すぐさま斗を反し持ちて、其の尾を以て代王を擊つべしと、手筈を定め、是に於て趙王、代王と酒を飮み、興酣に樂む頃に、兼ねての命令通り、厨人は熱き飮物を斗に斟みて之を進め、代王の處に至るや、直ちに其の斗をひつくり反しに持ちて、代王の頭を目懸けて力任せに之を擊ち、遂に之を殺し、代王の頭蓋骨破裂し、腦汁が流出して地上を塗りたり、此の事を姊なる人が聞き、我が夫の悲慘なる最後を傷み悲みて、遂に我が頭上にさしたる笄を磨ぎて、自殺を遂げたり、故に今も猶摩笄の山といふが殘り居りて、天下の人皆之

不レ合、天下無レ變、伐レ齊之形成矣、於レ是出二蘇代一之レ宋、宋善待レ之、

【大意】 鮑本、前章に連ぬ、呉師道曰く、此策自二蘇代一過レ魏以下、又見二魏策一疑 自爲二一章一、而復出、姚本別提レ行と、

【通釋】 蘇代、魏を通り過ぎたるに、魏は燕の爲に之を抑留し執へたり、齊王乃ち人をして魏王に謂はしめて申すに、齊は嘗て宋を以て秦の質子涇陽君を封ぜんと請ひたれども、秦にては之を承知せず、是れ秦は齊を身方にし、且つ宋の土地を得ることを以て利とせざるにはあらざれども、齊王と蘇子とを信ぜざる故に、之を受けざるなり、今若し齊と魏と不和合なること此の如く甚しければ、齊は秦の方に加擔して秦を欺かず、誠を以て秦に交り、秦は齊を信じて、齊と秦と合同し、涇陽君も宋の地を所有する樣になれば、甚だ魏の不利益なり、故に王は蘇子を釋して、東の方齊に之かしむるに如かず、さすれば秦必ず魏と齊と何か約束せしならんと疑ひて、やはり蘇子を信ぜざるべし、齊秦さへ合體せざれば、天下は變なく無事にて、且つ貴國の仇敵なる齊を伐つべき形が先づ成るなりと、魏王是に於て蘇代を出して釋したれば、蘇代は宋に之き、宋國は之を善く待遇したり、

【解義】 〔齊請以宋封涇陽君〕涇陽君は秦王の弟、通鑑の周の赧王十五年に、秦涇陽君爲レ質二於齊一とあり、〔不如東蘇子〕鮑注に使レ歸レ齊とあり、〔齊秦不合天下無變〕齊秦相合せざれば、秦は齊を氣遣ひて、五國に向ひて兵力を專らにする能はず、故に無事なり、〔伐齊之形成矣〕是の時魏齊相惡し、故に魏は五國と共に援けなきの齊に對抗し得べき形が成るといふことなり、

昭王

名は平、王噲の子、周の赧王四年庚戌は、即ち其の元年なり、

○張儀爲レ秦破レ從連レ横、謂二燕王一曰、大王之所レ親莫レ如レ趙、昔趙王

皆終歸齊、齊善待之、

【大意】此の章、蓋し前章と同事にして異傳なり、姚本は之を前章に合載せり、

【通釋】初め蘇秦の弟の厲といふものが、燕から參り居る質子(噲の弟)に因りて、齊王に御目通りを求む、齊王は兼ねて蘇秦を怨み居れば、兄の故を以て蘇厲を囚へんと欲したりしが、燕の質子が蘇厲の爲に齊王に謝して取り成したれば、之を囚ふることを止めたり、因りて蘇厲は遂に贄を委して齊の臣と爲れり、燕の相子之、兼ねて蘇代と婚姻を結び居りしが、燕の政權を得んと欲し、乃ち蘇代をして燕の質子を齊に扶持せしむ、或る時齊王、蘇代を燕に返禮の使者に遣はしたるに、燕王噲之に問ひて曰く、齊王は其れ霸業を成すべきかと、蘇代對へて曰く、能はず、燕王曰く、何故なりや、蘇代曰く、齊王は其の臣を信用せずと、是に於て燕王は專ら子之に國事を委任したるが、已にして又子之に位を讓りたれば、燕國大に亂る、齊乃ち之に乘じて燕を伐ち、王噲竝びに子之を殺したり、因りて燕は昭王を立つ、是に於て蘇代、蘇厲の兩人、遂に敢て燕に入らず、皆終に齊國に身を寄せ、齊王は兩人を手厚く待遇せり、

【解義】〔齊王怨蘇秦〕蘇秦常に燕の爲に齊を謀ること、前に在るが如し、亦史記の蘇秦傳に見ゆ、〔委質爲臣〕質は贄に同じ、上に出づ、〔燕相子之與蘇代婚〕子之と婚する者を、前章には蘇秦と爲せり、岡井叔皮曰く、代疑秦之訛と、〔乃使蘇代持質子於齊〕持は扶持なり、面倒を見ることなり、蓋し子之、燕の權を得んと欲して恩を賣るなり、

○蘇代過魏、魏爲燕執代、齊使人謂魏王曰、齊請以宋封涇陽君、秦不受、秦非不利有齊而得宋地也、不信齊王與蘇子也、今齊魏不和、如此其甚、則齊不欺秦、秦信齊、齊秦合、涇陽君有宋地、非魏之利也、故王不如東蘇子、秦必疑而不信蘇子矣、齊秦

史記標注に李光縉、田藝衡を駁して云く、是言下將軍市被既攻二子之一不レ克、反レ至三百姓之反攻二太子一也、將軍市被遂赴鬪、爲二太子一死、雖、只是多二了將軍市被字一、讀者遂以爲レ疑、不レ知レ連二用三將軍市被字一、此乃古文樸贍處　と、之に由りて觀れば、一は市被を以て忠臣と爲し、一は以て逆臣と爲す、遽かに斷ず可からず、今暫く李說に從ふ、〔此文武之時不可失也〕周の文王武王が天下の爲に義兵を起し、民の疾苦を救ひたることをいふなり、文武の業を爲すべき時といふ意なり、〔將五都之兵以因北地之衆〕五都は史記の索隱に曰く、五都卽齊也、臨淄是五都之一と、此の說に依れば都は大邑を謂ふ、臨淄は齊の國都の名、北地は鮑注に齊之北近レ燕とあり、因は北地の衆を主戰隊とし、五都の兵を之に加ふるなり、〔燕王噲死齊大勝〕通鑑に齊人取二子之一醢レ之、遂殺二燕王噲一とあり、〔燕人立太子平是爲燕昭王〕岡井叔皮曰く、索隱云、按上文太子平謀レ攻二子之一、而　年表又云、君噲及太子、相子之皆死、紀年又云、子之殺二公子平一、今此文云、立二太子平一、是爲二燕昭王一、則年表紀年爲レ謬也、徐孚遠云、齊未レ入レ燕、而太子平先舉レ兵、事不レ克而不レ死、齊已幷レ燕而太子尚存、又無レ授二手他國一、國亡二二年一而復立、此理之不レ然者也、太子平與二昭王一、當二是二人一、或昭王名平、則太子不レ名レ平也、彪按　韓策、公子嬰又有二伯嬰一、韓咎又有二公子咎一、而事相涉、此類策多有、皆不レ可レ考者也と、

○初蘇秦弟厲因二燕質子一而求レ見二齊王一、齊王怨二蘇秦一、欲レ囚レ厲、燕質子爲謝、乃已、遂委レ質爲レ臣、燕相子之與二蘇代一婚、而欲レ得二燕權一、乃使二蘇代持二質子於齊一、齊使レ代報レ燕、燕王噲問曰、齊王其霸也乎、曰、不レ能、曰、何也、曰、不レ信二其臣一、於レ是燕王專任二子之一、已而讓レ位、燕大亂、齊伐レ燕、殺二王噲子之一、燕立二昭王一、而蘇代厲遂不二敢入一レ燕、

被は太子平と謀りて將に子之を攻めんとす、齊の儲子之を聞き、宣王に說くに、燕の亂に乘じて之を伐たば燕必ず取るべきことを以てす、宣王乃ち人を燕に遣はし、太子平に謂はしめて曰く、寡人承はるに、太子の義德なる、將に私曲を廢し、公道を立て、君臣の義を整へ、父子の位を正さんとせらるゝを聞き、寡人の國は小國微力にして、先後になりて十分の御手傳も出來かぬるなり、然りと雖も唯太子の命ずる所は何なりとも相應の御用を爲すべしと、(是れ實は太子を援くるの意あるにあらず、太子を煽動して事を起さしめ、其の內亂に乘じて燕を取らんと欲するなり、後段を見て知るべし)太子因りて其の黨類身方を聚め、將軍市被をして公宮を圍ましめ、子之を攻めたれども、克たず、將軍市被は百姓が乃ち反りて太子平を攻むるに及びて、遂に戰死して以て國の爲に殉したり、斯くて燕國は內亂を構ふること數月、死者數萬の多きに及び、燕人恫怨して、百姓皆心を公室に離したり、時に孟子、齊國に在り、宣王に謂ひて曰く、今燕を伐つは此れ文武の業を行ふの好時機なれば、是の時機を失ふ可からずと、宣王因りて章子に命じて五都の兵を將ゐて、燕に近き北地の人數に合して、以て燕を伐たしむ、然るに燕は既に人心離散の折柄なれば、士卒は戰はずして走り、城の門は開け放しにして鎖さず、一人として齊の師に抵抗するものなし、子之は申すに及ばず、燕王噲死して、齊は遂に大勝利を得たり、子之亡びてより二年を經て、燕人、太子平を立つ、之を燕の昭王と爲す、

【解義】〔百姓恫怨〕恫は音「トウ」、說文に痛也とあり、怨は史に恐に作る、鈴木注曰く、此句與三下燕人恫怨、百姓離意一相對、百姓卽百官屬二子之一者、上文王收レ印自三三百石吏一而效二之子之一是也と、〔飭君臣之義〕飭は音「チヨク」、整なり、又正なり、詩小雅に我車既飭、注に正也とあり、〔太子因數黨聚衆〕數はかぞへあつむるの義なり、史記に要に作る、注に要結也とあり、〔將軍市被及百姓至以殉國〕田藝衡曰く、將軍市被、既初謀レ攻二子之一、又云下及三百姓反攻二太子一、又死以殉上國、何舛也と、通鑑に據れば使三市皮攻二子之一、不レ克、市皮反攻二太子一に作る、安井息軒亦之に由り、市被反攻二太子一、不レ得レ言二殉國一、殉當レ作レ徇、字之誤也といふ、皆市被の太子に反することゝ爲す、

し鹿毛壽及び下の或人、共に皆子之の使嗾する所なり、〔由必不受〕史記に必の字なし、是に似たり、〔以啓人爲吏〕人は家臣なり、下の「太子人」も同じ、〔啓與友黨〕姚本に支黨に作る、〔王因收印自三百石吏而效之子之〕通鑑に王因收印綬自三百石吏已上而效之子之」とあり、以上の二字を添へて見るべし、效は「イタス」と訓ず、〔噲老不聽政顧爲臣〕老は退隱、即ち隱居のことなり、上の「爲老」の老とは別なり、顧は反と同義なり、「カヘリテ」と訓ず、

子之三年、燕國大亂、百姓恫怨、將軍市被、太子平謀將攻子之、儲子謂齊宣王、因而伐之、破燕必矣、王因令人謂太子平曰、寡人聞太子之義、將廢私而立公、飭君臣之義、正父子之位、寡人之國小、不足先後、雖然、則唯太子所以令之、太子因數黨聚衆、將軍市被圍公宮、攻子之、不克、將軍市被及百姓乃反攻太子平、將軍市被死以殉國、構難數月、死者數萬衆、燕人恫怨、百姓離意、孟軻謂齊宣王曰、今伐燕、此文武之時、不可失也、王因令章子將五都之兵、以因北地之衆以伐燕、士卒不戰、城門不閉、燕王噲死、齊大勝燕、子之亡、二年、而燕人立太子平、是爲燕昭王、

【通釋】　子之、王位に就きて三年、燕國大に亂れ、百姓は皆痛み怨みて政府に背きたり、因りて將軍の市

顧為レ臣、國事皆決二子之一、

【通釋】鹿毛壽なる者、燕王に說きて申すに、王今子之を御信任遊ばさるゝは至極結構なれども、猶此の上に一層のこと御國を子之に御讓り遊ばさるゝに如かず、世人が古への堯帝を賢君と稱贊申す譯は、其の天下を以て許由に讓りたるを以ての故なり、許由の必ず之を受けざることは明白なれども、堯が特更に之を讓りたるは、天下を讓るといふ美名を得んが爲めなり、故に堯は天下を讓るといふ美名を得て、其の實天下を失はず、今王も燕國を以て宰相たる子之に御讓り遊ばさるれば、子之は必ず御辭退申上げて、敢て御受けを申上げまじ、左樣なさるれば、是れ王は古への聖人堯帝と同じ行ひを遊ばさるゝ譯にて、世の人は必ず王を堯の如くに尊敬致すべしと、燕王因りて鹿毛壽の言に隨ひ、國を擧げて悉く子之に附屬したれば、子之の威權大に重くなれり、然るに又或人、燕王に說きて申すに、大王の國を擧げて子之に屬せられしは、實に結構なることにて、敬服至極なれども、未だ十分とは申し難し、其の故は、夏の禹王が其の臣益に天下を授けたれども、其の子啓の家來を以て朝廷の役人と致したり、其れ故禹王が老年に及びて其の子啓を以て天下の大事に任ずるに足らずとなして之を益に傳へたるに、啓は其の朋友黨類即ち在朝の臣下と共に益を攻めて、遂に天下を奪ひたり、是れ禹王は、其の名は天下を益に傳へたるなれども、其の實は我が子の啓をして自ら之を取らしめたると同じ事なり、今王も國を子之に御任せになりしとは申せども、子之の下に在る役人は皆太子の身方の人のみなり、是れにては名ばかりは子之に屬して、其の實際はやはり太子が國事を御取りになると同じことなり、是れにては王の思召しと矛盾致すなりと、そこで燕王は又或人の言に隨ひて、今迄任用せし役人共の印綬を取上げて、三百石以上の重なる役人は悉く子之の意のまゝに任用することを許せり、因りて子之は愈〻南面の君位に卽きて王の事を行ひ、而して噲は退隱して政事を聽かず、反りて自ら臣下の列に就きて、燕國の事は皆子之に因りて決することゝなれり、

【解義】〔鹿毛壽〕鮑注に云く、鹿蓋鉅鹿壽之所レ居と、吳師道曰く、徐廣云、一作二厝毛一、甘陵縣本名レ厝、音昔、索隱云、春秋後語亦作レ厝、韓子作二潘壽一と、蓋

く子之を信用せしめんための計略なり、之を覺らずして燕王は益〻子之を信用せしかば、子之は其の禮として取り敢へず百金を蘇代に贈り、又何如程使用するも、其の心任せにすることを聽し、己れの爲に盛んに運動を爲さしむ、

【解義】〔燕王噲既立蘇秦死於齊〕周の顯王四十八年、易王薨じ、子噲立つ、愼靚王二年、蘇秦、齊に死す、卽ち王噲立ちて三年目に蘇秦死せるなり、〔蘇秦之在燕也與其相子之爲婚〕後章には燕相子之與蘇代婚、而欲得燕權に作る、〔齊宣王復用蘇代〕復は蓋し蘇秦に對していふなり、〔蘇代欲以激燕王以厚任子之也〕一說に此の句、前後續かざる故に、或は注文を誤りて挿入せしならんとあれども、古文是の例多し、後の荊軻入秦の章亦參看すべし、〔聽其所使〕正解に云く、下鹿毛壽或人、卽皆代之所使也と、其の人を使ふことに解すれども、上よりの續きにては、所謂る運動費のことなるべし、

鹿毛壽謂燕王曰、不如以國讓子之、人謂堯賢者、以其讓天下於許由、由必不受、有讓天下之名、實不失天下、今王以國讓相子之、子之必不敢受、是王與堯同行也、燕王因擧國屬子之、子之大重、或曰、禹授益、而以啓人爲吏、及老而以啓爲不足任天下、傳之益也、啓與友黨攻益、而奪之天下、是禹名傳天下於益、其實令啓自取之、今王言屬國子之、而吏無非太子人者、是名屬子之、而太子用事、王因收印自三百石吏、而効之子之、子之南面行王事、而噲老不聽政、

則其國重而名不卑、其軍勁而卒可全、故曰相合之主、又曰不卑名之國、曰可長存之卒と、是の説從ふべきに似たり、〔燕果以兵南合三晉也〕是れ記者の言なり、

○燕王噲既立、蘇秦死於齊、蘇秦之在燕也、與其相子之爲婚、而蘇代與子之交、及蘇秦死、而齊宣王復用蘇代、燕噲三年、與楚三晉攻秦、不勝而還、子之相燕、貴重主斷、蘇代爲齊使於燕、燕王問之曰、齊宣王何如、對曰、必不霸、燕王曰、何也、對曰、不信其臣、蘇代欲以激燕王、以厚任子之也、於是燕王大信子之、子之因遺蘇代百金、聽其所使、

【大意】燕の相子之、蘇代と結託し、燕王噲を誑し、遂に燕國を横領したる顛末を叙す、噲の暗愚は固より論ずるまでもなし、子之の爲す所、狡猾陰險、大奸の籠絡手段、古今之に類する者鮮なからず、察せざるべけんや、

【通釋】燕王噲既に易王の後を襲ぎて位に即き、其の後程なく蘇秦は齊國に於て變死を遂げたり、初め蘇秦の燕に在りし時、燕の宰相子之と婚姻を結びたれば、其の縁にて蘇秦の弟蘇代も、子之と昵懇に交はり居たり、蘇秦の死するに及びて齊宣王は復兄同樣に蘇代を用ひたり、燕王噲の三年に、燕は楚及び三晉と共同して秦を攻めたるが、勝たずして還る、それより子之は燕の宰相となりて大に貴び重ぜられ、國政萬端を主裁專斷せり、會〻蘇代は齊の爲に燕に使者に參りたれば、燕王之に問ひて申すに、齊の宣王は何如、果して霸業を爲すべきやと、蘇代對へて曰く、否、必ず霸業を成し遂ぐる能はざるべし、燕王曰く、それは何故なりや、蘇代對へて曰く、宣王は其の臣下を信用せざる故なりと、是れは蘇代が燕王を刺戟して厚

堅也、必南伐レ楚、趙見秦之伐楚也、必北攻レ燕、物固有勢異而患同者、秦久伐レ韓、故中山亡、今久伐レ楚、燕必亡、臣竊爲レ王計、不レ如以レ兵南合二三晉一、約戍韓梁之西邊、山東不レ能レ堅爲レ此、此必皆亡、燕果以レ兵南合二三晉一也、

【通釋】山東の相合從する國々の主君、名を卑しくし强國に事へざるの國々、長く存すべきの强卒、相與に共同して士を出し、以て韓梁（梁は魏なり）の西邊を戍り、以て秦に備ふる事、此れ燕の上計なり、若し至急に此の計を爲さずんば、其の國必ず危かるべく、其の主君必ず大に憂ふることに相成るべし、今韓梁趙の三國は已に合同致せり、秦は三晉の堅く合同するを見ば、必ず轉じて南の方楚を伐たん、趙は秦の楚を伐つを見ば、亦必ず燕を攻めん、凡そ事固より形勢は異りて而して患難の同じきものあり、秦の嘗て久しくかゝりて韓を伐つや、其の間に乘じて趙は中山を取り、中山遂に亡びたり、今又秦の楚を伐つに久しく手間取ることあらば、燕は必ず亦趙の兵を受けて亡びん、故に臣竊かに王の爲に計るに、速かに兵を以て南三晉に合同して、約して韓梁の西邊を戍るに如かず、山東諸侯能く約束を堅く守りて此の事を爲す能はずんば、此れ必ず皆共に滅亡するに至らんと、燕果して其の言を用ゐて兵を三晉に合せり、

【解義】〔山東相合之主者至此燕之上計也〕鮑本、「卑名」の上に惡の字を補ひ、且つ「之卒者」の下に註して、之猶レ其也、卒猝同といふ、意義明亮ならず、正解は曰く、此節必有レ誤と、而して妄りに本文を改む、鈴木汪曰く、按　此二句皆謂二合レ弱之計一也、上文不レ惡二卑名一、是事レ强之道、與二合レ弱之計一異也、鮑補二惡字一非也、梅君亦不レ察二其謬一云、此謂下因レ人爲レ從者、又梅君云、卒終也、者字與二上兩　者字一不レ同、猶レ言二其事一也、言可三長保二合從之終一之事上也、余云、梅君之說、牽强難レ通、按　上曰レ主、曰レ國、皆爲二實字一、此卒字亦當レ爲二實字一、蓋此二句皆謂レ合二弱者一、合レ弱

れ他にあらず、其の兩つの者を合して能く一物の如く相合するを以ての故なり、今山東の諸國、弱を合して而して一の如くなる能はず、是れ山東の諸侯の智慧は、一の魚にだも及ばざるなり、又譬へば戰陣に臨みて車士の車を引くが如し、三人にて引くことが出來ぬ場合には、更に二人を求めて、五人にて引けば、車は因りて進行す、今山東の三國は、弱くして秦に敵する能はず、故に更に二國を求め、五國にて秦に當らば、因りて能く秦に勝つことを得ん、然るに山東の諸侯、相求めて同心協力することを知らざるものは、其の智慧が元と車士にだも及ばざるなり、又胡人と越人とは言語相知らず、意志相通ぜず、然るに今同じ舟に乘りて風波に遇ひ難船せんとする時に、其の相救助し合ひて共に働くに至ては、一體になりて一人の如くになるなり、今山東の相與にするや、恰も舟を同くして水を濟るが如し、而るに秦兵一度至れば、相救助すること一の如くなる能はず、是れ其の智、又胡越の人にだも及ばざるなり、此の三つの事は人の誰れにも能く出來る事なり、然るに山東の主遂に之を悟らず、此れ臣が山東の爲に苦心する所なり、願はくは大王の之を熟慮し給はん事を、

【解義】〔王而〕而は如なり、「モシ」と訓ず、〔不惡卑名以事强〕卑名は卑屈の名なり、强國に頭を下ぐる事なり、事强は、下文によれば秦に事ふることなり、〔比目之魚〕鮑注に云く、爾雅、東方有二比目魚一、不レ比不レ行、謂二之鰈一と、鰈は邦俗「カレヒ」と訓ず、〔如車士之引車也至車因行矣〕鈴木注曰く、車士卽所レ謂甲士三人在レ車者也、車遇レ險、則車右之士下推レ之、見二禮記及左傳一、若車右之士不レ能二獨推一、則當三皆下輔二之、故下曰、三人不レ能レ行と、〔三物者人之所能爲也〕物は事なり、三物は上の比目と車士と胡越との三事を指す、

山東相合之主者、不レ卑レ名之國者、可二長存一之卒者、出レ士以戍二韓梁之西邊一、此燕之上計也、不三急爲二此、國必危矣、主必大憂、今韓梁趙三國已合矣、秦見二三晉之

不相得則不能行、故古之人稱之、以其合兩而如一也、今山東合弱、而不能如一、是山東之智不如魚也、又譬如車士之引車也、三人不能行、索二人、五人而車因行矣、今山東三國弱、而不能敵秦、索二國、因能勝秦矣、然而山東不知相索、智固不如車士矣、胡與越人、言語不相知、志意不相通、同舟而陵波、至其相救助如一也、今山東之相與也、如同舟而濟、秦之兵至、不能相救助如一、智又不如胡越之人矣、三物者人之所能爲也、山東之主遂不悟、此臣之所爲山東苦也、願大王之熟慮之也、

【大意】 或人、燕王に上書して、三晉と合從するの利を陳ず、燕王之を聽きて遂に三晉に合することを述ぶ、吳師道曰く、此章當是昭王時と、

【通釋】 或人、書を燕王に上りて曰く、大王に於かせられて、若し自ら恃む丈の力がなく、獨力にて燕國を御保持遊ばさるゝことも能はずんば、卑屈の名を惡み嫌はずして、以て强國に事へられよ、强國に事へて以て國家をして安穩に長久ならしむべくんば、是れ萬世永久の善計なり、若しも强國に事ふるを以て萬世の計と爲す可からずとせば、則ち弱國と合同するに如かず、然るに是れは又奈何なることぞや、弱に合しても十分之と一體になる能はず、此れ臣の山東諸國の爲に苦心致す所なり、彼の比目の魚は、二つ相得て共同せずんば行くこと能はず、故に古への人、其の異體同心に能く相合して行動を共にするを稱贊す、是

太后千秋御他界の後に、王も亦國家を御棄てになりて、太子が君の御位に卽かせられば、公子は日蔭者となりて、誰れも之を尊敬するものなく、公子は終身布衣の匹夫よりも賤しく御成り遊ばさるべし、故に今の内太后と王と御在世の時に及びて公子を封ぜずんば、公子は終身封ぜらるゝこと能はざるなり、故に公子の御行末を思ひ給はゞ、一時の離愁を御忍びになりて公子を齊に御遣はしになる方、公子の御ためかと存ずるなりと、そこで太后も大に之に感動して申すに、老婦は淺はかにも長者の計を知らず、其の樣なることには氣付かざりきとて、乃ち早速公子に齊に往くことを命じて、車の支度を爲し、衣服を調製し、旅行の用意も萬端調へて、之を齊に遣はしたり、

【解義】〔陳翠合齊至爲質於齊〕鮑注に云く、代傳說二王噲一、已乃使二一子質一レ齊と、吳師道曰く、鮑因レ此指爲二王噲事一、然史云二一子質一レ齊、而此云二燕王之弟一、則不レ合矣、其時未レ可レ定と、〔不能爲人之國則已矣〕爲は治なり、「ヲサムル」と訓ず、已は「ヤマン」と訓ず、止むべしとの意なり、〔老婦欲得志焉〕鮑注に以レ殺二辱之一爲レ快とあり、吾が思ひのまゝのことを爲して、腹いせをせんとの意なり、〔何臞也〕臞は音「ク」、瘠なり、「ヤスル」と訓ず、〔賴得先王鴈鶩之餘食〕賴は「サイハヒニ」と訓ず、幸なり、鶩は音「ボク」、「アヒル」と訓ず、餘食は先王の御餘りといふ意なり、〔又不愛丈夫子獨甚〕丈夫子は男の子といふに同じ、獨甚は尤甚といふが如し、〔百官持職〕持職は守職といふが如し、職掌を大事に守りて、君に忠言を進むることなり、〔太后千秋之後王棄國家〕千秋之後は猶萬年之後といふが如く、死ぬことなり、棄國家も亦同じ、

○或獻二書燕王一曰、王而不レ能二自恃一、不レ惡二卑名一以事レ强、事レ强可三以令二國安長久一、萬世之善計、以レ事レ强而不レ可三以爲二萬世一、則不レ如レ合レ弱、將奈何合レ弱而不レ能レ如レ一、此臣之所下爲二山東一苦上也、比目之魚、

とを致すものかな、若し人の國事を都合よく處理することが出來ずば、それにて手を引き、止むべし、焉んぞ人の子母の間を離さんとすることがあらうや、其の樣なる不人情なる事をするならば、老婦吾れに於ても所存あり、陳翠に對して思ふさま腹いせを爲しやらんと、陳翠之を聞き、乃ち太后に御目通りを願はんとしたるに、燕王之を押し止めて曰く、太后は今方に子を怒り居る最中なれば、子暫く之を待つがよろしと、陳翠曰く、何も子細御座りませぬゆゑ御目通り仕らんと、遂に入りて太后に見え、つくぐヽと太后の容貌をながめて申すに、大そう御瘠せになりましたが、何故に斯くは御瘠せになりしかと、太后曰く、吾れは仕合せにも先王に御供へしたる鴈や鶩の御餘りを頂戴致して、無事に食事も致し居れば、宜しく瘠する樣のことはなかるべき筈なるに、子の目につく程瘠せたるは、全く此度公子が齊の國へ人質となりて參ることを心配してのことならんと、陳翠曰く、公子の事に就きて左樣に御心配あらせらるヽや、さて人主即ち身分ある方々の子を愛する御情愛は、吾々下々の布衣即ち身分卑しき者の甚しく子を愛するが如くならず、吾々に比ぶれば情愛の薄きものなり、吾々から見れば、たゞに子を愛せざるのみならず、又特に男の子を愛せざることの甚しきかと存ずるなりと、太后、陳翠の言を不思議に思ひ、問ひて曰く、それは又何故なりやと、陳翠對へて曰く、太后に於かせられては、御女子を他の諸侯に御緣付け遊ばさるヽ時は、之に奉ずるに千金を以てし、其の上に百里の土地を持參として御遣はしになり、女の緣付くのは人生の終り故に、出來得るだけは十分の支度をしてやりたしと思召すなり、然るに今王が公子を封ぜんと思召す時は、百官は各〻其の職を守り、群臣は皆忠義だてをして、公子は何も國家に御功績もなき故に、封地を授けさせらるヽは宜しからずと御止め申上ぐるなり、故に此度王の公子を齊に質とさるヽは、公子に勳功を建てさせたく思召しての事なり、而るに太后の之を御聽入れなきは、公子を愛すること御女子に及ばざるなり、故に臣は人主は男の子を愛せざること特に甚しきを知りし次第なり、且つ其の上に只今太后と王と幸ひに御建勝に渡らせらるヽ故に、公子も其の御蔭にて人にも貴まれ給へども、若し

無害也、遂入見太后曰、何臞也、太后曰、賴得先王鴈鶩之餘食、不宜臞、臞者、憂公子之且爲質於齊也、陳翠曰、人主之愛子也、不如布衣之甚也、非徒不愛子也、又不愛丈夫子獨甚、太后曰、何也、對曰、太后嫁女諸侯、奉以千金、齎地百里、以爲人之終也、今王願封公子、百官持職、羣臣效忠曰、公子無功、不當封、今王之以公子爲質也、且以爲公子功而封之也、而太后弗聽、臣是以知人主之不愛丈夫子獨甚也、且太后與王幸而在、故公子貴、太后千秋之後、王棄國家、而太子卽位、公子賤於布衣、故非及太后與王封公子、則公子終身不封矣、太后曰、老婦不知長者之計、乃命公子、束車制衣爲行具、

【大意】陳翠、齊燕の交を合し、燕王の弟を以て齊に質と爲さんと欲す、燕の太后聽かず、陳翠乃ち太后に說き、遂に悅びて之に從はしむることを述ぶ、吳師道曰く、此與觸讋諫趙威后同、戰國所載事多如此、然觸讋言尤婉切、所以人多稱之と、

【通釋】陳翠が齊と燕との好みを結び合せて、燕王の弟を以て齊の方へ人質に致さんと欲し、之を燕王に相談せしに、燕王は之を許諾せり、然るに太后此の事を聞きて大に怒りて申すに、陳公は不屆きなるこ

んと相談をする者なし、何卒願はくは君一度市に來りて、我が馬をよく目を留めて視たる上に、少し行きてはふり返り見て、心有り氣に見せて下されよ、さう致し給はらば、私は請ふ一朝の價を子に進上せんと、因りて伯樂は其の言の如く市に參りて、其の馬を丁寧に視たる上に、少し行き過ぎて又ふり返りて、さも良き馬と思ふ如くながめ行きたれば、人之を見て爭ひて之を買はんとし、遂に其の價十倍に上れり、今臣も材能てふ駿馬を以て齊王に見えんと欲す、然るに臣の爲に先後になりて引廻し推薦しくるゝものなし、足下若し臣の爲に伯樂となりて臣を王に推薦し給はるに意あらば、臣請ふ白璧一雙と黃金千鎰とを進上して馬の食料と致さんと、淳于髡曰く、謹みて御依賴の命を聞かんと、乃ち王宮に入りて蘇代の事を齊王に申上げて、而して蘇代をして王に見えしめたる處、齊王も淳于髡の取り成しもあること故、大に蘇子を悅び氣に入られたり、

【解義】〔比三日立市〕鮑注に比猶レ連とあり、三日つづけてといふ意なり、〔伯樂〕馬を鑑定する名人の名、〔顧子還而視之去而顧之〕吳師道曰く、還は音旋、義同と「メグル」と訓ず、視は目をとめてよく見ることとなり、顧は反視とありて、行き過ぎて更に後をふり反りて見ることなり、〔臣請獻一朝之賈〕鈴木注曰く、一朝之賈、與二下一旦而價十倍一應、謂下分二一朝之價一以獻上レ之也と、關君長曰く、獻二一朝之價一者、蓋馬肆有レ稅と、未だ孰れか是なるを知らず、暫く鈴木氏の說に從ふ、〔莫爲先後者〕後章の「寡人之國小不レ足二先後一」の先後と同意なり、先になりて之を引き、後になつて之を推し、補助周旋することなり、〔以爲馬食〕前に駿馬の喩へを爲したる故に馬食といふなり、吳師道曰く、獻レ此以爲二馬之食一と、

○陳翠合二齊燕一、將レ令二燕王之弟爲一レ質於齊、燕王許諾、太后聞レ之、大怒曰、陳公不レ能レ爲二人之國一、則亦已矣、焉有下離二人子母一者上、老婦欲レ得レ志焉、陳翠欲レ見二太后一、王曰、太后方怒レ子、子其待レ之、陳翠曰、

任さんのみとの意なり、〔內寇不與外敵不可拒至亡之之勢也〕與は「クミス」と訓ず、手懷けることとなり、內寇外敵皆齊國を指す、寇も敵なり、互に言ひたるまでなり、齊國內に在るものを內寇といひ、燕國に向ふ軍隊を外敵といふ、報は間者となりて齊國の內情を報告することなり、鮑本、報を敝に作る、

○蘇代爲燕說齊、未見齊王、先說淳于髡曰、人有賣駿馬者、比三旦立市、人莫之知、往見伯樂曰、臣有駿馬、欲賣之、比三旦立於市、人莫與言、願子還而視之、去而顧之、臣請獻一朝之賈、伯樂乃還而視之、去而顧之、一旦而馬價十倍、今臣欲以駿馬見於王、莫爲臣先後者、足下有意爲臣伯樂乎、臣請獻白璧一雙、黃金千鎰、以爲馬食、淳于髡曰、謹聞命矣、乃入言之王而見之、齊王大說蘇子、

【大意】蘇代、齊王に見えんと欲し、先づ其の寵臣淳于髡に賄ひ、伯樂駿馬の喩へを設けて己れの爲に先容を爲さしむ、果して大に齊王の歡心を得たることを述ぶ、

【通釋】蘇代は前章にある如く、先づ燕王に說きて燕王の依賴を受け、乃ち燕の爲に齊王を說かんと齊に參り、未だ齊王に見えざる前に、先づ齊王の信任を受け居る所の淳于髡と申す重臣に面會して、之に說きて申すに、或人が駿馬を所持し居り、之を賣らんとする者あり、三日の間つゞけて每朝早く市に立ちて買人を求めたれども、誰れ一人其の駿馬を知りて買ふものなし、因りて其の人伯樂の處にまゐり、賴みて申すに、臣は駿馬を所有し居り、之を賣らんと欲して三日の間每朝市に立ちて居りたれども、誰れも買は

せざるは萬一の場合趙に備ふる所以なり、河北の民を師に用ひざるは燕に備ふる所以なり、然るに今は清濟も河北も皆盡く賦役に出でゝ、齊の封内悉く疲弊を極めたり、夫れ驕れる君主は必ず自用專斷して、善き計謀を好まず、而して亡國の臣は概ね財貨を貪るものなれば、王誠に能く御寵子御母弟等を愛まることなく、之を以て人質と遊ばされ、又寶珠玉帛の類を惜しまれず、之を以て齊王の左右の者に贈られて之に事へられなば、彼の齊の君臣必ず燕を德として、亡宋を輕んずる樣に相成るべし、さうならば則ち齊國は最早我が物にて、亡ぼすに容易なりと、燕王曰く、若しさう出來なば我が宿望も達すべし、吾れ終に子の敎へを以て命を天に受け成功することであらうと、蘇代曰く、先づ內の方の寇敵を身方に引付けざれば、外敵を拒ぐことは出來ず、故に王に於かせられては專ら外面の表向のことを御處理下さるべし、臣は是れより齊に參りて專ら齊國の內情を御報告申し上げん、此れ乃ち齊を亡ぼすの手段なりと、

【解義】〔且異日也濟西不役〕異日は他日に同じ、而して他日は、今より前のことをも又後のことをもいふ、是の處は今より前のことなり、卽ち往時或は曩日といふが如し、役は兵役なり、平生徵發せず、以て其の方面の萬一の場合に備ふるなり、〔彼且德燕而輕亡宋〕亡宋を輕んぜんとすと訓ずべし、岡井叔皮曰く、按此策、鮑注及諸家之說、皆據此句、以爲宋未亡前、或曰、上文擧宋爲所拔五城、或曰、宋猶未滅、齊王意欲圖之、前言其規算也、竝失考、吳知其誤、乃謂、擧宋卽滅宋之事也、諸侯卽史所謂泗上諸侯、鄒魯之君皆稱臣者、又云、使噲能有志如是、豈至覆國乎、論其世、考其事、皆說燕昭之辭也、可謂確論矣、但疑吳正鮑之謬、不遺毫髮、而獨於此句不駁其非、則似其說至此而窮矣、今按、輕亡宋者、言齊王以所亡之宋事、而心輕之也、卽上文驕主而矜前功也、上文明云擧宋、故此省文、此策蓋齊閔已滅宋之時事也、而蘇代見齊之强暴日將甚、因說燕昭如此耳と、〔吾終以子受命於天矣〕關君長曰く、以用也、受命未必之詞、蓋言吾終用子之敎、欲必伐齊、其有勝之者、受命於天矣と、今按ずるに此の說非なり、乃ち蘇秦の計を聽用して、其の成敗利鈍は一に天命に

以宋地封涇陽、蓋宋策齊宣也所拔五城と、吳師道曰く、此言擧五千乘之宋、非僅得其城邑而已、蓋在滅宋之後明矣、下章包十二諸侯、卽史所謂泗上諸侯鄒魯之君皆稱臣者と、蓋し鮑氏は後の「輕亡宋」の句を誤解せしならん、吳說從ふべし、下に擧ぐる所の岡井氏の說之を得たり、參看すべし、

王曰、吾聞齊有清濟濁河、可以爲固、有長城鉅防、足以爲塞、誠有之乎、對曰、天時不與、雖有清濟濁河、何足以爲固、民力窮敝、雖有長城鉅防、何足以爲塞、且異日也、濟西不役、所以備趙也、河北不師、所以備燕也、今濟西河北、盡以役矣、封內敝矣、夫驕主必不好計、而亡國之臣貪於財、王誠能毋愛寵子母弟、以爲質、寶珠玉帛、以事其左右、彼且德燕而輕亡宋、則齊可亡已、王曰、吾終以子受命於天矣、曰、內寇不與、外敵不可拒、王自治其外、臣自報其內、此乃亡之之勢也、

【通釋】　燕王問ひて曰く、齊が連年の戰役に民力の疲敝したりといふは然ることながら、地形堅固にては容易に伐つこと能はず、吾れ聞く、齊國には清濟濁河の要害ありて、以て固めと爲すべく、長城鉅防の城塞ありて、以て塞と爲すに足ると、誠に實際其の樣なる要害ありやと、蘇代對へて曰く、如何にも其の要害あり、然れども天の時が之に與せずんば、たとひ清濟濁河の險ありとも、何ぞ固めと致すに足らん、又民力困弊せば、たとひ長城鉅防ありとも何ぞ以て要塞と爲すに足らん、且つ前方に在りては、濟西の民を使役

を晴らさんと心懸くること、此に二箇年に及べり、齊は實に子の言ふ如く我が讐敵の國なり、故に寡人の伐たんと欲する所なり、但殘念なることには、國力疲弊して力の足らざることを患ふるなり、子若し能く燕を以て齊に敵對し、積年の怨みを晴すことを得ば、寡人は此の燕國を奉げて之を子に御委せ申すべしと、蘇代對へて曰く、方今天下の戰國凡そ七ヶ國あり、而して其の内にて燕國は弱國の位地に在り、故に獨力を以て戰ふことはとても出來ず、然しながら何れの國にか附屬する所あらば、其の國に重みが附くべし、南の方楚に屬せば楚が重くなり、西の方秦に屬せば秦が重くなり、中央韓魏に屬せば韓魏が重くなるべし、此の如く燕の附きたる國が重くならば、此れ自然に必ず王の地位をして重からしめ、諸國は必ず王を尊敬するに至らん、今夫れ齊王は强國の年長なる主なり、而して自用專斷の主なり、南の方楚を攻むること五箇年、其の爲に貯藏蓄積は皆散じて空乏となり、西の方秦を困しむること三箇年、其の爲に人民戰役に疲れて憔悴し、士卒は疲弊し、北の方燕國と戰ひて、燕の三軍を覆滅して二人の大將を獲たり、而して其の上に又其の餘兵を以て南面して五千乘の强勁なる宋國を擧げ亡ぼし、而して遂に十二諸侯を悉く包ね併せり、此の如く連戰連勝すれば、其の君齊王の欲望は達し得られたれども、隨ひて其の民力は已に疲弊し盡したるなり、安んぞ此の上に猶兵を用ひて他の國を取ることを得んや、とても出來ぬことなり、且つ臣之を承はるに、數々戰へば則ち人民が疲勞し、久しく師をすれば則ち兵隊が疲弊すと、

【解義】〔直患國敝力不足矣〕直は「タヾ」と訓ず、俗に「ホンノ」と云ふが如し、〔燕處弱焉〕處は「ヲル」と訓ず、弱位に居るの意なり、〔長主也〕正解に云く、長主言二齊國大兵强、長レ於二諸侯一と、吳師道曰く、司馬貞云、年長也、或謂齊强、故稱二長主一と、今按ずるに、長主を年長の主と解すること史書其の例多し、〔稸積〕稸は音「キク」、蓄積なり、積は音「シ」、「ツメル」と訓ず、〔西困秦三年〕鮑注に云く、爲レ秦所レ困と、吳師道曰く、秦爲レ齊困と、前後の句、皆齊の威力を擧げたれば、是れも吳說從ふべきに似たり、〔而又以其餘兵至包十二諸侯〕鮑注に云く、擧レ宋在二齊閔二十八年、燕昭二十六年、此時未レ擧也、下十一章亦言、齊

なり、絣は音「ハウ」、鮑注に綿也、治之爲組、以穿札とあり、關君長曰く、組謂織組也、絣紐也、謂自織於穿甲之組也と、其の品質は詳かならざれども、甲の縅絲のことなり、〔曰有大數矣〕關君長曰く、數猶計也と、大數は大計といふが如し、

王曰、子聞之、寡人不敢隱也、我有深怨積怒於齊、而欲報之二年矣、齊者、我讐國也、故寡人之所欲伐也、直患國敝力不足矣、子能以燕敵齊、則寡人奉國而委之於子矣、對曰、凡天下之戰國七、而燕處弱焉、獨戰則不能、有所附、則無不重、南附楚則楚重、西附秦則秦重、中附韓魏則韓魏重、且苟所附之國重、此必使王重矣、今夫齊王、長主也、而自用也、南攻楚五年、稸積散、西困秦三年、民憔悴、士罷敝、北與燕戰、覆三軍、獲二將、而又以其餘兵、南面而擧五千乘之勁宋、而包十二諸侯、此其君之欲得也、其民力竭也、安猶取哉、且臣聞之、數戰則民勞、久師則兵敝、

【通釋】燕王は最初包み居たれども、段々蘇代の言に誘はれて、遂に實情を吐露して申すに、實は只今迄寡人は隱し居たれども、子が其の樣に寡人の內情を聞き知り居るなれば、今は敢て之を隱しだてを爲さず、打ち明けて申さん、實は我れ齊國に對しては深き怨み積る怒りがあるにより、何卒して之に報じ怨み

仇讐たる齊趙の方に奉じ事へられて、其の援國たる楚魏を伐たるゝは、是れ燕國を利益する所以にあらず、此の事たる、王若し御自身御考慮の上御獨斷にて遊ばされたることならば、是の計は甚だ過てり、又羣臣の中此の事を知りつゝ御諫め申上ぐる者なきは忠臣にあらざるなりと、燕王曰く、寡人の齊趙に於ける、之を伐つなど、申すことは思ひもよらぬことなりと、(燕王初めて蘇代を見る、直ちに情實を露出するを欲せず、故に斯くいふなり)蘇代の申すに、夫れ人を謀るの心、我れに無くして、而して人をして我れを疑はしむるは甚だ殆く危險なることなり、又我れに人を謀るの心ありて、而して人をして之を覺り知らしむるは、まことに拙なることなり、又人を謀りて、其の謀未だ發表せざるに外に洩れ聞ゆるは實に危きことなり、今臣世間の噂を承はるに、王に於かせられては、平常の御起居も安々と遊ばされず、御飮食も旨く召させられず、只管齊國の怨みを報ずることに御心を熱中せられて、御自身に甲の札を削られ、又御夫人にも御手づから甲の絣を御組み遊ばして、常に大なる御計畫ある樣仰せらるゝ由なれども、實際其の樣なる事が御坐りまするかと、

【解義】〔蘇秦死〕通鑑に、周愼靚王四年、齊大夫與蘇秦爭寵、使人刺秦殺之とあり、〔燕王噲〕噲の誤衍なること、上にいふが如し、〔王義甚高甚順〕順は義に順ひ道に戻らざるをいふ、〔釋鉏耨而干大王〕鉏は鋤に同じ、田の草を取る道具なり、鎒は音「ドウ」、「クハ」と訓ず、亦田草を除く道具なり、釋は「スツル」と訓ず、釋鉏耨は農業をやめることなり、干は「オカス」と訓ず、尊嚴を冒しけがすの意なり〔所聞於邯鄲者又高於所聞東周〕鈴木汪曰く、史作所見者、絀於所聞於東周、按下文有齊趙王之仇讐也、楚魏王之援國也、今王奉仇讐以伐援國句、則史文似更優と、亦一說と爲すべし、但し是の說に從へば、負其志の負は「ソムク」と訓ずべし、然れども本文のまゝにて文理明亮なり、必ずしも改むるに及ばず、〔請謁大王之過〕謁は告なり、「ツグル」と訓ず、上に出づ、〔王居處不安〕居處は猶坐臥といふが如し、日夜心配しておちつかぬことなり、〔身自削甲札〕札は「サネ」と訓ず、甲の「コザネ」の事なり、削は「ケヅル」と訓ず、こしらふることなり、〔妻自組甲絣〕妻は燕王の后

札、妻自組甲絣、曰、有大數矣、有之乎、

【大意】蘇代の兄蘇秦の業を繼ぎて合從を策し、燕王に說きて齊に報復することを慫慂す、燕王之を聽き、國事を擧げて蘇代に委することを述ぶ、但し代が言中の事實に據りて考ふれば、是れ恐らく昭王の時にして、王噲の時にあらず、故に本文の噲の字を以て誤衍と爲すの說、是に似たり、吳師道曰く、大事記云、戰國策、載蘇代說燕之辭、誤以爲噲、使噲能有志、如是、豈至覆國乎、論其世考其事、皆說燕昭之辭也、按史記誤同と、岡井叔皮曰く、按此章蓋昭王之時事、非王噲也、如王噲之時、則代去燕既在齊、而專欲爲齊亂燕者也、恐謀計不如此、且下文擧宋及包十二諸侯等句可證也、因疑此噲字元衍文、而史及大事記爲王噲時、注家因此以噲字爲注、後誤係之本文也、此類策多有と、

【通釋】蘇秦既に死し、其の弟蘇代、兄の跡を繼ぎて合從を策し、諸侯の間に權勢を得んと欲し、乃ち北の方燕國に至り、燕王噲に見えて曰く、臣は東周の鄙人なり、竊かに大王の德義甚だ高く甚だ順なるを承はり、鄙人にして不敏なる私し、何卒して一度大王に御目通り仕りたしと存じ、竊かに鉏耨を釋て耕作を罷めて、大王の尊嚴を冒し奉らんと、遙々御城下邯鄲に參りて段々承はるに、嘗て東周に居りて承はりたるよりは、又一層御德の高くあらせらるゝことを承知仕りて、臣竊かに己れの志望の空しからず、初志の違はざりしを自負致して喜び、乃ち愈、拜謁仰付けられ、朝廷に參上して王の御召使ひの羣臣下吏の樣子を拜見致すに、大王は實に天下の明主であらせらるることを承知仕りたりと、燕王曰く、子の只今言ふ所の天下の明主とは如何なる者をいふにやと、蘇代對へて曰く、臣之を承はるに、明主と申すものは、其の過失を聞くことを務め喜びて、其の善事を聞くことを欲せずと申すことなり、故に大王に於かせられても、亦其の御美德を頌へ奉らんよりは、御過失を申上ぐる方、反りて思召しにかなふべしと存ずれば、臣請ふ特に王の御過失を申上げん、夫れ齊趙は王の仇讐なり、楚魏は王の援國なり、然るに今王は反りて其の

名者之不足貴也、又曰、僕所謂以忠信得罪、則又以信自待、公為反覆、以詐時君、而莫有詰之者也と、

王噲

易王の子、周の愼靚王の元年辛丑は、即ち其の元年なり、

○蘇秦死、其弟蘇代欲繼之、乃北見燕王噲曰、臣東周之鄙人也、竊聞王義甚高甚順、鄙人不敏、竊釋鉏耨而干大王、至於邯鄲、所聞於邯鄲者、又高於所聞東周、臣竊負其志、乃至燕廷、觀王之羣臣下吏、大王、天下之明主也、王曰、子之所謂天下之明主者、何如者也、對曰、臣聞之、明主者、務聞其過、不欲聞其善、臣請謁王之過、夫齊趙者、王之仇讐也、楚魏者、王之援國也、今王奉仇讐、以伐援國、非所以利燕也、王自慮此、則計過、無以諫者、非忠臣也、王曰、寡人之於齊趙也、非所敢欲伐也、曰、夫無謀人之心、而令人疑之殆、有謀人之心、而令人知之拙、謀未發而聞於外、則危、今臣聞王居處不安、食飲不甘、思念報齊、身自削甲

碎きて足下の爲に必ず忠勤を勵まんと期する者莫からんことを、且つ此度臣が齊に使ひして齊を說きたることは、曾て一點も詐りをいひて之を欺きたることなし、燕國の爲に齊に說くの道は、今日の場合、臣の言の如きの外に取るべき方法なし、若し今日齊に說く者をして、臣の言說の如くなること莫からしめば、假令堯舜の智と雖も、敢て取るに足らざるなりと、

【解義】〔皆自覆之術非進取之道也〕覆は音「フ」、鮑注に云く、覆猶二庇護一也、自護二其名一と、術も亦道なり、術と道とは文章上互に言ひたるまでなり、〔君以二自覆一爲レ可乎則齊不レ益二於營丘一〕正解に云く、君當レ作レ若、字之誤也、前後皆曰二足下一、此不レ可二獨曰レ君と、文理の上より見れば或は然らん、然れども前後皆足下といふの故を以て此れのみ獨り君といふ可らずと爲すは不可なり、既に前段に「人必有下言二臣不信一傷二臣於レ王者上」の句あり、是の王の字亦改むべしと爲すか、一文中名稱の一定せざる者、古書間其の例あり、泥す可からず（後の蘇代謂二燕昭王一の章も參看すべし）營丘は鮑注に云く、即北海營陵、太公所レ封と、地名考に、今の山東青州府昌樂縣東南五十里にありと云ふ、〔使妾奉巵酒進之〕巵は玉篇に盛レ酒器也、受二四升一とあり、四升は大略今の四合に當る、〔主父、主母〕妾より主人主婦を稱して主父、主母といふなり、〔乃陽僵棄酒〕陽は「イツハル」と訓ず、僵は「タフル」と訓ず、佯りて僵れたるまねをするなり、〔亢義益國〕鮑注に亢高極也、言レ高二其義一とあり、高義は義を重んずることにて、蘇子自ら言ふ詞なり、正解には亢二高王義一とあり、恐らく非なり、〔且臣之說齊至雖堯舜之智不敢取也〕曾不欺之は上の「不信人也」に對して、評判の謬れるを辯解せしなり、莫如は不如に同じ、臣の言の如くならざらしめばの意なり、鮑注に云く、言下無レ成レ功者、雖二聖智一不上レ足レ取也と、此の章、後の蘇代謂二燕昭王一章と、蓋し同事にして傳を異にするなり、蘇子兄弟の事實、世傳混交すること、前に擧げたる吳師道が引く所の太史公の言の如し、吳師道又云く、此與下後蘇代謂二燕昭王一章上同、惟中一段、彼言二燕欲レ伐レ齊事一、爲レ異、記者或有二差互一、不レ可レ考也、人言二秦不信一、故秦言、己之不信、乃足下之福、如二尾生一亦無レ益、謂下守二行義一不レ成二功

なり、君若し自覆を以て可なりとせられんか、さすれば則ち今燕の强敵なる齊國も、太公の初封の地なる營丘以外の土地を廣め益して今日の强大には至らず、足下も亦國境を踰え、邊城を窺はれて國威の擴張を圖らるゝことなき筈なり、且つ臣は故鄕の周に一人の年老いたる母あり、其の老母を離れて遠く足下に事へ奉り、自覆の術を棄て去りて進取の道を謀る、臣の主義は固より足下とは合はぬ者なり、足下は自覆の主君なり、僕は進取の臣なり、所謂る忠信親切を盡して反りて罪を君に得たる者なりと、燕王の申すには、卿は忠信を以て罪を得たりと申さるゝが、夫れ忠信ならば、何しに罪になることあらんやと、蘇秦對へて曰く、それは足下が御存知なきなり、世間には親切を盡して反りて罪を得るもの隨分之れあり、嘗て臣の鄕家に遠方の國へ役人と爲りて參りたるものあり、然るに其の妻が主人の留守に他の人と私通せり、其の後其の夫が將に歸り來らんとする由を聞き、其の姦夫甚だ之を憂へ心配したるに、其の妻の申すに、公憂ふることなかれ、吾れ既に藥酒（毒を入れたる酒）をこしらへて夫の歸りを待ち居れりと、其の後二日目に其の夫が家に歸り來りしかば、妻は妾に命じて兼ねて用意の酒を巵（サカヅキ）に盛り、之を奉じて夫に進めしむ、妾は其の酒の中に毒の入り居ることを知れり、若し之を進めば主父卽ち主人を殺さねばならず、若し之を主人に告げなば、主母卽ち主婦を逐ひ出さねばならず何如にせんと獨り其の胸を痛め、思案の末一策を案じて、ワザと麁忽をして僵（タフ）れたるが如くに裝ひて、其の酒を棄てこぼしてしまひたり、主人は妻の巧みは夢にも知らず、妾の麁忽を大に怒りて之を笞ちたり、妾が佯（イツハ）り僵れて其の酒を棄てたる爲に、上は以て主父を活かし救ひ、下は以て主母を無事に存したり、主人に對する忠勤の至れること此の如し、然れども主人の笞を免かれざりしは、此れ卽ち忠信を以て罪を得たる者と申すべきなり、臣が今日の境遇は、不幸にも適是の妾の酒を棄てたることによく類し似て居るなり、且つ臣の足下に事ふるや、只管（ヒタスラ）義を高くし國を利益することを心懸け圖りたるに、今圖らずも罪を得るに至れり、此の如く親切を盡して反りて罪を得るやうにては、臣は恐る、是の後天下の足下に御奉公申上ぐる者は、誰れ一人敢て眞面目に肝膽を

母於周、離老母而事足下、去自覆之術、而謀進取之道、臣之趣、固不與足下合者、足下者自覆之君也、僕者進取之臣也、所謂以忠臣得罪於君者也、燕王曰、夫忠信、又何罪之有也、對曰、足下不知也、臣鄰家有遠爲吏者、其妻私人、其夫且歸、其私之者憂之、其妻曰、公勿憂也、吾已爲藥酒以待之矣、後二日夫至、妻使妾奉卮酒進之、妾知其爲藥酒也、進之則殺主父、言之則逐主母、乃陽僵棄酒、主父大怒而笞之、故妾一僵而棄酒、上以活主父、下以存主母也、忠至如此、然不免於笞、此以忠信得罪者也、臣之事、適不幸而有類妾之棄酒也、且臣之事足下、亢義益國、今乃得罪、臣恐天下後事足下者、莫敢自必也、且臣之說齊、曾不欺之也、使說齊者、莫如臣之言也、雖堯舜之智、不敢取也、

【通釋】　且つ其の上に一體信行など、申す者は、皆己れ自身の爲にすることにて、人の爲めにはならぬものなり、是等の行ひは皆自ら其の身の名譽を庇覆保護する爲の道、即ち退嬰主義にて、進取の道には非るなり、且つ夫れ古への三王代る〴〵興り、五霸互に盛なるは、皆自覆せずして、進取の道を取りしによる

の如くならしめば、此の三人の者は天下の人の高き行ひとして賞賛する所なれども、此の三人の如き行ひを以て足下に事へ奉らば不可なりや、何如と、燕王曰く、それならば至極可なりと、蘇秦の申すに、此の如き行ひの臣がありとせば、亦必ず足下には事ふることを爲さゞるべし、何となれば、彼の孝行なる曾參の如きは、其の本分として一刻も親の傍を離れず、親を離れて一夜も外へ宿泊を爲ざる程の者なり、左樣なる者を足下は安んぞどうして之を齊國に之き使せしむることを得んや、又廉潔なる伯夷の如きは、かりそめにも素餐徒食を爲さず、武王の義をも汚れりと爲して、其の臣下と爲らず、孤竹の君となるべき地位を辭退して、餓ゑて遂に首陽の山に死せり、廉潔なること此の如き者が、何ぞ敢てわざ〳〵數千里の遠路を步行して、是の貧弱なる燕國の何時滅亡するか分らぬ所の危き主君に事ふることを致さんや、又信を守ること尾生の如きは、女子と約束なして、其の女子が來らざるため、水が增して來りても其の場處を去らず、遂に其のまゝ橋の柱を抱きて溺死を遂げたり、信も此の如きに至りては、何ぞ燕秦の威光を齊國に發揚して、大なる功績を取ることを能くせんや、

【解義】「燕王不館也」正解に云く、館如二聘禮公館一レ賓之館一、謂下就二其館一而見上レ之也と、「見足下」鮑本に足下の下に初の字あり、是に似たり、無きも有る意にて見るべし、「身無咫尺之功」咫尺は上に出づ、猶寸功といふがごとし、「不取素餐」素は空なり、「ムナシク」と訓ず、餐は音「ザン」、食なり、事なくして徒らに祿を食むを素餐といふ、「期而不來抱梁柱而死」梁は橋なり、史記に信如二尾生一、與二女子一期二於梁下一、女子不レ來、水至不レ去、抱レ柱而死とあり、尾生、名は高、既に前篇に見ゆ、

且夫信行者、所二以自爲一也、非レ所二以爲一レ人也、皆自覆之術、非二進取之道一也、且夫三王代興、五霸迭盛、皆不二自覆一也、君以二自覆一爲レ可乎、則齊不レ益二於營丘一、足下不レ踰二境一、不レ窺二於邊城之外一、且臣有二老

于外、足下安得使之之齊、廉如伯夷、不取素餐、汙武王之義、而不臣焉、辭孤竹之君、餓而死於首陽之山、廉如此者、何肯步行數千里、而事弱燕之危主乎、信如尾生、期而不來、抱梁柱而死、信至如此、何肯揚燕秦之威於齊、而取大功乎哉、

【大意】燕王、或人の誹議を聽きて蘇秦を疎んず、蘇秦乃ち之が辯疏を爲すことを述ぶ、其の言頗る忌憚なきが如くにして、而かも巧みに譬喩を用ひ、或は怒るが如く、或は訴ふるが如く、反りて燕王の同情を動かし來る、亦以て戰國策士の巧辯を見るべし、

【通釋】或人、蘇秦を惡み、之を燕王に誹毀して曰く、武安君蘇秦は實に天下の不信極まる人物なり、然るに今大王には萬乘の尊位を屈して之に下り、之を朝廷の上に尊敬し給へり、是れ即ち天下公衆に、小人と交りてその仲間入りすることを示さるゝなりと、燕王是の言を聽きて大に蘇秦を疑ひ、其の內蘇秦は齊國より歸りて參りしに、前とは打つて變りて蘇秦を禮遇せず、其の館に就きて慰勞もなさず、甚だ其取扱ひを疎略にせり、蘇秦因りて燕王に謂ひて曰く、臣は元と東周の鄙人即ち田舍人なり、始めて燕國に參り足下に御目通り致しゝに、臣の身に寸功なきにも拘はらず、足下は丁重に臣を待遇せられ、態々郊外に出迎はれ、臣を朝廷の上に顯はし御信任下されて、段々御引立てに預れり、然るに今臣、足下の爲に齊國に使ひし、種々骨を折りて、其の利益を申せば齊の爲に取られし十城を復燕に取り歸し、其の功績を申せば至つて危かりし燕國を救ひ存したれば、益〻臣を御信用下さるべきに足下は前と變りて何故にか臣に聽かれず御信任なきは、惟ふに何人か必ず臣を不信の者なりと言ひて、之を王に中傷したる者あるべし、然し乍ら臣の不信なることこそ、反りて是れ足下の御幸福なれ、今若し臣をして信を守ること彼の尾生の如く、廉潔なること彼の伯夷の如く、親に孝なること彼の曾參

累也、遂伐楚而楚服、名益尊也と、〔韓獻開罪而交愈固〕是の事亦左傳に詳かなり、宣公十二年、楚、鄭を伐つ、晉、之を救ふ、鄭、楚と成ぐ、荀韓子還らんと欲す、彘子可かず、韓獻子、桓子に謂ひて曰く、彘子以偏師陷、子罪大矣、不如進也、與其專罪、六人同之と、遂に邲に戰ひて敗績す、〔開罪而交愈固〕とは之をいふなり、それより六卿同心協力して恢復を圖り、成公十六年に至り、再び楚と鄢陵に戰ひ、遂に大に楚の師を破る、是れ卽ち「因敗而成功」なり、〔是士以虛辭附秦〕虛辭は猶空言といふが如し、只口計りのことにて、少しも物質の損失なきをいふなり、〔其後頓首塗中〕鮑注に云く、塗泥也、自卑之甚と、鈴木江曰く、此畧擧齊請秦之辭、以與上卑辭以謝秦句相應、鮑云、自卑之甚、梅君云、此事必非實、皆不知此句記其虛辭以與上應也と、是の說從ふ可きに似たり、岡井叔皮曰く、塗道路也、注非と、

○人有惡蘇秦於燕王者、曰、武安君、天下不信人也、王以萬乘下之、尊之於廷、示天下與小人羣也、武安君從齊來、而燕王不館也、謂燕王曰、臣東周之鄙人也、見足下身無咫尺之功、而足下迎臣於郊、顯臣於廷、今臣爲足下使、利得十城、功存危燕、足下不聽臣者、人必有言臣不信、傷臣於王者、臣之不信、是足下之福也、使臣信如尾生、廉如伯夷、孝如曾參、三者、天下之高行也、而以事足下、不可乎、燕王曰、可、曰、有此臣亦不事足下矣、且夫孝如曾參、義不離親一夕宿

弟、而請罪於秦、

【通釋】齊王、蘇秦の言を聽き、大に恐怖の念を生じ、乃ち蘇秦に問ひて曰く、然らば則ち如何に致して宜しきやと、蘇秦對へて曰く、聖人の事を處置するや、能く禍を轉じて福と爲し、敗に因り功と爲す、故に齊の桓公に於かせられても、一婦人の事に御繫累ありて、それが反りて動機となりて、蔡を伐ち楚を服して威名が益、尊く天下に顯はれ給へり、又晉の韓獻子も、邲の一戰に打負けて敗軍の罪を開きたれども、其の爲に六卿に交り愈、固くなりて、遂に楚を鄢陵に破れり、此等は皆禍を轉じて福と爲し失敗に因りて成功を爲したるものなり、大王若し眞に能く私しの申上ぐる事を御聽許になる思召しあらば、此度御手に入りたる十城を燕に御歸しになり、言辭を卑くして秦の方へ御詫をなさるゝに如かず、左様致さば、秦の方では全く己が燕と縁戚なるの故を以て、齊は秦の爲に燕の十城を歸したるものと知り覺らば、秦王必ず深く王を德とし辱けなく思ひ、又燕に於ても已に失ひたる十城を何の故もなく骨も折らずして復び其の手に入るを得ば、是れ亦王を德と致すべし、是れ今迄の强き仇を棄てゝ、反りて厚き交りを立つることに相成る譯なり、且つ夫れ右申し上ぐる如く、燕秦の兩國が倶共に齊に事ふることにならば、勢ひ大王の御命令は天下皆之に服從する樣に相成るべし、是れ王はほんの一片の虚辭卽ち空世辭を秦に附け與へて、而して僅かに十城を以て天下を取ることになるなり、此れ卽ち霸王の業にして、所謂る禍を轉じて福と爲し、敗に因りて功を成す者なりと、齊王此の言を聞きて大に悅び、乃ち燕より取りし十城を歸し、且つ金千斤を以て謝し、其の後途中に頓首して兄弟の好みを交ぶを願ひ、謙遜を極めて罪を秦に請ひたり、

【解義】〔桓公負婦人而名益尊〕鮑注に云く、齊桓公也、好レ內而霸と、是れ恐らくは非なり、鈴木汪曰く、梅君云、史管仲傳曰、其爲レ政也、善因レ禍而爲レ福、轉レ敗而爲レ功、下云、桓公實怒ニ少姬一、南襲レ蔡、管仲因而伐レ楚、責ニ包茅不レ入ニ貢於周室一、卽此事也、負罪也、罪ニ婦人一謂下怒ニ少姬一以伐上レ蔡也と、正解に云く、負ニ婦人一、蓋謂レ負ニ婦人之累一也、齊桓公與ニ蔡姬一乘レ舟、蕩レ公、公怒歸レ之、未レ絕、蔡人嫁レ之、明年、侵レ蔡遂伐レ楚、事見ニ僖三年左傳一、因ニ婦事一侵レ蔡、負ニ婦人之

る秦兵を招き致さるゝは、此れとりも直さず烏喙を食ふの類なりと、

【解義】「因仰而弔」仰とは、今まで拜禮をして頭を下げ居りしを、頭を上げてといふことなり、弔は凶事不祥事をとぶらふことにて、是處は死者を弔するの意にあらず、國の不幸卽ち損害になることを氣の毒に思ひ、見舞ひを述べることなり、司馬貞曰く、當時慶弔應行其辭、史不錄耳と、「齊王按戈而却」按は撫なり、按劍の按に同じ、却は「シリゾケテ」と訓ず、鮑注に云く、却秦使退と、「サガレ」といふが如し、「烏喙」鮑注に本草烏頭、一名天雄とあり、烏頭は邦俗「ウヅ」と訓ず、毒草なり、「偸充腹」偸は苟且なり、「イヤシクモ」と訓ず、充は滿なり、「使弱燕爲鴈行至招天下之精兵」鴈行は相次して行くこと、鴈の行列あるが如くなるを謂ふ、禮記に兄之齒鴈行とあり、此にては秦王に伴ひて共に齊を攻むるを謂ふ、天下之精兵は秦兵をいふ、

齊王曰、然則奈何、對曰、聖人之制事也、轉禍而爲福、因敗而爲功、故桓公負婦人而名益尊、韓獻開罪而交愈固、此皆轉禍而爲福、因敗而爲功者也、王能聽臣、莫如歸燕之十城、卑辭以謝秦、秦知王以己之故歸燕城也、秦必德王、燕無故而得十城、燕亦德王、是棄強仇而立厚交也、且夫燕秦之俱事齊、則大王號令、天下皆從、是王以虛辭附秦、而以十城取天下也、此霸王之業矣、所謂轉禍爲福、因敗成功者也、齊王大說、乃歸燕城、以金千斤謝、其後頓首塗中、願爲兄

周の顯王三十七年己丑は、卽ち其の元年なり、

○燕文公時、秦惠王以其女爲燕太子婦、文公卒、易王立、齊宣王因燕喪攻之、取十城、武安君蘇秦爲燕說齊王、再拜而賀、因仰而弔、齊王按戈而却曰、此一何慶弔相隨之速也、對曰、人之飢所以不食烏喙者、以爲雖偸充腹、而與死同患也、今燕雖弱小、强秦之小婿也、王利其十城、而深與强秦爲仇、今使弱燕爲鴈行、而强秦制其後、以招天下之精兵、此食烏喙之類也、

【大意】齊宣王、燕の喪に因りて之を攻め、十城を取る、蘇秦、燕の爲に齊王に說き、遂に其の十城を燕に歸さしむることを述ぶ、

【通釋】燕の文侯の時、秦の惠王、其の女を以て燕の太子（卽ち易王を指す）の妃と爲す、其の後文侯卒して易王立つ、齊の宣王、燕國の喪に乘じて之を攻め、十城を取りたり、是に於て武安君蘇秦、燕の爲に齊王を說かんと欲し、齊に至り、宣王に御目通りを爲し、先づ再拜して此の度の戰勝を賀し、やがて又仰ぎて更に弔詞を述べたり、齊王大に怒り、戈を執り、之を撫でながら蘇秦を叱り却けて申すに、此れ一體何故に慶と弔と相從ふの速かなるやと、蘇秦對へて曰く、人は何如程飢餓に迫りても、烏喙を採りて之を食はざる所以の者は、烏喙を食へば一時腹は張れども、其の毒に中りて又乍ち死ぬ故に、食ふと同時に死ぬといふ心配あるがためなり、之と同じく、今燕國はたとひ弱小にても强秦の少婿なり、而るに大王今其の燕の十城を御取りになりて、深く其の姻戚たる强秦と仇讎を爲しては、今弱燕をして鴈行を爲し、而して强秦をして其の後方を制御せしめ、以て天下の精銳な

あり、「ワタル」と訓ず、踵は說文に往來之貌也とあり、「ユク」と訓ず、〔東垣〕吳師道曰く、正義云、東垣趙之東邑、在恒州眞定縣南、故常山城と、〔度呼沲〕度は渡に同じ、「ワタル」と訓ず、〔距國都〕國都は燕の國都薊なり、距は「イタル」と訓ず、〔今主君幸敎詔之〕主君は蘇秦を指す、古へ大夫を敬稱して主君と曰ふ、詔は告なり、

○權之難、燕再戰不勝、趙弗救、噲子謂文公曰、不如以地請合於齊、趙必救我、若不吾救、不得不事、文公曰、善、令郭任以地請講於齊、趙聞之、遂出兵救燕、

【大意】文公、噲子の言を用ひて、趙の救ひを得たることを敍す、

【通釋】權の役に、燕は齊と再び戰ひたれども敗軍せり、然るに趙は援兵を出して之を救はず、文公の孫噲子因りて文公に謂ひて曰く、我れ地を割きて之を齊に贈り、以て齊に合することを請ふに如かず、さすれば趙は之を聞きて必ず我れを救はん、若し萬一趙が我れを救はざる時には、勢ひ齊に事へざるを得ず、それよりは前以て斯く爲しおけば、どちらになりとも都合よきゆゑ左樣なさるべしと、文公之を善しとし、乃ち郭任といふ者に申し付けて、地を割讓するの條件を以て講和を齊に請はしめたるに、趙は此の事を聞きて、燕が齊に從はんことを恐れ、遂に兵を出して燕を救へり、

【解義】〔噲子〕鮑注に依れば文公の孫、後燕王と爲る、謂ゆる子噲のことなり、〔不得不事〕鮑注に云く、燕齊合　則趙輕、雖不救我、後必事我と、趙が燕に事ふることとなせり、關君長曰く、趙若不救我、則我不得不事於齊、故不如請合　於齊と、今關說に從ひ齊に事ふることゝ爲す、〔請講於齊〕講は講和を謂ふ、〔郭任〕郭は姓、任は名、蓋し燕の臣なり、

易王

名は詳かならず、說、文公の下に見ゆ、文公の子、

外、計無過於此者、是故願大王與趙從親、天下爲一、則國必無患矣、燕王曰、寡人國小、西迫强秦、南近齊趙、齊趙强國也、今主君幸教詔之、合從以安燕、敬以國從、於是齎蘇秦車馬金帛以至趙、

【通釋】且つ夫れ秦が燕を攻めんとするには、雲中、九原を踰え、代、上谷を過ぎ、地を彌り道を行くこと數千里の遠方なれば、假令戰ひに勝ちて燕の城を取り得たるに致しても、計算上固より是の遠隔の地を守ること能はず、故に秦の燕を害する能はざること亦明白なり、之に反して今趙の燕を攻むるや、一度號令を發して師を興す時は、十日以内に數十萬の大兵を東垣に集合することを得べし、而して其の道程も呼沲を渡り、易水を渉り、僅々四五日ならずして、燕國の都に至るを得べし、故に曰く、秦の燕を攻むるや遠く千里の外に戰ひ、趙の燕を攻むるは近く百里の内に戰ふと、夫れ近き百里の内の患を憂へずして、遠き千里の外の事に重きを置くは、此れ程過てる計略は之れなし、是の故に願はくは大王、近き趙と合從親睦せられて、天下の諸侯一團と爲らば、則ち御國は必ず御心配のこともなく、永久に無事安泰なるべしと、燕王大に蘇秦の說に敬服して曰く、寡人の國は小國なる上に、西の方は秦の壓迫を受け、南の方は齊趙に接近し居り、其の齊趙は强國なり、之が爲に日夜苦心致し居りし處に、今主君（蘇秦を指す）は幸ひにも之に處するの道を教へ告げられて、合從して以て此の燕國を安泰に爲し給はんとす、まことに忝けなし、是の上は敬みて燕國を以て君の命令のまゝに從ふべければ、何分宜敷御賴み申すと、蘇秦に萬事をまかす、是に於て蘇秦に車馬金帛の贈物を齎らして、以て趙に至りて合從の約を爲さしめたり、

【解義】〔代上谷〕代は地の名、既に趙策に見ゆ、上谷は地名考に依れば、今の宣化府及び順大府の昌平州皆其の地なり、〔彌地踵道數千里〕彌は鮑注に猶ㇾ亘と

め秦王に說くに天下を兼幷するの術を以てす、秦王之を用ひず、乃ち秦を去り、合從說を唱へ諸侯をして合同して秦に抗せしむ、其の第一著に燕文侯に說きたるなり、北とは燕は秦の北に當るゆゑなり、〔朝鮮遼東〕朝鮮は箕子の封ぜられし所にして一に高麗國と云ふ、括地志に高驪平壤城、本漢樂浪郡王險城、卽古朝鮮とあり、遼東は地遼水の東にある故に名づく、顧祖禹曰、春秋戰國時並屬レ燕、卽今爲二奉天府地一と、〔林胡樓煩〕林胡は夷狄の名、顧祖禹曰く、今陝西楡林鎭東北四百五十里有二勝州城一、東北臨二黃河一、戰國時林胡所レ居也と、樓煩亦夷狄の名、漢晉唐の時代によりて居處各、同じからず、地名考に依れば、此の樓煩は今の鴈門關の北にありと、〔雲中九原〕雲中は趙策に見ゆ、九原は顧祖禹曰、今楡林衞西七百餘里、古豐州是也と、〔呼沱易水〕呼沱は川の名、既に趙策に見ゆ、易水は川の名凡そ三易水あり、皆源を易州易縣に發す、〔碣石鴈門〕地名考に依れば、碣石は凡そ三所あり、一は幽州薊縣西三十里にあり、是れ宮名にして山にあらず、一は高麗界に在り、一は平州の南三十餘里にあり、俱に山の名、雁門は本と山の名、山海經に雁門山雁出二其間一、注云、卽北陵西隃、雁之所レ出、因以名焉と、今の大同府陽高縣の西北にありと、〔棗栗之實足食於民〕棗は「ナツメ」栗は「クリ」、共に食料となすべきものなり、〔犯寇被兵〕犯寇は犯於寇と同じ、卽ち寇の爲に犯さるゝなり、寇を犯すにあらず、

且夫秦之攻レ燕也、踰二雲中九原一、過二代上谷一、彌二地踵一道數千里、雖レ得二燕城一、秦計固不レ能レ守也、秦之不レ能レ害レ燕亦明矣、今趙之攻レ燕也、發二興號令一、不レ至二十日一、而數十萬之衆、軍二於東垣一矣、度二呼沱一涉二易水一、不レ至二四五日一、而距二國都一矣、故曰、秦之攻レ燕也、戰二於千里之外一、趙之攻レ燕也、戰二於百里之內一、夫不レ憂二百里之患一、而重二千里之

秦再勝而趙三勝、秦趙相敝、而王以全燕制其後、此燕之所以不犯難也、

【大意】蘇秦、合從を策し、先づ之を燕に試み、燕王をして遂に其の說に從はしむることを述ぶ、蓋し山東諸國、趙より强きはなし、而して燕實に之に隣接す、燕已に趙を恐れ、又秦の壓迫を患ふ、是れ從說の行はれ易き所以にして、蘇秦の先づ燕に說くも之がためなり、蘇轍曰く、燕至戰國、亦以耕戰自守、安樂無事、未嘗被兵、文公二十八年、蘇秦入燕、始以從橫之事說之、自是兵交中國、無復寧日、數世而亡と、

【通釋】蘇秦已に意を秦國に得ず、乃ち將に合從を爲さんと欲し、先づ北の方燕國に至り、其の君文公に說きて曰く、燕國はまことに結構なる國にて、東には朝鮮、遼東有り、北には林胡、樓煩あり、西には雲中、九原有り、南には呼沱、易水あり、土地の廣さは四方二千里、其の上に甲を帶ぶる兵士數十萬、車の數七百乘、騎馬六千匹、軍備の十分なる上に、兵糧も亦豐かにて、其の積粟は能く十年の久しきを支ふるだけあり、又南には碣石、鴈門の饒腴なる土地あり、北には棗や栗の如き天產物の利あり、故に人民が田地の耕作を爲さずと雖も、棗栗の實計りにても十分人民の食料を充たすことを得べし、此れが所謂る天より授けられたる自然の府庫と申すものなり、夫れ安樂無事にして、他國の侵害も受けず、軍を覆へし將を殺す樣なる戰鬪の慘事も見ざるは、天下を通じて燕に過ぎこしたる者なし、大王は何故に燕が斯の樣なる幸福を得たるか、其の然る所以の理由を御存知であらせらるゝや、夫れ燕の寇に犯され、兵を被らざる所以のものは、全く趙といふ國が燕の南方を蔽ひ防禦を爲すを以ての故なり、秦と趙とは嘗て五度戰爭を爲し、其の中秦は再び勝利を得て、趙は三度勝利を得たり、秦趙雙方共に互に戰鬪に疲弊し、而して王は少しも損害を受けざる完全の燕國を以て趙の後に作りて之を制御す、此れ卽ち燕國が危難を犯し他國の侵害を受けざる所以なり、

【解義】〔蘇秦將爲從北云云〕史記に據れば、蘇秦初

なく、西に趙無き能はず、東西に齊趙の兩強國あれば、燕は是非共何方にか屬せざる可からずといふとなり、〔日燕亡國之餘也〕鮑注に云く、惠公六年、大夫誅其姬而惠公奔齊、齊簡入之、至而卒と、吳師道曰く、史年表、燕惠公欲殺公卿立幸臣、公卿誅幸臣、公恐奔齊、此事在周景王六年、至燕文公二十八年蘇秦說燕之歲、爲二百有五年、不應遠舉此事、此必齊破燕、昭王既立之時也、以此言知非蘇秦約從時事、說亦見趙策と、本文を以て蘇秦の事にあらず、代厲の事と爲せば、吳說從ふべきに似たり、〔其以權立以重外以事貴〕鮑注に云く、權謂外與貴也と、吳師道曰く、以權者、謂燕破亡之餘、太子平以權宜立、其勢微弱。必重外以事貴、外與貴謂他國齊趙之屬也と、鈴木江曰く、鮑吳之解、雖可並通、語似重複、疑以重外三字、當作以外重、下二句卽以權立之事、言其國有所依據以重、有所施爲以貴也、如是則與上以權立語協と、文勢の上より見れば、鈴木氏の重外を外重に作るの說從ふべきに似たり、但事を以て強ひて施爲の事と爲すに及ばざるべし、〔君多資〕資は贈遺の貨物をいふ、

○蘇秦將爲從、北說燕文侯曰、燕東有朝鮮遼東、北有林胡樓煩、西有雲中九原、南有呼沱易水、埊方二千餘里、帶甲數十萬、車七百乘、騎六千匹、粟支十年、南有碣石鴈門之饒、北有棗栗之利、民雖不由田作、棗栗之實、足食於民矣、此所謂天府也、夫安樂無事、不見覆軍殺將之憂、無過燕矣、大王知其所以然乎、夫燕之所以不犯寇被兵者、以趙之爲蔽於其南也、秦趙五戰、

位自ら重くなるべし、又齊王、蘇秦を疑はゞ、其の燕を趙に合せんことを恐れて齊より君に多くの贈り物もありて、君は自ら利益を得べしと、奉陽君曰く善しと、乃ち使ひを遣はして蘇秦と交りを結びたり、

〔解義〕〔奉陽君李兌云云〕是の李兌の二字、姚本にはありて、鮑本にはこれを去れり、下の「李兌」と奉陽君と別人と爲すに似たり、吳師道曰く、奉陽君李兌者、通封邑姓名言之也、蘇秦當作蘇代、因蘇秦稱奉陽君不說之語而訛也、此策有蘇代爲奉陽君說燕於趙以伐齊、奉陽君不聽、乃入齊、卽奉陽君不取蘇秦之事也、李兌因爲蘇秦云云、此李兌二字誤羨也、大事記、以此章備載於蘇秦說燕、與趙合從之下、又據古史謂、肅侯時奉陽君公子成實未亡、削去捐館之語、愚嘗辯、蘇秦所稱奉陽君、必別爲一人、奉陽君實李兌、非公子成也、且此章知決爲蘇代者、其言曰、燕弱國也、東不如齊、西不如趙、又曰、燕亡國之餘、此言正之噲之後、昭王未破齊之時也、文公據今燕之盛、何得若此言哉、史遷謂、世言蘇秦事多異、代厲事有類者、皆附之秦、則此類也と、是れ李兌を以て奉陽君の名となし、下の李兌を以て衍誤と爲すなり、鈴木汪曰く、據吳注云云、則此文似脫李兌二字、雅雨堂本又有此二字、(鈴木氏は鮑本に據る、故に斯くいふなり)然下文李兌因爲蘇秦謂奉陽君曰云云、則奉陽君與李兌非一人甚明矣、吳氏妄以二人爲一人、以下文李兌爲誤衍、何謬戾之甚也、蓋二人本皆不善蘇秦、今蘇秦在燕、李兌恐其合燕齊以讐己也、欲釋其怨因爲蘇秦說奉陽君使相善也と、是の說面白けれども、李兌既に蘇秦に善からずといひて、又蘇秦の爲にといふは矛盾の嫌ひなきにあらず、(下に說く所は皆趙の爲なり)要するに諸說の當否は、李兌の奉陽君と果して別人なるか否か、判明したる後にあらざれば決し難し、今暫く吳說に從ひて本文を解せり、〔今君之齊非趙之利也〕正解に云く、今君之下、疑脫合字と、鈴木汪曰く、之字疑當作合と、然れども必しも改むるに及ばず、之は如に同じ、「ユク」と訓ず、卽ち齊に之き合するをいふ、鮑注に謂以燕合齊とあるは、亦其の意なるべし、〔東不如齊至西無趙哉〕不如は「シカズ」と訓ず、力の及ばざるをいふ、豈能は不能なり、東に齊

之、以疑燕齊、燕齊疑、則趙重矣、齊王疑蘇秦、則君多資、奉陽君曰、善、乃使使與蘇秦結交、

【大意】奉陽君が蘇秦に善からず、或人、蘇秦の爲に奉陽君に說きて、遂に之と交を結ばしむる事を敍せり、

【通釋】奉陽君李兌甚だ蘇秦を疎外にして之と親しく交らざりしが、蘇秦此の時燕國に參り居りしかば、或人因りて蘇秦の爲に奉陽君に謂ひて申すに、齊と燕と和合せずして相離るれば、趙の地位は自然に重くなり、之に反して齊と燕と相合して和親すれば、趙は其の地位自然輕くなるべし、今君は燕を以て齊の方に和合せんとなさるゝ樣子なるが、それでは趙の利益にはならぬことなり、是れ臣の竊かに君の爲に贊成致さゞる所なりと、奉陽君の申すに、否、何しに吾れは燕を齊に合することを爲さんやと、或人對へて曰く、夫れ今の時に方りて燕國の運命を制するものは實に蘇子なり、而して燕は實際獨立の出來ざる弱國なり、東に向ひては齊に如かず、西に向ひては趙に如かず、豈によく東の方齊も無く、西の方趙も無く、何方へも就かずして獨立することを得んや、(所詮は東の齊に就くか、西の趙に就くか、何れへか就くべしとの意なり)而るに今君は甚だ蘇秦を疎外にせらるれども、蘇秦豈に能く弱小無援の燕國を抱きて天下に孤立することを爲さんや、必ず之きて齊に合するならん、是れとりも直さず燕を驅り逐ひたてゝ齊に合せしむると同じことなり、且つ其の上に燕は亡國の餘なれば、尋常の手段にては國を保つことかたく、其の爲す事は權道を以て立ち、他國を利用して己の位地を重くし、又强國に事へることによりて己の地位を貴くせざる可からず、故に君の爲に計るに、君が若し蘇秦を善し好まれなば、無論之と親交せらるべく、若し又善し好まれざるも、亦之と親交せられて、以て燕と齊との間を疑はしむる樣にせらるべし、(齊國元と蘇秦を疑ふ、今蘇子燕に在りて、趙人之に親しめば、齊必ず燕と趙と合親するかと疑ひ、齊燕の間自ら相疑ふに至るなり)是の如く燕齊互に相疑へば、二國必ず爭ひて趙に取入ることを務むべければ、趙の地

するには是非共無かる可からずして、之と合從すべき者は韓なりとの意なり。從の上に可の字を添へて見るべし、「國形」より「韓也」に至るの三句は、三國の關係固と利害存亡同一の國柄にて、一を離す可からざるをいふ、關君長曰く、無而之無、疑作以と、諸說多く之に從ふ、今按ずるに、而は則と同義に古へ通用す、「秦見君之交反善於楚魏也」反の字卽ち韓の疎外す可からざる所以を明かにす、「則無從輕矣」是の從は「シタガフ」と訓ず、「南圍鄢」鄢は鄢陵、魏の地、「蔡邵之道」鮑注に謂潁川鄢陵、汝南蔡邵陵、上三邑皆近魏と、吳注に鄢許屬魏者、策於魏多言許鄢陵と、

○燕上

文公

名は詳かならず、桓公の子、周の顯王八年庚申は卽ち其の元年なり、

○奉陽君李兌甚不取於蘇秦、

蘇秦在燕、李兌因爲蘇秦謂奉陽君曰、齊燕離則趙重、齊燕合則趙輕、今君之齊、非趙之利也、臣竊爲君不取也、奉陽君曰、何吾合燕於齊、對曰、夫制於燕者、蘇子也、而燕弱國也、東不如齊、西不如趙、豈能東無齊、西無趙哉、而君甚不善蘇秦、蘇秦能抱弱燕、而孤於天下哉、是驅燕而使合於齊也、且燕亡國之餘也、其以權立、以重外、以事貴、故爲君計、善蘇秦則取之、不善亦取

秦見君之交、反善於楚魏也、其收韓必重矣、從則韓輕、橫則韓重、則無從輕矣、秦出兵於三川、則南圍鄢、蔡邵之道不通矣、魏急、其救趙必緩矣、秦擧兵破邯鄲、趙必亡矣、故君收韓可以無釁、

【大意】　趙の建信君、韓熙を輕んず、趙敖爲に趙魏韓三國の利害關係を述べて、韓の輕んずべからざるを說くことを述ぶ、

【通釋】　趙の建信君、韓熙を輕んず、趙敖因りて韓熙の爲に建信君に謂ひて申すに、我が趙國として形勢上之れ有れば存し、之れなければ亡ぶる者は魏國なり、（趙魏相接す、故に魏亡ぶれば、勢ひ趙も亡びざるを得ず）又趙魏二國にとりて是非共無かる可からずして、合從する必要のある者は韓國なり、（畢竟三國相離る可からざるをいふ）此の如く趙魏韓の三國は密接の關係を有し居る國柄なり、而るに今君が韓熙を輕んじて之を疎外にせらるゝは、君の交りが楚魏に善きがためなり、秦は君が韓を輕んじて反りて楚魏に親密に交はらるゝを見ば、之を幸ひに韓を秦の身方に取込めて必ず重く之を待遇すべし、さて右の如く諸侯と合從せば韓の地位輕くなり、秦と連橫せば韓の地位重くならば、韓國としては勢ひ事の重んぜらるゝ方の連橫に從ひて、輕んぜらるゝ方の合縱には從はざるべし、右の如く韓國が秦に連橫せば、今若し秦が兵を韓の三川に出して南鄢を圍まば、蔡、邵の道は不通となりて、魏は危地に陷るべし、魏自らが危急に迫らば、とても他國に手は屆かず、故に其の趙を救ふこと必ず遲緩ならん、秦は之に乘じて兵を擧げて趙の邯鄲を攻め破らば、趙は一とたまりもなく滅亡するに相違なし、故に君宜しく韓を輕んぜられず、速かに韓を身方に收め、以て萬一の場合に備へ、秦をして乘ずべきの釁隙なき樣にせらるべしと、

【解義】（不可無而從者韓也」是の從は後の「從則韓輕」の從と同じく、合從と解すべし、趙魏の秦に對抗

【大意】魏王、九里の地に盟約を爲して周室を恢復せんとす、房喜、韓王に說くに、之に與するの不利を以てすることを述ぶ、

【通釋】魏の惠王は九里と申す處に諸侯を會合し盟約を結びて、將に周室を尊び天子を元々通りの尊位に復せんと致したり、然るに房喜なるもの韓王に謂ひて申すに、魏の言ふ所を聽かるゝ勿れ、何となれば、大國は自己が兼併侵略の野心を遂ぐるに不便なるを以て、天下を一統せる天子の有ることを惡み、小國は天子の保護の下に立つを以て、天子の有ることを利と爲せり、今王、大國と與に之に同意せずば、魏は安くに小國と與に天子を立つることは出來やうやと、

【解義】「爲九里之盟」九里は地名なり、韓非子に臼里に作る、吳師道曰く、大事記、按韓非子、魏惠公爲臼里之盟、將復立天子、彭喜謂鄭君曰、君勿聽云云、戰國策所載與此同、但止言魏王、而不言惠王、以臼里爲九里、以彭喜爲房喜、以鄭君爲韓王、所謂將復立天子者、是時七國既稱王、不以周爲天子也、或者猶咎孟子勸諸侯行王道何哉、盟不知何年、附載於愼靚王三年、魏惠王薨之前、按此策當屬惠王と、「大國惡有天子而小國利之」唐順之曰く、有天子則將行天子之事、故大國惡其害己、小國則得其覆庇、故利之と是の論未だ盡さず、蓋し當時の大國、秦は更にも言はず、他の大國も皆私かに自ら天子と爲るの心あり、故に天子の復古を惡む、小國は常に大國の侵害に苦しむ、周室の舊に復すれば、各其の國を全うするを得、故に之を利とするなり、

桓惠王

釐王の子、其の元年は卽ち周の赧王の十三年己丑なり、

○建信君輕韓熙、趙敖爲謂建信君曰、國形有之而存、無之而亡者、魏也、不可無而從者、韓也、今君之輕韓熙者、交善楚魏也、

謂韓王曰、費緤西周讐之、東周寶之、此其家萬金、王何不召之以爲三川之守、是緤以三川與西周戒也、必盡其家以事王、西周惡之、必効先王之器以止王、韓王必爲之、西周聞之、必解子之罪、以止子之事、

【大意】張登、費緤の爲に罪を西周に逃るゝの策を陳ずることを述ぶ、

【通釋】張登と申す人、費緤に謂ひて曰く、請ふ公子牟をして韓王に謂はしめて斯く申されよ、曰く、費緤は西周に於ては之を讐として惡み、東周に於ては之を寶として尊重す、此の費緤は其の家の資產萬金なり、王何ぞ之を召されて以て三川の守護と爲されざるや、費緤を三川の守となさば、是れ費緤は、其の三川は西周に近きを以て、三川の土地を以て其の讐なる西周に對して警戒を爲すべければ、必ず自身の防衞上其の資產を傾け盡して、以て一生懸命に王に御奉公申上ぐべし、然れば西周は必ず之を惡みて、先王の重器寶物を出して之を進呈し、以て王の費緤を三川の守と爲さるゝことを沮止致すべしと、かやうに韓王に言はしむれば、韓王は必ず悅びて之に從はれて子を三川の守と爲すべし、西周是の事を聞かば、必ず子の罪をゆるし解きて、子の三川の守たることを止めんと、

【解義】〔張登〕中山の人、中山策に見ゆ、〔費緤〕韓人、緤は音「セツ」、〔是緤以三川與西周戒也〕關君長曰く、與西周戒、猶爲西周之備と、鮑注に三川近西周西周讐之、故緤有戒心也と、〔以止子之事〕事は三川の守と爲る事なり、

○魏王爲九里之盟、且復天子、房喜謂韓王曰、勿聽之也、大國惡有天子、而小國利之、王與大國弗聽、魏安能與小國立之、

○韓氏逐向晉於周、周使成恢爲之謂魏王曰、周必寛而反之、王何不爲之先言、是王有向晉於周也、魏王曰、諾、成恢因爲謂韓王曰、逐向晉者、韓也、而還之者、魏也、豈如道韓反之哉、是魏有向晉於周、而韓王失之也、韓王曰、善、亦因請復之、

【大意】韓、向晉を周より逐ふ、周因りて成恢をして魏王及び韓王に說きて、之を周に歸さしむることを述ぶ、

【通釋】韓國が向晉を周より逐ひ出せしかば、周は成恢をして之が爲に魏王に謂はしめて申すに、周に於ては必ず向晉を寛宥して之を復本の通りに周に反すべし、周に是の下心ある故に、王何ぞ早く其の未だ呼び戻さゞるに先ちて、向晉の爲に之を周に言ひて取成しをせざるや、王の口きゝにて向晉が周に反る樣にならば、向晉は必ず之を德として王の爲に盡す所あるべし、是れ王は周に於て向晉の身方を得るなりと、魏王曰く諾と、之を承知せり、因りて成恢は又更に韓王に謂ひて申すに、向晉を周より逐ひ出せし者は韓なり、而して之を周に反し內るゝ者は魏なり、然れば向晉は當に韓を怨みて魏を德とすべし、それよりは豈に韓に由りて之を反すの取計らひをなすに如かんや、然らずんば是れ魏が周に於て向晉を其の身方に得て、韓は之を失ふなりと、韓王亦之を承諾して曰く善しと、因りて周に請ひて向晉を呼び戻すやうに爲したり、

【解義】〔周必寛而反之〕寛は「ユルス」と訓ず、〔豈如道韓反之哉〕道は鮑注に猶レ由とあり、「ヨリ」と訓ず、是の句、「失之也」の下に移して見るべし、岡井叔皮曰く、按此句恐倒錯、宜レ移二之韓王失レ之也下一、而義更順と、按ずるに、是れ殊更に倒句法を用ひたるにて、誤寫倒錯にはあらざるべし、

○張登謂費緤曰、請令公子牟

蓋相望、秦不救、韓相國謂田苓曰、事急、願公雖疾、爲一宿之行、田苓見穰侯、穰侯曰、韓急乎、何故使公來、田苓對曰、未急也、穰侯怒曰、是何以爲公之王使乎、冠蓋相望、告敝邑甚急、公曰、未急、何也、田苓曰、彼韓急、則將變矣、穰侯曰、公無見王矣、臣請令發兵救韓、八日中、大敗趙魏於華陽之下、

【大意】 此の章、前の張翠の事と同事異傳なり、

【通釋】 趙魏相合して韓の華陽を攻む、韓因りて急を秦に告げ、冠蓋相望み、頻りに救ひを求めたるが、秦は之を救はず、韓の相國が田苓に謂ひて申すに、事甚だ急なり、公病氣なりと雖も、願はくは疾を力めて一宿の旅行を爲し、秦に行きて速かに援兵を送る樣盡力ありたしと、田苓乃ち秦に參り、穰侯に面會す、穰侯問ひて申すに、韓は果して急なりや、何故に病人の公をして來らしめしかと、田苓對へて申すに、否、未だ左程急にあらずと、穰侯大に怒りて申すに、これ何を以て公を王(韓王を指す)の使者と爲さんや、(韓國の使者としては、甚だ意を得ずとの意なり)貴國は今現に冠蓋相望みて弊邑に告ぐること甚だ急なるに、公は未だ急ならずといふは何事ぞやと、田苓の曰く、彼の韓が實際危急なれば、將に變じて他に從はんと致すなりと、(速かに救はざれば秦に背くべしとの意を示せるなり)穰侯乃ち田苓に申すに、公我が王(秦王をいふ)に謁見することを見合はせられよ、拙者が請ふ取計らひて速かに兵を發して韓を救はしむる樣に致すべしと、それより八日の中に秦は兵を發して大に趙魏を華陽の下に於て打敗れり、

【解義】 「爲一宿之行」詩經注に一宿曰宿、再宿曰信とあり、「是何以爲公之王使乎」鮑本に王使を主使に作る、諸家多く主使に據りて說を爲す、正解に云く、猶云是何以公爲王使乎と、

周を指す、「且收之以臨齊而市公」市は「ウル」と訓ず、乃ち利益の犧牲として排斥するを謂ふ、

○或謂山陽君曰、秦封君以山陽、齊封君以莒、齊秦非重韓、則賢君之行也、今楚攻齊取莒、上不交齊、次弗納於君、是棘齊秦之威、而輕韓也、山陽君因使之楚、

【大意】客、山陽君に說くに、楚の威、齊秦を壓し、韓を輕んずるを以てし、暗に山陽君をして楚に事へしめんとし、山陽君因りて交りを楚に結ぶことを述ぶ、

【通釋】或人、山陽君に謂ひて申すに、秦が君を封ずるに山陽を以てし、齊が君を封ずるに莒を以てするは、齊秦の二國、韓を重んずるにあらずんば、則ち君の行を賢とするが爲めなり、要するに此の兩者に外ならず、然るに今や楚は齊を攻めて莒を取り、以て上は齊と交りを絕ち之と交通せず、次には君を莒に納れず、是れ楚は齊秦の威を侮りて韓國を輕んずるなりと、山陽君因りて客をして楚に之かしめ、交りを楚に結べり、

【解義】「山陽君」鮑注に云く、韓人と、岡井叔皮曰く、按山陽君、楚策云梁山陽君、魏策云魏人、此云韓人、蓋是魏人仕韓者と、「上不交齊」交は付與なり、後世の交付の交、「是棘齊秦之威」鮑注に云く、棘猶難也と、此處は齊秦を侮り輕んずる意にあらざれば不可なる故に、難と解するは恐らく非なり、吳注に棘詩傳多訓急あり、乃ち「スミヤカニス」と訓じて、齊秦の威迫を自ら招き寄せて韓國を輕からしむる樣なるものと、山陽君の身に取りて解すべし、輕韓は上文の「重韓」と相應ず、岡井叔皮曰く、棘字義、鮑吳二說未允、關曰、棘謂羸瘠、亦未允、王父嗛州先生曰、棘棘疑疎之訛、似義通、今從之と、正解に云く、棘疑當作抑、音近而誤也と、皆恐らくは非なり、「山陽君因使之楚」楚に說きて莒を還さんことを請はしむるなり、

○趙魏攻華陽、韓謁急於秦、冠

末必然也、令疑今字、二字相類、此書多訛、此言既仕之、又與約事、而今安伏之也、今字與前今公仲死、今王不召韓侈之兩今字相照應と、

○韓珉相齊、令吏逐公疇竪、又怒於周之留成陽君也、謂韓珉曰、公以二人者爲賢人也、所入之國、因用之乎、則不如其處小國、何也、成陽君爲秦去韓、公疇竪楚王善之、今公因逐之、二人者必入秦楚、必爲公患、且明公之不善於天下、天下之不善公者、與欲有求於齊者、且收之以臨齊而市公、

【大意】韓珉、齊に相と爲りて公疇竪を逐ひ、又周の成陽君を留むるを怒る、或人、因りて韓珉に説くに、二人を逐ふの有害なるを以てすることを述ぶ、

【通釋】韓珉が齊に相と爲りし時、吏に命じて公疇竪と申す人を國外に逐はしむ、又周國が成陽君を抑留せしことを怒り居れり、或人、韓珉に謂ひて申すに、公疇竪と成陽君との二人者を賢人にして、其の入る國が因りて之を任用するものと思はれて御心配なさるゝや、若しそれを御心配なさるゝならば、寧ろ是の兩人を小國に置かるゝに如かず、（小國なれば大事を爲す能はざるをいふ）何となれば、成陽君は秦の爲に韓を去り、公疇竪は楚王が甚だ之を懇意にせられ居れば、今公之を逐はれなば、二人は必ず秦楚に入り、必ず公の患を爲し、且つ公の不善過失を天下に曝露致すべし、天下の公に善からざるものと、亦齊に何か利益を求むる有らんとする所の野心家と、與に相結托して將に此の二人を買收して、齊に臨み向ひて公を交換的に市りて陷れんとするに違ひなし、故に二人を餘り追窮するは公の爲に甚だ不利なりと、

【解義】「公以二人者至因用之乎」以は以爲に同じ、「オモフ」と訓ず、以の字、「用之乎」までかゝる、一氣に讀むべし、「不如其處小國」其は二人を指す、小國は

王曰、何意寡人如レ是之權一也、令下安伏召二韓侈一而仕上レ之、

【大意】 韓侈、公仲の爲に秦に使ひし、魏を伐つを請ふ、偶〻公仲死す、韓侈國に歸り反對派の爲に罪せられんことを恐れ、止まり秦に仕へんと欲し、乃ち人をして秦王に說きて韓侈を任用せしむ、秦王之を聽きて韓侈を任用せることを述ぶ、

【通釋】 韓の宰相公仲が韓侈をして秦にゆきて魏を攻めんことを請はしむ、秦王之を悅ぶ、韓侈未だ歸國せずして唐に在りしが、偶〻公仲は死亡したり、韓侈乃ち人をして秦王に謂はしめて申すに、魏の使者が韓の公仲の後を襲ぎて宰相となりし韓辰に、公必ず魏の爲に韓侈を罪せよと申しゝ處、韓辰が申すには、それは不可なり、何となれば、韓侈は秦王が御信任ありて之を仕へしめられ、且つ與に何事か御約束もなされし位なれば、之を罪することは出來ずと、而るに魏の使者の申すに、秦の韓侈を仕へしめしは全く公仲を重んずるがためなり、今公仲は死せり、韓侈秦にゆくとも、秦は必ず之を國に入れまじ、又たとひ之を入るゝとも、又何しに秦は之を挾み以て恨みを魏に構ふる事を爲さんやと、かやうに申しゝ故韓辰は之を患へて、將に魏の使者の言を聽きて韓侈を罪せんと致し居れり、故に今王、韓侈を御召しにならずんば、韓侈は國に歸らば罪せられんことを恐れて將に山中に伏匿せんとすと、秦王曰く、何ぞ寡人が前約を改めて是の如きの權詐を行ふものと思ふや、寡人は決して前約を渝へずとて、乃ち安伏なるものをして韓侈を召さしめて之を任用せり、

【解義】〔韓侈在唐〕唐は地の名、既に周策に見ゆ、〔韓侈謂秦王曰〕是の句恐らく脫誤あらん、關君長曰く、韓侈在レ唐、且似レ非二自說之言一、疑侈謂間脫二使字一と、一說に韓侈上恐脫二爲字一と、〔後相韓辰〕後相は公仲に對していふ、後の宰相の意なり、韓辰は其の姓名、〔何意寡人如是之權也令安伏〕意は疑なり、權は權變なり、關君長曰く、猶下疑二我變詐一乎上と、令安伏は、鮑注に安伏を以て人名と爲す、吳氏云く無レ考と、固より確據あるにあらざるべし、上の伏の字に對し、疑團なき能はず、鈴木注は曰く、梅君駁レ注云、伏字與二上伏字一同、是也、然令安二字倒、宜レ作二安令一、

今君以所事善平原君者、爲惡於秦也、而善於平原君、乃所以惡於秦也、願君之熟計之也、

【大意】或人、韓の相國に楚に事ふるは秦に惡まるる所以なるを説くことを述ぶ、

【通釋】或人、韓の相國に謂ひて曰く、世人の神醫扁鵲を善みし尊ぶ所以のものは、臃腫などの疾患あるを以ての爲めなり、若し扁鵲を善みし尊ばしめんとしても、世に臃腫などの患疾なからんには、人誰れも扁鵲を尊ぶことを爲すものあらんや、今君の趙の平原君を善みし親しむを事とせらるゝ所以のものは秦に惡まるゝがためなり、しかしながら平原君を善みせらるゝは、乃ち反りて是れ秦に惡まるゝ所以なり、願はくは君之を熟計せられんことをと、

【解義】「所以善扁鵲者爲有臃腫也」扁鵲は古への名醫、史記本傳に詳かなり、臃は癰に同じ、腫物の名なり、「使善扁鵲至人莫之爲之也」是れ亦「使善扁鵲」の句と「無臃腫」の句とを倒まに置き換へて見るべし、即ち臃腫がなきものなれば、扁鵲を尊ぶことを人は爲さずとの意なり、是の爲は「ナス」と訓ず、行爲なり、上の「爲有」の爲は「タメ」と訓ず、「之爲之」の上の爲は恐らくは衍、「今君以所事善平原君者」以所は恐らくは倒置、

○韓相公仲使韓侈之魏請攻秦、秦王說之、魏侈在唐、公仲死、韓侈謂秦王曰、魏之使者謂後相韓辰曰、公必爲魏罪韓侈、韓辰曰、不可、秦王仕之、又與約事、使者曰、秦之仕韓侈也、以重公仲也、今公仲死、韓侈之秦、秦必弗入、入又奚爲挾之以恨魏王乎、韓辰患之、將聽之矣、今王不召韓侈、韓侈且伏於山中矣、秦

韓公仲曰、今公疾攻魏之運、魏急、則必以地和於齊楚、故公不如勿攻也、魏緩、則必戰、戰勝、攻運而取之易矣、戰不勝、則魏且內之、公仲曰、諾、張丑因謂齊楚曰、韓已與魏矣、以爲不然、則盍觀公仲之攻也、公仲不攻、齊楚恐、因講於魏而不告韓、

【大意】張丑、齊楚を合して魏に結ばんとし、韓の公仲に說きて魏を伐つことを止めしめ、韓魏相和合するがごとく思はしめて、遂に齊楚を魏に合することを述ぶ、

【通釋】張丑の齊楚兩國を合せて魏と講和するや、下の如き策を行へり、先づ韓の公仲に謂ひて申すに、公今急に魏の運を攻められしが、魏愈〻危急にならば、必ず地を以て齊楚に和合せん、故に之を攻むるなきに如かず、魏が他の攻擊を受けず餘裕が出來れば、必ず齊楚と戰ふべし、而して魏が戰ひに勝てば、勝ちても其の兵は必ず疲勞すべし、其の疲勞に乘じて運を攻むれば、之を取ること甚だ易し、若し又魏が戰ひに勝たずば、魏は將に運を韓に內れ贈りて援助を求めんとすと、公仲曰く、承諾せりと、因りて運を伐つことを止めたり、張丑乃ち此度は齊楚の方に參りて謂ひて申すに、韓は已に魏に與せり、若し之を以て然らずと爲し疑はゞ、盍ぞ公仲の魏を攻むるや否やを觀ざると、公仲果して丑の言の如く魏を攻めざりしかば、齊楚は全く魏が韓と合したるものと思ひて、因りて魏に講和して韓には告げざりき、

【解義】〔攻魏之運〕運は鮑本に鄆に作る、注に曰く、後志琅邪東莞有鄆亭と、〔因講於魏而不告韓〕是の句倒にして見るべし、卽ち韓に告げずして魏に講和すとの意なり、

○或謂韓相國曰、人之所以善扁鵲者、爲有臃腫也、使善扁鵲、而無臃腫也、則人莫之爲之也、

故善爲レ計者、不レ見ニ內行一、

【大意】韓の國力秦に敵せざるを以て、內心甚だ秦を疏んずれども、外面には之に親睦し、其の實を表せん爲に、美人を賣りて其の金を秦に獻ず、美人秦に在りて、韓の秦を疏んずるを告ぐ、客因りて他の方法によりて金を作るべきを說くことを述ぶ、

【通釋】秦は大國にて力强し、韓は小國にて力弱し、故に韓は內實甚だ秦を忌み疏んずれども、秦は大國にて其の力敵し難きを以ての故に、表面は秦に親密にするが如くに裝ひ、其の親密の實を表するには、金にあらざれば外によき方法もなきにより、美人を賣りて金を作らんとしたるに、其の價ひの高きが爲に他の諸侯は之を買ふこと能はず、故に秦が三千金を以て之を買取りたり、韓は乃ち其の金を以て秦に進呈して秦の御機嫌を取りたり、是れ秦は自分の出したる金が復戾り來りたることなれば、卽ち金を出して置きながら、反りて其の金と美人との兩方を得たるなり、且つ韓の美人は秦に在りて、韓の內情を秦に告げて申すに、韓は表面秦に親しむが如くなれども、其の實甚だ秦を疏んぜりと、是によつて之を見れば、韓は美人と金とを幷せ失ひて、其の上に又其の秦を疏んずといふことまでが其の爲に益、始めて明かに曝露されたり、其れ故に客の韓の爲に說く者あり、曰く、畢竟美人などを賣りて金を作る故に斯樣なる間違ひが起るなり、それよりは淫靡奢侈に消費する無用の費用を止めて、それを以て金を作りて秦に獻ずるに如かず、さすれば是の金は必ず我が目的の如く行はれて而して韓の秦を疏んずといふ內情も明かに知られず、まことに都合よく參るなり、それに又美人はよく內輪の事情を知るものなれば、之を賣るといふは甚だ間違ひたることとなり、故に善く事を計るものは決して我が內行を外に見はさぬ樣にするなりと、

【解義】〔韓甚疏秦至無以也〕見は外見なり、鈴木汪曰く、見與下不見內行之見同、言韓甚惡秦、而外見親秦也、計之云云、計此事、非以金事秦、則無以爲也、鮑補韓字、吳爲字倒、皆非と、〔從是觀之〕從は「ヨリテ」と訓ず、由に同じ、

○張丑之合齊楚講於魏也、謂

○韓陽役於三川而欲歸、足强爲之說韓王曰、三川服矣、王亦知之乎、役且共貴公子、王於是召諸公子役於三川者而歸之、

【大意】韓陽、三川に行役して歸心甚だ切なり、强足爲に韓王に說くに、諸公子を三川に置くは王の爲に不利なるを以てし、韓王乃ち諸公子を三川より召し歸すことを述ぶ、

【通釋】韓の公子韓陽が三川に征役に參り居りしが、倦みて國に歸らんことを希望す、足强因りて之が爲に韓王に說きて申すに、三川已に我れに服せり、王に於かせられても亦之を御存知にあらせらるゝや、三川の役に之きし者共が將に公子達を貴び敬めて、將に之を立んと致し居れり、速かに御召し歸しにならずば禍ひを釀さんと、韓王是に於て諸公子の三川に征役するものを悉く呼び寄せて國に歸したれば、韓陽亦歸ることを得たり、

【解義】〔役且共貴公子〕鮑注に云く、役、役人、公子謂陽等輩、貴言立之爲君上、蓋し役人等の之を貴ぶは韓王の忌む所なり、故に足强此の言を爲したるなり、

○秦大國也、韓小國也、韓甚疏秦、然而見親秦、計之非金無以也、故賣美人、美人之賈貴、諸侯不能買、故秦買之三千金、韓因以其金事秦、秦反得其金與韓之美人、韓之美人因言於秦曰、韓甚疏秦、從是觀之、韓亡美人與金、其疏秦乃始益明、故客有說韓者曰、不如止淫用、以是爲金以事秦、是金必行、而韓之疏秦不明、美人知內行者也、

桓公を尊ぶや、猶其の周の天子襄王を尊ぶが如きなり、而るに今日の天子は、古への襄王の如く天下の尊敬を受くることは得て爲すべからず、故にたとひ桓公の如く霸と爲るとも、吾れは之を爲さずといふ者は豈に過てる謀にして尊といふことを知らざるものにあらずや、夫れ韓氏の士數十萬、皆同じく哀侯を戴きて以て君と爲す、而して許異のみ獨り宰相の位を取りしものは他にあらず、（率先の功によるをいふ）諸侯の君、皆同じく周室を奉じて周室の御用に任ぜざるなし、而して桓公のみ獨り霸を取りしものは是れ亦他の故にあらざるなり、（天子を尊敬して天子の命を以て諸侯に臨みし故なり）今强國の秦が將に帝王の兆ある時に當りて、國を以て天下に先ちて之を尊び之に從ふ者は、是れ桓公、許異の類なり、豈に善謀と謂はざる可けんや、之に優る善謀はなし、夫れ先づ强國に與する事の利は、强國能く王たるを得ば、我れも必ず之が霸と爲るを得べし、若し又强國が王たる能はざる場合にも、以て其の兵を避け之をして我れを伐つこと無からしむべし、然れば則ち强國事成らば、我れ帝を立てゝ己れは霸と爲り、强國若し事成らざるも、猶これ我れを德とせん、今强國に與し、强國の事成れば勿論幸福が有り、若し成らざる時は强國我れを德として我れに親しむべければ、我れに於て患なし、然れば則ち先づ强國に與する者は實に聖人の計なりと、

【解義】〔許異蹙哀侯而殪之〕蹙は鮑本に蹷に作る、注に云く、蹷猶三留侯躡二漢王足一、蓋使二之佯死一と、諸說多く之に從ふ、恐らくは非なり、蓋し聶政の韓傀を刺すや、韓傀、哀侯を抱きて救ひを求む、聶政、傀を刺し、餘刃哀侯を傷す、急遽の際哀侯を扶け去るに遑あらず、許異卽ち韓傀と引離さんが爲に哀侯を蹷て之を突き退けたり、哀侯は不意に蹷られたるが爲に殪れて傀と離れ、危難を免れしなり、蹷字、殪字、正に當時の活劇を寫し出して眼前に躍如たらしむ、之を蹈と解し、佯死せしむと爲すが如きは、餘りに實地に遠き解釋にして、筆者苦心の文字を無にするものといふべし、〔許異終身相焉〕終身は許異に屬して見るべし、吳氏之を哀侯に屬して解く、故に冗辯を費せり、今取らず、〔今强國將有帝王之釁〕鮑君長曰く、釁謂二龜裂爲一レ兆、言レ有二帝王之兆一と、

弗爲云者、豈不爲過謀而不知尊哉、韓氏之士數十萬、皆戴哀侯以爲君、而許異獨取相焉者、無他也、諸侯之君、無不任事於周室也、而桓公獨取霸者、無他也、今强國將有帝王之亹、而以國先者、此桓公許異之類也、豈可不謂善謀哉、夫先與强國之利、强國能王、則我必爲之霸、强國不能王、則可以避其兵、使之無伐我、然則强國事成、則我立帝而霸、强國之事不成、猶之厚德我也、今與强國、强國之事成則有福、不成則無患、然則先與强國者、聖人之計也、

【通釋】昔し東孟の會に聶政、陽堅が宰相の韓傀を刺したる時、其の君哀侯をも并せ刺したるに、側に居りし許異故らに直ちに哀侯を足にて蹙り殪し、殺されたる樣に見せ、以て其の乃を免れしむ、而して哀侯後に立ちて鄭(卽ち韓)の君と爲り、韓氏の人民皆其の命令を聽かざるものなし、則ち哀侯をして君位に卽かしめたるは許異之が率先者たり、其の故に哀侯立ちて君と爲りて深く之を德とし、許異を終身宰相の地位に置けり、而して韓國の許異を尊ぶことは、猶其の君哀侯を尊ぶと同樣に尊敬したり、而るに今日の鄭君は、古への哀侯の如く人民の尊敬を受くることは得て爲すべからず、故にたとひ終身之に宰相と爲るといふとも、吾れは之を爲さずといふ者は豈に過てる謀にあらずや、昔し齊の桓公は諸侯を九合したるが、未だ嘗て周の襄王の命を以て之を行はざるはなし、然れば則ち斯く襄王を尊ぶと雖も桓公も亦霸業を定むるを得たり、其の九合せられたる諸侯の

らば、宜しく越の吳に對するが如くならしむべし、夫れ形を攻むること越の如くならず、心を攻むること吳の如くならず、而して君臣上下少長貴賤畢く霸王と呼ぶ、臣竊かに思へらく、是れ猶井戶の中に在りて、我れ將に汝の爲に火を求めんとすといふが如く、決して出來ざる事なりと、

【解義】（秦穆公一勝ニ至定天子」）秦晉の韓原に戰ふ事、左傳僖公十五年に在り、晉楚の城濮に戰ふ事、同僖公二十八年に在り、天子は、姚注に云ふ、曾改レ子作レ下と、是に似たり、（立尊令成功名於天下）鮑氏、立尊を以て句と爲し、令の下に注して云ふ、令猶レ使と、吳氏は尊令を以て句と爲す、關君長曰く、尊謂ニ尊爵、令謂ニ制令、總ニ言穆文皆得レ成ニ伯業ヲ也と、今之に從ふ、（身執禽而隨諸御）鮑注に云く、禽鳥小鷙也と、吳師道曰く、執ニ禽鳥ヲ而服レ役と、岡井叔皮曰く、按執拘執也、禽與レ擒同、下文禽ニ夫差ヲ亦同と、今鮑說に從ふ、（與成而不盟）成は平なり、「タヒラギ」と訓ず、唯講和のみを爲して別に盟約を爲さゞるは、越に對する寬大の處置にして、上の「戶撫レ之」と共に、所謂る其の心を攻むるものなり、

東孟之會、聶政陽堅、刺ニ相兼ヌ君ヲ、許異蹴ニ哀侯ヲ而殪レ之、立以爲ニ鄭君ト、韓氏之衆、無ニ不レ聽レ令者ニ、則許異爲ニ之先ト也、是故哀侯爲レ君、而許異終身相焉、而韓氏之尊ニ許異ヲ也、猶ニ其尊ニ哀侯ヲ也、今日鄭君不レ可ニ得テ而爲ス也、雖ニ終身相タリト之焉、然而吾弗レ爲云者、豈不レ爲レ過謀哉、昔齊桓公九ニ合諸侯ヲ、未ニ嘗不一レ以ニ周襄王之命ヲ、然則雖レ尊ニ襄王ヲ、桓公亦定レ霸矣、九合諸侯之尊ニ桓公ヲ也、猶ニ其尊ニ襄王ヲ也、今日天子不レ可ニ得而爲ス也、雖レ爲ニ桓公ヲ、吾

形乎、宜使如越、夫攻形不如越、而攻心不如吳、而君臣上下、少長貴賤、畢呼霸王、臣竊以爲猶之井中、而謂曰我將爲爾求火也、

【通釋】昔し秦の穆公は一とたび晉と韓原に戰ひて西州に霸と爲れり、又晉の文公は一とたび楚と城濮に戰ひて天下を定めたり、是れ皆一勝を以て天下に尊名を立て（霸となるをいふ）制令を布き功名を成したるなり、今秦は數世連續して强力なる國なり、大勝は十を以て數ふべく、小勝は百を以て數ふべし、故に霸王の業は疾くに成るべき筈なるに、之を大にしては王とも爲らず、之を小にしては霸とも爲らず、尊名も立つ所なく制令も行ふ所なし、然るに相替らず春秋に兵を用ひ、年中攻伐を止めざるものは、彼の秦穆、晉文等の如く天下に尊を立て名を成すを求むるにあらず、必ず他に大望あるに相違なし、（暗に天子と爲るの望みあるをいふ）昔し先王の人を攻むるの道に、名の爲にする者あり、實の爲にする者あり、名の爲にする者は敵の心を攻め、實の爲にするものは敵の形を攻む、其の例は、昔し吳が越と戰ひしに、越人は大敗して會稽山の上に盾籠りたり、因りて吳人は越の國に進入して、戶毎に之を撫恤して其の民心を安んず、越王乃ち大夫種をして講和を吳に行ひ求めしめ、其の條件として、男子は皆吳の臣となり、女子は皆吳の妾と爲り、越王自身も小鷲を執りて吳王の臣下となりて諸御の列に隨はんことを願ひたれば、吳人果して其の請ひを聽して與に和を講じ、而して別に盟を行はざりき、其の後越は多年の苦心に勢力を恢復し、復吳と戰ひて、此の度は吳人の大敗に歸せり、是に於て吳人亦越の如く、男子は臣と爲り、女子は妾と爲らんことを請ひ、反りて前年越が吳に事へし禮を以て越に事へたれども、越人は之を聽かず、遂に吳國を殘亡して其の君夫差を擒にしたり、此れ卽ち其の形を攻めたるものなり、今秦に對して將に其の心を攻めんとするならば、宜しく吳の越に對するが如くならしむべし、又其の形を攻めんとするな

說文に云く、瑞玉也、上圓下方、圭以封諸侯、故从重土と、周禮春官典瑞に、王執鎮圭、公執桓圭、侯執信圭、伯執躬圭と、既に周策及び楚策に見ゆ、〔必外靡於天下矣〕鮑注に云く、靡蔑視之と、岡井叔皮曰く、按 靡爾雅無也、言外驕諸侯也、關依爾雅、是、鮑注蔑視、蓋亦據之、玉篇侈靡、集韻散也、呉依之、亦通、碕曰、靡磨通、謂相爭也、未知所據と、〔是我俛於一人之下而信於萬人之上也〕俛は屈に同じ、信は伸に通ず、

昔者秦穆公一勝於韓原、而霸西州、晉文公一勝於城濮、而定天子、此皆以一勝立尊令成功名於天下、今秦數世强矣、大勝以十數、小勝以百數、大之不王、小之不霸、名尊無所立、制令無所行、然而春秋用兵者、非以求王尊成名於天下也、昔先王之攻、有爲名者、有爲實者、爲名者攻其心、爲實者攻其形、昔者呉與越戰、越人大敗、保於會稽之上、呉人入越、而戶撫之、越王使大夫種行成於呉、請男爲臣、女爲妾、身執禽而隨諸御、呉人果聽其辭、與成而不盟、此攻其心者也、其後越與呉戰、呉人大敗、亦請男爲臣、女爲妾、反以越事呉之禮事越、越人不聽也、遂殘呉國、而禽夫差、此攻其形者也、今將攻其心乎、宜使如呉、攻其

心矣、而王與諸臣不事爲尊秦以定韓者、臣竊以爲王之明爲不如昭釐侯、而王之諸臣忠、莫如申不害也、

【大意】或人、韓王に、昭釐侯、申不害が魏に事ふるの心を以て秦に事ふるの利益を說くことを述ぶ、蓋し亦秦の爲にする者ならん、是の文雙關法を用ひ、一開一闔、一揚一抑、古を援き今を論ず、脈絡整然、策奇警にあらずと雖も、亦以て人を動かすに足る、

【通釋】或人、鄭王卽ち韓王に謂ひて曰く、昭釐侯は一世の明君なり、又其の臣の申不害は一世の賢士なり、而して韓と魏とは匹敵對等の國なり、而るに申不害は昭釐侯に勸めて、與に珪を執り禮を卑うして梁君に謁見せるは、元より卑屈なることを好みて尊敬せらるゝことを惡むにあらず、又思慮を過りて謀議を失ひたるにもあらず、全く深謀遠慮ありてのことなり、申不害の事を計るや、曰く、我れ今珪を執りて魏に屈すれば、魏君必ず韓に志を得て驕慢の心を生じ、天下を蔑視すべし、さすれば魏は必ず疲弊し、諸侯必ず魏を惡みて韓に事へん、是れ我れ一人の下に屈して萬人の上に伸ぶるなり、夫れ魏の兵を弱めて韓の權を重くするには、一時屈辱を忍びて魏に朝するに如かずと、昭釐侯の之を聽きて能く之を實行せるは明君なり、申不害の能く事を慮りて之を其の君に申上げたるは忠臣なり、現今の韓國は始めの韓國よりも弱し、而るに今の秦國は始めの秦國よりも强し、今秦は梁君の如き心あり、(諸侯をして己を尊敬せしめんとするの心あると、猶梁君の韓に對する心の如きをいふ)而るに王と王の諸臣とは、秦を尊びて以て韓國の安定を圖ることを爲されず、臣竊かに思へらく王の明は昭釐侯に如かず、而して王の諸臣の忠は申不害に如くなしと、

【解義】〔謂鄭王曰〕韓、鄭を滅し、移りて之を都す、故に韓王を鄭王と稱す、魏王を梁王と云ひ、楚王を郢王と云ふと同じ、〔昭釐侯、申不害〕昭釐侯は上に在る昭侯の事なり、申不害亦上に出づ、〔敵侔之國也〕侔は音「ボウ」、「ヒトシ」と訓ず、對等なり、〔執圭而見梁君〕圭は珪に同じ、人に對する時に執る所の玉なり、

て、子が其の父に事ふるが如くすと雖も、猶將に之を亡ぼさずんば止まざらんとす、故に其の行の廉潔なると伯夷の如くなりと雖も、猶將に之を亡ぼさんとす、又其の行の暴逆なること桀紂の如くなりと雖も、猶將に之を亡ぼさんとす、(此の方の行の如何に拘はらず、之を滅ぼさゞれば止まざるをいふ)それ故に如何程此方より誠を盡して善く之に事ふと雖も益なき事なり、屈從して之に事ふれば、啻に以て其の國を存する事を得べからざるのみならず、適〻以て反りて自ら滅亡を速かにするに足るなり、然れば則ち山東諸侯は能く從親し合同して、而して相互に堅く團結して一の如くなるにあらずんば、必ず皆滅亡するに至らんと、

【解義】〔秦王欲出事於梁〕事は軍事なり、攻伐をいふ、既に周策に解せり、梁は魏の都、〔絳安邑〕皆魏の地、既に魏策に見ゆ、〔東闚周室甚唯寐忘之〕闚は「ウカヾフ」と訓ず、物の隙間よりうかゞひ見ることにて、周室を取らんとねらひうかゞふなり、寐の下に時。の字を添へて見るべし、

○謂鄭王曰、昭釐侯、一世之明君也、申不害、一世之賢士也、韓與魏、敵侔之國也、申不害與昭釐侯、執圭而見梁君、非好卑而惡尊也、非慮過而議失也、申不害之計事曰、我執珪於魏、魏君必得志於韓、必外靡於天下矣、是魏敝矣、諸侯惡魏、必事韓、是我俛於一人之下、而信於萬人之上也、夫弱魏之兵、而重韓之權、莫如朝魏、昭釐侯聽而行之、明君也、申不害慮事而言之、忠臣也、今韓弱於始之韓、而今之秦強於始之秦、今秦有梁君之

同、事之雖如子之事父、猶將亡之也、行雖如伯夷、猶將亡之也、行雖如桀紂、猶將亡之也、雖善事之無益也、不可以爲存、適足以自令亟亡也、然則山東非能從親合、而相堅如一者、必皆亡矣、

【大意】　秦王の魏を伐たんとするや、或人韓王に說くに、秦に事ふるの不利にして、魏と結び山東合從して秦に當るの有利なるを以てすることを述ぶ、

【通釋】　或人、韓王に謂ひて曰く、秦王は將に兵を出して梁（魏）に向ひ、其の絳安邑の地を攻めんとす、若し魏に萬一の事ありては、韓も必ず其の害を免れざるべし、此の際韓の計は如何なる方法を取られんとするか、元來秦王の韓を伐ち取りて、それより東周室を取らんと闘ふの念甚だ切にして日夜之を思ひ、唯寐ねたる時のみ之を忘るゝのみなり、而るに今韓之を察せず、反りて秦に與せんと欲す、必ず山東の大禍を爲すべし、秦の梁を攻めんと欲するは、他の子細あるにあらず、梁を得て以て韓に臨まんと欲してのことなり、然れども梁の之を聽かざるを恐る、故に、先づ兵を向けて之を伐ち、梁を苦しめ疲らして梁を手懷け梁と交りを固めんと欲するなり、而るに王之を察せず、梁の急を救はれず、局外中立を守らんとせらる、梁は必ず韓の己れに與せざるを怒り、必ず挫け折れて秦に從ひ秦の用と爲らん、秦魏合して韓を攻めば、韓必ず擧げられ亡びん、願はくは王の之を熟慮し給はんことを、故に韓のためを計れば、急に重臣を使者として趙梁に赴かしめ約して復兄弟の交りを結び山東諸侯をして皆精銳の師を以て韓梁の西の邊陬を戍らしめ、以て秦を禦ぐに如かず、此の如く爲すにあらざれば、山東一帶は以て其の滅亡を救ふの道なし、此れ實に萬世の計なり、今秦の天下を幷合して之に王たらんと欲するの心あるや、古への秦とは同じからず、（古への秦は只霸權の獲得に滿足せしが、今の秦は天下を幷呑し、天子と爲らざれば止まざるの大望あり、故に不同といふ）故に縱令如何程柔順にし

不字、言韓欲合於秦、而諸侯惡而離之、故離合不定也と、今案ずるに、是れ秦王の「吾固患韓之難知」に答へて、韓の知り易きを陳ぶるなり、安井息軒曰く、天下不禁韓攻宋、是令韓可知矣、然韓西不事秦、不能攻宋、而今韓已攻宋矣、是其心可知也と、鈴木汪曰く、此句對下中國白頭游敖之士云云句看、蓋韓之難知、天下游士爲之也、今韓固已攻宋、勢不得不事秦、天下游士不能復離其交、是令韓可知也と、「中國白頭游敖之士」白頭は白髮なり、游は遊と同じ、敖は傲と同じ、游敖は傲遊と同じ、乃ち意氣昂然として諸侯に游說するものをいふ、「伏軾結靷」軾は車前の横木、(車に上る者、立ちて之による)靷は「ムナガイ」と訓ず、馬の胸部に當つる馬具なり、即ち車に駕する形容なり、「何也則晉楚智而韓秦愚也」何也則は何ぞやとなれば則ちといふことなり、正解に云く、此與孟子何哉君所爲、若是乎、賢者之無益於國也同字法と、岡井叔皮曰く、何也二字恐倒、何字屬下句、則字疑誤衍と、

○或謂韓王曰、秦王欲出事於梁、而欲攻絳安邑、韓計將安出矣、秦之欲伐韓以東闚周室甚、唯寐忘之、今韓不察、因欲與秦、必爲山東大禍矣、秦之欲攻梁也、欲得梁以臨韓、恐梁之不聽也、故欲病之以固交也、王不察、因欲中立、梁必怒於韓之不與己、必折爲秦用、韓必擧矣、願王熟慮之也、不如急發重使之趙梁、約復爲兄弟、使山東皆以銳師戍韓梁之西邊、非爲此也、山東無以救亡、此萬世之計也、秦之欲幷天下而王之也、不與古

の爲に秦王に說きて申すに、韓珉の宋を攻むるや、全く大王の御爲にする所以なり、何となれば韓國の强を以て其の上に之を輔くるに宋を以てすれば、楚魏は必ず之を恐れん、恐れば必ず西面して秦に事ふべし、さすれば王は一兵器をも折り損ぜられず、一人をも殺されずして、魏の安邑を割きて秦の御所有と遊ばさるゝことを得らるべし、(魏が秦に事へんとて安邑を秦に獻ずるをいふ)此れ實に韓珉の秦の爲に禱る所なりと、秦王曰く、然しながら吾れは固に韓國の眞意の知り難きことを患ふるなり、或は合從し、或は連横す、其の態度曖昧にして一定せず、此れ其の說果して如何なる譯なりやと、蘇代對へて曰く、韓の態度の曖昧にして知り難きは、天下の諸侯が固に韓をして知り難きの態度を餘義なくせしむるなり、(韓は秦に合せんとしても、他の諸侯之を沮止して秦に合せざらしむるをいふ)今韓は已に宋を攻めたれば、諸侯の己れを罪することを恐れ、其れ必ず西面して秦に事へ、秦の萬乘の强力を以て自ら輔けと爲さんと致すべし、西面秦に事へざれば、宋の地は安穩に維持することは能はず、然るに中國の白頭游說の士は、皆智を積み慮を費して秦韓の交りを離間せんと欲し、軾に伏し靷を結びて西に馳せ秦に至る者は、未だ一人も韓を善くいふ者あらず、叉軾に伏し靷を結びて東に馳せ韓に至る者は未だ一人も秦を善くいふ者あらず、秦に往く者は韓を毀り、韓に往く者は秦を毀りて、皆韓秦の相合親するを欲せず、何ぞ晉楚の爲す所は此の如く智にして、韓秦の爲す所は此の如く愚なるや、晉楚合すれば必ず韓秦を伺ひねらひ、韓秦合すれば必ず晉楚を圖る、是れ必然の勢ひなり、此の如く韓は秦に合せんと致しても、秦は晉楚の計略に陷りて韓を惡み竟に晉楚の乘ずる所となる、是れ秦の爲に甚だ不利なり、王請ふ之を熟慮せられて以て事を決せられよと、秦王曰く善しと、其の怒りを解きたり、

【解義】〔新城陽晉〕新城、陽晉は供に地名、既に前に見えたり、皆當時秦の邑なり、〔韓珉〕韓の大臣の名、既に見ゆ、〔一從一横此其說何也〕是れ韓の一從一横定りなきの說(卽ち理由)如何と、蘇代に詰問するなり、鮑注に云く、〔韓難レ知、而代說如レ此何也〕と、恐らく非なり、〔天下至攻宋矣〕正解に云く、韓下疑脫ニ

記者の言なり、

○韓人攻宋、秦王大怒曰、吾愛宋、與新城陽晉同也、韓珉與我交、而攻我所甚愛、何也、蘇代爲韓說秦王曰、韓王之攻宋、所以爲王也、以韓之强、輔之以宋、楚魏必恐、恐必西面事秦、王不折一兵、不殺一人、無事而割安邑、此韓珉之所以禱於秦也、秦王曰、吾固患韓之難知、一從一橫、此其說何也、對曰、天下固令韓可知矣、韓固已攻宋矣、其西面事秦、以萬乘自輔、不西事秦、則宋地不安矣、中國白頭游敖之士、皆積智欲離秦韓之交、伏軾結靷西馳者、未有一人言善韓者也、伏軾結靷東馳者、未有一人言善秦者也、皆不欲韓秦之合者、何也、則晉楚智、而韓秦愚也、晉楚合、必伺韓秦、韓秦合、必圖晉楚、請以決事、秦王曰、善、

【大意】　秦王、韓の宋を攻むるを怒る、蘇代、韓の爲に秦王に說くに、韓の宋を攻むるは秦のためなるを以てし、且つ秦韓の不和は晉楚の望む所なれば、韓に絕つの不利なるを說くことを述ぶ、

【通釋】　韓人、宋を攻む、秦王大に怒りて曰く、吾れ宋を愛すること、我が新城、陽晉と同じことなり、而るに韓珉は我れと交誼を結び居りながら、我が甚だ愛する所の宋を攻むるは何事ぞやと、蘇代因りて韓

存、

【大意】　五國合從して秦を攻め、勝たず、市丘を攻めて其の償と爲さんことを恐れ、魏順、市丘君の爲に楚王に說きて、市丘を伐つなからしむることを述ぶ、

【通釋】　五國從約して共に秦を攻む、其の時楚王が合從の長となり秦を攻めたれども、秦を敗りて秦に損害を與ふること能はず、因りて聯合兵は疲れて成皐に逗留を致したり、魏順乃ち市丘君に謂ひて曰く、五國秦を伐つの兵疲るれば、必ず市丘を攻めて以て其の軍資の損失を償はん、故に尊君は臣に資用を給せられよ、臣請ふ尊君の爲に天下の兵の市丘を攻むるを止めさせるやうに致すべしと、市丘君の申すに、善し、何分宜しく賴むといひて、因りて資用を給して之を遣はせり、そこで魏順は南の方楚に參りて楚王に謂ひて申すに、大王今五國を約せられて共に西の方秦を伐たれたれども、秦を傷ること能はずして御引上げになられたり、天下將に是れを以て大王を輕蔑致して秦國を重んじ尊ばんとす、故に此の際大王何ぞ王の天下諸侯に於ける交際上の信用を卜し試み給はざるやと、楚王の申すには、それは如何致せばよろしきやと、魏順對へて曰く、今天下の兵皆疲れたり、必ず市丘を攻めて其の軍費の償を取らんと致すべし、大王今天下の諸侯に令して市丘を攻むること勿らしめよ、五國が大王を重んぜば、必ず將に大王の御命令を聽きて市丘を攻めざるべし、若し又大王を重んぜずんば、將に王の御命令に背反して市丘を攻めんとす、されば則ち大王の天下の諸侯に重んぜらるゝか、輕んぜらるゝか、其の輕重必ず明かに分り申すべしと、楚王之に從ひ、乃ち令を出して市丘を攻むることを禁せしに、皆其の命に從ひて市丘を攻むることを止めたり、故に楚王が其の交りを卜したるが爲に、市丘は兵禍を免かれて無事に存することを得たり、

【解義】〔五國約而攻秦〕吳師道曰く、此懷王爲ニ從長一、合ニ齊趙韓魏燕及匈奴一伐レ秦時事、在ニ懷王十一年、韓宣惠王十五年一と、又曰く、此役本六國、言ニ五國重レ王、則楚在レ外、史年表等書ニ五國一、故因レ此稱ニ五國一と、〔魏順謂市丘君曰〕鮑注に云く、太公世家、君其長也と、正解に云く、市丘君、蓋韓附庸而當時屬レ秦者、故策在レ此と、〔故楚王卜交而市丘存〕「故」已下は

未だ位を定めざりしに當り、其の弟時に周に在り、因りて周にては車百乘を附けて之を鄭重にして韓國に送り歸して韓君と爲さんと欲したるが、韓咎の方が先づ其の國に入り、立ちて君と爲りたれば、韓が周に在りし弟を立てざらんことを恐れて躊躇せり、周の策士綦母恢の申すに、百金を別に用意して之に從はしむるに如かず、若し韓が之を立てゝ君と爲さば、直ちに其の金を以て韓君を戒備する用に供すべし、若し又立てざる時は、則ち韓の爲に來りて國賊を致すと曰はしむべし、左樣致せばどちらにしても韓は必ず悅ぶべしと、

【解義】〔韓咎〕即ち公子咎なり、〔重而送之〕重は禮過を鄭重にすること、〔綦母恢〕周の臣、既に周策に見えたり、〔韓咎立至曰來効賊也〕咎の字恐らく訛誤あらん、鮑氏は咎字を以て衍と爲す、正解は曰く、咎當レ作レ若、字之誤也と、咎既に立ちて其の弟を立てざれば、其の弟を敵視するに相違なし、故に韓國の賊を爲すべき者を効し送るといひて、其の意を迎へんとするなり、

○五國約而攻秦、楚王爲從長、

不能傷秦、兵罷而留於成皐、魏順謂市丘君曰、五國罷、必攻市丘、以償兵費、君資臣、臣請爲君止天下之攻市丘、市丘君曰、善、因遣之、魏順南見楚王曰、王約五國而西伐秦、不能傷秦、天下且以是輕王而重秦、故王何不卜交乎、楚王曰、奈何、魏順曰、天下罷、必攻市丘、以償兵費、王令之勿攻市丘、五國重王、且聽王之言、而不攻市丘、不重王、且反王之言而攻市丘、然則王之輕重必明矣、故楚王卜交而市丘

周佼は西周を以て秦に善くし親しみたるを以て、其勳功に依り梗陽に封ぜられたり、又周啓は東周を以て秦に善くし事へたるを以て、平原に封ぜられたり、今公も亦韓を以て秦に善くせらるゝときは、韓の兩周よりも重きことは計へきれぬ程の相違なり、而して秦の天下併合の機を爭ふや、前日の時に萬倍も致し居れば、今公若し韓を以て天下の先き掛けをなして秦に合せば、秦必ず大に悅び、公を以て諸侯と爲し、以て天下に明示して其の功を顯はすべし、公此の計を行はれなば、是れ其の公の一身に於ける大利益なり、願くは公の何れなりとも務めて之を實行せられんことをと、

【解義】「合離之相續則韓最先急矣」合離は上文の「天下散」と「天下合」との二者を承けて言ふ、乃此處の合離の合は上の「天下合而離レ秦」の合と異なり、專ら秦に對しての合離と見るを可とす、下文に「天下不レ合レ秦」の句あり、以て知るべし、「而秦之爭機也萬於周之時」關君長曰く、言下韓有ニ秦好一、則其重ニ於二周一無ニ計數一、而秦爭ニ得レ韓之機會一、萬中於欲レ周之時上と、岡井叔皮曰く、按言丁秦爭下得ニ天下一之機上萬ニ倍於レ得レ周之時一也と、岡井の說是に似たり、

釐王

名は咎、襄王の子、其の元年は卽ち周の赧王の二十年丙寅なり、

○韓咎立爲レ君、而未レ定也、其弟在レ周、周欲下以ニ車百乘一重而送上レ之、恐ニ韓咎入、韓之不一レ立也、綦毋恢曰、不レ如下以ニ百金一從上レ之、韓咎立、因以爲レ戒、不レ立、則曰ニ來效レ賊也、

【大意】公子咎立ちて、未だ位を定めず、周其の弟の周に在る者を韓に入れんと欲す、而して韓の之を立てざるを恐る、周臣綦毋恢爲に成否に關せず兩利の計を策することを述ぶ、

【通釋】韓の公子咎立ちて韓の君と爲りしも、其の

秦之爭機也、萬於周之時、今公以韓爲天下先合於秦、韓必以公爲諸侯、以明示天下、公行之計、是其於身大利也、願公之加務也、

【大意】或人、公仲の爲に一擧三得の計を陳ずることを述ぶ、要は天下に率先して秦に合し、以て德を秦に賣りて其の君國及び一身の利益を圖るにあり、或人は蓋し秦の爲にするものなるべし、

【通釋】或人、公仲に謂ひて曰く、今一度事を擧げ行ひて、其の事が主君に忠にもなり、韓國に利益にもなり、又公の身に利益にもなり、一擧三得の事あり、願はくは公の之を實行し給はんことを、其の事たる、他にあらず、今天下の諸侯、合從を解き秦に事ふる日には、韓は諸侯中にて最も輕きものなり、(弱小なるをいふ)されば秦より殊に侮蔑を受くべし、又天下の諸侯合從して秦に離れ背く時は、諸侯の中にて韓が最も弱し、されば秦より最先に攻めらるべし、故に天下が秦と或は合し、或は離れ、一合一離、相連續して止まざる以上は、何れにしても韓國は最も先きに危き地位にあり、此れ韓國に君たり民に長たる者の大なる患なり、故に機敏に事を處して天下の機先を制せざる可からず、今公、韓國を以て他の諸侯に先んじて一番先きに秦に合すべし、而して天下の諸侯之に從ひ倣ひて秦に合するときは、是れ韓は卽ち天下の率先者にして、天下を率ゐて以て秦に事ふるものになりて、秦の韓を德とするや必ず厚かるべし、韓は天下諸侯と與に同じく秦に朝しながら、獨り秦より厚く德とせらるゝの利益を取るなり、公之が計を實行せられなば、是れ其の主君に對して此の上もなき至忠と申すべし、若し又天下が秦に合し從はず、秦が命令を發して天下之を聽かざる時は、秦必ず兵を起して以て不服の者を誅せん、秦は久しく天下と怨みを結び難を構へて兵を交へ、其の勝敗決せざるときは、韓は其の間に士民を息め養ひて、以て其の釁隙を待ちて徐ろに之が圖を爲すべし、公此の計を實行せられなば、是れ其の韓國の爲に大に便益なる事なり、昔し

く、左契待レ合而已、右契可三以責二取一と、岡井叔皮曰く、按田敬仲世家、蘇代謂二田軫一云、公常執二左券一以責二秦韓一、索隱曰、劵要也、左不レ正也、言　我以レ右、執二其左一而責レ之、正義云、左劵下、右劵上也、説文契也、从レ刀类聲、以二木牘一爲二要約之書一、以レ刀剖レ之、屈曲犬牙と、〔公之下服〕鮑注に云く、服猶レ事以二侯國一爲レ上、則相猶レ爲レ下也と、關氏曰く、或云、以二服馬一爲レ喩、蓋兩服右爲レ上、左爲レ下、言下不レ爲二諸侯一而爲中國相上也と、〔齊怒於不得魏〕吳師道曰く、齊怒詳二文意一當レ作二秦怒一と、今之に從ふ、〔是公擇布而割也〕布は齊魏に喩ふるなり、割は裁縫の意、〔所謂成爲禍〕成の下に亦の字を加へて看るべし、

○或謂二公仲一曰、今有三一擧而可二以忠レ於レ主、便レ於レ國、利二於身一、願公之行レ之也、今天下散而事レ秦、則韓最輕矣、天下合而離レ秦、則韓最弱矣、合離之相續、則韓最先危矣、此君國長レ民之大患也、今公以レ韓先合レ於レ秦、天下隨レ之、是韓以二天下一事レ秦、秦之德レ韓也厚矣、韓與二天下一朝レ秦、而獨厚取レ德焉、公行二之計一、是其於レ主也至忠矣、天下不レ合レ秦、秦令而不レ聽、秦必起レ兵以誅二不服一、秦久與二天下一結レ怨構レ難、而兵不レ決、韓息二士民一以待二其釁一、公行二之計一、是其於レ國也大便也、昔者周佼以二西周一善レ於レ秦、而封二於梗陽一、周啓以二東周一善レ於レ秦、而封二於平原一、今公以レ韓善レ秦、韓之重二於兩周一也無レ計、而

爲に謀られて不覺を取らん、若し今韓が魏に隨ひて以て秦に善くせば、是れ韓は魏の從屬となるなり、然れば則ち韓は輕くなりて主君は卑しくなるなり、秦已に韓に善くし和すれば、必ず將に其の愛信する所の者を韓に置きて韓國の事を用ひしめて、以て十分に其の希望を遂しうせんと欲するなるべし、然かれば公の身は殆からん、今公は安成君とともに秦魏の和解を爲し、それが成れば固より是の上もなき仕合せなり、成らざるも亦仕合せなり、秦魏の和成りて公正に兩國を攝すれば、是れ韓は秦魏の門戶と爲るなり、然る時は是れ秦魏の尊敬を受けて、韓は重くして主君は尊くなるべし、安成君は東は魏に重ぜられ、西は秦に貴ばれ、右契卽ち證券を操りて公の爲に其の德の報酬を秦魏の主に責め、二國をして地を割かしめて諸侯と爲るは、固より公が當然享有すべき事なり、若し又諸侯と爲る能はざるも、韓魏を安んじ治めて終身宰相の地位を保ちて安樂に世を渡らるべし、是れ公の身に於ける第二の福なり、此の如くなれば、主君も尊くして公の身も安泰なり、夫れ秦魏の兩國は元來終に相聽き相和することの出來ざる國柄なり、秦若し魏と和するを得ずんば、必ず韓に善くし結びて以て魏の交通を塞ぎ止めんと欲すべし、又魏は秦に從はず、必ず務めて韓に取り入りて之と和合し、以て秦に備ふべし、此の如く秦魏皆韓に取り入らんと欲することとなれば、公は何れなりとも韓の利益になる方を擇び之に處せらるべし、猶布の精麤を擇びて己れの意に適するものを割き取るに同じ、秦魏相和せば兩國共に公を德とすべく、若し又兩國相和せずんば兩國とも爭ひて公に事へん、是れ所謂る成るも福と爲り、成らざるも亦福と爲るものなり、願はくは公の之を疑はれずして實行し給はんことをと、

【解義】〔孿子〕孿は音「サン」〔又音「レン」〕、「フタゴ」と訓ず、一乳兩兒とあり、卽ち雙生兒のことなり、〔非公適兩束之〕適は「マサニ」と訓ず、主となる意、束は鮑注に猶約とあり、兩方をしつかり縛り付くることなり、〔是爲魏從也〕從は主從の從なり、卽ち附屬物となりて人の下手につくことなり、〔是韓爲秦魏之門戶也〕門戶は出入必ず由る處、故に秦魏二國必ず韓に由りて事を爲すに喩ふ、〔操右契〕右契は正確なる證券の書札、契音「ケイ」、「ワリフ」と訓す、鮑注に云

卑矣、秦已善韓、必將欲置其所愛信者、令用事於韓以完之、是公危矣、今公與安成君爲秦魏之和、成固爲福、不成亦爲福、秦魏之和成、而公適兩束之、是韓爲秦魏之門戶也、是韓重而主尊矣、安成君東重於魏、而西貴於秦、操右契而爲公責德於秦魏之主、裂地而爲諸侯、公之事也、若夫安韓魏而終身相、公之下服、此主尊而身安矣、秦魏不終相聽者也、齊怒於不得魏、必欲善韓以塞魏、魏不聽秦、必務善韓以備秦、是公擇布而割也、秦魏和、則兩國德公、不和、則兩國爭事公、所謂成爲福、不成亦爲福者也、願公之無疑也、

【大意】或人、公仲の爲に韓の地位勢力を失はずして秦魏を操縱するの策を陳ずることを述ぶ、要は秦魏の和するも成らざるも、韓の福利を失はざらしむるにあり、

【通釋】或人、韓公仲に謂ひて申すに、夫れ孿子即ち雙生兒の相似たる者は、惟其の母親のみ其の見分けが出來るなり、之と同じく事の利害の相似たる者は、惟智者のみ其の見分けが付くなり、今公の國即ち韓國の利害に付きては、其の相似たること、正に孿子のよく相似たるが如し、其の道を得て事を爲せば、主君も尊くして公の身も安泰なり、若し其の道を得ずんば、主君卑しくして公の身も危からん、今韓國は秦魏兩國との和議成れるが、公其の間に立ちて正に兩國を程よく攝束し操るにあらずんば、韓は必ず他國の

戰ふ爲し、其の實は陰に兵甲を授けて魏を勁くし、以て楚と戰はしめ、而して其の間に乘じて魏の西河の外を取れるなり、下文の「今地其將陽言救韓而陰善楚」云々の語、皆之と前後相應ず、國策本文もと誤らず、又闕文無し、解者徒らに自ら紛紜を爲すのみ、〔楚陰得秦之不用也必易與公相支也〕鮑注に云く、不得爲韓用と、岡井叔皮曰く、按不用蓋不用兵也、秦陽言救韓、而陰善楚、不與楚戰也、故曰楚陰得と、易は「タヤスク」と訓ず、上の輕の字に對應す、楚韓共に秦を恃みて自重せず、敵を侮り輕々しく戰ふとの意なり、支は「サ、フル」と訓ず、亦對陣のことなり、〔易三川而歸〕易は貿易なり、正解に云く、易貿也、以救韓伐楚之勞而取三川、猶貿易也と、〔司馬康三反之郢矣〕司馬康は秦の臣、三は三省三思などの三と同じく、數々の意なり、數々郢に往復するをいふ、〔其言曰收璽其實猶有約也〕璽は印璽にして、人に官を授くる時與ふるものなり、今之を收むといふは、昭獻より之を言ふなり、戰國の時、諸侯の臣互に他國の官印を受くる者多し、猶現時列國互に勳章を授くるが如し、故に魏策田需死章に、是三人皆將以其國事魏、而欲丞相之璽と、又華軍之戰章に、魏使段干崇割地而講、孫臣曰、欲璽者段干子也、欲地者秦也とあり、皆以て參考とすべし、〔以公不如亟以解伐〕以は「オモヘラク」と訓ず、是れ公孫昧が公仲の爲に其の考案を述ぶる所なり、或は以字を衍字と爲す、非なり、

○或謂韓公仲曰、夫孿子之相似者、惟其母知之而已、利害之相似者、唯智者知之而已、今公國其利害之相似、正如孿子之相似也、得以其道爲之、則主尊而身安、不得其道、則主卑而身危、今秦魏之和成、而非公適束之、則韓必謀矣、若韓隨魏以善秦、是爲魏從也、則韓輕矣主

齊楚に合するに如かず、さすれば秦は必ず韓國を尊公に委ねて、以て韓を伐つことを解き止むべし、是の如くすれば、是れ公の外にし避くる所のものは只張儀のみにて、其實猶秦の好みを失はざるなりと、（此の如くすれば單に張儀の故智に引きかゝることを避けはづしたりといふまでにて、秦國の感情は損せずして好誼は依然存すとの意なり）

【解義】〔楚圍雍氏〕吳師道曰く、徐廣云、秦記惠王後十三年、楚圍雍氏、紀年於此、亦說楚景翠圍雍氏、韓宣惠五年秦助韓、共敗楚屈匄、又云、齊宋圍煮棗、皆與史記年表及遷世家符、同此是前圍雍氏事也、後圍雍氏、是赧王十五年事、大事記書楚景翠圍韓雍氏、秦樗里疾帥師、救韓敗楚、解題具載徐說、謂世家合而爲一者誤、又按正義云、徐見張儀尚存生此前後之見、此是公孫昧却述張儀時事、愚謂、此策雖曰祖張儀故謀、其下云、先身後儀、又云、所外者儀、似非儀死後之辭、然楚圍之解、實以秦救、公孫衍之言、爲不可信耳、此章宜在前、鮑序次誤と、〔秦爲發使公孫昧入韓〕吳師道曰く、昧音莫葛反、公子昧、唐昧皆然と、一說に發使を以て句と爲す、鈴木汪曰く、秦爲發使句、秦報冷向也、下秦王之言、卽使者所報也、昧適入韓、公仲因問秦情、此非秦使也、不然則公仲之問、昧之對、皆可疑矣、且秦使昧至韓、則當曰秦使公孫昧報韓、發字入字皆不穩と、〔請道於南鄭藍田至殆不合軍於南鄭矣〕請の字は宜の字の義と爲して解すべし、吳師道曰く、正義云、南鄭梁州縣、藍田雍州縣、秦言或出雍州西南至鄭、或出雍東南、歷藍田、出嶢關、俱繞楚北境、以待韓使、而東救雍氏、如此遲緩、近不合於楚矣、按史止作殆不合矣、無軍於南鄭四字、竊謂史爲是、蓋雍氏在陽翟、而此言合軍南鄭、殊不相涉、且上文請道南鄭、而此曰不合軍於南鄭、豈非誤乎と、軍於南鄭の四字は卽衍文ならん、〔秦王必祖張儀之故謀〕張儀の故謀は卽ち下の楚威王攻梁云々の事をいふなり、此の事、本書秦惠文王策に出づ、〔於是攻皮氏〕正解に曰く、按秦策曰、王用儀言、取皮氏卒萬人車百乘、以與魏犀首、據之、攻當作取、而皮氏下必有闕文と、今按ずるに、上文の「與楚」は秦の楚に與するを云へば、秦楚は時に聯軍たり、故に表面は皮氏を攻めて魏と相

が果して韓を救ふべしと思はるゝや、それとも救はざるべしと思はるゝやと、公孫昧對へて曰く、秦王の申さるゝには、請ふ南鄭、藍田に道を取りて以て楚に攻め入り、兵を三川に出して以て公を御待ち申さんと申し居らるゝ故に、殆んど雍氏の戰爭には間に合ふまじと存ずるなりと、公仲の曰く、それは又如何なる故なりやと、公孫昧對へて曰く、秦王は必ず前きに張儀の陳じたる故謀を祖とし之に傚はるゝならん、前年楚の威王が梁(魏)を攻めたる時、張儀が秦王に謂ひて申すに、楚に與して梁を攻むれば、魏國は折れて楚に入り從ひ申すべし、韓は固より楚國の與國なれば、秦は孤立となるべし、故に兵を出して以て魏を勁くするに如かずと、(魏を煽動して楚と戰はしめ以て自ら利せんとするをいふ、卽ち下に述ぶる所の如し)是に於て秦王は張儀の言に從ひて、表面は魏の皮氏の地を攻め、楚に油斷をさせて、陰かに援助を與へて魏の勢力を勁くしたれば、魏は之を恃みにして楚に屈せざりしかば、楚の威王怒りて魏と大に戰ひ、楚魏相爭ふ間に乘じて秦は魏の西河の外を取りて、以て引揚げ歸りたり、今や亦此れと同じ手段にて、陽に韓を救ふと言ひて、陰かに楚に善くせんと致し居れり、今公は秦の援を恃みて勢ひを鼓し、輕〻しく楚と戰はん、楚も亦陰かに秦の楚に向ひて兵を用ひざる約束を得ば、必ず容易く公と支持して戰はん、斯く韓秦互に秦の助力を恃みにして相戰ふを秦は傍觀して居りて、公が若し戰ひて楚に勝たば、遂に與に楚の敗に乘じ、韓の三川の地を取りて引揚げ歸るべく、公若し楚に勝たずんば、必ず秦は三川を塞ぎて之を守らん、公は之を救ふ能はず、遂に秦に取らるべし、斯の如き秦の計略故に、臣は甚だ其の事を惡らしく思ふなり、秦の使者司馬康は已に數〻郢(楚の都)に往復せり、甘茂も亦昭獻と國境に出遇ひて、其の言には秦國の璽を收めて官位を得る爲に會合せりと曰へり、然れども其の實は猶別に密約が有るなり、故に御油斷あるべからずと、公仲之を聽きて大に恐れて曰く、然らば如何に致せばよろしきやと、公孫昧對へて曰く、尊公宜しく必ず先づ韓の事を先きにして秦の事を後にし、自分の身の事を先きにして張儀の事を後にし、人に依り他を恃まずして自ら國家の爲に圖り給ふべし、臣の思ふには、此の際尊公は速かに韓國を以て

待公、殆不合軍於南鄭矣、公仲曰、奈何、對曰、秦王必祖張儀之故謀、楚威王攻梁、張儀謂秦王曰、與楚攻梁、魏折而入楚、韓固其與國也、是秦孤也、故不如出兵以勁魏、於是攻皮氏、魏氏勁、威王怒、楚與魏大戰、秦取西河之外以歸、今也其將陽言救韓而陰善楚、公恃秦而勁、必輕與楚戰、楚陰得秦之不用也、必易與公相支也、公戰勝楚、遂與公乘楚、易三川而歸、公戰不勝楚、塞三川而守之、公不能救也、臣甚惡其事、司馬康三反之郢矣、甘茂與昭獻遇於境、其言曰、收璽、其實猶有約也、公仲恐曰、然則奈何、對曰、公必先韓而後秦、先身而後張儀、以公不如亟以國合於齊楚、秦必委國於公以解伐、是公之所以外者、儀而已、其實猶之不失秦也、

【大意】　雍氏の役に公孫昧韓に至る、公仲之に秦の果して韓を救ふや否やを問ふ、昧答ふるに其の恃む可からざるを以てし、且つ齊楚に合するの利を說く、此の雍氏の役は前章とは別時なるべし、辯後に在り、

【通釋】　楚が雍氏を圍みし時に、韓は冷向をして救援を秦に借り求めしむ、因りて秦は爲に公孫昧を使ひとして發遣し、韓に入りて先づ其の國情を偵察せしむ、韓の相公仲之に面會して問ひて申すに、子は秦

なり、且つ公仲も秦の援助ありし爲に韓廷に勢力ありしが、今秦の援けを失はゞ忽ち意を失ひて、其の首を抑屈して韓廷に朝せず引き籠り、其の反對者たる公叔が勢ひを得て、將に韓國を以て南の方楚に合せんとす、楚韓合して一と爲らば、魏氏は勢ひ敢て其の命を聽かずんばあらず、必ず之に從ふべし、是れ楚韓魏を合せて三國協同を以て秦を圖るなり、此の如くならば、秦を伐つの形ち成るなり、識らず坐ながら人に伐たるゝを待つは、我れより進みて人を伐つの利に何れが優れりと思召さるゝやと、秦王も此の言に從ひ、然らば速かに援兵を差遣はすべしとて、因りて果して師を殽より下して以て韓を救ひたり、

【解義】〔冠蓋相望也秦師不下殽〕冠蓋は冠と車蓋となり、前の使ひの歸らぬ内に、又後の使ひが來る故に、冠と車蓋とが相望むといふことなり、冠蓋相望を以て使者の頻繁なるを說くは、其の使者に來る人皆貴族大官なるを示すなり、殽は秦より韓に向ふ街道なり、〔揭者其齒寒〕鮑注に揭猶反とあり、唇を上へ持上ぐることなり、一說に揭竭訛と、左傳には脣亡齒寒に作る、說俱に通ず、〔先王以其髀加妾之身〕髀音「ヒ」、股也とあり、吳師道曰く、宣太后之言、汙鄙甚矣、以愛魏醜夫欲使爲殉、觀之則此言不以爲耻、可知秦母后之惡有自來矣と、〔尙靳歸書報韓王〕一說に歸を以て句となし、書の字を下句に屬す、〔日行一縣〕關君長曰く、古百里爲縣、戰國蓋然と、蓋し急行せざるをいふなり、〔公仲柄得秦師故敢捍楚〕鮑注に柄猶持とあり、碕氏曰く、得柄也と、關氏曰く、公仲嘗執政柄、以得秦師と、安井息軒曰く、柄秉通、公仲堅秉必得秦師之說也と、捍は「フセグ」と訓ず、〔公仲且抑首而不朝〕鮑注に云く、抑首不意貌と、卽ち得意の反對にて失意の貌、首を屈して、俗にいふ小さくなるといふことなり、

○楚圍雍氏、韓令冷向借救於秦、秦爲發使公孫昧入韓、公仲曰、子以秦爲將救韓乎、其不乎、對曰、秦王之言曰、請道於南鄭藍田、以入攻楚、出兵於三川以

なるに喩ふ)願はくは大王の之を熟計し給はんことを、秦王の母宣太后、使者の言を聽きて申さるゝに、只今まで韓より度々使者が參りたれども、獨り此度參りたる尙靳の言は如何にも尤もに思ふとて、尙靳を召して宮中に入れ、之に面會して尙靳に謂ひて申さるゝに、妾が先王に事へ奉りし折に、先王が其の御髀のみを妾の身體に御載せになる時は、其の重み堪へ難く困しく思ひて之を支ふることが出來ざりしが、其の御體全部を妾の上に御載せになる時は、妾に於て之を重しと思はざりき、甚だ不合理の如くなれども、是れは全身を載せらるゝ時は、妾の方にも少し利益のあるによりてなり、今我が秦國が韓を佐くるには、兵も衆く糧食も多からざれば、以て韓を救ふこと能はず、此の如く韓の危急を救ふには日に千金の莫大なる費用を損失する譯なれば、秦に取りては中中苦痛なることとなり、此の苦痛に對する報酬として何か妾の方へも少し利益を與へられずやと、卽ち太后の心は相當の報酬を望むの意あるを知りたれば、尙靳は早速此の由を書面にしたゝめて本國に報告せり、韓王因りて更に張翠を秦に遣はす、張翠、命を受けて出發はしたけれども、病氣と稱して毎日一縣づつ參り、緩々道中して秦國に着す、甘茂問ひて申すに、韓國は今甚だ危急に迫れり、然るに何ぞ病氣の先生を使ひとして來らしめたるやと、張翠曰く、否、韓は未だ甚だしく危急には迫らず、然れどもやがて危急に迫るべしと、甘茂曰く、秦は天下に重きを爲す大國にして、主君も叡明の王なれば、天下の形勢熟知せざるなし、韓國の緩急悉く之を知らざるなし、而るに先生今危急ならずと詐りを言はるゝは可ならんや、如何と張翠を詰りたれば、張翠の申すに、韓が若し眞に危急の場合ならば、必ず已に折れ挫けて楚に入り屬すべし、臣安んぞ敢て秦に來るの必要あらんやと、(暗に速かに救はざれば、韓は楚に從ふべしとの意を諷せしなり)甘茂此の言を聽き乍ちそれと曉りて張翠に謂ひて申すに、先生の心は讀めたり、先生復言ふ勿れと、乃ち王宮に入り秦王に申上げて曰く、韓の公仲は我が秦の師の援けを得ることを期待して、それを恃みに致し居る故に、敢て危難に堪へつゝ楚の師を防禦し居るなり、今若し秦の師殽を下りて之を救はずんば、韓は必ず楚の爲に取らるべし、是れ韓なき

生病而來、張翠曰、韓未急也、且急矣、甘茂曰、秦重國智王也、韓之緩急莫不知、今先生言不急、可乎、張翠曰、韓急、則折而入於楚矣、臣安敢來、甘茂曰、先生毋復言也、甘茂入言秦王曰、公仲柄得秦師、故敢捍楚、今雍氏圍、而秦師不下殽、是無韓也、公仲且抑首而不朝、公叔且以國南合於楚、楚韓爲一、魏氏不敢不聽、是楚以三國謀秦也、如此、則伐秦之形成矣、不識坐而待伐、孰與伐人之利、秦王曰、善、果下師於殽以救韓、

【大意】 楚國兵を發して韓の雍氏を圍む、韓數〻急使を發して救ひを秦に請へども、秦輙ち救はず、韓更に張翠を遣はす、張翠病ひと稱して殊更に徐行し、甘茂の問ひを待ちて之を諷し、遂に秦の救ひを得たることを述ぶ、

【通釋】 秦が韓の雍氏を圍み攻むること五ヶ月に亙る、韓、使者を發して救援を秦に求めしむること頻繁にして、使者の冠蓋道に相望みたれども、秦は直ちに師を出し殽を下りて之を救はず、因りて韓は又更に尙靳と申す者を使者と致して秦に遣はしたり、尙靳、秦に至り、秦王に謂ひて曰く、韓國の秦に於ける關係は、平生事なき時は秦の隱蔽卽ち藩屛となりて、秦の爲に外敵を防ぐの任に當り、一旦事ありて出兵する時は、之が鴈行を爲して秦の先陣を務む、斯の如く韓は秦に盡し、秦に缺くべからざるの國なり、而るに今韓は楚の兵を受けて已に困弊を極むれども、秦の師殽を下りて之を救はれざるは何ぞや、臣之を承はるに、唇が上へもち上れば齒が寒しと申すことなり、(韓は秦の唇の如きものなれば、韓亡ぶれば秦の危く

り）楚は元來幾瑟の身方なれば、今伯嬰が秦に至りて秦の援助を得ば楚の大なる不利益なるを以て、景鯉甚だ之を患へたり、冷向因りて景鯉の爲に伯嬰の秦にゆくを沮止せんとして伯嬰に謂ひて申すに、太子（伯嬰を指す）若し秦に入らば、秦は必ず太子を抑留して、楚と合して幾瑟を韓に復歸せしむべし、是れ太子は反りて自己が得たる地位を棄てらるゝといふものなりと、

【解義】〔景鯉〕楚の臣、既に周策に見ゆ、〔是太子反棄之〕太子は伯嬰を指す、棄之とは自ら太子の位を棄つるを謂ふ、伯嬰の秦に入るは、本來秦の勢援を得て其の太子の地位を固めんがためなるに、今秦之を留めて幾瑟を援くるときは伯嬰の位地安きを得ず、故に「反棄之」と云ふ、

○楚圍雍氏五月、韓令使者求救於秦、冠蓋相望也、秦師不下殽、韓又令尚靳使秦、謂秦王曰、韓之於秦也、居爲隱蔽、出爲鴈行、今韓已病矣、秦師不下殽、臣聞之、脣揭者其齒寒、願大王熟計之、宣太后曰、使者來者衆矣、獨尚子之言是、召尚子入、宣太后謂尚子曰、妾事先王也、先王以其髀加妾之身、妾困不支也、盡置其身妾之上、而妾弗重也、何也、以其少有利焉、今佐韓、兵不衆、糧不多、則不足以救韓、夫救韓之危、日費千金、獨不可使妾少有利焉、尚靳歸書報韓王、韓王遣張翠、張翠稱病、日行一縣、張翠至、甘茂曰、韓急矣、先

而德公、必以韓楚奉公矣、

【大意】冷向、韓咎に楚韓の力を以て幾瑟を國に入れ、恩を幾瑟に賣りて其の地位を尊重にするの策を陳ずるを述ぶ、

【通釋】冷向が韓咎に謂ひて申すに、幾瑟は今亡げて楚國に在り、楚王之を韓國に復歸せしめんと欲すること甚し、其の爲に兵を起し、楚の兵十餘萬、今現に方城の外に在り、臣請ふ楚をして新たに萬家の都を雍氏の旁に築かしめん、然れば韓必ず兵を起して以て之を禁じ止めんとすべし、其の時は公必ず其の兵に大將となるゝに相違なし、公因りて楚韓兩國の兵を以て幾瑟を奉じて之を鄭卽ち韓の都に納れなば、幾瑟は國に入るを得て深く公を德とし、必ず韓楚兩國を以て公に奉ぜんと、

【解義】〔冷向謂韓咎曰〕韓咎詳かならず、或は公子咎と爲し、或は別人と爲す、諸說一ならず、徐孚遠曰く、公子咎與韓咎是二人、故說韓咎奉幾瑟也と、吳師道曰く、史冷向作蘇代、愚謂咎卽太子咎、豈有內幾瑟之理、當是謂公仲之辭、此大事記所謂不可考者と、岡井叔皮曰、按下文韓咎立爲君、則公子咎也、然無內幾瑟之理、又以爲別人、則恐無君臣同姓者矣、然前章亦有伯嬰太子嬰之不可考者、策文必有誤、唯以全章意考之、吳注當是謂公仲之辭、似是、因疑此咎元作公仲二字、蓋字殘缺、誤作咎と、〔令楚築萬家至韓必禁之〕雍氏は韓の地、既に周策に見えたり、大邑を都と曰ふ、楚其の旁らに大都を築かんとす、韓其の迫害を恐れ、故に兵を出して之を防止するなり、

〇楚令景鯉入韓、韓且內伯嬰於秦、景鯉患之、冷向謂伯嬰曰、太子入秦、秦必留太子、而合楚以復幾瑟也、是太子反棄之、

【大意】韓、伯嬰を秦に納れんとす、楚の景鯉、時に韓に在り、甚だ之を患ふ、冷向因りて伯嬰に秦に入るの不利を說きて、其の行を止むることを述ぶ、

【通釋】楚國は其の將景鯉をして韓に入らしめ置きたるに、韓にては將に伯嬰を秦國に納れ遣はさんとす、〔伯嬰を質子に納れて秦の意を迎へんとするな

秦挾韓親魏、齊楚後至者先亡、此王業也、

【大意】幾瑟又逃亡して楚に至る、楚將に秦と協力して之を韓に反し納れんとす、或人、秦の公族羋戎に說くに之を沮止するの策を以てす、蓋し幾瑟の反對者の策なるべし、

【通釋】幾瑟、一旦韓に歸りしが、又逃亡して楚國に參りたり、因りて楚にては將に秦と提携して共に復之を韓に歸さんとす、或人、秦の權力家なる新城君羋戎に謂ひて申すに、韓の公叔を廢して幾瑟を相け納れたるものは楚國なり、而るに今幾瑟が復亡げて楚に之きたれば、楚は又秦を味方に收めかたらひて共に之を韓に復せんとす、幾瑟復び韓に歸り入るの日は、必ず楚を恩德として其の命に服從し、韓は恰も楚の縣邑の如くなるべし、さうならば甚だ秦の不利益なるが故に、尊公宜しく秦王に申し上げられて、韓國の方に使者を差遣して、伯嬰の立つことを公然と悅びを申し送らるゝに如かず、さすれば楚之を聞きて韓を怨み、韓楚の交り絕つべし、韓は必ず速かに秦に事ふることとならん、秦乃ち韓を挾みて魏に親み、三國の力を以て齊楚に臨まば、齊に致せ楚に致せ、先きに秦に來り事ふる者は存し、後れて至るものは滅亡の運に陷るべければ、爭ひて秦に來り事へん、是れ卽ち帝王の業なりと、

【解義】〔廢公叔而相幾瑟〕相は助なり、「タスクル」と訓ず、〔幾瑟入鄭之日韓楚之縣邑〕鄭は卽ち韓なり、辯、上に出づ、一說に邑疑　已訛と、吳師道曰く、策文如此句每作已、然邑字自通と、〔不如令秦王賀伯嬰之立也〕伯嬰眞に立つにあらず、故と斯くいはしめて楚韓の中を離間せんとするなり、

○冷向謂韓咎曰、幾瑟亡在楚、楚王欲復之甚、今楚兵十餘萬、在方城之外、臣請令楚築萬家之都於雍氏之旁、韓必起兵以禁之、公必將矣、公因以楚韓之兵、奉幾瑟而內之鄭、幾瑟得入

入、必以韓權報讐於魏而德王矣、

【大意】胡衍、幾瑟を楚より韓に歸さしむるの策を公仲に敎へ、先づ魏王に說きて公子咎を立つることを韓に乞はしめ、又楚王に說くに、幾瑟を止むるは空質を抱くに同じきを以てし、之を韓に歸して報德の利を圖らしむることを述ぶ、

【通釋】胡衍が韓の太子幾瑟を楚より出すに當りてや、先づ公仲をして魏王に謂はしめて曰く、太子幾瑟が楚に在りては韓は敢て楚に離るゝことを爲さず、故に尊公何ぞ試みに公子咎を奉じて、之が爲に咎を太子に爲すことを韓に請はれざるや、韓が若し之を聽きて咎を立てなば、楚は必ず之を怨みて韓と中違ひになるべしと、魏の方へ斯樣に言はしめ、又更に人を楚に遣はし、楚王に謂はしめて申すに、韓は此度公子咎を立てゝ太子と爲し、幾瑟を棄てんとす、是れ王は何にも役に立たぬ所の空質を抱くなり、それよりは寧かに幾瑟を韓國に送り歸さるゝに如かず、幾瑟、韓國に歸り入らば、必ず韓國の權力を以て讐を魏に報じて、而して王を恩德とすること必ず深からんと、

【解義】〔胡衍〕鮑注に韓人とあり、〔太子在楚〕是の太子は幾瑟を指す、下の太子は咎を太子と爲すの意なり、〔公何不試奉公子咎而爲之請太子〕公の字鮑本改めて王と爲し、注に云ふ、元作公と、非なり、岡井叔皮曰く、王元作公、是公指公仲也、請言令魏助咎爲太子也、公仲主幾瑟者、今勸奉咎、故曰試、吳曰、勸仲試奉咎者、將以行其謂楚之謀、激楚王之早入幾瑟耳、非果有奉咎之心也、得之、此章鮑注失考と、

○幾瑟亡之楚、楚將收秦而復之、謂芊戎曰、廢公叔而相幾瑟者、楚也、今幾瑟亡之楚、楚又收秦而復之、幾瑟入鄭之日、韓楚之縣邑、公不如令秦王賀伯嬰之立也、韓絕於楚、其事秦必疾、

に質子を楚に求め、楚をして韓に質子を送らしめられざるや、楚王若しこれを承諾して質子を韓國に入れなば、則ち公叔伯嬰等は必ず秦楚が幾瑟を韓に內るゝことを事とせざるを知りて、(楚が若し幾瑟を內れんとする心あれば楚に質子を送らざるを以てなり)必ず韓國を以て秦楚に合するに相違なし、そこで秦楚兩國は韓を挾み合して、以て魏を窘めば、魏氏は勢ひ敢て東に向ひて齊に合すること能はず、齊は自から孤立の姿になるべし、さう致し置きて、公は又秦をして質子を楚に求め、楚をして質子を秦に送らしむべし、楚若し之を聽かずば、則ち秦は必ず楚を怨みて韓に結託し、齊魏二國を挾みて以て楚を仇敵視すれば、楚王必ず秦を畏れて公を重んじ貴ぶべし、そこで公は秦楚兩國の重望を挾みて以て恩德を韓國に積まば、則ち公叔、伯嬰は必ず韓國を以て公に事ふるに相違なし、何れにしても公に利益あるなりと、

【解義】〔新城君〕秦の太后の弟芊戎なり、〔公又令秦王以盼楚〕盼は音「ケイ」、說文に恨視貌とあり、關君長の曰く、怨結レ於レ韓、言三秦怨レ楚、而結二好於レ韓一、恐衍二一韓字一、蓋言二秦事一也、可レ具二一說一と、正解之に據る、中井履軒曰く、盼當レ作レ眄、顧眄之眄矣と、振り回りて看ること、鈴木汪曰く、上言三楚聽之利一、此又言二不聽之利一、又字管二下二十二字一看、非二己親一爲レ韓求レ之、又令二秦求一レ之、梅君云、上芊戎親爲レ韓求二質子於一レ楚、又令二秦爲レ求一レ之、應二下積德一、然則何不下與二上爲レ韓求一二質子於一レ楚句上連言中也と、岡井叔皮曰く、按又疑ク巳字誤、此句蓋反二覆上文一以諭二楚王不一レ聽亦有レ利也、此云レ令レ秦、而省二爲レ韓二字一、上云レ爲レ韓、而省二令レ秦二字一者、新城君秦人而與二韓人一、故互文示レ意也と、亦一說と爲すべし、

○胡衍之出二幾瑟於一レ楚也、教下公仲謂二魏王一曰上、太子在レ楚、韓不二敢離一レ楚也、[公]何不下試奉二公子咎一、而爲レ之請中太子上、因令三人謂二楚王一曰、韓立二公子咎一而棄二幾瑟一、是王抱二虛質一也、王不レ如三亟歸二幾瑟一、幾瑟

如かず、幾瑟を殺さずして生かし置けば、伯嬰は幾瑟を恐れて必ず陰かに公に依頼せん、又韓の大夫達も何時瑟が國に入るやも計り難き故に、必ず伯嬰を輔けて以て亂を爲すことなかるべく、秦楚、幾瑟を挾み助けて以て伯嬰の太子と爲ることを塞ぎ止む可ければ、伯嬰は之を外にしては秦楚の權力を失ひ、之を内にしては父兄の衆なく、必ず亂を爲すこと能はざるべし、此の如くなれば、大に公に利益あることとなりと、

【解義】「秦楚若無韓云々」伯嬰は韓の王子の名、「必陰事伯嬰」の上に韓大夫亦の四字を加へて看るべし、無韓とは韓を援けざるを謂ふ、幾瑟、外に秦楚の援あり、内に父兄の黨あり、故に楚に居れども大夫猶心を屬する者あれども、今之を殺さば、是れ韓と秦楚との援なし、故に韓の大夫は亦必ず陰かに伯嬰に事へて、太子と對抗する者あるを謂ふ、諸註紛々、皆竅を失するに似たり、「必陰保於公」保は保持とありて、伯嬰が公叔を賴りて其の身を保護するをいふ、

○謂新城君曰、公叔伯嬰恐秦楚之内幾瑟也、公何不爲韓求質子於楚、楚王聽而入質子於韓、則公叔伯嬰必知秦楚之不以幾瑟爲事也、必以韓合於秦楚矣、秦楚挾韓以窘魏、魏氏不敢東、是齊孤也、公又令秦求質子於楚、楚不聽、則怨結於韓、韓挾齊魏以盼楚、楚王必重公矣、公挾秦楚之重、以積德於韓、則公叔伯嬰必以國事公矣、

【大意】或人、秦の太后の弟新城君芊戎の爲に、楚韓二國の尊重を得るの策略を陳説することを述ぶ、

【通釋】或人、秦の新城君芊戎に謂ひて申すに、公叔、伯嬰の兩人は秦楚兩國の幾瑟を韓國に内れて之を立てんとするを恐れ居るなり、故に公何ぞ韓の爲

には幾瑟の患がなくなり、而して內には諸大夫の心を收め得て以て自ら輔佐と爲さば、公は自然輕くなるべし、故に幾瑟を殺すことなくして以て太子を恐す道具にするに如かず、さすれば、太子は其の爲に終身公を重んぜらるべしと、

【解義】〔太子之重公〕太子は咎を謂ふ、〔太子外無幾瑟之患〕時に幾瑟出でゝ楚に在り、故に外といふ、〔以恐太子〕恐は「オドス」と訓ず、恐怖せしむることなり、

○公叔且殺幾瑟也、宋赫爲謂公叔曰、幾瑟之能爲亂也、內得父兄、而外得秦楚也、今公殺之、太子無患、必輕公、韓大夫知王之老而太子定、必陰事之、秦楚若無韓、必陰事伯嬰、伯嬰亦幾瑟也、公不如勿殺、伯嬰恐必陰保於公、韓大夫不能必其不入也、必不敢輔伯嬰以爲亂、秦楚挾幾瑟以塞伯嬰、伯嬰外無秦楚之權、內無父兄之衆、必不能爲亂矣、此便於公、

【大意】是の章も亦前章と同時の事に屬す、宋赫亦公叔に幾瑟を殺すの不利を說くなり、

【通釋】公叔將に幾瑟を殺さんとせし時、宋赫、幾瑟の爲に公叔に謂ひて申すに、幾瑟の能く亂を爲すは、內には、父兄の助けを得、而して外には秦楚の助けを得るによるなり、今公之を殺さば、太子嬰は最早患とする者なくなりて、必ず公を輕んずべし、又韓の大夫達は、韓王の老年になられて行く先き短く、而して太子の位愈〻定まるを知らば、必ず皆陰かに太子に事ふべし、（幾瑟死すれば太子咎の位定まるをいふ）然るに秦楚は、若し幾瑟の殺されし故を以て韓と脈絡無くなれば、韓の大夫の中には亦必ず陰かに伯嬰に事へて太子に對抗する者あるべし、さすれば伯嬰も亦第二の幾瑟なり、故に公は幾瑟を殺すことなきに

ふことを申入れしめ、以て楚の之に應ずるや否やを見て之に備ふるの計を爲さしむることを述ぶ、

【通釋】 齊明が公叔に謂ひて申すに、齊國は幾瑟を逐ひ、楚は之を善く遇せり、然るに今楚は齊に親しみ善くせんと欲し居れば、公何ぞ齊王をして楚王に斯く言はしめられざるや、曰く、王（楚王を指す）我が齊の爲に御國に居る幾瑟を逐ひ出して之を窮地に陷いらしめられよと、若し楚が快よく此の齊の申し出でを承知致さば、是れ齊楚相合して而して幾瑟は楚に居る能はずして走り出づべし、若し又楚王が之を聽かずば、是れ楚王は幾瑟を援けて陰に韓に爲すあらんとするの證なれば、公宜しく油斷なく之が備へを爲すべしと、

【解義】〔爲我逐幾瑟以窮之〕爲我とは齊の爲になり、窮は窮苦なり、〔是有陰於韓也〕陰は陰謀、卽ち野心なり、

○公叔將殺幾瑟也、謂公叔曰、太子之重公也、畏幾瑟也、今幾瑟死、太子無患、必輕公、韓大夫見王老、冀太子之用事也、固欲事之、太子外無幾瑟之患、而內收諸大夫以自輔也、公必輕矣、不如無殺幾瑟、以恐太子、必終身重公矣、

【大意】 公叔が幾瑟と國を爭ひ、將に之を殺さんとす、或人、幾瑟の爲に公叔に說くに、太子の公叔を重んずるは反對者幾瑟の在るためなれば、今幾瑟を殺さば、太子必ず公叔を輕んずべきを以てすることを述ぶ、

【通釋】 公叔將に幾瑟を殺さんとす、或人、公叔に謂ひて曰く、今太子咎の公を尊重せらるゝは、實は幾瑟を畏るゝが故に公の援助を求めんがためなり、今幾瑟が死せば、太子は最早何も患ふるものがなくなる故に公を輕んずるに至るべし、又韓の大夫達も韓王の御老年なるを見て、何卒太子の國事を御執りになりて早く御位に卽かるゝ樣にと冀望致し居れば、固より皆太子に事へんと欲し居れり、然れば太子は外

強謂太子曰、不若及齊師未入、急擊公叔、太子曰、不可、戰之於國、中國必分、對曰、事不成、身必危、尚何足以圖國之全爲、太子不聽、齊師果入、太子出走、

【大意】韓の中庶子強が太子幾瑟に勸めて、齊兵の未だ至らざるに先ちて公叔を擊たしめむとす、太子其の國中を分裂するを恐れて之を聽かず、既にして齊師果して至り、幾瑟遂に出奔することを述ぶ、

【通釋】韓の公叔と太子幾瑟と國を爭ひたる時、中庶子の官にある強と申すものが太子（幾瑟）に謂ひて申すに、齊の軍勢が未だ韓國に入らぬ前に急に早く公叔を御擊ちになるに如かずと、太子の申さるゝに、それは不可なり、今若し公叔と國中に於て兵を構へば、韓國は必ず分裂して騷亂を生ずべしとて、之を聽かず、強對へて申すに、事若し成らざる時は御身必ず危からん、尚何ぞ國の分裂して全からんことを御考へになる暇あらんやと、太子遂に之を聽かざりしかば、其の內に齊は師を起して果して韓に攻め入り、太子は遂に出奔することゝなれり、

【解義】〔中庶子強〕鮑注に云く、庶子本周官、秦置中庶子、爲太子官と、〔及齊師未入〕齊は公叔の身方なり、故に公叔の爲に兵を出す、〔中國必分〕中國は國中を謂ふ、此れ心中を中心と謂ひ、谷中を中谷、流中を中流と謂へると同文例、分は分裂なり、〔尚何足以圖國之全爲〕關君長曰く、恐衍足字と、今按ずるに、此の文、常例を以てせば、宜しく尚何足以爲圖全國と云ふべきを、倒字法を用ひたるなり、

○齊明謂公叔曰、齊逐幾瑟、楚善之、今楚欲善齊甚、公何不令齊王謂楚王、王爲我逐幾瑟以窮之、楚聽、是齊楚合、而幾瑟走也、楚王弗聽、是有陰於韓也、

【大意】齊明が公叔に說き、齊をして楚に幾瑟を逐

曰、善、乃弗レ罪、

【大意】 鄭彊が楚の爲に韓に使ひし、楚王の命を矯めて新城、陽人の土地を韓の世子幾瑟に與へたれば、楚王怒りて之を罪せんとす、鄭彊乃ち世子が楚の援助を恃みて公叔と國を爭ひ、勝ちなば魏の兵を受けて楚の救援を求むべく、負けなば奔りて我れに歸すべく、何れにしても新城、陽人を請求せざるべきをいひ、以て楚王の怒りを解くことを述ぶ、

【通釋】 韓の公叔が幾瑟と國政を爭ふ、時に鄭彊は楚王の命を奉じて韓國に使者に參り、楚王の命を矯めて新城、陽人の地を世子卽ち幾瑟に與ふる約束をして、以て公叔と國政を爭はしめたり、楚の懷王、鄭彊の專横を怒りて、將に之を罪せんとす、鄭彊曰く臣の王命を矯めて新城、陽人を世子幾瑟に與へしは、以て我が楚國に爲に計らひたるなり、何となれば、臣思ふに世子が新城、陽人を得て以て公叔と國政を爭ひ、幸ひにして之に勝ち、其の望みを全くし國を取るを得ば、公叔の身方なる魏は必ず急に韓氏を攻め申すべし、韓氏攻められて急にならば、其の國を擧げて楚に委ねて我れに救助を求めに參るべし、又何ぞ新城、陽人を求むるに暇あらんや、若し又魏と戰ひて勝たざる時には敗走し、幸ひに死せずば、今將に我が國に走り至りて保護を乞ふべし、又何ぞ敢て地などのことを言はんや、何れにしても楚國に損失は之なしと、楚王之を聽きて曰く、善しと、乃ち鄭彊を罪せざりき、

【解義】 〔爭國〕國政を爭ふなり、〔鄭彊〕既に前に見えたり、〔矯以新城陽人〕矯は「タメテ」と訓ず、地を與ふることを王の命なりと王命に託することなり、新城は地名、今の河南府洛陽縣の南七十五里に在り、陽人亦地名、史記に秦遷二西周公於一單狐聚一とあり、徐廣曰く、與二陽人聚一相近、在二雒陽南百五十里梁新城之間一と、〔命世子〕世子は太子なり、太世古は相通用す、此の世子は幾瑟なり、命は地を與ふることを命ずるなり、〔臣曰〕關君長曰く、臣曰之曰、舊作レ臣、傳寫誤作レ曰、曰以爲也と、曰は卽ち以の古文なり、以は「オモフ」と訓ず、今按ずるに曰の字亦「オモフ」と訓ず、〔懸命於楚〕懸命とは、楚を以て國の生命を懸繫する唯一の賴りものと爲すを謂ふ、

○韓公叔與二幾瑟一爭レ國、中庶子

ことを恐れ、陽向をして秦王に馮君を厚遇するの利益を說かしむることを述ぶ、

【通釋】公叔、馮君をして秦に使ひせしむ、馮君、秦の爲に抑留せられんことを恐る、因りて陽向をして秦王に說かしめて曰く、韓の使者馮君を抑留して、以て韓臣の馮君と中惡しきものを喜ばしむるは上智者の爲す所にあらず、それよりは、主君、（秦王を指す）馮君を善く待遇せられて、之を援助するに秦國の勢力を以てし給ふに如かず、馮君、王の御贔屓を待ば、必ず王の御威光を藉りて、公叔の言ふことを聽かずして公叔が擁立せんとする太子咎と爭はしむれば、王の御恩澤も韓國に布き及び、且つ其の爲に韓國の內輪もめを生じ、韓に害ありて秦の利益になるなりと、

【解義】〔馮君〕韓人、〔陽向〕亦韓人、〔主君不如〕主君は本來大夫に對する敬稱、今以て秦王を稱す、故に正解には以て衍文と爲せり、然れども當時稱謂濫妄、必ずしも拘はらず、既に趙策魏策に見えたり、〔資之以秦〕資は助なり、〔馮君廣王而不聽公叔至害於韓矣〕太子は咎を指す、正解に云く、關君長曰漢劉向傳曰、呂祿呂產席太后之寵、顏師古云、席因也、廣疑作席、此言馮君歸因秦王之寵、太子蓋咎也、言馮君因秦爭立幾瑟、幾瑟立爲太子、則王澤布被、是秦之利、而害於韓矣と、安井息軒曰く、廣大也、馮君公叔之黨、今王資以秦、馮君必以王德爲廣大、而不聽公叔、因以與太子爭と、

○韓公叔與幾瑟爭國、鄭彊爲楚王使於韓、矯以新城陽人命世子、以與公叔爭國、楚怒將罪之、鄭彊曰、臣之矯與之、以爲國也、臣曰、世子得新城陽人、以與公叔爭國而得全、魏必急韓氏、韓氏急、必懸命於楚、又何新城陽人敢索、若戰而不勝、走而不死、今且以至、又安敢言地、楚王

公何不令人說昭子、曰戰未必勝、請爲子起兵以之魏、子有辭以毋戰、於是太子與昭陽梁王、皆德公矣、

【大意】　畢長が公叔の爲に兵を用ひずして公子咎及び楚魏の感謝を受くるの策を陳ずる事を述べたり、

【通釋】　襄陵の役に畢長が公叔に謂ひて申すに、請ふ兵力を用ふることなくて楚趙の兩國皆公の韓國を德とし感謝するの策を申上げん、夫れ楚は公子咎を置きて立てしめざらんと欲して、必ず兵を以て魏に臨まん、公何ぞ昭子に斯く言はしめざるや、曰く、戰爭は未だ必ずしも勝を期すべからず、故に請ふ子の爲に兵を起して以て魏にゆき、子をして戰はざるもよき辭柄を造るを得しめん、左樣致せば、太子咎も昭陽梁王も皆公を德とすべしと、

【解義】　「欲置公子咎以兵臨魏」咎音「カウ」、置は棄置なり、公子幾瑟、楚に質たり、楚之を納れんと欲し、魏は公子咎を立てんと欲す、故に楚、兵を以て魏に臨むなり、「於是太子與昭陽梁王皆德公矣」正解に云く、咎得爲太子、陽得毋戰、梁得免兵、故皆德公叔矣と、吳師道曰く、大事記、韓世家、襄王十二年、太子嬰死、公子咎、公子蟣虱爭爲太子、時蟣虱質於楚、楚欲內之、遂圍雍氏、蟣虱竟不得歸韓、韓立咎爲太子、戰國策與世家所載、參錯重複、不可詳考、大略二公子各有所主、公仲主蟣虱、公叔主咎、愚按、楚策韓公叔有齊魏、而公仲有楚秦、據此則公叔挾齊魏以主咎、公仲挾秦楚以主蟣虱也と、

○公叔使馮君於秦、恐留、敎陽向說秦王曰、留馮君以善韓臣、非上智也、主君不如善馮君、而資之以秦、馮君廣王而不聽公叔、以與太子爭、則王澤布、而害於韓矣、

【大意】　馮君が公叔の爲に秦に使ひし抑留せられん

易へば楚に害あるなりと云へり、

○錡宣之教韓王取秦曰、爲公叔具車百乘、言之楚易三川、因令公仲謂秦王曰、三川之言曰、秦王必取我、韓王之心、不可解矣、王何不試以襄子爲質於韓、令韓王知王之不取三川也、因以出襄子、而德太子、

【大意】錡宣之が韓王に說き、恩を秦國に賣り付けて其の歡心を博取する方法を敎ふる事を述べたり、

【通釋】錡宣之、韓王に說きて、秦の歡心を取る方法を敎へて申すやうは、大王先づ公叔の爲に車百乘を具へて楚にゆきて、三川を交換することを申入れしめよ、因りて又更に公仲をして秦王に斯く謂はしむべし、其の辭は曰く、三川の人民の申すには、秦王は必ず我が三川を取らるゝならんと、韓王は此の三川の人民の言を固く信じて、其の心の疑惑解くべからず、故に大王（秦王を指す）何ぞ試みに襄子を以て韓に人質と爲し給ひて、韓王に王の必ず三川を取られざることを知らしめられざるやと、斯く公仲をして秦王に言はしむれば、秦王は三川を楚に與ふるを好まず、又韓民の我れに心あるものと思ひて、必ず襄子を質子として韓に遣はさるべく、斯くて襄子を秦國より出せば、太子には邪魔物が無くなる故に必ず韓を德とするに相違なし、是れ强秦の歡心を永久に博し得て韓國は安全なるべしと云へり、

【解義】〔言之楚易三川〕三川は韓の地、既に前策に見えたり、三川を楚の地と交換するなり、公叔をして楚に三川の交換を言はしむるは客なり、公仲をして秦に云々せしむるは主なり、卽ち秦を激するの策なり、〔襄子〕蓋し秦の諸公子にして、秦の太子と不和なるものなり、

○襄陵之役、畢長謂公叔曰、請毋用兵、而楚魏皆德公之國矣、夫楚欲置公子咎、必以兵臨魏、

而不聽、且亡、史惕謂公叔曰、公亡、則易必可成矣、公無辭以後反、且示天下輕公、公不若順之、夫韓地易於上、則害於趙、魏地易於下、則害於楚、公不如告楚趙、楚趙惡之、趙聞之起兵臨羊腸、楚聞之發兵臨方城、而易必敗矣、

【大意】　公仲、韓魏の地を交換せんとす、公叔之を爭ひて聽かれず、將に逃亡せんとす、史惕之に說き、逃亡せずして公仲の議に從ひて之を交換せしめ、其の事を楚趙に告げて、楚趙をして此の議を破壞せしむるの策を取らしむることを述べたり、

【通釋】　公仲が韓魏の爲に土地の交換を爲さんとしたり、公叔之に反對して爭ひたれども公仲聽かざりしかば、之を憤りて將に韓國を逃亡して他國にゆかんとしたるに、史惕なるもの之を止めて公仲に謂ひて申すに、公今若し逃亡すれば交換必ず速かに成るべし、且つ公後日復び韓國に反り戾らるゝ時に辭柄がなくなるべし、又其の上に韓の公を輕んずることを天下に公示する樣なるものなり、それよりは公今暫く爭はれず、其のまゝに之に順ひて交換せしむるに如かず、其の故は、交換する地が韓の上流の方ならば趙に危害を及ぼすの憂へあり、又魏の地が下流の方に交換せられなば楚に害を及ぼすべし、故に之を聽かば、楚趙は必ず默して居られず故障を入るゝに相違なければ、公此の事を明らさまに楚趙に告げ知らせるに如かず、楚趙之を聞かば必ず之を惡み、趙の方は之を聞かば兵を起して羊腸に臨むべく、楚之を聞かば兵を發して方城に臨むべし、さうなれば交換の事は必ず自然敗るゝに至るべしと、

【解義】　〔夫韓地易於上至害於楚〕上下は地形の上流下流をいふなり、安井息軒の說に依れば、韓、魏の西北にあり、皆黃河を挾みて國を立つ、故に韓は上と云ひ、魏は下と云ふ、趙は韓の北に在り、故に上に於て易へば趙に害あり、楚は魏の南にあり、故に下に於て

叔之人也、秦王聞レ之、必疑二公叔一爲レ楚也、

【大意】鄭彊、秦に入り、韓を伐たんことを請ふ、冷向之に說きて、先づ秦王をして韓を疑はしむるの策を取らしむる事を述べたり、

【通釋】鄭彊が八百金の運動費を載せ持ちて秦に入りて、以て韓を伐つことを請ふ、冷向因りて鄭彊に謂ひて曰く、公今八百金の大金を費して人の與國を伐たんとす、（韓秦和親し居れば、韓は秦の與國なり）是れ徒勞にして無效なり、秦必ず公の言を聽かざらん、それよりは秦王をして公叔を疑はしむるの策を取るに如かずと、鄭彊の曰く、之を爲すには如何にしてよきやと、冷向曰く、公叔が楚を攻めしは、韓の太子の弟君なる幾瑟が楚に質と爲りて存在し居りしが爲に、幾瑟は公叔の仇なるを以ての故を以て其の爲に楚を伐つといふなり、然るに今已に楚王をして幾瑟に奉ずるに車百乘を以てして、陽翟に居らしめ、其の上に公叔の身方なる昭獻をして反りて幾瑟と共に處らしむることと旬有餘日なれば、彼の秦も已に此の事を覺り知れり、幾瑟は公叔の讐なり、而して昭獻は公叔の身内のものなり、秦王之を聞きて、必ず公叔は楚の爲にするとの疑念を起さん、さすれば別に强ひて韓を伐たんことを請はずとも、秦王は自然に韓を伐つ氣になるべしと、

【解義】〔鄭彊〕蓋し鄭人、鄭が韓の爲に滅されたるを以て、秦の力を藉りて之を伐たんと欲するなり、〔冷向〕吳師道曰く、冷向卽冷壽、秦策高以爲二秦臣一、詳二此章一爲レ言と、〔公叔之攻楚也以幾瑟之存焉〕鮑注に曰く、幾瑟太子嬰弟、時質レ楚、公叔所レ不レ善と、吳師道曰く、幾瑟史作二蟣虱一、後並同と、〔令昭獻轉而與之處旬有餘彼已覺〕鮑注に云く、獻本不レ善二幾瑟一、令二之回レ心相善一と、正解に云く、轉猶レ反也、旬有餘彼已覺六字、疑他章錯簡、言叔始以二幾瑟之存一焉言レ伐レ楚、是以秦王信レ叔、今楚聽レ叔、厚待二幾瑟一、且令下與レ叔善者、反而與二幾瑟一處上、彊以レ之告レ秦、則秦王必疑二公叔爲一レ楚、其伐レ韓不レ待レ請矣と、鈴木注曰く、彼指レ秦、言二秦已知一レ之也と云へり、

○公仲爲二韓魏一易レ地、公叔爭レ之、

杜聊爲公仲謂秦王曰、朋也願因茂以事王、秦王大怒於甘茂、故樗里疾大說杜聊、

【大意】公仲、甘茂を仇とし怨む、秦王、甘茂の言を聽きて武遂を韓に歸し、已にして甘茂が之を以て公仲と和解の資にせしかと疑ふ、公仲因りて故更に甘茂に倚りて秦王に事へんことを乞うて甘茂を陷れたる事を述べたり、

【通釋】公仲、甘茂が宜陽を攻め取りしの故を以て甚だ甘茂を仇とし怨み居りしが、其の後秦王は甘茂の請ひを容れて、前に取りし所の武遂を韓に歸したり、已にして秦王は固より甘茂が武遂を韓に歸し與へんことを請へるは、公仲の怨みを解かんためなるべしと疑ひたり、因りて杜聊は公仲の爲に秦王に謂ひて申すに、朋（公仲の名）は願はくは甘茂に因り力を致して大王に事へ奉らんと、（萬事甘茂に肝煎りを賴むといふことにて、暗に甘茂と公仲との間に何か密約有る如くに秦王に疑はしむる手段なり）秦王果して大に甘茂を怒りしかば、甘茂の仇なる樗里疾は大に杜聊の行爲を悅べり、

【解義】〔其後秦歸武遂於韓〕吳師道曰く、史甘茂傳、蘇代謂向壽曰、韓氏委國於甘茂、茂許公仲以武遂、反宜陽之民、既而甘茂竟言秦王、以武遂復歸之韓、向壽公孫奭爭之不得、由此怨讒茂と、

○鄭彊載八百金入秦、請以伐韓、冷向謂鄭彊曰、公以八百金、請伐人之與國、秦必不聽公、公不如令秦王疑公叔、鄭彊曰、何如、曰、公叔之攻楚也、以幾瑟之存焉、故言伐楚也、今已令楚王奉幾瑟、以車百乘居陽翟、令昭獻轉而與之處、旬有餘、彼已覺、而幾瑟、公叔之讎也、而昭獻、公

とを述べたり、

【通釋】公仲が韓珉をして秦に至り武遂を返すことを求めしむ、而して楚の之を怒ることを恐れたり、唐客と申す人あり、公仲に謂ひて曰く、韓國の秦に事ふるは、將に武遂を求めんとするがためなり、其の事情を知るが故に、弊邑楚に於ては、韓の秦に事ふることは決して憎み忌む所にあらず、韓も已に武遂を得ば、其の勢ひ必ず遠き秦よりも近き楚に親しむべきは必然なり、臣願くは意見を言ふ所あらん、而かも是れ敢て楚の爲に計るにあらず、公宜しく之を察せられよ、臣、楚王に斯く申上ぐべし、曰く、今韓國の父兄は衆望を得るものは相と爲す可らず、何となれば、獨立する能はざるもの卽ち韓國内に援けなきものは勢ひ必ず楚の方に善くし親しみて其の援助を求むべければども、韓國内に援けあるものは他國の援助を求めざるべければなりと、然れば楚王は必ず斯く申されん、曰く、吾れ楚國を以て韓珉を輔けて之を韓に相とせんと欲するが、可ならんや、今韓の父兄は珉を甚だ惡み居れば、珉は韓國に援けなきを以て、必ず韓國を以て楚に事へて其の身を保つの計を爲すべしと、楚王の思召し此の如くなれば、武遂を秦に求められても決して楚王の感情を害することなかるべしと申したれば、公仲大に悅びて、唐客を韓廷の諸公に推擧して之をして韓楚兩國の事を計らはしめたり、

【解義】「唐客」鮑注に楚人とあり、「其形乃可以善楚」形は地理形勢なり、「臣願有言而不敢爲楚計」有言は意見を言ふなり、唐客は楚人なれば、其の言楚の爲にするの疑ひあるを恐れ、特更に此く理りしなり、「今韓之父兄」正解に依れば「今韓」の上に謂ニ楚王ニ曰の四字を脫せるが如し、「王曰吾欲以國云云」王曰は唐客が楚王の意を忖度して言ふなり、「士唐客於諸公」曰諸公は韓の公卿なり、士は事なり、岡井叔皮曰く、說文士事也、詩保ニ有厥士ヲ、又勿レ士ニ行枚ヲ、竝訓レ事也、謂公仲令ニ唐客親ニ事大臣一也、鮑改作レ仕、非レ是、闕曰、士疑 事、舊音事、因誤、可レ謂ニ疎漏一已と、

○公仲以ニ宜陽之故一仇ニ甘茂一、其後秦歸ニ武遂於韓一、已而秦王固疑ニ甘茂之以ニ武遂一解ニ於公仲一也、

れば鄭王卽ち韓王も其の樣子を御覽になりて、必ず齊王の御心持ちも決して速急を要せらるゝことにあらざるべしと考へられて、必ず齊王の言に從ひて公を廢することを許されざるべし、若しさもなくて周最をして來らしめざりしならば、必ず他人が承りて來りしなるべし、さて其の使ひに參りし者は公に御交際もなくして、韓擾に恩德を賣らんとするものなれば、其の目付きも必ずするどく、其の言辭も必ず急なるべし、然れば則ち鄭王必ず齊王の仰せ通り之を許さるゝに相違なし、故に態々周最に勸めて來らしめたるなりと、公叔之を聽き、怒り解けて大に悅びて曰く、善しと、遂に周最を丁重に待遇し、王も亦果して、韓擾を用ひざりき、

【解義】「齊使周最使鄭立韓擾而廢公叔」鄭は韓を謂ふ、吳師道曰く、韓滅鄭徙都之、故稱鄭、猶魏都大梁稱梁と、立韓擾は鮑注に韓公子蓋立爲相とあり、「語曰怒於室者色於市」左傳昭十九年に、諺所謂室於怒、市於色者、楚之謂也とあり、是れと同意、但し左傳は倒句法を用ふ、「史舍」鮑注に舍齊韓史とあり、齊或は韓の史の意ならん、卽ち史を以て官名と爲す、吳師道曰く、史或姓と、「齊大夫諸子」諸子は大夫の名なり、

○公仲使韓珉之秦求武遂、而恐楚之怒也、唐客謂公仲曰、韓之事秦也、且以求武遂也、非敝邑之所憎也、韓已得武遂、其形乃可以善楚、臣願有言、而不敢爲楚計、今韓之父兄得衆者毋相韓、不能獨立、勢必善楚、王曰、吾欲以國輔韓珉而相之、可乎、父兄惡珉、珉必以國保楚、公仲說士唐客於諸公、而使之主韓楚之事、

【大意】唐客の公仲に說きて韓楚の交際に當れるこ

叔曰、善、遂重周最、王果不許韓擾、

【大意】齊王、周最をして韓に使ひし、韓擾を立てゝ公叔を罷めしむ、周最、公叔と親しきを以て、其の己れを怨まんとを恐れ、甚だ之を患ふ、史舍乃ち之に說き、共に韓に至り公叔に說き、其の怒りを宥め、又韓王をして公叔を廢せざらしむる事を述べたり、

【通釋】齊が周最を韓の都鄭に遣はし、韓王に說きて、韓擾を立てゝ公叔を廢せしむ、周最、命を受けて之を患へて申すに、公叔の周の君と交るや甚だ親密なり、今我れをして鄭に使ひして、韓擾を立てゝ公叔を廢せしむ、諺語に曰く、室內に於て怒りし者は、市に出でゝも猶怒りの顏を見はし居ると、(怒を移すをいふ)今公叔は必ず齊を怨むならんが、如何とも致し方なし、必ず其の爲に怨みを移して周君と絕交して、而して深く我れを怨むべし、實に當惑せりと歎息して申したるに、史舍、周最に謂ひて曰く、公御心配なく鄭に行かれよ、臣請ふ公叔をして必ず公を重んぜしむる樣致すべしと、因りて周最は史舍と共に行きて鄭に至りしに、公叔果して大に怒りたれば、史舍入りて公叔に見えて申すに、周最は固より此度の使者を迷惑に思ひ、來るを欲せざりしを、臣が之を强ひてむりやりに來らしめたるなり、周最の來るを欲せざりしは、全く公のためを思ひてのことなり、而して臣の之を强ひて來らしめたるも、亦以て公のためを思ひてのことなり、公叔之を怪しみ問ひて曰く、それは又何故なりや、請ふ其の說を聞きたしと、史舍對へて曰く、齊の大夫の諸子と申す人の家に一匹の犬が居れり、其の犬は至りて獰猛にして之を叱ることが出來ず、若し之を叱る時は、怒りて人を噬む僻がありしが、一人の客ありて之を叱ることを請ひ、其の犬に向ひて先づ之をぢつと睨付け、しばらくして徐かに之を叱りしに、犬は敢て動かず、沈默してありしかば、そこに付込みて復之を叱り付けたるに、其の犬は其れ限り叱られても人に喰ひ付く心がなくなりしと申すことあり、今周最は固より足下と親密の間柄なるに、已むを得ざるの故を以て此度使ひに來りし次第なれば、全く義理一遍に彼れ將に其の使者の口上を申し陳べて、其の言辭を緩やかに致すべし、さうす

【解義】陽侯之波、陽侯は波神の名なり、鮑注に云く、說陽侯多矣、今按四八目、伏羲六佐一曰陽侯、爲江海、蓋因此爲波神歟と、吳師道曰く、此出陶潛聖賢群輔錄、侯一作使、博物志、晉陽國侯溺水、因爲大海之神と、爲辨於薛公、於は比較の辭、「ヨリ」と訓ず、鮑注に云く、辨猶治也、猶言治於高傒、薛公田嬰と、

○齊令周最使鄭、立韓擾而廢公叔、周最患之曰、公叔之與周君交也、令我使鄭、立韓擾而廢公叔、語曰、怒於室者、色於市、今公叔怨齊、無奈何也、必絕周君、而深怨我矣、史舍曰、公行矣、請令公叔必重公、周最行至鄭、公叔大怒、史舍入見曰、周最固不欲來使、臣竊强之、周最不欲來、以爲公也、臣之强之也、亦以爲公也、公叔曰、請聞其說、對曰、齊大夫諸子有犬、犬猛不可叱、叱之必噬人、客有請叱之者、疾視而徐叱之、犬不動、復叱之、犬遂無噬人之心、今周最固得事足下、而以不得已之故、來使、彼將禮陳其辭、而緩其言、鄭王必以齊王爲不急、必不許也、令周最不來、他人必來、來使者無交於公、而欲德於韓擾、其視之必疾、言之必急、則鄭王必許之矣、公

【通釋】　或人、公叔に謂ひて曰く、公若し武遂を復び秦より取返さんと思はるゝならば、楚の能く韓の領土たる河外の地を擧げ取ることを苦痛に爲し給ふに及ばず、公、人をして楚王を恐さしめて、楚王をして人を秦に遣りて、公の爲に武遂を秦に求めしむるに如かず、公先づ楚王に斯く謂はしめられよ、曰く速かに重臣を使者と爲して之を秦に發遣し、韓の爲に武遂を秦に求められよ、秦王之を聽かば、是れ楚の命令、秦の萬乘の主に行はるゝを得るなり、韓は又武遂を得て以て秦と交際を絶ち、秦の患なくして楚を德とすべし、さすれば韓は楚の郡縣に同じきのみ、若し又秦が我が言を聽かずんば、是れ秦韓の怨み愈ゝ深くして、交ゝ楚に款を通じて之に事へんと、

【解義】　「不患楚之能揚河外也」揚は擧なり、拔き取ると、河外は河西の地を謂ふ、韓國河東にあり、故に河西を河外と云ふ、蓋し當時楚の兵方に河西を侵奪せんとす、故に或る人以て言を爲すなり、「不如令人恐楚王」人は公叔の人をいひ、恐は「オドス」と訓ず、威嚇強要するなり、「而令人爲公」人は楚王の人をいふ、

○謂公叔曰、乘舟舟漏而弗塞、則舟沈矣、塞漏舟而輕陽侯之波、則舟覆矣、今公自以爲辨於薛公而輕秦、是塞漏舟、而輕陽侯之波也、願公之察也、

【大意】　或人、公叔の齊にのみ依賴して秦に事へざるの危險を說きて秦に事へて萬全の計を爲さしむる事を述べたり、

【通釋】　或人、公叔に謂ひて曰く、舟に乘りて水を渡るに際し、若し舟に損處出來て水が舟の中に侵入する場合に、之を塞がずば、舟は忽ち沈沒すべし、然しながら一時の修理に安心して陽侯の波卽ち大浪を輕んじ油斷をせば、大浪の爲に舟は顚覆すべし、今公も齊の薛公に取入りたるをよしとして強秦を輕んじ侮れば、是れ恰も漏舟を塞ぎて陽侯の大浪を輕んずるに同じ、必ず危險を免れざるべし、願はくは公の之を察せられんことをと、

公仲乃ち楚に從はんとす、楚王聽かず、蘇代、公仲の爲に楚王に言ひて之を聽かしむる事を述べたり、

【通釋】 公仲數、諸侯を欺き其の信用を失ひたれば、諸侯皆其の交りを杜塞して通ぜず、因りて公仲は止むを得ず南の方楚に泣付きて韓國を楚の命のまゝに從はんと請ふ、而るに楚王之を聽かず、蘇代乃ち公仲の爲に楚の懷王に謂ひて申すに、公仲の請ひを御聽き入れになりて、而して御油斷なく其の反覆に御備へになるに如かず、一體今迄朋(公仲の名)の反覆するは、常に趙を土臺にして楚に畔き、齊を土臺にして秦に畔きたるなり、然るに今四國共之が交通を杜絕したれば、他に賴り入るべき處なし、公仲も亦甚だ之を患へ居れば、今度こそは方に其の尾生の行ひを爲して信義を守るべきの時なれば、遽かに反覆も致すまじと、

【解義】 〔諸侯錮之〕岡井叔皮曰く、按錮、錮黨之錮、春秋胡傳、人臣不爲私交、黨錮之禍息矣、後漢黨錮傳注、塞其進仕之路也、此謂諸侯塞其交通之路也、故曰無所入矣と、〔常仗趙而畔楚〕仗は倚なり、「ヨル」と訓す、〔此方其爲尾生之時也〕吳師道曰く、莊子尾生與女子期於梁下、水至不去、抱梁柱而死、與燕策所載同、本微生、釋文引高誘註、魯人、今註本無、或謂卽論語微生、古今人表作尾生高と云へり、

○謂公叔曰、公欲得武遂於秦、而不患楚之能揚河外也、公不如令人恐楚王、而令人爲公求武遂於秦、謂楚王曰、發重使爲韓求武遂於秦、秦王聽、是令得行於萬乘之主也、韓得武遂以限秦、毋秦患而德楚、韓、楚之縣而已、秦不聽是秦韓之怨深、而交事楚也、

【大意】 或人、公叔に說きて、楚を使嗾して武遂を秦より取返さしむる事を述べたり、

じて、必ず相離れて兵を交ふるに至らん、それとも王若し欲し願はるゝならば、公孫郝を齊に信じて韓の爲に南陽を取り穀川に交換して歸らば、是れ則ち御先代惠王の豫ねて願ひ給へる所なり、又王若し欲し願はるゝならば、甘茂をして魏に信用を得しめ、韓秦兩國の兵を以て、魏に據りて以て齊を却けられよ、此れ亦卽ち御先代の武王の兼ねて願ひ給へる所なり、然しながら是れ皆徒らに敵を利するの道なり、故に臣以爲へらく、韓をして中立して齊を攻めしむるは、秦の最大急務なり、公孫郝は齊に黨して居る故に、敢て王の爲に眞實の事を申上げず、甘茂も亦王と親しみ薄きが故に、敢て十分の事を申上げず、此の二人は實に王の大患をなす人物なり、願はくは王の之を熟計し給はんことをと、

【解義】〔聽者聽國非必聽實也〕聽國とは汎く衆に聽くなり、實は事實なり、〔公求中立於秦而弗能得也〕中立とは他に倚らず、單獨に事を爲すをいふ、〔善公孫郝以難甘茂勸齊兵以勸止魏〕難は「ハヾカル」と訓ず、疎遠にすることなり、一說に云く、下の勸の字恐らくは衍と、安井息軒は「勸止魏」を解して魏を伐つを止むるを勸むと爲せども、亦未だ强解たるを免れず、〔公何不因行願〕鮑注に云く、行願は人の姓名と、〔王欲則信公孫郝於齊至此武王之願也〕王欲の下に如是の二字を加へて看るべし、乃ち上に謂へる「取南陽易穀川據魏以郤齊」を謂ふ、惠王は秦の惠文卽ち昭王の父なり、願は猶現代我が邦の希望と云ふが如し、〔武王之願〕武王は卽ち昭王の兄にして惠王の嗣王なり、

○公仲數不信於諸侯、諸侯錮之、南委國於楚、楚王弗聽、蘇代爲謂楚王曰、不若聽而備於其反也、朋之反也、常仗韓而畔楚、仗齊而畔秦、今四國錮之、而無所入矣、亦甚患之、此方其爲尾生之時也、

【大意】諸侯、公仲の不信を惡み、其の交通を絕つ、

にあらず、俗謠諺語何にても注意して聽くなり、其れ故に古への先王は、市中に行はるゝ諺言の類までもよく意を用ひて之を聽きたりと申すことなれば、願はくは公も、臣の言を取るに足らぬものと爲さず、之を聽かれんことを、さて今公は中立を守ることを秦に求められども、中立することを得られず、其の故は、公孫郝に善くし親みて、以て甘茂を難り疎んじ、郝によりて齊に結び、齊に勸めて以て魏を肘掣す、楚趙之を以て亦公を怒る、故に楚趙は皆公の讐敵なり、臣は甚だ韓國の之が爲に患を爲すことを恐るゝなり、それよりは他の方法を以て公の復再び中立を守ることを秦に求めらるゝことを願ふなりと、公仲の曰く、それには如何にせばよろしきやと、或人對へて曰く、秦王は公孫郝を以て公に徒黨するものとなして、郝の言ふことは聽用せられず、又甘茂は公と仲惡しき故に公のため辯ぜず、故に此の兩人に賴りては、とても秦王の信用を得る事難し、それよりは公何ぞ行願によりて以て秦王と語られざるや、行願の秦王の臣たるや至りて公平なれば、秦王も大に之を信用せり、又臣は公の爲に先づ秦王に斯く申上げん、曰く、齊と魏との合同すると離るゝと、孰れが秦の爲に利なるか、齊と魏との別るゝと合するとは、孰れが秦の強みになるかと、秦王必ず齊魏が離るれば秦が重くなり、齊魏が合すれば秦が輕くなり、又齊魏が別るれば秦が強くなり、齊魏が合へば秦が強くなると申さるゝに相違なし、臣即ち秦王に申すべし、曰く、今王、公孫郝の言を聽きて、韓秦の兵を以て齊に應じ、共に魏を攻むれば、魏は必ず敢て戰はずして齊より取りし地を歸して齊に合するならん、是れ秦の勢力輕くなるなり、故に臣は公孫郝を以て王に不忠なる者と爲すなり、今王、甘茂の言を聽かれて韓秦の兵を以て魏に據りて齊を攻めらるれば、齊は必ず敢て戰はず、亦其の地を割きて魏に合することを求むべし、是れ亦秦の勢力輕くなるなり、故に臣は甘茂を以て亦王に不忠なるものと爲すなり、此の如く兩人の言を用ひて韓と共同して魏を攻むるも、齊を伐つも、秦の不利益なるが故に、王に於かせられては、韓をば中立せしめて、以て單獨に齊を攻めしめ、而して王は魏を救ふと聲言なされて、以て魏に力を付け、之を勁くするに如かず、さすれば齊魏は相聽從せず不和を生

願以與秦王語、行願之爲秦王臣也公、臣請爲公謂秦王曰、齊魏合與離、於秦孰利、齊魏別與合、於秦孰强、秦王必曰、齊魏離則秦重、合則秦輕、齊魏別則秦强、合則秦弱、臣卽曰、今王聽公孫郝、以韓秦之兵、應齊而攻魏、魏不敢戰、歸地而合於齊、是秦輕也、臣以公孫郝爲不忠、今王聽甘茂、以韓秦之兵、據魏而攻齊、齊不敢戰、亦求割地而合於魏、是秦輕也、臣以甘茂爲不忠、故王不如令韓中立以攻齊、王言救魏以勁之、齊魏不能相聽、必離兵交、王欲、則信公孫郝於齊、爲韓取南陽、易穀川以歸、此惠王之願也、王欲、則信甘茂於魏、以韓秦之兵、據魏以郄齊、此武王之願也、臣以爲令韓中立以攻齊、最秦之大急也、公孫郝黨於齊而不肯言、甘茂薄而不敢謁也、此二人、王之大患也、願王之熟計之也、

【大意】或人、公仲の爲めに中立を秦に求むるの策を陳ずる事を述べたり、

【通釋】或人、公仲に謂ひて申すに、善く人の善言を聽く者は、廣く國中の言を伺くれとなく聽くことを務む、必ずしも事實確かなることのみを選びて聽く

下の近臣と互に言ひたるものにて、王の侍從近侍の臣なり、王の近臣が大臣に事へて其の意を承け、又大臣が王の近臣に事へて王の前を取繕はしむれば、自ら私曲掩蔽行はる、今之を爲さゞるは王の明を恐れてなりとの意なり、「公孫郝嘗疾齊韓至不敢爲諸侯輕國矣」疾は力なり、「ツトメ」と訓ず、鮑注に急と解す、此處にては齊韓に結ぶに汲々として勉强せることを謂ふ、正解は關氏に從ひて收と改む、皆恐く非なり、爲諸侯とは、爲は助なり、諸侯に助勢し味方と爲ること、卽ち上の「嘗疾齊韓」の如き是れなり、輕國とは己れの本國を輕視すること、「請無攻韓陳四辟去」陳は陣に通ず、卽ち軍陣なり、吳師道曰く、四疑當作而と、「甘茂約楚趙而反敬魏」時に楚趙は魏と相惡し、今楚趙に約して懇親にしながら反りて魏國を尊敬するを謂ふ、「是其講我」講は鮑本構に作る、我は秦を指す、「王猶校之」校は比校して利害得失を考ふること、上の「王猶攻之」と相對して、一は攻むること無からんと請へども猶之を攻め、一は講和の計を爲せども王猶比較思量するなり、卽ち是れ王の明智にして欺くべからざることを謂ふ、「無幾於王之明者」幾猶近とあり、「チカキ」と訓ず、近づき及ぶの意なり、「以國待於王」魏の國を以て親しく直ちに秦王の命を受くるを云ふ、「無自左右也」自は「ヨル」と訓ず、上の「因群臣」の因と同意なり、

○或謂公仲曰、聽者聽國、非必聽實也、故先王聽諺言於市、願公之聽臣言也、公求中立於秦、而弗能得也、善公孫郝以難甘茂、勸齊兵以勸止魏、楚趙皆公之讎也、臣恐國之以此爲患也、願公之復求中立於秦也、公仲曰、奈何、對曰、秦王以公孫郝爲黨於公、而弗之聽、甘茂不善於公、而弗爲公言、公何不因行

人大王の明に近づき及ぶものは之なし、其れ故に臣此の度公仲が韓國を擧げて大王の御命令を待つに當りても、左右御近侍の臣に倚賴致さずして直々に御下命下し置かるゝ樣に願ひ奉るなりと、

【解義】〔客卿爲韓謂秦王曰〕客卿、鮑注に韓とあり、韓の客卿の如く見ゆれども、或は韓の爲に間者として秦に客卿と爲り居るものならんか、韓の爲にとあれども、是の言中に據れば公仲の爲に辯ずるものゝ如し、〔秦勢能詘之〕詘音「クツ」、屈に同じ、秦の强き勢力を以て臨むときは、流石の公仲を能く屈伏せしめて、自由に使役することを得べきことを云ふ、〔首之者珉爲疾矣〕首は首相と爲すこと、之とは公仲を指す、疾は痛苦なり、秦の勢ひを以て能く屈し得べき公仲を相と爲して魏の國政を司らしめば、隣國なる韓の相國韓珉は必ず之が爲に苦痛を感ずることとなるべしとの意味なり、〔進齊宋之兵至首垣至西首也〕梅君曰く、以下韓珉之所ニ力而勸一也と、首垣は魏の地、秦策に見ゆ、梁は魏の都大梁なり、郭は城の外郭、薄は「セマル」と訓ず、鈴木汪曰く、齊宋之兵、過ニ大梁一至ニ首垣一、首垣魏之西邊、故曰三遠薄ニ梁郭一、是欲三不レ戰而威ニ服魏一也、三國之情、本欲ニ服レ魏以共西一、故遠薄ニ梁郭一、不レ攻ニ大梁一、唯聲ニ威之一已、進ニ齊宋之兵一至ニ此句一、述ニ珉所レ疾之事一と、今按ずるに、是れ韓珉が韓國の爲に謀れる事を述ぶるなり、卽ち前に謂はゆる「知ニ其君一不レ知ニ異君一、知ニ其國一不レ知ニ異國一」の例證なり、〔皆曰以燕亡於楚〕皆曰は衆人皆曰ふなり、以の字、鮑注に衍とあり、然れども有るも通ず、燕の小弱を以て齊の强大に敵對して亡び、魏蔡の秦楚に亡ぶ、皆其の力を量らざるの致す所なりとの意にて、魏及び陳蔡の上は省略法を用ひて殊更に以の字を省略したるならん、〔此皆絕地形〕此とは上の四國を指す、地の下に之の字を加へて看るべし、恐らくは脫漏せしならん、孫子に絕地無レ留、去レ國越レ境而師者絕地也とあり、魏武注に去レ國越レ境而師者絕地也、故不レ可ニ淹留久止一也と云へり、以て絕地の義何たるを知るべし、關君長、中井履軒は「進齊宋」より「絕地形」の五十九字を衍文と爲せり、姑らく疑ひを存す、〔今王位正〕臣下の抑制掩蔽を受けず、能く君主たる本分を全うするの謂ひなり、鮑注に云く、言ニ武王能正ニ貴賤之位一と、恐らくは非なり、〔從臣不事大臣也〕從臣は

と和睦を爲して南陽の道を過ぎ、齊宋魏韓の四國の兵を以て、西の方秦に向はんとの計略なりしなり、而して其の策遂に行はれざる所以のものは、他の三國の者は、皆秦王の明と秦國の强とを知るがゆゑに、皆下の如く申合へり、曰く、燕は齊に亡び、魏は秦に亡び、陳蔡は楚に亡びたるは、此れ皆其の地形の大小懸隔力の强弱を量らざる暗愚の致すところにして、其の群臣相比周し朋黨を結びて、其の主君の明を蔽ひ、其の大臣は他の諸侯の爲めに盡力して、己れの國を輕んずるによるなりと、然るに今大王に於かせられては、よく正しく其の位に居られ、私託比周などの蔽は少しも受けさせられず、張儀の貴きを以てしても、公孫郝を彼れ是れと王の前に議することを得ず、是れ王の從臣卽ち小臣が大臣に事へ、請託の行はれざる證據なり、又公孫郝の貴きを以てしても、甘茂の事を王の前に彼れ是れ申上ぐることを得ず、是大臣が王の近臣に事へて私を圖ることを得ざるの證據なり、斯く貴きも賤しきも相事へ相比周せず、各、其の位を得、其の職を守りて、車輻の轂に聚合するが如く、只一心に大王を思ひて以て其の君上に事へ奉るなれば、何物も大王の明を蔽ひ遮ぎるものなきを以て、群臣の賢不肖は一目の下に得て知るべきなり、是れ大王の明なる一なり、又公孫郝は嘗て別に齊韓の爲に骨折りて事を爲せしが、而も恩賞あり、位の貴きを加へざるは、是れ王の大臣が敢て他の諸侯の爲に私交のみを務めて、我が國事を輕んじおろそかにせざる證據なり、又齊韓二國は嘗て公孫郝に因りて秦に取入らんとせしが、秦は之を受付けられず、是れ諸侯が王の羣臣に因りて事を爲さんとするも、公明なる王の朝廷には其の效能なきを知りて、敢て之を爲さず、外の諸侯も王の內臣も、內外共に斯かる私事を爲さゞるが故に、諸侯の情僞は明かに知るを得べし、是れ大王の明なる二なり、又公孫郝、樗里疾は韓の陣を攻むることなく、宜陽の圍みを撤して避け去ることを請ひたるに、王は之を聽かれず、斷然猶之を攻めらる、又甘茂は已に楚趙と約を結びながら、楚趙と中惡しき所の魏を反りて尊敬して之に親しみたり、是れ魏を懷柔して平和を我が秦國に構へんがための手段なり、然れども王は之にのみ委せ給はず、猶之を校檢監察遊ばされたり、斯くの如く群臣の智は、誰れ一

公孫郝、是從臣不事大臣也、公孫郝之貴、不得議甘茂、則大臣不得事近臣矣、貴賤不相事、各得其位、輻湊以事其上、則羣臣之賢不肖、可得而知也、王之明一也、公孫郝嘗疾齊韓而不加貴、則爲大臣不敢爲諸侯輕國矣、齊韓嘗因公孫郝而不受、則諸侯不敢因羣臣以爲能矣、外內不相爲、則諸侯之情僞、可得而知也、王之明二也、公孫郝穉里疾、請無攻韓陳四辟去、王猶攻之也、甘茂約楚趙而反敬魏、是其講我、茂且攻宜陽、王猶校之也、羣臣之智、無幾於王之明者、臣故願公仲之以國待於王、而無自左右也、

【大意】客卿某、韓の公仲の爲に秦王に說くに、左右の言を聽くなからんことを以てする事を述べたり、

【通釋】秦の客卿某、韓の爲に秦王に謂ひて申すに、韓珉の議論は只其の君あるを知りて他の君を知らず、只其の國あるを知りて他の國あるを知らず、故になか〳〵秦國の自由に爲らざる事あり、然るに彼の公仲なるものに至りては、決して秦に手向ひ致す如きものにあらず、秦の勢ひ能く之を屈從せしめて自由に使役するに足るなり、故に秦の强國の威を以て公仲を筆頭の大臣に韓國へ推擧したらんには、韓珉は頗る爲に大苦痛を感ずることならん、彼の韓珉が遣り方は、先づ齊宋の兵を進めて魏の西邊首垣に至るに、遠く其の都大梁の郭外に薄り過ぎ、示威の行動を取りて魏を威服し、敢て戰はざる所以のものは、魏

ずば、韓は必ず深く楚を怨み、楚韓の怨み解けずして、韓楚交、秦に走りて秦に親む樣になるべし、若し又楚が約を變じて秦に對抗し、秦楚强を爭ふに至らば、公は宜しく楚の罪過を責めて以て韓を收めて之に備ふれば、楚は如何ともする能はず、此れ甚だ秦に利益あることなりと、向壽の曰く、かくすれば吾が身の都合は如何になるやと、蘇代對へて曰く、此れ即ち至極都合善き事なり、何となれば今甘茂は魏に依りて、魏の力を以て齊を秦に取込まんと致し居り、又公孫郝は韓の力を以て齊を取込まんと致し居れり、今公は宜陽を取りて以て功と爲し、楚韓を收めて以て之を安撫し、而して齊魏の罪を鳴らし責むれば、是れ功績公の一身にあつまりて、公孫郝、甘茂皆王の信用を失ひ、國事に關するを得ざるに至るべしと、

【解義】〔以武遂反宜陽之民〕武遂は地の名、反は其の地のみを取りて、其の人民を歸すなり、正解に反は及の訛と爲せり、〔此乃韓之寄地也〕寄は寄託の寄なり、潁川は本と韓の地にて、楚之を取る、故に寄地といふ、〔公過楚以攻韓〕過は「セムル」と訓ず、責なり、攻は史記に收に作る、可に似たり、〔誅齊魏之罪公孫郝甘茂無事也〕誅は責なり、「セムル」と訓ず、無事は事とすることなしにて、國事に與かるの權力を失ふをいふ、

○客卿爲レ韓謂二秦王一曰、韓珉之議、知二其君一不レ知二異君一、知二其國一不レ知二異國一、彼公仲者、秦勢能詘レ之、秦之强首レ之者、珉爲疾矣、進二齊宋之兵一至二首垣一、遠薄二梁郭一、所二以不レ及レ魏者、以爲レ成而過二南陽之道一、欲下以二四國一西首上也、所二以不一者、皆曰、以レ燕亡レ於レ齊、齊亡レ於レ秦、陳蔡亡レ於レ楚、此皆絶二地形一、羣臣比周以蔽二其上一、大臣爲二諸侯一輕レ國也、今王位正、張儀之貴、不レ得レ議二

敵なり、

向壽曰、吾甚欲韓合、對曰、甘茂許公仲以武遂、反宜陽之民、今公徒收之甚難、向子曰、然則奈何、武遂終不可得已、對曰、公何不以秦爲韓、求頴川於楚、此乃韓之寄地也、公求而得之、是令行於楚、而以其地德韓也、公求而弗得、是韓楚之怨不解、而交走秦也、秦楚爭强、而公過楚以攻韓、此利於秦、向子曰、奈何、對曰、此善事也、甘茂欲以魏取齊、公孫郝欲以韓取齊、今公取宜陽以爲功、收楚韓以安之、而誅齊魏之罪、是公孫郝甘茂無事也、

【通釋】向壽は蘇代の重ねて韓に親しむの利益を說けるを聽きて申すに、子、其の樣にいはずとも、吾れは心から甚だ韓の秦に合することを欲するなりと、蘇代對へて申すに、甘茂は已に公仲に許すに武遂を韓に返し、又宜陽の人民を韓に反すことを以てせり、今公韓を手に入れんと欲せば、亦何か之を與へざる可からず、何も與へずして只韓を收めんとするは甚だ難きことなりと、向壽の申すに、然らば如何に致してよろしきや、武遂は已に甘茂が韓に返すことにしたりといへば、他に韓に與ふべき土地もなしと、蘇代對へて曰く、公何ぞ秦の威光を以て韓の爲に頴川を楚に御求めにならざるや、此の頴川は元と韓の所有地にて、韓より楚に寄せ與へたる地なり、公今之を楚に求めて、之を韓に返す樣になさるれば、是れ公の威令楚に行はれて、又其の地を以て韓に恩德を與へらるゝなり、若し又之を楚に求められて、楚が之に從は

様に同じく貴ぶ所以の者を貴べば、其身も自然に貴ばるゝ様になると、今秦王の御様子を私かに拜察するに、公をお寵愛遊ばさるゝことは公孫郝に及ばず、又公の智能を御認め遊ばさるゝことも甘茂に及ばず、其の寵愛も才能も、公は之に及ばず、而るに今二人の者、皆國事に親しく關與することを能はずして、公が獨り王と國事を宰斷せらるゝは訝しきことなるが、是れは彼の二人の者が缺點あるためなり、其の缺點と申すは、公孫郝の方は私かに韓に黨し、甘茂の方は私かに魏に黨し、各、私かに他國に款を通じ居る故に、秦王は之を信用せられざるなり、今秦楚互に强を爭ふ時に當りて、公は楚に黨せらるれば、是れ即ち彼の公孫郝、甘茂と同じ道を踏むものなれば、矢張り二人の如く終に王の信用を失ふに至るべし、且つ世間の人は皆楚の變詐僞り多きことを申し居るに、公のみ獨り必ず約に背くまじと之を信ぜらるゝは、是れ只己れ自身のみ可となすものにて、世間の人の心と反對なれば、人の同情は得がたし、それにては御損なれば、公は秦王と御相談ありて、何時楚の變あるも不都合なき樣、韓に善く親しまれて、以て豫め楚の變に備へらるゝに如かず、此の如くならば、別に禍ひも御座るまじ、韓氏は前方國を以て公孫郝に從ひ、後には國を以て甘茂に委ね、公には甚だ御疎遠申上げ居れば、韓は實に公の讐敵なり、而るに今公は其の讐怨をすてゝ韓に親しみ善くして、以て楚に備へよといはるれば、是れ外方に向ひて他人を推擧するに、適材なれば讐敵を避けずして薦むるの大量を示すものなりと、

【解義】〔禽困覆車〕禽は走獸の總名なり、吳師道曰く、逐獸困急、猶能奔觸、傾覆人車と、〔小令尹〕楚の官名なり、〔爲我謁之公仲〕謁は告なり、「ツグル」と訓ず、〔願有復於公〕復は重ねて申すの意なり、〔諺曰貴其所以貴者貴〕鮑注に云く、所以貴人所同貴と、〔愛習公也〕習は近習の習にて、狎近することなり、〔而公必之是自爲貴也〕必は變なきを必とするなり、自爲貴は前の「貴其所以貴者」の反對にて、己れ獨り善とするなり、〔是外擧不避讐也〕擧は推薦するを、外擧とは內擧の親戚を推薦するを云へるに對し、他人を推薦することを云ふ、左傳に內擧不避親、外擧不避讐の言あり、蓋し古語なり、讐は讐

今秦楚爭強、而公黨於楚、是與公孫郝甘茂同道也、公何以異之、人皆言楚之多變也、而公必之、是自爲貴也、公不如與王謀其變也、善韓以備之、若此則無禍矣、韓氏先以國從公孫郝、而後委國於甘茂、是韓、公之讐也、今言善韓以備楚、是外擧不避讐也、

【大意】　秦已に宜陽を取り、向壽をして之を守らしむ、向壽將に韓を伐たんとす、公仲乃ち蘇代をして向壽に說きて之を止めしむる事を述べたり、吳師道曰く、按史甘茂傳、秦拔宜陽、韓與秦平、向壽爲秦守宜陽、將伐韓、公中使蘇代謂壽云云、而甘茂竟言昭王、以武遂歸韓、由是壽奭怨讒茂と、

【通釋】　韓の公仲、蘇代をして向壽に謂はしめて曰く、禽獸も人に逐はれて困窮激怒すれば、獵者の車を顚覆す、弱者も窮すれば案外の力を出すものなり、今公、韓國を打破りて公仲を侮辱し、公仲は國を擧げ收めて復秦に事へ、必ず秦の覺えめでたく封地を得べしと、私かに自ら思ひ居りしに、何ぞ圖らん公は反りて楚國に解中を與へ、楚の一小令尹を封ずるに桂陽を以てし、秦楚相合して又復韓を攻めんとせらるゝとは、若し此の如くならば、韓國は最早必ず亡びん、故に公仲は躬から其の手勢を引率して、秦に向ひて鬪はんと覺悟し居れり、若し左樣なることにもならば中々容易ならぬことにて、秦の損害にもなることなれば、願はくは公之を熟計あらんことをと、向壽之を聽きて申すに、吾れの秦楚を合したるは、何もそれを以て韓に當り、韓を伐つといふにはあらず、子宜しく我が爲に之を公仲に告げて、其の樣なる心配は無用なり、秦韓の交誼は必ず大丈夫に合すべしと申し傳へられよと、蘇代は中々それ丈にては安心ならず、更に向壽に對へて申すに、願はくは今一度公に申上げたきことあり、諺に申すことあり、曰く、人の皆一

【解義】〔藺離石祁〕藺離、石祁は地名なり、既に周策趙策に見ゆ、鮑注に云く、趙地、韓嘗取之、今使歸之と、〔以質許地〕吳師道曰く、以質子、而許之地也と、〔樓庳必敗〕庳一に鼻に作る、人の姓名、鮑注に亦以魏害韓者、〔以成陽資翟强於秦〕成陽は地の名、翟强、魏の爲に齊秦を合せて楚を疎外にする事、既に魏策に見えたり、資は助なり、〔須秦必敗〕正解に須則之訛也と云へり、今暫く之に從へり、鈴木注曰く、須姓、魏有須賈、須秦疑韓人、此時謀以成陽資翟强取齊救韓者、蓋翟强與齊善、故由此取齊也、游騰非其謀、故云云、按 魏策云、翟强爲魏合齊秦外楚、則强之合齊韓、楚之所大惡、故楚必敗其事也、周策宜陽之圍、楚景翠將十萬兵援之、則此時楚與韓親也、須秦之謀、楚之所惡、故必不成也、此章舊注大謬、敗之之字、改作矣と、是の說頗る異なりと雖も、姑らく一說として此に揭ぐ、

○韓公仲謂向壽曰、禽困覆車、公破韓辱公仲、公仲收國復事秦、自以爲必可以封、今公與楚解中封小令尹以桂陽、秦楚合復攻韓、韓必亡、公仲躬率其私徒以鬪於秦、願公之熟計之也、向壽曰、吾合秦楚、非以當韓也、子爲我謁之、公仲曰、秦韓之交可合也、對曰、願有復於公、諺曰、貴其所以貴者貴、今王之愛習公也、不如公孫郝、其智能公也、不如甘茂、今二人者、皆不得親於事矣、而公獨與王主斷於國者、彼有以失之也、公孫郝黨於韓、而甘茂黨於魏、故王不信也、

に出でゝ、甘茂を抑壓するを得べし、若し又西周を取る能はずば、秦が西周を攻むるの故を以て、天下諸侯悉く秦を惡みて、其の韓に同情して之を救ふ事必ず急ならん、さすれば甘茂が事は敗れて、おのづから其の勢力を損すべしと、

【解義】〔楊達謂公孫顯〕楊達、公孫顯二人、皆秦人なり、公孫顯、甘茂と權を爭ふ、故に楊達此の策を陳ずるなり、但し此の策重出、解已に秦策に詳なり、〔印甘茂也〕印の字、秦策に抑に作る、從ふべし、

○秦圍宜陽、游騰謂公仲曰、公何不與趙藺離石祁、以質許地、則樓緩必敗矣、收韓趙之兵以臨魏、樓庳必敗矣、韓趙爲一、魏必倍秦、甘茂必敗矣、以成陽資翟强於齊、楚必敗之、須秦必敗、秦失魏、宜陽必不拔矣、

【大意】宜陽の役に游騰、公仲に勸めて、趙魏に手を廻はして秦に背かしめ、自ら宜陽の兵を止めしむることを策す、

【義釋】秦が兵を出して宜陽を圍みし時、游騰が公仲に謂ひて申すに、公何ぞ趙に藺離と石祁とを返し與へ、趙の質子を是の方に取りて、其の地を彼れに許し與へられて、趙と合せられずや、さすれば彼の樓緩が趙を以て秦に合せんとするの計略が必ず敗るべし、又愈〻趙と合し、韓趙の兵を收め合して以て魏に臨み、韓趙魏一とならば、彼樓庳が魏の爲に秦楚に合し齊に敵對せんとする計略が必ず敗るべし、又韓趙合して一とならば、魏は必ず秦に倍きて我れに合し、以て秦に當るべければ、甘茂必ず敗れて兵を退くべし、又翟强が魏の爲に齊秦を合して楚を疎外にせんと致し居れる故に、今成陽を以て翟强に與へて齊に運動せしめて、齊秦に合することを勉めしめば、楚必ず之を惡みて其の計を敗りて、齊魏は遂に秦に背くべし、秦魏を失はゞ、勢ひ孤立となりて、遂に失敗し、我れを攻むるに暇あらずして我が宜陽自ら拔けずして無事に濟むべしと、

故因西請秦王曰、張儀使人致上庸之地、故使使臣再拜謁秦王、秦王怒、張儀走、

【大意】鄭彊、韓の爲に張儀を秦より逐ひ出せし策を敍す、

【通釋】鄭彊が韓の爲に張儀を秦國より逐ひ斥けんと謀り、張儀の使者が必ず楚に之くならんと考へ、故に先づ楚の大宰に申すに、公宜しく張儀の使者を直ちに歸さず、暫く之を引留め置かれたし、彊請ふそれを種に致して張儀を秦にしくじらすやうに圖るべしと、張儀の使者を楚に留めさせ置きて、因りて西方秦國に使者を立てゝ、秦王に告げしめて申すに、張儀が此度使ひを楚國に遣はし、嘗て差上げたる弊邑上庸の地を返却致させたれば、其の故に使臣を以て再拜して其の事を秦王に御報告申上ぐと、秦王之を聽きて大に張儀を怒りたれば、張儀遂に秦國を逃走せり、

【解義】〔鄭彊〕鮑注に鄭公族、韓滅鄭、故爲韓人、と、吳師道曰く、此人嘗請秦伐韓、魏策又亦有其人、蓋游說秦楚之間者、此豈以爲韓而走儀、故次之韓歟と、〔太宰〕官名、此れ楚の太宰を謂ふ、〔請秦王曰至再拜謁〕請謁みな告と同義、「ツグル」と訓ず、上庸は鮑注に云く、秦惠十三年取上庸、今言儀致之楚、欲以怒秦と、

○宜陽之役、楊達謂公孫顯曰、請爲公以五萬攻西周、得之、是以九鼎印甘茂也、不然、秦攻西周、天下惡之、其救韓必疾、則茂事敗矣、

【大意】秦の楊達、公孫顯に甘茂の勢力を挫ぐの策を陳ず、

【通釋】秦の甘茂、韓の宜陽を圍みし時、楊達が公孫顯に謂ひて申すに、請ふ兵士五萬を拜借して、公の爲に西周を攻めん、若し西周を取ることを得ば、周室の重寶九鼎を得たるの功を以て、公の功績は甘茂の上

於此者也、是故秦王使使臣獻書大王御史、須以決事、韓王曰、客幸而教之、請比郡縣、築帝宮、祠春秋、稱東藩、效宜陽、

【通釋】大王若し秦に事へられずば、秦は甲兵を下して宜陽に據り、韓の土地を斷絕し、東成皐、宜陽を取らば、則ち鴻臺の御宮、桑林の苑は、王の御所有ではなくなるべし、夫れ成皐を塞ぎ上地を絕たば、則ち王の御國は二つに分れて、半は秦の所有に歸せん、さうならぬ內に先づ秦に事へば、御國は安泰なるべし、若し秦に事へずば、御國は危からん、夫れ禍を造りて福を求め、深く後來の事を考へず、計淺薄にして秦に怨みを深くし、秦に逆らひて楚に順ふ、此の如くにして亡ぶるなきを欲するも得べからざるなり、故に大王の爲に計るに、秦に事ふるに如くことなし、秦の欲する所は、只當の敵の楚を弱むるに如くはなし、而して能く楚を弱むる者は韓に如くものなし、その故は何も韓が能く楚よりも強きにはあらず、其の地勢が然らしむるなり、今王西面して秦に事へ、以て楚を攻めて弊邑秦國の爲にせられなば、秦王には必ず大に喜ばれん、夫れ楚を攻めて其の地を私しゝ、禍を轉じて秦を悅ばす、計此れより便利なるものなし、是の故に秦王は態々使臣をして書を大王の御史御右筆まで獻上せしめ、以て大王の御決着を須たしめられたりと、韓王、張儀の言を聽きて申すに、貴客幸ひに寡人に敎へ心付けられ、まことに辱けなし、請ふ我が韓國を秦の郡縣に比して、帝宮を築き、春秋を祠り、東藩と稱し、宜陽を獻上致さんと、

【解義】〔斷絕韓之上地〕上地は既に前策に見えたり、〔鴻臺之宮桑林之苑〕鴻臺は臺の名、桑林は苑の名、共に韓にあり、〔獻書大王御史〕御史は文書を掌るの官、敢て韓王を指斥せざる辭、〔築帝宮祠春秋〕既に前章に見えたり、

○鄭彊之走張儀於秦、曰、儀之使者必之楚矣、故謂太宰曰、公留儀之使者、彊請西圖儀於秦、

大王不事秦、秦下甲據宜陽、斷絕韓之上地、東取成皐宜陽、則鴻臺之宮、桑林之苑、非王之有已、夫塞成皐、絕上地、則王之國分矣、先事秦則安矣、不事秦則危矣、夫造禍而求福、計淺而怨深、逆秦而順楚、雖欲無亡、不可得也、故爲大王計、莫如事秦、秦之所欲、莫如弱楚、而能弱楚者、莫如韓、非以韓能強於楚也、其地勢然也、今王西面而事秦、以攻楚、爲敝邑、秦王必喜、夫攻楚而私其地、轉禍而說秦、計無便

「モシ」と訓ず、吳師道曰、漢書徼外、顏云、徼塞也、取徼遮之義、字音叫と、〔虎摯之士跿跔科頭貫頤奮戟者〕摯は猛なり、曲禮に摯獸在前とあり、跿は音「ト」徒に同じ、素足のことなり、跔は音「ク」、史記の注に跳躍也とあり、吳師道曰く、跔猶下文徒裎之徒、此謂徒跣也、義與科頭協と、科頭は鮑注は不着兜鍪とあり、貫頤は詳かならず、鮑注に貫人之頤とあり、吳師道曰く、此說似與上文不類、索隱曰、兩手捧頤、謂見射猶奮擊不顧死也、則此連下文奮戟爲義と、〔探前趹後蹄間三尋騰者〕探前は、馬の前足を動かす形、物を探るに似たり、故に探といふ、趹は正字通に云く、居月切、馬後足趹地也、一曰、步疾也と、後足を以て地をけること、探前趹後は馬の氣の立ちて勢ひの盛んなる形容なり、蹄間三尋騰とは、馬の疾走する形なり、八尺を尋と曰ふ、〔捐甲徒裎〕捐は「スツル」と訓ず、徒は素足、裎は音「テイ」、鮑注に裸也とあり、孟子に雖袒裼裸裎於我側とあり、〔聽須臾之計〕須臾は長久に對していふ、目前しばらくの間、耳を悅ばすの甘言といふことなり、〔註誤人主〕註も亦誤なり、

糟糠にも厭くことが出來ず、其の地も甚だ狹くして、方九百里に滿たず、其の食料も甚だ少くして、二年の食料もなし、又大王の軍隊を料るに、之を有るたけ數へても三十萬に過ぎず、而してそれが皆戰鬪員のみにあらず、厠徒、負養の雜役も其の内に在り、若し其の中より又更に徼亭障塞の、警衞守備の任に當るものを引き去れば、現在の戰卒は僅かに二十萬に過ぎざるのみ、而して秦の方は如何と見れば、帶甲の戰士は百餘萬、車は千乘、騎は萬匹、虎の如き勇猛なる士が跿跔のまゝに兜鍪も戴かず、我が頤を射貫かれても少しもひるまず、戟を奮ひて敵中に斬り入る者勝げて計ふ可らざる程多し、又秦の馬の駿良なることは、前を探り後を蹴りて其の氣張り滿ち、一度驅け出せば、其の蹄間一躍よく三尋を騰奔疾走するもの勝げで數ふ可からず、又山東諸國の兵卒は戰陣に臨むに必ず甲を被り冑を冒り、以て會戰すれども、秦人は甲を脱ぎ捐て素足肌脱ぎになりて、以て敵の中に趨り入り、左手に人の頭を挈げ、右に生虜を挾み抱へて奮鬪す、今秦の卒と山東の卒とを比較すれば、猶孟賁と怯夫との如し、重力を以て相壓すれば、猶ほ烏獲の嬰兒に於けるが如し、夫れ孟賁、烏獲の如き勇士を戰鬪に用ひて、以て不服の弱國を攻めしむるは、恰も千鈞の重量を墮して鳥卵の上に集め置くに異ならず、とても其の强弱は比較にならざれば、山東の國若し秦に敵對すれば、必ず甚しき憂き目に遇ひ幸ひなからん、諸侯、其の兵力の弱、食料の寡きを料り考へずして、合從を唱ふる者の甘言好辭を聽き、從者は皆比周相飾りて言ひて曰く、吾が計に聽き從はゞ、則ち以て强くして天下に霸と爲るを得べしと、夫れ社稷長久の利益を顧みずして目前須臾の説を悦び聽く、人主を誤るものは實に此れに過ぎこしたる者はなし、

【解義】〔非麥而豆〕而の字、讀むこと則の如し、吳師道曰く、姚云、史記後語作ニ非レ菽而麥一、下文亦作レ菽、古語只稱レ菽、漢以後方呼レ豆、按　此非レ麥卽豆也、麥少、又以ニ豆飯一と、〔豆飯藿羹〕麥も少き故に豆を加へて飯となすなり、藿は禮儀の注に豆葉とあり、〔民不厭糟糠〕糟音「サウ」、説文に酒滓也と、糠音「カウ」、玉篇に穀皮也とあり、厭は饜に同じ、「アク」と訓ず、〔厠徒負養〕厠徒は既に上に出づ、負養は索隱に云く、負擔以給ニ養公家一と、〔爲除守徼亭〕爲は若の如し、

之卒、悉之不過三十萬、而廝徒負養、在其中矣、爲除守徼亭障塞、見卒不過二十萬而已、秦帶甲百餘萬、車千乘、騎萬匹、虎摯之士、跿跔科頭、貫頤奮戟者、至不可勝計也、秦馬之良、戎兵之衆、探前趹後、蹄間三尋騰者、不可勝數也、山東之卒、被甲冒冑以會戰、秦人捐甲徒裎以趨敵、左挈人頭、右挾生虜、夫秦卒之與山東之卒也、猶孟賁之與怯夫也、以重力相壓、猶烏獲之與嬰兒也、夫戰孟賁烏獲之士、以攻不服之弱國、無以異於墮千鈞之重、集於鳥卵之上、必無幸矣、諸侯不料兵之弱、食之寡、而聽從人之甘言好辭、比周以相飾也、皆言曰、聽吾計、則可以强霸天下、夫不顧社稷之長利、而聽須臾之說、詿誤人主者、無過於此者矣、

【大意】張儀、秦の爲に連橫を策し、韓王に說き、秦に從ひて楚を圖らしむ、韓王遂に其の說に從ふ事を述べたり、

【通釋】張儀が秦の爲に連橫を策し、韓に來りて韓王に說きて申すに、韓の土地は甚だ險惡なる山間生活にして、五穀の生ずるものといへば、麥にあらざれば豆の類のみ、人民の常食とする所は、大抵豆飯又は藿羹なり、故に一年凶作にて收穫がなければ、人民は

施、公仲無行、率曰、好義、自今以來、率且正言之而已矣、公仲之謁者以告公仲、公仲遽起而見之、

【大意】顏率が公仲に面會せんとしたるに、公仲之を見ず、顏率乃ち今まで公仲の爲に世を欺きたることを改めて、其の私行を公言せんといふ、公仲大に恐れて遂に之を見る事を述べたり、

【通釋】顏率が公仲に面會を求めたるに、公仲之に面會せざりしかば、顏率は公仲の取次ぎの者に謂ひて申すに、公仲は必ず率を以て諂言をいふ者なりと爲すが故に率に面會せざるならん、何如にも今迄は諂言をいへり、公仲は至りて女好なれども、率は人に向ひて公仲は賢士を好むといひ居れり、又公仲は至りて財に吝嗇なれども、率は人に向ひて公仲はよく人に物を施し財を散ずといひ居れり、又公仲は甚だ素行の修まらざる人なれども、率は人に向ひて公仲は義を好みて行ひの正しき人なりといひ居れり、今より以來は之を改めて、率は將に正直に有りのまゝに公仲の人と爲りを言はんのみと、公仲の謁者乃ち是の事を以て公仲に告げたるに、公仲遽かに席を起ちて顏率に面會せり、

【解義】〔謁者〕奏者即ち取次ぎなり、〔以率爲陽也〕陽は佯に同じ、「イツハル」と訓ず、〔好內〕婦人を內といふ、〔無行〕不行迹なり、

襄王

名は倉、宣王の子、其の元年は卽ち周の赧王の四年庚戌なり、

○張儀爲秦連横、説韓王曰、韓地險惡山居、五穀所生、非麥而豆、民之所食、大抵豆飯藿羹、一歲不收、民不厭糟糠、地方不滿九百里、無二歲之所食、料大王

言の如く國の四境の內を戒しめ、軍隊を選拔し、信臣を發遣し、其の車を多くし、其の幣を重くし、之を韓國に遣り、韓王に謂はしめて申すに、弊邑は小國なれども已に悉く動員して出師の準備を整へ、いざといはゞ御用を務むべければ、願はくは大國に於ては御心配なく、秦に向ひて御存分に御働きあるべし、及ばずながら弊邑は將に楚國を以て韓の爲に殉せんとする覺悟なりと、韓王、楚使の言を聽きて大に悅び、乃ち公仲の秦國往きを止めたり、公仲因りて韓王に謂ひて申すに、それは宜しからず、何となれば實地に兵を向けて我れを困むる者は秦國なり、只虛名を以て我れを救ふ者は楚國なり、楚の虛名を恃みて秦の實敵を輕んじなば、必ず天下の爲に笑はるべし、且つ楚韓は固と兄弟の親ある國にあらず、又我が國は素より楚と約束をして秦を伐つを謀るにもあらず、秦が楚を伐たんと欲したる故に、楚はそれに因りて遽かに師を起して韓を救はんと言ふは、此れ必ず陳軫の謀ならん、且つ王今已に人をして秦に使者を送ることを報知せしめられたれば、今若し秦に行かずんば、是れ秦を欺くなり、夫れ強秦の禍を輕んじて反りて楚の謀臣などの言を信ぜられなば、必ず御後悔あらんと諫めたれども、韓王は之を聽かず、遂に和を秦に絕ちたれば、秦は果して大に怒り、師を興して韓氏と岸門に戰ひたるが、楚の救ひ果して至らず、韓氏遂に大敗を致したり、記者之を評して曰く、韓氏の兵決して弱きにあらず、又其の民も決して蒙愚なるにあらず、而るに其の兵秦に禽にせられて大敗を招き、其の智謀の足らざるを楚に笑はるゝに至りしは、是れ全く陳軫の言を信じて韓朋の計に從はざる過失によるなりと、

【解義】〔遂肆意於秦〕肆は「ホシイマヽ」と訓ず、專の義なり、〔將以楚殉韓〕以楚は楚國を提供してと云ふが如し、殉は韓國と存亡を共にするをいふ、

○顏率見公仲、公仲不見、顏率謂公仲之謁者曰、公仲必以率爲陽也、故不見率也、公仲好內、率曰、好士、公仲嗇於財、率曰、散

して秦を身方にすることゝ、楚の地を取ることゝの二つの利益を得るをいふ、〔乃儆公仲之行〕儆は警と同じ、「イマシム」と訓ず、〔所以廟祠而求也〕廟は社稷の廟なり、卽ち神に祈ることなり、〔縱韓爲不能聽我〕爲は猶設の如し、「モシ」と訓ず、下の「爲能聽我」の爲も同じ、〔不爲鴈行以來〕鴈行は相列りて進むこと、既に前に出づ、

楚王大說、乃儆四境之內、選師言救韓、發信臣、多其車、重其幣、謂韓王曰、敝邑雖小、已悉起之矣、願大國遂肆意於秦、敝邑將以楚殉韓、韓王大說、乃止公仲、公仲曰、不可、夫以實困我者、秦也、以虛名救我者、楚也、恃楚之虛名、輕絕强秦之敵、必爲天下笑矣、且楚韓非兄弟之國也、又非素約而謀伐秦矣、秦欲伐楚、楚因以起師言救韓、此必陳軫之謀也、且王已使人報於秦矣、今弗行、是欺秦也、夫輕强秦之禍、而信楚之謀臣、王必悔之矣、韓王弗聽、遂絕和於秦、秦果大怒、興師與韓氏戰於岸門、楚救不至、韓氏大敗、韓氏之兵、非削弱也、民非蒙愚也、兵爲秦禽、智爲楚笑、過聽於陳軫、失計於韓朋也、

【通釋】 楚王、陳軫の說を聽きて大に悅び、乃ち其の

大に恐れ、陣軫の謀を用ひ、特使を韓に遣はし、之を救ふを約し、益、秦に抗せしむ、韓王之を信じ、公仲の諫めを聽かず秦と戰ひ、遂に大敗せし事を述べたり、

【通釋】　韓、趙魏諸國と秦を伐ち、濁澤と申す處に合戰し、韓の軍利あらず、甚だ危急の場合となりたれば、公仲朋、韓王に謂ひて申すに、與國はとても賴みに相成らず、今秦は楚を伐たんと欲するの心あるを以て、大王、張儀に因りて和を秦に講じ、之に一名都を賂ひ、而して秦と與に楚を伐たるゝに如かず、さすれば此れ一を損して二を得るの計なりと、韓王此の策を善しとし、乃ち公仲を秦に遣はすべく、其の行裝を儆め用意せしめ、將に西の方和を秦に講せんと欲したるに、楚王是の事を聞き大に恐れ、其の謀臣陳軫を召して之を告げ相談なしたるに、陳軫の申すに、秦の我が楚を伐たんと欲して居ることは久しきことなり、而るに今又韓の一名都を手に入れて、甲兵を具へ軍備を整へ、秦韓兵を倂せて南向し、楚を伐つことは、是れ秦の神明に祈願を掛けて一生懸命に求め願ふ所なるに、今已に其の願望成就致したれば、楚國は必ず伐たるべし、今は外に致し方なし、只王は臣の申上ぐることを御聽き入れ下されて、此の場合に處するの策として、楚國四境の內に戒嚴令を發せられ、軍隊の精銳を選拔して、韓國を救ふと聲言せしめて、戰車を多く出し、道路に充滿せしめて、而して別に御信任厚き重臣を御派遣になり、其の使に多くの車と重き幣物を御持たせになり、如何にも王が己の國を救はるゝものと韓王に信ぜしむる樣になさるれば、たとひ韓が我が言を聽かず秦と絕たぬまでも、必ず王を德とし辱けなく思ひて、秦の爲に鴈行卽ち先導致して、楚に攻め來らざるべし、是のやうに韓は楚を德とし、秦韓相和せざれば、たとひ其の兵楚に押寄せ來るとも、和合せざるの敵は恐るゝに足らず、我が國は決して大なる損害はこれあるまじ、若し又能く我が言を聽きて秦と和を絕つ時は、秦は必ず大に怒りて、以て厚く韓を怨まん、韓は又楚の救ひを賴みて秦を輕蔑致さん、秦を輕蔑しなば、其の秦に對する態度は必ず秦に不敬を爲すべし、さすれば秦は必ず大に怒りて韓と不和を生じ、相攻伐すべし、是れ我れ秦韓兩國の兵を困めて、楚國の患害を免るゝなりと、

【解義】（此以一易二之計也）一都を秦に與へて、而

梅君云、人爲秦字畫脫、梅君亦云、馳施同、施者略施置其貢賦之法、而不有地、恐非と、亦一說と爲すべし、〔是絕上交而固私府也〕三川を得て韓と交りを絕ちては、千金を得る能はず、是れ其の千金は秦の手に入らずして韓に在り、故に韓の私府を固くすることになるなり、固は充實の意なり、

○秦韓戰于濁澤、韓氏急、公仲朋謂韓王曰、與國不可恃、今秦之心欲伐楚、王不如因張儀爲和於秦、賂之以一名都、與之伐楚、此以一易二之計也、韓王曰、善、乃儆公仲之行、將西講於秦、楚王聞之大恐、召陳軫而告之、陳軫曰、秦之欲伐我久矣、今又得韓之名都一而具甲、秦韓幷兵南鄉、此秦所以廟祠而求也、今已得之矣、楚國必伐矣、王聽臣、爲之儆四境之內、選師言救韓、令戰車滿道路、發信臣、多其車、重其幣、使信王之救己也、縱韓爲不能聽我、韓必德王也、必不爲鴈行以來、是秦韓不和、兵雖至楚、國不大病矣、爲能聽我、絕和於秦、秦必大怒、以厚怨於韓、韓得楚救、必輕秦、輕秦其應秦必不敬、是我困秦韓之兵、而免楚國之患也、

【大意】韓、秦と戰ひ、形勢不利に陷りたれば、公仲朋、韓王に勸めて、秦に和して楚を謀らんとす、楚王

者矣、且王求百金於三川、而不可得、求千金於韓、一旦而具、今王攻韓、是絕上交、而固私府也、竊爲王不取也、

【大意】秦、韓の陘を攻む、韓、南陽の地を割きて和を乞ふ、秦、地を受けて猶兵を止めず、陳軫因りて韓の爲に秦王に說きて兵を止めしむ、

【通釋】秦が韓の陘と申す處を攻めたれば、韓は人をして南陽の地に引上げ、秦を避けて敵對せざらしめたるに、秦は已に韓人の退去を命じたるが上に又陘を攻めたり、因りて韓にては南陽の地を割き和を求めたるに、秦は其の地を受け取りて又陘を攻めたり、陳軫乃ち秦に謂ひて申すに、地形不便なるが故に走退致し、交りが親しからざるが故に地を割きたるに、今地を割きても親交を結ぶこと能はず、地を馳せ退きても兵が止まざることとなれば、臣は、山東の諸侯の此の後は馳割を以て王に事ふるものなきに至らんことを恐るゝなり、且つ王今三川の地に對して百金を御求めになりても、とても得ることはむづかし、而るに韓に向ひて千金を御求めにならば、一朝にして調達すべし、故に今王、韓を攻めらるゝは、是れ上等の交りを絕ちすてゝ、而かも韓の私府を益〻固く充實せしむるなり、是れ甚だ御不利益なることにて、王の爲に取らざる所なりと、

【解義】〔韓使人馳云々〕馳の字、定說なし、鮑注は上の馳字と下の馳字とを別に解せり、上の馳の注に云く、馳反走示服也と、下の馳の注に云く、馳進也、韓避之而秦進也と、許應元曰く、馳南陽之馳、當作弛、言棄南陽而不守也、詳陳軫說、馳割意可見と、正解に云く、馳走退也、謂韓使陘人走退南陽、而不敵秦、蓋示服也、秦已馳、謂秦已使韓人走退也と、今暫く之に從ふ、鈴木注曰く、馳當作施、施移也、謂易地也、南陽之地、蓋秦之所固欲易也、曰之地、非盡易南陽也、故後又割之也、田齊世家、請與韓地、而王以施三川、此下章公戰而勝楚、遂與公乘楚易三川而歸、即與此同、韓世家載下章易三川作施三川、可見二字相通矣、荀子日月之所施易、衛綰傳劍人之所施易、注皆訓移、

御任用のことは御見合せあるべし、今若し王、公仲、公叔を兩用せられなば、其の身方多く力の強き者は、國内に其の私黨を樹つべく、又其の身方寡く力弱き者は、他國に款を通じ、外國の權力を藉るに至らん、此の如く王の羣臣、或は内に其の黨を樹て、以て其の主君を我まゝ勝手に致し、或は又外の國に交りを結びて、其の爲に我が土地を裂くやうになりては、則ち王の御國は必ず危しと、

【解義】〔魏兩用犀首云々〕吳師道曰く、大事記、魏惠後十三年、張儀相魏、魏不事秦、秦以公孫衍代相、儀留魏四歳、後說襄王、久之乃去、二人更迭用、衍相儀留、猶兩用也、魏亡河西地、大梁言之、不必兩人爲相時也と、

○楚昭獻相韓、秦且攻韓、韓廢昭獻、昭獻令人謂公叔曰、不如貴昭獻以固楚、秦必曰、楚韓合矣、

【大意】秦、韓を攻めんとす、韓因りて昭獻の相を罷む、昭獻乃ち己れを罷むるの不可を陳ず、

【通釋】楚の昭獻が韓の宰相と爲り居りしが、秦將に韓を攻めんとしたるにより、韓にては秦を憚りて昭獻を廢し、其の相を罷めたり、昭獻乃ち人をして公叔に謂はしめて申すに、此の際に昭獻を罷むるよりは、益、之を貴び重んじて以て楚の懽心を得て、楚と交りを固うするに如かず、さすれば秦の方にては必ず楚韓合同せりと申して、我れを攻むることを見合すべしと、

【解義】〔秦將攻韓〕是の時秦楚相惡し、今楚の昭獻、韓に相たり、故に秦、韓を攻めんとするなり、

○秦攻陘、韓使人馳南陽之地、秦已馳、又攻陘、韓因割南陽之地、秦受地、又攻陘、陳軫謂秦王曰、國形不便、故馳、交不親、故割、今割矣、而交不親、馳矣、而兵不止、臣恐山東之無以馳割事王

に、寡人はたとひ死すとも必ず秦に事ふること能はず、今主君は趙王の思召しを以て合從の事を詔げられ、まことに辱けなし、敬みて社稷即ち一國を擧げて以て仰せに從はんと、

【解義】〔攘臂按劍〕攘臂は腕捲りすること、正字通に曰く、援袂出臂、史鄒陽傳、攘袂而正議と、注に曰く、攘臂猶捋臂と云へり、按は抑なり、撫なり、

宣惠王

昭侯の子、其の元年は即ち周の顯王の三十七年己丑なり、

○宣王謂樛留曰、吾欲兩用公仲公叔、其可乎、對曰、不可、晉用六卿而國分、簡公用田成監止、而簡公弑、魏兩用犀首張儀、而西河之外亡、今王兩用之、其多力者、內樹其黨、其寡力者、藉外權、羣臣或內樹其黨、以擅其主、或外爲交、以裂其地、則王之國必危矣、

【大意】樛留、宣王の問ひに對へて、權臣兩用の不可を論ず、鮑彪曰く、彪謂、此非天下之正議也、顧所用何如耳、使得人如周召、兩用之、庸何傷、若公仲公叔也、一之謂甚、何必兩と、然れども樛留の此の言、蓋し爲にする所ありて發するなり、後に至り二人權を爭ふ事あり、以て見るべし、

【通釋】宣王、或時樛留に謂ひて申すに、吾れ公仲と公叔との兩人を與共に任用せんと欲するが如何であらうや、宜しきやと、樛留對へて申すに、それは宜しからず、何となれば晉は六卿を竝び用ひたるが爲に其の國遂に分割せられ、又齊の簡公は田成、監止を兩用せしが爲に簡公は遂に弑せられ、又魏に於ても犀首、張儀を兩用せしが爲に西河の外を秦の爲に亡ひたり、此の如く先例もあることなれば、兩人を一時に

茲効之、明年又益求割地、與之卽無地以給之、不與、則棄前功、而後更受其禍、且夫大王之地有盡、而秦之求無已、夫以有盡之地、而逆無已之求、此所謂市怨而買禍者也、不戰而地已削矣、臣聞鄙語曰、寧爲雞口、無爲牛後、今大王西面交臂而臣事秦、何以異於牛後乎、夫以大王之賢、挾强韓之兵、而有牛後之名、臣竊爲大王羞之、韓王忿然作色、攘臂按劍、仰天太息曰、寡人雖死、必不能事秦、今主君以趙王之教詔之、敬奉社稷以從、

【通釋】　且つ大王若し秦に事へ、其の命に従はれなば、秦は必ず宜陽成皐を韓に求むるに相違なし、其の求めに從ひて今年之を秦に效さば、明年は又別に益〻他の地を求め其の求むるまゝに地を割きて之に與へば、終には最早地を以て之に給するなきに至らん、さうかと申して與へずば、則ち前々の骨折りは皆むだになりて、而して後更に其の禍ひを受くるに至らん、且つ夫れ大王の御領地は盡くることありて秦の求めは已むことなし、盡くるあるの地を以て已むなきの求めを逆へ之に應ずるは、此れ謂はゆる怨みを市りて禍ひを買ふ者といふべきなり、此れでは未だ戰爭をも爲さゞるに、地は已に削らるゝなり、臣承はるに鄙俗の語に曰く、寧ろ雞の口となるがよろし、牛の後とはなるなかれと、今大王、西面臂を交へて秦に臣とし事ふ、何として牛後に異ならんや、夫れ大王の賢明を以て强韓の勁兵を挾み、而して牛後の名あるは、臣竊かに大王の爲に之を羞かしく存ずるなりと、韓王、蘇秦の言を聽き了りて、忿然怒りの顏色をなし、臂を攘げ劍を撫で、天を仰ぎて溜息を發して申す

者、謂作之得時、力倍於常、故名時力也、距來者、謂弩勢勁利、足以距來敵也と、「韓卒跕足而射百發不暇止」跕音「テウ」、蹀と通ず、踏なり、足ぶみをすること、不暇止は、つゞけさまに射り出して、其の射方の早きことをいふなり、「遠者達胸近者掩心」掩心は、鮑注に箭中心上、如掩とあり、「韓卒之劍戟皆出於冥山至龍淵大阿」冥山、棠谿、墨陽は皆地名、良劍を産する處、顧祖禹曰く、今の汝寧府の西平縣の西北に棠谿村あり、郾城縣の界に接す、昔時金を産す、甚だ精、棠谿之金、天下之利と云へるは即ち是なり、劍師は鍛工の名、宛馮、龍淵も亦地名、大阿は劍の名なり、或は地名、或は人名、劍名を交へ擧げたるなり、吳師道曰く、修務訓註云、墨陽之莫邪、則墨陽地名、合伯史作合膊、姚本合伯膊、註曾無伯字、索隱云、劍國有工鑄劍、因名劍師、宛人於馮池鑄劍、故名宛馮、晉大康地理記、汝南西平有龍泉、可淬刀劍、今按上說、冥山棠谿龍淵地名、劍師宛馮人名兼地、大阿劍名、合膊未詳と按ずるに、程恩澤曰く、合膊一に合伯に作る、合柏は卽ち古への柏國鐵官を置く、合柏に作るは形似の訛、合膊に作るは音近きの訛と云へり、「甲盾鞮鍪鐵幕革抉吠芮」鮑注に盾櫓、鞮革履、鍪兜とあり、吳師道曰く、索隱曰、鐵幕謂以鐵爲臂脛之衣、以革爲射決、決射韝也、按詩決拾傳、決以象骨爲之、著右手大指、以鉤弦闓體、拾以皮爲之、著於左臂、以遂弦、恐此革卽拾、抉卽決也、索隱卽以爲一物、蓋據說文韝射臂決之文也、亦通、索隱云、吠與瞂同、謂楯也、芮音如字、謂繫楯之紛綬也、愚按吠音伐、卽詩所謂蒙伐者、字皆通借、史云、當敵則斬堅甲鐵幕革抉吠芮、無不畢具、故說者上文以甲字句、謂其劍皆能斬之、棠文不可從、此讀當以斬堅句、而甲盾以下、屬無不具之文と、「蹠勁弩」蹠は音「セキ」、蹈なり、「フム」と訓ず、「築帝宮受冠帶祠春秋」帝宮は皇帝の宮殿、秦の爲に離宮を韓國に築きて巡幸に備ふるを謂ふ、受冠帶は、衣冠の制度、皆秦の法度に遵ふを謂ふ、祠春秋は、春秋に秦に貢獻して其の祭祀を助くるを謂ふ、「交臂而服焉」兩臂を互に交へ、何事をも抵抗せずして屈服すること、

大王事秦、秦必求宜陽成皐、今

事秦、稱東藩、築帝宮、受冠帶、祠春秋、交臂而服焉、夫羞社稷、而爲天下笑、無過此者矣、是故願大王之熟計之也、

【大意】蘇秦、趙の爲に韓王を說きて、遂に合從せしむる事を述べたり、

【通釋】蘇秦が趙國の爲に合從の策を講じ、韓に參りて韓王に說きて申すに、韓國は北に鞏、洛、成皐の固めあり、西に宜陽、常阪の要害あり、東には宛、穰、洧水あり、南には陘山あり、地方千里、帶甲數十萬、其の上に天下の有名なる强弓や勁弩は、皆韓國より出で、谿子、少府、時力、距來等の弩は、皆六百步の外までも射透することが出來、（已上强弓をいふ）韓卒が足をあげて發射する時は、其の迅速巧妙なる事、百發連射して少しも絶え間なく發射し、之に中れば、遠き者は其の矢甲を貫き胸に達し、近き者は矢の羽が心を掩ふ位に深く刺さる、而して又韓卒の使用する所の劍戟は、皆冥山、棠谿、墨陽、合膊、鄧師、宛馮、龍淵、大阿等より產出して、皆陸上には馬牛を斷ち、水中には鵠鴈を擊ち、敵に當りては卽ち其の堅き甲冑を斬るべし、其の上に又甲盾、鞮鍪、鐵幕、革抉、吠芮の如きものに至るまで、畢く具備せざるはなし、韓卒の勇を以て堅甲を被り、勁弩を蹠み、利劍を帶びて敵に向へば、一人を以て百人に當るも何の苦もなく、言ふに足らざるなり、夫れ韓國の强勁と大王の賢明とを以て、乃ち西面して秦に事へ、東藩と稱し、帝宮を築きて、冠帶を受け、春秋に祠りをなし、臂を交へ手を拱し、而して秦に屈服せんと欲す、凡そ社稷を羞かしめて、天下の物笑ひとなること、此れに過ぎこしたることはなし、是の故に願はくは大王の之を熟計せられんことを、

【解義】〔韓北有鞏洛成皐之固〕鞏洛共に地名既に周策に見え、成皐亦秦策に見えたり、〔西有宜陽常阪之塞〕共に地名、既に周策に見えたり、〔東有宛穰洧水〕宛は楚策に見え、穰は秦策に見え、共に地名、洧水は水の名、〔谿子少府時力距來〕淮南子俶眞訓の谿子之弩の注に云く、谿蠻夷也、以柘桑爲弩、因曰谿子之弩と、徐廣曰く、韓有少府所造二種之弩、時力

甚だ當惑するなりと、申子乃ち大に懼ぢ入りて、其の宮宅を避け出で丶罪を請ひて申すに、如何にも仰せらるゝ所御尤もなり、君は眞に我が道を實行遊ばさるゝ御方と申すべきなりと、

【解義】〔其從兄〕父の兄弟の子にして、我れより年長なる者を指し從兄といふ、「イトコ」と訓ず、〔非所謂學於子者也〕姚本注に劉無謂字とあり、是に似たり、韓子外儲說亦之を擧げて謂の字なし、〔聽子之謁而廢子之謁乎〕謁は內謁にて、私かに運動するとなり、亡は反語、「ムシロ」と訓ずべし、前篇此の例多し、〔子嘗敎寡人〕韓子に云く、韓昭侯謂申子曰、法度甚不易行也、申子曰、法者見功而與賞、因能而授官、今君設法度而聽左右之請、此所以難行也、昭侯曰、吾自今以來、知行法矣、寡人奚聽矣、一日申子請仕其從兄官、昭侯曰、非所學於子也、聽子之謁、敗子之道乎、亡其用子之謁、申子辟舍請罪と、此れと互に參すべし、

○蘇秦爲趙合從、說韓王曰、韓北有鞏洛成皐之固、西有宜陽常阪之塞、東有宛穰洧水、南有陘山、地方千里、帶甲數十萬、天下之强弓勁弩、皆自韓出、谿子少府時力距來、皆射六百步之外、韓卒跖足而射、百發不暇止、遠者達胸、近者掩心、韓卒之劍戟、皆出於冥山棠谿、墨陽合膊、鄧師宛馮、龍淵大阿、皆陸斷馬牛、水擊鵠鴈、當敵卽斬堅、甲盾鞮鍪、鐵幕革抉、吠芮、無不畢具、以韓卒之勇、被堅甲、蹠勁弩、帶利劍、一人當百、不足言也、夫以韓之勁、與大王之賢、乃欲西面

悦ばれたる所を見定めたる後、兩人を御相談相手になさるゝが宜しかるべしと申上げたれば、王は固より氣に入りたる折柄なれば、大に悦びて之に從ひたり、

【解義】〔始合於韓王〕合は韓王を干して意氣投合したるをいふ、〔臣請深惟而苦思之〕惟は「オモフ」と訓ず、思惟なり、〔乃微謂趙卓韓鼂曰〕微は「ヒソカニ」と訓ず、下の「微視」の微も同じ、〔言可必用盡忠而已矣〕岡井叔皮曰く、九字一句、用猶以、鮑注誤と、今之に從ふ、

○申子請仕其從兄官、昭侯不許也、申子有怨色、昭侯曰、非所謂學於子者也、聽子之謁而廢子之道乎、又亡其行子之術而廢子之謁乎、子嘗教寡人循功勞視次第、今有所求、此我將奚聽乎、申子乃避舍請罪曰、君眞其人也、

【大意】申不害、其の從兄の爲に官を求め、昭侯に其の持論に矛盾するを責められて、之を謝したることを敍す、穆文熙曰く、申韓之學、皆欲必行其術、豈肯爲其兄請官乎、此乃所以嘗試昭侯、而昭侯果能行其術矣と、未だ果して然るや否やを知らず、

【通釋】申不害、其の從兄を官途に仕へしめんことを昭侯に請ひたれども、昭侯之を許さず、申子之が爲に怨恨を含める容子が見えたり、因りて昭侯は申子に向ひて申すに、子の身内の者故に拒絶したるは、卽ち子より兼ねて敎へられたることを實行したる譯にあらずや、子の請託を聽きて子の從兄を登用して、子に學びし道を廢せんか、それとも又むしろ子の道を實行して、子の請ひを斥け廢せんか、子は嘗て寡人に敎ふるに、人を用ふるには其の功勞に循ひ次第順序を視極めて、よく其の名實相協ふやうにしなければならぬといはれたるが、今從兄の爲に此の請求がありて見れば、我れは何れを聽き從ひてよろしきや、

を趙國に重用せしむる樣に心配ありたし、我れも亦請ふ趙に得つゝある勢力を利用して、子を韓國に重用せしむべく骨折るべし、然れば是れ子は兩方に韓國に於けると同じ勢力を有し、而して我れ亦兩方に趙に於けると同じ勢力を得るなりと、

【解義】「戊午從趙來謂申不害」正解に云く、韓子無來字、此恐衍と、吳師道曰く、史申不害者荊人也、故鄭之賤臣、學術以干韓昭侯、用爲相と、

○魏之圍邯鄲也、申不害始合於韓王、然未知王之所欲也、恐言而未必中於王也、王問申子曰、吾誰與而可、對曰、此安危之要、國家之大事也、臣請深惟而苦思之、乃微謂趙卓韓鼂曰、子皆國之辯士也、夫爲人臣者、言可必用、盡忠而已矣、二人各進議於王以事、申子微視王之所說、以言於王、王大說之、

【大意】申不害始めて韓王に事へ、其の意を迎合するに力むることを敍す、

【通釋】魏が邯鄲を圍みし時に、申不害始めて韓王に取入りて之に事ふることゝなりたり、然れども未だ韓王の欲する所を知らざりし故に、妄りに口を出しても必ずしも王の心に適中し、其の氣に入るや否やと、甚だ心配して居りしに、會ゝ王は申子に尋ねて申すに、吾れ國事を議せんとするに誰れを相談相手に致して宜しきやと、申子對へて曰く、此れは安危に關する要事にして、國家の大事なれば、御卽答申上げ兼ねまする故、臣請ふ、とくと深思熟考仕りて御答へ申上ぐべしと申して、乃ち內々趙卓、韓鼂に謂ひて申すに、子等は皆一國の辯材ある士なり、一體人臣たる者が國家の爲に言を進むるには、忌憚なく、必ず以て忠を盡すを期すべきのみと、二人因りて各ゝ王の御前に進みて國事に就きて遠慮なく意見を申し述べたり、申子ひそかに其の樣子を見て、王が兩人の言を

道曰く、大事記、按二史記韓世家一、烈侯三年、聶政殺二韓相俠累一、十三年烈侯卒、子文侯立、十年卒、子哀侯立、六年韓嚴弑二其君哀侯一、聶政之刺二俠累一、與二哀侯之弑一、相去遠矣、而聶政傳乃謂、嚴仲子事二哀侯一、與二韓相俠累一有レ郤、使二政刺一レ累、與二世家一不レ合、蓋其氏偶同、故刺客傳誤以爲二哀侯之時一、策曰、東孟之會、韓王及相皆在焉、聶政刺二韓傀一、兼中二哀侯一、又曰、聶政刺レ相、兼中二哀侯一、許異蹴二哀侯一而殪レ之、是故哀侯爲レ君、而許異終身相焉、考二之世家一、哀侯既弑、其子懿侯卽立、許異將二誰相一哉、俠累既死、烈侯猶在レ位十年、謂二之終身相一可也、則此烈侯三年之事、但戰國策誤以爲二哀侯一耳と、〔皮面抉眼〕皮は活字と爲り、「カハハグ」と訓ず、抉は「クジル」と訓ず、是れは誰れたるかを知る能はざらしむる爲に、殊更に斯く爲したるなり、他に累を及ぼさゞる爲なり、〔氣矜之隆至高成荊矣〕矜は自持也とあり、其の自ら持する氣象の氣高きをいふ、賁育成荊、皆古への勇士、軼は過なり、「スグ」と訓ず、〔所以名施於後世者〕施は「シク」と訓ず、名の布きひろまることなり、〔不避菹醢之誅〕吳師道曰く、周禮註疏、齏菹之類、菜肉通稱、全物若レ牒爲レ菹、説文醢肉醬と、鹽漬の野菜又は鹽辛の類にて支那上古は、人を刑して之を醢にすること間々あることなり、正解に言下剉二割之一如上レ此とあるは、考を失へり、

昭侯

莊侯の子、其の元年は、卽ち周の顯王の十一年癸亥なり、

○成午從レ趙來、謂二申不害於韓一曰、子以レ韓重二我於趙一、請以レ趙重二子於韓一、是子有二兩韓一、而我有二兩趙一也、

【大意】成午、申不害に說きて、韓趙兩國に於て兩人交〻相重んぜらるゝの計を策す、

【通釋】成午が趙より韓に參り、申不害に謂ひて申すに、子は宜しく韓國に得つゝある勢力を以て、我れ

抱きつきたるを、聶政之を追ひかけて、又之を刺したるに、切先き餘りて哀侯をも併せて刺したり、是の不意の出來事に左右近侍の者大に愕き亂る、聶政は大音に呼はりつゝ、縱横に斬りまくり、殺す所數十人に及べり、因りて劒を持ち直し、吾れと我が面の皮をそぎとり、眼球をゑぐり取り、其の上に自ら腹を屠りて腸を出し、遂に以て死したり、是に於て韓にては聶政の屍を取り收めて、之を人通り多き市上に曝し、千金の懸賞を以て其の誰れなるかを知る者を求めたれども、何分相貌も分らぬことなれば、久しき間誰れの子といふ事を知りて之を告ぐるものもなかりき、而るに聶政に一人の姉がありて、其の名を嫈といひたるが、是の事を聞きて申すに、吾が弟は至賢にて、人の爲に一身を擲ちよく大事を成したるに、妾は己れの一身を愛し惜しみて、吾が弟の名を湮滅することはどうしても出來ず、吾れ今名乘り出づれば、吾が一命は危きことと分明なれども、死を恐れて賢弟の名を沒することは出來ず、又弟の本意にもあらざるなりとて、乃ち態々韓國に參りて、其の屍をよく／＼視て申すに、嗚呼勇ましきことなるかな、意氣持操の隆きことよ、是れ其れ實に古の大勇者孟賁、夏育にも軼ぎ、成荊よりも高し、而るに今死して誰れも其の名を知るものなし、父母は既に此の世を去り給へり、外に兄弟とてもなし、而るに此く無慘なる最後を遂げたるは、全く我が爲に我れに累を及ぼすまじとの用意の故なり、斯程までに我が身を思ひくれたること辱けなし、然しながら吾れは吾が身を愛し惜みて吾が弟の名を揚げず、此のまゝに湮滅せしむることは、とても吾れには忍びて出來ずと、乃ち其の屍に抱付きて慟哭して申すに、此れは吾が弟にて、軹の深井里の聶政と申す者なりと名乘りて、遂に其の姉も亦聶政の屍の下にて自殺して死したり、晉魏齊衞の諸國、是の事を傳へ聞きて曰く、獨り聶政の能く大事を決行せし材能のみならず、其の姉なる者も亦實に稀なる烈女なりと、聶政の名の後世に永く傳播せし所以の者は、全く其の姉が葅醢の誅戮を避けずして名乘り出で其の名を揚げしによるなり、

【解義】〔韓傀走而抱哀侯〕哀侯は蓋し烈侯の誤りなり、鮑注に云く、按韓侯策及傳、皆言哀侯、而記及其表、皆書烈侯、策傳可爲誤、年不可移也と、吳師

と訓ず、「西至濮陽」濮陽は衞の地、蓋し仲子此の時居る處なり、「韓君之季父也」季父は父の末の兄弟にて、即ち叔父の次なり、亦「ヲヂ」と訓ず、「仗劍至韓」仗は「ヨル」と訓ず、又杖に通ず、史記、杖劍に作る、

韓適有東孟之會、韓王及相皆在焉、持兵戟而衞者甚衆、聶政直入上階刺韓傀、韓傀走而抱哀侯、聶政刺之、兼中哀侯、左右大亂、聶政大呼、所殺者數十人、因自皮面抉眼、自屠出腸、遂以死、韓取聶政屍暴於市、縣購之千金、久之莫知誰子、政姊嫈聞之曰、吾弟至賢、不可愛妾之軀、滅吾弟之名、非弟意也、乃之韓視之曰、勇哉氣矜之隆、是其軼賁育、而高成荊矣、今死而無名、父母既沒矣、兄弟無有、此爲我故也、夫愛身不揚弟之名、吾不忍也、乃抱屍而哭之曰、此吾弟軹深井里聶政也、亦自殺於屍下、晉楚齊衞聞之曰、非獨政之能、乃其姊者亦列女也、聶政之所以名施於後世者、其姊不避菹醢之誅、以揚其名也、

【通釋】時に韓國にては適、東孟といふ地にて會合があり、韓王及び宰相皆其の處に出張し居りて、兵戟武器を持ちて警衞する者甚だ衆くありしが、聶政は單身其の會場に蹈み入り、直ちに入りて階段を上り、いきなり韓傀を刺したれば、韓傀驚き走りて哀侯に

其の感忿せる所の睚眦の意恨の故を以て、我れ如き窮僻の身分卑しき者に親しくして之を信用するものを、政に於て獨り安くにか嘿然之に酬いずして止むことが出來やうや、且つ前日仲子が政に要求する所ありたる際には、只老母の在る故を以て之を辭し斷りしが、今は老母も天年を以て終られ、最早心殘りもなき故、政は將に是れより知己の爲に一身を奉げて、其の用に立てんとすと申して、遂に西の方濮陽の嚴仲子の居る所に參りて、嚴仲子を見て申すに、前日貴下の御懇情を無にして、御依頼を許諾致さゞりしは、只拙者の老母が存在せるの故を以てなり、今老母は不幸にして此の世を去れり、最早心置きの事もなし、何なりとも一臂の力を致さん、一體仲子足下の仇を報せんと欲せらるゝ所の者は誰れにてあるや、其の名を承はりて、請ふ其の報復の事に從ひ實行せんと、嚴仲子因りて具さに之に告げて曰く、臣の仇と申すは、實は韓國の宰相の韓傀なり、苟くも一國の宰相なれば、之を謀るは容易のことにあらず、其の上に又韓傀は韓君の季父なれば、宗族の盛んなる、兵衞の設備等も嚴重にて、臣他人をして之を刺さしむるも、終に能く事を成就する莫し、今足下幸にして臣を棄てられず、一臂の力を貸さるゝことを御承諾下されたれば、請ふ十分に車騎壯士を具へ整へて、以て足下の羽翼手助けと致すべしと、聶政の申すに、韓は此の衞の地と、中間の距離遠からず、今人の宰相を殺さんとし、其の宰相は又國君の肉親なれば、此れ其の多人數を同行しては反りて宜しからず、何となれば、人數が多ければ心がまち〳〵になりて、各〻得失可否を異にして一致を保ち難し、得失を生ずれば、自然謀計の泄るゝ恐れあり、謀泄るれば則ち韓全國を擧げて仲子と讐を爲すなり、豈に殆きことならずや、故に臣は一人にて參ることに致さんとて、遂に車騎人徒等の總べての從者を謝し斷りて暇乞ひを爲し、只一人旅裝に上り、劍に仗りて韓國に至れり、

【解義】〔鼓刀以屠〕鼓は振動することにて、肉切庖丁を持ちてといふ意なり、〔以感忿睚眦之意〕感忿は或る事に感激して忿怒を發することゝ、睚音「ガイ」、眦音「サイ」、顏師古曰く、睚音厓、擧レ眼也、眦卽眥字、謂二目匡一也、言擧レ眼相忤者、卽殺レ之也と、吳師道曰く、瞋目貌と、〔前日要政〕要は求なり、「モトム」

信窮僻之人、而政獨安可嘿然而止乎、且前日要政、政徒以老母、老母今以天年終、政將爲知己者用、遂西至濮陽、見嚴仲子曰、前日所以不許仲子者、徒以親在、今親不幸死、仲子所欲報仇者爲誰、請得從事焉、嚴仲子具告曰、臣之仇、韓相韓傀、傀又韓君之季父也、宗族盛、兵衞設、臣使人刺之、終莫能就、今足下幸而不棄、請益具車騎壯士、以爲羽翼、政曰、韓與衞中間不遠、今殺人之相、相又國君之親、此其勢不可以多人、多人不能無生得失、生得失、則語泄、語泄則韓擧國而與仲子爲讎也、豈不殆哉、遂謝車騎人徒、辭獨行、仗劍至韓、

【通釋】 其の後久しく經て聶政の母が天年を以て終り、既に葬式も濟み、三年の服も除きたれば、聶政乃ち歎息して申すに、嗟呼是の聶政は乃ち市井の一匹夫にて、刀を鼓して肉を屠る賤業なり、而るに彼の嚴仲子は乃ち諸侯の卿相にて、立派なる身分の者なるに千里を遠しとせず、遙かに其の車騎を枉げて來りて我輩に交際を結び、我れに對して甚だ慇懃を盡されたるに、我が之に對する仕打は至りて麤末にして、未だ何等の功績を以て之に報ゆる所あらず、而るに仲子は百金の大金を擧げて、我が親の壽を爲せり、我れは之を受けざりしが、然しながら是れ深く是の聶政を知るものといふべし、夫れ賢者なる嚴仲子は

情を交るためのことのみにて、別に何も敢て御願ひ申す次第にては之なしと、暗に聶政に其の仇を報ずることを依賴したき意をほのめかしたれば、聶政の申すに、臣が志を降し身を辱しめて此の市井の間に居る所以は、只幸ひに老母を養ふがためなれば、老母が健在の間は、是の政の身は未だ敢て他人に許すことは出來申さずと、きつぱり斷りたるに、それにても嚴仲子は固く讓りて、どうか其の金を受くる樣にと申したれども、聶政は竟に其の金を受納せず、然しながら嚴仲子はどこまでも賓主の禮を備へて、丁寧に挨拶をして聶政の家を立ち去りたり、

【解義】「政議直指」政は正に同じ、指は指摘なり、「拔劍趍之」趍は音「チ」、「ハシル」と訓ず、趨と同義なり、「軹深井里」鮑注に云く、軹之里、名深井と、吳師道曰く、軹卽河內軹と、正義に云く深井里、在懷州濟源縣南三十里、政時去游齊と、「嚴遂陰交於聶政以意厚之」陰は世間に目立たぬ樣にすること、以意厚之は心を盡して親切にすることなり、關君長曰く、陰謂令政不知其所以交之也、其所厚亦令不可知と、恐らくは非なり、「吾得爲役之日淺事今薄奚敢有請」役は勞役にて、奴僕となりて賤役に服する謂ひにして謙辭なり、交際の意味なり、薄は厚からざるの意なり、鮑注に云く、薄猶迫と、梅君も亦云く、言雖今有迫急之事也と、正解之に據る、恐らくは非なり、「甘脆」脆は脃の俗字、音「ゼイ」、說文に小耎易斷也とあり、肉のやはらかなる甘美なるものをいふ、「特以爲夫人麤糲之費」夫人は聶政の母を指す、糲は音「レイ」、米の精白ならざる者をいふ、

久之聶政母死、既葬除服、聶政曰、嗟乎、政乃市井之人、鼓刀以屠、而嚴仲子乃諸侯之卿相也、不遠千里、枉車騎而交臣、臣之所以待之、至淺鮮矣、未有大功可以稱者、而嚴仲子擧百金爲親壽、我雖不受、然是深知政也、夫賢者以感忿睚眦之意、而親

兎角中惡しくありしが、嚴遂は又遠慮なく正議直言して憚らず、韓傀の過失を擧げ發きたれば、韓傀は大に怒りて嚴遂を朝廷の公座中にて叱斥したり、嚴遂亦怒りて劍を拔きて之を刺さんと欲し、韓傀目掛けて之に走りかゝりたるが中裁者が之をなだめたるを以て、其の場はやうやく解けて其のまゝに濟みたれども、嚴遂は是れが爲に誅戮を恐れ、韓を逃亡し、夫れより處々を遊行して、誰れか韓傀に意趣返しをするに適當なる人物を求め物色して、遂に齊の國へ參りたるに、齊國の人の話しに、軹の深井里の聶政といふ者は頗る勇敢の士にて、何か人に怨みを受け、其の仇を避けて、屠者の仲間に身を隱して居るといふことを聞きたれば、是れこそ屈竟の人物と思ひ、嚴遂は内內聶政に交際を結びて、意を用ひて厚く懇ろに交際したれば、聶政も餘り其の昵懇なるに、何か子細のあるならんと勘付きて、或時嚴遂に問ひて申すに、頃日子の我れに對する御樣子が何か拙者に御所望あるべしと推察致せども、一體子は拙者を何に御用ひなさる御積りなりやと、嚴遂答へて申すに、吾れ君の下役に就きて、御交際申すこと日猶淺く、君に奉ずること今猶甚だ薄し、何ぞ敢て君に御願ひ申すことの有らんや、何も今の處にては別に敢て願ふことも之なしと、そこで嚴仲子は此の度は酒を用意致して參り、聶政の母親の前にて觴事を爲し、仲子乃ち黃金百鎰を奉じて前みて聶政の母の爲に其の壽を祝したり、聶政之を見て大に驚き、愈々其の手厚き仕向けを怪み、固く仲子に向ひて之を辭退したるに、仲子は又固く之を受納ある樣に進めたれば、聶政辭謝して曰く、臣は老母がありて家が貧乏故に、御覽の通り他國に客遊して狗屠の賤業に從事致し居り、幸ひに乏しきながらも朝夕に母の口に適ふ、甘脆を得て、以て老親を養ふことを得、親への供養は十分に備り居れば、義に於て敢て仲子の賜物に當らず、敢て辭退致すなりと、嚴仲子乃ち人拂ひを爲して、因りて聶政の爲に語りて曰く、拙者には一人の仇敵あり、其の爲に此く諸侯の國々に流遊して衆くの人にも交際致したるが、未だ是れぞと思ふ人物にも出遇はず、然るに齊の國に參りて足下の義の甚だ高きことを承はりたる故に、取り敢へず百金を進呈したるは、只特に以て御老母君の召し上り物の御費用に差上げ、以て足下との驩

至齊、齊人或言、軹深井里聶政、勇敢士也、避仇隱於屠者之間、嚴遂陰交於聶政、以意厚之、聶政問曰、子欲安用我乎、嚴遂曰、吾得爲役之日淺、事今薄、奚敢有請、於是嚴遂乃具酒、觴聶政母前、仲子奉黄金百鎰、前爲聶政母壽、聶政驚、愈怪其厚、固謝嚴仲子、仲子固進、而聶政謝曰、臣有老母、家貧、客游以爲狗屠、可旦夕得甘脆以養親、親供養備、義不敢當仲子之賜、嚴仲子辟人、因爲聶政語曰、臣有仇而行游諸侯衆矣、然至齊聞足下義甚高、故直進百金者、特以爲夫人麤糲之費、以交足下之驩、豈敢以有求耶、聶政曰、臣所以降志辱身居市井者、徒幸而養老母、老母在、政身未敢以許人也、嚴仲子固讓、聶政竟不肯受、然仲子卒備賓主之禮而去、

【大意】韓の相韓傀、嚴仲子と相惡し、仲子、韓傀を殺さんと欲して果さず、逃れて齊に走り、深く聶政に交り、聶政の歡心を取り、遂に之をして韓傀を刺さしむ、聶政の俠勇、其の姊の壯烈、共に人口に膾炙する所、陸穩曰く、此與荊軻傳竝妙、字字可諷と、

【通釋】韓傀が韓の公族を以て宰相の地位に在り、權勢頗る盛んなりしが、時に嚴遂も亦主君に重んぜられて信用厚かりしかば、兩人は兩々相下らずして、

惡地なれば、之を取りたりとて、寡人は之を何にも使ひ道がなしと、段規の申すに、然らず、臣承るに僅かに一里の險要の地に據り、而して千里の遠方までも其の威權を震動せしむるものは、是れ地の利に據るの故なり、又我れは一萬人の小勢を以て敵の三軍の大勢を破る者は、是れ敵の不意に乘ずるに因るなり、今王若し臣の申上ぐることを御採用ありて、成皐を御手に入れられば、韓は必ず鄭を取ることを得べしと、韓王之を聽きて曰く、善しと、段規の言に從ひ、分配の際に成皐を望みて之を所有となし、後年韓が鄭を攻め取るに際して、果して段規の言の如く成皐を其の根據地と爲して事を起し始めて、遂に其の意を達したり、

【解義】〔必取成皐〕成皐は上に出づ、鄭に近き處にて、石多く土質の惡き處なり、〔石溜之地也〕正解に云く、劉淵林呉都賦注引レ之云、石留之地、喩二土地多一レ石、猶三人物之有二留結一也、愚謂、留溜瘤三字、蓋古通用と、石溜の說數說あれども、正解最も穩かなるに似たり、今之に從ふ、〔一里之厚而動千里之權者地利也〕厚は固なり、卽ち要害險固なる地をいふ、一本に百里厚固に作る、動は震動なり、〔萬人之衆而破三軍者不意也〕萬人、一に千人に作る、不意を擊てば、寡を以て衆を破るべきをいふ、蓋し成皐の地險阻要害の故を以て、鄭は其の方面の備へを手薄にす、故に其の不意を襲へば鄭を取るべしとなり、〔果從成皐始大〕正解に云く、大疑二灸訛一と、

烈侯

名は取、景侯虔の子、其の元年は、卽ち周の安王三年壬午なり、

○韓傀相レ韓、嚴遂重二於君一、二人相害也、嚴遂政議直指、擧二韓傀之過一、韓傀以レ之叱二之於朝一、嚴遂拔レ劍趨レ之、以救解、於レ是嚴遂懼レ誅亡去、游求下人可三以報二韓傀一者上、

出づ、「專諸云々」王僚は呉王僚なり、專諸、公子光の爲に呉王を刺しゝこと、史記刺客傳に見えたり、「聶政云々」韓傀は韓の相なり、聶政の韓傀を刺しゝこと韓策に見えたり、「要離云々」要離が呉王闔閭の爲に王子慶忌を殺しゝこと、呉越春秋に見えたり、倉は蒼に同じ、蒼鷹は鷹のことなり、「休祲降於天」呉師道曰く、說文祲精氣感祥也、此休字猶言祥と、「秦王色撓長跪而謝之」撓は猶屈の如し、「タワム」と訓ず、上の「怫然怒」に應ず、今まで怒顏厲色してありしが、その張りが、たわみて恐怖の色に變じたるなり、長跪は膝まづきて丁寧に辭儀をすることなり、

○韓

康子

名は虎、莊子の子、

○三晉已破智氏、將分其地、段規謂韓王曰、分地必取成皐、韓王曰、成皐石溜之地也、寡人無所用之、段規曰、不然、臣聞一里之厚、而動千里之權者、地利也、萬人之衆、而破三軍者、不意也、王用臣言、則韓必取鄭矣、王曰、善、果取成皐、至韓之取鄭也、果從成皐始大、

【大意】 三晉共に智伯を滅し、其の地を分割するに際し、段規、康子に勸めて、成皐を取り、以て鄭を伐つの素地を作らしむ、後果して鄭を取る、

【通釋】 三晉が已に智氏を打破りて、將に其の領地を分配せんと致したる時に、段規は韓王卽ち康子に謂ひて申すに、此度智氏の地を分ち取らるゝ際には、必ず成皐を御取りになるがよろしかるべしと、其の成皐と申す處は甚だ地味のよからざる土地なれば、康子は之を訝かしく思ひて申すに、成皐は石の多き

て存在するを得るは、只安陵君が有德の長者なるを以ての故に、意を錯かずして其のまゝに爲し置きたるがためなり、今吾れ安陵に十倍するの土地を以て、安陵君に其の土地を廣めんことを請へるに、君は寡人の意に逆らひて之を聽かず、是れ寡人を輕蔑致すにあらざるかと、唐且對へて申すに、否決して左樣の次第にては之なし、安陵君の御命に從はざるは、安陵君其の土地を先王より拜領して之を守るが爲に御斷り申上げたることなれば、たとひ千里の土地と雖も敢て御交換を申上ぐることは出來ず、豈に何ぞ直に五百里許りにては候はずと、秦王此の言を聽くや怫然と顏色を變じ、怒りて唐且に謂ひて申すに、公は亦嘗て天子の怒りといふものを聞かれたることありやと唐且對へて曰く、臣未だ嘗て之を承はりたることなしと、秦王曰く、天子一度怒りを發すれば、大軍の征伐する所、忽ち伏屍は百萬の多きに及び、其の流るゝ血潮は千里を浸すべしと、唐且曰く、大王には嘗て布衣の怒りを御聞き及びあらせられしかと、秦王曰く、布衣の怒りと申せば、亦唯冠を脫ぎすて徒跣となりて、其の頭を以て地上を突くばかりなるのみ、何ぞ恐るゝに足らんと、唐且曰く、王の仰せらるゝ所は此れ凡庸匹夫の怒りなり、士たるものゝ怒りは左樣なるものには非ず、夫れ專諸が王僚を刺すや、彗星、月を襲へり、又聶政が韓傀を刺すや、白虹、日を貫けり、又要離の慶忌を刺すや、倉鷹飛び來りて殿上を擊てり、此の三子は布衣の士なり、其怒りを懷きて未だ外に發せざるや、其の精氣、天に感じて、吉祥、天より降る今臣を合せて將に四人ならんとす、若し士が必ず怒りを發する時は、死ぬ者は其の相手と二人にして、血を流すこと五步の間のみ、而も天下悉く縞素の喪服を着するに至るべし、今日只今が卽ち是れなりと言ひつゝ、劍を挺きて起ち上り、秦王に迫りたれば、秦王の顏色忽ち撓み、長跪して唐且に謝して申すに、先生先づ御座り下されたし、何故に此の如く怒られたるや、先生の申さるゝことは寡人能く了解致したりと、遂に安陵の地を易ふることを止めたり、記者曰く夫れ韓魏の國皆滅亡したるに、獨り安陵僅かに五十里の地を以て存せし者は、全く唐且先生有りて、秦王を屈せしめし力なりと、

【解義】〔使唐且使於秦〕唐且は卽ち唐雎なり、上に

庸夫之怒也、非士之怒也、夫專諸之刺王僚也、彗星襲月、聶政之刺韓傀也、白虹貫日、要離之刺慶忌也、倉鷹擊於殿上、此三子者、皆布衣之士也、懷怒未發、休祲降於天、與臣而將四矣、若士必怒、伏屍二人、流血五步、天下縞素、今日是也、挺劍而起、秦王色撓、長跪而謝之曰、先生坐、何至於此、寡人諭矣、夫韓魏滅亡、而安陵以五十里之地存者、徒以有先生也、

【大意】秦王、五百里の地を以て安陵君の領土に易へんと欲す、安陵君之に從はず、秦王悅ばず、安陵君乃ち唐且を秦に遣る、秦王之を詰り、且つ天子の威を藉りて之を脅迫して命に從はしめんと欲す、唐且之を畏れず、反りて秦王を威嚇し、遂に秦王をして之を謝せしめ、以て安陵の封を全うすることを述ぶ、

【通釋】秦王始皇、人をして安陵君に謂はしめて申すに、寡人は五百里の地を以て安陵の地に交換せんと欲す、君請ふ寡人に許して交換ありたしと、安陵君答へて申すに、大王には御恩惠を加へられ、大なる土地を以て此の小なる安陵に御易へ下さるは甚だ結構なることにて、まことに辱けなく存ずるなり、然りと雖も臣は此の土地を先王から頂戴致したるものなるものなれば、何卒願はくは終に永久に之を守りたう御座るによりて、敢て交換の義は御辭退申上ぐるなりと、秦王、安陵君の返答を得て甚だ快からず思ひたり、因りて安陵君は唐且を使者として之を秦に遣はしたるに、秦王、唐且を見て之に謂ひて申すに、寡人が五百里の土地を以て安陵に易へんと欲したるに、安陵君は之を聽かず斷られたるが、是れは何故なりや、寡人には合點行かず、且つ秦が韓を滅ぼし魏を亡ぼしたるに、獨り安陵君の僅かに五十里の小地を以

の威權の盛んなるをいふなり、〔王以國贊嫪毒以嫪毒勝矣〕毒は音哀、贊は助なり、以の字疑ふべし、孔叢子に此の事を載す、以の字、則の字に作る、正解之を引けり、安井息軒曰く、時呂不韋攻魏急、魏事既不可爲、此客欲棄國以報不韋故曰以國贊嫪毒、以嫪毒勝矣、勝者勝於不韋也と、〔深於骨髓〕深く骨髓に徹すといふに同じ、

○秦王使人謂安陵君曰、寡人欲以五百里之地易安陵、安陵君其許寡人、安陵君曰、大王加惠以大易小、甚善、雖然、受地於先王、願終守之、弗敢易、秦王不說、安陵君因使唐且使於秦、秦王謂唐且曰、寡人以五百里之地易安陵、安陵君不聽寡人、何也、且秦滅韓亡魏、而君以五十里之地存者、以君爲長者、故不錯意也、今吾以十倍之地、請廣於君、而君逆寡人者、輕寡人與、唐且對曰、否、非若是也、安陵君受地於先王而守之、雖千里不敢易也、豈直五百里哉、秦王怫然怒、謂唐且曰、公亦嘗聞天子之怒乎、唐且對曰、臣未嘗聞也、秦王曰、天子之怒、伏屍百萬、流血千里、唐且曰、大王嘗聞布衣之怒乎、秦王曰、布衣之怒、亦免冠徒跣、以頭搶地爾、唐且曰、此

ひ土地を虧き割きても、以て御國の御損害となすに足らず、御身體を一時屈せられても、以て御身を苦しむるに足らず、御心配も解け、其の上に御怨みも自ら報ずることを得べし、今秦は四境の內卽ち國中、上は執政大臣より、下は長輓車者の極く卑賤なるものに至るまで、畢く皆嫪氏に與せんか、呂氏に與せんかとうはさを致し居れり、斯く嫪毒の秦國に於ける勢力は盛んなり、故に今王土地を割きて以て秦に賂はれ、以て嫪毒の功と爲し、體を卑くし屈せられて以て秦を尊ばれ、以て嫪毒に因り親まれ、王は御國を以て嫪毒を贊けられなば、嫪毒を使ひて呂不韋に勝たるゝ事となるなり、斯く王が、御國を以て嫪毒を贊けらるれば、秦の太后の王を德とすること深く骨髓に徹して喜び、王の秦に於ける交誼は、必ず最も天下諸侯の上に位置すべし、只今までは秦魏數〻相交はり、又相欺きたるに、今嫪氏に由りて秦と仲直りをなされて、其の交誼は天下諸侯の第一位と爲らせられなば、天下之を見て誰れか呂氏を棄てゝ嫪氏に從はざる者あらん、此の如く天下皆必ず呂氏を棄てゝ嫪氏に從ふ樣に相成らば、呂氏に對する王の御怨みも自ら報せらるゝなりと、

【解義】〔棄之不如至棄之之易也〕岡井叔皮曰く、鮑曰、棄謂二戰而喪一レ地、用謂二割レ地賂一レ之、彪按、棄謂三徒喪レ地、無二己之利一也、是爲レ之難矣、用謂三雖レ亡レ地、而爲二己之用一也、是爲レ之易矣、不三必別二戰與一レ賂也、關曰、棄謂二割レ地賂一レ之、是爲レ難也、用レ之謂下用二其地一以守上レ之、是爲レ易也、今按、守レ之豈爲レ易乎、不レ能レ守、故割レ之也、且亡レ地數百里、亡レ城數十、皆棄也、豈爲二其所一レ賂乎、鮑說至二下文又能死而弗レ能レ棄レ之句一、不レ穩、故二說不レ可レ據と、〔王以是質秦〕質、鮑本、賓に作る、未だ可ならず、質は質的の質「マト」と訓ず、鈴木弘曰く、小雅云、發二彼有的一、傳云、的質也、秦強魏弱、而秦兵攻レ魏、是魏爲二秦兵之質的一也と、〔解患而怨報〕怨報は怨み期せずして自ら報ずとの意なり、〔執法以至下於長輓者〕長輓者の義、明かならず、鮑注には長爲二輓車一之人とあり、輓車之人とは車力のことなり、〔故畢曰與嫪氏乎與呂氏乎〕嫪は音勞、嫪氏は名は毒と云ふ、秦の太后の嬖臣、呂氏は呂不韋なり、共に史記の呂不韋傳に詳かなり、嫪毒、呂不韋と權を爭ふ、故に秦の上下此の如し、嫪毒

秦自四境之內、執法以下、至於長輓者、故畢曰、與嫪氏乎、與呂氏乎、雖至於門閭之下、廊廟之上、猶之如是也、今王割地以賂秦、以爲嫪毒功、卑體以尊秦、以因嫪毒、王以國贊嫪毒、以嫪毒勝矣、王以國贊嫪毒、太后之德王也、深於骨髓、王之交、最爲天下上矣、秦魏百相交也、百相欺也、今由嫪氏善秦、而交爲天下上、天下孰不棄呂氏而從嫪氏、天下必舍呂氏、而從嫪氏、則王之怨報矣、

【大意】秦、魏を攻め、魏急なり、或人、魏王に說き、土地を割き、秦の權臣嫪毒に因て秦に和し、以て太后に德とし、秦の交りを堅くし、且つ嫪毒に因りて呂不韋の勢力を奪ひ、以て積年の怨みを報ぜしめんと爲したることを述ぶ、

【通釋】秦、魏を攻むること甚だ急劇にして、魏大に困む、或人、魏王に謂ひて申すに、國を守り土を有する者は、徒らに其の土地を棄つるは、之を利用するの易きに如かず、又之を死守するは、之を棄つるの易きに如かず、然るに能く之を棄つるも之を利用すること能はず、又能く之に死するも之を棄つること能はざるは、此れ人の大なる過失なり、今王は土地を亡はるゝこと數百里、城を亡はるゝこと數十、而るに國の患未だ解けざるは、是れ全く王空しく土地を御棄てになりて、之を用ひらるゝにあらざるなり、今秦國の強きことは、天下に敵するものなし、而して魏は弱きことの甚しきに、王は秦兵の來攻を引き受けられ、以て秦兵の質的とならせらる、此れ王又能く死するも、而も土地を棄つること能はざるなり、此れ卽ち過ちを重ぬるなり、今王能く臣の計策を用ひ給はゞ、たと

也、輸人爲之謂安邑令曰、公孫綦爲人請御史於王、王曰、彼固有次乎、吾難敗其法、因遽置之、

【大意】安邑の御史死す、輸人、其の次席者の爲に安邑の令に說き、其の次席の者をして御史たらしむることを述ぶ、

【通釋】安邑の御史の官を致して居りし者が死去致したるに、其の次席の者が御史と爲るを得ざるを氣遣ひ、輸人に謀る、輸人爲に安邑の令に謂ひて申すに公孫綦が或人の爲に御史の後任となることを王に請願したるに、王は彼の安邑には固より其の次席者が後任となるの法規が定まり居るものなれば、吾れ其の法規を敗りて他の人を任ずることは出來難しと仰せられたりと、之を聽きたる安邑の令は、遽かに其の次席の者を御史の役に任じたり、

【解義】〔輸人〕鮑注に輸安邑里名とあり、〔彼固有次乎〕彼は安邑を指す、

景閔王

名は增、安釐王の子、其の元年は卽ち秦の始皇の五年己未なり、

○秦攻魏急、或謂魏王曰、棄之不如用之之易也、死之不如棄之之易也、能棄之弗能用之、能死之弗能棄之、此人之大過也、今王亡地數百里、亡城數十、而國患不解、是王棄之、非用之也、今秦之強也、天下無敵、而魏之弱也甚、而王以是質秦、王又能死而弗能棄之、此重過也、今王能用臣之計、虧地不足以傷國、卑體不足以苦身、解患而怨報、

るに、單に專楚を示すのみならず、速急に歸國を促すの意をも含めり、

○觀鞅謂春申曰、人皆以楚爲强、而君用之弱、其於鞅也不然、先君者二十餘年、未嘗見攻、今秦欲踰兵於澠隘之塞、不使、假道兩周、倍韓以攻楚不可、今則不然、魏且旦暮亡矣、不能愛其許鄢陵與梧、割以予秦、去百六十里、臣之所見者、秦楚鬭之日也已、

【大意】觀鞅、春申君に說く、秦の敢て楚を伐たざるは、魏之が掩屏を爲すを以てなり、今若し秦が魏を合せば、楚は直ちに秦の兵を受くべしと、以て魏の救はざる可からざるをいふ、亦魏の爲に說くなり、

【通釋】觀鞅、楚の春申君に謂ひて曰く、人は皆楚國を以て强き國と爲し居れり、而るに君が其の楚國の政を自由になさるゝに及んで反りて弱くなられたりと申せども、此の觀鞅に於ては則ち然らず、楚國は君に先立つこと二十餘年、未だ嘗て他より攻められしことなし、其の當時に在りては、秦が兵を出して澠隘の要塞を踰えんと欲するも不便にして能はず、又秦は道を兩周に假り韓を背後にして、以て楚を攻めんと致してもそれも不可なりし故に、楚は秦の兵を受けざれば强國の如く世に思はれたり、今は則ち然らず、魏は將に旦暮の內に滅亡致さんとす、其大切なる許鄢陵及び梧を愛して維持すること能はず、之を割きて以て秦に予へたれば、中間魏の掩屏なく、秦楚直接に相距ること僅かに百六十里のみ、然れば是れよりは臣の見る所の者は、只秦楚相鬭ふの日のみなりと、

【解義】「人皆以楚」以は「オモヘラク」と訓ず、以爲と同じ、「澠隘之塞不使」澠音「ビン」、澠隘は要害の名、既に楚策に見えたり、不使は史記に不便に作る、從ふべし、

○安邑之御史死、其次恐不得

【通釋】或人、魏王に謂ひて申すに、王宜しく四疆の内に御觸れを御出しになりて、王の此の度の御出ましに御供をする者は十日以内に皆それ〴〵に用意を整へ勢揃ひ致すべく、若しそれ迄に用意の整はぬ者は死罪に行ふべしと、斯く御達しになりて、王には因りて先づ御自身旌旗の旒を御取りになりて、御乘船の上に之を船頭に掲げられ、供奉の人數の聚合するを御待ち遊ばされて、急ぎて秦に御出かけになる狀(サマ)を遊ばさるべし、臣は是れより直ちに楚の方に參り、王の爲に取計らひ參るべければ、王は臣の歸り參るのを御待ちになりて、それから御發行遊ばさるべしと、斯く魏王に申して、それより或人は楚の方へ使者に參りたり、是れより先き春申君は、魏王が將に出征せんとして其の用意を爲し居ることを聞き居たれば、魏の使者が參るや之に謂ひて申すに、子宜しく速かに國に歸りて魏王に報告致さるべし、我が王に謁見などは無用にして速かに歸らるべし、十月以内には必ず數萬の人數をして魏の國境を涉り魏に入らしむべしと、魏の使者歸りて之を王に報ず、秦の使者此の事を聞き、委細を秦王に報告したれば、秦王は魏の楚に合するを恐れ、乃ち人をして魏王に謂はしめて申すに、大國(魏を指す)卽ち大王には必ず當方に來らるゝ實意のあることは十分に認め居れば、それ丈にて十分なり、態々今急に御出あるには及ばずと、

【解義】〔王儆四疆之内〕儆は警に同じ、「イマシム」と訓ず、鮑注に將レ出レ兵、先令以警レ之と、然れども此の説恐らくは非ならむ、既に大意に於て辨せり、〔其從王者十日之内備不具者死〕從とは魏王の秦に行くに隨行の人數なり、諸解皆秦を伐つの兵を出すと爲すは、恐らくは非なり、下文秦王の言に據りて見るも知るべし、其の四疆の内を警め、舟に之きて旒を繫く等、特更に大ぎやうにするは、秦楚をして之を聞かしめ、下文の如き結果を得んとの策なり、「十日」の字上下相對して策の的中を見はす處、亦以て文章の妙を見るべし、〔王因取其游之舟上繫之〕游は音「リウ」、斿に同じ、旌旗の旒なり、旒を舟上に繫くるは、聚る衆の目標と爲すなり、〔王胥臣之反而行〕胥は「マツ」と訓ず待なり、上に出づ、行の字の下に使者至楚の四字を添へて見るべし、〔子爲我反無見王矣〕正解に云く、王謂二楚王一也、蓋春申示二己專一レ楚也と、今按ず

【解義】〔龍陽君〕龍陽君は蓋し封地の名なり、龍陽君を以て男子と爲す說と女子と爲す說との兩說あり、或は下文の美人云々の語によれば、女子と爲すを可とすべきに似たれども、正解は按ニ佞幸傳ニ（史記にあり）謂ニ以レ色幸セラルヽ者、與レ上起臥、安知レ不レ爲ニ拂拭ニ乎、後世龍陽之好、亦言ニ男子ニ也と云へり、〔臣爲王之所得魚也〕鮑本、王を改めて臣と爲す、甚だ非なり、是れ己れの感情を推して王も同じく然らんと忖度していふ言なれば、王にあらざれば不可なり、〔今以臣凶惡〕凶は行ひに屬し、惡は容貌に屬す、吳師道は凶字を以て衍と爲す、今按ずるに、凶惡は猶醜惡と言ふが如し、容貌に就きて云ふ、〔今臣爵至辟人於途〕至人君とは人君に配して人君と同樣の榮を荷ふとの意なり、辟は避に同じ、「サク」と訓ず、〔褰裳而趨王〕褰は「カヽグ」と訓ず、褰裳は趨る時の形容なり、〔由是觀之至其羃繫也完矣〕由是已下記者の言なり、吳師道曰く、摯說文握持也、又字同ニ摯質ニ、義亦可レ同と、羃繫は鮑注に羃覆也、言四自ニ芘自三結於レ王とあり、〔今由千里之外至非用智之術也〕是れ美人を借りて、主君に疎遠なる者が賢才を進めんと欲するも、左右近習に遮られて其の怨禍を招くべきをいふなり、術は道なり、即ち智者の取るべき道にあらずとのことなり、

○或謂ニ魏王ニ、王徹ニ四疆之內ニ、其從レ於レ王者、十日之內、備不レ具者死、王因取ニ其游ニ之舟上ニ繫レ之、臣爲レ王之レ楚、王背ニ臣之反ニ而行、春申君聞レ之、謂ニ使者ニ曰、子爲レ我反、無レ見レ王矣、十日之內、數萬之衆、令レ涉ニ魏境ニ、秦使聞レ之、以告ニ秦王ニ、秦王謂ニ魏王ニ曰、大國有レ意、必來、以レ是而足矣、

【大意】此の章、事證未だ明かならずと雖も、蓋し前の秦敗ニ魏於レ華、魏王且レ入ニ朝於レ秦の章と同時の事なるべし、前章と對照して知るべし、鮑說恐らくは非なり、

配にてもあらば、何故に吾れに告げざるやと、龍陽君答へて申すに、臣何も心配は御座りませぬと、王曰く、然らば何故に涕を出せるやと、龍陽君曰く、臣は王樣の御手柄の魚を拜見致して思はず涕を流せしなりと、王曰く、それは又何故なりやと、龍陽君對へて曰く、臣の始めて魚を得たる時には甚だ喜ばしく存じたるに、後に得たる魚は以前の魚よりも段々大なるものを得たる所、前の魚がいやになりて、今臣は直(タヾ)前に得たる所の魚を棄てんと欲する心を生ぜり、今臣の如き凶惡なる者を以て、幸ひにも王の御爲に御枕席を拂ひ御側に御伽を申上げて御寵愛を得、臣の爵位は人君と同格に至り、宮内に在ては人を庭上に走り避けしめ、宮外に出れば人を道路に避けしめ、實に御寵愛を專らに致し居れども、四海の内には臣に優(マサ)るの美人甚だ多し、是等の美人は臣が王の御寵幸を蒙るを承はり、必ず裳をかゝげ、爭ひて王の御前に趨り參上致すべし、其の時には王の思召しも必ず變らせられて、臣の身も亦猶曩きに臣が最初に得たる魚の如く臣も亦將に王の御見棄てに遇ふこと必定なり、之を思へばまことに心細く、臣安くにか能く泣かずに居られませうやと、魏王之を聽きて申すに、それは又とんでもない誤なり、吾れに於ては決して其の樣なることは致さぬ故に心配するには及ばず、其の樣なる心がありしなれば何故に早く吾れに告げざるや、餘計なる心配をなしたりとて、是に於て魏王は四境の内即ち國中に偏ねく布令を出して申すに、美人の噂(ウハサ)は一切嚴禁なり、若し敢て美人の噂を爲す者あらば、一族連座の刑に處すべしと嚴命を下したり、記者曰く、是に由りて之を觀れば、左右近習の人の其の主君に諂諛を呈するや堅固にして、其の自ら主君に結托するや甚だ完く、用意周到なり、故に今遐かに千里の外より如何なる美人を進めんと欲するも、其の效(イタ)す所の美人が何ぞ必ずしも主君の寵幸を得ることを期すべけんや、又たとひ寵幸を得るとしても、なんぞ必ずしも我が用を爲さんや、然かのみならず、其の美人を進めたるが爲に左右近習の人は必ず相與に我れを怨むに相違なし、故に美人を進むるは只禍あるを見て未だ福(サイハヒ)のあるを見ず、怨み有るを見て未だ德あるを見ず、故に決して智者の爲すべき手段にあらずと、

陽君得十餘魚而涕下、王曰、有所不安乎、如是何不相告也、對曰、臣無敢不安也、王曰、然則何爲涕出、曰、臣爲王之所得魚也、王曰、何謂也、對曰、臣之始得魚也、臣甚喜、後得又益大、今臣直欲棄臣前之所得矣、今以臣凶惡、而得爲王拂枕席、今臣爵至人君、走人於庭、辟人於途、四海之內、美人亦甚多、聞臣之得幸於王也、必褰裳而趨王、臣亦猶曩臣之前所得魚也、臣亦將棄矣、臣安能無涕出乎、魏王曰、誤有是心也、何不相告也、於是布令於四境之內曰、有敢言美人者族、由是觀之、近習之人、其摯諂也固矣、其自畧繫也完矣、今由千里之外、欲進美人、所効者庸必得幸乎、假之得幸、庸必爲我用乎、而近習之人、相與怨我、見有禍、未見有福、見有怨、未見有德、非用智之術也、

【大意】魏王の嬖臣龍陽君、魏王と同舟して釣り、因りて佯り泣きて王の心を動かし、以て己の寵を固むることを敍す、

【通釋】魏王、其の嬖幸龍陽君と同舟して釣を爲したるに、龍陽君、十餘の魚を得て涕を流したれば、魏王怪み問ひて申すに、何か心配にてもあるや、若し心

を致すべしと言はるゝは、是れ我れをして襄王の下し置かれし詔に負きて大府の憲法を廢せしむるなり、其の樣なることは、たとひ死すと雖も拙者は敢て致さずと、斷然之を拒絶致したり、縮高此の事を聞きて申すに、信陵君の人と爲りは急悍にして、人言を用ひず自分勝手に行ふ性質なれば、若し安陵君の返辭を其のまゝ使者が復命致さば、必ず安陵の禍ひを爲すに至るべし、吾れは已に己れの本分を全くしたれども、その爲に國に禍ひを及ぼしては、人臣たるの義を失ふなり、豈に吾が君をして魏の患を受けしむべけんや、吾れの爲に君に御難儀掛くることは出來ずと申して、乃ち魏の使者の滯留する宿處に參りて、自ら己れの頸を斬りて死せり、因りて魏の使者は歸りて事の次第を委細信陵君に報告したるに、信陵君は之を聽き、乃ち縞素の喪服を身に著け、己れの館舍を避け出でゝ、又別に使者を立てゝ安陵の許に遣はし、之に謝せしめて申すに、無忌はまことに小人なり、管を攻めたるに早速下らず、如何致してよろしきや、殆んど思慮に困じ果てゝ、君に對しまことに申上げ樣もなき不調法を致し、何共申し譯これなし、敢て再拜して御詫を申上ぐ、何卒不都合の罪を御容赦下し置かれたしと、辭を卑くして其の罪を謝したり、

【解義】〔使者自往請使道〕自往を以て句と爲すべし、道は導に同じ、「ミチビク」と訓ず〔復信陵君之命〕復は白なり、「マオス」と訓ず、孟子の有二復レ於レ王者一の復に同じ、〔遣大使之安陵〕大使は重使に同じ、〔生束縮高而致之〕束は猶縛の如し、〔吾先君成侯受詔襄王以守此地〕岡井叔皮曰く、胡三省曰、安陵受三封於二魏國一者也、此說得レ之、蓋安陵魏之附庸也、成侯其先君也、非レ謂二趙主一也、襄王魏襄王也、非レ謂二襄子一也、此時諸侯皆僭稱レ王、附庸之國、蓋亦稱レ侯也、言下安陵之先君成侯、以二魏襄王命一、受三封於二安陵一、而守上レ之也、諸家之說不レ可レ據と、是の說是に似たり、〔手受大府之憲〕胡三省曰く、大府魏國藏二圖籍一之府と、憲は法なり、〔悍而自用也此辭反必爲國禍〕悍は集韻に性急也とあり、自用は人言を用ひず、己れの思ふ通りに行ふをいふ、此辭反は、此の返辭を聽かばの意なり、〔服縞素避舍〕縞素は白色の喪服なり、避舍は自分の居館に安居せず、出でゝ罪を待つの意を示すなり、

○魏王與二龍陽君一共レ船而釣、龍

高を拙者方へ御遣はし下されたし、拙者は將に之を仕へさするに五大夫の位を以てし、持節の尉と致さんと、安陵君之に答へて申すに、安陵は御承知の通りの至りて小國なり、然れども其の人民をして必ず我が命令に服從せしむるといふことは出來申さず、故に使者御自身に往かれて御懸け合ひ下さるべし、請ふ御案内を致させ申すべしと、そこで使者は案内に從ひて縮高の所に參り、信陵君の命を告げ傳へたるに、縮高の申すには、信陵君は此の縮高を御贔屓下されて御取立て下さるは、將に此の縮高をして管を攻めしめんと思召してのことなるべし、然しながら父の身を以て我が子の守り居る處を攻むれば、天下の人は大に之を笑ひ申すべし、且つ臣の子が臣を見て降伏致せば、是れ其の主君に倍くなり、父たる者が我が子に其の主君に倍くことを教ふるは、君に於かれても亦御喜びなさるゝ所にあらざるべし、故に折角の仰せには御座れども、敢て御辭退申上ぐるなりと使者にきつぱり斷りたれば、使者は歸りて其旨を信陵君に報告致したるに、信陵君は大に怒り、此の度は更に重使を特派して安陵に往かしめ、安陵君に言はしめて申すに、安陵の地も亦猶魏の如く、魏と利害を同じくする土地なり、今吾れ管を攻めて下さずば、秦兵は必ず我が魏に押寄せて、我が魏の社稷必ず危からん、故に速かに管を攻め落さゞる可からず、願はくは君の縮高を生縛して、之を吾れに致し送られんことを、若し又君が我が請ひを聽かれずして之を送致なきに於ては、無忌は將に十萬の師を發して、以て安陵の城に造るべしと脅迫致したるに、安陵君は之に答へて申すに、吾が先君成侯が詔を襄王に受けて以て此の地の守護たるや、御手づから大府御所藏の憲法を御授けになりたるを頂戴仕りたり、其の憲法の上篇に曰く、子にして其の父を弑し、臣にして其の君を弑するものあらば、常法卽ちきまりの法律がありて之を赦さず、屹度仕置きに行ふべく、又國に大赦を行ふことあるも、城を以て敵に降り、又は守りを棄てて亡ぐる者は、其の赦に與かることを得ずと、斯く憲法に明文あり、今縮高が謹みて君の御授け下さる大位を御辭退申上げて以て父子の義を全く致したるは、卽ち憲法の御趣意によく適ひたる致し方なり、而るに君は反りて之を怒られて必ず縮高を生縛して之

之、若君弗致也、無忌將發十萬之師、以造安陵之城、安陵君曰、吾先君成侯受詔襄王、以守此地也、手受大府之憲、憲之上篇曰、子弑父、臣弑君、有常不赦、國雖大赦、降城亡子、不得與焉、今縮高謹辭大位、以全父子之義、而君曰、必生致之、是使我負襄王之詔、而廢大府之憲也、雖死、終不敢行、縮高聞之曰、信陵君爲人、悍而自用也、此辭反、必爲國禍、吾已全已、無爲人臣之義矣、豈可使吾君有魏患也、乃之使者之舍、刎頸而死、信陵君聞縮高死、服縞素避舍、使使者謝安陵君曰、無忌小人也、困於思慮、失言於君、敢再拜釋罪、

【大意】 信陵君、管を攻めて下らず、因りて管を守る者の父をして攻めしむれば必ず下るべしと思ひ、人をして安陵君に縮高を請はしむ、縮高、父子の大義を陳じて之を辭す、信陵君大に怒り、安陵君を脅して縮高を生縛して之を魏に致さしむ、安陵君、國の大憲を引きて斷然之を拒絶す、縮高、己れの故を以て禍の安陵君に及ぶを恐れ、遂に自殺す、信陵君之を聞き悔悟し、更に使ひを安陵君の所に遣はし罪を謝することを述ぶ、

【通釋】 魏が管を攻めて容易に下らず、時に安陵の人縮高と申す者の子が管の守將と爲りて管を守れり、信陵君、其の父なる者をして之を攻めしめなば、必ず其の子は下るべしと考へ、乃ち人を安陵君の許に遣はし、之に謂はしめて申すに、君其れ御領民の縮

忘れてはならぬものなり、然しながら吾れより人に恩を施し與へたる時は、之を忘れねばならぬものなり、今君に於ては、晉鄙を殺し、邯鄲を救ひ、秦人を破り、趙國を存せられたるは、此れ趙に取りて大なる德なり、今趙王自ら郊迎し給ふと聞けり、君宜しく其の功に誇らず、卒然趙王に見えられて、此度の大功に一向關知せざるが如く、君の大功を忘られんことを御願ひ申上げるなりと、信陵君曰く、無忌謹みて先生の御敎訓を受け、御忠告の通りに仕らんと、

【解義】〔唐且〕且は一に雎に作る、音「シヨ」鮑注に元作且と云へり、〔吾憎人也不可得而知也〕岡井叔皮曰く、關曰、自知其由、憎之之深也、碕曰、其所憎如不歷意也、彪按　謂不可索得其過惡而知之、此章八不可字、皆禁止之辭、鮑以此句爲不能之辭、恐非是と、〔卒然見趙王〕卒然は猝然に同じ、關君長曰く、言輕遽迎謁而無德色と、俗にいふ勿體ぶらぬことなり、

○魏攻管而不下、安陵人縮高、其子爲管守、信陵君使人謂安陵君曰、君其遣縮高、吾將仕之以五大夫、使爲持節尉、安陵君曰、安陵小國也、不能必使其民、使者自往、請使道、使者至縮高之所、復信陵君之命、縮高曰、君之幸高也、將使高攻管也、夫以父攻子守、人大笑也、見臣而下、是倍主也、父敎子倍、亦非君之所喜也、敢再拜辭、使者以報信陵君、信陵君大怒、遣大使之安陵曰、安陵之地、亦猶魏也、今吾攻管而不下、則秦兵及我、社稷必危矣、願君之生束縮高而致

有魏重也と、此の說に依れば有魏者は周宵に就きて云ふに似たり、恐らくは非、

○信陵君殺晉鄙、救邯鄲、破秦人、存趙國、趙王自郊迎、唐雎謂信陵君曰、臣聞之、曰、事有不可知者、有不可不知者、有不可忘者、有不可不忘者、信陵君曰、何謂也、對曰、人之憎我也、不可不知也、吾憎人也、不可得而知也、人之有德於我也、不可忘也、吾有德於人也、不可不忘也、今君殺晉鄙、救邯鄲、破秦人、存趙國、此大德也、今趙王自郊迎、卒然見趙王、臣願君之忘之也、信陵君曰、無忌謹受教、

【大意】信陵君無忌、秦を破り趙を救ふ、趙王大に悅び、自ら之を郊迎す、唐雎信陵君に說き、敢て其の功に誇ることなからしめ、信陵君之に從ふことを述ぶ、

【通釋】秦、趙の邯鄲を攻む、趙、救を魏に求む、魏將軍晉鄙をして兵十萬を帥ゐて之を救はしむ、既にして魏王、秦王を畏れ、晉鄙を止む、趙、救ひを請ふ愈急なり、信陵君乃はち晉鄙を殺し、其の衆の將を帥ゐて邯鄲を救ひ、秦人を破り、趙國を存し救ひたり、因りて趙王は自身之を郊外に迎へて感謝の意を表せり、唐雎乃ち信陵君に謂ひて申すに、臣之を承はるに、凡そ事知りてはならぬものあり、又知らねばならぬものあり、又忘れてはならぬものあり、又忘れねばならぬものありと、信陵君問ひて曰く、それは如何なることなりやと、唐雎對へて曰く、人が我れを憎む場合には、何故に我れを憎むかと其の理由を知らねばならず、さりながら我が人を憎む場合には、其の人の罪過を除り深く探り究めて知らぬ方よろし、又人の我れに德し卽ち我れが恩德を受けし時には、決して

信於天下」一說に信は伸と通ず、發展するの意亦通ず、

○周宵謂宮他曰、子爲宵謂齊王曰、宵願爲外臣、令齊資我於魏、宮他曰、不可、是示齊輕也、夫齊不以無魏者、以害有魏者、故公不如示有魏、公曰王之所求於魏者、臣請以魏聽、齊必資公矣、是公有齊、以齊有魏也、

【大意】周宵、宮他に因りて齊の外臣と爲り、以て魏に勢力を得んと欲す、宮他之を不可とし、之に敎ふるに自ら魏に勢力あるを示し、以て齊王の尊敬を博し、併せて魏に勢力を得るの策を以てすることを述ぶ、

【通釋】周宵と申す策士あり、宮他と申すに謂ひて申すに、子願はくは宵の爲に齊王に此の周宵が齊王の外臣と爲ることを願ふと申上げて、齊王の引立てによりて我れの地位を魏に安固ならしむる樣に盡力ありたしと、宮他の申すに、それは不可なり、何となれば、是れ反りて齊に公の勢力の輕きことを示す樣なるものなり、只今魏には公の外に勢力者がありて公は勢力なし、されば今公を魏に推薦せんか、現に魏に勢力ある者の感情を害すべし、夫れ齊は魏に勢力なきものを助けんが爲に魏に勢力あるものの感情を害することを爲さず、故に公は魏に勢力あることを示さるゝに如かず、公は齊王に斯く申されよ、曰く、王の何か魏に御望みあらせらるゝことは、何なりとも臣請ふ魏國の及ぶ丈の盡力を以て仰せに從ふべしと、斯樣に申さるれば、齊王は公が魏に勢力あるものと思ひて、必ず公を重んじ敬はるべく、齊より重ぜらるれば、魏に勢力を得るは當然のことなれば、是は公は齊の援を有し、齊を以て又魏に勢力を有するなりと、

【解義】〔宵願爲外臣〕外臣は國外の臣と云ふ意味にして、身其國の外にありて其の國の爵祿を受くる者をいふ、〔夫齊不以無魏者云々〕無魏とは魏の援助にて重きを爲す勢力無きを謂ふ、下の有魏は之に反し、魏の援助ありて重きを爲せるを謂ふ、正解に言ふ、齊必不用無魏重者、而害有魏重者、故不如示

以廣地尊名、王之動愈數、而離王愈遠耳、猶至楚而北行也、

【大意】魏王、趙を攻めんと欲す、季梁、其の擧の謬れるを諫めて、之を止むることを述ぶ、

【通釋】魏王、趙の邯鄲を攻めんと欲す、季梁と申す人、國を出でゝ旅行中なりしが、是の事を聞き中途より急ぎ引返し、其の衣の皺も申ばさず頭の塵埃も拂ひ去らず、旅裝のまゝにて往きて魏王に見えて申すに、只今臣が參上致す途中にて、一人の者を大通りに見るに、其の者は方に北の方に面して、其の駕の手綱を持ち居れり、然るに其の者が臣に告げて申すに、我れ將に是れより楚に參らんと欲すと、臣乃ち之に、君は將に南方の楚に之かんとするに、何故に北の方を向き居るやと問ひたるに、其の答へて申すに、吾が馬は良馬なり、故に心配なしと、臣申すに、馬が如何程駿良なりとも、此れは楚に行く路に非ずと申したるに、彼れの申すに、吾れは路用を澤山所持致し居る故に心配なしと、臣又申すに、如何程路用を多く持つとも、此れは楚に行く路にあらずと申したるに、彼の者は又申すに、吾が御者は名人なれば心配なしと申せり、此の如く馬が良く、路用も多く、御者も善く、此の數者愈善しと雖も、其の方向を誤るが爲に目的の楚を離るゝこと愈遠く相成るなり、今王に於かせられても、霸王の業を成し遂げ天下の信用を得給はんと欲せられながら、御國の大と兵士の精鋭とを恃まれて、此度邯鄲を攻め、以て土地を廣め名を尊く遊ばされんと思召さるゝは、王の御擧動が愈數、此の如きことを遊ばされば、豫ての思召しの王業を離るゝこと愈遠く相成るべきなり、猶楚に參らんとして北に行くと同じことなりと、

【解義】〔季梁〕季梁詳かならず、蓋し魏の臣ならん、〔衣焦不申云々〕岡井叔皮曰く、韓維詩、衣焦未レ及レ展、挈レ酒且相就、此謂下犯二風日一衣服垢且皺上、其狀焦然、吳注焦卷也、不レ知レ所レ據と、此の說に依れば、焦は字の如く火に焦けたるとにて、此處にては衣服の垢染み皺の寄りて、宛かも火に焦げたるが如き狀なるを云ふ、吳注には卷き縮める義に解せり、〔見人於大行〕吳注に行道也とあり、大行は大道を謂ふ、中井履軒曰く、大行謂レ山、是山名、晉險也と云へり、〔擧欲

ものにて、反りて秦の侮りを招くの不利あるをいふことを述ぶ、

【通釋】秦が趙の邯鄲を攻むることを罷めて、魏を攻め寧邑を取る、吳慶は魏王の秦に講和せんことを恐れ、魏王に謂ひて申すに、秦が王の御國を攻むる、其の理由を御存知にてあらせらるゝや、天下の人は皆申すに、王の御國が秦に近き故なりと、然れども實際魏は秦に近からず、又秦は我れを去りて親しまざるを以て、天下の人は皆曰く、王が弱き故なりと、然るに實際魏は二周よりも弱からず、然るに秦人が邯鄲を去り、二周を過ぎて、特に王を攻むる者は、王を以て制し易しと爲すがためなり、王に於かせられても、亦我が弱を示せば此く攻伐を招くことを御納得になりしやと、

【解義】〔秦罷邯鄲〕邯鄲は趙の都、罷は兵を罷むることにて、乃ち趙を攻むるを罷むるなり、〔王不近秦秦之所去〕鈴木汪曰く、秦字衍一、古同字連書、皆於字下著一點、江聲尙書今注、援古碑文證之、故一字衍爲二、二字脫爲一者、策中往々有之、秦之所去、卽邯鄲也、秦之攻魏、天下皆曰、爲魏近也、然今秦人已在邯鄲、是魏遠於邯鄲、故曰、王不近秦之所去、此句與下王不弱二周同、舊注大不通と、亦一說と爲すべし、安井息軒も又云ふ、

○魏王欲攻邯鄲、季梁聞之、中道而反、衣焦不申、頭塵不去、往見王曰、今者臣來、見人於大行、方北面而持其駕、告臣曰、我欲之楚、臣曰、君之楚、將奚爲北面、曰、吾馬良、臣曰、馬雖良、此非楚之路也、曰、吾用多、臣曰、用雖多、此非楚之路也、曰、吾御者善、此數者愈善、而離楚愈遠耳、今王動欲成霸王、擧欲信於天下、恃王國之大、兵之精銳、而攻邯鄲、

冉曰、王無聽、魏王見天下之不足恃也、故欲先講、夫亡寧者、宜割二寧以求講、夫得寧者、安能歸寧乎、

【大意】 秦、魏の寧邑を攻めて、之を拔く、魏王、和を講じ、之を歸さんことを請ふ、魏冉、秦王に勸めて、之を拒絕せしむることを述ぶ、

【通釋】 秦が魏を攻め寧邑を拔きたれば、魏王、人をして秦王に謂はしめて申すに、王（秦王を指す）若し寧邑を歸し給はゞ、吾れ將に天下に率先して秦に講和致すべしと、穰侯魏冉、秦王に謂ひて申すに、王魏の請ひを聽かるゝなかれ、魏王は天下の恃むに足らざるを見て、それ故に先づ我れに講和せんと欲するなり、夫れ一體寧邑を失ひたる者は、宜しく其の失ひたる倍の二寧を割きて以て講和を求むべき筈なり、夫れ一旦寧邑を得たるものが安くにか能く只やみやみと之を歸し與ふることとあらんやと、

【解義】 〔夫亡寧宜割二寧〕云々〔亡は失なり、二寧とは寧を二つなり、寧を亡ひて負けたる魏の方にては、宜しく其の亡ひたる寧のみならず、更に土地を割きて和を請ふべきが至當なり、而るにそれを只歸してくれといふも不埒なるに、我が秦の方にてはそれを聽きて、已に得たる寧邑に徒らに歸しやることとあらんやとの意なり、

○秦罷邯鄲、攻魏取寧邑、吳慶恐魏王之講於秦也、謂魏王曰、秦之攻王也、王知其故乎、天下皆曰、王近也、王不近秦、秦之所去、皆曰、王弱也、王不弱二周、秦人去邯鄲、過二周而攻王者、以王爲易制也、王亦知弱之召攻乎、

【大意】 秦、邯鄲の圍みを解き、魏を攻めて寧邑を取る、吳慶、魏王に說き、秦と講和するは弱を秦に示す

者にあらざるを以て、速かに秦に講和して、連橫論者に先んぜられ不利を招く可からざるを以てすることを述ぶ、蓋し是の客亦秦の爲に圖る者なり、

【通釋】　客あり、司馬食其に謂ひて曰く、永久に亙りて天下を一にし合從を爲さんと慮り考ふる者は、天下の形勢を知らざる者なり、(合從は一時的のものにて永續すべきものにあらざるをいふ)さらばと申して只獨り魏のみを以て秦を支へんと致すは、是れ又魏の國力を知らざる者と申すべし、而して茲公は、此の兩者卽ち天下の永久に一と爲すべからざることゝ魏の獨力秦に對抗する能はざることを知らずと爲す者は、是れ又茲公を知らざるものなり、然り而して茲公が此の兩者を十分知りながら合從を爲すといふは何故なりやと申すに、合從すれば茲公が重んぜられ、合從せざれば茲公が輕んぜらるゝがためなり、茲公の其の重きに處り合從を爲すや、上述の如く實に永遠を以て期と爲すにあらず、全く一時的のことなれば、何時合從の破解を來すを知らず、故に子、何ぞ疾く三國の從約方に堅き時に及びて自ら秦に賣込まざるや、さすれば秦は必ず喜びて子の申込みを受けて子を歡待すべし、(三國堅合の時を以て秦に款を通ずれば、秦之を德とする、必ず深きをいふ)若し然らざる時は、連橫論者等が將に子を圖りて以て魏を秦に合せんとす、然る時は子は、子自身の資本を以て、之を子の讎たる連橫論者の資本と爲すなりと、

【解義】　〔司馬食其〕司馬は姓、食其は名、食音〔イ〕鮑注に云く、魏人と、〔慮久以天下爲可一者〕鮑注に云く、慮久熟慮也と、〔謂茲公不知此兩者〕茲公は詳かならず、吳注に夏侯嬰(漢高祖の臣)食茲氏、注太縣名とあり、此れに由れば茲は地名にして、茲公は其の所居を以て稱する人か、蓋し此の時合從を主張せし者ならん、〔茲公之處重也不實爲期〕處重は合從をいふ、期は永久を期するをいふ、〔是取子之資云々〕資は上の賣字を承けて、商賣に喩へていふなり、讎は卽ち橫者を指す、自ら賣らずして讎をして賣らしむ、是れ猶自ら其の資本を取りて以て其の讎の資本と爲すが如しとなり、

○秦拔寧邑、魏王令人謂秦王曰、王歸寧邑、吾請先天下講、魏

に、王今秦と與に韓を御伐ちにならば、韓は只座ながら亡ぶることを待ち申すべきや、それとも土地を割きて天下の諸侯に從ひて王と秦とに對抗致すべきやと、王曰く、それは只座ながら亡ぶるを待つことはなく、必ず土地を割きて天下に從ふに相違なからんと、張旄曰く、然らば韓は魏の方を怨み申すべきや、秦の方を怨み申すべきやと、王曰く、それは吾れ主動者なれば、魏を怨むに違ひなしと、張旄曰く、韓は一體秦を強しと致すべきや、又は魏を強しと致すべきやと、王曰く、それは申すまでもなく秦を強しと致すべきなりと、張旄曰く、左樣なれば韓は土地を割きて天下の諸侯に從ふに當りて、其の自ら以て强しと爲す所と、怨まざる所とに從はんや、又は其の土地を割きて其の自ら以て强からずと爲す所と、其の怨む所とに從はんや、王は如何思召すかと、王曰く、それは申すまでもなく、同じく地を割くなれば、其の自ら以て强しと爲し、其の怨まざる所に從ふに相違なからんと、張旄乃ち王に謂ひて申すに、然らば韓を攻むる事の可否は、王御自身に於てよく御承知あらせらるゝ筈なりと、

【解義】〔韓且坐而胥亡乎〕胥は待なり、「マツ」と訓ず、

○客謂司馬食其曰、慮久以天下爲可一者、是不知天下者也、欲獨以魏支秦者、是又不知魏者也、謂茲公不知此兩者、又不知茲公者也、然而茲公爲從、其說何也、從則茲公重、不從則茲公輕、茲公之處重也、不實爲期、子何不疾及三國方堅也、自賣於秦、秦必受子、不然、橫者將圖子以合於秦、是取子之資、而以資子之讎也、

【大意】客が司馬食其に說くに、合從は永續すべき

と、呉師道曰く、恐非と、又曰く、左氏莒人滅レ鄫、鄫恃レ賂也、註鄫有ニ貢賦之賂在一レ魯、恃レ之而慢レ莒、此或訛爲レ齊と、〔魏伐楡關而韓氏亡鄭〕呉師道曰く、大事記、安王三年、楚歸ニ鄭楡關一、十一年、魏韓趙敗ニ楚師于大梁一と、楡關は、正義に云く、楡關在ニ鄭之南大梁西一と、〔原恃秦翟至晉人亡原〕左傳僖公二十五年に、原降、使ニ趙衰處一レ原とあり、〔中山恃齊魏至趙亡中山〕呉師道曰く、齊魏伐レ楚、而趙亡ニ中山一、此襄王十八年、秦韓魏齊共敗ニ楚將唐眛一事と、〔政敎不脩上下不輯〕輯は和也、睦也とあり、上下の和合することなり、〔或化於利比於患〕比は近なり、患の字の下に而不レ可レ恃者の五字を加へて見るべし、〔而久不可知〕久とは不レ可レ知を久しくするなり、乃ち何時に至るも確と見込みの立ち難きことを謂ふ、〔卽春申君有變〕卽は〔モシ〕と訓ず、若と同じ、〔以一人之心爲命也〕命を多く命令、又は政令と解すれども、生命と解する方可に似たり、

○魏王問ニ張旄一曰、吾欲ニ與レ秦攻一レ韓、何如、張旄對曰、韓且ニ坐而胥一亡乎、且割而從ニ天下一乎、王曰、韓且ニ割而從一ニ天下一、張旄曰、韓怨レ魏乎、怨レ秦乎、王曰、怨レ魏、張旄曰、韓强レ秦乎、强レ魏乎、王曰、强レ秦、張旄曰、韓且ニ割而從一ニ其所レ强與一ニ所レ不レ怨乎、且割而從ニ其所レ不レ强與一ニ其所レ怨乎、王曰、韓將ニ割而從一ニ其所レ强與ニ其所一レ不レ怨、張旄曰、攻レ韓之事、王自知矣、

【大意】　魏王、秦と共に韓を伐つの利害を張旄に問ふ、張旄乃ち問ひを設け王の答へを誘ひ、王をして自ら其の不可なるを知らしむるに至ることを述ぶ、蓋し諷諫の最上なるもの、唐順之曰く、此等折難、皆因ニ其自知者一、令ニ人不レ得レ不ニ心服一と、

【通釋】　魏王、或る時張旄に問ひて申すに、吾れ秦と與に韓を攻めんと欲するが何如と、張旄對へて申す

に、昔し曹國は齊を恃みて晉を輕んじ侮りたりしが、齊が釐莒を伐ちたる間に乘じて、晉人は曹を伐ちて之を亡ぼせり、又繒は齊を恃みて越を輕んじたるが、齊に和子の亂がありしに乘じ、越人は繒を亡ぼせり、鄭は魏を恃みて以て韓を輕じたりしが、魏が楡關を伐ちたる間に、韓氏は鄭を亡ぼせり、又原は秦翟を恃みて以て晉を輕じたりしに、秦翟が年穀大凶の飢饉に乘じ、晉人は原を亡ぼせり、中山は齊魏二國を恃みて趙を輕んじたりしに、齊魏が楚を伐ちし間に趙は中山を亡ぼせり、此の五國の亡ぶる所以は皆恃む所ありしがためなり、獨り五國のみが然るにあらず、古へより天下の亡國は皆然り、夫れ他の國を恃む可からざる所以の者多く、其の變事も勝げて數ふ可からず、或は其の國の政教脩まらず、上下輯和せずして恃む可らざるものあり、或は諸侯隣國の虞ありて恃む可らざるものあり、或は年穀登穰せず、其の畜積竭き果てゝ恃む可からざるものあり、或は又利欲の爲に變化し、或は又患難に近づき陷りて恃む可からざるものあり、臣此の故を以て他國の恃む可からざるを知るなり、今王は楚の强を御恃みあり、春申君の言を御信用ありて、是れを以て秦を擯斥疏外遊ばされれども、誠に不安心極まる事にて、何時に至るも殆んど見込みの立ち兼ぬる次第なり、若しも春申君にして異變があらば、是れ即ち王は獨り秦の禍を受けさせ給ふなり、是れ即ち王は萬乘の國を御所有あらせられながら、只一人の心(春申君を指す)を恃みにし、以て御生命と遊ばさるゝなり、臣は此の事を以て王の御爲に甚だ不完全なる御策と存ずるなり、願はくは王の之を熟計あらんことをと、

【解義】〔八年〕鮑氏は十の字を補ひて十八年と爲し曰く、此八年春申未レ封と、吳師道曰く、追稱之辭と、吳氏の說、從ふ可きに似たり、〔齊伐釐莒而晉人亡曹〕釐は萊に通ず、吳師道曰く、齊策、昔者萊莒好レ謀、陳蔡好レ詐、莒恃レ越而滅、蔡恃レ晉而亡、此釐字卽萊、左傳、公會二鄭伯於一レ郲、杜註、釐城、劉向引二來牟一作二釐牟一、古字通と、又曰く、卽僖二十八年、晉侯伐レ曹分二曹衛田一事、凡言レ亡非二必國滅一也と、〔繒恃齊而輕越至越人亡繒〕鮑注に云く、繒禹後、屬二東海一と、吳師道曰姚本恃レ齊以捍レ越、春秋鄫、穀梁作レ繒杜註、今琅邪鄫縣と、和子の亂、詳かならず、鮑注に云く、太公田和

しむを恐るゝを以てなり、「有齊者不若相之」是れ倒句法なり、不レ若ニ有レ齊者相一レ之に同じ、

○八年、謂魏王曰、昔曹恃齊而輕晉、齊伐釐莒、而晉人亡曹、繒恃齊而輕越、齊和子亂、而越人亡繒、鄭恃魏以輕韓、魏伐楡關、而韓氏亡鄭、原恃秦翟以輕晉、秦翟年穀大凶、而晉人亡原、中山恃齊魏以輕趙、齊魏伐楚而趙亡中山、此五國所以亡者、皆有所恃也、非獨此五國爲然而已也、天下之亡國皆然矣、夫國之所以不可恃者多、其變不可勝數也、或以政敎不脩、上下不輯而不可恃者、或有諸侯鄰國之虞、而不可恃者、或以年穀不登、畜積竭盡、而不可恃者、或化於利、比於患、臣以此知國之不可必恃也、今王恃楚之强、而信春申君之言、以是賓秦、而久不可知、卽春申君有變、是王獨受秦患也、卽王有萬乘之國、而以一人之心爲命也、臣以此爲不完、願王之熟計之也、

【大意】 或人、古來或る一國を恃みて他の强國を輕んずる者は、皆其の不意の禍に亡びたるの例を列擧し、以て魏王に說くに、楚を恃みて秦を擯するは亦必ず禍害の及ぶべきを以てすることを述ぶ、

【通釋】 安釐王の八年に、或人、安釐王に謂ひて申す

境、謂魏王曰、遇而無相、秦必置相、不聽之、則交惡於秦、聽之、則後王之臣、將皆務事諸侯之能令於王之上者、且遇於秦而相秦者、是無齊也、秦必輕王之强矣、有齊者不若相之、齊必喜、是以有齊者與秦遇、秦必重之矣、

【大意】樓梧、秦魏兩王を會合するに當り、魏王に說きて、齊に善きものを相となし、以て秦王をして魏を輕蔑せしめざらしむることを圖れるを述ぶ、

【通釋】樓梧が秦魏を約し講和せしめ、將に秦王をして魏王と其の國境に於て會合せしめんと致し、魏王に謂ひて申すに、秦王に御會見遊ばさるゝに當りて會見の禮を相くる相を御定めなされずば、秦王は必ず秦に都合よき者を以て相と致すべし、其れを若し王が聽かれず、御承知なき時は、秦王の心を損じて秦との交りが必ず惡しくなり、不和を生ずべし、さりとて若し秦王の指圖通りに之を聽かれなば、今後王樣の御家來は將に皆務めて諸侯の勢力ある者の能く魏王の上に立ちて命令する者に事へて、其の命令に從ひて自然國威を損する樣に相成るべし、且つ又秦王に會見して秦の方の者を相とすれば、是れ齊を棄つるなり、さすれば秦王には必ず王の强を侮り輕んずべし、（秦の魏を恐るゝは齊の助けあるを以てなりとの意なり）故に齊の方に勢力あるものを相と遊ばさるゝに如かず、さう致せば齊の方にても必ず大に喜び、益〻魏に力を致すべく、かく齊に勢力ある者を相として秦王と會合遊ばさるれば秦王も必ず王を重んじ尊敬致さるべしと、

【解義】〔樓梧約秦魏〕姚注に云く、一作部と、吳師道曰く、前有樓梧約秦魏、卽此人此時事也と、〔遇而無相秦必置相〕相は諸侯の會同に其の禮を相くる者をいふ、〔而相秦者〕下文の「有齊者」云々に照すに相秦の間有の字を脫す、今之を補ふ〔是無齊也〕、是處に齊を擧ぐるは、蓋し當時齊秦雄を爭ひ、秦は齊魏相親

雍餌王也、秦戰勝趙、王敢責垣雍之割乎、王曰、不敢、秦戰不勝趙、王能令韓出垣雍之割乎、王曰、不能、臣故曰、垣雍空割也、魏王曰、善、

【大意】長平の役、魏王、秦の垣雍を割くの約を信じて敢て從を爲さず、平都君、魏王に說くに、秦の約の信ずるに足らざるを以てし、遂に魏王をして從を諸せしむることを述ぶ、

【通釋】秦趙、長平に戰ひ、勝敗未だ決せず、平都君、魏王に說きて申すに、王樣には何故に合從を遊ばされざるやと、魏王の申すに、秦が吾れに垣雍を贈ることを許し約せり、故に吾れは敢て秦の約に背きて合從を爲さゞるなりと、平都君の申すに、臣は秦が垣雍を割くことを王に許しゝは、空割卽ち王を釣るための虛約なりと存ずるなりと、魏王の申すに、それは何如なる譯かと、平都君の曰く、秦趙が久しく長平の下に相持して勝敗決せず、天下の諸侯、秦に合すれば、趙は亡ぶべく、又天下の諸侯、趙に合すれば、秦は亡ぶべし、故に秦は王の御心の變ることを恐れて、垣雍を以て王に餌に致したるなり、今秦が若し戰ひて趙に勝たば、王に於かせられては敢て垣雍を割くことを秦に御責め遊ばさるゝやと、王曰く、それは敢て致し兼ぬるなりと、平都君曰く、秦が若し戰ひて趙に勝たざる時は、王に於かせられては能く韓をして垣雍の割地を出さしむることが出來給ふやと、王曰く、それは出來ずと、平都君乃ち曰く、臣はそれ故に垣雍は空割なりと申上げたる所以なりと、魏王曰く、善し、如何にも尤もなりと、

【解義】〔平都君〕鮑彪は田單と注せり、吳師道は之を非とす、〔秦許吾以垣雍〕垣雍は故と魏の地、韓嘗て魏に得る所、蓋し秦は韓をして之を魏に歸さしむることを約せるなり、〔臣以垣雍爲空割也〕空割とは口約束計りにて、眞實に之を割くにあらざるをいふなり、〔故以垣雍餌王也〕餌は「エバ」なり、

○樓梧約秦魏、將令秦王遇於

【大意】秦趙、難を構ふ、或人、魏王に勸むるに、趙を助けて秦と難を構へしめ、而して更に齊或は楚を攻め、以て從長と爲ることを以てするを述ぶ、要するに、趙の爲に魏の援を得るを圖れるなり、

【通釋】秦趙互に難を構へて戰ひたり、或人魏王に謂ひて申すに、王には此の際趙を身方に收められて、之をして秦と戰はしむるに如かず、王若し趙を援けて秦と戰はしむるにあらずんば、趙は罷勞毀折して、とても秦と戰ふことは出來難し、若し王が後おしなされて、趙をして難を構へしむれば、秦趙は必ず復戰鬪致すべし、秦趙相鬪はゞ、必ず互に魏を重んじ魏に親しむことを務むべし、是れ卽ち秦趙を幷び制御するの事なり、其の上に王に於かせられて若し御希望ならば、齊を收めて身方と爲し給へ、趙は必ず王の爲に荆を攻めん、又は御希望によりては、荆を收められよ、趙は必ず王の爲に齊を攻めん、何れにても王の思召しに協ふ樣に遊ばさるべし、趙は王の東方に向ひて從長と爲られんことを希望して之を待ちつゝあるなりと、

【解義】〔秦趙構難而戰〕是れ何の役たるを詳にせず、鮑注は長平の役と爲す、吳師道曰く、秦趙之戰多矣、此策時不可考と、〔趙不以毀構矣〕毀は毀折なり、趙は其の兵已に毀折罷弊して、獨力にては復秦と難を構ふる能はずとなり、構は構難の構なり、〔王欲焉而救齊趙攻荆王欲焉而收趙攻齊〕而の字は則の字の意にて、王欲則に同じ、齊趙を收めて楚を攻むるも、楚趙を收めて齊を攻むるも、唯王の欲する所といふ意なり、〔欲王之東長之待之也〕欲の上に趙の字を加へて看るべし、

○長平之役、平都君說魏王曰、王胡不爲從、魏王曰、秦許吾以垣雍、平都君曰、臣以垣雍爲空割也、魏王曰、何謂也、平都君曰、秦趙久相持於長平之下而無決、天下合於秦則無趙、合於趙則無秦、秦恐王之變也、故以垣

のみならず、強秦と直ちに鄰接するの禍ひも無くなるべし、夫れ此くの如く韓を存し魏を安んじ、而して天下を利するは、此れ亦王の復とは得難き大なる好時機なり、韓の上黨を我が魏の共や寧の地に通じ、其の道路已に通ぜば、因りて之に關門を設け、關を出入する者より通行稅を取る樣に致せば、是れ魏は重ねて韓より質として上黨を取る樣なるものなり、(已に人質を取り、又上黨よりの通路の稅を取るは、重ねて質を取るに同じとの意なり)而して韓と魏と共に其の通行稅を取れば、以て國を富ますに足るを以て、韓は必ず魏を德とし、魏を愛し魏を重んじ魏を畏れて、必ず敢て魏に反かざるべし、是れ韓はとりも直さず魏の縣邑に同じ、魏が此の如く韓を得て縣と爲さば、衞大梁河外等は必ず安泰なるべし、而るに今若し韓を存せず、之を亡ぼさば、則ち二周は必ず危く、安陵は必ず易はりて秦の有となり、楚趙は大に破れ、魏齊は大恐慌を來し、天下の諸侯皆西に嚮ひ馳せて秦に入朝し、其の臣と爲るの日は久しからずして來るべしと、

【解義】〔通韓至共寧〕通とは道路を通ずるなり、共寧は皆魏の地、正義に共衞州共城縣、寧懷州修武縣と見えたり、〔此亦王之大時已〕大時は大なる時機、卽ち最大なる好機會といふことなり、史記は天時に作る、〔出入者賦之〕賦は稅なり、古へは關門を通行する者より稅を取りたるなり、〔是重質韓以其上黨也〕重は「カサネテ」と訓ずべし、已に人質を取りたる上に、更に關稅を取る故に、韓より二重の稅を取るに同じ、鮑吳二氏の說、恐らくは非なり、〔共有其賦〕共は韓魏共にの意なり、

○秦趙構難而戰、謂魏王曰、不如收趙而構之秦、王不構趙、趙不以毀構矣、而構之秦趙必復鬭、鬭必重魏、是幷制秦趙之事也、王欲焉而收齊趙攻荊、欲焉而收荊趙攻齊、欲王之東長之待之也、

有闕亭と、「請爲天下鴈行頓刃」鴈行は鮑注に言以次進」とあり、既に前策に見ゆ、前行を爲すをいふ、頓は「ニゴラス」と訓ず、頓刃は兵刃を頓折するをいふ、

是故臣願以從事乎王、王速受楚趙之約、而挾韓之質、以存韓爲務、因求故地於韓、韓必效之、如此、則士民不勞、而故地得、其功多於與秦共伐韓、然而無與強秦鄰之禍、夫存韓安魏、而利天下、此亦王之大時已、通韓之上黨於共寧、使道已通、因而關之、出入者賦之、是魏重質韓以其上黨也、共有其賦、足以富國、韓必德魏愛魏、重魏畏魏、韓必不敢反魏、韓是魏之縣也、魏得韓以爲縣、則衞大梁河外必安矣、今不存韓、則二周必危、安陵必易、楚趙大破、魏齊甚畏、天下之西鄕而馳秦、入朝爲臣之日不久矣、

【通釋】斯様なる譯故に、臣願はくは合從の事を以て王に御勸め申上ぐる次第なれば、王に於かせられては、速かに楚趙の從約を御受けになり、韓の質子を御取りになりて、どこまでも韓國を存することを以て御務めと爲させられ、因りて兼ねて喪はれたる魏の故地を韓に御求めになれば、韓は必ず之を效すに相違なし、斯様になさるれば、御國の士民は少しも戰役等の苦勞を致さずして兼ねて喪ひたる故地も得られ、其の功は、秦と共に韓を御伐ちになるよりも多き

【解義】〔秦故有懷地安城垝津〕故は固に通ず、「モト」と訓ず、懷地、史記に懷茅に作る、正義に云く、懷州武涉縣西故懷城と、括地志に懷州獲嘉縣東北有茅亭、卽蘇忿生邑攢茅(左傳に見ゆ)と、安城は正義に云く、在鄭州原武縣東南と、垝津は索隱に在河北と見えたり、〔以之臨河內〕河內は魏の地、正義に云く、卽懷州也と、程恩澤云く、一云、古帝王之都、多在河東河北、故呼河北為河內、河南為河外、俱見史記正義、然是章實指懷州言と、〔河內之共汲〕索隱に共汲皆縣名、屬河內と、〔得垣雍〕垣雍は正義に曰く、括地志云、垣雍故城在鄭州原武縣西北と、〔決滎澤〕滎澤は澤の名、滎陽に屬す、大事記に曰く、始皇滅魏、果用此策と、〔王之使者大過矣至秦之欲許之久矣〕安陵は地名考に卽ち鄢陵と云へり、魏の附庸にして、韓を伐つを欲せず、故に之を秦に誹毀せしむ、使者といふは直ちに王を指すことを遠慮せるなり、許は地名、後の臨許の許に同じ、卽ち漢の潁川郡許縣、胡三省曰く、魏都大梁、其境南至汝南、許鄢陵居其間と、顧祖禹曰く、今許州の故許昌城と、〔葉陽昆陽〕地名倶に潁川に屬す、〔舞陽高陵〕吳師道曰く、高陵屬京兆、與下文地不相近、史無高陵字、策或誤也と、程恩澤曰く、郡國志引地道記曰、定陵(潁川に屬す)有高陵山、汝水所出、在今舞陽東北、與舞陽昆陽俱相近、的是策文所指と、〔南國必危〕正義に曰く、今許州許昌縣西南許昌故城在魏之南、故曰南國と、程恩澤曰く、玩策文語氣、似不必限定許昌、或概言魏之南境耳と、〔異日者〕他日に同じ、前日のことなり、〔千里有餘河山以蘭之〕千里有餘は千有餘里に同じ、蘭は闌に通ず、說文に闌門遮也とあり、「サヘギル」と訓ず、〔從林鄉軍以至于今〕吳師道曰く、林鄉地名、見芒卯謂秦王章と、林鄉の軍を伐ちてより以來今に至るまでの意なり、〔秦撓之以講〕撓は「タワマス」と訓ず、〔文臺墮垂都焚〕墮は音「キ」、毀なり、文臺は索隱に曰く、臺の名と、正義に曰く、曹州宛句縣西北六十五里にありと、垂都は鮑注に句陽有垂亭と、都は左傳に有廟曰都と見えたり、程恩澤曰く、春秋、宋公衞侯遇于垂(隱八)、公會鄭伯于垂(桓元)、卽是と、〔麋鹿盡〕麋は鹿の大なる者、〔陶衞之郊〕衞は陶と相接す、〔北至乎闞〕乎を史記に平に作るは非なり、闞は程恩澤曰く、郡國志、東平陸

然り而して秦の葉陽、昆陽は舞陽、高陵と鄰接して居るなり、今秦が王樣の使用し給へる者の惡口を聽きたれば、安陵氏を亡ぼす序に許を亡ぼさんと欲するに違ひなし、秦が舞陽の北を繞り廻はりて、以て東の方に出で許に臨めば、南國は必ず危かるべし、縱令南國は危きこと無しと雖も、魏國は豈に何として安泰なることを得んや、實に危きことなり、且つ夫れ王に於かせられても、韓を憎まるゝが爲に安陵氏を愛せられざるは猶可なり、然しながら秦の南國を愛せざるを御心配に思召さゞるは甚だ非なり、異日乃ち前日に在りては、秦は乃ち遠く河西に在り、晉國の我が梁を去るや實に千里餘の遠方にして、其の間に河や山がありて以て之を遮り隔て、周、韓等の國が有りて以て其の間に挾まれり、林鄕の戰より以て今日に至るまで、秦は十度も我が魏を攻め、五度我が國都の中即ち大梁に入り、邊城は盡く拔かれ、文臺は墮ち毀たれ、垂都は焚かれ、林木は伐られ、麋鹿は盡き、而して大梁は繼ぎて圍みを受け、又長驅して梁北を過ぎ、東の方陶、衞の郊に至り、北の方平闞に至り、秦の爲に亡びし所の者、山北河外河內大縣數百、名都數十の多きに及べり、秦が以前河西に在り、晉國の大梁を去るや千里の遠方なる時に於てすら、其の禍ひ正に是の如し、然るを況んや今秦をして韓を亡ぼし鄭の地を取らしめ、河山の如き險阻が以て之を遮るなく、周、韓の如き國が以て之を隔つるなく、直接大梁を去ること僅かに百里の近くに相成る時は、其の禍ひは必ず前日に百倍致すに相違なし、又前日に合從の成立せざりしは、楚魏相疑ひ、韓は又盟約することが出來ざりし爲めなり、然るに今韓は秦の兵を受くること三年、秦は之を撓すに講和を以てすれども、韓は其の亡ぶることを知りながらも猶之を聽かず、質子を趙に投じ入れて、天下の爲に先頭に立ちて、兵刃を頓折して、秦と決戰することを請へり、臣の愚存を以て之を觀れば、楚趙は必ず之に與して、共に秦を攻むるに相違なし、此れ何故ぞとなれば、諸國共に秦の欲望窮りなく、天下中の君王を亡ぼし盡し、海內の人民を皆其の臣下と爲すにあらざれば、必ず攻伐を止めぬといふことを知るによりて、どうせ亡ぶるものなれば、寧ろ亡ぶるまで之と戰はんとの決心なるが故なり、

異日者、秦乃在河西、晉國之去梁也、千里有餘、河山以蘭之、有周韓而間之、從林鄉軍、以至于今、秦十攻魏、五入國中、邊城盡拔、文臺墮、垂都焚、林木伐、麋鹿盡、而國繼以圍、又長驅梁北、東至陶衛之郊、北至乎闞、所亡乎秦者、山北河外河內、大縣數百、名都數十、秦乃在河西、晉國之去大梁也、尚千里、而禍若是矣、又況於使秦無韓而有鄭地、無河山以蘭之、無周韓以間之、去大梁百里、禍必百此矣、異日者、從之不成也、楚魏疑、而韓不可得而約也、今韓受兵三年矣、秦撓之以講、韓知亡猶弗聽、投質於趙、而請爲天下雁行頓刃、以臣之愚觀之、則楚趙必與之攻矣、此何也、則皆知秦之無窮也、非盡亡天下之主、而臣海內之民必不休矣、

【通釋】　秦は故と懷地、邢丘、安城、垝津等の地を所有して、以て我が河內に臨み窺ひ、爲に河內の共と汲とは甚だ危きことなり。秦若し鄭の地を有し、垣雍を得、滎澤の水を決して而して大梁を水攻めに致さば、大梁は必ず亡びん。且つ王の使用し給へる大臣等は大に過てることを致せり、それは外にもあらず、安陵氏のことを秦に惡しく言ひたるは甚だ失策なり、秦の許を取らんと欲することは久しき間のことなり、

甚だ遠く、攻むる所も甚だ難義なることなれば、是れ亦秦は必ず爲さゞるべし、又河外に道を取りて我が大梁を背後に致し、而して上蔡、召陵を右手にして、以て楚兵と勝敗を陳の郊に決するが如きことは、是れ亦秦は爲さゞるべし、故に臣曰く、秦は必ず楚と趙とを伐たず、又衞と齊とを伐たず、韓國滅亡の後、秦兵出づるの日は、必ず我が魏にあらざれば他に攻むる所なしと、

【解義】〔以一女子承一弱主〕吳師道曰く、大事記云、韓世家不レ載二其事一、必是時韓王少、母后用レ事也、愚按、是時秦宣太后、趙惠文后、齊君王后、皆專レ政、韓亦然也と、〔是復閼與之事也〕秦、趙を伐ち、閼與を圍む、趙王、趙奢に命じて之を拒がしむ、奢大に秦兵を破る事、周の赧王四十五年に在り、事又趙策に見えたり、史記正義に云く、閼與山在二潞州武安縣西南五十里一、趙奢拒二秦軍於閼與一、卽此山也と、〔絕漳滏之水〕絕は「ワタル」と訓ず、直度也とありて、水を一直線に渡ることなり、漳滏は二水の名、既に趙策に見えたり、〔是受智伯之禍也〕智伯、趙襄子を圍み、反りて敗滅する事、周の定王十六年に在り、史記六國年表に據る、既に前策に見えたり、

秦故有二懷地邢丘安城垝津一、而以レ之臨二河內一、河內之共汲、莫レ不レ危矣、秦有二鄭地一、得二垣雍一、決二滎澤一而水二大梁一、大梁必亡矣、王之使者大過矣、乃惡二安陵氏於秦一、秦之欲レ許レ之久矣、然而秦之葉陽昆陽、與二舞陽高陵一鄰、聽二使者之惡一也、隨二安陵氏一而欲レ亡レ之、秦繞二舞陽之北一、以東臨レ許、則南國必危矣、南國雖レ無レ危、則魏國豈得レ安哉、且夫憎レ韓不レ受二安陵氏一可也、夫不レ患二秦之不一レ愛二南國一、非也、

趙兵決勝於邯鄲之郊、是受智伯之禍也、秦又不敢、伐楚、道涉山谷、行三千里、而攻危隘之國、所行者甚遠、而所攻者甚難、秦又弗爲也、若道河外、背大梁、而右上蔡召陵、以與楚兵決於陳郊、秦又不敢也、故曰、秦必不伐楚與趙矣、又不攻衞與齊矣、韓亡之後、兵出之日、非魏無攻矣、

【通釋】今夫れ韓氏は一女子の母后が一少年の弱主を奉じ事を用ひて、國内に大亂ある折なれば、安んぞ能く外に向ひて秦魏の强兵を支へ禦ぐことを得ん、然るに王樣には猶韓は破れぬものと思召さるゝや、(韓は必ず亡ぶべきをいふ)韓亡ぶれば、秦は前に韓の取りたる鄭の地をも盡く之を所有し、直ちに我が大梁と鄰接するに至るべし、王樣にはそれを以て御安心のことゝ思召さるゝや、王樣には嘗て韓に喪はれたる我が故地を得んと欲せられて、反りて今强秦の禍難を負はるゝことに相成るなり、王は之を以て御利益と思召さるゝや、一體秦と申す國は決して何事も無くして居られぬ國なれば、韓が亡びたる後には必ず又更に便宜なる事を爲さんと致すべし、便宜なる事を爲すと申せば、必ず其の手近なる容易きことにて利益の多きことに就きて行ふに相違なし、容易くして利益ある事と申せば、必ず楚と趙とを伐つことは致すまじ、是れ何故ぞと申せば、夫れ山を越え河を踰えて、遙々韓の上黨を絶ち通りて强趙を攻むるは、是れ嘗て趙の爲に敗を取りし閼與の事を復再びすることとなれば、秦は必ず其の愚を爲さゞるべし、又河内に道を取りて鄴、朝歌を背後にし、漳、滏の水を渡りて、以て趙兵と勝を邯鄲の郊に決するが如きは、是れ嘗て智伯の敗れたると同樣の禍ひを受くることなれば、是れ亦秦は敢て致すまじ、さらばと申して楚を伐ち、其の道は山や谷を涉り、三千里の遠方に行きて、道路の險く危險なる國を攻むるは、其の行く道も

義を以て交るべき所にあらず、故に其の太后は母なるに遂に憂愁を以て死亡し、又穰侯は舅なるが上に、且つ其の功績穰侯より大なるなきに、而るに竟に之を放逐し、又兩人の弟は罪もなきに再び其の國を奪へり、此の如く其の親戚兄弟の間柄に於てすら猶此の如き有様なり、而るを況んや仇讐の敵國に對しては、其の貪戾殘暴の甚しきは勿論のことなり、而るに今大王に於かせられては秦とともぐ〵に韓を伐たれて、益秦に御接近遊ばさるゝといふは臣甚だ合點參らず、之を疑ひ惑ふなり、若しも大王が之を御存知なきならば、則ち失禮ながら御不明と申上げねば相成らず、又羣臣共が之を知りつゝ此の事を以て御諫め申上げざるに於ては、則ち群臣は甚だ不忠と申すべきなり、

【解義】〔朱己謂韓王曰〕朱己を史記に無忌に作る、吳師道曰く、史魏王以秦救之故、欲親秦而伐韓、以求故地、無忌謂魏王曰、云云、大事記據之、以其辭云秦太后母也、以憂死、故附載於宣太后之薨之後、在赧王五十年、按朱己卽無忌字訛也と、〔與戎翟同俗〕戎は西戎、翟は北翟、皆未開野蠻の土地なり、

〔非所施厚積德也〕秦人の性、禽獸に同じ、故に恩義を施すも無益なるをいふ、

今夫韓氏以一女子奉一弱主、內有大亂、外安能支強秦魏之兵、王以爲不破乎、韓亡、秦盡有鄭地、與大梁鄰、王以爲安乎、王欲得故地、而今負強秦之禍也、王以爲利乎、秦非無事之國也、韓亡之後、必且便事、便事、必就易與利、就易與利、必不伐楚與趙矣、是何也、夫越山踰河、絕韓之上黨、而攻強趙、則是復閼與之事也、秦必不爲也、若道河內、倍鄴朝歌、絕漳滏之水、而以與

引二會稽典錄一孔融書云、八寸曰レ咫、言二簡牘或長咫、或長尺一也、闕曰、咫尺猶二尺一一、蓋近二臆斷一矣と、

○魏將與レ秦攻レ韓、朱己謂二魏王一曰、秦與二戎翟一同レ俗、有二虎狼之心一、貪戾好レ利而無レ信、不レ識二禮義德行一、苟有レ利焉、不レ顧二親戚兄弟一、若二禽獸一耳、此天下之所二同知一也、非レ所二施レ厚積一レ德也、故太后母也、而以レ憂死、穰侯舅也、功莫レ大焉、而竟逐レ之、兩弟無レ罪、而再奪二之國一、此於二其親戚兄弟一若レ此、而又況於二仇讐之國一也、今大王與レ秦伐レ韓而益近レ秦、臣甚惑レ之、而王弗レ識也、則不明矣、羣臣知レ之、而莫二以レ此諫一、則不忠矣、

【大意】 魏王、秦と與に韓を攻めんとす、信陵君無忌乃ち魏王に說くに、秦に從ひて韓を伐つは魏を危くする所以にして、韓を存し諸侯と合從して秦を禦ぐの利なるを以てすることを述ぶ、吳師道曰く、大事記云、信陵君之諫、世家不レ載二其從違一、亦不レ書三與レ秦同伐レ韓取二故地一、必以二其言一而止也、信陵之言、深切綜練、識二天下之大勢一、使下魏能用二其計一、糾二率楚趙一、竭レ力助上レ韓、則韓不レ至レ失二上黨一、趙不レ至レ敗二長平一、六國不レ至二爲レ秦所一レ呑矣、謀既不レ用、又以レ矯二殺晉鄙一、流二落於外一、六國垂レ亡、魏始再用レ之、猶能收二合諸侯一、折二强秦之鋒一、若用二之於上黨長平未レ敗之前一、天下雌雄之勢、未レ可レ量也と、

【通釋】 魏將に秦に合し、與に韓を攻めんと致したるに、信陵君無忌、魏王に謂ひて申すに、彼の秦は戎翟と其風俗を同じくし、恰も虎狼の如き心性なり、其の性貪慾暴戾にして、利を好みて信なく、禮義德行を知らず、苟くも利の有る所は親戚兄弟を顧みず、殆んど禽獸の如きものなり、此れ天下一般に皆承知する所なり、とても人間並みに厚誼を施し恩德を施し、恩

に大王の御爲に之を御悦び申上ぐるなり、然しながら此に一つ申上げ度ことあり、今百里の地を御手に入れらるゝことが出來ずして臣を御誅戮遊ばさるれば、死したる者は復再び蘇生致すことは出來ず、つまり御殺し損と相成りて、王は必ず天下の爲に笑はれ給ふべし、それよりは臣竊かに以爲へらく、其の死人を以て趙の地を御買ひになるよりも、寧ろ臣を生かし置かれて生人を以て御買ひ遊ばさるゝ方が御利益かと存ずるなりと、（范痤を殺して若し趙より地をよこさざらんには天下の笑ひと爲るべければ、それよりは殺さずして之をして趙の地を取るの策を行はしむるの利なるをいふなり）范痤は又己れの後任となりし宰相の信陵君に書を遺りて曰く、夫れ趙と魏とは互ひに敵とし戰ふべきの國なり、而るに今趙王僅かに咫尺の書簡を遺り來りたるに、吾が魏王に於かせられては御輕率にも之が爲に罪もなき此の范痤を殺し給はんとす、范痤は不肖なりと雖も故と魏の免職宰相なり、苟くも一度宰相の地位にありしが故に及ばずながら嘗て魏國のために計りたる爲に、其の故を以て罪を敵國なる趙に得たり、まことに心外の事に存ずるなり、夫れ國に內事を擔任すべき有用の臣がなき時は、如何程國外に多くの土地を得と雖も勢ひ之を守ること能はず、而して其の有用の臣を殺さるゝも今能く我が後任と爲りて魏國を守るの任に堪ふるものは尊君に如くものなし、今吾が王は趙の言を聽入れられて此の范痤を殺るゝの後、彼の趙よりも恐ろしき强秦が趙の欲望に襲ぎ倣ひて、趙の割きたる土地に倍する土地を割きて又吾が王に魏國の柱石たる重臣を殺すことを求め來ることあらば、君の身も此の范痤の如く安心なりがたからん、君は將に何の策を以て之を止められんとは致さるや、此れ實に君の身の累ひなれば、心配に堪へずと、（暗に趙の言に從ひて范痤を殺せば、信陵君も亦他日同樣の運命に陷るべきをいふ）信陵君、范痤の書を見て之を尤もなりとなし、遽かに魏王に申上げて范痤を獄より出し、之を赦せり、

【解義】〔夫魏爲從主而違者范痤也〕岡井叔皮曰く、魏已約使趙爲從主、而魏違其約者、因范痤沮之也、碕曰、謂違趙志也、未妥と、范痤は魏の相なり、〔趙王以咫尺之書來〕岡井叔皮曰く、類書纂要

之國也、趙王以咫尺之書來、而魏王輕爲之殺無罪之痤、痤雖不肖、故魏之免相也、嘗以魏之故、得罪於趙、夫國内無用臣、外雖得地、勢不能守、然今能守魏者、莫如君矣、王聽趙殺痤之後、强秦襲趙之欲、倍趙之割、則君將何以止之、此君之累也、信陵君曰、善、遽言之王而出之、

【大意】 趙王、虞卿の言を用ひて范痤を殺さんことを魏に請ふ、魏王之を諾し、范痤を執へ將に之を殺さんとす、范痤乃ち書を魏王及び信陵君に遺り、遂に其の死を免るゝことを述ぶ、

【通釋】 虞卿、趙王に謂ひて申すに、一體人の情として寧ろ人をして我れに朝せしむることを欲するもので御座りませうか、それとも寧ろ我れより人に頭を下げて朝するを欲するもので御座りませうか、如何なもので御座りまするかと、趙王の申すに、それは申すまでもなく、人は誰れしも亦寧ろ人を我が方に朝せしむることを欲するのみ、何故に寧ろ人に頭を下げて朝するを欲せんやと、虞卿乃ち曰く、今夫れ魏は合從の盟主と爲り居りて、而して兎角趙の意見に反對する者は范痤なり、今王能く百里の地若くは萬戸の都を魏に御遣はしになりて、以て范痤を殺すことを請はるべし、范痤死せば、合從の事は其の權力當に趙の方に移るべしと、趙王曰く、善しと、乃ち人をして百里の地を以て范痤を殺すことを魏に請はしむ、魏王之を許諾し、司徒の司法官をして范痤を執へしめて之を獄に下し、未だ之を殺さゞりしが、范痤は書を魏王に獻じて曰く、臣承はるに、趙王は百里の地を以て此の范痤の身を殺さんことを大王に請はれたる趣きなり、夫れ何も罪なき范痤を殺さるゝはまことに些細なる事故なり、而して百里の土地を得らるゝは實に大なる利益なり、臣の如き輕微なる犧牲を以て廣大なる土地を得らるゝことは、臣に於ても竊か

る功によりてなり、

【解義】〔丈人芒然云々〕丈人は老年の人を尊敬していふ詞なり、既に見ゆ、關君長曰く、芒然疲倦之貌と、孟子に茫茫然（一に芒芒然に作る）歸、趙岐注云、茫茫罷倦之貌と、關說蓋し之に據る、芒然の義一ならず、或は憂失據貌となし、或は蒙昧無知之貌となし、或は廣大なる貌となし、廣遠の貌と爲す、其の他猶多し、〔大王籌策之臣無任矣〕籌策皆「ハカル」と訓ず、王の相談相手なり、任は其事に堪へざるなり、〔秦王喟然愁悟〕喟然は溜息をつく貌なり、愁は魏の齊楚に服するを愁ふるなり、悟は覺醒なり、〔魏氏復全唐且之說也〕是れは記者の言なり、

○虞卿謂趙王曰、人之情、寧朝人乎、寧朝於人也、趙王曰、人亦寧朝人耳、何故寧朝於人、虞卿曰、夫魏爲從主、而違者范痤也、今王能以百里之地、若萬戸之都、請殺范痤於魏、范痤死、則從事可移於趙、趙王曰、善、乃使人以百里之地、請殺范痤於魏、魏王許諾、使司徒執范痤、而未殺也、范痤獻書魏王曰、臣聞趙王以百里之地、請殺痤之身、夫殺無罪范痤、薄故也、而得百里之地、大利也、臣竊爲大王美之、雖然、而有一焉、百里之地不可得、而死者不可復生也、則王必爲天下笑、臣竊以爲與其以死人市、不若以生人市便也、又遺其後相信陵君書曰、夫趙魏、敵戰

【大意】齊楚相約して魏を攻めんと欲す、魏、救ひを秦に請へども秦輙ち救はず、唐且請ひて秦に入り、秦王に說きて遂に援兵を出さしむることを述ぶ、

【通釋】秦と魏と和を講じて與國と爲る、齊楚因りて相約して魏を攻めんと欲す、魏乃ち人をして救援を秦に求めしむ、使者の冠蓋相望み頻りに之を請へども、秦は援兵を出さず、魏人唐且なるものあり、是の時年九十餘歲なりしが魏王に謂ひて申すに、老臣請ふ出でゝ西の方秦に參りて秦王に說き、援兵を出さしめ、臣の歸るに先ちて御國に參る樣に致すべし、御聽許下さるべきかと、魏王曰く、敬んで承知致したり、何分宜しく御盡力を願はんとて、遂に唐且の爲に車を用意して之を秦に遣はしたり、唐且乃ち秦に至り秦王に見えたるに、秦王は其の老年なるを見て申さるゝに、丈人には遙々遠路の處を此の地に參られ、甚だ御苦勞に存ずるなり、魏國から度々使ひが參りて救援を求められ、寡人は魏の危急なることを能く承知し居れり、唐且對へて申すに、大王には已に魏の危急なることを御存知であらせられながら、御援兵の參らぬは如何なる理由に候や、是れ恐らくは大王の籌策參謀の、御家來が王の思召しに從ひて其の任務を盡さゞるの致す所なるべし、且つ又魏は一萬乘の國柄なるに自ら屈して秦の東藩と稱し、秦の冠帶を受け、秦の春秋の御祭祀に御手傳ひをして秦に事ふる所以の者は、秦は强國なれば萬一の場合には與に力と賴むことが出來るものと思ふの故を以てなり、而るに今齊楚の兵が已に魏の郊に迫り居るに、大王の御援兵が參らず魏が愈危急にならば、已むを得ず將に土地を割きて齊楚に和を約せんと致すべし、是の時に至らば、大王之を救ひ賜はんと思召さるとも豈に及ぶあらんや、とても御間に合はざるべし、されば是れ一萬乘の魏を亡ふ上に又二つの敵國なる齊楚を强く致すなり、(魏が齊楚に屬すれば、それ丈其の力が强くなるをいふ)是の如く見易き利害を大王が御存知のなきことは萬々之れなし、故に臣竊かに以爲へらく、是れ全く大王の參謀籌策の御家來が其の任務を盡さゞるが爲めなりと、秦王之を聽き喟然と歎息して愁へ悟り、遽かに兵を發して日夜急行して赴かしむ、齊楚之を聞き乃ち兵を引きて去り、魏氏の社稷復全きを得たるは、偏へに唐且の秦王に說きた

るがごときをいふ、「夫欲璽者段干子也」璽は封爵の印璽なり、秦の封爵を得んと欲するなり、「王獨不見夫博者云々」呉師道曰く、正義云、博頭有刻爲梟鳥形者、擲得梟者、合食其子、若不便、則爲餘行也と、鮑注に云く、握不食也、食者行棊、握不行也、故史曰、便則行、不便則止と、「乃按其行」按は猶止の如し、「トヾム」と訓ず、

○秦魏爲與國、齊楚約而欲攻魏、魏使人求救於秦、冠蓋相望、秦救不出、魏人有唐且者、年九十餘、謂魏王曰、老臣請出西説秦、令兵先臣出、可乎、魏王曰、敬諾、遂約車而遣之、唐且見秦王、秦王曰、丈人芒然乃遠至此、甚苦矣、魏來求救數矣、寡人知魏之急矣、唐且對曰、大王已知魏之急、而救不至者、是大王籌策之臣無任矣、且夫魏一萬乘之國、稱東藩、受冠帶、祠春秋者、以爲秦之强、足以爲與也、今齊楚之兵、已在魏郊矣、大王之救不至、魏急、則且割地而約齊楚、王雖欲救之、豈有及哉、是亡一萬乘之魏、而强二敵之齊楚也、竊以爲大王籌策之臣無任矣、秦王喟然愁悟、遽發兵、日夜赴魏、齊聞之、乃引兵而去、魏氏復全、唐且之説也、

魏が昨年敗軍の當時を以て土地を割かざりしは、魏の方に在りては、よく其の敗軍の不利を用ひて損失を免かれたりといふべし、而して秦は其の勝利の當時に於て魏の土地を割かざりしは、折角の勝利を利用する能はざるものと申すべし、若し地を割くの必要あらば、昨年勝敗のありし當時に於て爲すべきなり、然るに今處ること一年も過ぎたる今日に至りて乃ち始めて土地を割がんと欲するは、是れ全く群臣の私利を計るに出でたることにして、王には御承知あらせられざることなり、且つ夫れ秦の印璽を得て封爵を享けんと欲するものは段干子なり、而るに王因りて段干子をして地を割かしむ、又地を欲するものは秦なり、而るに王は因りて秦をして印璽を授けしむ、此の如く印璽を欲し望む者が地を割くことを制し、地を欲する者が印璽を與ふることを制する時は、雙方が馴れ合ひて自分勝手の事を營み、其の勢ひ、必ず多く地を割きて魏の地が無くなるに至らん、且つ夫れ姦臣等は固より皆爭ひて土地を割きて以て秦に事へんと欲す、地を以て秦に事ふるは、譬へば猶薪を抱きて火事を救ひ消さんとするが如きものなり、薪が盡きぬ内は火は消え止まず、今王の御土地は限りあるに秦の欲求は際限なければ、是れ恰も薪を抱きて火を救ふの説に同じきなりと、魏王、孫臣の言を聽きて曰く、子の言ふ所甚だ善し、然れども吾れ已に秦に地を割くことを許諾したれば、今更之を革め(アラタ)て違約する譯にはゆかずと、孫臣曰く、王は獨り夫の博奕をする者の梟を用ふる所を御覽遊ばされずや、彼の博奕を爲す者は、其の子を食はんと欲すれば食ひ、又梟を握りて止めんと欲すれば則ち止む、己れの勝手に致すなり、今君は羣臣に劫(オビヤ)かされて秦に地を割くことを御許しなされて、因りてそれを御革めなさるゝことが出來ぬと仰せらるゝは、何ぞ御智慧を御用ひ遊ばさるゝことの梟にも及び給はぬやと、魏王曰く、善しと、乃ち段干崇の秦に行くことを止めたり、

【解義】〔魏不以敗之上割云々〕鮑注に云く、上謂(ハフ)ㇾ當(ルヲ)二其時(ノ)一ニと、善用不勝とは、戰ひて負けながら善く之に處して不利益を招かざるをいふ、期年は一年なり、〔是群臣之私〕羣臣其の私利を貪らんが爲に秦に事ふるをいふ、卽ち下の段干崇の印璽を得んと欲す

疑當作呼と云へるは、古文を解せざるに坐するのみ、「意雖道死」意は抑と通ず、「ソモソモ」と訓ず、既に前策に見ゆ、

○華陽之戰、魏不勝秦、明年將使段干崇割地而講、孫臣謂魏王曰、魏不以敗之上割、可謂善用不勝矣、而秦不以勝之上割、可謂不能用勝矣、今處期年、乃欲割、是群臣之私、而王不知也、且夫欲璽者、段干子也、王因使之割地、欲地者秦也、而王因使之授璽、夫欲璽者制地、而欲地者制璽、其勢必無魏矣、且夫姦臣固皆欲以地事秦、以地事秦、譬猶抱薪而救火也、薪不盡、則火不止、今王之地有盡、而秦之求無窮、是薪火之説也、魏王曰、善、雖然吾已許秦矣、不可以革也、對曰、王獨不見夫博者之用梟耶、欲食則食、欲握則握、今君劫於羣臣而許秦、因曰不可革、何用智之不若梟也、魏王曰、善、乃案其行、

【大意】魏、華陽の戰ひに敗れ、翌年、魏王、段干崇をして秦に行き、地を割きて和を講ぜしむ、孫臣、魏王に就き、段干崇の行を止むることを進ぶ、

【通釋】華陽の戰爭に魏は秦に勝たず敗北せり、其の明年に魏王將に段干崇を使ひとし、地を秦に割きて和を講ぜしめんとす、孫臣、魏王に謂ひて申すに、

ずば、拙者の血が君の襟に濺ぎ、君の首は危しと、因りて長信侯は已むを得ず取り急ぎて王の御殿に參りたるに、支期は長信侯の後に隨ひ參り、王に御目通りを致さんとしたるに、支期は長信侯を其處に待たせ置き、先づ入りて王に謂ひて申すに、王には御病氣の御積りにて、御在床のまゝ御面會遊ばさるべし、臣已に長信侯を恐し置きたれば、何事も王の仰せのまゝに隨ひ申すべしと、王と打合せをなし、而る後長信侯を呼び入れたれば、長信侯は恐る〳〵王に御目通り致したるに、王の申さるゝは、吾れ今此の通り病氣甚だ重し、而るに吾れ始め已に秦に參ることを應侯に承諾せり、若し參らざれば、約に背くの恐れあり、意ふにたとひ道中にて斃れ死ぬとも參るべきにや、如何と、長信侯は支期に恐されて怯氣立ち居る折柄なれば、只王の氣を損ぜんことを恐れ唯々として曰く、王には御病氣にあらせらるれば、秦に行かるゝことは御見合はせ遊ばさるべし、臣より能く其の趣きを應侯に申し傳へ、王が御出であらせられざるもよき樣に取計らひ申すべし、願はくは王其の事を御心配遊ばさるゝことなかれと、

【解義】〔長信侯曰至吾以爲魏也〕長信侯は詳かならず、許應元曰く、長信侯卽許綰也、許綰相レ魏不レ見レ史、然長信侯亦無レ名、故疑ニ爲ニ一人一、許入ニ王於レ秦句可レ見と、按ずるに、長信侯の言、甚だ突然に似たれども、此の時魏王入秦の事に就き長信侯を攻擊する者もありしにより、私かに疑惧の念を懷き居りしに、支期の言動により王の召命、或は此のためならんかと恐れ、因りて之が辯解を爲しゝなるべし、支期は又長信侯の心事を見拔きたれば、故と怯氣を增さしむる樣にして、王の入秦を止むることに異論なからしむる樣に力めたるなり、長信侯初め之を疑ひ、中ごろに至りて不安の念を生じ、終に恐懼の心を起し、以て唯々諾々王の命に從ふに至る、其言辭に據りて其の狀態を察知すべし、亦筆者の妙工なり、〔樓公將入矣〕樓公、詳かならす、鮑注に綴也とあり、樓綴の意ならん、吳師道曰く、無レ考レ之、緩樓鼻韓竝見、樓梧皆此時人と、〔血濺君襟矣〕濺は「ソヽグ」と訓ず、史記の藺相如傳に五步之內、得下以ニ頸血一濺中大王上とあり、按ずるに、此の血亦同じ、乃ち自分が身命を擲ち之を殺すを謂ふ、〔僞病者乎〕乎の字、妙甚し、正解に

曰、王毋レ行矣、臣能得ニ之於ニ應侯一矣、願王無レ憂、

【通釋】魏王は支期の言を聽きて秦にゆくことを止めたれども、一旦約諾したることを氣にして、支期に謂ひて申すに、子の言に從ひて秦に之くことを止めたれども、吾れ始め已に應侯に秦に行くことを承諾したるに、今更止めて行かざれば、是れ應侯を欺くなり、如何致すべきやと、支期對へて申すに、王樣、それは何も御心配遊ばさるゝには及びませぬ、臣が長信侯に申して、應侯に請ひて王を秦に內るゝことなきやうに取計らひ申すべし、王先づ臣に御任せになりて、臣の御返辭を御待ち遊ばさるべしと、それより支期は長信侯の處に參り、之に說きて申すに、王樣が臣に仰付けられて相國貴下を召されたれば、速かに參らるべしと、長信侯曰く、王樣には何の御用がありて臣を御召しに相成るやと、支期曰く、臣は其の何故なるかを知らず、只何か急に御用があらせらるゝやうに召されたれば速かに參らるべしと、長信侯は支期の容子が只事ならざるを見て、乃ち支期に謂ひて申すに、吾が王を秦に御內れ申さんとする者は、何しに以て秦の爲に圖ることならんや、全く以て魏のためを計りてのことなりと、（蓋し支期は長信侯を恐さんとの計略故、其の言詞擧動必ず長信侯の疑念を起さしむる樣にせしならん、故に長信侯は當時魏王の入朝に就きて魏の朝廷に異論のあることも承知し居り、心に安からず思ひ居る折柄、突然王の召命に接し、或は其の詰責に遇はんことを恐れ、因りて斯くは辯解せしならん）支期、長信侯の怯氣立ちたる樣を見て取り、乃ち曰く、君は魏の爲に計るといはるれども、魏の爲に計ることなどはせずとも、先づ君自身のことを計られよ、且つ君は死に安んぜらるゝや、生に安んぜらるゝや、窮に安んぜらるゝや、貴に安んぜらるゝや、君は先づ自身の計を爲して而る後魏の爲に計られよ、（うか〳〵して居れば、其の身に災難が來るとの意を含む）長信侯は支期の言を聽き、益〻不安の念を生じて曰く、然らば只今樓公が御殿に伺候せんとする處なれば、臣もすぐに其の後に從ひて參上致すべしと、支期又之を急き立てゝ申すに、否、王は至急に君を御召しになること故、若し直ちに行かれ

を改めて爲さゞらんことを願ふ、若し又盡く行はざる心ならば致し方なけれども、只母の名を呼ぶこと丈は當分後廻はしにせんことを願ふとなり、〔爲我祝曰入而不出殆寡人以頭〕祝は其の無事を祝するなり、入の上に有若の二字をそへて見るべし、若し秦に入りて再び出で歸られぬ如きことあらば、私しの首を差上げますといふ意にて、卽ち秦に入りても必ず再び出でゝ歸らるゝことは受合ひなりと、俗に或る事を保證して、若し我が言に相違あらば首を上げんといふに同じ、〔王以三乘先之〕急行の輕使を先づ秦に遣りて、後より王の行くことを報せしむるなり、鮑注に云く先楚至秦と、

王謂支期曰、吾始已諾於應侯矣、今不行者、欺之矣、支期曰、王勿憂也、臣使長信侯請無内王、王待臣也、支期說於長信侯曰、王命召相國、長信侯曰、王何以臣爲、支期曰、臣不知也、王急召君、長信侯曰、吾内王於秦者、寧以爲秦邪、吾以爲魏也、支期曰、君無爲魏計、君其自爲計、且安死乎、安生乎、安窮乎、安貴乎、君其先自爲計後爲魏計、長信侯曰、樓公將入矣、臣今從、支期曰、王急召君、君不行、血濺君襟矣、長信侯行、支期隨其後、且見王、支期先入謂王曰、僞病者乎而見之、臣已恐之矣、長信侯入見王、王曰、病甚、奈何吾始已諾於應侯矣、意雖道死行乎、長信侯

ることが出來ぬを心配致すにや、其の心配は無用なり、此の度秦に參るに就きては許綰も寡人のために祝してくれて申すには、若し寡人が秦に參りて再び出でられぬことがあれば、請ふ寡人に殉するに其の頭を以てすべしと、許綰は其の一命にかけて寡人の無事を保證せりと、周訢曰く、それは以ての外のことなり、臣のごとき賤しきものにても、今こゝに人ありて臣に謂ひて、此の不測の深淵に入りても必ず復出でらるべし、若しも出でられぬことあらば、請ふ一つの鼠の首を以て御前の死に殉せんと申すものがありても、臣は必ずそのやうなる愚なることは仕らず、今秦は實に測る可からざるの國なり、猶恰も不測の淵の如し、而して許綰の首は猶鼠の首の如きものなり、王を測り知る可からざるの秦に勸め內れ置きて、王に殉するに鼠首同樣の己れの首を以てす、其のやうなる無法なることは、臣竊かに王の爲に取らざるところなり、且つ魏に取りては梁を失ふと河內を失ふとは、何れが重しと思召さるゝやと、王の曰く、それは梁の方が急にして重しと、周訢の曰く、梁を失ふと王の御身を失はるゝとは、孰れが重しと思召さるゝやと、王の曰く、それは我が身の方が重しと、周訢乃ち曰く、河內と梁と王の御身と三者を以て比較するに、御身が最上にして河內が最下なり、今秦が未だ其の最下なる河內をも求めざるに、王にはいきなり最上なる御身を秦の方に效さるゝことは可なることなりや、とくと御考慮ありたしと、言を悉して其の入朝を諫めたれども、王は尙未だ之を聽き入れ給はず、因りて支期が更に諫めて申すに、王樣には先づ楚王の爲すところを御覽になり、若し楚王が秦に入朝する樣子ならば、王に於かせられても直ちに御先發として車三乘の輕使を急に御發しになりて、楚王の入らざるに先ちて秦に入らしめ、其の後よりゆるゆる御出かけになりてもよろしく、若し又楚王が入朝せざるときは、楚と合し、楚魏一となりて秦に當れば、尙以て秦を捍ぐことが出來まする故、何も其のやうに御急ぎになりて秦に御入朝になるには及ばず、先づ楚の樣子を御覽になる方がよろしかるべしと、魏王是に於て乃ち秦に往くことを止めたり、

【解義】〔其母曰子之於學者至以名母爲後也〕易は猶改の如し、學ぶ所を盡く行はゞ、母の名を呼ぶの非禮

以捍秦、王乃止、

【大意】魏王、秦に敗れ、將に秦に入朝せんとす、周訢、支期交之を諫め、遂に之を止めて行くなからしむることを述ぶ、鮑彪曰く、周訢之愛レ王也、甚忠、其喩レ王也甚切、賢智人也、釐王不レ能レ聽、而聽二支期一、期豈賢レ於レ訢哉、蓋期之所レ效者事、而訢之所レ諭者理、庸人固可二示以レ事、而難二以レ理諭一也、微二二臣者一、釐其爲二楚懷一歟と、

【通釋】秦が魏を華に敗り、魏、和を請ひ、魏王將に入朝せんとす、周訢之を不可なりとし、魏王に謂ひて申すに、宋人の或る者が他の師に就きて學ぶものありて、三年程經て其の家に反りて參りたるが、其の母に對して其の名を呼びすてにしたれば、其の母大に不審に思ひ、其の子に謂ひて申すには、汝は學問を三年もして來て、そして母たる吾れに對して名を呼ぶといふは何としたることぞと問ひたるに、(禮に君父の前には臣子名いふとありて、臣子自ら名いふが禮なり、今子として其の母の名をいふ、甚だ非禮なり、故に母之を怪むなり)其の子對へて申すに、私しも段段學問を致したるに、古今の人物の中にて私の最も賢者として敬服する所は堯舜に過ぎこしたる者之れなし、而るに其の堯舜も名を以て呼ぶなり、又世の中に私しの最も大なりとする所は天地ほど大なるものは之れなし、而るに是れ亦天地といひて其の名を呼ぶなり、今母上の賢は堯舜に過ぎこし給はず、又母上の大なることも天地には及び難し、それ故に私しは母上を呼ぶに御名を以て致したるなりと、そこで其の母の申すに、子が學問をして其の學問を盡く皆實行するなれば、どうぞ願はくは子が此の母の名を呼ぶが如き非禮の行ひを易へ改める樣にしてもらひたし、それとも又子の學問に於けるや、將に其の學びし所を取捨折衷して行ひ、皆盡く行はざる積りなれば、只願はくは子しばらく此の母の名を呼ぶことは後にして止めてもらひたしと、斯樣に申したといふ話が御座りますが、今王の秦に事へらるゝことも、秦に御入朝遊ばさるゝとに易ふる方法が御座りますれば、何卒願はくは王の之に御易へ遊ばして、御入朝の儀は後として御止り遊ばさるゝやうに願ひたしと、魏王の申すに、子は寡人が秦に入朝して復び出でゝ歸

年、反而名我者何也、其子曰、吾所賢者、無過堯舜、堯舜名、吾所大者、無大天地、天地名、今母賢不過堯舜、母大不過天地、是以名母也、其母曰、子之於學者、將盡行之乎、願子之有以易名母也、子之於學也、將有所不行乎、願子之且以名母爲後也、今王之事秦、尚有可以易入朝者乎、願王之有以易之、而以入朝爲後、魏王曰、子患寡人入而不出邪、許綰爲我祝曰、入而不出、請殉寡人以頭、周訢對曰、如臣之賤也、今人有謂臣曰入不測之淵而必出、不出、請以一鼠首爲汝殉者、臣必不爲也、今秦不可知之國也、猶不測之淵也、而許綰首猶鼠首也、內王於不可知之秦、而殉王以鼠首、臣竊爲王不取也、且無梁孰與無河內急、王曰、梁急、無梁孰與無身急、王曰、身急、曰、以三者、身上也、河內其下也、秦未索其下、而王效其上、可乎、王尚未聽也、支期曰、王視楚王、楚王入秦、王以三乘先之、楚王不入、楚魏爲一、尚足

升、任也、勝兵者謂能操五兵而戰也、又東涯名物六帖引史穰侯傳曰、勝猶勝衣之勝、民丁年長能穿甲上陣者曰勝甲、又唐書張說傳、募勇士得勝兵十萬、又孫子、勝兵先勝而後求戰、又尉繚子、勝兵似水、至柔弱也、故所觸必爲之弛、性專而觸誠也、又漢西域傳、每國擧勝兵之數、殆及五十、而皆與戶口之數並稱、則勝兵者謂民丁年長任兵器者、可證矣、且知關說則與精兵義不異焉、而下文云不下三十萬者、魏豈得有以戰敗之餘卒如此衆多乎、蓋是妄解之所以誤初學也と、「夫輕信至戴三十萬之衆」史記に　輕　背楚趙之兵に作る、信は恐らくは倍の訛ならん、楚趙の援兵、背後に在り、故に倍といふなり、陵は凌に同じ、「シノグ」と訓ず、戴とは頭に物をいたゞくことにて、十仞の城の上に敵兵あり、故に戴といふなり、「天下」史記、天地に作る、是に似たり、「陰必亡」吳師道曰く、陰卽陶、說見趙策と、陶は穰侯の私邑なり、「今魏方疑」楚趙の救ひ未だ至らず、故に大臣父兄の言ありと雖も、秦に和せんと欲する心あるを以て疑といふなり、「未任云云」任は史記、至に作る、是に似たり、「又爲陰啓兩機盡故宋衛效尤憚秦兵已令而君制之」是の句、解し難し、此のまゝにて解せんと欲すれば反りて牽强に陥るの恐れあり、史記には又爲陶開兩道、幾盡故宋、衞必效單父、秦兵可全、而君制之に作る、字句明順、解すべし、故に今姑らく之に從ひて本文を解せり、吳師道曰く、史云云々、按此文明順、姚註亦宜引從之、正義云、故宋及單父、是陶南道、魏安邑及絳、是陶北道、索隱云、穰侯封陶、魏效絳安邑、是得河東地、言從秦通陶開河西河東之兩道、此時宋已滅、是秦將盡得宋地愚謂、可全卽上言不用之意と、姚注に云く、續云、史衞效單父、秦兵已全と、息軒曰く、啓兩機、謂開盡故宋與衞效尤憚之機、盡故宋句、宋既亡、故云故宋、尤憚衞二邑、效致也、令史作全、是也と、案ずるに、此の說に依れば本文の字必ずしも改めず、但未だ是否を知らず、姑らく兩存す、

○秦敗魏於華、魏王且入朝於秦、周訢謂王曰、宋人有學者、三年反而名其母、其母曰、子學三

凌ぎ、三十萬の大敵を頭上に仰ぎ、攻めて必ず之を擧げ拔かんとすることは、臣思ふに天地の始めて分れし開闢已來今日に至るまで、未だ嘗てためしなきことにて、決して能くし難きことなり、若し攻めて拔くことが出來ずば、秦の兵は必ず罷勞して、貴君の御知行の陰の國も必ず亡びん、然れば則ち今迄の御手柄は悉く棄たれてしまふべし、それよりは梁を攻むることは御止めになりて、講和をなさるゝ方が御利益ならん、今魏は前申す通り和戰何れにかせんと方に疑ひ迷ひ居る時なれば、少し計りの地を割かしめて之を收め、身方に爲すことを得べし、願はくは君楚趙の兵の未だ大梁に至らざる中に速かに少割を以て魏を收めらるべし、魏は方に疑を懷ける最中なるに、少割を以て和を講ずるを得るとなれば、必ず之を欲し願ふに相違なし、然れば則ち君の御希望も達せらるべし、楚趙の方は又魏の己れ等を出し拔きて先づ獨り秦に講和せしことを怒りて、必ず爭ひて秦に事へん、さうなれば合從は之が爲に解散して、君の御存分通りに相成るべし、君は何れなりとも都合よき道を擇び取らるべし、且つ君の嘗て晉國を割き其の地を取られし時は、何ぞ必ずしも兵を用ひられんや、兵力を用ひられずして之を得られしなり、夫れ兵を用ひずして魏が絳、安邑を秦に效し、又君は陰邑の爲に河西、河東の兩道を啓き通じ、それを機會に宋の故地を盡く手に入れらるゝのみならず、衞も亦尤憚の地を秦に效すべし、此の如く秦は寸兵を勞せず、秦兵既に全くして君之を制せらるれば、何を求められても得られざることなく、何を爲されても成らざることなく、君の御自由になるべし、臣願はくは君のよく〳〵其の處を御考慮なされて、危險なる御行動を御見合はせあらんことをと、穰侯之を聽きて曰く、善しと、乃ち須賈の言に從ひて梁の圍みを罷めたり、

【解義】〔周書曰維命不于常〕周書は書經の唐誥の篇なり、維は「コレ」と訓ず、命は天の祿命、卽ち天運なり、常とはいつも同じく變らざることなり、于は「オイテ」と訓ず、〔臣聞魏氏悉其百縣勝兵以止戍大梁〕史記、兵を甲に、止を上に作る、止は蓋し上の訛なり、勝兵は關君長曰く、蓋丁男勇力能勝レ於レ人者と、岡井叔皮之を駁して曰く、此說妄謬矣、通鑑德宗紀、房崇吉守二升城一、勝兵者不レ過二七百人一、胡三省曰、勝音

至於今、未嘗有之也、攻而不能拔、秦兵必罷、陰必亡、則前功必棄矣、今魏方疑、可以少割收也、願君之及楚趙之兵未任於大梁也、亟以少割收魏、魏方疑、而得以少割爲和、必欲之、則君得所欲矣、楚趙怒於魏之先己講也、必爭事秦、從是以散、而君後擇焉、且君之嘗割晉國取地也、何必以兵哉、夫兵不用、而魏效絳安邑、又爲陰啓兩機盡故宋、衞效尤憚、秦兵已令、而君制之、何求而不得、何爲而不成、臣願君之熟計、而無行危也、穰侯曰、善、乃罷梁圍、

【通釋】周書にも維れ天命天運といふものは、いつも同じ處にばかりあるものではなしと申してあるは、幸福といふものは數〻來るものにあらざることを申したるなり、夫れ戰ひて暴子に勝ちて八縣を割き取りたるは、此れ其の兵力の精鋭、其の計略の工みなるにはあらず、全く天幸多きに因ることなり、然るにそれをよきことにして、今又芒卯を走らし北地に入り以て大梁を攻むるは、是れ天幸を以て自ら常と爲すものにて、いつも我が思ふ通りになるものと思ふは誤りにて、智者は決して左樣なることはなさぬものなり、且つ臣承はるに、魏氏は其の百縣の壯丁の兵役に勝ふる者を悉く徵發して以て大梁の城を戍ると、臣の考へにては、其の人數少くとも三十萬を下ることはなからん、三十萬の人數を以て十仞の城を守れば、臣思ふに如何に湯武の如き偉き人物が再生すとも、とても之を攻め落すことは容易に出來ざるべし、夫れ輕々しく楚趙の兵を背後にして、十仞の城を

よろし、今王、楚趙の約に背きて單獨に秦に御講和遊ばさるれば、楚趙は必ず之を怒りて、王と競爭して秦に事ふるに至らん、秦は必ず楚趙の講和を受け、楚趙の兵を挾み率ゐて以て復魏を攻むれば、魏國は其の亡を救はんとしても得可からざるのみ、とても滅を免るゝことが出來ざるなり、故に願はくは王の秦に講和をなさるゝことは、必ず御無用にせられたし、若し又是非共講和をせんと思召されなば、必ず地を澤山には御割きにならず、極めて少なく御割きになりて、且つ其の上に秦より人質を御取りになるがよろし、然らずんば必ず秦に欺かれて取り返へしのつかぬことに相成るべしと、斯樣に父兄大臣等が魏王に申上げたりといふことを臣は魏に於て承はりたり、斯の如く魏にては秦を疑ひ居ること故に、願はくは君（穰侯を指す）に於かせられては是れを御參考になりて魏に對する事を御考慮あらんことをと、

【解義】〔秦敗魏於華〕華は鮑注に華山在弘農華陰、秦紀作華陽、註亭名、在密縣と、〔戰勝乎三梁〕三梁は鮑注に陳留浚儀大梁爲三、皆魏地と見えたり、戰勝睪子、睪子は正解に魏將とあり、〔今王循楚趙而講〕循の字、恐らく訛誤あらん、史記穰侯傳に背楚趙而講に作る、正解に云く、循當作倍と、

周書曰、維命不于常、此言幸之不可數也、夫戰勝睪子而割八縣、此非兵力之精、非計之工也、天幸爲多矣、今又走芒卯、入北地、以攻大梁、是以天幸自爲常也、智者不然、臣聞魏氏悉其百縣勝兵、以止戍大梁、臣以爲不下三十萬、以三十萬之衆、守十仭之城、臣以爲雖湯武復生、弗易攻也、夫輕信楚趙之兵、陵十仭之城、戴三十萬之衆、而志必擧之、臣以爲自天下之始分、以

趙怒、而與王爭事秦、秦必受之、秦挾楚趙之兵以復攻、則國救亡、不可得也已、願王之必無講也、王若欲講、必少割而有質、不然必欺、是臣之所聞於魏也、願君之以是慮事也、

【大意】秦、魏を敗り、將に大梁を圍まんとす、須賈、魏の爲に穰侯に說き、大梁を攻めずして魏に和し、以て楚趙を收め、宋衞の地を取るの利なるをいふ、穰侯之に從ふことを述ぶ、

【通釋】秦兵、魏を華に敗り、魏の大將芒卯を走らして遂に魏の都大梁を圍む、須賈因りて魏の爲に秦の穰侯に謂ひて曰く、臣承はるに、魏氏の大臣父兄は皆魏王に謂ひて申すに、初め惠王（魏の先代なり）が趙を伐たれ、戰ひて三梁に勝たれ、十萬の軍を以て遂に邯鄲を拔かれたれども、趙氏は卒に地を割かずして艱難を忍びこらへたるを以て、邯鄲復び趙の手に歸し、滅亡を免かれたり、又齊人は燕を攻め子之を殺し、故國卽ち舊都を打破りたれども、燕は心棒して地を割かざりしかば、燕國は復再び其の手に歸して恢復するを得たり、燕趙が斯く大敗しても復盛復して、其の國の全く其の兵の强く、其の地の諸侯に併吞せられざる所以の者は、如何程難儀の場合にもよく其の艱難を忍びこらへて地を出し與へることを憚り爲さゞるに由るなり、彼の宋や中山の如きは數〻伐たれて數〻地に割きたるが故に、遂に隨ひて滅亡せり、故に臣以爲へらく、燕趙は法り學ぶべし、しかして宋、中山のまねは爲す無かるべきなりと、夫れ秦と申す國は甚だ欲の深き貪慾暴戾の國にして、諸侯の親しみなし、魏を蠶食し、晉國を呑み盡し、戰ひて睪子に勝ち、八縣を割くことを約し、其の地が未だ畢く其の手に入らぬ中に又復兵を出し、其の國を呑み盡さゞれば止まず、夫れ秦は何の厭くことか之れ有らん、まことに際限のなき貪慾なり、故に今秦、芒卯を走らして北地に進入せしも、此れ但に梁を攻むるが目的にあらず、將に王（魏王を指す）を刧かして多く土地を割かしめんとするなり、王決して之を御聽きにならぬが

同せざる時は、則ち秦韓相互ひに競爭致して王に事へ奉り、王の御地位は自然必ず重くなるべしと、

【解義】〔成陽君〕趙策に秦王納成陽君於韓とあり、蓋し韓人にして秦に善き者なり、〔故君不如安行云々〕安行は徐行に同じ、鬬君長曰く、徐行不進、求質子於秦以示將得質而後行、然事必不成、成陽必不入秦と、碕哲夫曰く、安按誤、言止其行而不發と亦通ず、

安釐王

名は圉、昭王の子、其の元年は卽ち周の赧王の三十九年乙酉なり、

○秦敗魏於華、走芒卯而圍大梁、須賈爲魏謂穰侯曰、臣聞魏氏大臣父兄、皆謂魏王曰、初時惠王伐趙、戰勝乎三梁、十萬之軍拔邯鄲、趙氏不割、而邯鄲復歸、齊人攻燕、殺子之、破故國、燕不割、而燕國復歸、燕趙之所以國全兵勁、而地不幷乎諸侯者、以其能忍難而重出地也、宋中山數伐數割、而隨以亡、臣以爲燕趙可法、而宋中山可無爲也、夫秦貪戾之國而無親、蠶食魏、盡晉國、戰勝睪子、割八縣、地未畢入、而兵復出矣、夫秦何厭之有哉、今又走芒卯、入北地、此非但攻梁也、且刼王以多割也、王必勿聽也、今王循楚趙而講、楚

と爲す、呉師道曰く、註作二鼻之名一謬、下兩之字亦語助、管鼻恐卽樓鼻、說見レ前と、正解に曰く、令疑當レ作レ與と、今案ずるに、令の字必ずしも改めず、此れ管鼻正使と爲り、秦に行くに就きて翟强を推薦して同行せし時、或人、翟强の爲に魏王に說きて、その待遇を厚くし、以て秦をして之を重んぜしむるを計りしなり、之の字は語助、呉氏の說是なり、下文證すべし、「今鼻之入秦之傳舍舍不足以舍之」正解に云く、舍不之舍恐衍と、「無蔽於秦者」蔽の字、義未だ詳かならず、蓋し翟强秦に援なし、故に秦に入るも之を庇護するものなきをいふなり、關氏曰く、高蘇作レ蔽、蓋守衞也と、鮑本、蘇に作る、蘇は蘇樵にて、賓、國に入る、其の國芻秣樵蘇を供する事、國語周語等に見えたり、

○成陽君欲下以二韓魏一聽上レ秦、魏王弗レ利、白圭謂二魏王一曰、王不レ如三陰使二人說二成陽君一曰、君入レ秦、秦必留レ君、而以多割二於韓一矣、韓不レ聽、秦必留レ君而伐レ韓矣、故君不レ如三安行求二質於秦一、成陽君必不レ入レ秦、秦韓不レ敢合、則王重矣、

【大意】韓の成陽君、韓魏を合して秦に事へんと欲す、魏王之を喜ばず、白圭、魏王に說き、人をして成陽君に說きて、秦に入る能はざらしむるを述ぶ、

【通釋】韓の成陽君が、韓魏の二國を合同して以て秦に事へんと致したるに、魏王は之を不利として喜ばず、白圭乃ち魏王に謂ひて申すに、王、成陽君の意見に御反對なれば、斯樣になさるゝに如かず、先づ陰かに人をして成陽君に說かしめて、若し君が秦に入られなば、秦は必らず君を拘留して、以て多く韓の地を割き取らんとし、若し韓が之を聽かずんば、秦は必ず君を抑留し置きて韓を伐つに相違あるまじ、故に君は急ぎて秦に往かずして、先づゆる〳〵と行かるることになして、秦より人質を取られて、而る後行かるるに如かず、然らざれば秦の情僞測り難くして甚だ危險千萬なりと曰はしむれば、成陽君は必ず秦に入ることを止め見合すべし、斯くて秦と韓とが敢て合

も、其の便利になる土地を與へられて、魏に德を施さるゝに如かず、斯く遊ばさるれば、寸兵を傷めず、魏との交誼も變らずして、王の御希望通り必ず諸侯の尊敬を受けらるゝに相違なしと、

【解義】〔故王不如順天下遂伐齊與魏便地〕此の時齊の閔王、强きを恃みて驕暴なるを以て、天下皆齊を惡む、故に齊を伐つを天下の衆意に順ふと云ふ、此の客、魏の爲に說く、故に魏に便地を與へよといふなり、

○管鼻之令翟强與秦事、謂魏王曰、鼻之與强、猶晉人之與楚人也、晉人見楚人之急帶劍而緩之、楚人惡其緩而急之、今鼻之入秦之傳舍、舍不足以舍之、强之入、無蔽於秦者、强王貴臣也、而秦若此其甚、安可、

【大意】管鼻が翟强をして秦の使事に與らしめたる時、或人其の性行の相違と、秦の兩人に對する感情の相違とにより、共に之を使ふの不可なるを論ず、

【通釋】魏王、管鼻、翟强兩人に命じて、何か秦に使ひする事に與らしめたるに、或人、魏王に謂ひて申すに、管鼻と翟强とは猶晉人と楚人との如く、其の性質甚だ異なり、同じ劍を身に帶ぶるにも、彼の晉人は性緩なれば、楚人が其の劍を帶ぶるに急なるを見て、之を緩める樣に爲せば、楚人は其の緩きを惡みて之を急にきつくするなり、今管鼻の秦に入るや、秦より之を接待するに甚だ手厚くして、其の守衛の盛んなること、傳舍に入りきらぬ位に衆くの人を出して之を待遇せるに、翟强の秦に入るや、一人の守衛もなく、至りて疎末なる待遇を爲せり、翟强は實に王の貴重なる御家來なるに、秦の待遇此の如く其れ甚し、此の如く性行の反する上に、秦の仕向けの此の如く異なる所の兩人を一處に御遣はしになるは、安んぞ可ならん、甚だ不可なる事と存ずる故に、御止めになる方宜しからんと、

【解義】〔管鼻之令翟强與秦事〕鮑注、鼻之を以て名

是欺我也、故敝邑收之、秦王怒、遂絶趙也、

【大意】芮宋、魏をして秦太后の供御地を收めしめ、秦を怒らして、秦趙の交を絶つことを述ぶ、

【通釋】芮宋、秦趙の交りを絶たんと欲し、魏王をして魏より秦の宣太后に奉じたる供養の地を沒收せしめたれば、秦王果して大に怒る、芮宋因りて秦王に謂ひて申すに、魏が其の國を大王に御委かせ申上げて親交を願ひたるに、大王は御受けあらせられざるにより、それ故に國を趙に委ねて趙と交りを結べり、而るに趙の李郝は臣に謂ひて申すに、子は趙が秦と交通を絶ちたりといへども、秦の太后を養ひ奉るに、土地を以てするは、是れ我れを欺きたるなりと詰責に及びたれば、それ故に弊邑魏に於て之を沒收したるなりと、秦王之を聽き大に怒りて、遂に趙と交りを絶ちたり、

【解義】〔收秦太后之養地〕養地は供養の地にて、魏より秦太后の供養として秦に奉りし地なり、秦太后は秦昭王の母宣太后なり、既に秦策に見えたり、

○爲魏謂楚王曰、索攻魏於秦、秦必不聽王矣、是智困於秦、而交疏於魏也、楚魏有怨、則秦重矣、故王不如順天下遂伐齊、與魏便地、兵不傷、交不變、所欲必得矣、

【大意】或人、魏の爲に楚王に說くに、魏を攻むるの念を止め、天下と共に齊を伐つの利益なるを以てすることを述ぶ、

【通釋】或人、魏の爲に楚王に謂ひて申すに、王今魏を攻むることを秦に求められても、秦は必らず王の言を聽かざるべし、然れば是れ王の御智慧が秦に困むのみならず、魏との御交際も疏遠に相成るなり、若し楚魏の間に怨みを構へ相讐する樣ならば、則ち爭ひて秦に交りを結ぶべければ、秦は自ら重くなるなり、それでは甚だ王の御不利益なれば、王は天下の輿望に順はれて遂に齊を御伐ちになりて、而して魏に

なし、天下の諸侯皆以爲へらく、秦の欲求は必ず支へ止むる能はず、故に何時各、の上にも亦禍ひが來るも知らざれば、合同して之を拒がんとの心を起すべし、それ故王の御爲に計るには、此の上は趙國を一つ御屈伏遊ばされて、之を制せらるゝに如かず、秦已に趙を制すれば、燕は敢て秦に事へずんばあらず、さやう致せば、韓魏趙燕皆秦に服するを以て、楚と齊とは如何に思ふとも、獨り合從することは出來ず、斯くの如くなれば天下諸侯何れも敵對を秦に爭ひて對抗せんとするも、力弱くしてとても秦に敵するに足らずと、秦王乃ち梁を伐つことを止めたり、

【解義】○（秦攻韓之管）管は地名、河南鄭州にあり、周の管叔の邑と云ふ、（韓魏壤秦）壤は地なり、壤秦とは、土地が秦に接し居るをいふなり、（不以挾私爲政是參行也）挾私は人に謀らず、一人の私心によりて行ふをいふ、參は博く衆言を參酌するなり、政は字の如く政事と解すべし、（天下之合也至以王之必也）必とは一方に向ひて必ず之を遂ぐるをいふ、たとへば韓のみを伐ちて他を省みざるをいふ、不必とは之と反對にて、已に韓を伐ち、又兵を移して魏を伐つをいふ、一方のみに兵を向くれば、他の諸侯は安心して敢て合從の必要を感ぜず、兵を移して彼方此方と攻むれば、諸侯皆難の及ばんことを恐れ、合從して自衛の道を講ずるとなり、（無精於此者矣）精とは猶善といふが如し、（荆齊不能至秦則弱矣）從は合縦なり、鮑注に云く、諸國合、而競與秦敵、則秦弱と、此の說大に謬る、上文に「秦已制趙、則燕不敢不事秦」と云ひ、又「荆齊不能獨從」と云へるは、乃ち天下諸侯に於て對敵を秦に向ひて爭ふも、弱くして能はざる所以なり、關君長、正解共に「天下」を上句に屬して曰く、韓魏方被秦攻、趙已見制、燕亦事秦、六國獨有齊楚、是以不能合天下之從、齊楚竝無與國之援、而爭敵於秦、則齊與楚兵皆弱矣と恐らくは非也、

○芮宋欲絕秦趙之交、故令魏氏收秦太后之養地、秦王怒、芮宋謂秦王曰、魏委國於王、而王不受、故委國於趙也、李郝謂臣曰、子言無秦、而養秦太后以地、

は天下の合從を來す所以なるを以てし、且つ趙燕を制して齊楚を弱むるの利を說く、秦王乃ち止むことを述ぶ、

【通釋】 秦が韓の管を攻む、魏王乃ち兵を發して之を救はんとす、昭忌之を止めて曰く、夫れ秦は强國なり、而して韓魏は秦と壤地を接せり、秦若し出でゝ攻めざれば夫れまでなれども、若し出でゝ攻むる時は韓にあらざれば必ず魏なり、而るに今幸ひにも韓を攻めたるは、此れ魏に取りて何よりの幸福なり、然るに王若し之を救はるれば、秦は必ず韓の管を攻むるを解きて、必ず魏の大梁を攻むることとなるべし、故に大王が趙を救はるゝは禍ひを招くの種なれば、御見合せあるべしと諫めたれども、魏王は之を聽かずして申すに、今若し韓を救はざれば、韓は必ず我が魏を怨み、西の方秦に合せん、秦韓一とならば魏は必ず危しとて、遂に兵を出して之を救ひたるに、昭忌の言の如く、秦は果して管の攻擊をばやめて魏を攻めたれば、魏王大に恐れて昭忌に謂ひて申すに、子の計を用ひずして韓を救ひたる爲に、果して禍難が來れり、まことに面目なけれども此の場合如何に爲さば宜しかるべきやと相談に及びたれば、昭忌乃ち之が爲に秦に參り、秦王に見えて申すに、臣承はるに、明主の人言を聽かるゝや、虛心坦懷、少しも私心を挾みて自己の勝手に事を行はず、必ず人の言を參考して其の取るべきを取りて始めて之を行ふなり、願はくは大王に於かせられても、魏を攻むること無き樣、臣の言を御聽許あらんことをと、秦王曰く、それは何故なりやと、昭忌對へて曰く、山東諸侯の合從が、時に合し時に離るゝは何故なりや、御存知であらせらるゝやと、秦王曰く、何故なりや、識らず、昭忌曰く、天下諸侯の合從するは、王が或る一國に對して、必ず之を處置せんとは御決心遊ばされず、どちらとも付かず曖昧なる御擧動のあるを以ての故なり、又天下諸侯が離れて其の合同を解くは、王が或る事に向ひて必ず斯く爲さんと御決心あるを以ての故なり、今韓の管を攻められ、其の國殆んど危し、而るに韓を伐つの事未だ卒へざるに又兵を梁に移さんには、天下の諸侯は王の韓を伐つに必ならざるを見て、必ず合從するに至るべし、則ち韓を伐つの兵を魏に移すは、天下の從約を合する上に此の位確かにして都合よき事は之

とを君の前に彼れ是れと誹議し譏謗するを禁ずることを能はず、必ず臣を君の前に誹謗すべしと、

○秦攻韓之管、魏王發兵救之、昭忌曰、夫秦强國也、而韓魏壤秦、不出攻則已、若出攻、非於韓也、必魏也、今幸而於韓、此魏之福也、王若救之、夫解攻者、必韓之管也、致攻者、必魏之梁也、魏王不聽曰、若不救韓、韓怨魏、西合於秦、秦韓爲一、則魏危、遂救之、秦果釋管而攻魏、魏王大恐、謂昭忌曰、不用子之計而禍至、爲之奈何、昭忌乃爲之見秦王曰、臣聞明主之聽也、不以挾私爲政、是參行也、願大王無攻魏聽臣也、秦王曰、何也、昭忌曰、山東之從、時合時離、何也哉、秦王曰、不識也、曰、天下之合也、以王之不必也、其離也、以王之必也、今攻韓之管、國危矣、未卒而移兵於梁、合天下之從、無精於此者矣、以爲秦之求索、必不可支也、故爲王計者、不如制趙、秦已制趙、則燕不敢不事秦、荊齊不能獨從、天下爭敵於秦、則弱矣、秦王乃止、

【大意】秦、韓を攻む、魏之を救ふ、秦、兵を移して魏を攻む、魏王恐る、昭忌爲に秦王に說くに、兵を移す

鄢陵以廣陶、秦王不問者、何也、以大梁之未亡也、今日大梁亡、許鄢陵必議、議則君必窮、爲君計者、勿攻便、

【大意】秦の穰侯、大梁を攻む、或人、魏王の爲に穰侯に說くに、大梁を取るの穰侯に不利益なることを以てすることを述ぶ、

【通釋】秦の穰侯魏の都大梁を攻め、北郢に乘じ迫り、大梁危し、魏王將に秦に服從せんとす、或人、穰侯に謂ひて申すに、君が曩きに楚を攻め宛穰の地を得て、以て君の私邑陶を廣げられ、又齊を攻め剛博の地を得て、以て陶を廣められ、又魏の許鄢陵の地を以て陶を廣められたるも、秦王が之を不問に附せられたるは何故なりや、それは大梁が未だ亡びず、魏といふ强敵のあるが爲にそれ等のことを詰責せず、君をして大梁を取らしめんがためなり、而るに今日大梁が亡びば、曩きに取り込まれたる許鄢陵の事に就きて必ず攻擊駁議が起るに違ひなし、若し駁議に遇はゞ、君は必ず窮地に陷らん、故に君の爲に計るに、大梁を攻めざる方が君の利益ならんと、

【解義】〔乘北郢〕鮑本、郢北に作る、注に云く、元作北郢、郢楚別邑、其北近魏と、正解に云く、郢疑郭若郊之訛、乘周人乘黎之乘、勝也と、安井衡曰く、北郢は魏の別邑と、程恩澤曰く、史記穰侯傳作北宅、正義曰、竹書、宅陽一名北宅、括地志、宅陽故城在鄭州(河南)榮陽縣西南十七里、其地近梁と、

○白珪謂新城君曰、夜行者、能無爲姦、不能禁狗使無吠己也、故臣能無議君於王、不能禁人議臣於君也、

【大意】此の章、秦策の段產の語に同じ、

【通釋】白珪、新城君に謂ひて曰く、夜中に道を行く者は、能く何も姦曲なる事を爲さゞるも、狗をして己れを吠ゆるを無からしむる能はず、犬は必ず怪しみて之を吠ゆるなり、之と同じく、臣も今能く君のことを何も王の前に誹議することなきも、他人の臣のこ

べし、只天下將に大變事のあることを心配致すなりと、大變ありとの言を聽きて燕王心配致し、田文に申すに、其の大變と申すは如何なる事なりや、聞くことを得べきかと、田文曰く、それは外の事ならず、今秦が魏を攻め、未だ之に克つ能はざるに、臺は已に燔かれ、園囿は已に奪はれ、秦兵已に深く魏國の中に侵入せり、此の場合に臨みて燕が魏を救はざれば、魏王は已むを得ず節を折り地を割きて、魏國の半ばを以て秦に與へて媾和するより外なし、さすれば秦兵も必ず魏を去るべし、秦已に魏を去れば、魏王は韓魏の兵を悉く徵發し、其の上に又西秦の兵を借り、更に趙の衆に因り、四箇國の兵を以て燕を攻むべし、斯く相成らば、大王は將に何れを御利益と遊ばさるゝや、數千里を行きて人を助くるが御利益なりや、又は燕の南門を出でゝ敵の大軍を御望見遊ばさるゝが御利益なりや、南門を出でゝ敵軍を望見する方は、道の里程も近く、運輸も至りて容易きことなり、若し千里を行きて人を助くるを憶劫と思召さるゝならば、其の近き方を御取りに相成るや、王は何れを御利益と思召さるゝやと、燕王之を聽き乍ら承諾して申すに、子早く行きて國に還れよ、寡人、子の請ひを聽せりと、乃ち魏の爲に兵八萬、車二百乘を起して、以て田文に附屬したり、田文乃ち歸りて魏王に報ず、魏王大に悅びて曰く、君、燕趙兩國の兵を得ること甚だ衆く且つ亟かなりと、其の勞を謝したり、そこで秦王は燕趙の援兵大に至るを聞きて大に恐れ、地を割きて媾和を魏に申込みたり、魏因りて燕趙の兵を歸し、而して田文の功を賞して之を封じたり、

【解義】〔先日公子〕公子は、鮑註に稱二其父嬰一と云へり、嬰は田文の父靖郭君田嬰なり、關脩長曰く、恐衍二日字一、文稱二其父一、當レ曰二先公子一と、今按ずるに、公子は蓋し燕の公子を謂ふ、但し未だ其の人を審かにせず、〔臺已燔游已奪矣〕燔音「ハン」、「ヤカル」と訓ず、游は游觀之所とあり、卽ち園囿等の游觀の場處をいふ、〔王且何利〕何は「イヅレ」と訓ず、「王何利」を前後に重ねて言ふは、其の決斷を促すなり、

○穰侯攻二大梁一、乘二北郢一、魏王且レ從、謂二穰侯一曰、君攻レ楚、得二宛穰一以廣レ陶、攻レ齊、得二剛博一以廣レ陶、得レ許

已燔、游已奪矣、而燕不救魏、魏王折節割地、以國之半與秦、秦必去矣、秦已去魏、魏王悉韓魏之兵、又西借秦兵、以因趙之衆、以四國攻燕、王且何利、利行數千里而助人乎、利出燕南門而望見軍乎、則道里近、而輸又易矣、王何利、燕王曰、子行矣、寡人聽子、乃爲之起兵八萬車二百乘、以從田文、魏王大說曰、君得燕趙之兵、甚衆且亟矣、秦王大恐、割地請講於魏、因歸燕趙之兵、而封田文、

【通釋】孟嘗君已に趙王の許諾を得て、更に又北の方燕に至り、燕王に見えて申すに、先日公子田嬰が嘗て燕魏兩王の交りを約して親交を結びたり、今秦は將に魏を攻めんと致せり、願はくは大王の之を救ひ給はんことをと、燕王の申すに、吾が國は歲熟せず、二年つゞけて不作なりし故、甚だ不如意の折柄、今又兵を數千里の遠方に出しやりて、魏を助くることは容易ならず、將に如何致せばよろしからんと、孟嘗君田文對へて曰く、御尤もでは御座りまするが、夫れ行くこと數千里にして遙々人を救ふことの出來るのは、此れ實に國の利益にて至極結構なることなり、何となれば今魏王は其の國の門を出でゝ敵軍を望見し、只自國の防禦に急にして、中々數千里を行きて人を助くることを致さんと欲しても、とても之を爲し得ず、而るに王は數千里を行きて人を助くるの餘裕が有らせらるゝは、まことに結構なることならずやとて、田文は燕王の出兵を望みたれども、燕王は尙未だ之を許さず、そこで田文の申すには、臣が王の御利益なる計策を王に效し申上げても、王は臣の忠計を御用ひなければ、臣は請ふ御暇申上げて歸途に就く

魏の兵よりも强きにはあらず、又魏の兵は能く趙の兵よりも弱きにはあらず、然るに趙の地はいつも歲歲危きこともなく、而して其の人民は歲々戰爭に死ぬ樣なることもなし、而して獨り魏の地は歲々に兵を受けて危く、其の人民も歲々戰爭に死ぬと申すは、如何なる理由によるや、是れ他にあらず、魏は西方秦に對して趙の掩蔽を爲すを以ての故なり、(趙の安泰なるは魏が其の屛障と爲りて秦を禦ぐによるをいふ)然るに今魏の危急を趙が救はざれば、魏は據所なく盟ひの血を秦に歃りて秦に降服致すべし、さうなれば魏の屛障がとれて、趙は直接强秦と境界を接することになり、隨ひて前に魏が受けしと同樣なる難儀を蒙りて、其の地も亦歲々に危く、其の民も亦歲歲に戰死致す樣に相成るべし、此れ文が大王の御爲を思ひて心配致す所以なりと、(卽ち魏を救ふは趙自らの爲になるをいふ)趙王乃ち之を許諾して、爲に兵十萬と車三百乘とを起して魏を救ふことを約せり、

【解義】「以其西爲趙蔽也」魏は趙の西に在り、卽ち趙の掩蔽となるなり、「魏歃盟於秦」歃は「スヽル」と訓ず、歃盟とは盟の血を歃ること、乃ち秦と媾和を爲すを謂ふ、

又北見燕王曰、先日公子嘗約兩王之交矣、今秦且攻魏、願大王之救之、燕王曰、吾歲不熟二年矣、今又行數千里而以助魏、且奈何、田文曰、夫行數千里而救人者、此國之利也、今魏王出國門而望見軍、雖欲行數千里、而助人、可得乎、燕王尙未許也、田文曰、臣效便計於王、王不用臣之忠計、臣請行矣、恐天下之將有大變也、王曰、大變可得聞乎、曰、秦攻魏、未能克之也、而臺

君之趙、謂趙王曰、文願借兵以救魏、趙王曰、寡人不能、孟嘗君曰、夫敢借兵者、以忠王也、王曰、可得聞乎、孟嘗君曰、夫趙之兵、非能强於魏之兵、魏之兵非能弱於趙也、然而趙之地不歲危、而民不歲死、而魏之地歲危、而民歲死者何也、以其西爲趙蔽也、今趙不救魏、魏歃盟於秦、是趙與强秦爲界也、地亦且歲危、民亦且歲死矣、此文之所以忠於大王也、趙王許諾、爲起兵十萬車三百乘、

【大意】秦、魏を伐つ、孟嘗君田文、魏王の爲に趙燕兩王を説きて援兵を出さしむ、秦恐れて和を請ふ、魏王因りて田文を封じて其の功を賞することを述ぶ、

【通釋】秦將に魏を伐たんとす、魏王之を聞き、夜中ひそかに孟嘗君を見て之に告げて申すに、今秦將に魏を攻めんとす、子、寡人の爲に謀ること如何、何かよき分別はなきかと、孟嘗君對へて申すに、秦が魏を攻むとも、諸侯の救援があらば國は存し保つことが出來申さんと、魏王曰く、それでは何とか諸侯の救援を得る樣に、寡人は子が御苦勞ながら行かるゝことを願ふなりと、其の仕送りを丁重にして、之が爲に車百乘を準備せられたり、因りて孟嘗君は直ちに趙に參り、趙王に謂ひて申すに、文願はくは王の御兵隊を拜借して、以て趙を救ひたう御座ると援兵を請ひたるに、趙王の申すに、寡人には兵を御借し申すことは出來ずと、之を斷られたり、孟嘗君申すには、夫れ敢て臣の御國の軍隊を拜借願ふは、以て王樣の御爲に忠を致すなりと、趙王の曰く、それは又如何なる故か、其の譯を承はることが出來ませうかと、孟嘗君の申すに、それは餘の儀にも之なし、夫れ趙の兵は能く

【大意】秦、趙をして魏を攻めしむ、魏乃ち人をして趙王に謂はしめて曰く、趙と魏とは密接の關係ありて、魏を攻むるはとりも直さず趙を亡ぼすの始めなり、昔し晉人が虞を亡ぼさんと欲して先づ虢を伐ちたり、それは虢を伐つは虞を亡ぼすの始めなればなり、故に晉の荀息が駿馬と璧とを以て道を假ることを虞に請ひたり、(虢を伐つには虞を通らざる可からず、故に通路を假りたるなり)而るに虞の臣宮之寄と申す者、道を假すの不可なることを虞公に諫めたれども聽かず、卒に晉に道を假したれば、晉人は虞を通りて虢を伐ち、虢を亡ぼして返りがけに虞を取りたり、故に春秋に之を書して以て虞公を罪せり、方今天下の國、趙より強きはなし、而して又其の上に齊を幷せて其の身方と爲す、故に秦は甚だ之を恐れ、秦王は賢明なる上に又聲望のある賢者が之を輔佐し、以て其の己に害あるものを除かんと圖れり、而して秦に取りて心腹の疾ひを爲す者は實に趙なり、故に目指す趙を取るに、先づ之と密接の關係のある魏を趙に伐たしめ、趙の力の疲るゝに乘じて趙を取らんとの計略なり、元來魏は趙の虢の如きもの、趙は魏の虞の如きものにて、互に唇齒輔車相救ふべき國柄なり、而るに今秦の言ふことを聽きて魏を攻めらるゝは、卽ち虞の爲を爲さるゝものにて、やがて自滅を招かるるに同じ、願はくは大王の之を熟計し給はんことをと、

【通釋】〔昔者晉人欲亡虞云云以罪虞公〕晉、道を虞に假り、虢を伐つの事は、左傳僖公五年に在り、罪虞公は、春秋僖公五年に、晉人執虞公と、杜預曰く、虞公貪璧馬之寶、距絕忠諫、稱人以執、同於無道於其民之例、所以罪虞也と、〔而幷齊〕幷は合なり、趙國の強きが上に齊と連合するを謂ふ、〔有聲者相之〕聲は名聲なり、名聲ある賢材を謂ふ、

○秦將伐魏、魏王聞之、夜見孟嘗君、告之曰、秦且攻魏、子爲寡人謀奈何、孟嘗君曰、有諸侯之救、則國可存也、王曰、寡人願子之行也、重爲之約車百乘、孟嘗

乃止、

【大意】魏王趙の奉陽君李兌の子を封ぜんと欲す、或人其の無益なるを說きて之を止む、

【通釋】趙の奉陽君李兌、魏に約して和親を結ぶ、魏王因りて其の子に封地を與へんとす、或人、魏王に謂ひて申すに、王は嘗て御自身に漳水を御渡りになりて、態々趙の邯鄲に朝せられ、葛薜陰成の地を御土產になされて、以て趙王の供養の邑と爲し給ひたれども、趙は根から王の御援けにもならず、無益に土地を御捨てになりたる樣なるものなり、それにも御懲り爲されず、今又其の子を河陽姑密に御封じなさるゝ御積りなるや、臣甚だ王の爲に御贊成申上げ兼ぬるなりと、魏王乃ち其の子を封ずることを止めたり、

【解義】〔葉陽君約魏〕吳師道曰く、葉卽奉之訛、李兌也と、趙策にも亦此の事あり、吳氏の說從ふべし、〔而趙無爲王有也〕有は所有の意にて、無爲王有は王の心のまゝならぬとの意なり、按ずるに、趙よりは、特に魏王の所有として土地を贈る無きを謂ふ、

○秦使趙攻魏、魏謂趙王曰、攻魏者、亡趙之始也、昔者晉人欲亡虞、而先伐虢、伐虢者、亡虞之始也、故荀息以馬與璧、假道於虞、宮之奇諫而不聽、卒假晉道、晉人伐虢、反而取虞、故春秋書之、以罪虞公、今國莫強於趙、而幷齊、秦王賢、而有聲者相之、所以爲心腹之疾者、趙也、魏者、趙之虢也、趙者、魏之虞也、聽秦而攻魏者、虞之爲也、願王之熟計之也、

【大意】秦、趙をして魏を攻めしむ、魏乃ち虞虢の故事を引きて、趙王に說くに魏を伐つは趙に害ある事を以てすることを述ぶ、

て第一の親交國と爲す旨を吹聽せしめ、どこまでも秦齊を相接近せしめざる樣に致し、齊兵が魏を伐たんことを秦に請ふや、臣又齊王に爭ふに死を以てして其の不可なるを諫めたるに、果して西趙に在る所の蘇脩に因りて、重ねて齊が魏を伐つことを止めたることの報告を得たり、此の如く臣は身命を賭し苦心焦慮して御國の御爲を圖るも、臣とても固より秦の權力の魏に重きを知らざるにあらず、强秦に反抗する事は甚だ危險なることも十分承知致し居れども、之を顧みずして敢てかく苦心して之を爲す所以のものは、全く大王足下の御爲を思うてのことなりと、

【解義】〔燕齊讐國也至以伐婚姻〕岡井叔皮曰く、關君長曰、燕一字句、以冒二齊秦一也、蘇秦曰、今燕雖二弱小一、卽秦王之少壻也、婚姻謂二之兄弟一、見二左傳一と、〔臣又偏事三晉之吏至從而下之〕韓餘爲は卽ち下の韓餘爲に同じ、爲の下宜しく、之の字を加へて看るべし、恐らくは脫せしならむ、蓋し韓は姓、餘爲は名なり、徒は猶輩の如し、鮑本、韓餘にて可と爲し、爲の字を下句に屬し、與爲二徒友一と注す、非なり、〔恐其伐秦之疑也至扮之〕疑は遲疑なり、秦を伐つことを遲疑するを恐るといふことなり、醜は惡なり、「ニクマル」と訓ず、扮音「フン」、鮑注に云く、扮拚也、握也、言レ合二諸國一と、岡井叔皮曰く、閔本標曰、扮疑、拚字誤、一本注云、扮當レ作レ拚、拚棄二己身一爲レ之、關曰、果然、言下拚二棄其疑醜一二者上、而爲レ之、彪按、扮拚也、說文握也、言　拚二得其疑醜二者一扮レ身、而不レ爲レ憂レ之也、關說指二疑醜一二者、是矣、然二者皆人之所二疑醜一者也、豈能焉得レ拚二棄之一乎と、〔游天下之語〕鮑注に游揄二揚之一とあり、卽ち揚言にて、俗にいふ吹聽なり、〔西因蘇脩重報〕蘇脩、邯鄲に在り、齊の西なり、故に西といふ、重は「カサネテ」と訓ず、

○[葉]陽君約レ魏、魏王將レ封二其子一、謂二魏王一曰、王嘗身濟レ漳朝二邯鄲一、抱二葛薜陰成一、以爲二趙養邑一、而趙無レ爲レ王有一也、王乃又封二其子河陽姑密一乎、臣爲レ王不レ取也、魏王

於秦扮之、請焚天下之秦符者臣也、次傳焚符之約者臣也、次使五國約閉秦關者臣也、奉陽君韓餘爲既和矣、蘇脩朱嬰既皆陰在邯鄲、臣又說齊王而往敗之、天下共講、因使蘇脩游天下之語、而以齊爲上交、兵請伐魏、臣又爭之以死、而果西因蘇脩重報、臣非不知秦權之重也、然而所以爲之者、爲足下也、

【通釋】燕國は、齊とは讐敵の國なり、而して秦とは兄弟の國なり、其の讐敵の燕齊二國を和合して、以て其の婚姻兄弟の國なる秦を伐つといふことは甚だ困難のことなれば、臣は之が爲に甚だ苦心仕りたり、古へ黄帝は涿鹿の野に戰ひたる時に豫ねて期待したる西戎の兵至らず、又禹王が三苗を攻めたる時にも亦期待したる東夷の民之に赴き援けず、故に讐敵の間柄なる燕と齊とを結合して婚姻の秦を伐つといふことは、黄帝と雖も難しとする所なり、而るに臣は燕と齊との甲兵を致し起して秦を伐つの加擔に入れたり、臣は又偏ねく三晉の吏及び奉陽君、孟嘗君、韓呡、周最、韓餘爲の徒に事へ、從ひて節を折り之に下りて其の心を取ることを力めたり、而してそれらの人々が秦を伐つの計を疑ひ、躕躇して斷行せざらんことを恐れ、因りて又臣は身自ら秦に惡まるゝことを爲して、一身を犧牲に致して之に從事せり、天下の秦符を焚き棄て秦と絕つことを請へる者は臣なり、次に又秦の符を焚くの約束を遍ねく天下に傳へたる者も臣なり、次に又五國をして相約して秦に通ずる關門を閉鎖せしめたる者も亦臣なり、奉陽君、韓餘爲は既に相和せり、而して蘇脩、朱嬰は既に皆陰かに來りて趙の邯鄲に在り、（共に秦を伐つの謀議を爲すなり）臣は又齊王に說きて、秦に往きて宋郭をして秦に合せしむるの策を敗らしめ、天下諸侯共に講和し、因りて蘇脩をして天下の評判を掄揚せしめ、魏は齊を以

レ資者也、而焉能免二國於レ患何、義矛盾矣、可レ謂二妄之又妄一耳と、安井仲平曰く、此明有二脫文一、鮑令上補二無字一、是也、令三足下一者、自下免二國於レ患者上言レ之也、鮑改レ足爲レ天、此下策不レ可レ行レ時之策、魏王安能無レ令下天下鬻以合中於レ秦哉、迂亦甚矣と、今案ずるに、高本に今足下に作る、鮑彪改めて無レ令二天下一に作る、固より無稽、從ふ可からず、息軒以て令の字は免二國於レ患者より言ふと爲すは稍可なり、但其の無の字を補ふを是と爲すは亦不可なり、且つ鬻之の二字、解なし、終に未だ瞶々を免れず、今足下鬻レ之は、魏王自ら上の謂はゆる天下を鬻ぐなり、即ち天下の說客策士を鬻ぐなり、上文に謂はゆる「如レ是人者、鬻レ王以爲レ資者」を鬻ぐなり、蓋し天下是より先き王を鬻ぎて以て自ら私利を計れるを、今や魏王其の術策に欺かれずして、斷然自ら計謀を定め、以て强秦と連合して相親しまむか、是れ天下の說客策士の裏を搔く計策なれば、故に鬻レ之と云へるなり、乃ち本文の意は此の如き計策は誠に是れ免二國於レ患者の計なるが、さて臣の非材何ぞ以てこれに當るに足らむやと、謙辭の間に其の大旨を微しく露はして云へるなり、當時秦の勢威魏を震懾せしめ、魏王惴々とし惟亡を救ふに遑あらず、故に客此の策を進め、魏王をして先づ自强を策し、以て秦と較敵すべくして然る後之と講和せしめむと欲するなり、國策文章本と是れ簡峭、後人粗心之を讀む、益解して益晦き所以なり、

燕、齊讎國也、秦兄弟之交也、合二讎國一以伐二婚姻一、臣爲レ之苦矣、黃帝戰二於涿鹿之野一、而西戎之兵不レ至、禹攻二三苗一、而東夷之民不レ赴、以二燕齊一伐レ秦、黃帝之所レ難也、而臣以致二燕甲一、而起二齊兵一矣、臣又偏事二三晉之吏、奉陽君孟嘗君韓呡周最韓餘爲徒、從而下レ之、恐二其伐レ秦之疑一也、又身自醜

と言ひて、自ら之が辯解を爲し、また天下の形勢がとても秦に對抗す可からずと見ば、先づ去りて秦に親しみ、秦を以て上交と爲し、以て自ら其の身を保重することを圖り務む、是の如きの人物は、是れ皆大王を賣りて以て己れの資と致す者なれば、何として能く御國を患難より救ひ免れしむることの出來やう筈は之れなし、眞實に御國の御ためを圖り、御國を患難より救はんとする者は、必ず上に申し述べたる上中下の三節の計策をよく窮め、其の得失を考へて、其の中の上計を行ひ、若し其の上計が不可なれば其の中計を行ひ、若し其の中計が不可なれば其の下計を行ひ、其の下計も不可なれば、則ち斷然秦と兩生せず、秦を斃すか自から斃るゝかの決心を堅く明かにして以て秦に對抗し、秦を殘傷し、秦をして我れに對して怨みもなく利もなく、惟其の自國の安全を圖ることを專念とするに至らしめて、我れに十分の威權を備へしめて、始めて大王足下をして此の勢力を賣り利用して秦に合せしむるは、是れ眞實御國を患難より救ふ者の計にして、萬全の策と申すべし、然れども是れ中々重大なることにして、臣の如き者の敢て其の任に當るところにあらず、さりながら願はくは大王足下の臣の申上ぐる所の計をよく／＼御吟味あらんことを、

【解義】「秦權重魏至不敢顯也」魏は秦を恐るゝこと甚し、故に秦の權力甚だ魏に重し、下の「臣非レ不レ知ニ秦權之重一也」の句に對す、傷は害なり、不ニ敢顯一とは公然之を爲さざるの意なり、「惟己之曾安」己は秦を謂ふ、曾は增と同じ、「今足下鬻之以合於秦是免國於患者之計也」是の句、正解は以て錯簡と爲し、前段末句の「而焉」の間に在るべしと爲し、鬻之を爲ニ客所一レ鬻と解し、「之に鬻らる」と讀ましむ、其說亦未だ強解を免れず、鮑本は「今足下」の三字を改めて「無令天下」に作る、岡井叔皮曰く、彪按、謂レ無レ令ニ天下之人相共賣一其國一以合ニ於秦一也、高本、令天作ニ今足一、無ニ無字一、鮑改レ之、是矣、關據ニ高本一曰、足下鬻レ之、猶レ鬻ニ於足下一、言三賣レ王合ニ於秦一、以爲ニ己之資一也、是客免ニ國於患之計如レ此、碕曰、令下足下鬻レ魏以合ニ於秦一者、蓋是免三魏國於ニ患難一者之計也、按二說竝以レ鬻爲ニ善事一、以レ合レ秦爲下免ニ國患一之計上也、是乃非ニ客之意一也、且與下上文如レ是人者、鬻レ王以爲

與國は身方同志の國即ち五國を指す、

秦權重魏、魏冉明熟、是故又爲足下傷秦者、不敢顯也、天下可令伐秦、則陰勸而不敢圖也、見天下之傷秦也、則先鬻與國而以自解也、天下可令賓秦、則爲劫於與國而不得已者、天下不可、則先去而以秦爲上交、以自重也、如是人者、鬻王以爲資者也、而爲能免國於患、免國於患者、必窮三節、而行其上、上不可、則行其中、中不可、則行其下、下不可、則明不與秦兩生、以殘秦、使秦皆無百怨百利、惟已之曾安、今足下鬻之、以合於秦、是免國於患者之計也、臣何足以當之、雖然願足下之論臣之計也、

【通釋】 秦の勢力は魏國に重く行はれ、又穰侯魏冉はよく魏國の情に明通精熟して居れば、少しにても秦に不利益なる事は乍ち秦に知れ渡れり、是の故に彼の策士説客の輩の大王足下の爲に秦を傷害せんと圖るものも秦の權勢と魏冉の明熟とを恐れて、敢て思ひ切りて明らさまに之を王に申上げざる次第なり、天下諸侯の形勢が秦を伐たしむべければ、陰かに之に秦を伐つことを勸誘して、敢て自ら其の表面に立ちて之を圖らず、又天下の秦を傷害するを見れば、則ち先づ其の與國を鬻ぎ賣りて罪を與國になすり付けて、而して自ら之が辯解を爲し、已れは之に關せざる如くに裝ひ、又天下の形勢が秦を擯斥せしむべきを見れば、陰かに天下に說きて之を擯斥せしめ、而して與國に劫迫せられて已むことを得ず之を爲したり

此の言を聞きて、竊かに大王（魏王を指す）の爲に御氣の毒に思ひ居れり、何となれば秦は必ず此れと同樣の手段を大王に對しても之を用ひて、又必ず大王を劫かして以て地を求め、已に地を得れば、又力を以て王を攻め、其の上に又必ず王に申し入れて、王をして齊を輕んじ疎んぜしめ、齊魏の交り已に惡しくなれば、又將に齊を秦に收め合して、以て更に王に求むる所あらんとす、畢竟秦は魏を滅ぼさゞれば止まざるべし、秦は嘗て此の手段を楚に用ひたり、又嘗て此の手段を韓に用ひたり、故に願はくは大王の深く之を御熟計ありて、うかと秦の口車に御乘りになられぬ樣に遊ばさるべし、秦が魏に對し好意を表するとも、其の內情は實に測り知る可からざるのみ、右申上ぐる如き次第故に、大王の御爲に計るに、秦を伐ちて其の勢力を挫ぎてしまふことが出來れば、それが何よりの第一上策なり、其の次は、秦を擯斥して交通せず、仲間はづれになさることなり、又其の次は、五國從約を堅く結びて、而して秦と佯り和を講じ、與國同志はどこまでも結合を堅くして、決して相讐することなき樣に致すことなり、此の如くして秦を滅ぼすこと能はざるときに、秦を孤立の地位に置きて其の暴力を沮止することをせずば、若し秦齊相合して我れに臨まん時は、王の御國も最早如何とも致し方のなきことに相成るべし、それ故に王願はくは臣の申上ぐることを御聽き入れになりて、必ず秦と講和などを遊ばされぬ樣になさるべし、

【解義】〔五國伐秦〕是れ成皐の役を指す、已に趙策に見ゆ、〔謂魏王曰〕說客の姓名を逸す、鮑彪曰く、此非蘇代不能也と、吳師道も亦以て蘇代と爲す、前に出づ、〔服宋之强者大國也〕大國、姚本、鮑本皆六國に作る、前後を考ふれば大國可なるに似たり、字形相似たるを以て或は誤るなり、大國は齊を指す、〔請剛柔而皆用之〕剛柔は猶緩急といふが如し、齊の取る手段に就ていふ、之を宋に屬して說くは不可なり、鈴木文臺曰く、言剛亦伐柔亦伐、不滅則不置也と、〔欺之不爲逆殺之不爲讐者也〕宋王偃暴虐無道にして、當時桀宋の目あり、故に之を欺くも殺すも別に罪惡と爲らずとの意なり、〔期於啗宋而已矣〕啗「クラフ」と訓ず、併吞することなり、〔其次賓秦至無相讐也〕賓は擯に通ず、擯斥なり、詳は佯に通ず、「イッハル」と訓ず、

索於王、秦嘗用此於楚矣、又嘗用此於韓矣、願王之深計之也、秦善魏、不可知也已、故爲王計、太上伐秦、其次賓秦、其次堅約而詳講、與國無相讎也、秦齊合、國不可爲也已、王其聽臣也、必無與講、

【大意】齊王、秦王に共に宋を伐たんことを請ふ、秦王之を許す、魏王、齊秦の合するを恐れ、和を秦に講ぜんとす、或人、魏王に說くに、秦の情僞測るべからず、故に秦に和するの不可を以てし、爲に三策を陳じ、從約を堅くして秦を伐つの最も得策なるをいふ、吳師道曰く、按、趙策五國伐秦章、蘇代說奉陽君云云、中有與此章出入者、知此必代之辭也、三策並陳、上則伐之、中則擯之、下則媾之と、

【通釋】五國連合して秦を伐ち、竟に功なくして兵を引き揚げたり、其の後に齊が宋を伐たんと欲したるに、秦が之を禁じ邪魔を入れたれば、齊は宋郭を秦に遣りて、秦と合同して宋を伐つことを秦王に請はしむ、秦王之を許諾せり、魏王之を聞き、齊秦の合同を畏れて、秦に講和せんと欲したり、是に於て或人、魏王に謂ひて申すに、承はる所に據れば、秦王が齊の使ひ宋郭に謂ひて申すに、宋の城を分ち取り、宋の强國を屈服せしめし者は大國卽ち御國なり、又宋の疲弊に乘じて王（齊王を指す、下同じ）と利得を爭ふ者は楚魏なり、請ふ王の爲に楚が魏を伐つことを禁じ止めずして楚魏相爭はしむべければ、其間に乘じて王獨り宋を擧げ取らるゝが宜し、王の宋を伐たるゝ手段は、請ふ剛柔孰れなりとも皆王の御存分に御用ひなさるがよろし、宋の如き惡逆無道なる者は、之を欺きても欺く者を逆となさず、之を殺しても殺す者を讐となさざる者にて、實に天地に容れざる罪惡あれば、王之と講和等を爲されずして、其の地を取らるべし、既に地を得られなば、又力を以て之を攻め、なんでも宋を啗ひ竭すことを目的とせらるべきのみと、斯樣に秦王が宋郭に申されたと申すことなり、臣

れば、魏乃ち之を伐ちて、其の地を取り廣げることを得べしと、

【解義】〔蘇代拘禁於魏〕燕王噲が其の臣子之に王位を讓りて燕國が亂れたるは、本と蘇代が子之の爲に噲を欺きしに因る、故に燕人、代を罪せむとし、代懼れて燕を去れり、其の事史記に見えたり、又燕策及び史記に據るに、魏爲レ燕執レ代、齊爲三人謂二魏王一曰、云々、於レ是出二蘇代一之レ宋とあり、〔封涇陽君而秦不受也〕吳師道曰く、正義云、涇陽君秦王弟悝也、齊蘇子告二秦兵一伐レ宋、以封二涇陽君一、然齊假二設此策一、以救レ代と、許應元曰く、宋是時未レ下、請三以レ宋封二涇陽一、言三爲レ秦伐取レ之、以爲二涇陽奉邑一、亦設言也、時涇陽方貴用レ事と、

○五國伐レ秦、無レ功而還、其後齊欲レ伐レ宋、而秦禁レ之、齊令二宋郭之一レ秦、請二合而以伐一レ宋、秦王許レ之、魏王畏二齊秦之合一也、欲レ講二於秦一、謂二魏王一曰、秦王謂二宋郭一曰、分二宋之城一、服二宋之強一者、大國也、乘二宋之敝一、而與レ王爭得者、楚魏也、請爲レ王毋レ禁二楚之伐一レ魏也、而王獨擧レ宋、王之伐レ宋也、請剛柔而皆用レ之、如レ宋者、欺レ之不レ爲レ逆、殺レ之不レ爲レ讎者也、王無レ與二之講一以取レ地、既已得レ地矣、又以レ力攻レ之、期レ於レ啗レ宋而已矣、臣聞二此言一、而竊爲レ王悲、秦必且レ用二此於一レ王矣、又必且レ劫レ王以求レ地、既已得レ地、又且レ以レ力攻レ王、又必謂レ王、使二王輕一レ齊、齊魏之交已醜、又且レ收レ齊以更

氏閉關而不通、齊使蘇厲爲之謂魏王曰、齊請以宋地封涇陽君、而秦不受也、夫秦非不利有齊、而得宋埊也、然其所以不受者、不信齊王與蘇代也、今秦見齊魏之不合也、如此其甚也、則齊必不欺秦、而秦信齊矣、齊秦合、而涇陽君有宋地、則非魏之利也、故王不如復東蘇代、秦必疑齊而不聽也、夫齊秦不合、天下無憂、伐齊成、則地廣矣、

【大意】魏、燕の爲に蘇代を拘抑す、齊王乃ち蘇厲をして魏王に説くに、蘇代を拘するは齊秦相合するの地を爲すものにして、魏の不利益なる故に、蘇代を解放して秦齊相疑はしめ、以て魏の利益を圖るべきを述ぶ、

【通釋】蘇代が燕の子之の亂より燕を去りて魏を過ぎたるに、魏は燕の爲に之を抑留拘禁したり、蘇代脱走して齊に之かんと欲したるに、魏氏は關門を閉ざして之を通さず、齊王因りて蘇代の弟蘇厲をして蘇代の爲に魏王に謂はしめて申すに、齊が嘗て宋を滅ぼし、其の地を以て涇陽君を封ぜんことを請ひたれども、秦王は之を承引なかりき、其の故は、秦が齊を身方にして、其の上に宋の地を得ることを利益とせざるにあらず、然れども其の之を受けざる所以の者は、齊王と蘇代とを信用せざるがためなり、今秦が齊と魏との間の不和合なること此の如く甚しきを見ますれば、齊は必ず秦を欺かざるべしとなして、秦は必ず齊を信ぜん、愈〻齊秦相合して、涇陽君が宋の地を所有する樣になれば、甚だ魏の不利益になることなり、故に王は蘇代の拘禁を解かれて、蘇代をして復東齊に歸らしむるに如かず、左樣致せば、秦は必ず相替らず齊を疑ひて齊の申し出でを聽かざるべし、齊秦相合せずんば天下は無事にして憂へなく、齊孤立す

の手形が秦に破毀されて、王復秦の違約を御詰責遊ばさるべき證據が無くなるべし、故に今暫く臣の罪を御容赦下し置かるれば、臣は是れより直ちに秦に參り、王の爲に約束履行を秦に責めて、是非履行致させる樣に仕るべしと、魏王之を聽す、芒卯乃ち秦に參り、秦王に謂ひて申すに、魏が長平、王屋、洛林の地を秦に獻ぜし所以の者は、全く以て大王の御援兵を下し得て、東の方齊を擊たんと欲するの意あるがためなり、而るに今地已に秦に入りたるに、どうあつても御出兵を御聽き下されずば、魏王必ず怒りて臣を殺さん、則ち臣は死人なり、（暗に芒卯死すれば秦の爲に魏に在りて便宜を圖るものなきをいふ、上の「爲二之中一者」の句を合せ考ふべし）臣の死は固より辭する所にあらざれども、然しながら之に懲りて今後山東の士人は復再び利を以て王樣に事へ奉るものは無くなることで御座りませうと、秦王之を聽き、懼然と驚きあわてゝ申すに、決して他意ありしにあらず、敝國に少々取込み事がありしため、甚だ延引致して未だ兵を差下す間がなかりしなり、是れより直樣兵を出し、卿に隨從せしめんと、其の後十日にして秦の援兵至りたれば、芒卯は因りて秦魏の兵を合せ之に將として、以て東の方齊を伐ち、地を取り啓くこと二十二縣に及べり、

【解義】（未有爲之中者也）中とは己れの腹心の者を他國に置きて、其の國情を探り、内應を爲さしむる者をいふ、（長平）平鮑注に羊に作る、汝南に屬すとあり、（王屋）鮑注に在二河東垣縣東北一とあり、（洛林）鮑注に卽蘇代所レ謂林中、河南宛陵林鄕也とあり、（爲魏之司徒）司徒は政敎を掌る官なり、元と周の官名なれども、戰國の時には諸侯皆之を用ふ、（攘地必遠矣）攘は字書に郤也とあり、「ハラフ」と訓ず、齊語に西征攘二白翟之地一とあり、攘地は其の地の人を擊ち攘ひて土地を取ること、遠は廣大の意なり、（契折於秦）契は劵なり、手形なり、折は破毀なり、（懼然）懼音「カク」、驚也、又遽也とありて、驚きあわつる貌なり、鮑本、懼然に作る、（國有事未澹下兵也）澹贍通ず、「タル」と訓ず、鈴木文臺曰く、漢書食貨志、猶不レ足三以澹二其欲一、註云、古與レ贍通と、

○蘇代拘レ於レ魏、欲二走而之一レ齊、魏

秦兵不可下、臣則死人也、雖然、後山東之士、無以利事王者矣、秦王懼然曰、國有事、未澹下兵也、今以兵從、後十日、秦兵下、芒卯幷將秦魏之兵、以東擊齊、啓地二十二縣、

【大意】 芒卯、秦王に說き、已れを魏の司徒たらしめ、又魏王に說きて、長平、王屋、洛林の地を秦に獻ぜしめ、秦兵を借り魏兵を幷せ齊を伐ち、魏の爲に齊の二十二縣を取ることを述ぶ、

【通釋】 芒卯が秦王に謂ひて申すに、王樣の御家來には未だ諸侯の中に居りて秦の爲に便宜を計るものが御座りませぬが、臣承りまするに、賢明なる君王は諸侯の中に我が股肱の人を置きて、萬端其の者の見込みに從ひて事を致す故に萬事都合よく參るなりと、今大王の魏に對して欲し望まるゝ所の者は長平、王屋、洛林等の土地なり、王樣に於かせられて若し能く臣を魏の司徒の官に御就け下さらば、臣能く魏をして其の土地を王樣に獻上せしむるやうに仕るべしと、秦王喜びて之を諾して曰く、善しと、因りて芒卯を任じて、以て魏の司徒と致したり、芒卯乃ち魏王に謂ひて申すに、王の（魏王を指す）常に御心配遊ばさるゝ所は土地なり、而して秦の魏より取らんと欲する所の者は長平、王屋、洛林の地なり、故に今王其の地を王に獻じ給はゞ、秦王は之に滿足して土地は御心配のことなく安泰なるべし、然る上は王因りて秦に請はれて秦の援兵と魏兵とを併せ下して東の方齊を伐たるれば、地を取らるゝこと必ず遠く廣大ならんと、魏王之を聽きて亦承諾して曰く、善しと、因りて長平、王屋、洛林の地を秦に獻じて其の出兵を待ち居たるが、地が秦の手に入りて既に數月になりたれども、秦は應援の兵を出さず、魏王之を怪しみ芒卯に謂ひて申すに、卿の言に從ひて地を秦に獻じたるが、今地秦に入りて已に數月を過ぎたるに秦兵の下らざるは何故なりやと、芒卯對へて申すに、如何にも恐縮の至りにて、臣は實に死罪あり、如何なる御仕置きに遇ふも苦しからず、然しながら今臣死せば、秦と約束

し後のことなれば、今は外に致し方もなく、已に秦を怒らし又重ねて魏を怒らさんことを恐れ、遽かに五城を割きて以て和を魏に請ひ、魏に合して而して秦に對抗せり。

【解義】〔芒卯〕姚注に云く、淮南子注、孟卯齊人也、戰國策作芒卯と、〔夫鄴寡人固刑弗有也〕固は故なり、「モト」と訓ず、姚注に云く、刑一作形、鮑注云、形猶勢也と、李陰曰く、古形刑通と、正解に固刑は計固に作るべしと云へり、〔趙王恐魏承秦之怒〕承は續なり、關君長曰く、承猶續也、言秦怒趙之絶好、今又惡魏、則魏亦續秦以怒趙也と、

○芒卯謂秦王曰、王之士未有爲之中者也、臣聞明王不背中而行、王之所欲於魏者、長平王屋洛林之地也、王能使臣爲魏之司徒、則臣能使魏獻之、秦王曰、善、因任之以爲之司徒、謂魏王曰、王所患者、上地也、秦之所欲於魏者、長平王屋洛林之地也、王獻之秦、則上地無憂患、因請以下兵東撃齊、攘地必遠矣、魏王曰、善、因獻之秦、地入秦數月、而秦兵不下、魏王謂芒卯曰、地入已數月、而秦兵不下何也、芒卯曰、臣有死罪、雖然、臣死、則契折於秦、王無以責秦、王因赦其罪、臣爲王責約於秦、乃之秦謂秦王曰、魏之所以獻長平王屋洛林之地者、有意欲以下大王之兵東撃齊也、今地已入、而

魏承秦之怒、遽割五城、以合於魏而支秦、

【大意】 秦趙相約して魏を攻む、芒卯、魏王に說き、張倚を趙に遣はし、鄴を趙に與ふる約を爲して、趙をして秦に絶たしめ、而して鄴を秦に與へず、趙已むことを得ず、反りて五城を割きて魏に和を請ふことを述ぶ、

【通釋】 秦と趙と相約して魏を伐たんと致したれば、魏王、甚だ之を患ふ、芒卯、魏王に謂ひて申すに、王御心配遊ばさるゝに及ばず、臣請ふ張倚を發遣して、よき樣に取計らひ申さんと、乃ち張倚を遣はし趙王に謂はしめて申すに、夫れ鄴は寡人に於ては固と形勢上所有の出來がたき土地なれば、今大王秦を收めて秦と共に敝邑魏を攻めらる、寡人請ふ鄴を以て大王に獻上仕らんと、趙王之を聞きて大に喜び、相國卽ち宰相を召して之に命じ相談して申すに、魏王は鄴を獻じて之を以て寡人に事へんと請ふ、是れ寡人をして秦と絶交を爲さしむるなり、其の利害如何と、相國對へて曰く、今秦を味方に收めて魏を攻め戰ひに勝ちても、其の利益は鄴を得るに過ぎず、而るに今一兵を用ひずして鄴を得ることなれば、請ふ魏の請ひを許さんと、乃ち張倚に此の旨を傳へて其の請ひを許せり、張倚因りて趙王に謂ひて申すに、敝邑の吏、鄴の城を王に致さんとする者、已に鄴に參りて御引渡しの用意をとゝのへ居れば、何時にても鄴を御引渡し申上ぐべし、而して大王は將に何を以て此の御返禮有らせらるゝやと、(暗に秦に絶つことを促すなり)趙王因りて直ちに關を閉ぢて秦の交通を絶ち、是れに由りて秦趙大に中惡しくなりたり、趙王は約束の鄴を受取らんとて使者を魏に遣はしたるに、芒卯之に應接して申すに、敝邑魏國が大王「趙王を指す」に事ふる所以の者は他の故ならず、全く鄴を完うして失はざらんがためなり、鄴は敝邑に取りては至りて大切なる土地にして手離すことの出來ぬものなり、然るに今鄴を貴國に進上すべしと申上げたるは、全く使者一己の量見に出でたることにて、是れ使者の過失なり、卯に於ては露ばかりも知らざる所なりときつぱりはね付けて取合はざりしかば、使者歸りて其の事を趙王に報じたるに、趙王は已に秦に絶ち

て、而して秦の申し出でを聽きて愈、講和を爲すべしと、斯樣に言ひ觸らさしむれば、元來周君、竇屢、奉陽君の三人は、秦の穰侯とは互に其の首を奪ひ合はんとする所の深仇なれば、今講和を行ふ使者は竇屢なり、講和に就きて、土地分割の權を握るものは奉陽君なり、此の事を秦の太后が聞かるれば、其の講和の事が己れの弟なる穰に因らずして其の仇なる人によりて成立することを恐れ、之を破壞せんと欲して、必ず少しの分割を以て合和を王に請ひて、東周と魏とに講和致すに違ひなしと、

【解義】〔乘勝而留於境〕此の句、本と「魏令公孫衍」の下にあり、今正解の説に依りて改む、〔與竇屢關內侯〕屢音「リヨ」竇は姓、屢は名、鮑注に魏人とあり、關內侯は爵の名、説既に秦策に見えたり、吳師道曰く、關內侯之稱、不獨起於秦と、〔貿首之仇也〕貿は貿易の貿にて、交換の意味なり、岡井叔皮曰く、言雖失我首、欲得彼首者、乃若貿易其首然也、猶樊於期之於秦王と、〔請合於王〕王は魏王を指す、

○秦趙約而伐魏、魏王患之、芒卯曰、王勿憂也、臣請發張倚、使謂趙王曰、夫鄴寡人固刑弗有也、今大王收秦而攻魏、寡人請以鄴事大王、趙王喜、召相國而命之曰、魏王請以鄴事寡人、使寡人絕秦、相國曰、收秦攻魏、利不過鄴、今不用兵而得鄴、請許魏、張倚因謂趙王曰、敝邑之吏效城者、已在鄴矣、大王且何以報魏、趙王因令閉關絕秦、秦趙大惡、芒卯應趙使曰、敝邑所以事大王者、爲完鄴也、今效鄴者、使者之罪也、卯不知也、趙王恐

聽於秦之少多、然而臣能半衍之割、而令秦講於王、王曰、奈何、對曰、不若與竇屢關內侯、而令趙王重其行、而厚奉之、因揚言曰聞周魏令竇屢以割魏於奉陽君、而聽秦矣、夫周君竇屢奉陽君之與穰侯、貿首之仇也、今行和者、竇屢也、制割者奉陽君也、太后恐其不因穰侯也、而欲敗之、必以少割、請合於王、而和於東周與魏也、

【大意】　秦、東周を敗り、進みて魏に迫る、魏王、公孫衍をして講和を爲さしめんとす、或人、竇屢の爲に魏王に說くに、竇屢を遣はせば、公孫衍を遣はすよりも魏の損失を少くして講和の成立すべきを以てすることを述ぶ、

【通釋】　秦既に東周を敗り、進みて魏を攻め、魏と伊闕に戰ひ、犀武を殺し、勝に乘じて其の兵を魏の國境に留め、以て魏を威嚇せり、魏因りて公孫衍をして、辭を卑くし、土地を割きて、以て秦に講和を歎願せしむ、而るに或人、竇屢の爲に魏王に謂ひて申すに、大王、今講和談判の御使に公孫衍を御遣はしになる由を承はりたれども、臣は公孫衍が秦の請求を聽く程度の多少を承知仕らざれども、何れ秦の言ひなり次第に從へば少きことはあるまじと存ずるなり、而るに今臣は能く公孫衍が秦に分割する所の半分にて秦に講和を承諾せしむるの策ありと、魏王の申すに、それは如何なる方法なりやと、或人對へて申すに、それは餘の義にあらず、王先づ竇屢に關內侯の爵を與へられ、之を講和の御使者に仰付けられ、而して又趙王をして竇屢の秦に之くに就きて其の行を重んじ、手厚く之が仕送りを爲さしめ、因りて人をして揚言せしめて曰く、聞く所によれば、周と魏とは此の度竇屢をして魏の地を割くの全權を趙の奉陽君に委任し

所ニ以不レ伐ニ强國一也と云へり、〔藍田鄢郢〕皆楚の地、既に楚策に見えたり、

○魏秦伐レ楚、魏王不レ欲、樓緩謂ニ魏王ニ曰、王不ニ與レ秦攻レ楚、且ニ與レ秦攻レ王、王不レ如下令ニ秦楚戰、王交制上レ之、

【大意】本章は樓緩が魏王に勸めて秦と與に楚を伐たしむるを述べたり、

【通釋】魏と秦と合して楚を伐たむとするに、魏王は之を欲せず、樓緩魏王に申して曰く、大王は秦と與に楚を攻め給ふを欲し給はずと承れど、宜しき御計らひとも存せず、若し伐ち給はずんば、楚は秦と合して御國を伐ち申すべし、故に大王には秦楚兩國をして戰はしめて、交〻之を制御し給ふに勝ることあるべからずと申す、蓋し强ひて秦に合して楚を伐つべきを勸めて、秦の爲に計れるなり、

【解義】〔王交制之〕鮑注に緩時爲ニ秦計耳、故明年相レ秦と見えたり、本章は高本には穰侯攻ニ大梁一章に連ねたり、

○魏下

昭王

名は遬、哀王の子、其の元年は卽ち周の赧王の二十年丙寅なり、○「予曩に本書講述中、疾病に罹りたるを以て、齊策以下他手をして代草せしめたるに、本篇以下更に別手の續成を要する事となり、講述の體例隨ひて多少の變動あるを免れざりしは頗る遺憾なれども、亦誠に已むを得ざるに出づ、但其の校訂删補は予親しく從事せり、讀者幸に之を諒せよ、藻洲誌す」

○秦敗ニ東周一、與レ魏戰ニ於伊闕一、殺ニ犀武一、〔乘レ勝而留ニ於境一〕魏令下公孫衍請レ卑レ辭割レ地、以講中於秦上、爲ニ竇屢一謂ニ魏王一曰、臣不レ知ニ衍之所一ニ以

以爲武教、得密須氏、而湯之服桀矣、

【大意】本條は南方楚を伐つの勝れるを說くを述べたり、

【通釋】臣内々大王の御爲に計るには、南方に向ひて楚を伐つに勝ることあるべからずと存ず、彼の國は其の兵强からず、又遠方なれば諸侯も之れを救ふこと能はず、かくて秦の地は廣大にすべく、國の物資は饒にすべく、兵力は强くすべく、君威は尊嚴にすべきなり、大王には殷の湯王が夏の桀王を伐ちしことを聞き給はざるか、先づ其の弱くして必ず味方の勝ちぬべき密須氏に兵を用ひて以て敎練を爲し、而して密須氏を手に入れ然る後に强き桀王の國を征服することの疑ひなきを知り給へるにあらずや、

【解義】「南出事於南方」正解に南方謂楚也と見え、又岡井彪曰く、按　南出之南恐衍　と云へり、「必能救」必の上、鮑注不の字を補へり、吳注に必字恐　當作不と見えたり、正解亦吳注に從へり、「地可廣」鮑注に言秦地と見えたり、「試之弱密須氏」試之の下に於の字を加へて看るべし、吳注に密姞姓國、在今寧州、史周紀、西伯伐密須、詩所謂密人不恭者也、此誤以爲湯と云へり、「湯之服桀矣」關修齡曰く、之字婉句、言　得弱而後能服强也と云へり、

今秦國與山東爲讐、不先以弱爲武教、兵必大挫、國必大憂、秦果南攻藍田鄢郢、

【大意】本條は或人の說に從ひて秦が楚を伐つことを述べたり、

【通釋】今や秦國は山東諸侯と怨みを積みたる多年の仇敵たり、故に先づ秦よりは弱き楚を伐ちて武の敎練を爲し給ふべし、若し遲疑し給はむには、兵力必ず大に挫けて國家には必ず大なる苦勞を生ずべし、秦は斷然決心したる所やありけむ、上書者の案のごとく南に兵を出して藍田鄢郢の地を攻め立てたり、

【解義】「今秦國云々」高本、欲の字國に作れり、「先以弱云々」弱は楚を謂ふ、「兵必大挫」關修齡曰く、秦

ては其の尾來りて救ふ、若し其の中腹を擊てば首と尾と一緒に來りて之を救ふといふ、今梁は山東の脊に當れり、元來秦が梁を攻むるは、山東の要處たるを視て之を伐つは實は山東の脊を切斷するものにして、これを蛇に比すれば首尾倶に救ふの時なり、山東諸國が若し梁の亡ぶべき形跡あるを見ば、必ず恐れを懷くべし、恐れを懷かば、必ず大決心を以て堅く合同すべし、山東は弱しといふとも團結すれば術強くあり、されば秦の大なる苦勞となることは近き內に起り來ぬべし、

【解義】〔梁者云々〕鮑注に腰人身之中と見え、又闕修齡曰く、愚謂、後謂山東之脊、恐非人身之腰、蓋言樞要之地と云ひ、正解に要腰同と見えたり、一本に腰に作る、〔有蛇於此〕鮑注に兵法所謂率然と見え、又見孫武書及李靖問答と見えたり、今按ずるに、孫子の九地篇に曰く、故善用兵者、譬如率然、率然者恆山之蛇也、擊其首、則尾至、擊其尾、則首至、擊其中、則首尾倶至と、鮑吳の謂はゆる率然とは卽ち是れなり、〔今梁者云々〕高本に今梁王天下之中身也に作る、〔是示至之脊也〕示の字疑ふ可し、正解に曰く、當作刺と、又曰く、天下の下、疑ふらくは之の字を脫す、秦策に斷齊秦之要、絕楚魏之脊と云へると文意正に同じと云へり、碕允明曰く、言梁地於天下、當其腰也、於山東諸國、當其脊也、是以天下喩人身也、夫秦攻梁者、是視梁之爲天下之腰而伐之、實斷切山東之脊、則蛇勢相救之時也、恐秦不利也と、岡井彪曰く、按前後文、山東要、天下脊、山東脊、天下要、皆互文言之也、天下山東無大異、則要脊亦是無大異、可以知耳、但要就首尾言也、脊就左右言也、斷字蓋錯誤、移置示下、則義稍明順と云へり、〔見亡必恐〕正解言　諸侯見魏有亡形、則必恐及己也と見えたり、〔必大憂〕正解に必大憂疑　當作大憂必と見えたり、

臣竊爲大王計、不如南出事於南方、其兵弱、天下必能救、地可廣、國可富、兵可強、主可尊、王不聞湯之伐桀乎、試之弱密須氏、

井彪曰く、彪按、策云皮氏、云汾北、云河東、皆一也、按地圖、皮氏在汾水之北、河東之地也と云へり、

○獻書秦王曰、臣竊聞大王之謀出事於梁、謀恐不出於計矣、願大王之熟計之也、

【大意】本章は或人魏の爲に書を秦王に獻じて楚を伐つべきを説くを述べたり、

【通釋】或人、書を秦王に獻じて申す者あり、曰く、臣内々に承はるに、大王には軍勢を出して梁に向ひて攻撃せられむとすと承はる、恐らくは是れは然るべき御謀とも存じ奉らず、願ふことは大王には能く能く御思案ありて謀を變へさせられむことを願ふ所なりといふ、

【解義】「出事於梁」鮑注に謂攻之と見え、又正解に事如有事於顓臾之事、謂攻伐也と見たり、「謀恐云々」正解に不出於計、謂不出於王計慮、故云と見え、又岡井彪曰く、按　計慮也、與下熟計之計同、言恐非秦王之慮也と云へり、「熟計之也」正解に熟計之、以攻梁爲不可也と見えたり、

梁者、山東之要也、有蛇於此、擊其尾、其首救、擊其首、其尾救、擊其中身、首尾俱救、今梁者、天下之中身也、夫秦攻梁者、是[示]天下[之]要、斷山東之脊也、是山東首尾皆救中身之時也、山東見亡必恐、恐必大合、山東尙强、臣見秦之必大憂、可立而待也、

【大意】本條は魏は天下の必ず救ふべき國柄なれば魏を伐つの秦の大憂なるべきを述べたり、

【通釋】惟ふに魏の國は山東の腰に當れる所なり、今譬喩を以て申さむには、此に蛇ありとせむに、今其の蛇の尾を擊てば其の首來りて救ひ、又其の首を擊

尊公にはまづ魏の和睦を控へて暫く決せしめず、先づ使者を以て樓子に言はしめ給へ、其の言は、貴下は能く汾北の地を以て我れに與へ給はむか、若し與へ給はゞ、吾れは進みて楚に合して齊を排斥して以て貴下を重くすべし、此れは吾が自由に爲し得る所の事なりと、かく言はせ給はゞ、樓子は此の事を承はりて、悅びて楚王と必ず至急に其の事を實行すべしと信ず、

【解義】〔樓庳云々〕吳注に此二語、當時事情也と見えたり、〔按魏之和〕吳注に、按止也と見え、關修齡曰く、此公指レ疾也、按　蓋言下按ニ其兩端一而令上レ當レ之と云ひ、正解に按控也、謂レ不ニ急和一也と見えたり、〔此吾事也〕正解に猶レ言ニ此吾任也一と見えたり、今按ずるに、吾が得て爲すべき事なるを謂ふ、暗に己が秦に重きを成せるを示すなり、〔必疾矣〕鮑注に言下應レ之速上と見えたり、

又謂ニ翟子一、子能以ニ汾北一與レ我乎、必爲下合ニ於齊一外上レ楚以重レ公也、翟強與ニ齊王一必疾、是公外得ニ齊楚一以爲レ用、內得ニ樓庳翟強一以爲レ佐、何故不レ能レ有ニ地於河東一乎、

【大意】前條を承けて翟子に對する策を言へり、此の策本來樓子の爲に計りて、今又翟強をして樓子と競爭せしむる策を樗里子に說けるは、蓋し策士の意は、樓子をして必ず己が說に聽從せざること能はざるの決心を爲さしめむがためなり、

【通釋】さて又御使者もて別に翟強に告げ給へ、其の言は、貴下若し能く我れに汾北の地を與ふるや否や、若し與へられば、必ず齊に合して楚を排斥して貴公を重んずるやうにすべしと言はしめ給へ、さすれば翟強は此の事を承はりて悅び、齊王と一致して必ず至急に此の事を實行せむ、是の如くならば、尊公は外には齊楚を手に入れて御身の道具となし、又內は樓庳、翟強の兩人を從へて手足の佐となし給はむには、いかで河東の地を得給はぬことのあるべきか、必ず得給ふに至るべしと說きぬ、河東は皮子なり、

【解義】〔內得樓庳〕鮑注に主レ魏言レ之、故言レ內と見えたり、〔何故云々〕河東は卽ち皮氏の地を謂ふ、岡

とする者なり、又楚王は魏が樓子を用ひずして楚に和睦せず、翟强をして和睦を齊と秦とになさしめしを怒りて其の爲に憤怒の氣色、顏色に見はれて今や已に魏との國交を絶たれぬ、因りて魏王は不日滅亡にやならんと懼るゝなり、

【解義】〔樓廩云々〕吳注に廩字書無此字、韓策作鼻、即廩也、策又有管鼻之令、翟强與秦事云云、與此事合、疑樓廩即管鼻也と見えたり、〔欲講攻於齊〕鮑注に言欲講攻秦皆於我、夫魏求救欲講而已、齊兼言攻、故言主兵と見え、又正解に欲講攻於齊、言欲和秦與攻之、皆由齊之所令、齊王之言如是、是主兵之辭也、惟主兵而已、不救其難也と見えたり、今按ずるに、講は和なり、一に媾に作る、〔主兵之辭也〕主兵は兵に主たる者即ち同盟軍の總帥を謂ふ、主兵之辭とは、齊王の强を恃みて魏を侮蔑せる狀を謂ふ、〔是弗救也〕齊王妄りに自ら尊大にして、魏の急難を救ふに意無きことを云へるなり、〔怨顏云々〕正解に怨顏怨見於顏色也と見えたり、〔魏王云々〕鮑注に以有亡形而懼と見え、關修齡曰く、齊不救、楚絶交、故有亡形と云へり、

翟强欲合齊秦、外楚以輕樓廩、樓廩欲合秦楚、外齊以輕翟强、公不如按魏之和、使人謂樓子曰、子能以汾北與我乎、請合於楚、外齊以重公也、此吾事也、樓子與楚王必疾矣、

【大意】此れ前述を顧みて、當時翟樓の兩人各ゝ齊楚の兩國を秦國に合親せしめむと熱中すれば、秦に於て魏との和睦を喚がしつゝ急に爲さずして、翟樓齊楚に向ひて魏に皮地を割かしむる運動を競爭せしむる策を說くを述べたり、而して本條は樓子に對する策を言へり、

【通釋】今や翟强は齊と秦とを合せ楚を疎外して、以て樓廩を輕んぜむと欲し、又樓廩は秦楚を合せ齊を疎外して、以て翟强を輕んぜむと欲す、然れども秦に和睦する一段に至りては皆相鈞しきなり、されば

故而弗レ有也、樗里子曰、奈何、

【大意】本條は或人が先づ樗里子が皮氏占領に意なき心事を忖度することを述べたり、

【通釋】或人、樗里子に對へて曰く、臣願はくは尊公の爲に我が鄙僻の心を以て尊公の御意中を想像して申し上げむ、尊公は何卒此の爲に臣を罪し給ふことなかれ、元來皮氏の地を有せらるゝは、秦國の大に利德ありとせらるゝ所と存ず、然るに皮氏を以て魏に與へ給ふは、尊公に於ては終に自ら守ること能はずと思はるゝが爲に魏に與へ給ふならむも、今臣の存ずる所には、目下尊公の御力にては皮氏を守り給ふ御力十二分おはするに、何しに皮氏を有せずとは言はるゝぞ、甚だ不審に堪へずといへば、樗里子は其は何の故ぞと問ふ、

【解義】〔意公〕鮑注に意猶レ度と見えたり、「ハカル」と訓ず、〔而以與魏〕正解に與レ魏、謂二未レ拔而解一レ兵と見えたり、

曰、魏王之所レ恃者、齊楚也、所レ用者、樓鼻翟强也、今齊王謂二魏王一曰、欲レ講二攻於齊一、主兵之辭也、是弗レ救矣、楚王怒三於魏之不二レ用二樓子一、而使二翟强爲一レ和也、怨顏已絕レ之矣、魏王之懼也見レ亡、

【大意】本條は或人が樗里子に魏王が齊楚の援を失ひて懼るゝことを述べたり、蓋し策士の意は、魏王その亡國を懼るゝ今日なれば、到底皮氏を守る能はざるを言へるなり、

【通釋】或人對へて曰く、魏王が萬一の當と依賴して思へる所は、齊と楚とにこそあれ、又信任せらるゝは樓鼻と翟强となり、只今魏には秦が皮氏を攻むることの急なるを以て齊に謀る、故に齊王は魏王に謂はるゝやう、魏が秦と講和を爲すも攻戰を爲すも共に相談の上に於て決せらるゝことを欲すと申されたるが、此れは主兵即ち戰爭の主となる盟主從屬者に對する辭なれば、是れ齊が直ちに魏を救はざるべきを観るべし、乃ち齊王は魏が自分の命令通りに和戰共に擧げて齊に一任するか否かを見て救不救を決せむ

意は、樓子の爲めに魏が楚に由りて和を秦に請ふの已むを得ざるに出づるを計畫するに在るなり、

【通釋】或人尙曰く、臣は秦王が樗里子と與に固より汾北の地を得むと欲することを意へば、臣は尊公が爲に之を秦王と樗里子とに說くべしとて、或人は樗里子に說きて曰く、只今秦が魏の皮氏を攻むるは、是れ大王の首倡して謀り給ふ事なり、然るに之を攻め取ることを得ずんば、諸侯も今より此の事を以て秦を輕んずることゝ相成り申さむと存ず、其の上に又彼の皮氏を有し給はゞ、是の後韓魏を攻むるに最も便利おはすべしといへば、樗里子對へて曰く、吾れは今や已に魏と合せんとするなれば、貴公の謀を用ふる餘地なしといふ、

【解義】〔此王之首事也〕鮑注に首言レ出レ兵と見え、又吳注に首事猶レ言二第一事一也と見えたり、又正解に首事謂下雖二秦楚同攻一二皮氏一、而秦爲中之首兵上と見えたり、岡井彪曰く、彪謂、此以下客爲二樓子一說二樗里疾一之辭、吳曰、首事猶レ言二第一事一、已、可レ謂二妄解一矣、後漢書耿弇傳、更始立、光武爲二蕭王一、令三罷レ兵還二長安一、弇曰、公首二事南陽一、破二百萬之衆一、又吳越春秋、吳王伐レ齊、伍子胥諫曰、今年七月辛亥平旦、大王以首レ事、前雖二少勝一、後必大敗、陳涉世家云、公孫慶曰、楚首事當レ令二于天下一、又云、涉雖二已死一、其所レ置侯王將相竟亡レ秦、由二涉首一レ事也、又索隱述贊、陳勝首事、厥號二張楚一、又春秋序、史之所レ記、必表レ年以首レ事、又宋史河渠志、以二正月一首レ事、季春而畢、此言二首事一者、蓋謂下雖二秦楚共攻一レ之、此秦王之始上事也、鮑吳注竝非と云へり、〔無所用之〕正解に言レ無レ用レ攻二皮氏一と見えたり、岡井彪曰く、彪按、無レ所レ用レ之、謂レ無レ所レ用二客之言一也、蓋此時魏使下翟強因レ齊請中和於上レ秦也、樗里子以二皮氏遂不一レ可レ得、而欲レ許二魏之和一、故云レ然已、不三敢問二其他一也、而和未レ成、客悟二其意一、故下文直釣二出樗里心事一と言へり、

對曰、臣願以二鄙心一意レ公、公無二以爲一レ罪、有二皮氏一、國之大利也、而以與レ魏、公終自以爲レ不レ能レ守也、故以與レ魏、今公之力、有レ餘守レ之、何

爲レ相矣、

【大意】本條は均しく魏が地を出して秦に和する以上は、翟强より齊の手を經て爲すより楚に由らば樓子が魏の相たるべきを說くを述べたり、

【通釋】以上の事に由りて考ふれば、魏が秦と和睦すると楚に由りて秦に和睦すると、之を平均すれば共に其の地を出して秦に和睦するものなり、此の兩者に因りて之を議すれば、楚に由らしむるに勝るものなし、何となれば、今秦が至急に魏を攻めむに、楚が救はずして兵を引還さば、魏王は必ず秦に亡ぼされむことを懼れむ、其の時公は其の爲に汾北の地を割きて秦に與へて和睦をなし、楚秦魏合親して齊を孤立せしむべし、然らば尊公が其の事を主として斡旋謀計する廉を以て秦楚は尊公を重んずべし、其の時に當りて必ず尊公は實に魏の相となるべし、

【解義】「鈞之云々」岡井彪曰く、言魏由レ齊和レ秦、與ニ由レ楚和レ秦、於レ出レ地既同、則其由レ齊、豈若レ由レ楚乎、以ニ樓子善レ楚之故一也と云へり、「秦疾攻楚云々」正解に依れば疾は急なり、還は轉なり、楚、兵を轉じ、秦と合して魏を攻むるを謂ふ、然れども此の說頗る解を費すに似たり、岡井彪曰く、關本標云、攻レ楚楚字當レ作レ魏、彪按、攻攻ニ皮氏一也、標作レ攻レ魏、是也、疾急也、還反也、還兵謂下楚不レ救ニ皮氏一而還上也、言下秦急攻ニ皮氏一而楚不レ救レ之、還レ兵、則魏王必懼上レ爲ニ秦所レ亡矣と云へり、亦以て一說と爲すべし、「公因云々」汾北は魏の地、關修齡曰く、言因ニ魏王之懼一、乃寄ニ汾北於レ楚、以予レ秦、是由レ楚爲レ和也と云へり、「合親以孤齊」正解に合親謂ニ秦楚魏合親一也と見えたり、

臣意秦王與ニ樗里疾一之欲レ之也、臣請爲レ公說レ之、乃謂ニ樗里子一曰、攻ニ皮氏一、此王之首事也、而不レ能レ拔、天下且以レ此輕レ秦、且有ニ皮氏一、於ニ以攻ニ韓魏一利也、樗里子曰、吾已合レ魏矣、無レ所レ用レ之、

【大意】本條は或人が樗里子の爲に樗里子に魏の皮氏を占領すべきを說くことを述べたり、蓋し策士の本

章同時也、蓋謂秦楚攻皮氏、而楚背秦與魏、魏因內太子於楚、於是乎太子在楚也、此時秦恐楚之援魏、許楚城地、欲與之復攻魏、樗里疾怒之、欲與魏攻楚、乃前章文而皮氏之兵未罷、魏使翟強因齊而請和於秦、樗里疾欲許之攻楚、而和未成、樓廩善楚者、故客爲之謀之也、下文攻皮氏、此王之首事也、吾已合魏矣、無所用之、楚王怒魏之不用樓子、而使翟強爲和也、公不如按魏之和等之語可見と云へり、「謂樓子」樓子前に見えたる樓廩なり、鮑注に從太子爲質、楚任之と見え、吳注に樓廩主合楚之謀、非從太子而楚任之也と見えたり、「於鄢陵」鄢陵は楚の地、既に見えたり、「公必云々」鈴木江曰く、公必且待齊楚之合也以救皮氏十三字一句讀、言公之意、必將待齊楚之合、以救皮氏也と云へり、「必不合矣」正解に言二國於理不合、下文所言卽是也と見えたり、「翟子」名は強、魏人、齊に仕ふ、「無公」正解に猶言無如公也、趙策大亂君臣之義者、無此矣と見えたり、今按ずるに、二者、語例相同じ、正解の說是なり、「其人皆」正解に其人謂翟子之徒也と見えたり、「公必云々」正解に公必之公衍字、是翟子之徒、告齊王之辭と見えたり、「齊王故云々」岡井彪曰く、此以下止臣請爲公說之百三十字、客諭樓子之辭と云へり、「不己善也」正解に卽謂楚惡魏之事王也、是齊楚所以不合也と見えたり、「以張子之強」鮑注に言儀往日と見え、又岡井彪曰く、以猶以爲、謂儀雖有秦韓之權、而齊王惡之、則魏王不敢據儀之事也、魏畏齊之勢如此と云へり、今按ずるに、以の字、字の如く解して可なり、「魏王不敢據也」據は據りて安んずるを云ふ、「外楚以輕公」關修齡曰く、往日齊惟一國、而令魏王不敢據張儀也、今以二國之重、疎外其所因之楚、以輕廩、則王不敢據矣と云へり、

鈞之出地以爲和於秦也、豈若由楚乎、秦疾攻楚、楚還兵、魏王必懼、公因寄汾北、以予秦而爲和、合親以孤齊、秦楚重公、公必

怒其不已善也、必令魏以地聽秦而爲和、以張子之强、有秦韓之重、齊王惡之、而魏王不敢據也、今以齊秦之重、外楚以輕公、臣爲公患之、

【大意】本章は魏の太子楚にある時、或人、樓子に、秦楚の兩國を合親せしめ、その外援を負ひて魏國に重きを爲す策を說くことを述べたり、而して本條は、樓子は翟强なる對抗者あれば、決して油斷すべからざるを言へり、

【通釋】魏の太子、質として楚に在りける時、秦は皮氏を攻めしかば、樓子は齊楚を合せて之を救はむと欲せり、齊に遇せられず、又楚に之かむとす、時に或人樓子に對して鄢陽に於いて說きて曰く、案ずるに尊公は必ず齊楚合從して後皮氏を救はむとせらるゝか、其の計恐らくは不可ならむ、患ふに今日に於て齊楚が合從せむことは必ずあるべからず、彼の翟子が國中に惡み憚る者は尊公より外無し、翟子の徒は皆齊秦を合せて楚を外にし、以て尊公を輕んぜんとするなり、されば彼等は必ず齊王に申すならむ、それは今日魏が戰爭に及べるは、秦が實に主として伐つにはあらず、楚が魏王の大王に事ふるを惡むが故なり、故に秦に魏を伐たむを勸む、是に於て秦が魏を攻むるなりと、此のごとく說くときは、齊王は本來楚を伐たむと思はるゝに、今又楚が自分に善からずして魏を伐つといふを怒りなば、必ず魏をして地を以て秦に入れて其の命を聽きて講和をなさしめ、以て楚を孤立せしめむとす、先に張子は秦の要路に立ちて其の勢力甚だ强かりき、且つ又秦韓の間に重んぜらるる權ありとはいへど、齊王之を惡みたれば、魏王は齊を懼れて張子に據ることを爲さゞりき、然るに今翟子が齊と秦とを合する事行はれて後、翟子が齊秦の重んずる所の權を以て尊公が依れる楚を疎外にして魏王に虛喝を與ふるときは、魏王は益懼れて尊公に據らず尊公を輕きものと爲さん、臣は尊公の爲に心配するものなり、

【解義】〔魏太子在楚〕岡井彪曰く、彪按、此策與前

疾攻魏、

【通釋】其の中に於て秦の樗里疾は楚の反覆を怒りて寧ろ魏と聯合して楚を攻めむと欲す、然れども魏の人質として太子が楚にあるが爲に魏の承知せざらむことを恐れければ、亦疾の爲に使ひして楚王に說き申して曰く、外邦の賤臣疾、臣を使者として大王に致して申さしめけるやう、秦王は御約束に從ひ、土地を大に分割して大王に獻ぜむとす、然れども魏の太子が貴國に留まれるが爲に未だ獻上の運びに至らず、故に大王には疾く魏の太子を返し給へ、かくて魏と氣脈を通ずる疑ひなきに至らば、臣必ず前約の土地を獻上の運びに取計らひ奉らむ、かくて從前のごとく秦楚の國交を固く致し、さて早速に魏を攻め申さむとす、大王願はくは此の計を用ひ給へといはしめたり、

【解義】〔樗里疾怒〕正解に怒怒二楚反覆一也と見えたり、〔欲効城地〕鮑注に前許レ之未レ入也と見えたり、〔以疾攻魏〕鮑注に此疾速也、非レ名と見え、又吳注に作レ名通と見えたり、又正解に疾攻急攻也と見えたり、今按ずるに、疾攻急速に攻むるを謂ふ、

楚王曰、諾、乃出二魏太子一、秦因合レ魏以攻レ楚、

【大意】本條は楚王が策士の計に乘りて魏の太子を出し、秦魏が楚を攻むる事を述べたり、

【通釋】楚王は樗里疾の使者の言を聞きて之を許し、さて魏の太子の人質たりしものを魏に返しぬ、是に於て秦は魏と合して楚を攻めたり、

○魏太子在レ楚、謂二樓子於鄢陵一曰、公必且レ待二齊楚之合一也、以レ救二皮氏一、今齊楚之理、必不レ合矣、彼翟子之所レ惡二於國一者、無レ公矣、其人皆欲レ合二齊秦一外レ楚以輕レ公、公必謂二齊王一曰、秦之受レ兵、非二秦實首伐一レ之也、楚惡二魏之事一レ王也、故勸二秦攻一レ魏、齊王故欲レ伐レ楚、而又

或人、魏の爲に楚王に說き申すやう、秦と楚と魏を攻めて勝たむには、魏王は其の亡びむことを恐れて必ず秦に合すべし、されば大王には何ぞ秦に背きて魏王と與に合し給はざるぞや、若し魏に合し給はゞ魏王は大に喜ばれて、必ず太子を大王の許に質として入れ申さるべし、さすれば秦は楚を離さむことを恐れて、必ず莫大の地を大王に獻じまゐらせむ、されば復秦と魏を攻め給ふもあしからずといふ、

【解義】〔圍皮氏〕皮氏は魏の地、既に前に見えたり、〔魏王之恐也見亡矣〕魏王之恐見亡也と云ふべきを中間に也の字を挿みしは寄、下の魏太子の章に魏王之懼レ也見レ亡と語法同じ、彼の注に云く、以レ有二亡形一而懼と、正解に愚謂、以レ有二亡形一而懼、而合レ於レ秦也と、〔必內太子〕內は納と同じ、正解に內二太子一以二太子一爲レ質也と見えたり、

楚王曰、善、乃背レ秦而與レ魏、魏內二太子於一レ楚、秦恐許二楚城地一、欲下與レ之復攻上レ魏、

【大意】本條は楚が秦に背くと秦が楚に賂ひて魏を攻めむとする事とを述べたり、

【通釋】楚王は魏の臣の說くに從ひて、其の說甚だ面白しとてやがて秦に背きて魏と合從しぬ、是に於て魏は太子を質として楚に入る、秦は楚魏の合從を恐れ、楚に大なる土地を分割して、再び合して魏を攻めむと計る、

【解義】〔欲與云々〕正解に欲上疑レ脫二楚字一と見えたり、今按ずるに、正解の如くならば與之の之の字解し去らず、且つ下句の「樗里疾怒、欲下與レ魏攻上レ楚」の句、甚だ振はざるを覺ゆ、從ふべからず、

樗里疾怒、欲下與レ魏攻レ楚、恐中魏之以二太子一在上レ楚、不レ肯也、爲レ疾謂二楚王一曰、外臣疾使二臣謁一レ之曰、敝邑之王、欲レ効二城地一而爲二魏太子之尙在一レ楚也、是以未レ敢、王出二魏質一、臣請効レ之、而復固二秦楚之交一、以

たる程なれば其は信じ難き事なりと、昭衍對へて申すやう、秦は決して伐ち申さぬ事あらじと存ず、其の所以は秦にては大王の御約束し給へるを疑へり、其は太子が酸棗に留りて秦に入られざるを不審とせるなり、尙秦王の計らひあるやうは、魏の國は講和を約したれど太子が今や酸棗に留りて我が國に來らざるに因りて察すれば、必ず我れを伐たむと思へるなるべし、我が方に於て手を束ねて魏國に攻めらるゝよりは、我れより先んじて伐つには勝ることなしと思へるなりと、さて秦の强きを以て與國に膝を屈し與に魏を伐つに至らば、王の御隣國たる敝國東周を害せずとも限るべからず、さらば何卒東周の爲に御思慮を囘らさるゝことを願ひ奉ると申したり、

【解義】〔之梁〕梁は卽ち魏の都なり、〔樓子告之〕高注に告下昭衍魏太子止二酸棗一意上と見えたり、〔爲期云云〕吳注に言下與レ我結レ約矣、何爲而伐と見えたり、〔秦王〕鮑注に昭と見え、又吳注に無レ考と見えたり、〔我與云々〕處は居なり、關修齡曰く、處猶レ坐也、之猶レ於也と云へり、按ずるに、之は其の如し、魏を指す、〔下與國〕鮑注に與二與國一共伐レ魏と見えたり、今按ずるに、下は己れを屈するを云ふ、〔臣恐云々〕鮑注に不レ欲レ正二言魏受一レ伐、魏與レ周鄰、言レ周則魏可レ知と見え、碕允明曰く、昭衍爲レ周者、故曰レ害レ於レ周、若不レ切二太子事一、然是說者使二人覺一悟之辭、非レ不レ欲レ正二言魏受一レ伐也と云へり、今按ずるに、本文明かに「昭衍爲レ周之レ梁」と記せり、故に「臣恐二其害レ於二東周一」と言ひて、其の實樓子の爲に太子を秦に質たらしめむと計れるなり、

○秦楚攻レ魏、圍二皮氏一、爲レ魏謂レ楚王一曰、秦楚勝レ魏、魏王之恐也見レ亡矣、必合二於秦一、王何不下背レ秦而與二魏王一、魏王喜必内中太子上、秦恐レ失レ楚、必效二城地於王一、王雖レ復與レ之攻レ魏可也、

【大意】本章は魏の爲に楚王に說き、魏の太子を質たるより出し、秦が魏と楚とを伐つを述べたり、

【通釋】秦と楚と合して魏を攻め、皮氏を取圍きぬ、

害レ人、人亦將レ反レ之、若魏負レ秦、則秦必害ニ魏太子一、是也と云ひ、又碕允明曰く、謂ニ今諸侯相與爲レ利周旋者一也、高註是と云ひて還を「メグル」と訓じたり、又正解は還反也とのみ見えたり、「魏必負之」鮑注に負ニ言魏得レ利而强 將レ不レ事レ秦、所レ謂還反と見えたり、關修齡曰く、高曰、負背也、句首蓄ニ則字一と云へり、「太子爲糞矣」鮑注に卽所レ謂糞レ之と見え、又吳注に糞棄除也と見えたり、又關修齡曰く、猶レ言ニ化爲ニ糞壤一、諱レ言ニ其死一也と云ひ、又正解に言 魏背レ秦、則秦必殺ニ魏太子一、所レ謂還也と見えたり、「太后云々」鮑注に使ニ王 坐一、而泣レ於レ前と見え、又關修齡曰く、高王而作ニ而王一、王泣猶ニ爲レ王泣一と云ひ、又岡井彪曰く、謂下坐ニ王前一而泣上也、鮑注非と云へり、今按ずるに、王泣は泣王の倒語、泣王は王に對して泣くを謂ふ、左傳に王覲の字あり、亦覲王の倒語たり、說既に前策に解せり、「王因云々」關修齡曰く、高曰疑不レ欲レ令ニ 太子 質レ秦、愚謂、王因ニ太后言一、疑ニ太子見レ 害と云へり、「留於酸棗」正解に酸棗魏地と見えたり、既に上章に出でたり、

昭衍爲レ周之レ梁、樓子告レ之、昭衍見ニ梁王一、梁王曰、何聞、曰、聞ニ秦且ニ伐レ魏、王曰、爲レ期與レ我約矣、曰、秦疑ニ於王之約一、以下太子之留ニ酸棗一而不上レ之レ秦、秦王之計曰、魏不ニ與我約一、必攻レ我、我與ニ其處而待一レ之見レ攻、不レ如ニ先伐一レ之、以ニ秦强一折レ節而下ニ與國一、臣恐ニ其害於東周一、

【大意】本條は昭衍が樓子の爲に梁王に說くを述べたり、

【通釋】昭衍が周に之かむとする途中、樓子に逢ひければ、樓子が此の度魏の太子が酸棗に留れる一條を告げぬ、かくて昭衍は梁に之きて梁王に謁見すれば梁王の云ふやう、御身は何事か聞ける事あるかと申しければ、昭衍對へて申すやう、秦が今や魏の國を伐たむと致す由を承はりぬと申せば、魏王曰く、否、其は誤りならむ、我れは既に講和すべき期限を定め

重」鮑注に得レ地則益重と見えたり、又正解に以上言下用二信安一之有レ益と見えたり、「臣願云々」正解に言下廢二信安一與レ用レ之之利害、王當レ察レ之と見えたり、

○樓許約二秦魏一、魏太子爲レ質、

【大意】本章は紛彊が樓許の秦魏親和策を敗るを述べたり、

【通釋】樓許は魏人なり、秦魏の和睦を約するが爲に魏の太子を秦に人質とせむと計れり、

【解義】「樓許」鮑注に魏人、後又作レ梧と見え、又闕修齡曰く、字書無レ之と云へり、又正解に愚按、朱大復管子許云、許與レ寤同と見えたり、「魏太子爲質」正解に約二一國之和一、魏太子爲レ質レ於レ秦也と見えたり、

紛彊欲レ敗レ之、謂二太后一曰、國與還者也、敗レ秦而利レ魏、魏必負レ之、負レ秦之日、太子爲レ糞矣、太后坐而王泣、王因疑二於太子一、令二之留一於酸棗、樓子患レ之、

【大意】本條は紛彊が太子を秦に質として講ずるを敗らむとするを述べたり、

【通釋】魏の臣紛彊と申す者あり、此の講和の魏に利あらざるを以て不調に了らしめむと欲し、太后に申して曰く、國家の政策は轉旋して極り無きものなれば、我れ今日秦に睦しくとも他日利害の爲に秦に負かば、秦も亦我れに負かむとす、秦を敗りて魏の利となれば、魏は強を恃みて必ず秦に負かむ、若し秦に負かむ時は秦は怒りて太子を殺し奉るべしと申せば、太后は其の席に在りながら魏王に對して涕を落して泣かれぬ、而して魏王は太后の哀歎に因りて太子が秦にて害せられむかと疑ひ、其れより秦に入るを見合せて、暫く酸棗に留りて秦に入るべからざる由を太子に命じぬ、樓子は太子の秦に入らざるに因りて之を心痛せり、

【解義】「紛彊」鮑注に魏人と見え、又吳注に高註魏臣と見えたり、「國與還者也」鮑注に還猶レ反也、兩國相與好惡循環不レ定と見え、又吳注に高註還周二旋於レ利也と見えたり、又闕修齡曰く、愚謂、老子其事好レ還、越語天有二還形一、皆反也、言兩國相校、我以

而不能得也、臣願大王察之、

【大意】本條は信安君を用ふるの有利なるを述べたり、

【通釋】以上の計に從ひ給はゞ、趙の政事の局に當る者は之を見て必ずかく申すべし、其の言に曰く、魏氏の門閥、我が趙よりも高しといふにあらず、又領土の實質、我が國より充實せるにあらず、然るに信安君が魏の相として秦に事ふるが爲に秦王は殊の外御寵遇ありて、其の爲に魏國は安泰にして、其の自身の身も亦魏國の宰相たる尊名を得たるはいかに美ならずや、然るに今や我が趙國は秦と戰端を開き、兵士は其の標的とせられて屍を山野に晒し、國は土地割讓の危急に迫られたるは、良策とは言ひ難きなり、而して秦と戰ふ時は、多く外國の軍士を殺して深く怨みを外國の人に結びて、君主は非常の心配に惱み給ひ、執政大臣は命も危き立場にありて苦惱するは、圓滿なる政法にあらざるなりと申すべし、さて彼の執政大官は、其の前に秦に合せざりし誤れる事を愁へ、且つ又其の過てる行爲を悔みて、將來の幸福を希望するが爲に必ず莫大に土地を割讓して、滿腔の誠意を以て大王に臣事することを求めまゐらすべし、かくのごとくならば、大王は只何事をも遊ばされずして莫大の新領土を得て御國の福利を增されむとす、是れこそ古來仰ぎ奉る堯舜兩帝の大聖人の願ひ給ひても得難く思召す所なれ、されば臣の願ふ所は、大王の幸ひに信安君を廢せらるゝと用ひらるゝとの利害をば、理を推して知らせ給はむことを願ふなりと申しぬ、

【解義】〔兵爲招質〕關修齡曰く、按二楚策一、有下以二其類一爲上レ招、呂覽盡數篇曰、射而不レ中、反脩レ招、注云埻也、本生篇注云、招埻的也、質卽質的也、言秦兵獨伐レ趙、猶三矢集二質的一也と云ひ、正解に招質皆的也、房玄齡管子注云招者的也、所三以招二射者一也、桓子策曰、爲二智氏質一乎、是也と見えたり、〔結怨於外〕關修齡曰く、構二難於秦一と云へり、〔主患於中〕關修齡曰く、患謂二削危一、言三用レ事者爲二之主一也と云へり、今は正解の主患レ於レ中の訓點に從ひて解せり、〔彼將云云〕關修齡曰く、彼指下趙用レ事者上也、傷憂思也、前事謂レ不レ合レ秦也、以下蘇代之言と云へり、〔深下王〕鮑注に下亦事也と見えたり、秦に事ふるの意也、〔爲利

信事王、國安而名尊、離王、國危而權輕、然則魏信之事王也、上所以爲其主者忠矣、下所以自爲者厚矣、彼其事王必完矣、

【大意】本條は信安君を魏の相として利用すべきを述べたり、

【通釋】大王には魏との交際を圓滿にして趙をして謹愼ならしむと思召さば、信安君を用ひて之を尊ぶに貴號を以てするに勝るものあらず、信安君が大王に事へむには、魏の國は安くして我が名は尊くあらむ、又若し大王を離れむには、魏の國危くして我が權力輕くなるを知りたらむには、則ち必ず大王に事へ奉るべし、かく信安君が大王に事へ奉らむには、上にしては魏王の爲にすることは誠心を盡すとなり、又一方自身の爲としては魏の相といふ尊名を得て十分の仕合せとなり、又從ひて信安君が大王に事へ奉ることも必ず圓滿なるを得べしとこそ存ずるなれ、されば必ず信安君を用ひ給はゞ、大王の御爲に效益あることと疑ひあるべからず、

【解義】〔尊之以名〕關修齡曰く、言秦以魏信爲己之用而相魏、是尊之以名也と云へり、〔彼其云々〕穆文熙曰く、此言用魏信之有益と云へり、

趙之用事者必曰、魏氏之名族、不高於我、土地之實、不厚於我、魏信以魏事秦、秦甚善之、國得安焉、身得尊焉、今我構難於秦、兵爲招質、國處削危之形、非得計也、結怨於外、主患於中、身處死亡之地、非完事也、彼將傷其前事、而悔其過行、冀其利、必多割地、以深下王、則是大王垂拱多割地、以爲利重、堯舜之所求

【解義】〔若用〕鮑注に用二秦所一レ使と見えたり、〔而退〕鮑注に謂レ去二相位一と見えたり、〔則難久矣〕穆文熙曰く、此言下召二魏信一之不可上と云へり、

且魏信舍レ事、則趙之謀者必曰、舍二於秦一、秦必令下其所レ愛信者用上レ趙、是趙存而我亡也、趙安而我危也、則上有二野戰之氣一、下有二堅守之心一、臣故恐趙之益勁也、

【大意】本條は、趙の謀事者の言を引きて、趙の奮激して益〻强かるべきを言ひ、秦の策の惡しきを說くを述べたり、

【通釋】以上申せる外に又一つは、魏の信安君若し相を打捨てゝ退かば、趙の事を用ふる者必申さむ、我々も必ず秦に捨てらるゝこと、彼の信安君のごとくなるべしと、秦の大切にし信任する所の者を趙に遣はし相たらしめば、是れ趙國は存せむも我が輩は其の身を亡せむ、趙國は安しとも我が身は危かるべしと言はむ、則ち趙の當局者に進みては秦と戰はむの意地ありて、少くも是非共籠城して秦に屈せじの心あるべし、故に臣は恐るゝ所は、大王の思召しのごとくなる時は趙が益〻力强く秦の强敵とならむと恐るゝ所なり、

【解義】〔且魏信舍事〕關修齡曰く、卽舍二萬乘之事一而退と云へり、〔趙之謀者云々〕鮑本に趙を魏に作る、非なり、高本は趙に作る、〔舍於秦〕舍は上の「魏信舍事」の舍を承けて云ふ、正解に舍於之舍、疑當レ作レ合と云へるは非なり、〔是趙存云々〕鮑注に我魏也、秦本欲レ塞レ趙、而云レ然、此魏自疑之辭、非二必秦意一と見えたるは、坊本趙を魏と改めたるに據れるが爲なり、關修齡曰く、我謀者自我、言　魏聽レ秦舍二信安一、趙聽レ秦亦如レ之、是我亡也と云へり、岡井彪曰く、謂下趙雖レ存、謀者己亡也、趙雖レ安、謀者己危上也と云へり、〔上有云々〕正解に上下猶二進退一也、以上言下召二信安一之不可上と見えたり、

大王欲下完二魏之交一、而使中趙小上レ心乎、不レ如下用二魏信一而尊レ之以レ名、魏

力量の程を知りて任用せらるゝこと厚し、又秦を畏れ憚りて特に尊み齋き仕へ奉ることも亦確かに知られたり、

【解義】〔執事於魏〕關修齡曰く、執事謂レ執ニ行政事一、卽相也、言ニ置レ相以完一レ交と云へり、〔塞趙也〕關修齡曰く、爲ニ置ニ魏相一、將レ使ニ魏不一レ通ニ趙之交一と云へり、〔趙之益勁也〕鮑注に交レ魏益堅と見え、又岡井彪曰く、言趙惡ニ其上下合一レ心、而必決戰、故勁、鮑注非と云へり、〔愛習魏信〕鮑注に魏信卽信安、省言レ之と見えたり、〔其智能云々〕關修齡曰く、其下蓄ニ爲字一、言下魏王以ニ信安一爲中智能上也と云へり、〔其畏惡云々〕鮑注に惡猶レ憚と見えたり、

今王之使ニ人入一レ魏而不レ用、則王之使人入レ魏無レ益也、若用、魏必舍ニ所レ愛習一、而用ニ所ニ畏惡一、此魏王之所レ不レ安也、夫舍ニ萬乘之事一而退、此魏信之所レ難レ行也、夫令ニ人之君、處ニ所レ不レ安、令ニ人之相、行ニ所レ不レ能、以レ此爲レ親、則難レ久矣、臣故恐魏交之益疑也、

【大意】本條は秦王の所爲は益〻魏に疑はしむる所以を説くを述べたり、

【通釋】只今大王が人をして魏に入らしめ給へるに魏に用ひられぬ時は、大王が殊に人を魏に入らしめ給ひしことは何の德もなきことゝ相成るべし、若し又用ひられむには、魏に於ては其の大切に任用する所の者を打措きて畏れ憚る所の者を用ふることゝ相成りなむ、かくては魏王は心安きことあらじ、元來大諸侯の執柄の職を抛ちて退かむことは、此れ又彼の魏信が行ひ難き所ならむ、人の君主をして不安の地に居らしめ、人臣たる者をして其の力の堪へ難き所を行はしむるは、共に皆善からず、此のごとき事を人の國に强ひながら以て之を親しまむとするは永久持續の計にあらず、故に臣は是れより魏と秦との交際益〻疑ひを懷くに至らむと思ふ所なり、

の御心に當らぬ事あり、又君の御心に當りても必ずしも誠心を盡して君に事ふると申し難きものありと承はる、されば只今臣は願ふことは、大王の御爲に臣が愚なる意見を言上仕らむとすれど、或は其の大王の御心に當らぬ事のあらむも知れず、自然と重刑に處せらるべき事にも相成り申さむとは思ひ奉れども、推して言上するが爲に願ふことには、大王には能く理を推して明かなる御判斷を下し給はらむことを願ふものなりといふ、蓋し其の言はむとする所の秦王の意に當らぬことあるを慮りて、豫め其の用意を述べたるなり、

【解義】〔忠不必當〕坊本、當を黨に作る、鮑注に爲ニ信安ニ說ニ疑於レ黨レ之と見えたり、又關修齡曰く、高黨作レ當、下同、注云、一本作レ黨、當謂レ當ニ於レ心也と云へり、〔不忠於下吏〕關修齡曰く、下吏不レ斥ニ言王一也、謂レ不ニ爲レ王所一レ忠也と云へり、〔有要領之罪〕鮑注に要領斬刑也と見えたり、要は腰なり、領は人の項なり、禮記檀弓に是全ニ要領一と見えたるは刑罰に遭はぬをいふ、又首領ともいふ、左傳に得下保ニ首領一以歿上とも見えたり、

今大王令ニ人執ニ事於レ魏、以完ニ其交一、臣恐魏交之益疑也、將ニ以塞一レ趙也、臣又恐趙之益勁也、夫魏王之愛ニ習魏信一也甚矣、其智能而任ニ用之一也厚矣、其畏ニ惡嚴ニ尊秦一也明矣、

【大意】本條は魏の相を代ふる害と信安君の信任厚きことを述べたり、

【通釋】今や大王には別に他人を魏に遣はされて、信安君に代りて相たらしめむと思召され、而して魏との御交際を十分に堅くせられむとすと承はる、臣恐るゝ所は、魏の交情は今より疑ひを懷き申さむと恐るゝなり、而して又今より是が爲に魏を疑はしめ、趙が秦に交るの道を塞がむとす、臣又恐るゝことは、是の事の爲に趙が魏に與することの益〻勁く堅くならむことを恐る、元來魏王が信安君を大切にして御身に近く召仕はるゝは殊に深く、其の信安君の智慧

以天下辱秦者也、乃指齊也、此云通天下者、專指趙言、何則是時秦魏約而伐齊、令趙應之、而趙恐秦不已收也、欲合齊秦趙爭齊、且觀周最之在魏善齊、而秦趙疑魏、最因請魏入齊、乃周策所載是也、故今爲周最謀、謝秦曰、魏之於最、固非有陰齊也、齊逐最魏收之、是齊之讐也、趙觀魏之不與齊、故既約應秦、然則爲秦通交於趙者、以周最故也、然最之在魏、猶善齊而不欲伐齊、於是乎遂不免其疑、而趙亦疑是或欲合齊也、今最遁魏入齊、則魏怒最已明矣、趙知魏絕最而齊收之、則無措疑於魏、而其與魏應秦、伐齊必決矣、然則齊何以得通於趙乎、不惟趙而無疑也、敝邑之事王、亦必免其疑、則是魏不爲齊所累也、大國若欲急兵而伐齊、則魏必從趙而已、此章諸家之說並失考と云へり、今按ずるに、岡井氏の說從ふべきに似たり、〔無齊累矣〕齊に關係の累ひ無きを言ふ、其の論は前解に詳かなり、〔趣趙而已〕趣は促なり、鮑注に促使應秦也と、關修齡曰く、既絕齊、不可請救、因趣趙爲援而已と云へり、

○秦召魏相信安君、信安君不欲往、

【大意】本章は蘇代が信安君の爲に秦王に說くことを述べたり、

【通釋】秦王は魏の相信安君を秦國に召し寄せて別に他の相を置かむとせられしに、信安君は往くことを欲せざりき、己に代りて相を置くを惡めばならむ、

【解義】〔秦召云々〕信安君は未だ姓名を審かにせず、〔不欲往〕正解に按ずるに下文、秦欲召信安而別置相、故不欲往と見えたり、

蘇代爲說秦王曰、臣聞之、忠不必當、當不必忠、今臣願爲大王陳臣之愚意、恐其不忠於下吏、自使有要領之罪、願大王察之、

【大意】本條は蘇代が秦王に說く前提を述べたり、

【通釋】蘇代は信安君の爲に秦王に說きていふやう、臣承はるは、誠心を以て君に盡せども必ずしも君

げて魏に在るを以て、魏と齊とは敵國たれば決して自分等を欺かずと信じたればこそ、趙が魏の言を聽きて貴國に交通したるなれ、然るを只今周最は吾が方を遁れて再び齊に入る、趙國は魏が必ず齊を怒るを知りて齊を敵視すれば、齊は趙國に通ずることなからむ、此れより後敝邑の大王に事へまゐらすることとは、亦齊と陰密の關係は無きかとの疑を受くる無くして、十分に心置き無く秦に事ふことを得べし、因て大王の御國にて兵を差向けられて齊を伐たむとせられむには、敝國よりして趙の兵を趣し催して出さしめむと言へり、

【解義】〔魏王云々〕鮑注に爲最蓋秦亦怒最之去魏と見え、又吳注に是時齊秦交惡、而秦欲合魏、最自齊走魏、人言其不忍背齊、而今復之齊、必復爲齊所厚者、魏雖欲合秦、而猶牽於收齊之說、其入齊、蓋魏聽之、故爲之言於秦、其辭亦婉と見えたり、中井履軒曰く、最入齊、蓋陰合齊魏、而恐秦之怒、故徼其迹、使如負罪於魏、是魏之志也、故其所以告秦、皆婉而諱と、〔魏之所以爲王云々〕鮑注に齊秦爲敵、魏既以最通天下於秦、則外齊矣、今最入齊、天下不知、以謂魏使之齊敗事、事因不通齊と見え、又吳注に齊秦爲敵、齊逐最而魏收之、天下信魏之不與齊、故曰爲王通天下、今最遁入齊、則天下知魏絕最、而齊收之、齊何以通於天下乎と見えたり、又關修齡曰く、魏通諸侯之交者、以最主從約也、謂爲王者、飾辭也と云ひ、又正解に爲王の王は主の訛として曰く、爲王疑爲主訛、言　魏之所以爲從主、通交於諸侯者、以最主從約也、今最遁魏入齊、則齊魏交絕、諸侯知齊魏交絕、則必不從矣、齊無通交於諸侯矣、魏之事秦、亦無齊累矣、若秦欲急伐齊、則趣趙而已、魏固不俟命矣、按東周策曰、秦知趙之難與齊戰也故曰趣趙と見ゆ、岡井彪曰く、關曰、魏通諸侯之交者、以最主從約也、謂爲王者飾辭也、彪按、此說大謬矣、夫約從者、欲伐秦也、策士雖多飾辭、豈敢言爲王欲伐王乎、此吳氏所說、是而未盡、故令人難解、凡策中言天下者、非必泛指天下也、大率對我國言、猶言他國也、是蓋戰國時語、齊策云、公子無忌爲天下循便計、殺晉鄙、乃指趙也、趙策云、周最

賦税、漢有虎圏嗇夫、所職不同、皆小臣之名と見えたり、鈴木注曰く、儀禮難禮、嗇夫爲末擯、是其職引見贊謁者、周策與御並稱、可見其爲親近職矣、見者二字、疑因下文衍、呉注以見者爲引見之官、無據、且與下見者相左と云へり、又正解愚謂、見者蓋最強所因以傷儀者、而儀使己臣爲其嗇夫間伺之、故無敢傷儀也と見えたり、〔間見者〕鮑注に間以候伺之と見えたり、

○周最入齊、秦王怒、令姚賈讓魏王、

【大意】本章は魏王が秦王の詰責を謝する事を述べたり、

【通釋】周最、魏より齊に入りたるを以て、秦王は魏が周最をして好みを齊に結ばしめたるならむと推して之を怒り、大に魏王を詰責せられぬ、是れ周最は秦が魏の相となし置きたる者なればなり、

【解義】〔周最入齊〕鮑注に魏不善之と見え、又呉注に周策、爲最謂魏王曰、王不去周最、令與收齊、又謂最曰、魏貴合秦伐齊、而公修虚信云云、不如謂王曰、請入齊、此語在田文相魏昭王時、是最先見逐於齊、今復自魏入齊、詳周策所載、必最後欲之齊、而魏聽之、非不善之故也と見えたり、〔讓魏王〕岡井彪曰く、彪後、周最善齊者、秦欲約魏伐齊、而以最之在魏爲疑、今最入齊、則有魏與齊相通之狀、故王因讓之、此章呉說得之、宜以周策所載參考と云へり、

魏王爲之謂秦王曰、魏之所以爲王通天下者、以周最也、今最遁寡人入齊、齊無通於天下矣、敝邑之事王、亦無齊累矣、大國欲急兵、則趣趙而已、

【大意】本條は魏王が秦に齊を伐たむとせば趙を應せしめむといふを述べたり、

【通釋】魏王は秦王の譴責の爲に辯じて曰く、魏が大王の御爲に天下卽ち趙國をして大王の御國に通ぜしむる所以は、兼ねて齊王に信任厚かりし周最が亡

べし、是れ假設の辭、〔爲非固相也〕固は久なり、鈴木汪曰く、梅君云、以其固可爲相、故三人不相爭、余謂、如是則不與下文欲丞相之璽協と、〔欲丞相之璽〕鮑注に印也と見え、又呉注に秦武王初置丞相、用樗里子甘茂、在張儀死後、此云丞相璽、則魏已有此名と見えたり、〔持三萬乘之國〕關修齡曰く、三人皆持萬乘之國柄者而輔之と云へり、一本に持の字無し、優るに似たり、〔太子之自相也〕正解に說辭止于此と見えたり、

遂北見梁王、以此語告之、太子果自相、

【大意】本條は蘇代が梁王に說きて太子自ら相たるを述べたり、

【通釋】蘇代は前のごとく昭魚に語りし事を以てやがて魏に之き、魏王に謁見して前の通りを說きしに、其の內に太子は自身と相となりて蘇代の計りしごとくなりぬ、

【解義】〔以此語告之〕楊愼曰く、先假爲說梁王之詞、備載、而于其說梁王也、則但曰以此告之、此省文也、與前李克對翟璜之文異と云へり、

○周最善齊、翟强善楚、二子者欲傷張儀於魏、張子聞之、因使其人爲見者嗇夫、間見者、因無敢傷張子、

【大意】本章は周最、翟强の中傷を張儀が防ぎたるを述べたり、

【通釋】周最と申す者は齊に親しく、翟强と申す者は楚に親しく交はる者なりしが、兩人與に張儀を惡みて魏王の信任を墜さしめむと謀りぬ、張儀は傳へ聞きて吾が手の者を見者の嗇夫と爲せり、見者は魏王に謁する時は常に其の見者の所爲を伺候せしむ、是に於て見者は周最、翟强と計を通ずるを得ざるを以て、强ひて張子を中傷すること叶はぬに至りぬ、

【解義】〔使其人〕鮑注に儀之人と見ゆ、〔爲見者嗇夫〕鮑注に見者最與强見王也と見え呉注に見者謂引見傳命之臣、儀使其臣爲見者之嗇夫、以間伺之、嗇夫書註主幣之官、秦制鄉有嗇夫、職獄訟、收

し、梁王は才德優長の明君におはせば必ず張儀を相とせじ、其の故は、張儀が若し魏に相たらむには、必ず秦を重視して魏を輕視すべし、又若し薛公が魏の相たらむには、必ず齊を重視して魏を輕んぜむ、又犀首が魏に相たらば、必ず韓を重くして魏を二の次ぎにせむ、さても梁王は才德優長の明君におはせば、必ず此等の人々を相とはせられざるべし、

【解義】〔對曰代也云々〕岡井嵰曰く、嵰按、代也以下至二不如太子之自相也一百五十七字、蘇代假設以二二人所一レ謀、說二梁王一之辭而諭レ之也、下文王曰二字、宜下王下添二必字一而看上と云へり、〔梁王長主也〕關修齡曰く、長謂二才德優長一と云へり、〔必右韓云々〕高注に右親也、左疎外也と見え、又正解には左右猶二先後一也と見えたり、

王曰、然則寡人孰相、代曰、莫レ如二太子之自相一、是三人皆以二太子一爲レ非二固相一也、皆將下務以二其國一事レ魏、而欲中丞相之璽上、以二魏之強一、而持二三萬乘之國一輔レ之、魏必安矣、故曰、不レ如二太子之自相一也、

【大意】本條は上文を承けて魏王の問ひに對して蘇代が對へて太子を相とするを勸告する言を假說するを述べたり、

【通釋】如上の如く申したらむには、彼の魏王必ず某に向ひて尋ぬるならん、其の謂はれは、御身の言のごとくならんには、然らば何人を相とすべきぞと問はむ、是に於て某は對へ申すべし、そは魏の太子の御自身相となり給ふに勝ることあらず、此の前の三人は思考すべし、太子が相と爲り給へるは一時權宜の事にして、永久に相たるに非ずと、然る時は、三人皆共に各自國の力の有らむ限りを盡し、魏の御國に事へて、魏の丞相の官位を占めんと願ふべし、魏の強きと三人の國柄を執る者とが輔佐しまゐらすれば、魏は必ず安泰なるべしと存ず、此の故に太子の御自身相となり給はむに若かずと申すなりといふ、以上昭魚に語りたる語なり、

【解義】〔王曰然則〕王曰の下に必の字を加へて看る

昭魚曰、奈何、代曰、君其爲梁王、代請說君、

【大意】　本條は蘇代が昭魚に己れの昭魚の爲に魏王に說く言を語るを述べたり、

【通釋】　昭魚は蘇代に答へて、吾れは魏の太子が自身相とならんを欲するなりといふ、蘇代曰く、然らば願はくは吾れは尊公の爲に北の方梁王に謁見致して、必ず太子を相とせらるゝやうに計らふべしといふ、昭魚曰く、其はいかにして相とするぞと問ふ、蘇代申すやう、尊公には暫く梁王となりて某が申す所を聞き給ふべし、今願はくは尊公に申し試みるべしといふ、

【解義】　〔君其爲梁王〕君は昭魚を指す、其は語助、爲梁王とは、假りに梁王と爲りて我が說を聽き給へと云ひて以下乃ち代が梁王に說くべき辭を陳述するなり、

昭魚曰、奈何、對曰、代也從楚來、昭魚甚憂、代曰、君何憂、曰、田需死、吾恐張儀薛公犀首有一人相魏者、代曰、勿憂也、梁王長主也、必不相張儀、張儀相魏、必右秦而左魏、薛公相魏、必右齊而左魏、犀首相魏、必右韓而左魏、梁王長主也、必不使相也、

【大意】　本條は蘇代が昭魚に己が梁王に說く語を述べたり、

【通釋】　昭魚は其の說く方法は如何にするぞと問へば、蘇代對へて曰く、自分は下の如くに梁王に說きて云ふべし、臣は態々楚より罷越したるは聊か故あることなり、其の故は、弊邦の相昭魚は何か將來の事を頻りに心配するげに見えたれば、何事を心配あるぞと問ひければ、對ふるやう、魏の相田需が今度身まかりしにつきて、張儀、薛公、犀首等の中にて一人が相とならむを心配するなりと申しければ、臣は對へてかくの如く申したりき、否々、其の心配なくてあるべ

ゆるものなり、然も十人の人をして楊を植ゑしめ一人をして之を拔き取らせたらむには、決して楊の生えむやうなし、故に十人の多人數が生え易き物を植ゑて、而も一人の之を拔くもののあるに遭ひて勝たれぬとは如何なる理由あるかと推し給へ、是れは植うる事の難きに反して拔くことの易き爲なり、されば只今貴公が自身にて魏の王に厚遇せられて顯達したりと雖も、貴公を取除かんと思へる者は甚だ多し、されば貴公は心を用ひて王の御側に善く取入らぬ時は、安全なるを得難からむかと云へり、

【解義】〔倒樹之則生〕關修齡曰、高本注、倒劉作側、倒顚倒、謂上本下末也、生生枯之生也、側傾側也と云へり、又吳注に姚云、倒劉作側、愚謂、倒字勝と見えたり、〔子必危矣〕吳注に此與孟子雖有天下易生之物云々語相類、而意在自樹、又云、子必善左右、則君子小人之用心可見矣と見えたり、又穆文熙曰く、惠子之言若鄙、而實至理、所謂善左右者、亦自有策、非必阿意狥之也、可與達者論之と云へり、

○田需死、昭魚謂蘇代曰、田需死、吾恐張儀薛公犀首之有一人相魏者、代曰、然則相者以誰、而君便之也、

【大意】本章は蘇代が楚の相昭魚の爲に魏の太子を相とするを述べたり、

【通釋】魏の相田需死せりと聞きて楚の相昭魚、蘇代に語りて曰く、魏の相田需身まかりぬといふ、吾は張儀、薛公、犀首の中の一人が代りて相とならむを恐るゝなりといふ、蘇代曰く、然らば貴公が相として善しと思はるゝは、誰人ならば便利なりと思ひ給ふぞと押返して尋ねたり、

【解義】〔田需死云々〕薛公は齊の田嬰なり、吳注に史索隱、以爲田文、按嬰卒於閔王之世、大事記、附見於閔元年、此事在四年後と見えたり、昭魚は楚の相なり、〔然則云々〕關修齡曰く、高本注曰、一本無者以字と云へり、

昭魚曰、吾欲太子之自相也、代曰、請爲君北見梁王、必相之矣、

り、惠施は其の恩禮の等しきは其の使ひするいづれの國が魏に對する意の厚きかを知らむ爲なりと知りければ、惠施はまづ前以て使者を楚に遣はして言はしめけるやう、魏王は犀首に命じて齊に使ひせしめ、惠施をして貴國に使ひせしめらる、而して其の乘車の數も皆同一にして其の使に對する禮遇に依りていづれの國が楚に厚意を表するかを測り知らむ爲なれば、貴國にては己れを厚くし給へと申さしめぬ、楚王は聞きて、其の爲に郊外まで親から出て惠施の來るを迎へぬ、惠施の言に從ひたるなり、

【解義】「魏王令惠施」惠施既に見えたり、「乘數鈞」鮑注に言恩禮之等と見え、又正解に言二子乘車數鈞と見えたり、又關修齡曰く、高有此三字、言二子乘車數鈞、高本作鈞二子者、乘數鈞、將測交也、楚王聞之、坊本無乘數鈞、楚王聞之二句、愚謂、皆因下文誤衍、文義不順、除乘數鈞外十二字、宜刪と云へり、「鈞二子云々」乘數鈞の三字衍、削るべし、測は卜知することゝ、測交とは交際の厚薄を卜知するなり、此の句は上句の乘數鈞の意義を記者が解釋して云へる辭なり、諸說紛々徒らに耳目を擾す、取るに足らず、

○田需貴於魏王、惠子曰、子必善左右、今夫楊、橫樹之則生、倒樹之則生、折而樹之又生、然使十人樹楊、一人拔之、則無生楊矣、故以十人之衆、樹易生之物、然而不勝一人者、何也、樹之難、而去之易也、今子雖自樹於王、而欲去子者衆、則子必危矣、

【大意】本章は惠子が田需に魏の左右に善く取り入るべきをいふを述べたり、

【通釋】田需が魏王に事へて高位に昇りて時めきたり、惠子、田需に說きて曰く、貴公は必ず善く心を用ひて王の御側の官人等に交り給へ、其の理由を譬へて云はむに、今それ楊の木は橫にして土に植ゑても生え、又倒に植ゑても生え、又折りて植ゑても亦生

召して宰相となし給へと勸めたり、

【解義】〔文子云々〕文子は田文を指す、卽ち齊の孟嘗君なり、文は其の名、戰國の時名の下に子の字を附して稱する風習あり、既に齊策に見えたり、下の田嬰を嬰子と稱するも亦同じ、〔田需周霄〕二人共に魏にあり、〔欲罪犀首〕關修齡曰く、蓋二人欲下加二罪於一レ衍、以逐レ之而相中田文上也と云へり、〔彼必云々〕關修齡曰く、彼指レ嬰也、言下其言行二於齊王一、而魏相二其子一、則必以レ齊事上レ王と云へり、

王曰、善、因召二文子一相レ之、犀首以倍二田需周霄一、

【大意】本條は魏王が田文を相とし、田文が田需、周霄に倍くを述べたり、

【通釋】魏王は犀首の說を用ひて、やがて其れより田文を召して相と爲しぬ、是に於て田文は田需、周霄と仲違ひになりしは、蓋し犀首が田文を推薦したるを恩に被せて、田文をして二人に倍かしめたるなり、

【解義】〔犀首以倍田需周霄〕倍は背なり「ソムク」と訓ず、鮑注に二人雖レ善レ文、今衍薦レ文、文必善レ衍、善レ衍、則復背二其所一レ善と見え、又關修齡曰く、犀首可レ疑、依二二人欲一レ罪二犀首一、似三初不二相善一、所レ謂倍者何也、疑 犀首當レ作二文子一、坊注亦爲二文子事一、其義得レ之と云へり、今按ずるに、首以の間に使の字を加へて看るべし、蓋し犀首、田文をして、已れを推薦したるは犀首なるの口實の下に於て需霄二人に背かしむるを謂ふ、

○魏王令三惠施之二楚一、令三犀首之二齊一、乘數鈞、鈞二二子一者、乘數鈞將レ測レ交也、楚王聞レ之、施因令下人先之レ楚言上曰、魏王令三犀首之二齊一、惠施之レ楚、鈞二二子一者、將レ測レ交也、楚王聞レ之、因郊二迎惠施一、

【大意】本章は惠施が楚に使ひして郊迎せらるゝを述べたり、

【通釋】魏王は惠施をして楚に使ひし、犀首をして齊に使ひせしめぬ、然して其の乘車の數倶に同數な

が大王に事へまゐらすることは、國を重しとなすこと猶年老いたる妾が其の主人の正妻に事へて、唯其の家を重しとするがごとくなれば、大王の張儀を納れ給ふは國に害ありと思ひて諫めまゐらするなりと申す、魏王は實にと思ひて張儀を納れず、

【解義】〔王亦云々〕鬬修齡曰く、妾少而事二其主女一、及レ老而事二其主婦一也と云へり、〔子長云々〕家の字、鮑本に嫁に作る、注に云く、一作レ嫁と、重は鮑注に重猶レ再と、一に再を難に作る、鬬修齡曰く、並因レ嫁作レ說也、愚謂以二子長將一レ立、而已老不レ可レ事レ人、故惟其家爲レ重而已と云へり、今按ずるに、重嫁に作れば更嫁を難んずと解すべし、然れども此處の「子長色衰」の子を妾の所生と解し、妾既に其の子年長じ、己れの色衰へたれば、利欲の爲に主婦に事ふるに非ずして、唯一家を重んずるが如く、張丑自身も何も慾得上に就きて言ふにあらず、唯老臣の婆心、國家を思ふが爲に諫むる也と釋すれば、更に妙味あるに似たり、

○文子田需周霄相善、欲レ罪二犀首一、犀首患レ之、謂二魏王一曰、今所レ患者齊也、嬰子言行二於齊王一、王欲レ得レ齊、則胡不下召二文子一而相上レ之、彼必務以レ齊事レ王、

【大意】本章は、田需、周霄の二人相謀り、田文を相として犀首を排斥せむとしたるを、犀首が其の裏を搔きて、田文を魏の相として田需、周霄に倍くを述べたり、

【通釋】文子田文は田需、周霄と友とし善し、三人互に計りて犀首を罪に措き、田文を相とせむとす、犀首は之を心配して魏王に說き申して曰く、只今大王の御國にて御念頭にかけられて御心配とせらるゝものは齊國とこそ存ずれ、而して只今齊の相田嬰は田文の父にして、其の申す所は齊王に採用せられずと申すことなし、されば大王が必ず齊國を御手に附けられむと思召さむには、彼れの子息田文を召して魏の相となし給ふには增すことなし、若し田文を相となし給はゞ、彼れの父田嬰は悅びて、必ず一心に齊を以て大王に事へ奉るべしと存ず、故に是非とも田文を

あるかを疑はしく思はしめ給ふに増すことあらずと説けり、

【解義】〔旴夷云々〕鮑注に魏人と見えたり、高本に旴を盱に作る、又爲董慶の三字あり、注に云、劉作干夷と見えたり、〔内之於齊〕内は納と同じ、鮑注に言縱楚使深入乃擊之也と見えたり、又正解に魏爲疑當作爲魏と見えたり、之に從へば文義更に明かなり、〔貴董慶云々〕貴の字、呉注に姚註一作舍と見えたり、高本の注に舍に作れり、〔疑之於楚也〕正解に言令楚疑魏有計也と見えたり、

○張儀走之魏、魏將迎之、張丑諫於王、欲勿内、不得於王、張丑退、

【大意】本章は張丑が魏王に説きて張儀を納れざることを述べたり、

【通釋】張儀、秦に在りて、群臣の惡むが爲に逃げて魏に之きぬ、魏は之を迎へむとせしかば、魏の臣張丑と申す者、魏王を諫めて迎へ納れざらむやうにすれど、魏王は聽かずして納れ給はむとするを以て、張丑は御前を罷り立ちぬ、

【解義】〔走之魏〕張儀傳に、秦武王元年、群臣惡之、乞之梁と見えたり、呉注には按襄王九年、儀走魏、魏納而相之、此云不内、恐非是時事と見えたり、

復諫於王曰、王亦聞老妾事其主婦者乎、子長色衰、重家而已、今臣之事王、若老妾之事其主婦者、魏王因不内張儀、

【大意】本條は張丑が老妾の譬へを引きて張儀を納れざる事を説くを述べたり、

【通釋】張丑は再度魏王の前に參りて又諫むるやう、大王にも亦彼の世間にて申せる、年老いたる妾が其の家の正妻に事ふる事を知らせ給へりや否や、其の謂ひは、其の子年長じて將に立ちて後を承けむとするに、妾たる婦人の美容衰ふれば主人に事へ難し、故に唯其の家を重しとなすのみなるをいふ、今や臣

王、張儀復說レ王、王不レ聽、於レ是儀陰令ニ秦伐レ魏、魏與レ秦戰敗、明年齊又敗ニ魏觀津一、秦復欲レ攻レ魏、先敗ニ韓申差一、諸侯震恐、張儀復說ニ魏王一云云、王乃倍ニ從約一而因レ儀請ニ成於レ秦、事在ニ襄王二年一と見えたり、

○齊魏約而伐レ楚、魏以ニ董慶一爲レ質レ於レ齊、楚攻レ齊大敗レ之、而魏弗レ救、田嬰怒、將レ殺ニ董慶一、

【大意】本章は肝夷が齊に質たる魏の臣董慶を殺さしめぬ事を述べたり、

【通釋】齊と魏と約束を結びて與に楚を伐ちたる時、魏には董慶と申す者を人質として齊に送り置きぬ、然るに楚の軍強くして齊の兵を大に打敗りしかど、魏は之を救はざるを以て、齊の相田嬰は大に怒りて將に董慶を殺さむとす、

【解義】〔將殺董慶〕董慶は魏人と鮑注に見えたり、

盱夷爲ニ董慶一謂ニ田嬰一曰、楚攻レ齊大敗レ之、而不ニ敢深入一者、以ニ魏爲レ將ニ內下之於齊上、而擊中其後上、今殺ニ董慶一、是示ニ楚無レ魏也、魏怒合レ於楚、齊必危矣、不レ如下貴ニ董慶一以善レ魏、而疑中之於楚上也、

【大意】本條は肝夷が田嬰に說くことを述べたり、

【通釋】肝夷は魏人なり、往きて齊の相田嬰に說きて董慶を救はむとす、其の語に曰く、楚國が貴國を攻めて殊の外に貴國を打敗りけるは是非なき次第なり、然れども強ひて深く內地に攻め入らぬ所以は、弊邦に於て彼の楚軍を貴國に入込ませ置きて後より擊たむとするかと氣遣ふが爲にこそあれ、然るに只今弊邦より貴國に致し置ける人質の彼の董慶を殺さむとせらるゝは、是れ正しく楚國に魏の國が齊と交りなきを表白するものなり、然のみならず若し魏が人質の殺されたるを聞きなば怒りて楚に同盟せば、貴國の伐たれて敗北せむことも知り難し、故にむしろ董慶を大切にして魏と交はりを厚くして、楚には魏の計

と見えたり、今按ずるに、人主が合從者の辭說を攬牽するを云ふ、正解の說非なり、

臣聞、積羽沈レ舟、羣輕折レ軸、衆口鑠レ金、故願大王之熟二計之一也、

【大意】 本條は譬喩を以て早く秦に合すべきを勸むるを述べたり、

【通釋】 臣承はるに、鳥の羽は至りて輕きものなれど、多く積める羽は舟を沈むべく、又許多の輕き物も、多く車に載する物は軸を折ることあり、又多數人の毀る所、其の熱さは、堅きこと金石の類をも熔し去るものぞと承はる、されば合從論者の大言壯語に御心惑ひて彼等に誤られ給はぬやう、御決心あらせらるべしといふ、

【解義】 「衆口鑠金」呉注に周語、衆口鑠レ金、註、衆口所レ毀、雖二金石一猶可レ銷、史下又有二積毀銷レ骨一句、江淹書、積毀銷レ金、積讒磨レ骨と見えたり、鑠は音「シヤク」、說文に銷レ金也と見え、周禮考工記には爍に作る、又漢書藝文志には、爍レ金爲レ刀と見えたり、皆鑠と同じ、こすりけすの意、「熟計之也」正解に以上言二王宜レ不下爲二從人一所上レ眩也と見えたり、

魏王曰、寡人惷愚、前計失レ之、請稱二東藩一、築二帝宮一、受二冠帶一、祠二春秋一、效二河外一、

【大意】 本條は魏王が終に張儀の說に從ひ連橫を約するを述べたり、

【通釋】 魏王は張儀の說を聽かれて曰ふやう、拙者は甚だ愚なるが爲に、從來頗る合從論を信じたりしは誤りなりき、今よりは更に御身の說に從ひ、秦に連橫せむ、就きては秦國の東方藩屛の臣となり、秦王巡幸準備の爲に行宮を建て、魏の衣冠車服を止めて秦王の指定せらるゝ車服を受け、秦國宗廟の春秋の祭祀に參列し、又河外の地を致しまゐらすべしと申されぬ、

【解義】 「寡人惷愚」惷、音「ショウ」、「オロカ」と訓す、生得愚にして理非の分らぬこと、「築帝宮云々」以下解義既に上文に出せり、參看すべし、「效河外」呉注に、史張儀留レ魏四歲、而襄王卒、實惠王、哀王立、實襄

同せられずんば、秦の强兵は東に下りて貴國に參らん、其の時に及びて秦に合同せられむとすとも、決して出來申すことにあらず、故に速かに秦に合するやう定めさせ給へ、

【解義】〔秦甲出而東伐〕高本、伐の字なし、〔不可得也〕正解に此言不可不速事秦也と見えたり、

且夫從人多奮辭、而寡可信、說一諸侯之王、出而乘其車、約一國而成、反而取封侯之基、是故天下之游士、莫不日夜搤腕瞋目切齒、以言從之便、以說人主、人主覽其辭、牽其說、惡得無眩哉、

【大意】本條は諸侯が合從論者の說に惑はさるゝ由を述べたり、

【通釋】一旦連橫に後れたる上は、取返しつくべくもあらぬ上に、合從論者の言論は大言多く、眞實と受け取れぬ事のみなり、例へば一諸侯の君に說き申して、出でては其の御用車に乘り、若し又一國の合從を結びて反れば、一廉の領土を得べき資本を作るもののみ、是の故に天下の政客は明けても暮れても手を搤し目を見張り齒を喰ひしばりて合從の便を言ひて、諸侯の君に說きまゐらせぬものなし、然れば諸侯王は其の大言を聞かれて其の說を眞實と受け込みては、いかでか疑念なくてあるべきぞや、皆此の說に從はむと思ふなり、

【解義】〔多奮辭〕奮辭は大言壯語の如し、〔乘其車〕諸侯常用の馬車に乘ることにて、寵遇の厚きを謂ふ、〔搤腕云々〕鮑注に搤把腕手也、瞋張目也と見えたり、搤は音「ヤク」、正字通に握也、捉也、按也、與扼扼同、又與握通と見えたり、腕をにぎるなり、〔切齒〕吳注に荊軻傳索隱云、齒相摩切、奮怒意と見えたり、搤腕以下皆奮激の狀を言へるなり、〔覽其說〕岡井彪曰く、按覽攬通、齊策張儀爲秦連橫章、大王覽其辭而不察其至實、高注、覽受也、史作賢、其說と云へり、又正解に覽攬通、言爲其辭所攬取

弱楚者、莫若魏、楚雖有富大之名、其實空虛、其卒雖衆多、然而輕走易北、不敢堅戰、悉魏之兵、南面而伐、勝楚必矣、夫虧楚而益魏、攻楚而適秦、内嫁禍安國、此善事也、

【大意】本條は楚を攻め秦に合するは善事なるを説明することを述べたり、

【通釋】其の上に秦が弱らせむと欲する所の國は何處ぞと云はゞ、楚國に増すものなし、而して能く楚を弱らするものは貴國に優るものあらず、其の理由と云はゞ、楚國は物資饒多にして國の地積も大なりとの評判はありと雖も、其の眞實を解剖して見れば、實は何もあることなし、其の軍士は多數ありと稱すれども、いざとならば落着かず、忽ちに走りて逃げ易く、決死の覺悟あるものなし、されば貴國の軍勢總出になりて南に向ひて楚を伐たれん時は、其の勝利こそ疑なきものなれ、元來楚の國を削り取りて貴國に増益し、又楚を攻めて秦の欲する心に叶はしめば、是れ貴國の御難儀となるべき事を楚の國に送りつけて、反りて貴國を安心の地に居うるは此れ如何に善き事にあらずや、是非熟考し給ふべし、

【解義】〔適秦〕鮑注に適猶歸と見え、又關修齡曰く、蓋魏合秦と云ひ、又鈴木注は適適意之適と云へり、又正解に適如莊子適人之適之適、秦之所欲弱莫如楚、今攻之而適其所欲也と見えたり、適は「カナフ」と訓ず、宜しき所にあてはまるの意、

〔内嫁禍〕一說に内を乃に作る、正解に史記無内字、此恐衍、移魏禍於楚、故曰嫁禍、此亦言事秦之利也と見えたり、

大王不聽臣、秦甲出而東伐、雖欲事秦、而不可得也、

【大意】本條は速かに秦に合同せずむば禍あるべきを說くを述べたり、

【通釋】以上申上ぐるがごとくなれば、大王には早速に臣が言上せし所を御聽入れ遊ばされて、秦に合

【解義】〔攻河外〕魏は河東に國せり、故に河西を河外と稱す、史記索隱に河之西、卽曲沃平周之邑也と見え、又正義に河外卽卷衍燕酸棗と見えたり、〔拔卷衍云々〕拔の字、史記は據に作る、卷衍酸棗、皆魏の地、既に前策に見えたり、〔刼衞取晉陽〕史記に陽晉に作る、正義に故城在曹州乘氏縣西北三十七里と見えたり、〔從道絕〕鮑注に、主從者趙、故不言其他と見え、又吳注に一本復有從道絕三字史同と見えたり、通鑑の注に從道謂從約之路也と見えたり、

秦挾韓而攻魏、韓刼於秦、不敢不聽、秦韓爲一國、魏之亡可立而須也、此臣之所爲大王患也、爲大王計、莫如事秦、事秦則楚韓必不敢動、無楚韓之患、則大王高枕而臥、國必無憂矣、

【大意】本條は張儀が秦に合同する利益を說くことを述べたり、

【通釋】秦が韓を自國に引入れ之を賴みとし、秦が魏國を攻めんか、韓は秦の威力に懼れて秦の言ふ所に從はぬこともあらじ、秦韓合同して一となれば、魏國の之に當らむこと必し難し、必ず近く滅亡するに至るべし、此れ臣が愚存にて最も大王の御爲に目下の心配と存ずる所なり、而して大王の御爲に計らひ申さむには、先づ秦に合し給ふに如くものなし、秦に合し給はゞ、楚と韓と、手も足も出すこと能はず、貴國に於て楚と韓との御心配なくば、大王は御心安く思召されて貴國の御心配となることもなき次第なり、されば斷然合從を棄てゝ連橫の方針を定め給ふべし、

【解義】〔秦挾韓云々〕關修齡曰く、秦下蓋將字、兼有而恃之謂、挾と云へり、〔秦韓爲一國〕關修齡曰く、史無國字、此恐衍文、一合一也と云へり、〔大王患也〕正解に以上言不事秦之害也と見えたり、〔高枕而臥〕心安く臥すこと、安心の意を形容する語、〔國必無憂矣〕正解に此言事秦之利也と見えたり、

且夫秦之所欲弱莫如楚、而能

亦明矣、

【大意】本條は合從の成し難きを述べたり、

【通釋】其の上に元來六國が合從同盟をなす主意と申せば、合同の上は國家を安んじ、其の國王を尊び、兵力を強くし、其の國の盛名を天下に分明ならしめむが爲なり、六國同盟は天下の諸侯を一つにし、互に約束を結びて親類の交際を爲し、馬の血を歃りて洹水の河畔に誓盟して、以て其の意を堅くするなり、然れども其の約束も元々他人同士の寄合ひにて、到底親密に行はるゝものにあらず、土臺親子兄弟父母のごとき絕對無限の關係なるものにても、尚時々は金錢上の利益損失に就きては爭ふことあるものなり、然るに合從は他を僞り表裏常ならぬ蘇秦がごとき輩の瑣末の謀を心當てとして取結ぶものなれば、其の仕上げの出來がたきことは言はずとも知られぬべきものなり、

【解義】「合從者」史記張儀傳に合を今に作る從ふべし、「盟於洹水之上」洹音「クワン」、水の名、正字通に胡瞞切、音完、水名、俗改作洹、讀若宣非と見えたり、「尚有爭錢財」通鑑には財の下に殺傷の三字あり、「亦明矣」正解に此言從不可恃也と見えたり、

大王不事秦、秦下兵攻河外、拔卷衍燕酸棗、劫衞取晉陽、則趙不南、趙不南、則魏不北、魏不北、則從道絕、則大王之國、欲求無危、不可得也、

【大意】本條は魏王に從道の絕えば國の危き由を述べたり、

【通釋】大王は若し秦と連橫し給はずんば、秦は大兵を差下し河外の地を攻め、卷、衍、燕、酸棗を攻め取り、衞をば威力を以て威しつけ、晉陽を攻め落すべし、此のごとくならば、趙は南に向ひて御國に敵するまであらざるべし、趙が貴國に向はずんば、魏國は北趙に向ふことなからむ、趙は合從の主唱者なれば、趙魏合せずんば合從の約成立つべからず、合從成立たぬ時は大王の御國の安泰を計らるゝとも、いかで叶ふべきや、以て合從の賴み難きを知らせ給へ、

壘一爲レ之と見えたり、通鑑の注に說文、亭民所二安定一也、道路所レ舍也、障堡障也、隔也、塞也、所三以隔二塞敵人一也と見えたり、〔粟糧糟庚〕關修齡曰く、庚疑作レ康、糠通と云へり、鮑本に乘レ粟漕レ庚に作る、碕允明曰く、一作二粟糧糟一と云ひて、別に解說なし、又鈴木芷、岡井彪も解なし、按ずるに、注に漕水運、庚水運倉と云へり、史記は此の句無し、〔故戰場也〕故は、固と同じ、

魏南與レ楚而不レ與レ齊、則齊攻二其東一、東與レ齊而不レ與レ趙、則趙攻二其北一、不レ合二於韓一、則韓攻二其西一、不レ親二於楚一、則楚攻二其南一、此所レ謂四分五裂之道也、

【大意】本條は魏が四分五裂の地に立てるを述べたり、

【通釋】魏の國の位置甚だ不利なりと思ふなり、其の後は、南の方楚に合從して齊に合同せざる時は、齊が其の東の齊に近き所を攻むべし、さらばとて東の方齊に合同して趙に合同せざる時には、趙が其の北地を攻めん、又韓に合同せざる時には、韓が其の西を攻めむ、又楚と合同せざる時には、楚王は其の南方を攻めなん、此のごときは世に申す散々に分裂する貌にして、到底自立し難き地位に立たれたる御國なり、

【解義】〔四分五裂〕物の散々に分れ裂くること、正解に此言レ難二自立一也と見えたり、楊愼曰く、自二魏南與レ楚、至下四分五裂之道也上、言下與二一國一、而不レ與者攻上、明二六國不レ可レ從之由一と云へり、

且夫諸侯之爲レ從者、以安二社稷一、尊レ王强レ兵顯レ名也、合從者一二天下一、約爲二兄弟一、刑二白馬一以盟二於洹水之上一、以相堅也、夫親昆弟同父母、尙有レ爭二錢財一、而欲レ恃二詐僞反覆蘇秦之餘謀一、其不レ可二以成一

て諸侯は四方より集まり來り、交通便利にして名高き大山も大川も嶮岨となるものなし、而して鄭より首府に至る路程百里に過ぎず、又陳より首府に參るも二百餘里ばかり、馬にて馳するも人が急ぎて駈け附くるも疲れ倦むまでなくして首府に達せらる、魏の地勢のかく平坦なるは戰場として尤も適したる地といふなり、

【解義】〔諸侯四通〕魏の地は南は楚に接し、西は韓に接し、東は齊に接し、北は趙に接するをいふ、〔條達輻湊〕條は枝なり、達は通なり、輻湊は聚ること、鮑注に如二木枝分布一而四方湊レ之、如二輻於一レ轂と見えたり、〔大川之阻〕阻は高本に險に作る、史記に限に作る、〔從鄭至梁〕徐孚遠曰く、是時韓已竝レ鄭、謂二從レ韓至レ魏之道一也と云へり、〔從陳至梁〕關修齡曰く、史無二此句一、楚幷レ陳、既在二春秋之時一、此謂二從レ楚至レ魏之道一也と云へり、今按ずるに、當時韓は鄭に都し、鄭は陳に都す、故に擧げて梁に至る路程を云ふ、〔不待倦云々〕正解に愚謂、韓幷レ鄭、楚幷レ陳、鄭陳卽韓楚也、言下自二韓楚一至レ梁、皆地平而近、人馬不レ及二疲倦一而至上レ梁也と見えたり、

梁南與レ楚境、西與レ韓境、北與レ趙境、東與レ齊境、卒戍二四方一、守二亭障一者參列、粟糧漕庚、不レ下二十萬一、魏之壄勢、故戰場也、

【大意】 本條は魏が地小に兵寡く攻められ易く守り難きを説くを述べたり、

【通釋】 夫れ魏の地勢たるや、南方は楚と隣り、西方は韓と境し、北方は趙と地を接し、東方は齊と接せり、而して軍卒の各、邊要の番を爲して敵を防ぐ者、又十里毎の城壘を見張りて居るもの參列し、又輜重の役を致すもの十萬よりは少なからず、かく地小にして兵少なければ、魏の地勢は固より戰爭の場として攻められ易く、守るには難き所なりとす、

【解義】〔卒戍四方〕鮑注に他國境、或有二山川關塞一、惟梁無レ之、皆以レ卒戍守と見え、又通鑑には卒戍二楚韓齊趙之境一と見え、注に戍舂遇切、字從レ人從レ戈、人荷レ戈、所二以戍一也と見えたり、〔守亭障云々〕亭障は倶に戍兵の居る處、鮑注に十里一亭、障隔也、築二城

申す、

【解義】〔楚王云云〕鮑注に懷王の由注せり、但し此の事實何の時と詳かに知り難し、吳注には此策時不可考と見えたり、〔不如釋嗇〕鮑注に嗇を黃に作る正解に、高本に依り嗇と改め、魏地と注せり、是なり、程恩澤曰く、案左傳昭二十三年、劉子取墻人直人、彙纂墻一作嗇、路史嗇廧也、今河南府新安縣東北有白墻村、(金水發源處)疑是其處、嗇與嗇廧墻、竝是一字、其作嗇者、俗字省文耳、鮑改作黃、則謬矣、王符潛夫論、帝堯之後有嗇氏、蓋以邑爲姓名と云へり、〔成恢〕鮑注に魏人と見えたり、〔韓王〕襄王の由、鮑注に見えたり、〔交臂云云〕鮑吳與に注なし、關修齡曰く、交臂謂交手拜之と、岡井彪曰く、彪按、韓策蘇秦爲趙合從章今大王西面交臂、而臣事秦、何以異於牛後乎、又史田敬仲完世家云、蘇代謂田軫曰韓從秦、秦逐張儀、交臂而事齊楚、此公之事成也、又司馬相如諭巴蜀檄、單于怖駭、交臂受事、屈膝請和、又潘勗冊魏公文、百城八郡、交臂屈膝、張銑注文選云、交臂拱手也、今據張說、又莊子天地篇、罪人交臂歷指、而虎豹在於囊檻、亦可以爲得矣、司馬曰、交臂反縛也、是別一義、又有相與把手竝立之義、說已見于趙策武靈王平晝間居章と云へり、〔不如釋嗇〕關修齡曰く、釋謂解闈と云ひ、正解には釋解闈也、楚魏合、則韓危矣、故不如解嗇闈と見えたり、

○張儀爲秦連横、說魏王曰、魏墜方不過千里、卒不過三十萬、又墜四平、諸侯四通、條達輻湊、無有名山大川之阻、從鄭至梁、不過百里、從陳至梁、二百餘里、馬馳人趨、不待倦而至、

【大意】本章は張儀が魏王に連横を說くを述べたり、

【通釋】張儀は秦の爲に東方諸侯と合同せむとて魏に來り、魏王に說きて申すやう、魏國は地方千里に過ぎず、軍勢は三十萬に過ぎず、又土地は四方平坦にし

擧は先きに犀首を惡口せしに、今又犀首に度々對面するは解し難き事なりと思召して、領地を與へ給はず、因りて史擧は暇をも申さずして遁げ去りぬ、

【解義】〔史擧〕鮑注に卽甘茂所ㇾ事と云へり、〔見犀首〕錢福曰く、史擧蓋張儀羽翼、故數使㆓見ㇾ衍以求㆓萬戸之邑㆒と云へり、〔而弗任〕鮑注に任猶ㇾ信也、擧既非ㇾ之、而數見ㇾ之、故王疑ㇾ之と見えたり、〔不辭而去〕吳注に據㆓此讓國之說㆒、不㆔特鹿毛壽之愚㆓燕噲㆒也、此恐　惠王時事と見えたり、

○楚王攻㆓梁南㆒、韓氏因圍ㇾ薔、成恢爲㆓犀首㆒謂㆓韓王㆒曰、疾攻ㇾ薔、楚師必進矣、魏不ㇾ能ㇾ支、交臂而聽ㇾ楚、韓氏必危、故王不ㇾ如ㇾ釋ㇾ薔、魏無㆓韓患㆒、必與ㇾ楚戰、戰而不ㇾ勝、大梁不ㇾ能ㇾ守、而又況存ㇾ薔乎、若戰而勝、兵罷敝、大王之攻ㇾ薔易矣、

【大意】本章は魏人成恢が韓王に說きて薔の圍みを解かしむるを述べたり、

【通釋】楚王が魏の梁南を攻めたるに乘じ、韓王は魏の薔を取卷きて攻め立てぬ、魏は諸方に敵を受けて之を苦しみ、其の臣成恢と申す者をして韓王に說かしむるやう、大王が至急に薔を攻め給はゞ、楚の大軍は必ず早く攻來りなむ、かくては魏はたまるべくもあらず、諸方敵を受くるの困しみに堪へずして、魏が手を措きて楚の言ふが儘に從ふ時には、楚魏合同して勢力大ならむ、其の時は轉じて韓を取らむとすべし、されば此の關係を察せられて、大王には薔の圍みを解きて憂へなからしめ給はむに勝るものあらず、さて大王が薔を攻むるを止め給はゞ、魏は力を一方に向くるを得るを以て必ず楚と合戰に及ぶべし、かく合戰して勝たずんば、其の首府とても持ち怺ふるを得じ、ましてや薔の地を維持する能はざるは言ふも愚なり、然れども若し楚と合戰の後勝ちたりとも、其の兵力は衰へて復戰ふことを得ざるべし、其の時こそ大王が御心のまゝに薔を攻め給ふべけれ、故に今は薔の圍みを解きて景況を看給はむに若かずと

澁也と云へり、安井息軒曰く、可は何と通ず、乃ち今犀首田文に聽き、魏の國は宛も滲漏して盡きなんとする危亡の勢に至る、然るに魏王は樂みて二子を信用するは何ぞやと、〔舍需〕正解に舍置也と見えたり、〔外心〕正解に外心猶二二心一也と見えたり、〔二人者云々〕倚允明曰く、二人者之所レ爲之利レ於レ魏、與レ不レ利レ於レ魏、王厝二需於レ側、以稽レ之二十三字、蓋上文舍二需於レ側、以稽二二人者之所一レ爲十二字之註也、誤入二本文一と云ひ、正解之に從へども、今按ずるに、必ずしも從はずして可なり、〔身利云々〕鮑注に身王身と見え、又吳注に一本而便レ於レ事、又姚註云、劉去二身利字一、一無二而字一、似二義長一と見え、又正解に高無二國字一と云へり、

○史擧非二犀首於王一、犀首欲レ窮レ之、謂二張儀一曰、請令下王讓二先生一以上レ國、王爲二堯舜一矣、而先生弗レ受、亦許由也、衍請因令四王致三萬戶邑於二先生一、張儀說、因令三史擧數見二犀首一、王聞レ之而弗レ任也、史擧不レ辭而去、

【大意】本章は史擧が犀首を誹りて反りて犀首の計に陷り窮せしことを述べたり、

【通釋】史擧は史擧先生と稱す、上蔡の監門者にして甘茂の師事せし人なり、魏にあり、犀首を王に惡口す、犀首之を惡み、之を困めむとて張儀に說きて曰く、吾れは何卒して史擧先生に王より國を讓らるゝやう申すべし、さらばやがて王は上古に聖天子の聞え高き堯帝が舜に讓り、舜帝が禹王に讓り給へると同じことゝなりぬべし、而して先生若し之を受け給はずんば、かの堯帝の讓りを辭せしといふ許由といふ高士に同じかるべし、かく國を受けぬ高士とならば、王をして莫大の領土を先生に賜はるやう取計らはむとす、いかに思ひ給ふぞといふ、張儀は之を悅び、因りて史擧をして度々犀首に對面して領土を賜はるやうに談せしむ、然るに王は之を聞きて、彼の史

稽二人者之所爲、二人者曰、需非吾人也、吾擧事而不利於魏、需必挫我於王、二人者必不敢有外心矣、二人者之所爲之利於魏、與不利於魏、王厝需於側以稽之、臣以爲身利、而便於事、王曰、善、果厝需於側、

【大意】魏王が蘇代の論を用ひて田需を近づくる由を逑べたり、

【通釋】蘇代は魏王の答へを承はりて申すやう、只今案ずるに、かの公孫衍は韓に親しみ魏を疎んじ、又田文は齊に親しみ魏を疎んず、此の兩人は將來大王の御國に憑りて我が思ふ事を世に顯はさむと謀る、然して其の威權大なるに至りなば、大王は、御側の補佐するもの丶なからむには何事をか知らせ給はむ、されば大王には先づ田需を御側に置きて、衍と文と兩人の成績を比較し研究せられむに如くものあるべからず、かの兩人は申すならん田需は吾が黨の人にあらず、吾等が事をなさむに魏國に不都合の事は、田需、君側にありて吾等を妨ぐるやうに大王に申しなすべし、又思ふにかの兩人らは必ず敢て魏に二心あるものにあらず、臣思へらく、此の方法は大王の御身に御都合宜しく、御政事にも御德あるものなりと存ず、されば大王は御國の爲に樂しみて此の說に從ひ給ふべしと申しぬ、魏王面白き論なりと思ひて、果して田需を御側に侍せしめらる丶に至れり、

【解義】「右韓云々」關修齡曰く、高曰、右近左遠、注云、曾劉無此注、愚謂、後章高曰、右親也、左疎外也、比之、爲長と云ひ、岡井嵰曰く、按 後章曰、張儀相魏、必右秦而左魏、薛公相魏、必右齊而左魏、犀首相魏、必右韓而左魏云々と云へり、「中道云々」鮑注に中道猶中立也、言 不能兩全二國と見え、正解には中道半途也、言 文衍先齊韓而後魏、以是用魏擧事、半途 而不可、若王左右無人、則無所聞知矣と見えたり、今は之に從へり、「王之國雖滲云々」滲は音「シン」、說文に下

然、言外之天下、內之羣臣、皆不可以解說也と見えたり、今按ずるに、毋は貫と同じ、語助、墨子多く用ふ、解墨子國字解に見えたり、「外之令毋敢入」闕修齡曰く、外之不妥、或舊在上、後錯出于此と云へり、入は與の如し、干涉することゝ、外は疎外なり、外之とは田需を疎外するを謂ふ、一說に、外は除なり外之とは、田需を殺し若くは放逐するを除きたる其の他のならばとの意なりと云へり、「胡如」胡音「カ」、何如と同じ、正解に胡如猶何如と見えたり、

○蘇代爲田需說魏王曰、臣請問、文之爲魏孰與其爲齊也、王曰、不如其爲齊也、衍之爲魏、孰與其爲韓也、王曰、不如其爲韓也、

【大意】本章は蘇代の說に依りて魏王が田需を用ふる事を述べたり、

【通釋】蘇代は蘇秦の弟なり、亦辨を以て聞えたり、田需が爲に魏王に說きて申すやう、臣推して承り申したき儀あり、其は他にあらず、只今齊より參りて相たる齊の一族田文が當國の爲にすることゝ、本國齊の爲にすることゝ、いづれか勝りたらむと申せば、魏王は齊の爲にするに及ばずと曰ふ、さらば今一つ承らむ、公孫衍が當國の爲に力を致すと韓の爲に致すと、いづれか勝りたらむと申せば、魏王は韓の爲にするには及ばずといふ、

【解義】「文之爲魏」爲は助なり、「爲韓也」鮑注に衍陰晉人、時屬韓、故下蘇代說昭魚亦云と見え、又吳注に陰晉魏地、衍實魏人、其善韓非以此と見えたり、

蘇代曰、衍將右韓而左魏、文將右齊而左魏、二人者將用王之國、擧事於世、中道而不可、王且無所聞之矣、王之國雖滲樂而從之可也、王不如舍需於側、以

然るに相國たる田需は君側に在りて、臣がなす事を打壞しつゝこれあるに、大王も亦此の中傷說を信用せらるゝを以て、臣は結局何の成すこともなくて今に及べり、されば田需が臣に負けて他國に走らば、臣は君側に侍して政を行はむ、又若し田需が君側にありて事を用ひんとならば、臣は願はくは他國に去らんと存ず、大王はいかに思召さるゝぞやといふ、

【解義】〔從中敗臣〕正解に從レ中敗レ臣、謂下需在二君側一敗中衍之事上也と見えたり、〔臣將待〕將は請なり、「コフ」と訓ず、

王曰、需寡人之股掌之臣也、爲二子之不便一也、殺レ之亡レ之、外レ之毋レ謂二天下何一、內レ之無レ若二羣臣一何也、今吾爲レ子外レ之、令レ毋三敢入二子之事一、入二子之事一者、吾爲レ子殺レ之亡レ之、胡如、犀首許諾、於レ是東見二田嬰一、與レ之約結、召二文子一而相二之魏一、身相二於韓一、

【大意】本條は首が魏王と約して韓に相たる事を述べたり、

【通釋】魏王は犀首の申せる所を聞かれて曰く、田需は我が手足とも賴める大切の臣なれば、御身の爲に不都合なりとて殺することも外國に放逐することも叶ひ難し、されば之を殺し或は放逐せば、世の中にて誰人も然るべき事とも云はざるべし、又羣臣とても同じ事にして、決して至當の處置とは言はざるなり、然るに今吾れは御身の爲に妨げする者なからしめむ、若し之あらば、之を殺して放逐もすべく思ふはいかにといはる、犀首も魏王の言を畏みて、委細心得申しぬと對へぬ、是に於て犀首は東の方齊に之きて、其の相田嬰に遇ひて與に約束を結び、其の子田文を召寄せて魏の相となし、而して自身は韓の相となりぬ、

【解義】〔外之毋謂天下何〕正解に愚按、史記貨殖傳、寧爵毋刁、注漢書音義云、毋發聲、語助、此毋或亦

我與レ子之謀窮矣、然則何出レ兵と云へり、此に依れば二士は犀首自ら己れと田盼とを云ふ、恐らくは非ならん、〔田侯梁君〕齊王姓は田氏、故に田侯と稱す、魏は大梁に都す、故に梁君と稱す、當時戰國の世、名稱濫妄にして、諸侯自ら王と僭稱して、他人は或は王を以て呼び、或は侯を以て呼ぶ區々一ならず、〔又安敢云々〕關修齡曰く、釋解也、言 二君案レ兵不レ出、今見二其危一安得レ解卒不三以與二我乎と云ひ、正解に釋舍也、卒二士所レ帥之卒也、言下二君見二其危一必與中援兵上と見えたり、今按ずるに、正解の解を可とす、關說の如くならば、不の字當に釋の字の上に在るべし、

田盼曰、善、遂勸二兩君一聽二犀首一、犀首田盼遂得二齊魏之兵一、兵未レ出境、梁君田侯恐二其至而戰敗一也、悉起レ兵從レ之、大敗二趙氏一、

【大意】 本條は、田盼が犀首に聽きて軍を起し、遂に趙を敗りしを述べたり、

【通釋】 田盼、犀首の論を聽きて甚だ面白しとて、其れより梁王、齊王に勸めて犀首の論に從はしめぬ、やがて兩人共に軍を起し、次いで齊魏の軍勢をも借る事を得たり、而して其の兵は國境を離れぬ程に梁王と齊王とは其の戰ひに敗れむ事を心配ありて、殘らず軍勢を出して從軍せしめられしかば、殊の外に趙の兵を打敗りぬ、

【解義】 〔兵未出境云云〕倚允明曰く、言 魏齊之兵未レ出二其境一、二君果見二其勢不一レ可レ支、而恐二兩國之兵至、而相戰而必敗一也、悉起レ兵從レ之と云へり、

○犀首見二梁君一曰、臣盡レ力竭レ智、欲三以爲二王廣レ土取二尊名一、田需從中敗レ臣、王又聽レ之、是臣終無レ成功也、需亡臣將侍、需侍、臣請亡、

【大意】 本章は犀首が魏王に說きて韓に相たる事を述べたり、

【通釋】 犀首が魏王に謁見して申しけるやう、臣はあらむ限りの力を出し、有る限りの智惠を絞りて、大王の爲に天下の王となしまゐらせむと存じたり、

【解義】〔犀首云々〕吳注に事在二齊宣十一年一、魏惠後三年、趙肅侯十八年、公孫衍欲レ敗レ從、田盼本非三與二謀一、故其聞二衍之說一、猶能以レ用レ兵難レ之、既而試二於其言一、勸二兩君一以聽レ衍、而身將二齊魏之兵一、蓋狃二於戰鬪之習一、墮二衍計中一、以成二其欺一、以敗二和好一、快二讐秦之欲一、皆盼之爲也、觀二馬陵之役、魏客之言、張丑說レ楚之辭一、知下盼爲二隣國一所レ畏、百姓所上レ服、今以二此事一觀レ之、盼亦優二於勇一、而短二於謀一者也と見えたり、

犀首曰、公之不慧也、夫二君者、固已不レ欲矣、今公又言レ難以懼レ之、是趙不レ伐、而二士之謀困也、且公直言レ易、而事已去矣、夫構レ難而兵結、田侯梁君見二其危一、又安敢釋レ卒、不二我予一乎、

【大意】本條は犀首が易く言ひし所以を說くを述べたり、

【通釋】犀首は田盼が易く趙を敗るべしといへるを反對せるに對して對へて曰く、あゝ尊公の愚なる事や、今の御言葉にては兵事を知らぬと申すものなり、原來齊梁兩王は固より趙を伐つを好まれず、然るに只今尊公は趙を伐ち難き由を言ひて兩王を懼すは甚だ善からず、かくては趙をば伐たずして我々兩人は工夫盡きて迷惑に及ばむ、一旦難しと言ひて後に易き事なりと言ひ直したりとも、機會は既に失ひたる者なり、又一旦戰爭始まりて容易に埒明かぬに際せば、齊王も梁王も其の危きを見ては、いかで今迄止め置きたる軍勢を出して我々を援けぬことのあらむや、必ず兵を出して援けざるを得ざるべしといふ、

【解義】〔且公直言易〕岡井彪曰く、彪按、此何疑、易下當レ有二危字一、乃指三上云二其國易一レ危と、今按ずるに、易は上の「其國易レ危」「其身易レ窮」の兩の易を指す、乃ち田盼は頻りにも易危、易窮と、易てふ言を言ひて我れを咎むるも其の事は已に時過ぎたり、今更に此れと論ずるも既に及ばずとの意なり、〔二士云々〕二士一本に二君に作る、上文に據れば是に近し、碕允明曰く、言公何無レ智也、二君固不レ欲レ伐レ趙、今又公言二其難一レ伐之故、以懼二二君一、是不レ及レ伐レ趙、而

王は、先づ手早く申さむには、一車を挽かむとするに、足遲き牛を二疋かけたる外に又足疾き千里の馬を其の兩側にかけたるを遣らむとせば快く挽かるべしや、全く百步ばかりの途をも行くべからざるにあらずや、只今大王には公孫衍を將軍に適すと思召さるゝが爲に將とせられたるなるべし、而るに又相の田需が說を用ひ給ふは、前の牛をかけたる外に又馬をかけて、一車を挽かしめむとするに異ならず、かくても無理に驅使せば牛も馬も一緖に死して、遂に行く事出來ざるに至る、此の理、今の將と相と併せ用ひらるゝに異なることなし、若し强ひて用ひ給はゞ、大王の御國は忽ちに損害を來して立ち難きに及びぬべし、何卒大王には理を推して其の譯を考へられむことをと說けり、

【解義】〔其相田需〕需一に繻に作る、〔季子〕未だ何處の人なるを詳かにせず、〔服牛驂驥〕正解に車衡中兩馬曰ㇾ服、其外兩馬曰ㇾ驂と見えたり、關修齡曰く、夫牛驥性異、遲疾不ㇾ同、固不二相得一者、而責二同車之任一、乃所三以不ㇾ能二百步一也と云へり、

○犀首田盼欲ㇾ得二齊魏之兵一以伐趙、梁君與二田侯一不ㇾ欲、犀首曰、請國出二五萬人一、不ㇾ過二五月一而趙破、田盼曰、夫輕用二其兵一者、其國易ㇾ危、易用二其計一者、其身易ㇾ窮、公今言ㇾ破ㇾ趙太易、恐有二後咎一、

【大意】本章は犀首が田盼に說き齊魏の兵を以て趙を破る事を述べたり、

【通釋】犀首が田盼と與に計り、齊魏の軍勢を用ひて趙を伐たむと欲せり、然るに魏王と齊侯と其の說を用ふることを好まず、是に於て犀首が申すやう、御國より五萬人の兵を出し給はゞ、五ケ月間を過ぎぬ中に趙は打負けぬべしと申す、田盼之を危みて曰く、原來深く考へずして軍勢を動す者は其の國危くなり易く、易く軍を起す工夫をなす者は身進退に窮することありといふ、今し尊公には趙を打破る事容易なりといはるれど、恐らくは後に至りて御身の越度となることあるべければ、熟考せらるべしといふ、

與へずとも、秦が眞に平和を愛する心ありて講和を爲すものならば魏王と相遇ひて親密を表すべければ、今遽かに多く割くに及ばざる事を云へるなり、〔和不成則後云々〕則の字、上句に無くして此句に有り、或は曰く、上句之を脱するなりと、是れ多く地を割きて秦に與へずして和睦が成立せざるときは、天下列國皆共に秦の講和を言ふは眞の平和を欲するに非ずして唯土地を貪り取らむが爲にすることを知りて、何人も魏が和睦を爲さゞるを無理とは思はず、尤もなる事として、復秦の爲に魏國を勸めて之と合體せしむるを計る者無かるべしと說きて、益〻多く地を割くに及ばざる事を云へり、岡井伯皮曰く、必莫字與固有字對、合字與遇字呼應と、鈴木汪曰く、此所教之語、言衍固得秦之寵、今求和、以魏來、與王遇、如是而王不聽、後必無來講者、魏終與秦絕、恢教衍以此語說秦王也、衍嘗相秦、其居魏也、尙有秦寵、故魏令之請和、而云固有秦重と此の說に依るときは、固有秦重の四字を句とし、公孫衍に係けて解す、和以與王遇は、今平和を請ふ目的は秦王と魏王と相遇ひて交情を敦くせむがためなり、然るに此の後また來り和を請ふ者無かるべしと、此の說を以て秦王に說かば、多く土地を割くに及ばずして講和は成立すべしとの義なり、姑らく一說として存す、

○公孫衍爲魏將、與其相田需不善、季子爲衍謂梁王曰、王獨不見夫服牛驂驥乎、不可以行百步、今王以衍爲可使將、故用之也、而聽相之計、是服牛驂驥也、牛馬俱死而不能成其功、王之國必傷矣、願王察之、

【大意】本章は季子が公孫衍の爲に魏王に說く事を述べたり、

【通釋】公孫衍が魏の將軍となりてより、其の相田需と仲らひ善からず、季子と申す者あり、公孫衍の爲に田需を用ひざらしめむとて魏王に說きて曰く、大

る丶なれ、其の御主意甚だ解し難しと怨みぬ、齊王聞きて曰はく、否とよ、魏王は我が此に來れる由を傳聞して、公孫子を使者とし、來りて我が勞を慰めしめたるまでなり、決して親しく物語りせしにはあらず、故にさのみ怨むるをあるべからずと宥め諭し給ふ、然れども三國の相どもは齊王の衞に於て三國の使臣に會見ある事は其の眞意料り難しと危みしより、三國の使臣と約束あるべきことも成らずして畢りぬとなり、蓋し公孫衍の謀の行はれたるをいふ、

【解義】〔約外魏〕外は疎外にすること、〔是王謀三國也〕謀は工夫を運らしてたくらむこと、乃ち三國を計略に掛くるを云ふ、〔遇事遂敗〕闞修齡曰く、左傳杜注云、遇草次之期、蓋齊王用遇禮見之也と云へり、

○魏令公孫衍請和於秦、綦母恢教之語曰、無多割、曰、和成、固有秦重和、以與王遇、和不成、則後必莫能以魏合於秦者矣、

【大意】本章は綦母恢が公孫衍に、秦と和するに土地を割かざるを得策と爲すを教ふるを述べたり、

【通釋】魏は公孫衍を使者として和睦を秦と取行はしめむとするに、綦母恢と申す者、公孫衍に敎へて曰く、和睦は可なれども多く土地を割きて和睦し給ふべからず、其の理由を申さむに、多く與へずして而かも和睦が首尾能く取行はれば、是れ秦は平和を主として和睦を爲したるものにて、土地を取るが目的にあらざれば、秦王は必ず大王と遇あるべし、若し多く地を割きて與へざるが爲に和睦取行はれずんば、秦は眞に平和を愛するにあらず、唯地を重んずる爲に和睦を爲したるものにして、貪欲の者として諸侯其の所爲を惡み、魏をして地を割きて秦に合せしむるものなからむと思へばなり、然るときは諸侯が具に魏を助けて秦と抵抗すべしと、畢竟するに多く地を割くの利なきを說くなり、

【解義】〔綦母恢云々〕綦母恢は既に周策に見えたり、鈴木注曰く、恢欲進其策、先稱其善云、此策無多割之害、而和可成と云へり、割は土地を割き與ふること、〔和成固有秦云々〕成の下に則の字を加へて看るべし、後句證すべし、是れ多く地を割きて秦に

【通釋】齊王は燕趙楚の相を衛に引見ありて、約して魏を排斥せむと謀り給ふ、魏王は之を懼れ、やがて公孫衍に其の由を告げ給ふ、公孫衍申すやう、大王には臣に金百金を與へ給へ、臣は此の謀を破壞して行はれぬやうに仕るべしと申すに、魏王は其の爲に供たるべき車の支度を命じ、又百金を持たせて、公孫衍の申すがまゝにせしめ給ふ、犀首は齊王が衛に到着の日を待ちて、先づかの車五十乘を以て衛に之き、さて齊の行人の官の者にかの百金を遺りて私かに之に逢ひ、前以て賴み置き、さて先づ齊王に謁見を願ひ出でければ、齊王引見あり、其れより久しく坐して のどかに物語りぬ、

【解義】〔期齊王至之日〕期は其の期日を計るなり、〔間齊行人〕間は間行の間にして、「ひそかにす」と訓ず、乃ち内々に贈遺するなり、鮑注に間私見之と見え、又吳注に間居諫反、投間隙也、行以百金、猶言行縱金於某と見えたり、行人は官の名、使者と爲りて外國に使ひし、又外人謁見の事を掌る、〔安從容談〕閔非彪曰く、彪按、容談何絕、安語助、猶焉也、若荀子俄則屈安窮矣之安、說見趙策と云へり、李元齡曰く、安一作與と云へり、

三國之相怨、謂齊王曰、王與三國約外魏、魏使公孫衍來、今久與之談、是王謀三國也、齊王曰、魏王聞寡人來、使公孫子勞寡人、無與之語也、三國之相、不信齊王之遇、遇事遂敗、

【大意】本條は公孫衍の謀に依りて齊王の計畫敗れたる事を述べたり、

【通釋】燕趙楚三國の相は公孫衍が齊王と久しく談せしことを聞きて、之を怨みて齊王に申しけるは、大王は我等三國の者と御約束ありて魏を排斥して親しまざることにせられむとて此れまで參りしに、今や魏は公孫衍を遣はして此に來らしめしを、大王は引見ありて久しく物語りありしとか承はる、されば反りて大王には我々三國の方を排斥せむとこそはせら

【解義】〔王許レ之〕高本王の上魏の字なし、坊本魏の字あり、〔卽明言云々〕關修齡曰く、明顯也、顯言者欲二人聞一レ之と云へり、〔因犀首〕鮑注に魏爲二主約一、故諸侯因レ衍、以合レ魏と見えたり、〔以事因犀首〕正解に因猶レ依也、言下以二國事一依中托犀首上と見えたり、今按ずるに、因は上文の「因犀首」の因と同じ、

魏王曰、所下以不レ使二犀首一者上、以爲レ不レ可、今四國屬以レ事、寡人亦以レ事因焉、犀首遂主二天下之事一、復相レ魏、

【大意】本條は犀首が四國の事を主りて後魏の相となりたるを述べたり、

【通釋】魏王は曰はるゝやう、我が犀首を使はざりし所以は、國事を任すべからずとなしゝに因る、然るに今や燕趙齊楚の四國が國事を彼れに依托せし以上は、其の任に堪ふればなるべし、さらば我も亦國事を打任せむと、犀首を用ひらる、是に於て犀首は遂に天下諸侯の國事を主どりて、再度又魏の相となりぬ、

【解義】〔復相魏〕鮑注に復言下得二四國一、又相中魏也上、非レ已相罷而又復一、衍傳有、在二張儀初相之後一と、吳注に陳軫過二犀首一而不レ見、宜レ若レ有レ憾焉、而必見レ之、又敎レ之以レ收二天下之事一何也、二人皆不レ善レ於二張儀一者也、激二犀首一以二重任一、皆所三以傾レ儀而已と、

○齊王將レ見二燕趙楚之相於衛一、約レ外レ魏、魏王懼、恐二其謀伐一レ魏也、告二公孫衍一、公孫衍曰、王與二臣百金一、臣請敗レ之、王爲約レ車載二百金一、犀首期二齊王至之日一、先以二五十乘一至レ衛、間二齊行人一以二百金一、以請先見二齊王一、乃得レ見、因久坐、安從容談、

【大意】魏王が公孫衍をして齊王の排魏政策を敗りじを述べたり、

之期」十日を旬と云ふ、鮑注に期以二十日五日一と見えたり、「約レ車」關修齡曰く、約纏束也、猶レ言レ駕レ車と云へり、

謁二魏王一、王許レ之、卽明言使二燕趙一、諸侯客聞レ之、皆使三人告二其王一曰、李從以二車百乘一使レ楚、犀首又以二車三十乘一使二燕趙一、齊王聞レ之、恐下後二天下一得上レ魏、以レ事屬二犀首一、犀首受二齊事一、魏王止二其行一、燕趙聞レ之、亦以レ事屬二犀首一、楚王聞レ之曰、李從約二寡人一、今燕齊趙皆以レ事因二犀首一、犀首必欲二寡人一、寡人欲レ之、乃倍二李從一、而以レ事因二犀首一、

【大意】 本條は犀首が陳軫の計を行ひて燕趙齊楚の王が事を以て犀首に屬することを述べたり、

【通釋】 犀首はやがて其の旨を心得て、魏王に暇を賜はらむと請ひ申しければ、魏王許しぬ、此に於て犀首は朝廷百官の前に於て燕趙に使者として罷る由を明言しければ、諸侯の客の來りて魏にある者之を聞きて、皆使ひを以て各〻其の王に通報せしめけるやう、李從は百乘の供を連れて楚に使ひし、犀首は車三十乘を供として燕趙に使ひに罷りぬ、此れ決して只事にあらざるべしと告げまゐらせたり、さる程に齊王は其の事を聞かれて、他の諸侯より後れて魏と結びては手後れにならんことを恐れ、先づ國事を以て犀首に依囑せらる、犀首は齊の依囑を受けたりければ、魏王は亦魏の國事を任せむとて犀首の行くを止めらる、かくと聞きて燕趙の君も亦國事を以て犀首に依囑せらる、楚王は此の由聞きて曰く、李從は寡人に約しけれど、今や燕齊趙は皆國事を以て犀首に依托せり、犀首も亦寡人の事を依托せむを欲するならむ、寡人も亦之を欲すれば之に依托せむに若かずと云ひて、乃ち李從との約に倍きて國事を以て犀首に依托せられぬ、果して陳軫の案のごとく、犀首は諸國の政事に携はりて多忙の身となりぬ、

と云へり、〔請移云々〕關修齡曰く、取彼置此、謂之移、天下之事、諸侯國事也と、乃ち列國の政事を悉く引き移して犀首の身に歸すべきやうに取計らはんとなり、

陳軫曰、魏王使李從以車百乘使於楚、公可以居其中而疑之、公謂魏王曰、臣與燕趙故矣、數令人召臣也、曰、無事必來、今臣無事、請謁而往、無久、旬五之期、王必無辭以止公、公得行、因自言於廷曰、臣急使燕趙、急約車爲行具、犀首曰、諾、

【大意】本條は陳軫が犀首に政事を引き移す方法を說く事を述べたり、

【通釋】陳軫は犀首に語りて曰く、魏王は李從をして車百乘を具して楚國に使ひせしめぬ、此の機に乘じて尊公は其の中に居て諸侯に之を疑はしく思はしめ給へ、尊公は魏王に申して、かく說き給へ、臣は燕趙の王と舊好あり、度々使者を以て臣を召さる、其の言には、只今何の國事もなく閑隙ならば、必ず我が國に來れとなり、今や臣は幸ひに何の國事も行はず、閑散なれば、願はくは暇賜はりて彼の國に罷りなむ、但し永くは彼の國に留まらず、十五日程にて足りなむと申し給へ、魏王には尊公を引留むる口實あらざるべし、さて尊公には彼の國に參り給ふを得ば、其れより魏の廷に於てかく申し給へ、臣は急に燕趙に使者に罷り下るべし、至急に供の車の用意あるべしと申し給ひて、又直ちに旅裝に取掛り給ふべしと語れば、犀首は委細心得ぬと答へたり、

【解義】〔李從云々〕鮑注に李從趙人と見えたり、〔公可云々〕關修齡曰く、而下蓄令字、言　李從出使、衍居其國、因可以令諸侯疑之と見えたり、〔臣與燕趙故〕正解に故謂舊好也と見えたり、〔請謁云々〕正解に謁告也、謂告暇也と見えたり、又鈴木注曰く、謁謁燕趙王也と云へり、今按ずるに、前說を可とす、〔無久〕鮑注に言可久於彼と見えたり、〔旬五

○陳軫爲秦使於齊、過魏求見犀首、犀首謝陳軫、

【大意】 本章は犀首を四國の相とすることを述べたり、而して此の條は其の發端たり、

【通釋】 陳軫は秦の國の使命を帯びて齊に使ひするの途次魏の國に過ぎりて、犀首に逢はむと申入れしに、犀首は面會を謝絶する由を對へたり、

【解義】 〔謝陳軫〕正解に謝謂辭謝不見也と見えたり、

陳軫曰、軫之所以來者事也、公不見軫、軫且行、不得待異日矣、犀首乃見之、陳軫曰、公惡事乎、何爲飮食而無事、犀首曰、衍不肖不能得事焉、何敢惡事、陳軫曰、請移天下之事於公、犀首曰、奈何、

【大意】 本條は、陳軫が犀首の無事に苦めるを見て、爲に多忙の身と爲さんといへるを述べたり、

【通釋】 陳軫曰く、軫が貴國に御立寄り申しける譯は、尊公が行ふ所の仕事を以て告げ申さむとて參れるなり、然るに尊公は後日に逢はむといはる、然れども軫は今より他に行かむとする際にて後日を待つことを得ず、故に御逢ひあらむとならば今日より外に機會なしといふ、犀首は此に於て軫に逢ふことゝなりぬ、さて陳軫の曰く、尊公は御自身に政事を行はむとすることを厭ひ給ふか、凡そ人として徒らに祿のみ受けて何の政事をもせずとは心得られぬ事ならずやといふ、犀首曰く、衍は愚にして何の國事をもなすをも得ず、何とて政事を行ふことを厭はむや、決して政事を厭ふにはあらずと答ふ、陳軫曰く、さらば尊公の爲に諸侯の政事を以て尊公の一身に移し申さむといへば、犀首は大に喜び、そは如何なる事ぞと問ふ、

【解義】 〔軫之云々〕正解に事謂欲以衍所事告之と見えたり、〔何爲云々〕正解に言 何爲徒飮食、而無所事乎と見え、又岡井彪曰く、彪按 惡猶厭也、言 何爲食其祿、而可無務國事乎

【大意】本章は或人が張儀の齊にありて安きやうにするを述べたり、

【通釋】張儀が魏の相としてありけるに、韓の相韓朋は張儀と仲らひ善からず、之を外國に逐はむと欲す、或人張儀の爲に張儀に說きけるやう、我れ御邊の爲に齊王に言上せむ、其の言は、只今韓朋は張儀を外國に逐はむと計りてあれど、大王には、御單獨にて秦を伐たむとせられむよりは、韓朋がなさむとする所に援助を與へて、與に張儀を魏國より放逐し給ふべし、然らば魏は其の爲に犀首を相となさむ、其れより齊魏相合同したる軍勢を以て韓の韓朋を廢して公叔を相とせしめ、齊韓魏國聯合の軍にて秦を伐たむに若くものあらずと言上せむと、

【解義】〔謂張儀〕謂の字、本と無し、鮑注、謂の字を補へり、又吳注に章首有缺文と見え、又關修齡曰く、高齊作秦、無謂臣二字、愚謂義不可通、坊本亦然、但齊王可據、或作爲犀首謂齊王、稍通、蓋客爲犀首設辭也、其伐秦以上、是說齊王也、以下乃謂犀首也と云ひ、又正解に章首謂臣二字、鮑彪所補、今姑從之と見えたり、〔臣謂云々〕臣の字、本と無し、鮑注、臣の字を補へり、齊王は閔王なり、正解に蓋儀時相魏、韓朋欲逐之、而又與公叔不善、故客言如是、此設辭也、以下乃謂儀之詞と見えたり、

公仲聞之、必不入於齊、據公於魏、是公無患、

【大意】本條は或人が張儀に說くことを述べたり、

【通釋】或人更に張儀に說きて曰く、公仲が我が齊王に言上せむとする言を聞かむ時は、己が身の廢せられむことを恐れて、必ず齊には入らずして魏と合して尊公に賴るべし、韓が此のごとく魏に合するに至らば、魏は之を喜びて必ず尊公を重んずべし、然らば尊公は何の御心配もなきことゝなるべしといふ、

【解義】〔公仲聞之〕正解に公仲韓朋字也と見えたり、〔必不入於齊〕正解に入疑當作合と見えたり、〔據公於魏〕公は張儀を指す、據は仗持なり、依たり、確かとよりしむること、物のより所とする意なり、此にては張儀が魏國に居ることを確かにより所とすること、心丈夫に思ふことなり、

秦に事へてあれば秦が之を救はむには、兩國は決して秦に當るべからずと申したりといふ、此れ卽ち張儀が秦王と內々約束申しける所以と承はる、今や張儀は魏の相となりたるを見て之を惡み隨ひて魏を攻めむと思召さるゝは、是れやがて張儀の計略を秦國に實行せしめらるゝと申す譯にして、張儀を困ましめらるゝ譯には參らぬ思召しの御主意とこそ存ずれと說きつけたり、

【解義】〔若不勝〕岡井彪曰く、不勝讀、賂王句、不勝言魏不勝齊楚也と、〔欲復攻〕鈴木注曰く、復攻、攻魏也、承齊楚已攻之後、故曰復攻、梅君從鮑注云、前章以魏合於秦攻齊楚、故云復攻、按儀之約言、卽齊策儀乞之梁之辭、在未入魏之前、此下文云、今儀相魏、而攻之、則可見、此語爲昔日在秦之言矣、前章事則儀正在魏時、且止曰、欲合秦韓攻齊楚、未見其果攻也、其說非、上文若不勝以下皆主魏說、此下其敵字亦承不勝言、若爲攻齊楚、則皆不順と云へり、

齊楚之王曰、善、乃遽解攻於魏、

【大意】本條は齊楚の王が雍沮の說を聽きて魏を攻むることを止めたるを述べたり、

【通釋】齊楚の王は雍沮の說を眞實なりとして其の言に從ひ、其の說甚だ面白しとありて其れより遽かに魏を攻むる事を止むるやうになりぬ、

【解義】〔解攻於魏〕吳注に齊策、秦惠王死、儀乞之梁、以致齊伐、儀使馮喜說齊王云々、其言頗與雍沮類と見えたり、又碕允明曰く、解攻兵於魏也と云へり、

哀王

哀王は襄王の子と史記魏世家に見えたり、六國表に二十三年にして昭王元年とせり、

○謂張儀、臣謂齊王曰、王不如資韓朋、與之逐張儀於魏、魏因相犀首、因以齊魏廢韓朋、而相公叔以伐秦、

【解義】〔雍沮云々〕鮑注に魏人と見えたり、〔以公云々〕岡井彪曰く、以猶以爲と云へり、「オモヘラク」と訓ずべし、

雍沮曰、請令齊楚解攻、雍沮謂齊楚之君曰、王亦聞張儀之約秦王乎、曰、王若相儀於魏、齊楚惡儀、必攻魏、魏戰而勝、是齊楚之兵折、而儀固得魏矣、若不勝、魏必事秦、以持其國、必割地以賂王、若欲復攻其敝、不足以應秦、此儀之所以與秦王陰相結也、今儀相魏、而攻之、是使儀之計當於秦也、非所以窮儀之道也、

【大意】本條は、雍沮が齊楚の君に魏を攻むるは張儀を窮せしむる道に非ざるを説くことを述べたり、

【通釋】雍沮は張儀に説きて曰く、今の難を免れむと思はゞ、我れ願はくば尊公の爲に齊楚の君に説きて、魏を攻むることを止めしめ申すべしと云へば、張儀之に從ひぬ、雍沮因りて齊楚の君に説きて申すやう、大王は只今魏が張儀を相とせるを惡みて攻め給はむとせらるゝは、大王の御爲に宜しき事とも覺えず、其の所以は、大王にも亦彼の張儀が秦王と約束申しけるを知り給へりや否や、張儀が約束申しけるは此のごとしと承はる、其の言に曰く、秦王には若し臣張儀を魏の相とせしめ給はむには、齊楚の君は臣を惡むの結果必ず魏を攻むることゝ相成るべし、さて愈ゝ戰爭に及びて魏が戰ひて勝ちたらむ時は、是れに因りて齊楚の兵力は威勢を減ずるに至るべし、然れども臣は固より魏に相たるを得べきは申すも更なり、さて又萬一にも魏が勝利なからむ時は、魏は必ず秦國に事へて其の國を保つことゝならば、必定土地を割きて大王に獻じ申さむ、而して若し又齊楚兩國が魏の疲敝に乘じて之を攻めむとすとも、魏は最早

也、是偏執二其可一、而有二半塞一於不可一而不レ通也と云ひ、又正解に塞雍蔽也、言其可未レ明、智術又非二皆同一、則必可否相半、而皆以爲レ可、是有下半以爲二不可一者上、壅蔽而不レ通也と見えたり、〔所謂云々〕岡井彪曰く、彪按、刧王當レ作二刧主一、蓋字訛、合從之時、蘇秦說二六國一曰、橫人挾二强秦之勢一、以內刧二其主一、罪無レ過レ此者一、策中多見、今張儀挾レ秦者也、故惠施指レ儀曰二刧レ主者一、是乃蘇秦之言、故曰二所謂一、諸家之解竝謬矣と云へり、

○張儀以レ秦相レ魏、齊楚怒而欲レ攻レ魏、

【大意】本章は、張儀が魏に相たる爲に齊楚が魏を攻めたるを、雍沮の計を用ひて之を解くを述べたり、

【通釋】張儀が秦の相にして魏の相を兼ねたるに、齊楚は張儀が秦の强勢を借りて齊楚を凌がむことを恐れしかば、齊楚は與に魏を伐たむとせり、

【解義】〔欲攻魏〕正解に齊楚惡レ儀、而魏相レ之故也と見えたり、又吳師道之曰く、儀相レ魏、必借二秦之勢一而陵二齊楚一、故二國惡而伐レ之と云へり、

雍沮謂二張子一曰、魏之所三以相二公一者、以公相則國家安、而百姓無レ患、今公相而魏受レ兵、是魏計過也、齊楚攻レ魏、公必危矣、張子曰、然則奈何、

【大意】本條は雍沮が張儀を救ふことを述べたり、

【通釋】魏人に雍沮と申す者あり、往きて張儀に說きて曰く、魏王が尊公を相とせられし所以は如何と思ひ給ふか、其の所以は、尊公が秦の相たるより尊公を以て相とせば、魏國は安く治まりて萬民は樂しくあるべきが爲にせられたるものなり、然るに只今尊公が魏國に相とあるが爲に、魏國は齊楚の惡みを受けて戰爭に及ばむとするは、是れ全く魏國の計略の過失にこそあれ、齊と楚と與に魏を攻むることゝ相成らば、尊公の御身もいかで安穩なるべきや、早く其の計あるべしといへば、張儀も恐れて、いかにせば此の難を免るべきかと問ひたり、

非二皆同一也、是有二其半一塞也、所レ謂劫レ主者、失二其半一者也、

【大意】本條は、惠子が魏王に主を刧し強ひて從ふ者の非なるを說きて群臣の不忠實なるを論ずるを述べたり、

【通釋】惠子は群臣が多く張儀の說を助くるを非として魏王に說き申して曰く、凡庸の小事とても世には可とする者と不可とするものと相半ばするものなり、ましてや大なる事柄に就きては宜しく可とするものと不可とするものと有るべきなり、然るに今や群臣は皆張儀の說を可となす、思ふに魏を以て秦韓に合同せしめて、齊楚を攻めむとするは大事なり、然らば彌可不可相半すべきものなり、而も大王の群臣は皆之を可となす、臣は存せず、是れ其の可とするものの果して此のごとく明かに其の可なるを知りての事か、いかゞならむ、而も群臣の智識も方略も此のごとく同一にてあるか、是れも臣は未だ存せざるなり、抑ゝ是れ其の可とするは未ださのみ明白に其の可なるを知りたるものにあらず、而して又群臣の智識方略も又皆同一とは申すべからず、然るに今は皆一樣に可とのみなすは、不可となすものは押へつけられて其の意見を通ずることを得ざるなり、さらば世に申すごとく、君主を威力を以て押へつけ奉るものは、其の眞の意見ありて不可となすものを押へつけて遠ざくるが故に、臣下の半分を失はるゝ者と申すべし、されば大王には能く其の眞の意見あるものゝ說を聽分け給ひて只可とのみなすものに御心を許し給ふことなからむことを願ふとて、自身の不可とせらるゝの理ならざるを辯ぜり、

【解義】〔小事也云々〕關修齡曰く、也下蓄二而字一、言　凡小事、而可レ與二不可一、正以相半と云ひ、又岡井彪曰く、小事也、謂レ可者、謂二不可一者正半十二字一句、此也字起レ下之辭、下文可也、術也之也、義竝同と云へり、〔大事也〕關修齡曰く、必有三可與二不可一と云へり、〔而群臣云々〕正解に言　凡小事猶可否相半、況大事宜レ有二可否一、而群臣皆以レ儀爲レ可、是其事之可、如レ是其明耶、群臣之智術、如レ是其同耶、是未レ可レ知也と見えたり、〔是有云々〕關修齡曰く、言下其爲レ可者、未レ明二其可一也、而群臣又非二皆同一爲レ可

許は東の方我が邦に來給ふべし、魏には之くべからず、而して我れに逢ふべし、願はくば其許に一地を封じ與へむ、而して又嘗て魯侯を迎へ申しける時の車もて其許を迎へ申すべしと云はるゝことと決然たりといふ、

【解義】〔齊王云々〕鈴木注曰く、陳軫如二彊之言一行、而齊王云々也と云へり、〔子東〕鮑注に使二東來一レ齊と見えたり、〔以魯侯之車〕正解に鮑彊曰、以下嘗所レ迎二魯侯一者上迎レ之、重レ之也、愚謂、此言二齊待一レ之必然一也と見えたり、

○張儀欲下以二魏合一於秦韓上而攻中齊楚上、惠施欲下以二魏合一於齊楚一以案レ兵、人多爲二張子於王所一、

【大意】本章は惠子が張儀の說に雷同する者の信じ難きを說くを述べたり、

【通釋】張儀は魏を秦韓に合同せしめて齊楚の國を攻めむと計り、又惠施は魏を齊楚に合同せしめて兵を止めて時を待たむと計りぬ、然るに群臣の大多數は張儀の方を王の宮中に於て助けて、其の謀計の利あることを魏王に陳說す、

【解義】〔人多云々〕鮑注に所レ猶レ處と見え、又關修齡曰く、猶下言在二王所一之人多爲中張子上、言下人以二張子之言一爲上レ是と云ひ、又倚允明曰く、言二人多以二張子之謀一告レ於レ王、欲レ助爲二者也と云ひ、又岡井彪曰く、彪按、猶レ言下於二王所一人多爲中張子上謂人皆爲二張子一陳三說其謀之利於二王前一也と云ひ、又正解に爲猶レ助也と見えたり、今按ずるに爲は助なり、

惠子謂レ王曰、小事也、謂レ可者謂二不レ可者一正半、況大事乎、以レ魏合二於秦韓一而攻二齊楚一、大事也、而王之群臣皆以爲レ可、不レ知是其可也、如レ是其明耶、而群臣之智術也、如レ是其同耶、是其可也、未レ如二是其明一也、而羣臣之智術也、又

恐れて此の兩國を離さむと欲するものにこそあれ、されど臣が行くに當りて一言申上げ奉るなりと申し給へと敎ふ、

【解義】〔止二其公之行一〕鮑注に、公翁同、項羽紀註謂レ父と見えたり、其公とは陳應の父、即ち陳軫を謂ふ、〔物之湛者〕鮑注に湛謂二其謀之深一と見え、又關修齡曰く、愚謂湛沈也、坊注訓レ深、義不二明了一、湛疑當レ作レ甚、以相召レ之、亦甚者、是可二以察一也と云ひ、又倚允明曰く、喩二潭水一言二湛湛然、不レ見二其底一也、物汎當レ作レ甚、指二衆物一也と云ひ、又岡井彪曰く、彪按、湛恐甚字誤、言以レ相召レ之、即物之甚者、不レ可レ不レ察也、趙世家云、物之甚者、賢主察レ之、正與二此義一同、諸解恐非レ是と云へり、〔鄭彊云云〕鮑注に彊自レ秦出在レ楚と見え、又吳注に韓策鄭彊載レ金入レ秦、請レ伐レ韓、此云レ出レ秦也と見え、又倚允明曰く、是語レ軫也と云へり、中井履軒曰く、鄭彊云云の八字は當に章末にあるべし、此れ錯出のみと、亦以て一說と爲すべし、〔應爲智〕鮑注に言二能止一其父一と見え、又吳注に姚本注、曾智作レ之と見え、又關修齡曰く、高智作レ知、注云、曾作レ之、蓋應述二彊之言一曰、以レ應爲レ有レ知、因說二可レ察之事一、下文是と云ひ、岡井彪曰く、彪謂、彊以二應之言當一レ理、稱爲レ智也、此以下至二毋行一三十九字、鄭彊諭二陳軫一之辭と云ひ、又鈴木汪曰く、韓策鄭彊之走二張儀於秦一云云、即此人新自レ秦來、知二儀之所一レ爲、故謂レ應爲レ智、蓋儀時居レ秦而爲レ之也、若儀時居レ魏、則陳軫豈不レ意レ詐邪と云へり、又正解に韓策、鄭彊載レ金入レ秦、請レ伐レ韓、故此云レ出レ秦也、以二應止一レ行爲レ智也、以下皆彊之言と云へり、〔必重迎公云々〕鮑注に軫在レ楚、必合レ齊、而魏欲レ離レ之、故迎レ軫と見え、正解に軫在レ楚、魏恐二齊楚合一、故必重迎レ之、楚不レ善レ軫者、欲二其去一、故必勸レ王多レ車以送レ之、此言二今止一而不レ行、二國必如レ是と見えたり、〔使人云々〕岡井彪曰く、言軫聽二彊言一、因使二人謂一レ之也と云へり、

齊王曰、子東、無レ之レ魏而見二寡人一也、請封レ子、因以二魯侯之車一迎レ之、

【大意】本條は齊王が陳軫を迎へ重んずることを述べたり、

【通釋】齊王は陳軫の使者の言を聞きて曰はん、其

陳軫は楚にありしなり、而して魏に來らば、將に之に逆はむとす、

【解義】〔來將悟之〕悟、鮑本に倍に作る、注に元作悟、音背と見えたり、關修齡曰く、高本注云、曾作梧、愚謂悟當作悟、逆也と云ひ、正解は之に從へり、又許應元曰く、來將倍之、謂來則窘之、不以爲相也、蓋是時軫既去魏、儀猶不釋其怨也と云へり、

將行、其子陳應止其公之行曰、物之湍者、不可不察也、鄭彊出秦曰、應爲智、夫魏欲絕楚齊、必重迎公、郢中不善公者、欲公之去也、必勸王多公之車、公至宋道、稱疾而毋行、使人謂齊王曰、魏之所以迎我者、欲以絕齊楚也、

【大意】本條は鄭彊が陳應の行くを止めしを智と云へる事を述べたり、

【通釋】陳軫は魏王の召しに依りて魏に行かむとす、其の子陳應、其の父の行くを止めて曰く、魏王が他國にあるものを相とせむとて召さるゝは只事にあらず、深き理由の存するものならむと存ず、總じて物の甚しきものは能く理を推して考へざるべからざるものなりと曰ふ、鄭彊と申す者、秦より出でて楚に仕り、此の言を聞きて陳軫に語るやう、陳應が父の魏に行くを止めたるは智慧深きものなり、其の理由とする所は、元來魏は齊と楚を離さむと思はゞ、必ず鄭重に尊公を迎へむ、又楚が尊公を優遇せざる所以は、尊公の楚を立去らむことを欲するものなり、されど群臣は之を押隱して其の跡を掩はんが爲に、王に勸めて尊公の乘車を多くして、僞りて尊公を優遇するがごとくして其の行を送らむ、其の從者盛大ならば、人は之を重んぜん、かくて尊公には宋の道まで行かば病氣と言ひ立てゝ、魏に行き給ふべからず、是れより使者を立て齊王に申さしめらるゝことは、魏王が我れを召し寄せらるゝ所以は、齊と楚との合同するを

王甚愛之、公雖百說之、猶不聽也、公不如以儀之言爲資、而反於楚王、陳軫曰、善、因使人先言於楚王、

【大意】本條は左華が陳軫の爲に謀りて楚王に告げしむるを述べたり、

【通釋】左華といふ者あり、陳軫の中傷せらるゝを聞き、之を救はむとして說きけるやう、張儀は深く魏王に愛せられてあれば、尊公が何遍魏王に自分の意見を述べ給ふとも王は聽入れあるべからず、故に尊公には張儀が言へる言葉を言質として之を楚王に申して楚に反り給はゞ、反りて出世の端緒ともなりぬべしと說きければ、陳軫は之を聞きて甚だ面白き說なり、之に從ふべしとて、やがて使者を立てゝ自身の楚に反るよりも早く楚王に言上なしければ、楚王は召し返さむとせられたりといふ、

【解義】〔左華云々〕呉注に楚策作左爽と見えたり、〔公不如云々〕不如の下、坊本、以字なし、鮑注之を補へり、呉注に如下宜有以字、楚策有と見え、又關修齡曰く、高有以字、言以儀惡軫、謂善事楚之言、爲軫反於楚之資也、愚謂、恐衍王字、左華以軫雖百說魏王不聽、爲不如反於楚と云ひ、又碕允明曰く、以字補非也、言就儀惡魏王之言、而反用之於楚王、爲己資也と云へり、〔反於楚王〕鮑注に反言報之、王懷王と見え、又正解に反於楚王、楚策作得復楚、此衍王字、言以儀謂軫善事楚之言、爲反於楚之資と見えたり、〔先言於楚王〕鮑注に軫自是如楚と見え、又關修齡曰く、高有王字、軫尙在魏、故云先也と云へり、楚策には、陳軫曰、善、因使人以儀之言聞於楚、楚王喜欲復之と見えたり、

〇張儀欲窮陳軫、令魏王召而相之、來將悟之、

【大意】本章は陳軫が張儀の策に罹りて魏に之かむとするを、其の子陳應の止むるを述べたり、

【通釋】張儀は陳軫を惡み、之を困らせむとて魏王に申して召し返して相となさしめむと計りぬ、時に

【大意】本條は魏王が張儀の說に從ひて犀首の齊を伐つ事敗るゝを述べたり、

【通釋】魏王は張儀の說に從ひ、其れより秦を特に優遇し、信を韓に取り、魏の地を廣め、趙の難を救ひ、楚人が早打の使もて齊を伐つを約する者を差退けたれば、犀首が齊を伐つことは遂に不成立に終りぬ、

【解義】〔尙遇秦〕關修齡曰く、以下記者之詞、尙加也、言加遇於秦と云へり、〔廣魏救趙〕廣魏の義、解し難し、姑らく諸說を擧げん、鮑注に、廣猶心廣體胖、云樂之也、此著書者、述其遇秦之效、魏昔懼而今心廣、又豈能止齊伐趙也と見え、又吳注に廣寬也、寬魏之憂也と見えたり、又岡井彪曰く、廣廣其地也、蓋斥不失南陽と云へり、又鈴木汪曰く、廣魏言魏恃秦韓自廣也と云へり、〔斥楚人遽〕鮑注に遽傳遽、楚以傳來許地、魏斥之也と見えたり、按ずるに遽は早打の使者なり說文朱注に、周禮行夫、掌邦國傳遽之小事、注若今時乘傳騎驛而使者也、左僖三十三傳、且使遽告于鄭、注傳車と見えたり、革下は、札記に革鮑本作革、吳氏補曰、遽未詳、恐有缺誤、革疑華と見え、正解は革下に作れり、地名考に曰く、案史記淮陰侯列傳、從間道萆山而望趙軍、萆下似即萆山之下と、安井息軒亦此の傳を引き、且つ曰く、萆山名と、今案ずるに、本章、古人既に缺誤ありと云へり、姑らく解を付すのみ、

○張儀惡陳軫於魏王曰、軫善事楚、爲求壤地也甚力、

【大意】本章は張儀が陳軫を惡するを反りて楚に告げて免るゝを述べたり、

【通釋】陳軫が楚より魏に來りしを、張儀が陳軫を魏王に惡しざまに言ひ遠ざけむとして魏王に申すやう、陳軫は魏國に居りながら善く楚國に事ふるものなり、楚の爲に魏の地を得むと熱心に心掛く、近け給ふべからずといふ、

【解義】〔張儀云々〕本章は楚策にも載せて異同あり、參看すべし、楚策に、陳軫去楚之魏、張儀惡之於魏王曰、軫猶善楚、爲求地甚力と見えたり、

左華謂陳軫曰、儀善於魏王、魏

又上文蘇子爲レ趙合從說ニ魏王一章云、西有ニ長城之界一、北有ニ河外卷衍燕酸棗一、注引ニ正義一云、河外卽河南地、竝可レ證也、鮑注、河外近レ魏、失レ之と云へり、

魏王懼問ニ張子一、張子曰、秦欲レ救レ齊、韓欲レ攻ニ南陽一、秦韓合而欲レ攻ニ南陽一、無レ異也、且以遇ニ卜王一、王不レ遇レ秦、韓之卜也決矣、

【大意】本條は魏王の問ひに對して張儀が對ふることを述べたり、

【通釋】魏王は韓民を河外に移さむとせる由を聞き懼れしかば、張儀に如何すべきかと問はれけるに張儀對へて申すやう、秦王は齊を救はむと思はるゝに韓王は南陽を攻めむと思はる、さて秦韓合同して南陽を攻めむとするは別の事にもあらず、將に大王が秦に對して執らるゝ御所置に依りて、大王の尊意のいづれに在るかを判斷せむと致すものなり、故に大王がよく秦に厚意を表し給はずんば、韓は大王の尊意の在る所を明かに判斷すべきものなりといふ、

【解義】〔欲攻南陽〕吳注に此河內修武と見え、又正解に言ニ移ニ民於近河外之地一者、陽爲ニ飢故一、而陰爲レ救レ齊攻ニ南陽一也、是儀僞對以懼ニ魏王一也、此南陽魏地と見えたり、〔無異也〕鮑注に言レ無レ他と見えたり、碕允明曰く、言秦欲下攻ニ南陽一而救上レ齊、韓又欲下攻ニ南陽一而償上レ饑、然則秦韓合而欲レ攻ニ南陽一者、無ニ異事一也、將レ伺ニ王之擧動一也と云へり、〔且以遇卜王〕鮑注に兩君相遇、則講レ信修レ睦、故遇者相好也と見え、又關修齡曰く、將下以ニ王遇レ秦厚薄一卜中其合與上レ不レ合也と云へり、〔王不遇秦〕關修齡曰く、不下善遇上レ秦と云へり、又岡井彪曰く、彪按、秦字句、與ニ下文遇レ秦相應、言魏與レ秦其交不レ遇、也、蓋秦欲レ救レ齊、魏欲レ伐レ齊、故云ニ不レ遇一也と云へり、〔卜也決矣〕鮑注に決無ニ他疑一、韓以ニ魏不一レ與レ秦遇、知ニ其惡一レ我、必合レ秦而攻レ魏と見えたり、

魏王遂尙ニ遇秦一、信レ韓、廣レ魏、救レ趙、斥ニ楚人一、遽於ニ萆下一、伐レ齊之事遂敗、

下、則趙復燕從齊、而益强、故魏爲此驅使也と云へり、安井息軒は趙に驅逐せらるゝ義に解したり、是の說亦以て一說と爲すべし、〔事成云々〕鮑注に、成謂楚與之地、受地必由一國、縣言輕重係之と見え、正解に政行民和、而二國不通、則不得有之、是有之之功縣於二國也、此言魏雖得六城而不能自用也と見え、岡井彪曰く、家君曰、縣平聲、懸隔也、彪謂、縱雖事成而其所得纔是新觀已、而復爲宋衞所沮隔也と云へり、〔魏王弗聽也〕關修齡曰く、高本注云、曾題、劉連上、今從之、謂不從張儀也と云へり、

張儀告公仲、令以餓故、賞韓王以近河外、

【大意】 本條は張儀が韓王に勸めて民を移さしむることを述べたり、

【通釋】 張儀は說の用ひられざるを以て韓の執柄公仲に告げて、韓國が米穀蔬菜の不熟の爲に人民食に窮するとの理由を以て、韓王に勸められて韓民を魏の地近くに移さしめ、以て魏王を懼れしめむと企てぬ、

【解義】 〔賞韓王云々〕鮑注に賞猶勸也、韓時饑、因勸之就粟於河外、河外近魏、故魏恐、韓王宣惠也と見え、又吳注に此句不可解、恐韓王字、當在令下、而衍一以字、謂公仲令韓王以饑故、賞賜近河外之民と見え、關修齡曰く、愚謂、賞猶賜也、令請魏王、以飢故賜韓王、以民就食於近河外之邑と云ひ、鈴木注曰く、按公仲公叔韓之貴族、互執政柄、前章公叔以南陽委犀首相之、故張儀與公仲比、以欲傾犀首勢也、魏與楚趙約、意是犀首之主謀、故張儀務敗也、此文直曰告公仲、其素相比、與儀同謀、可知矣と云ひ、又岡井彪曰く、鮑注賞猶勸也、言 韓時饑、因勸韓王、移民以近於魏地也、故魏恐、非移民於河外、河外魏地、下文張儀爲秦連横說魏王章云、大王不事秦、秦下兵河外、又云、魏王言、請稱東藩、築帝宮、冠帶祠春秋、效河外、索隱曰、河之西卽曲沃平周之邑、正義曰、河外卽卷衍酸棗、竝云魏地、又魏將與秦攻韓章、秦十攻魏、五入國中、邊城盡拔云々、所亡乎秦者、山北河外河內、大縣數百、名都數十、

の御自由に相成らぬ事故に、御止めあらせらるべし
といふ、魏王、聽入れられず、

【解義】〔齊遂伐趙〕鮑注に、趙魏鄰也、伐レ之以動レ魏と見え、又鈴木注曰く、齊畏二三國之合一、至下是王失二謀於レ楚、而樹三怨於二齊秦一句上、謂二伐レ齊之事敗一也、此以下、謂二伐レ齊之事成一也、齊遂伐 齊遂見レ伐也、舊注齊遂伐レ趙句、然下乘丘南陽等地、皆與レ趙懸絶、必非二趙地一、故知非二齊伐レ趙、且此時楚趙欲レ伐レ齊、故云二遂伐一、若齊反伐レ趙、則何得レ云二遂伐一哉、南陽齊策魯連書云、且楚攻二南陽一、卽此南陽と云へり、今は正解に從へり、〔取乘丘〕鮑注に屬二泰山一と見え、又吳注に正義云、乘丘故城在二兗州安丘縣西北一と見えたり、〔收侵地云々〕正解に侵地、趙所レ侵レ於レ齊地と見えたり、〔虛頓丘危〕吳注に虛謂二殷虛一、今桓州所レ理、頓丘故城、在二魏州頓丘縣東北一、括地志、二城時屬レ魏、餘見二秦策一と見え、又正解に虛頓丘許鄢陵、皆魏地と見えたり、〔九夷〕鮑注に疑 當レ爲二九疑一と見えたれども、九夷の解は既に秦策の謂二魏冉一章に見えたり、卽ち楚に屬する夷なり、〔內沛〕吳注に內沛地名、必屬二豫州一者と見え、正解に此言下齊楚合、則伐二魏近地一以迫上之也と見えり、〔新觀〕鮑注に屬二魏郡一と見え、又吳注に、正義引二括地志一、觀津在二冀州棗陽一、一云、武邑縣東南、本趙邑、今屬レ魏、今詳下名二新觀一者上恐以レ此、大事記云、屬二清河一、又云、魏惠王三年、齊伐レ魏取二觀津一、赧王四十二年、魏再敗レ趙、魏取二趙觀津一、所レ屬不レ常と見え、正解に新觀、蓋楚所レ許六城之地也と見えたり、〔道涂云々〕涂は塗に同じ、關修齡曰く、魏距二新觀一、道歷二二國一、遙爲二節制一と云ひ、又岡井彪曰く、家君曰、爲制爲レ所レ制也、彪謂、雖レ得二新觀一、路過二宋衞一、故爲二二國所レ制也と云へり、按ずるに、爲制の解、岡井氏之を獲たり、安井氏亦同じ、〔事敗云々〕鮑注に敗謂二楚不レ與也、楚不レ與、則齊伐レ趙、亡將レ及レ魏、故奔走援レ之と見え、又關修齡曰く、驅若二驅レ爵驅レ魚之驅一、言二政敗民叛一、則趙必得レ之、爲レ趙驅レ民也と云ひ、又岡井彪曰く、彪按 事敗謂二伐レ齊事失一レ功也、驅若二爲レ淵驅レ魚之驅一、言齊欲二下レ楚而伐一レ趙、今魏誘レ於レ楚、而伐レ齊、事敗 則樹二怨於二齊秦一、而無レ益レ於レ國、却 是趙之利、故徒爲レ趙驅二其民一也と云ひ、又鈴木注曰く、此結二上二段一也、末云、伐レ齊之事遂敗、可レ見事敗 卽伐レ齊之事敗也、齊反二燕地一以

ふべきなり。

【解義】「三國之合」鮑注に楚魏燕と見ゆ、鈴木注曰く、趙策、齊破燕、趙欲存之、又云、楚魏憎之、令淖滑惠施之趙、請伐齊而存燕、正與此章事相類、且考下文、此時欲伐齊者楚趙也、故知此三國指楚趙及魏、鮑注非と云へり、正解は鮑注に從へり、鈴木の說是なるべし、「必反燕埊」鮑注に此齊宣因喪伐燕所得と見え、又吳注に按史易王初立、齊宣王因喪伐我取十城、蘇秦說齊使復歸燕十城、必非此時、策云、伐齊存燕、蓋齊人破燕後事也と見えたり、「以下楚」吳注に、姚本下同、亦云、失謀於楚趙と見え、又關修齡曰く、齊王以己卑下於楚と云ひ、又岡井彪曰く、閔本楚下更疊楚字、屬下句と云へり、「失謀云々」關修齡曰く、高有趙字、蓋言因楚聽齊而不與六城也と云ひ、又正解に失謀謂欲得六城而不得也と見えたり、「樹怨云云」關修齡曰く、魏令於楚、將與之伐齊、故二國皆怨と云へり、

齊遂伐趙取乘丘、收侵地、虛頓丘危、楚破南陽九夷內沛、許鄢陵危、王之所得者、新觀也、而道塗宋衞爲制、事敗爲趙驅、事成功縣宋衞、魏王弗聽也、

【大意】本條は張儀の策に魏王の從ひ給はぬを述べたり、

【通釋】張儀尙曰く齊が遂に趙を伐ちて乘丘を取り、齊に侵されたる土地を取返して魏に逼らば、魏の虛、頓丘は危かるべく、又楚が魏に近き南陽、九夷、內沛等の地を破らば、許、鄢陵危かるべしと存ず、然るに大王の得給はむ六城の地はありとも、齊楚志を得ば、宋衞兩國を經路とし、此の二國を歷ざれば政治を行ふ能はざるが故に、二國に制せられむ、若し御政治行はれず人民歸服せざる時は全く趙が必ず之を取らむと存ず、これ人民を驅り立てゝ趙に從はしむると同じ、又御政治行はれて人民歸服する時はありとも、二國を隔て給へれば、かの地を有せられながら其の御功績は必ず宋衞の二國に由りて決すべく、大王

と思ひしかば、其の言のごとく南陽の地を犀首に任せて、犀首が手柄となしたりければ、案の定犀首は魏に相となるに至りて、張儀は魏を去るに及びぬ、

【解義】〔公叔以爲信〕關修齡曰く、高然作レ信、注云、舊作レ便、劉作レ信と云へり、〔果相魏〕史記犀首列傳に公叔以爲レ便、因委二之犀首一、以爲レ功、果相レ魏、張儀去と見え、集解に徐廣曰、復相レ秦と見えたり、吳注に大事記、魏王不レ聽二儀者一、公孫衍間レ之也、衍傳、相レ魏、張儀去、則不レ然、以二儀傳一考レ之、儀懟レ無二以歸報一、留レ魏四歲、而魏王卒、復說二其嗣君一、久之始去レ魏、相レ秦爾、愚謂、儀說合レ秦、襄王久而後聽、惠王之崛强、猶未レ入二其言一、公孫衍之間、易レ爲レ力也と見えたり、

○楚許二魏六城一、與レ之伐レ齊而存レ燕、

【大意】本章は張儀が魏王に說きて齊を伐つを止むるを述べたり、

【通釋】楚が魏王に六ヶ所の城を與へて、共に齊を伐ちて燕を援けむとす、蓋し齊が燕を敗ぶりしかば、齊の國を伐ちて燕の國を維持せむと力むるをいふなり、

【解義】〔伐齊云々〕正解に齊破レ燕、故伐レ齊而存レ燕也と見えたり、

張儀欲レ敗レ之、謂二魏王一曰、齊畏二三國之合一也、必反二燕地一以下レ楚、楚必聽レ之、而不レ與二魏六城一、是王失二謀於楚一、而樹二怨於齊秦一也、

【大意】本條は張儀が齊を伐つことを止めむとする初發を述べたり、

【通釋】張儀は楚魏が齊を伐つ謀を破らむと欲し、魏王に說きて申すやう、齊は楚魏趙の三國が合從せむことを畏れたり、されば曩に齊王が燕の喪に乘じて得たる地を返して、以て楚に卑下し楚を恃むべし、然る時は、楚は必ず之を聽き入れて魏に約束の六城をば與へざるべし、さすれば大王は楚に對する御謀は御志のごとくならず、行き違ひて、卽ち六城をば得給はぬやうに相成りて、而も齊秦兩國より怨みを買

魏之交可廢矣、如此、則魏必圖秦而棄儀、收韓而相衍、

【大意】本章は犀首が韓の公叔に說きて相となることを述べたり、

【通釋】犀首が魏に在る時、魏王は張儀を相となして秦と合し以て韓を亡さむと思ひけるに、犀首は己れの立たざるを恐れしかば、人を以て韓の公叔に說かしめけるやう、張儀は今やすでに秦魏の同盟を結ばしめぬ、其の秦魏を同盟せしむる爲に言ふ所には、魏が若し韓の南陽を攻めむには、秦は韓の三川を攻めよ、かくして韓氏は必ず亡ぶるに至らむと云へり、其の上に魏王が張儀を優待して又なき者と思召さるるは、貴國の南陽を取らむと思はるゝに由れり、故に魏王が秦王と共に韓を伐たれむには、南陽は攻め取られむこと必せり、尊公亦不利なるべし、故に尊君には何故に少し南陽の地を彼の犀首に委任して魏に入れしめ、以て犀首の手柄となさせ給はぬやらむ、若しも此のごとくなし給はゞ、犀首は魏と韓とを合せむ、然らば秦魏の同盟は止み果て申さむ、此のごとくならば、魏は韓と同盟して必ず秦を伐たむと圖るべし、而して張儀を用ひず、韓を取入れて犀首を相と致すべしと言はしめぬ、

【解義】〔魏王云々〕吳注に大事記、魏惠王後十三年、張儀相魏、魏不事秦、以公孫衍代相と見え、又史記犀首列傳にも見えたり〔其言曰〕正解に其言儀言也と見えたり、〔南陽舉矣〕舉とは拔き取らるゝを謂ふ、正解に言 魏所以相儀者、欲得地也、今與秦伐韓、則南陽必舉矣と見えたり、岡井彪曰く、彪按、南陽卽韓地、而下云韓欲攻南陽、則蓋此時以南陽委犀首、以與魏也と云へり、〔秦魏云々〕鮑注に魏任衍、則聽其所爲と見えたり、〔圖秦云々〕關修齡曰く、圖計也、言魏不勞而得地、必計絕秦而不相儀と云へり、

公叔以爲信、因而委之犀首以爲功、果相魏、

【大意】本條は公叔或人の言を信じて犀首を相たらしむるに至るを述べたり、

【通釋】公叔は犀首の使者の言ふところを眞實なり

ば、韓氏必ず亡びなむといふ、

【解義】〔以秦攻三川〕三川は韓の地、既に見えたり、〔王以其間云々〕關修齡曰く、約猶レ急、謂レ迫二窘一也、南陽韓地、言下張儀攻二三川一、魏乘二其間隙一、以急伐中南陽上也と云ひ、岡井彪曰く、家君曰、約以レ兵險レ之也と云へり、南陽は韓の地、亦既に前策に見えたり、

史厭謂二趙獻一曰、公何不下以レ楚佐レ儀、求中相二之於上魏、韓恐レ亡、必南走レ楚、儀兼二相秦魏一、則公亦必幷二相楚韓一也、

【大意】本條は、史厭が趙獻に張儀を佐けしむると共に史厭の爲に謀り亦史厭を張儀に對抗せしめて其の勢力を抑制せむと爲したることを述べたり、

【通釋】史厭といふ者、楚の臣趙獻に說きて曰く、尊公は何故に楚に勸めて張儀を佐けて之を魏の國の相とすることに盡力せられざる、今之を勸むる故は、韓が滅亡せむことを心配せば、必ず南の方楚に走りて合從を願ふべし、若し張儀が秦魏の相とならば、公も亦必ず楚と韓との相となり給ふべし、故に張儀が魏の相となるやうに盡力せらるべしと申すなりといふ、

【解義】〔史厭云々〕鮑注に史名厭と見え、又正解に史厭未レ詳二何人一と見えたり、趙獻は鮑注に與レ厭俱在レ楚と見え、又正解には趙獻蓋楚臣と見えたり、〔必南走楚〕關修齡曰く、走謂二韓與レ楚合一也と云ひ、又碕允明曰く、此爲レ儀謀、而又爲レ獻幷謀也と云へり、〔幷相楚韓也〕鮑注に儀因レ獻得レ相、必德レ獻、楚得レ韓、儀必緩レ攻、韓亦德レ獻也と見えたり、

○魏王將レ相二張儀一、犀首弗レ利、故令三人謂二韓公叔一曰、張儀已合二秦魏一矣、其言曰、魏攻二南陽一、秦攻二三川一、韓氏必亡、且魏王所三以貴二張子一者、欲レ得レ地也、則韓之南陽擧矣、子盍三少委焉以爲二衍功一、則秦

斧柯一云々、策謂二周書一其指レ此歟と見えたり、〔縵縵奈何〕呉注に縵蔓字通借と見え、又鬫修齡曰く、高蔓作レ縵、若作レ奈、史同、言三微細之絲、織二成縵帛一と云へり、又正解に縵史記作レ蔓、蓋通借、蔓延也、言二微細不レ絶、滋蔓難レ除也と見えたり、〔毫毛不拔〕鮑注に喩二樹之萠一と見え、又正解に毫毛謂二樹萠芽一也と見えたり、〔將成斧柯〕鮑注に柯斧柄と見えたり、斧必ず柯あり、故に熟語として用ふ、〔在大王詔之〕詔は告なり、「ツグル」と訓ず、鬫修齡曰く、言三從約之成否、在二魏王言一と、

魏王曰、寡人不肖、未三嘗得レ聞二明敎一、今主君以二趙王之詔一詔レ之、敬以レ國從、

【大意】 本條は魏王が蘇秦の合從論に從ひたることを述べたり、

【通釋】 魏王は蘇秦の說を聞きて答へらるゝやう、吾れは愚にして未だ嘗て此のごとき結構なる諭しの言を聞き及ばず、今よく聞き取りて逐一至當の論と思ふなり、さて此の論を趙王は君をして之を吾れに告げしめられたるは、確かに承諾しぬ、今日より敬みて我が國を賭して君の言ふ所に從はむといふ、

【解義】 〔今主君〕鬫修齡曰く、大夫稱レ曰二主君一と云ひ、又岡井彪曰く、彪按、索隱曰、主君指二蘇秦一也、禮卿大夫稱レ主、今嘉三蘇子合二從諸侯一、褒而美レ之、故稱曰二主君一、韓策、今主君以二趙王之敎一詔レ之、燕策、今主君幸敎詔レ之、竝同と云へり、

○張儀欲レ幷二相秦魏一、故謂二魏王一曰、儀請以レ秦攻二三川一、王以二其間一約二南陽一、韓氏亡、

【大意】 本章は張儀が秦魏に相たらむとするに反し史厭が趙獻を楚韓に相たらしめむとするを述べたり、

【通釋】 張儀は例の連橫論を以て秦に相たりしが、更に魏にも幷せ相たらむと欲せしかば、殊に魏王に說きて曰く、儀は願はくは秦をして韓の三川を攻めしめむと致せば、其の間に大王には南陽を攻め給は

へず、君家を破りて私しの家を富まし、強秦の威勢を肩に着て、以て內には其の君主を威壓し、而して又御領の地を分ち與へむと願ふは、其の心術甚だ善からぬものどもなり、故に大王には篤と御勘考ありたしと願ふ所なり、

【解義】〔偸取云々〕偸は鮑注に苟且也と見えたり、又岡井彪曰く、彪按、偸若偸生偸日之偸、注非と云へり、これに據らば「ヌスミテ」と訓ずべし、〔願大王云々〕徐孚遠曰く、蘇子自趙來、以趙王爲主、故以此言切制魏國用事之臣、恐其撓成也と云へり、

周書曰、綿綿不絕、縵縵奈何、毫毛不拔、將成斧柯、前慮不定、後有大患、將奈之何、大王誠能聽臣、六國從親、專心幷力、則必無強秦之患、故敝邑趙王使使臣獻愚計、奉明約、在大王詔之、

【大意】本條は蘇秦が魏王に合從を說するを勸むることを述べたり、

【通釋】周書に記して曰く、蔓草の根も細小なる內に切取らずんば、長く延びたる後はいかにすべき、樹木の芽も生え初めに拔かずんば、忽ちに大木となりて斧を以て切らずんば切り難きに至る、又人も事の起る前に能く成敗得失を考へ定めざる時は、後になりて大なる心配ありて如何ともなし難しとあり、大王も誠に能く臣が申し條を聞し召して六國同盟をなし、心を一にし力を幷せて秦に當らむには、強秦なりとて何の患のあるべき、決して患ふるに足らず、故に臣が弊國の主趙王は臣を使者として愚なる計略を言上仕らしめて大王の御裁判を仰ぎて、同盟御許容の御一言を承はらしめむと致せり、大王の御一言に依りて天下合從の成否は定まらん、能く〳〵裁判ありたしといふ、

【解義】〔周書云々〕鮑注に綿薄弱也と見え、吳注に詩綿綿瓜瓞、傳不絕貌と見え、又吳注に家語、孔子觀周廟、金人之銘曰、焰焰不滅、炎炎若何、涓涓不壅、終爲江河、綿綿不絕、或爲網羅、毫末不扎、將尋

の武卒、以度取之、衣三屬之甲、操十二石之弩、負服矢五十箇、置戈其上、冠軸帶劍、贏三日之糧、日中而趨百里と見えたる是れなり、〔蒼頭二十萬〕史記索隱に謂以青巾裹頭、以異於衆と見え、又通鑑の注にも蒼頭謂著青帽、項羽傳有異軍蒼頭と見えたり、〔奮擊二十萬〕通鑑の注に特起奮擊、簡軍中之勇士敢奮力而擊敵者、異之と見えたり、〔斷徒〕史記索隱に謂斷養之卒、斷養馬之賤者、今起之爲卒と見え、又正義に謂炊烹供養雜役と見えたり、又通鑑の注に、蘇林曰、取薪之卒曰斷と見えたり、〔騎五千匹〕通鑑の注に、古者用車戰、戰國始用騎兵、車騎異用而竝用矣と見えたり、〔此其過云々〕陳子龍曰く、韓魏逼秦、地形相錯、非可以險阻自固、須堅意力戰、乃可自立、故季子皆以精兵利器爲言、所以鼓其氣也と、

今乃劫於羣臣之說、而欲臣事秦、夫事秦、必割埊效質、故兵未用、而國已虧矣、凡羣臣之言事秦者、皆姦臣、非忠臣也、夫爲人臣、割其主之埊、以求外交、偷取一旦之功、而不顧其後、破公家而成私門、外挾強秦之勢、以內劫其主、以求割地、願大王之熟察之也、

【大意】本條は蘇秦が魏の要路の臣の合縱の妨害を止めむことを述べたり、

【通釋】今や大王には多數の大臣達の意見に威壓せられて、秦に服從せむと思はるゝは心得ぬ事なり、抑ゝ秦に服從する時は必ず御領の地を分ち、又人質を送らざるべからず、故に軍士を煩はすまでなくして國は已に損害を被りぬ、凡そ多數大臣等の意見に秦に服從せむと申すものは皆大惡人にして、一人も眞心を盡して大王に事ふるものにあらず、元來人の臣たるものが、其の君主の御領の地を分ち與へて他國と交り、而して一時の手柄を貪りて其の後の事を考

士卒衆哉、誠能振二其威一也、

【大意】本條は勾踐と武王とを引きて威を振ふべきことを述べたり、

【通釋】臣が承りたるは、昔し越王勾踐疲敝せる軍士三千人を引連れて夫差と合戰の末に、夫差を干遂にて生捕りにしたることあり、又周の武王は、軍士三千人と兵車三百輛のみを以て殷の紂王を伐ちしに、遂に勝利ありて紂を牧野に斬りぬ、是れ何如に士卒のみ衆多なるに限ることならんや、かくのごとく勝利のあるは、誠に能く其の武力を用ひたるの致す所に外ならず、

【解義】〔以散卒三千〕關修齡曰く、史作二戰敝卒一此謂二能散之卒一と云ひ、又正解に、散若二散人散木之散一、散卒謂二罷敝不レ稱レ用之卒一也と見えたり、又岡井彪曰く、彪按　散卒謂二敗散之卒一也、史高祖紀、懷王遣二沛公一西略レ地、收二陳王項梁散卒一、又後漢光武紀、王郎將李育屯二伯人一、漢前部偏將朱浮鄧禹爲レ育所レ破、光武在レ後聞レ之、收二浮禹散卒一、與レ育戰レ于二國門一、大破レ之、並謂二敗散卒一也と云へり、〔干遂〕吳注に干遂見二秦策一と見えたり、〔革車〕兵車なり、一輈にして馬を駕す、蓋し上古皆車戰なり、〔牧之野〕史記正義に、今衞州城是也、周武王伐二紂於牧野一築レ之と見えたり、

今竊聞、大王之卒、武力二十餘萬、蒼頭二十萬、奮擊二十萬、厮徒十萬、車六百乘、騎五千匹、此其過二越王勾踐武王一遠矣、

【大意】本條は魏の兵力の盛大なるを說くことを述べたり、

【通釋】外臣蘇秦今思案仕るに、大王の軍兵、武力に秀でたるもの二十餘萬人、又靑幘を著けたる卒二十萬人、拔刀の勇士二十萬人、薪を取るの卒十萬人、兵車六百乘、騎兵の馬五千匹を有せらるれば、越王勾踐の散卒三千に勝ること萬々ならずや。

【大意】〔武力二十萬〕史記に武士に作る、所謂る魏氏の武卒とて有名なる者なり、楊倞の注に、選二擇武勇之士一號爲二武卒一と見えたり、荀子議兵篇に、魏氏

を誘ひて、外面には暴惡なる秦と交通して諸侯を害するが爲に、結局は大王の御國の患を生ずることとなる、然れどもかの連衡論者輩は其の禍ひには責任を持たず、皆之を大王に塗り附けむとす、連衡論者の害たる、誠に甚しきものならずや、

【解義】〔不下於楚〕正解に言二富强不レ在二楚下一也と見えたり、〔横人誅王〕誅は注に元作レ謀、史作レ怵と見え、又吳注に怵音黜、恐也、誅音鄐、誘也、策字通、見レ前、然作レ謀、自可レ謂二横人爲レ王謀一と見え、正解に誅誘也と見えたり、〔不被其禍〕正解に不レ被二其禍一、言下魏有二秦患一、而横人不上レ任二其禍一と見えたり、

且魏、天下之强國也、大王、天下之賢王也、今乃有レ意西面而事レ秦、稱二東藩一、築二帝宮一、受二冠帶一、祠二春秋一、臣竊爲二大王一愧レ之、

【大意】本條は蘇秦、魏王に秦に事ふるの恥辱なるを說くことを述べたり、

【通釋】以上横人の暴惡なる手段を申し述べたるが、其の上にかゝる暴惡を蒙り給ふべからざる理由を申さば、御國は國々の中にても最强國と存ずるに、又大王は諸國の君王に優れ給へる明君とこそ存じ奉れ、然るに只今は如何なる理由にか、西に向ひて彼の暴虐なる秦に從ひて東方藩屏の國と稱し、又秦に媚びられて帝王の宮殿を築きて、秦王が巡幸の時の御待受けを遊ばされ、又秦の衣冠制度を用ひられ、秦の先王の春秋祭祀には、秦帝を助けて之に從はむとせらるゝは如何なることぞ、臣は心中内々大王の爲に恥辱なる事と存ず、

【解義】〔稱東藩〕東方藩屏の國と稱するは、歸復して臣下の體となるをいふ、〔築帝宮〕鮑注に爲レ秦築レ宮、備二其巡幸一と見えたり、〔受冠帶〕鮑注に受二服於レ秦と見え、又正解に受二秦冠帶制度一也と見えたり、〔祠春秋〕鮑注に助レ秦と見え、又史記索隱に春秋貢奉、以助二秦祭祀一と見えたり、

臣聞越王勾踐、以二散卒三千一、禽二夫差於干遂一、武王卒三千人、革車三百乘、斬二紂於牧之野一、豈其

見えたり、〔昆陽〕呉注に昆水出二南陽一、昆陽舞陽屬二潁川一と見えたり、〔邵陵〕呉注に邵陵屬二汝南一と見え、又正義に召陵在二豫州一と見えたり、〔舞陽〕史記集解に、駰案　地理志云、潁川有二昆陽舞陽一と見えたり、〔新郪〕鮑注に屬二南陽一と見えたり、〔東有淮潁〕鮑注に出二潁川陽城一と見え、又呉注に淮見レ前と見えたり、〔沂黃〕鮑注に水出二泰山蓋縣一、黃卽陳留外黃と見え、呉注に黃說見二秦策一と見えたり、〔煮棗〕呉注に姚本煮棗下有二海鹽字一、徐廣云、煮棗在二濟陰宛句一、正義云、冀州信都縣北有二煮棗田一、宛句者在二河南一、信都者在二河北一と見えたり、〔無疎〕呉注に姚注曾作二無胥一、史同、按　蘇代曰、決二宿胥之口一、魏無二虛頓丘一、徐廣云、紀年魏救二山塞一集二胥口一、正義云、魏志、武帝於二清淇口東一因二宿胥故瀆一、開二白溝道一、淸淇二水入レ焉と見えたり、〔長城之界〕鮑注に榮陽卷縣有二長城一、經二陽武一到レ密と見え、呉注に大事記今開封武縣と見えたり、〔河外云々〕呉注に正義云、河外卽河南地、卷在二鄭州原武縣北一、衍燕酸棗見二秦策一、史無二燕字一と見えたり、〔埊名雖小〕埊は地と同じ、既に前に見えたり、〔廬田廡舍〕鮑注に廬田間屋、廡廊下周屋と見え、關修齡曰く、史作二田舍廬廡之數一と云へり、〔無所芻牧〕通鑑の注に、芻刈レ草也、牧放レ牧也、言三魏民居蕃庶、無二刈レ芻放レ牧之地一也と見えたり、〔日夜云々〕關修齡曰く、六字句と云ひ、又碕允明曰く、日夜行不二休已一、無三以異二於三軍之衆一、已句屬二上句一と云ひ、又正解之に從ひ、不二休已一として已止也と注せり、〔三軍之衆〕鮑注に行人多、故如二軍陣一と見えたり、

臣竊料レ之、大王之國、不レ下レ於レ楚、然橫人誘レ王、外交二强虎狼之秦一、以侵二天下一、卒有二國患一、不レ被二其禍一、夫挾二强秦之勢一、以内劫二其主一、罪無レ過二此者一、

【大意】本條は蘇秦が魏王に橫人の暴を說くことを述べたり、

【通釋】臣は心の中に思ひ謀りみれば、大王の國の富强なるは、さして楚國より下れりとも存せず、然るにかの連衡を主唱する張儀輩のごときものは、大王

傳に、犀首者魏之陰晉人也、名衍、姓公孫氏、與張儀不善と見え、集解に司馬彪曰く、犀首魏官名、若今虎牙將軍と見えたり、〔二國云々〕高本に依れば二國は齊楚を指す、〔而與乘之〕而は則と同義、之とは楚を指す、〔楚戰勝齊〕吳注に卽楚敗齊將申縛泗上之役、見秦策と見えたり、

○蘇子爲趙合從、說魏王曰、大王之地、南有鴻溝陳汝許鄢昆陽邵陵舞陽新郪、東有淮潁沂黃煮棗海鹽無疎、西有長城之界、北有河外卷衍燕酸棗、地方千里、地名雖小、然而廬田廡舍、曾無所芻牧牛馬之地、人民之衆、車馬之多、日夜行不休已、無以異於三軍之衆、

【大意】本章は蘇子が合從を圖りて魏王に說くことを述べたり、

【通釋】蘇子卽ち蘇秦は趙の爲に南北諸侯の同盟をなさむが爲に來りて襄王に說きて申すやう、大王の御領國は、南の方には鴻溝、陳、汝、許、鄢、昆陽、邵陵、舞陽、新郪の地を有し東には淮、潁、沂、黃、煮棗、海鹽、無疎の地を有し、西の方には萬里長城の境界を有し、北には河外、卷、衍燕、酸棗の地を有し給ふ、其の地方千里、地名は小なりといふとも、田間屋舍多く居民衆ければ、牛馬を飼養せむ餘地こそなけれ、而も人民の數の衆きと車馬の多きとは、日夜連續すこしも休むことなく、宛も軍陣の衆多なるがごとく極めて殷賑なり、

【解義】〔南有鴻溝云々〕史記項羽本紀集解に文穎曰、於滎陽下引河、東南爲鴻溝、以通宋鄭陳蔡曹衞、與濟汝淮泗會於楚、卽今官渡水也と見えたり、〔陳汝〕鮑注に汝水出弘農入淮と見え、又吳注に陳宛丘豫州界、汝恐連下南字、汝南郡也、而下衍有字と見えたり、〔許鄢〕史記索隱に地理志、潁川有許郾二縣、又有鄢陵縣、鄢郾不同、必有一誤と

はれたりし道を說きて、以て太子に道を敎へ、又文王の行はれたりし道を說きて天下に明白に知らしめたる功は豈に少々の事ならむや、其の功甚だ大なるものなりといふ、

【解義】〔爲及日云々〕關修齡曰く、及葬之期日、故恐爲雪而止者非禮と云へり、〔得毋嫌云々〕碕允明曰く、言今日以太子已及其日、雖大雪不弛期之故、豈得不使人嫌太子亟葬乎、此似不思其親也と云へり、〔安黔首也〕鮑注に秦稱民黔首、非此時語也と見え、又吳注に禮祭義亦有黔首字、非始於秦と見えたり、又正解に黔首謂民也、黔黑也、言其頭黑也と見えたり、〔更爲日〕鮑注に爲猶撰と見え、又吳注以下文有と見えたり、〔又令云々〕岡井彪曰く、又令太子未葬其先王而又因說文王之義、彪按十七字一句、高本又因作因又、家君曰、說字當爲入聲讀、下同と云へり、〔惠子非徒云々〕正解に此記者之言と見えたり、

○徐州之役、犀首謂梁王曰、何不陽與齊、而陰結於楚、二國恃王必戰、齊戰勝楚、而與乘之、必取方城之外、楚戰勝齊、而與乘之、是太子之讎報矣、

【大意】本章は犀首が魏王に說きて太子の讐を報せしむるを述べたり、

【通釋】楚が齊を徐州に敗りし際に犀首が魏王に說きて曰く、大王は何故に表面は齊に合從したるに見せて、裏面には一方楚と堅く合從を約し給はざる、大王かく二國に通じ給はゞ、二國は各自國に對してのみ大王が力を添へらるゝものと思ひ賴みて大に驕り、大王を萬一の時の賴みとして必ず與に合戰致すべし、而して齊が若しも戰ひて楚に勝たむ時は、齊と共に楚に攻め入り給ふべし、然る時は必ず楚の方城の外の地を取り給ふを得む、若し又楚が齊に勝ちたらむ時は、又楚と共に齊に討ち入り給ふべし、是のごとくならば、太子が齊の禍ひに罹り給ひし讎は報せらるゝこと必定なりといふ、

【解義】〔徐州之役〕正解に徐州之役、楚敗齊、見惠王策、太子太子申也と見えたり、〔犀首〕史記の犀首列

と云へり、

今葬有日矣、而雪甚及牛目、難以行、太子爲及日之故、得毋嫌於欲亟葬乎、願太子更日、先王必欲少留而扶社稷、安黔首也、故使雪甚、因弛期而更爲日、此文王之義也、若此而弗爲、意者羞法文王乎、太子曰、甚善、敬弛期更擇日、惠子非徒行其說也、又令魏太子未葬其先王、而因又說文王之義、說文王之義、以示天下、豈小功也哉、

【大意】本條は太子が惠施の說に從ひて葬禮を弛べられたるを述べたり、

【通釋】惠子語を繼ぎて申すやうは、さて只今御葬禮行はせらるべき期限に切迫仕りぬ、而も雪甚しく降りて牛の目にも達するばかりに深くなりて、擧行せらるべからず、若しも雪の日に當りて雪の爲に止むるは禮にあらずと恐れ思召して强ひて行はるとならば、頗る先君の御他界を御待ち兼ねにて急速にお葬り遊ばすといふ譏りを受けらるゝことあらざらむや、恐らくはさる譏りを受け給ふべし、されば何卒太子には日を變へ給へ、先王は少時留りて國を守り萬民を安くし給はむと思召すが爲に、かくばかりも雪を降らして取行ひ難からしめ給ひたるにて、其の爲に期日を延べ更に日を定め給ふは、此れ文王が行はれたる道にこそあれ、然るに若しも此のごとく延べらるゝを御承引なきとならば、臣の存ずる所には、文王を標準とすることを羞と思召さるゝにか、是非に延引あらせらるべしと申しければ、魏王、其の說甚だ面白し、さらば敬みて期日を延べて更に其の日を擇ばんと申されぬ、記者案ずるに、惠施は徒に其の說を實行せるのみにあらず、又太子をして期日前に先王を葬らざらしめ、而して又其の事に因りて文王の行

曰、然、惠公曰、昔王季歷葬於楚山之尾、欒水齧其墓、見棺之前和、文王曰、嘻、先君必欲一見群臣百姓也夫、故使欒水見之、於是出而爲之張朝、百姓皆見之、三日而後更葬、此文王之義也、

【大意】本條は惠施が文王の例を引きて延期を說くことを述べたり

【通釋】惠施はやがて車を驅りて太子の宮に詣り、太子に目見えして申して曰く、承はれば先王の御葬儀の御日取り定まりたるやに承はるは眞實にやと申せば、太子、是非とも豫定の日を以て大雪に拘はらず取行はむと思ふといはる、惠施申して曰く、其は申し上ぐべき事こそあれ、昔し周の文王の父君王季歷を楚山の麓に埋葬せしに其の山より漏れ出でたる水に其の墓崩壞して棺の頭を露はしぬ、文王之を聞きて驚き歎ぜられて申さるゝやう、先君は今一度群臣萬民を見そなはさむとて、山水にかくは露はさせ給ひしなるべし、其の御心にこそ從ふべけれとて、更に其の棺を出し群臣萬民をして其の棺を見しめ、三日を經て後改めて別に埋棺ありきと申す、此れは文王が父君に對して子たる道を盡せるものなり、

【解義】〔王季歷云々〕王季歷は周文王の父、史記周本紀に古公卒、季歷立、是爲公季、公季修古公遺道、篤於行義、諸侯順之、公季卒、子昌立、是爲西伯、西伯曰文王と見えたり、楚山は山の名、呂氏春秋に渦山に作る、尾は麓なり、〔欒水云々〕欒は漏り流るゝ水、鮑注に欒漏流也と見ゆ、關修齡曰く、續云、後語作蠻水、注盛弘之荊州記曰、宜都縣有蠻水、卽烏水也、今襄州南有烏水と云へり、〔見棺之前和〕鮑注に和棺兩頭木と見え、又吳注に、玉篇秝胡戈戶臥二反、廣韻作𣏌、皆云棺頭也、此作和、蓋音通と見え、又正解に欒漏流也、和棺頭也、墓爲漏流所缺、故棺頭見也と見えたり、〔出而云々〕鮑注に張幕帟、如朝廷然と見え、關修齡曰く、高有於字、注云、後語、張帳以朝、愚謂、出棺於墓、張帳四面、而使人朝焉

に架木爲路、通險曰棧道、秦蜀險道、曰連雲棧、漢張良傳說漢王燒絕棧道、註索隱曰、棧道閣道也、崔浩曰、險絕之處、旁鑿山巖、施版梁爲閣と見えたり、〔請弛期更日〕鮑注に弛解也、昔約今解と見え、又關修齡曰く、弛猶展也、謂展限更期葬日也と云ひ、又岡井彪曰く、彪按　更日謂更復期他日也、下並同、和訓家多誤、以下文更爲日、更擇日等句可見と云へり、

太子曰、爲人子、而以民勞與官費用之故、而不行先王之喪、不義也、子勿復言、羣臣皆不敢言、而以告犀首、犀首曰、吾未有以言之也、是其唯惠公乎、請告惠公、惠公曰、諾、

【大意】　本條は惠公が太子の期を弛べざるを諫むべきを諾することを述べたり、

【通釋】　太子は群臣の止むるを聽入れられずして云ふやう、太子と生れたる我れが國民の骨折りと官の費用の多きとの爲に、其の期限に御葬儀を行はざるは子たる道に背くものなり、されば吾れは是非とも豫定の期日に取行はむと思へば、何人も復諫むることを止めよと申されければ、諸大臣も悉く諫め申すものもあらず、然して其の旨を犀首に語りしかば、犀首は吾れも亦御諫言仕るまじ、但し其の御諫言仕るべきものは惠公のみなるべし、是れは何卒惠公に申さむと思ふなりと云へば、皆然るべしと同じければ、犀首之を惠公に請ひけるに、惠公は承諾すといふ、

【解義】　〔爲人子云々〕關修齡曰く、民勞應民必甚病也、官費用謂官費財用、應官費不給也と云へり、〔惠公乎〕關修齡曰く、高本注云、一作薛公、旁出云、一本皆惠子、然其後與此本皆直言惠子、恐惠子者是、愚按　下文二惠公注云、一作子と云ひ、又岡井彪曰く、一作惠子、下並同、彪按策中以惠施多稱惠子、而未見稱公、且未云惠子、則一本作子得之と云へり、又正解に惠公惠施也と見えたり、

駕而見太子曰、葬有日矣、太子

歸、則是不義也と見えたり、

襄王

襄王は名は赫、惠王の子、史記索隱には系本襄王名嗣と見えたり、元年は周赧王三十五年丁亥、王たる十六年にして卒す、

○魏惠王死、葬有日矣、天大雨雪、至於牛目、壞城郭、且爲棧道而葬、群臣多諫太子者、曰、雪甚如此而喪行、民必甚病之、官費又恐不給、請弛期更日、

【大意】本章は惠施が魏王に說きて惠王の葬禮を更むるを述ぶ、而して此の條は其の起首たり、

【通釋】魏惠王死去せられて葬儀の時日も大凡そ定まりぬ、然る折しも空掻暗し大雪降りしきて、轜車の牛の目にまで甚だ深く積り、葬儀行ひ難き迄に立至りしかば、城の廓を破りてかけ橋を造りて葬儀を行はむの說も起りたり、數多の大臣達も之をけしからぬ事と思ひしかば太子を諫めて申すやう、此の大雪に際して御葬儀取行はれむは世にあるまじき事とも存ぜらる、而も國內萬民の難澁も甚しく、又上の用途も給がせ給ふまじとも思ひ奉れば、願はくは御日取りを延ばされて更に御葬禮を行ひ給はんことをと申し上げぬ、

【解義】〔葬有日矣〕鈴木注曰く、葬有日矣、猶言臣聞葬有日矣、稱其所聞以問也と云へり、按ずるに此の說非なり、葬の日が既に定まれるを謂ふなり、文例、行有日矣と云へるなどと同じ、〔至於牛目〕鮑注に駕車用牛、故以及其目爲深候と見えたり、關修齡は之を駁して曰く、雪至牛目、謂積之甚深也、坊注、若謂葬車駕牛乎、戰國雖禮不行、必無此事、況葬有期日、而未及發引乎と云ひ、正解及び岡井氏竝に此の解に從へり、〔壞城郭云々〕岡井彪曰く、彪按　門路不通故也、非謂大雪壞城郭也と云へり、棧は音「サン」、「カケハシ」なり、正字通

質於齊、王欲見之、

【大意】本章は朱倉が嬰子に說きて太子を魏に歸さしむるを述べたり、

【通釋】惠施が齊魏の交を爲さしめむとて、曩に太子鳴を人質として齊に入らしめたるが、魏王は久しく見給はざるを以て、對顏あらむことを思はれぬ、

【解義】〔惠施云々〕關修齡曰く、高爲齊作謂韓、言施合韓魏交、而畏齊也、謂王令鳴質於齊、此說往事也、愚謂、惠王太子申死、而鳴赫皆謂太子何也、不知公子爲嗣者、亦謂太子與と云ひ、又岡井彪曰く、此說往事也、（中略）彪謂、此說誤矣、說詳周策と云へり、〔王欲見之〕關修齡曰く、鳴久質於齊、而惠王欲見之、此說今事也と云ひ、又岡井彪曰く、黎民表曰、此策全此無稽之言、策中多有此體と云へり、

朱倉謂王曰、何不稱病、臣請說嬰子曰、魏王之年長矣、今有疾、公不如歸太子以德之、不然、公子高在楚、楚將內而立之、是齊抱空質而行不義也、

【大意】本條は朱倉が魏王に說くことを述べたり、

【通釋】朱倉と申す者、魏王に說きて曰く、大王は太子を見むと思召さむには、何とて御病ひある由を言ひ遣はされざるぞや、臣願はくは、齊の相嬰子に說き申して曰はむ、魏王は年長け給ひぬるに今は御不例におはす、されば尊公には人質とます太子を御還しありて、厚き御志しの程を魏王に知らしめ給はざる若しさもなからむには、魏の公子高は只今楚におはす、楚は太子の齊より歸られざるを幸ひとして、魏に此の公子高を差送りて太子とせむこと知られたり、果して然らむには、徒らに人質を取られて、不人情なる所作を魏に見せ給ふは策の得たるものにあらずと說くべし、故に宜しく臣が申す所に從はせ給ふべしと述べたり、

【解義】〔以德之〕碕允明曰く、使太子歸爲王之後、思齊德於我と云へり、〔抱空質云々〕正解に楚納高而立之、則是齊抱空質也、王病留太子而不

レ魏和親而伐レ楚、可三以大勝一也と云へり、〔可以大勝也〕關修齡曰く、齊魏相和而可三以勝レ楚也と云へり、又岡井彪曰く、不三必指二言國一也、泛對二天下一言と言へり、〔卑秦楚〕鮑注に居二二國之上一と見え、又吳注に姚本甲作レ卑と見えたり、又關修齡曰く、高甲作レ卑、言下以二秦楚一爲上レ卑と云へり、〔其暴戾定矣〕鮑注に言　二國謂二齊暴戾決一矣と見え、又吳注に定止也、謂二齊之怒止一と見えたり、又關修齡曰く、高暴下有二於字一、注云、曾添二於字一、然舊文如二坊本一、定猶レ極也と云ひ、又碕允明曰く、言　今戰勝レ魏、覆二其十萬之軍一、而禽二其太子申一、臣二萬乘之魏一、而威甲二秦楚一、則此其暴戾之諸侯可二安定一矣、註共非と云ひ、又岡井彪曰く、定猶レ極也、注共非と云ひ、又鈴木汪曰く、定矣、猶レ言二必矣一、戾恣戾也、卽與二前楚王必怒矣一意同、鮑吳皆謬と云へり、〔必楚也〕碕允明曰く、言　楚王爲レ人、好レ用レ兵務レ名、則不レ願レ爲二齊之下一、必伐レ齊と云へり、

田嬰不レ聽、遂內二魏王一、而與レ之並朝レ齊、侯再三、趙氏醜レ之、楚王怒、自將而伐レ齊、趙應レ之、大敗三齊於二徐州一、

【大意】本條は楚王が怒りて齊を敗りしことを述べたり、

【通釋】齊の相田嬰は張丑の說に從はずして、遂に魏王の請ひを納れて魏王と並に齊王に參朝すること數度に上りぬ、趙王は見るも厭はしとて之を惡み、楚王は怒りて自ら大將となりて齊を伐ちしに、趙も亦之に味方してければ、大に齊の軍を徐州にて打破りぬ、

【解義】〔遂內魏王云々〕內は納と同じ、「イル」と訓ず、引入るゝ意、關修齡曰く、言下嬰內二魏王一於レ齊、而嬰與二魏王一並朝上レ齊也、愚謂、侯疑作レ候、候見也、侯再三、若二出入三覲一、言從レ來至レ去、候見再三と云ひ、又正解に侯疑當レ作レ王と見えたり、〔趙氏醜之〕醜は「ニクム」と訓ず、見るも見惡しと思ふ意、正字通に徐音舒、與レ郗通と見えたり、

○惠施爲二齊魏交一、令二太子鳴爲一レ質

始皇紀曰、臣畜天下、此言爲齊所臣畜而朝と
云へり、

張丑曰、不可、戰不勝魏、而得朝禮、與魏和而下楚、此可以大勝也、今戰勝魏、覆十萬之軍、而禽太子申、臣萬乘之魏、而卑秦楚、此其暴戾定矣、且楚王之爲人也、好用兵而甚務名、終爲齊患者、必楚也、

【大意】 本條は張丑が田嬰を諫むることを述べたり、

【通釋】 齊王の臣に張丑といふ者あり、齊相に說きて曰く、此度魏が我が國に參朝すると申し來れるを許さるゝは甚だ善からぬ事と存ず、其の故は、もし戰ひて魏に勝たずとも魏の來朝の禮を得べし、よりて魏と相和して楚に卑下してこそ、大勝を收むべけれ、然るに今は魏に勝ちて、さしもの魏の大軍を皆殺しにし、太子を生捕りにし、大國の魏を附庸の國となし、秦楚の强國を見下ぐるは、其の怒りに遇はむこと必定なり、其の上に楚王は其の人柄戰爭を好まれ、而も甚しく名義を立つるを務めらるれば、結局我が國の大なる心配を引起さむものは必ず楚の國ならむと存ず、故に此度の魏王の請求は御聽入れなきを願ふといふ、

【解義】〔戰不勝魏〕鮑注に此設辭也と見えたり、〔得朝禮〕關修齡曰く、齊魏和平而得諸侯相朝之禮と云ひ、又岡非彪曰く、彪按、鮑云、設辭也、得之、言設使齊戰不勝魏、而齊得魏之朝禮、則天下無惡齊之强者也、因與魏相和而卑下於楚、楚德之、必親齊、此大勝也、諸解未妥(下楚非下兵之義、下章齊畏三國之合也、必反燕地以下楚)と云へり、碕允明曰く、言雖與魏戰不勝、而得魏來朝之禮、於是與魏和講而卑下於楚、楚德之、必親齊、此大勝也と云へり、〔下楚〕關修齡曰く、魏無怨齊而結和親、下猶出、謂出軍於楚と云ひ、又正解に下楚謂下兵於楚、言與

は必ず怒らるべし、かかる時は大王は使者もて楚に遊說せしめば、楚は必ず齊を伐たむ、例へば平安なる楚が戰爭に疲弊せる齊を伐たむ時は、齊は必ず散々に打負け、生捕りにもなりなむ、此のごとくならば、大王は楚をして齊を破壞する理に相成るべしといふ、

【解義】〔王者得度〕鮑注に度法度と見え、又鈴木注曰く、度亦計也、法度、法度、鮑蓋以下與二霸者知一レ計相同上、故作二此解一也、然此曰レ得、下曰レ知、大有二分別一、且下曰レ疏二於度一、其非二法度一明矣と云へり、〔王固先云云〕關修齡曰く、固故也、屬猶レ屬也と云ひ、正解に屬猶レ結也、魏伐レ趙、齊救レ趙而與レ之戰、故曰、先屬二怨於一レ趙、而後與レ齊戰、所レ謂卽上文得レ度知レ計是也と見えたり、〔又欲悉起〕碕允明曰く、起起レ兵也と云へり、〔因變服云々〕正解に變レ服折レ節、謂下變二易人君之服一、屈中折人君之節上、言三魏自卑而朝レ齊、則楚王必怒二齊之强暴一矣と見えたり、〔王游人云々〕關修齡曰く、令三人游二說於一レ楚、以與レ齊合戰と云ひ、又碕允明曰く、合令誤、言使三人游二二國之間一也、爲二反間一、令二楚齊鬪一と云へり、楚王は威王なり、

魏王曰、善、乃使二人報一於レ齊、願臣畜而朝、田嬰許諾、

【大意】本條は魏王の朝せむとするを齊相田嬰の許すことを述べたり、

【通釋】魏王は惠施の說に從ひて、其は面白き說なりと云ひて、其れより使者もて齊王に申さるゝやうは、願はくは大王の畜ひ養ひ給へる臣と稱して此より參朝せむとすと申さしめられければ、齊の相は之を承知仕るといふ、

【解義】〔臣畜而朝〕鮑注に畜自比二犬馬一也と見え、又正解に臣畜謂下以レ臣畜上レ之と見え、又碕允明曰く、畜妾畜之畜、註非、非二犬馬一也と云ひ、又岡井彪曰く、彪按、始皇紀、二世與二趙高一謀曰、朕年少初卽レ位、黔首未二集附一、先帝巡二行郡縣一、以示レ彊、威二服海內一、今晏然不二巡行一、卽見レ弱、毋三以臣二畜天下一、又漢匈奴傳論、有三卑下而承二事之一矣、有三威服而臣二畜之一、又云、夷狄之地、不レ可二耕而食一也、民不レ可二臣而畜一也、畜養也、此言下爲レ齊所二臣養一而朝上也、鮑注比二犬馬一、非レ是と云へり、又關修齡も始皇紀を引きて、按

云はれぬ、

【解義】〔戰於馬陵〕通鑑の注に、司馬彪志、魏郡元城縣註云、左傳成七年、會馬陵、杜預註、在縣東南、龐涓死處、虞志林、馬陵在濮州鄄城東北六十里、澗谷深峻、可以置伏と見え、又史記正義に辨あり、參看すべし、〔怨之云々〕碕允明曰く、怨之至死不忘之字句と云へり、

對曰、不可、臣聞之、王者得度、而霸者知計、今王所以告臣者、疏於度、而遠於計、王固先屬怨於趙、而後與齊戰、今戰不勝、國無守戰之備、王又欲悉起而攻齊、此非臣之所謂也、王若欲報齊乎、則不如因變服折節而朝齊、楚王必怒矣、王游人而合其鬪、則楚必伐齊、以休楚而伐罷齊、則必爲楚禽矣、是王以楚毀齊也、

【大意】本條は惠施の魏王が齊を伐たむの計略に對ふることを述べたり、

【通釋】惠施は魏王に對へて曰く、大王の思召しは然るべからず、夫れ王たらむ者は計略の當らざることなく、諸侯を率ゐて天下を一統する者は計略を心得たりと承はる、然るに大王の今臣に仰せらるゝ所は疎漏にして甚だ迂濶なり、大王固より第一に怨みを趙に掛け給へるより齊と合戰ありしに、今や軍利あらぬは御國に確かなる軍備のなかりしが爲なり、然るに大王今又殘りなく御國中の大軍勢を起して齊を攻めむとせらるゝは、此れ即ち前に臣が御計略疎漏にして御工夫迂濶なりと申しける所以なりと申す所なり、故に大王若しも齊の怨みを霽さむとし給はゞ、今より敗軍の事を緣故として大王の御服を變へ大王の御志操を枉げて齊に朝參し給はゞ、楚王

げあるべしと申す故にこそあれと申す、太子やがて御車に乘りて御引上げあらむとせしに、御者止めて申すやう、大將の御自ら出征ありて御引上げせらるるは敗北と同じ罪なれば、かゝること遊ばさるゝものにあらず、是非とも御斷行あるべきなりと申し切りたりければ、太子も否み難くて遂に合戰すべきに定めぬ、齊の軍勢と合戰に及びしが、遂に討死せられしこそ是非なけれ、かくてぞ卒に魏に還りあらずして、魏を有するを得ざるに至りたるは口惜しき極みなり、

【解義】〔彼利云々〕彼とは魏の戰士をいふ、正解に高誘曰、彼謂二魏戰士一也、以二太子之戰一爲レ利、而欲レ盈二滿其志意一者衆多也、愚謂、是言レ所三以不レ得レ還、以勸下太子不レ顧二其止一レ之者、而浩然還上也と見えたり、〔欲滿其意者衆〕鮑注に希レ賞也と見え、又碕允明曰く、山本信有曰、下文御者謂二與レ北同一、卽希レ賞之故不レ欲レ還也と云へり、〔與北同〕北は「ニグル」と訓ず、敗北の北の意、高注に北退走也、與二退走者一同罪と見えたり、正字通に軍走曰レ北、楊倞曰、北者乖背之名、故以二敗走一爲レ北、書武成前徒倒レ戈攻レ于後以北と見えたり、〔卒不得魏〕高注に、齊人敗二之馬陵一、虜二龐涓一、而殺二太子申一、故云、卒不レ得レ魏也と見えたり、

○齊魏戰二於馬陵一、齊大勝レ魏、殺二太子申一、覆二十萬之軍一、魏王召二惠施一而告レ之曰、夫齊寡人之讎也、怨レ之至レ死不レ忘、國雖レ小、吾常欲下悉起レ兵而攻上レ之、何如、

【大意】本章は魏王が惠施の說に從ひて齊を破ることを述べたり、

【通釋】齊と魏と馬陵の地にて合戰ありしが、齊は大に魏を打破りて大捷を得、而も太子申を殺し、莫大の軍勢を皆殺しにしつ、魏王之を怨み其の臣惠施といふ者を召されて申さるゝやう、吾れは齊を以て無二の大敵而も仇讐なりと思へば、其の怨みは死すとも忘れ難し、今我が國は小なりといふとも、吾れは常に闔國の兵を徵集して之を攻めむと思ふはいかにと

べたり、

【通釋】　徐子は太子に對へ申すやう、臣は固より一言申さむと心得たりしなり、其の言は、太子は御自身大將となり給ひて齊國を攻め給はむとす、若し大に御勝利あらば莒の國を併合せられむ、然りと雖も其の富は魏を有ち給ふに過ぎず、而して其の御身柄の貴きも王となり給ふに過ぎず、然るに若し御勝利なくば、魏を有ち給はむことも叶ふべからず、故に軍を反し給はゞ敗滅の患へなく、魏を有ち給ふべし、此れ百戰百勝の方法なりと申す、太子聞きて其の旨承知しぬ、謹みて公が言葉に從ひて國に引上げむといふ、

【解義】　「客曰」倚允明曰く、李袞曰、客字誤、當作徐子、恐非、句法多有と云へり、「固願效之」關修齡曰く、高曰、客徐子也、愚謂、效言也、四字移之術下亦通と云へり、「貴不益爲王」鮑注に爲王之外無加也と見え、又「スグル」と訓ず、高注に益亦過也と見えたり、「萬世無魏」倚允明曰く、此句說百勝事、無一言及勝、而初無出百勝之術也、有深意可味也と云ひ、又岡井彪曰く、高云、不勝、則太子滅、復何魏之有、故萬世無魏也、彪謂、此句與下文卒不得魏句相應と云へり、「百勝之術也」正解に愚謂、還則無戰敗之患、而終能有魏、故曰、百戰百勝之術也と見えたり、

客曰、太子雖欲還、不得矣、彼利太子之戰攻、而欲滿其意者衆、太子雖欲還、恐不得矣、太子上車請還、其御曰、將出而還、與北同、不如遂行、遂行、與齊人戰而死、卒不得魏、

【大意】　本條は太子戰ひに死して魏を得ざる事を述べたり、

【通釋】　徐子又申すやう、太子には御本國に還り給はむとせらるとも、御引上げは叶はじと存ず、其の故は、御軍勢の人々は皆太子の御合戰あらむことをよきしほとして自己の慾望を滿足せしめむと心掛くる者多數にてあれば、太子には御引上げあらむとせらるとも多分御叶ひあるまじ、是れ臣が是非に御引上

【解義】〔公子理〕鮑注に申弟也と見えたり、〔泣王太后云々〕關修齡曰く、蓋王謂惠王、乃惠王之后、太子母也、太疑作與、或衍と云ひ、又鈴木汪曰く、泣王太后泣　請王太后止太子之行也と云へり、後説に依れば、王太后は魏王の母、太子申の祖母なり、〔事成云々〕關修齡曰く、言　太子勝齊、則以理止其行、樹德於太子、太子戰敗而不還、理必爲太子、立　爲王矣と云へり、〔孫子云々〕高注に孫臏と見えたり、史記魏世家にも孫臏に破らるゝこと見えたり、又田盼も齊の將なり、既に齊策に見えたり、〔立必爲王也〕正解に言理必立　爲太子、立爲太子則必爲王と見えたり、

○魏太子自將、過宋外黃、外黃徐子曰、臣有百戰百勝之術、太子能聽臣乎、太子曰、願聞之、

【大意】本章は徐子が太子申を止めたれど遂に還らずして死するを述べたり、

【通釋】魏の太子申は自ら大將となり、宋の外黃を行き過ぎければ、外黃の徐子と申す者進み出でゝ、申すやう、臣には百度合戰して百度勝たるゝ方法あり、太子に申し述べむと存ずれど、太子には御聽入れあるべくやいかにと申しければ、太子は何卒之を告げられよといふ、

【解義】〔過宋外黃〕吳注に、高註、太子申也、外黃今陳留外黃、故宋城也、後徙睢陽と見えたり、〔徐子〕史記集解に劉向別錄曰、徐子外黃人也、外黃時屬宋と見え、又正義に括地志云、故囿城有南北二城、在汴州雍邱縣界、本屬外黃、卽太子申見徐子之地也と見えたり、

客曰、固願效之、今太子自將攻齊、大勝幷莒、則富不過有魏、而貴不益爲王、若戰不勝、則萬世無魏、此臣之百戰百勝之術也、太子曰、諾、請必從公之言而還、

【大意】徐子の言に從ひて太子が歸らむとするを述

相屬稱嘆也、關曰、屬レ酒相勸也、果爲ニ相勸一乎、則梁王似ニ不レ納レ諫者一、關說非レ是と云へり、

○魏惠王起ニ境內衆一、將ニ太子申一而攻レ齊、客謂ニ公子理之傅一曰、何不レ令ニ公子泣ニ王太后一、止ニ太子之行一、事成則樹レ德、不レ成則爲レ王矣、太子年少、不レ習ニ於兵一、田盼宿將也、而孫子善用レ兵、戰必不レ勝、不レ勝必禽、公子爭ニ之於王一、王聽ニ公子一、公子必封、不レ聽ニ公子一、太子必敗、敗公子必立、立必爲レ王也、

【大意】本章は或人、公子理の傅に說きて太子申の外征を止むるを述べたり、

【通釋】魏の惠王は國內の軍勢を徵集して、太子申を總大將となし、以て齊の國を攻めむと思ひぬ、時に或人、太子の弟公子理の守役の者に說きて申しけるは、公子には何故に太子の母君に哀願して太子の外征を止め給ふやうにはせられざる、若し其の事にしてなし果し給はゞ、太子の爲に恩を着する方便となりなむ、若し其の事の叶はざらむ時即ち太子出征せられて敵に打負け給はむには、公子こそ次の大王とはなり給ふべけれ、されば是非御引止めまゐらすやうに申させ給へ、而して尙其の仔細を申し候はゞ、太子は年未だ若くおはせば、軍事に經驗多からず、而して田盼は古兵たる上に齊の孫子は戰爭の名人と承はる、故に我が味方の勢は打負けむ、打負けたらんには、必ず太子は生捕りにせられむと思はる、公子には之を大王に說きまゐらせて太子を止め給ふことあらむには、大王は喜びて公子の御意見に從ひ給はむ、さすれば公子は必ず御領を持ち給ふべし、若し公子の說を御聽入れなくんば、太子出征して必ず打負け給ふべし、若し又太子打負けられんには、公子は必ず其の御跡を襲ぎて太子となり給はむ、若し太子となり給はゞ、王となり給はんはいと易き事なりと說けり、

庭之波、右二彭蠡之水、南望二獵山一、下臨二方淮一、其地使二人遺レ老而忘一レ死、王不レ可レ遊也、後漢邊讓遊章華臺賦云、楚王遊二雲夢之澤一、息二於荊臺之上一、前二方淮之水一、左二洞庭之波一、右顧二彭蠡之隩一、南眺二巫山之阿一、延レ目廣坐、騁觀終レ日、顧謂二左史倚相一曰、盛哉斯樂、可二以遺レ老而忘一レ死、荊臺卽章華也、淮南子云、令尹子佩、請レ飲二莊王一、莊王許諾云云、莊王曰、吾聞、子樂二於强臺一、强臺者南望二料山一、以臨二方皇一、左レ江而右レ淮、其樂忘レ死、若吾薄陋之人、不レ可三以當二此樂一也、注料山名、方皇水名、右三說聊記 以廣レ聞と見えたり、〔高臺陂池〕鮑注に書註、澤障曰レ陂、停レ水曰レ池と見えたり、

今主君之尊、儀狄之酒也、主君之味、易牙之調也、左二白台一而右二閭須一、南威之美也、前二夾林一而後二蘭臺一、强臺之樂也、有二一於此一、足三以亡二其國一、今主君兼二此四者一、可レ無レ戒與、梁王稱レ善相屬、

【大意】本條は前きの儀狄等の事と對照して現今梁王の當に自ら戒むべきを言へるを述ぶ、

【通釋】さて今大王の御事を前述の事と對照致さむに、先づ大王の御前に陳らねたる樽酒は卽ち禹王の戒めたる儀狄が造りたる酒と同じ、大王の召上がる美味は桓公の戒めたる易牙が調理せる食物と同じ、御寵妾の白台を左に侍らし閭須を右に控へしむるは文公が戒めたる南威の美姬と同じ、夾林の御園を前に打ち眺められ蘭臺の御殿を後に背景と爲し給へるは楚王が戒めたる强臺と同じ、以上の四者の中苟くも此所に其の一があるも尙其の國家を滅亡するに十分なるに、今大王は其の一どころか四者を悉く兼ね有たるゝ事なれば、大いに御警戒なさらねばならぬ次第に候はずやと申されたり、梁王其の言を聽かれて、如何にも至極の義なりと頻りに感賞致された、

【解義】〔左白台云々〕正解に白台閭須、皆美人名と見えたり、又吳注に閭須見二荀子一と見えたり、〔前夾林云々〕鮑注に臺林地缺、各在二其國一と見えたり、〔稱善相屬〕岡井彪曰く、碕曰、稱嘆 再三也、彪謂、坐中

【大意】本條は又晉の文公の女色を戒められしを說くことを述べたり、

【通釋】晉の文公が南之威と申す美婦人を得て大に之を寵愛あり、幾日も政事を聞し召さずなりぬ、文公之を覺りて大に悔いられて美人を推し退けて側より離して再び目見えを許されずして申さるゝやう、吾れは又美人を愛して政事を怠りぬと覺りつ、今より後の世に至りて美人を愛するが爲に其の志を失ひて遂に國を亡ぼすものこそあるべけれ、因りて今よりは南之威を遠ざけて用ひざるべしといはる、

【解義】〔南之威〕鮑注に未ㇾ詳と見え、又關修齡曰く、高本注云、一無二之字一、南威美人名、之語助と見えたり、按ずるに論語の孟之反、左傳の宮之奇の如き、皆之の字を以て語助と爲せり、〔以色〕色とは女人の意、詩の疏に通謂二女人一爲ㇾ色と見えたり、

楚王登二强臺一而望二崩山一、左ㇾ江而右ㇾ湖、以臨二彷徨一、其樂忘ㇾ死、遂盟二强臺一而弗ㇾ登、曰、後世必有下以二高臺陂池一亡二其國一者上、

【大意】本條は又楚王の高臺陂池を戒めしを說くことを述べたり、

【通釋】楚王は、强臺と稱する高き物見の高殿に登りて崩山を打眺め、大江を左に見、洞庭湖を右にして彷徨を見下せる折の樂しさは、殆んど人間に死といふことのあるをも忘れらるゝ程なりしが、其れよりはたと覺らるゝことありて、强臺に盟ひて登らずして申さるゝは、此の樂しみに耽りぬる時は極めて志を喪ふこともこそあれ、後世に此の樂しみを以て國を亡ぼすものあらむ、心すべきことなりといふ、

【解義】〔楚王云々〕楚王は昭王とも莊王ともいふ、未だ孰れか是なるを知らず、强臺、或は荆臺に作る、又崩山、一に崇山に作る、關修齡曰く、高本注云、强一作ㇾ荆、崩一作ㇾ崇、淮南子作二强臺一と云へり、〔臨彷徨〕鮑注に、集韻彷徨彷徉、徙倚也と見え、又正解に彷徨猶二徘徊一也と見えたり、されば正解は以臨彷徨と訓じたるなり、今按するに、彷徨は方皇と同じ、方皇は水の名、下に見ゆ、〔其樂忘死〕吳注に說苑云、楚昭王欲ㇾ之二荆臺一、司馬子綦進諫曰、荆臺之遊、左二洞

以味亡其國者、

【大意】本條は又齊桓公の美味を戒められしを說くことを述べたり、

【通釋】又齊桓公が或る時夜半すぐるまで召し上り物の不足のやうにて、何か欲しき由をいはれしかば、易牙とて古今有數なる割烹の名人のありけるが、其の由を承はりて御吸物を煮立て、照り燒やら鹽燒やら、種々の美味を最も心のゆくかぎり調進して供進せしに、桓公之を召し給ひて頗る滿足せられて、翌朝日の升る時までも熟睡せられて目の覺めざりしかば、さていはるゝやうは今より後の世に至りて必ず美味に耽りて其の國を亡ぼすものあらむ、心すべきは美味に耽るの一事なりと云はれたりといふ、

【解義】「夜半不嗛」嗛は音「ケン」、不足に思ふ意、食ひ足らず思ふの意、鮑注に嗛口有所銜也、言不善食と見え、又岡井彪曰く、按　嗛琰韻、韻會苦簟切、嗛慊通、史記文帝紀、天下人民未有嗛志、荀子臭之而無嗛於鼻、注與慊同、嗛厭也、不嗛蓋言口欲食也と云へり、「易牙云々」易牙は鮑注に太公世家注、雍巫字と見え、又吳注に知味者と見えたり、「乃煎熬燔炙」鮑注に燔火爇物と見え、又吳注に有汁而乾曰煎、乾煎曰熬、肉爇之曰燔、近火曰炙と見えたり、按ずるに、煎は煮詰めるなり、方言に煎火乾也、凡有汁而乾、謂之煎と見え、又玉篇に煎火去汁也と見えたり、又熬は音「ガウ」方言に熬火乾也、以火乾五穀之類と見えたれば、今の「イル」のごとし、又燔は音「ハン」、肉を能く燒く意、說文に爇也と見えたり、火につけてよく燒くを、又炙は音「セキ」「シヤ」の兩音、「セキ」はあぶりたる肉、「シヤ」はあぶる意、說文朱注に、字亦作炙、作焦、顏氏家訓、火旁作庶、爲炙字、凡傅于火曰燔、串之而加于火曰炙、裹　而燒者曰炮、柔　者炙之、乾者燔之と見えたり、「和調五味」五味とは五つの味、卽ち辛き、甘き、鹹き、酸き、苦きの五味の稱、五味を程よく調ふること、料理する意、

晉文公得南之威、三日不聽朝、遂推南之威而遠之、曰、後世必有以色亡其國者、

亂し、王を稱して主君と爲すことあり、既に前策に見えたり、〔范臺〕范臺は宮の名、呉注に大事記、書韓宋魯衞爲序、解題云、是時魏惠王方强、諸侯相率而朝之也、索隱按紀年魯恭侯、衞成侯、鄭釐侯、桓侯卽公剔成、釐侯卽韓昭侯と見えたり、〔請魯君擧觴〕魯君は鮑注に魯共公と見えたり、觴は「サカヅキ」と訓ず、林西仲云く、酒以成禮、既酣矣、復請擧觴、以涉於甘酒と云ひ、又正解に上觴以酒飮人也、下觴酒爵也と見え、又岡井彪曰く、按請擧觴、言復勸盃也と云へり、今の乾盃とてするわざのごとくなるべし、

魯君興避席擇言曰、昔者帝女令儀狄作酒而美、進之禹、禹飮而甘之、遂疏儀狄、絕旨酒、曰、後世必有以酒亡其國者、

【大意】本條は魯公が禹王の美酒を戒められしを說くことを述べたり、

【通釋】魯君は魏王が乾盃と云へるを聞き、席を離れ起立し、善言を呈して曰く、昔し帝女は儀狄をして酒を造らしめられしが、出來上りたるを味はゝれたるに極めて甘美なりしかば、之を禹王に獻上に及びぬ、禹王は飮みて美味とし、遂に儀狄を遠ざけ、此の口に適へる美酒を絕ちて申さるゝやう、今より後の世に必ず酒の爲に淫溺して其の國を亡ぼす者あらむ、故に吾れは用ひずと云はれたり、

【解義】〔擇言曰〕鮑注に擇善而言と見え、關修齡曰く、淫溺必亡、擇其知戒者言之と云ひ、碕允明曰く、擇言善言也、孝經口無擇言、是也、註非と云へり、〔昔者帝女〕鮑注に蓋堯舜女と見え、關修齡曰く、高本注云、一無令字、然帝女名儀狄乎、恐非、愚謂、堯舜女必無此事、或除女字義通と云へり、〔令儀狄作酒〕鮑注に博物志言、禹時人と見えたり、〔絕旨酒〕旨は「ウマキ」と訓ず、其の美味を舌に長く味ふ意、

齊桓公夜半不嗛、易牙乃煎熬燔炙、和調五味而進之、桓公食之而飽、至旦不覺、曰、後世必有

【大意】本條は魏王の果して讒言を信ぜしことを述べたり、

【通釋】龐葱申して曰く、夫れ市中に虎のなきことは固より明かに分りたることなり、然れども三人まで參りて市中に虎出でたりと申す時は、餘りに度々申すからはよも僞りにはあらじと思召す、是れ讒言の入り易き證據なり、今かの邯鄲は此の大梁より遙かに離れて遠き所にて、大梁の都とは同日の論にあらず、而して愚臣の事をとかくに申し立つる者は三人に止まらずと信ず、されば何卒願ふ所は、大王のよく〳〵人の申す所に就きて其意を推し明らめ給ひて、讒言を御聽入れあるまじくこそ願はしけれと申せば、魏王は、そは決して信ずることあらずと申されければ、龐葱は是れより暇乞ひして彼の地に參りけるが、途中にて既に讒言は王に聽かれて疑はれしが、後に太子が質を罷めて趙より歸りし際には、果して龐葱は魏王に目見えを聽されぬことゝなりぬ、

【解義】〔寡人自爲知〕鮑注に言レ不レ信レ人と見えたり、乃ち自分に事理を知りて人に欺かれざるやうに爲すべしとの意なり、安井息軒は、知は父母之年不レ可レ不レ知の知と同義にして、記憶のことを謂へる者にして、寡人は自分に記憶するを謂ふなりと解せり、〔而讒言先至〕正解に先至謂二身猶在一レ途、而讒言先至一也、太子罷レ質而歸、葱果不レ得レ見レ王、言二王信一レ讒也と云へり、

○梁王魏嬰觴二諸侯於范臺一、酒酣、請二魯君擧一レ觴、

【大意】本章は魯公が魏王に善言を進むる事を述べたり、

【通釋】魏王が魯衞宋鄭の君の來朝に方りて、范臺と申す宮殿にて酒宴ありけるに、酒宴半ばに至りて魏王は魯の君に請ひて盃を擧げられむことを請はれぬ、酒宴半ばにして酒盃を擧ぐるは當時の俗にて、酒を勸むる意なり、

【解義】〔梁王魏嬰〕梁は魏の國都、魏は梁王の姓にして、嬰は音「アウ」、王の名、卽ち孟子に謂はゆる梁惠王なり、嬰は鮑注に、史作レ罃、音相近と見えたり、關修齡曰く、高主作レ王、纂同、惠王不レ得レ稱レ主、下文主君恐レ誤と云へり、今按ずるに、戰國の時名稱混

○鮑注に元在趙策と、吳注に證據不明、且當從舊と、中井履軒曰く、山陽君韓人、是章當在韓策と、

○龐葱與太子質於邯鄲、謂魏王曰、今一人言市有虎、王信之乎、王曰、否、二人言市有虎、王信之乎、王曰、寡人疑之矣、三人言市有虎、王信之乎、王曰、寡人信之矣、

【大意】本章は龐葱が魏王に讒言を信ぜらるまじきを說くを述べたり、

【通釋】龐葱と申す者あり、魏の太子と、事に因りて趙の國に人質となりて邯鄲に參らむとする時、魏王に申して曰く、只今一人の者參りて市に虎出でたりと申さむに、大王は之を信じ給ふにやと申せば、魏王は、否、信ぜずと申さる、さらば二人參りて市に虎出でぬと申さむに、大王之を信じ給ふかと申せば、魏王は、かく再び參りて申さむ上はやゝ之を疑ふと申されぬ、さらば更に三人目の者參りて亦市に虎出でぬと申さば、如何に思召さるゝかと申せば、魏王は、さほどに申さむ時はよも僞りはあらじとこそ思へと申されぬ、此の喩へは蓋し讒言の入り易きを喩へたるものにして、世に所謂る三人市に虎を成す出所たり、

【解義】〔太子〕鮑注に魏太子と見えたり、〔邯鄲〕趙の國都、既に見えたり、〔寡人信之矣〕解緒曰、甚哉、魏惠王之蔽也、知三言之足以成市虎、而卒疑其子、內無所主、而不能勝其悖惑也と云へり、

龐葱曰、夫市之無虎明矣、然而三人言而成虎、今邯鄲去大梁也遠於市、而議臣者、過於三人矣、願王察之矣、王曰、寡人自爲知、於是辭行、而讒言先至、後太子罷質、果不得見、

るに由るなり、されば世に不道理なる所爲あるものの困却なる所は、固に不道理ならぬものを不道理とするにありと、記者は斷言せり、

【解義】〔聞之出奔〕正解に聞之、謂聞痤曰勿使出境也、此記者之詞也と見えたり、

○秦韓圍梁、燕趙救之、謂山陽君曰、秦戰而勝三國、秦必過周韓而有梁、三國而勝秦、三國之力、雖不足以攻秦、足以拔鄭、計者、不如構三國攻秦、

【大意】本章は梁燕趙同盟して秦を攻むるの便を述べたり、

【通釋】秦と韓と連衡して梁を攻めければ、燕と趙とは力を合せて之を救ひぬ、客あり、山陽君とて、韓の人にて韓にありて事を用ふる者に說きて曰く、秦が此度戰爭にて梁燕趙の三國に打勝ちなむには、秦は必ず周と韓との地を過ぎて梁を取るべしと覺ゆ、三國がもし秦に打勝たば、三國の力は秦と比較すべきにあらずと雖も鄭を取らむには十分の力あり、故に今日魏の計をなさむには、三國合同して秦を攻めむことの利なるには若かずと云へり、

【解義】〔秦韓云々〕坊本、韓の字なし、鮑注に一本、下有韓字と見え、又高本には韓の字あり、今は正解に從ふ、〔山陽君〕正解に山陽君魏人、見楚宣王策、蓋是時在韓用事、而客謂之也と見えたり、鈴木汪曰く、山陽君蓋韓人、此策欲使韓背秦而媾三國也、故言秦之勝與不勝、皆不利於韓也、一本首秦字下有韓、此時韓附秦明矣と、又曰く、韓策謂山陽君曰、秦封君以山陽、齊封君以莒、齊秦非重韓、則賢君之行也、是山陽君爲韓大臣明矣と云へり、〔勝三國〕正解に三國梁燕趙也と〔秦必過周韓〕岡井彪曰く、句上蓄則字、言秦雖隔他國、必保有之、其力强也、乃解說非韓之利と云へり、〔計者云々〕鮑注に爲梁計と見え、又岡井彪曰く、計者爲韓計、注誤と云へり、〔不如搆云々〕鈴木汪曰く、搆當作構、二字策中相混、前章多有と、今按ずるに、構媾講相通ず、說既に趙策に見えたり、

名、通鑑の注に公孫非二姓氏一、以二其先出一レ於レ衞、父爲二衞侯一、則稱爲二公子一、祖爲二衞侯一、則稱爲二公孫一と見え、史記の商君列傳には商君者衞之諸庶孽公子也、名鞅姓公孫氏と見えたり、

出而謂二左右一曰、豈不レ悲哉、以二公叔之賢一、而謂下寡人必以二國事一聽上レ鞅、不二亦悖一乎、

【大意】本條は魏王が公叔痤の言を用ひざることを述べたり、

【通釋】魏王は公叔痤の館より出でて側の者に語りて曰く、何如に不道理なることを申すものにはあらずや、吾れは公叔に必ず賢人を薦擧することあるべしと思ひて問ひたるに、反りて其の家臣たる衞鞅を薦むるは如何に、而して萬事打任せて專ら其の意に從ふべしといふ、甚しき不道理をも申すものかな、かくは思はざりしものをと後悔あり、蓋し魏王は鞅の人物たるを知らざるが故なり、

【解義】〔不亦悖乎〕悖は「モトル」と訓ず、理に逆ふこと、病重く、精神錯亂すといふなり、正解に王固不レ知レ鞅、以爲三痤有二別所一レ薦擧、而薦二其家臣一、故其言如レ此と見えたり、

公叔痤死、公孫鞅聞レ之出奔、西之レ秦、考公受而用レ之、秦果日以强、魏日以削、此非二公叔之悖一也、惠王之悖也、悖者之患、固以二不レ悖者一爲レ悖、

【大意】本條は魏王が公叔の言を用ひずして失敗を取りたる結果を述べたり、

【通釋】公叔痤はやがて身失せぬ、公孫鞅は殺されむを恐れて西の方秦の國に之きければ、時の王考公は折しも賢者を廣く天下に求めける時なりしかば、直ちに召入れて重く用ひしより、秦國は日に增し强大に赴きけるに反して、魏國は日に益し國を削られて勢ひ衰へぬ、此れは公叔の不道理なるにはあらず、惠王が人を用ふるの明あらずして不道理の事を行へ

公叔痤對曰、痤有二御庶子公孫鞅一、願王以二國事一聽レ之也、爲レ弗レ能レ聽、勿レ使レ出レ境、王弗レ應、

【大意】本章は公叔痤の遺言を惠王の守らずして公孫鞅を用ひざるより敗亡を取りたることを述べたり、

【通釋】公叔痤がいよ〱大病となりたる時に惠王自ら出で行きて見舞ひありけるに、問はれて曰ふやう、御身若しもの後には何人と共に政治を行ひて此の國家を安泰にすべきか、之を尋ねたしと仰せらるれば、公叔痤對へて申すやう、痤に御庶子公孫鞅と申すものあり、何卒大王には御政事を一切彼のものに委任し給はんことを、併しながら若し御聽濟みなくば、彼れをして決して國外へ出し給ふべからず、萬一彼れが他國に參りなむには、必ず國の妨げとなるべしと申しけれど、魏王は事の意外に驚き給ひしにか、何の返事もあらざりき、

【解義】〔公叔痤〕魏の相の名、痤は史記商君傳に座に作る、太平御覽人事治道二部に呂氏春秋を引きて同じく座に作れり、〔卽不可諱〕鮑注に死者人之所レ不レ能レ避、故云と見え、又關修齡曰く、卽猶レ若也、後漢桓榮傳注、死者人之常、故言レ不レ諱也と云へり、又通鑑の注に不可諱謂レ死也、俗語有レ之、人不レ諱レ死と見えたり、〔御庶子〕史記に中庶子に作り、古香齋本史記には衞庶子に作る、鮑注には此公族官、別レ於二國官一及二太子官一と見え、又吳注に公叔曰、痤有二御庶子一、知爲二痤之家臣一、如下甘羅爲二文信侯少庶子一之比上、說又見二秦韓等策一と見えて、一は公族の官とし、一は痤の家臣とせり、按ずるに通鑑の注に自二戰國一以來、大夫之家有二中庶子一、有二舍人一と見えたり、然れども文獻通考職官考太子庶子の條に古者天子有二庶子之官一、周官謂二之庶子一　職二諸侯卿大夫之庶子一、掌二其戒令與二其敎理一、有二大事一、則帥二國子一而致レ於二太子一、惟所レ用之、秦因レ之、置二中庶子庶子員一、漢因レ之と見えたるに據れば、中庶子は秦以後の官と見えたり、然るに史記商君傳の中庶子の索隱に官名也、魏已置レ之、非レ自レ秦也、周禮夏官謂二之諸子一、禮記文王世子謂二之庶子一、掌二公族一と見え、呂氏春秋には御庶子に作れり、正解には御庶子官名、痤之家臣也と見えたり、〔公孫鞅〕商君の

田二十萬、巴寧爨襄、田各十萬、王曰、公叔豈非長者哉、既爲寡人勝強敵矣、又不遺賢者之後、不揜能士之迹、公叔何可無益乎、故又與田四十萬、加之百萬之上、使百四十萬、故老子曰、聖人無積、盡以爲人、已愈有、既以與人、已愈多、公叔當之矣、

【大意】本條は惠王が反りて公叔痤を賞せることを述べたり、

【通釋】惠王は公叔痤が申しけることを實に至當の言なりと思ひて、其の說は面白き說なれば御身の言に從はむと云はれて、其れより吳起が子孫を尋ね出して田地二十萬を賞賜せられ、又巴寧、爨襄の二人には各、十萬づゝの田を賞賜ありて、さて又曰ふやう、公叔痤はいかに德高きものにはあらずや、實に天晴れの君子とこそ思へ、其の所以は、既に吾が爲に奮戰してさしもの強き趙の國の優勢なるを打破りたるも大功なるに、又其の功を推して賢き人の子孫にも賞を分たしめむとし、又巴寧等のごとき有功の士の功をも沒せしめぬは莫大の功と云ふべし、いかでか公叔に功なしと云ふを得むや、是れこそ尤も賞すべきものなれとて、又更に四十萬の田地を百萬の上に添へて賜ひぬ、老子の云へる言あり、智德圓滿の偉人は物を集めて保たぬを道とす、さて其の物は盡く人の爲に集む、而して反りて己れは愈、多く保てり、又盡く人に與ふれども己れは愈、多く保つと云へる言は、今公叔の身の所行に考ふれば眞に公叔の行ひにあてはめたるがごとしと記者は云へり、

【解義】〔老子曰云々〕老子信言不美の章に此の文を載せたり、林希逸曰く、聖人之道虛一而已、何所積乎、未嘗不爲人也、而在己者愈有、未嘗不與人也、而在己者愈多、其猶天道然と見えたり、

○魏公叔痤病、惠王往問之曰、公叔病卽不可諱、將奈社稷何、

すやうは、此の如き過分の御賞賜は臣の御受け仕るべきことにあらず、抑、かの士卒をして其隊伍を整へしめて直立傾かず、又强敵を擊ち亂して少しも敵の强きに屈せざるは、此れ皆吳起が以前に訓練をなしたりしが爲にして、小臣のなせる所にはあらず、次に又事に先立ちては地形の險夷を測量して自他の利害を決斷して備へを設け、大王の御軍勢悉皆をして少しも當惑することなからしめたるは巴寧、爨襄のなしおきたる餘力の存するに依れるなり、又功ある者は賞し罪あるものを罰する軍法を掲げて、民をして明白に之を正實なるものにして少しも紊亂することなからしめたるは是れ吾が功にあらず、皆大王が世に信用せられ給へる法の正しき結果なり、又敵の擊つべき呼吸を測り之を攻めしめても、敢て怠り勤めぬ者なきものは臣が仕る所なり、されば大王が特に臣が右の手の鼓を擊ちて指揮したるが爲に殊功を樹てたりと思召されむには、臣を賞し賜はむとならば、只右手の功を賞し給へば十分なり、されど若し臣に軍功ありと思召さば、甚だ相違する所あるものなれば、辭退仕るなりと申す、

【解義】〔直而不倚〕鮑注に直直前、倚邪行と見え、又關修齡曰く、直直立也、倚傾側也、言如植木不傾と云へり、〔揀撓云々〕鮑注に撓折也、喩敵之壓已と見えたり、但し坊本、揀を棟に作る、故にかく云へり、又關修齡曰く、高棟作揀、注云、一無而字、今從之、揀擊也、撓亂也、蓋言擊亂敵兵不避去也、若添而字反之と云へり、〔前脈墬形之險阻〕墬は地の字、鮑注に脈見其幽、形見其顯と見え、又關修齡曰く、前先之也、愚謂、診脈察病、蓋取察之義と云へり、〔巴寧爨襄〕鮑注に二人下所謂能士と見え、其の人の傳は鮑注に未詳と云へり、〔王之明法也〕正解に言賞罰信也と見えたり、〔臣之右手不倦〕正解に右手執桴、故云爾と云へり、乃ち大將は軍に進發を令するは鼓を以てするが故に、桴を執る右手に功を歸して云へり、桴は鼓を擊つむち、一に枹に作る、左傳の成二年に晉の張侯の言を載せて曰く、師之耳目、在吾旗鼓、進退從之と云へり、亦以て桴鼓の戰爭に大關係あるを推知すべし、

王曰、善、於是索吳起之後、賜之

惠王は武侯の子、名は罃、元年は周烈王六年辛亥、王たる三十六年にして卒す、

○魏公叔痤爲魏將、而與韓趙戰澮北、禽樂祚、魏王說郊迎、以賞田百萬祿之、

【大意】本章は公叔痤が其の功を讓りて賢能の士を彰はしたるを述べたり、

【通釋】魏の公叔痤と申すもの魏の大將となりて、韓趙と戰ひて澮北の地にて之を破り、趙の將樂祚を生け取りにしてければ、魏王悅びて親しく郊外に出で迎へ、賞賜に田地百萬を以て賜はりぬ、其の殊功を賞せられたるなり、

【解義】〔公叔痤〕公叔は氏、痤は名、魏の王族にして臣たる者、〔戰澮北〕鮑注に說文、澮水出霍山、西南入汾と見えたり、〔禽樂祚〕樂は姓、祚は名、趙の將、〔賞田云々〕賞田は論功行賞に宛て除けたる田地なり、

公叔痤反走、再拜辭曰、夫使士卒不崩、直而不倚、揀撓而不避者、此吳起餘敎也、臣不能爲也、前脈墬形之險阻、決利害之備、使三軍之士不迷惑者、巴寧爨襄之功也、縣賞罰於前、使民昭然信之於後者、王之明法也、見敵之可擊也、鼓之不敢怠倦者臣也、王特爲臣之右手不倦賞臣可也、若以臣之有功、臣何力之有乎、

【大意】本條は公叔痤が自身の功を他に讓ることを述べたり、

【通釋】公叔痤が惠王の郊外に出迎へして親しく言葉を賜ひ、剩へ莫大の賞田を賜はるを過分の事なりとして大に恐縮し、後へ走り退いて再拜して辭退致

北屈レ之、孟門在二朝歌西北一、恐不レ可レ言レ左、孟門別一山、在二朝歌東一、此特左右二字之差而誤耳と見えたり、

且君親從レ臣而勝降レ城、城非レ不レ高也、人民非レ不レ衆也、然而可レ得二幷一者、政惡故也、從レ是觀レ之、地形險阻、奚足二以霸王一矣、

【大意】本條は地形險阻の霸王たる根本とはならざるを述べ、言外に險を恃まずして道德を修むべきことを含みて云へるなり、

【通釋】其の上に君王親から諸臣を從へて戰爭に勝ちて敵城を降さるゝは、是れは城が高くあらざるにはあらず、さりとて其の國人民の數の少なきにもあらず、然るに之を取り合はすを得るは政治の亂れて國民の附き隨はざるが爲なり、此の例に徵して觀察すれば、地の形の他よりも勝れて要害の地と稱せらるとも天下一統の功を成さむ資助とはならざるなりと云ふ、

【解義】〔奚足以霸王矣〕正解に言下在レ德不上レ在レ險也と見えたり、通鑑には由レ此觀レ之、在レ德不レ在レ險、若君不レ修レ德、舟中之人、皆敵國也に作れり、

武侯曰、善、吾乃今日聞二聖人之言一也、西河之政、專委二之子一矣、

【大意】本條は武侯が吳起の說を用ひられたることを述べたり、

【通釋】武侯は吳起の委細に說きけるを聞きて、其の說甚だ面白し、吾れは今までさる高尙なる說を聞かざりしが、今日は始めて智德優れたる偉人の說を聞くを得て殊に滿足せり、御身は實に能き師なり、されば今より此の西河の政治は專ら御身に任せて行はしめむといふ、

【解義】〔專委之子矣〕正解に、史記曰、封二吳起一爲二西河守一と見えたり、

惠王

【通釋】又かの夏の桀王の國たるや、天門山を南に控へ、天谿の大川を北にし、盧睾は其の北にあり、伊水、洛水は其の南に流れて天險の地なり、然れども政治惡しきが爲に殷湯王は之を伐たれたり、決して天險恃むべからず、

【解義】〔左天門之陰〕鮑注に後志、高都有二天井關一、注云、戰國策、桀居二天門一、即此關也と見えたり、陰は山の北方なり、〔右天谿之陽〕陽は川の南方をいふ、鮑注に今按、天門即史太華伊闕、彼言レ右、故此言二左之陰一、天谿即河濟、彼言レ左、故此言二右之陽一と見え、又呉注に按史左二河濟一右レ泰、即太華伊闕有二其南一、羊腸在二其北一、文不レ同と見えたり、〔盧睾云々〕鮑注に地缺と見え、呉注に一本盧作レ廬、未レ詳と見えたり、程恩澤曰く、通雅云、升庵曰廬睾即廬溝也、睾古皋字、則今桑乾河矣、洪亮吉曰、桑乾河今名二永定河一、自二保定州一流入二宛平縣一、西南至二霸州一、合二玉帶河一、但此距二桀都一甚遠、未レ知升庵何據と、〔伊洛〕鮑注に孔曰、伊水出二陸渾洛水之上洛一と見え、又呉注に、伊水出二今商州上洛縣南熊耳山一、至二洛陽縣一入レ洛、洛水出二今商州洛南縣冢領山一、至二鞏縣一入レ河と見えたり、〔有此險也〕關修齡曰はく、有亦有二恃之意一と云へり、

殷紂之國、左二孟門一、而右二漳釜一、前帶レ河、後被レ山、有二此險一也、然爲レ政不レ善、而武王伐レ之、

【大意】本條は亦殷紂王が德政を修めず、天險を恃みて亡びたることを述べたり、

【通釋】殷の紂王の居所は孟門山を左にし、漳水、滏水の二川を右に持ちて、前には河を廻らし後は山を栖に取りて、さしもの天險を萬一の依頼所となしたりしが、然るに政治善からざるが爲に武王は之を伐ちたり、皆天險に依賴して亡ぶる例なりと云ふなり、

【解義】〔左孟門〕通鑑の注に、水經注、孟門在二河東北屈縣西一、即龍門上口也と見えたり、〔右漳滏〕滏、坊本、釜に作る、呉注に滏通借と見え、又正字通に、漳滏、二水名、吳起云、殷紂之國、左二孟門一、而右二漳滏一、註水熱若レ出レ于レ釜、故名レ滏、今在二磁州一と見えたり、〔前帶河〕通鑑に大河經二其南一に作る、注に、河水自二孟門一、南抵二華陰一、屈而東流、紂都二朝歌一、河經二其南一、

起對曰、河山之險、信不足保也、霸王之業、不從此也、昔者三苗之居、左彭蠡之波、右洞庭之水、汶山在其南、而衡山在其北、恃此險也、爲政不善、而禹放逐之、

【大意】本條は呉起が武侯の問に對して天險の恃み難き一證を說きたるを述べたり、

【通釋】武侯は呉起の對へを怪しみてムッと怒りて汝の言葉こそ心得ぬ、抑〻何か意見ありてのことか、確かに聞きたく思ふなりと云ふ、呉起對へて申す、夫れ河と山との天險は眞實に萬一の賴みとは相成らぬものなり、其の上に天下を一統せられむとするにも此の天險に依賴すべきものにあらず、いで其の證據を云はむに、昔し三苗の居所は、左方に彭蠡の湖を有し、右に洞庭の湖を有し、汶山は其の南に在り、衡山は其の北に在り、四面天險を以て要害となせり、然るに此の險阻を萬一の賴みとして國政をなすこと善からぬが爲に、禹王は之を遠地に放逐せられたり、

【解義】〔彭蠡之波〕彭蠡は湖の名、一に鄱陽湖と曰ふ、鮑注に彭蠡湖在豫章彭澤と見ゆ、程恩澤曰く、水經注、贛水總納十川、同湊一瀆、注于彭蠡、唐六典注、隋時以鄱陽山所接、兼有鄱陽之稱、今在南昌府東北一百五十里、饒州府西四十里、南康府東五里、九江府東南九十里、周廻四百五十里、長三百里、闊四十里と云へり、〔汶山云々〕關修齡曰く、高汶作文、一本注云、補曰汶未詳、史以岷爲汶、此或遠言之と云へり、程恩澤曰く、文山卽汶山也と、〔衡山云々〕鮑注に衡南岳、在長沙湘南と見えたり、

夫夏桀之國、左天門之陰、而右天谿之陽、廬睾在其北、伊洛出其南、有此險也、然爲政不善、而湯伐之、

【大意】本條は夏桀が天險を恃みて德政を治めず亡びたるを述べたり、

武侯

武侯は名は擊、文侯の子、元年は周安王十六年乙未、王たる十六年にして卒す、

○魏武侯與諸大夫浮於西河、稱曰、河山之險、豈不亦信固哉、王鍾侍坐曰、此晉國之所以強也、若善脩之、則霸王之業具矣、

【大意】本章は武侯が吳起の說を用ふることを述べたり、

【通釋】魏武侯がさるべき臣下の人々と共に西河に船を浮べて遊覽ありし際、大に賞めたゝへて曰はるるには、此の天然の山と河との要害は、いかにも天險と稱せらるゝは信に至當なる言葉かな、實に無雙の要害にして、此れを以て如何なる敵をも拒ぐべしといはれぬ、時に王鍾と申す者側に祇候したりしが申しけるは、此れこそ晉國が強しといはるゝ所以に候へ、されば若し能く此の天險を維持せば天下一統の大業も成立すべしといふ、

【解義】〔浮於西河〕吳注に正義云、西河卽龍門河也と見え、又通鑑の注に西河卽禹貢之龍門西河と見えたり、〔王鍾侍坐〕王は姓、鍾は名、一に錯に作る、又高本に坐を王に作る、

吳起對曰、吾君之言、危國之道也、而子又附之、是重危也、

【大意】本條は吳起が王鍾の言を打消すことを述べたり、

【通釋】吳起は名高き軍術家なるが、王の側にありて王鍾の言を聞き、之に反して申すやう、吾が大王の御言葉こそ御國を不安の位地に置かるゝと申すものなれ、而して貴下は又吾が大王の言葉に附け加へらるるは、是れはいよ〳〵危きことを重ねらるゝと申すものなりと云ふ、

【解義】〔吳起云々〕吳起は衞人、兵法を以て聞ゆ、吳子の著あり、史記に傳あり、〔子又附之〕正解に附附益之也と見えたり、乃ち附け加へ足すこと、

武侯忿然曰、子之言有說乎、吳

て笑ふぞと曰はるれば、田子方曰く、愚臣承る、君公聰明容知にして、官を治むるを以て樂しみとせらる、卽ち百官其の人を得て百事成らざるなく、上下其の秩序を正しうすること、猶五音六律の克く諧ふがごとし、是の故に國家を和平するを樂しみとせらると申す、然るに君公聰明に渡らせられざる時は、則ち音樂のみを以て樂しみとせらるゝと承はる、只今我が君には音樂の調子の高低等は詳しく知り給ひてあれば、我が君には百官を治むることは心に掛けられぬかと疑ひ思はるゝといへば、文侯、げに面白き言葉なり、余は敬みて汝の言ふ所を守りて之に從はむといふ、

【解義】〔田子方〕田は姓、子方は名、孔子の弟子卜子夏に學ぶ、莊周の師なり、通鑑の注に、田本出レ於レ陳、陳敬仲以レ陳爲二田氏一と見えたり、〔稱樂〕樂を稱ぐと訓ず、音樂を奏せしめらるゝをいふ、〔鍾聲不比乎〕鍾は鐘と古へ相通ず、つりがね、廣雅に鍾鈴也、周禮鼓人の注に鐲鉦也、形如二小鐘一と見えたり、比とは、鮑注に比猶レ協と見え、又吳注に比音毗、不レ比言レ不レ和也と見えたり、調和せざるなり、〔左高〕左方の音の高きなり、今日の古唐樂、左右あり、以て徵すべし、鮑注に言二左方之聲一と見え、又闕修齡曰く、樂在二左右部一、因知二古然一矣と云ひ、又通鑑の注に、比蓋編鍾之懸、左高、故其聲不レ和と見えたり、〔君明云々〕樂官は鮑注に、音洛、以レ治レ官爲レ樂と見え、又吳注に通鑑無二兩則字一、樂仍音岳、下文二語甚明、可レ推、愚恐 則乃明字訛衍と見えたり、鈴木注曰、吳據二通鑑一、無二則字一爲レ是、大謬、此樂字亦音岳、言 君明 則以レ官爲レ樂、百官得二其人一、百事得二其序一、上下得二其倫一、猶如二五音相序、六律克諧一也、是以レ和二調 國家一爲レ樂、豈徒以二金石絲竹一爲レ樂也哉、下文臣恐君之聾レ於レ官也、以三其以レ音爲レ樂、不二以レ官爲レ樂也、聾 レ於レ官與レ樂、官相發、可二以覆解一と云へり、又資治通鑑の注に明二 樂官一知二其才不才一、明二 樂音一、知二其和不和一、五聲合和、然後成レ音、詩大序曰、聲成レ文、謂二之音一と見えたり、〔聾於官〕鮑注に 審二言聽一之察一と見え、又闕修齡曰く、聾審之反、言 不レ能レ審二諦 於一官也と云へり、

て頗る愉快に思召されたるにたまく雨降り出でたれば、人々獵は御取止めあるべきことゝ思ひけるに文侯は將に出でむとせしかば、側の人々怪しみて申すやう、今日上には御酒まゐりて御樂しく思召さるる上雨さへ降り出でたれば、獵は御取止めあるべきに今より何方へか出で給はむとは思はるゝと申せば、文侯は否とよ、吾れは彼の庭番の者と約束して、今日は彼處に往くべきに定まりたるを、自身の愉快なる事あるが爲に空しく其の約に背くべきにあらず、故に是非とも一度彼處に往きて其の時刻に落ち合はぬ事あるべからずと云はれて、やがて獵場に出でゝ後雨の爲に取止むる由を告げけるは、信義に厚き御振舞ひ實に貴きことゝいふべし、さてこそ魏の國はこれよりして強くなりけれといふ、

【解義】〔虞人云々〕鮑注に虞人掌二山澤一之官と見え、又吳注に孟子注守二苑囿一之吏と見え、又通鑑の注に、周禮有二山虞澤虞一以掌二山澤一、注云、虞度也、度二知山林之大小、及其所一レ生と見えたり、〔豈可云々〕鮑注に、昔與レ之期、今往會レ之と見え、又關修齡曰く、高本注云、曾不作レ無、言レ不レ可レ不二一往會一レ於二虞人之所一レ期也と云へり、〔身自罷之〕荷允明曰く、言侵レ雨而往者信也、雨行而身自罷レ之者禮也と云ひ、又岡井彪曰く、言冒レ雨而往者信也、以レ雨罷レ之者仁也と云へり、又通鑑の注に、身自罷レ之者、身往告レ之、以レ雨而罷レ獵也と見えたり、

○魏文侯與二田子方一飲レ酒而稱レ樂、文侯曰、鐘聲不レ比乎、左高、田子方笑、文侯曰、奚笑、子方曰、臣聞レ之、君明則樂レ官、不レ明則樂レ音、今君審二於聲一、臣恐君之聾二於官一也、文侯曰、善、敬聞レ命、

【大意】本章は文侯が田子方の忠言を容れ給ふことを述べたり、

【通釋】魏文侯が田子方と酒宴ありて音樂を聞かれし程に、文侯曰く、鐘の聲が調子合はずと聞こゆ、何となれば左方の樂所の音節右方の樂所のよりも高く聞こゆればなりと、田子方承りて笑ひぬ、文侯、何と

者也、

【大意】本條は似て非なる者を甄別すべき譬を述べたり、

【通釋】文侯尙云はるゝやう、それ世間の物は多くは相見る體の類して其の實質の異なり劣れる者あるを知らざるべからず、所謂るえせ物に注意せざるべからず、譬へて云はむに、其の生氣の盛んなる田の草は殆ど稻の苗と同じに見え、又黑牛の黃なる雜毛あるものは虎に似たり、又人の骨骼の洒されて白くなりたるは象牙かと疑はれ、又武夫といふ石は玉と相類せるなど、此れ皆似て非なるえせ物なるがごとし、されば人も亦奸智に長けて善人と見ゆる者もあるべく、かゝる物は政を害し人々の習はしを敗る惡黨なれば、能く注意してかゝる佞人を除かざるべからず、之を知らむには、卽ち前に云へる參驗に據るべしとなり、政事の大要具はれりと云ふべし、

【解義】〔幽莠之云々〕幽莠は「シゲレルハグサ」と訓ず、水田中に生じて稻の成長に害ある物、狗尾草の類、禾は「ヨキイネ」と訓ず、稻の秀でたるをいふ、〔驪牛云々〕驪牛は黑色の牛なり、黃の雜毛あるを驪牛之黃と云ふ、坊本、黧に作る、鮑注に黧黑黃也、驪乃深黑馬耳と見え、又吳注に驪牛、猶レ言二犛牛狸牛一、不二必拘レ以レ色論一、黧亦黑色也と見えたり、〔武夫類玉〕武夫は卽ち碔砆と同じ、康熙字典に山海經、會稽山下多二砆石一、司馬相如子虛賦、碝石碔夫、註碔砆石、次レ玉、赤地白采、葱蘢不レ分と見えたり、又正解は武夫石似レ玉者、是言レ所三以不レ可レ不二參驗一也と見えたり、

○文侯與二虞人一期レ獵、是日飮レ酒樂、天雨、文侯將レ出、左右曰、今日飮レ酒樂、天又雨、公將二焉之一、文侯曰、吾與二虞人一期レ獵、雖レ樂、豈可レ不二一會期一哉、乃往、身自罷レ之、魏於レ是乎始强、

【大意】本章は文侯の信仁に依りて國の强くなりしを述べたり、

【通釋】文侯は獵場を守る役人と何時何日に獵にあるべしと期せられたるに、其の日に酒を召し上られ

術乎、文侯曰、有之、夫鄉邑老者、而先受坐之士、子入而問其賢良之士、而師事之、求其好掩人之美、而揚人之醜者、而參驗之、

【大意】本條は才德高き者と佞奸の者とを比較すべきことを述べたり、

【通釋】文侯の言葉に對して西門豹は問ひて曰く、さては敢て問ひ奉ることこそあれ、手柄を成すと名を揚ぐるとにも亦方法のあるものに候ふか、此の一事こそ承はらまほしけれと申せば、文侯仰せらるゝやう、これあり、其の土地の年長者若しくは才德高き人には、御身まづ自ら往きて賢く正しき人物を問ひて其の人に師として事へよ、又ある人の中に好みて他人の立派なる點を押隱して知らしめぬやうにして、而も他人の醜き行は人に知れかしと發き出す惡者を求めて、前の才德高き者と對照して研究すべし、かくのごとくすれば、見掛けは立派に評判よきものにても反りて心術の劣れる者も發見するを得べく、又惡し樣に云はるゝものにても反りて優良の者も見出すべければなり、

【解義】〔鄉邑老者云々〕正解に而先之而讀爲如、若也と見えたり、岡井彪曰はく、彪按十四字一句、恐問下脫之字、諸家連下九字爲句非是、今按、老者而問之也、不必關前日所重之事、文義自可取、不必爲脫簡也、故二說〔關碕二說〕並不取と云へり、〔子入而云々〕正解に、入猶就也、言就其室而問也と見え、又鈴木注曰はく問存問也、入者、親入其閭也と云へり、〔其賢良云々〕鈴木注曰はく、好掩人之美揚人之醜、是傷人自賢者、是最敗俗害政之大者也、如是人者、亦必外飾其美、內藏其姦者、亦必勇足自立、智足眩人、辯足反是非者也、故於此句特曰求、又曰參驗、此下幽莠黧牛白骨武夫、皆況是人也と云へり、

夫物多相類而非也、幽莠之幼也似禾、驪牛之黃也似虎、白骨疑象、武夫類玉、此皆似之而非

哉と云へり、

【通釋】樂羊は魏の大將となりて中山の國を攻めしが、其の子はたま〳〵中山に在りければ、中山の君之を惡み、其の子を烹殺して其の烹たる汁を樂羊に遺りて、兵を以て攻むることを止むるか、若しくは之を忍びて啜るか、いづれに出づると試みられしに、樂羊は將軍の座にありながら平氣にて其の汁を啜りて一杯を啜り盡しぬ、かゝる由を文侯聞かれて覩師贊と申す者に問ひて云はるゝやう、樂羊は我が軍勢を率ゐて中山を伐つが爲に、中山王より遺れる實子の烹殺されたる汁を啜るとは、あまりと云へば人情に反けりと思ふが、其許にはいかに思ふぞと問はる、覩師贊對へて申すやう、其の子の肉汁をさへ啜りて厭はぬ程の人は、誰れの肉を食はであるべき、恐らくは君王の御肉とても食はじとは限られずと對へけり、樂羊は蓋し子の仇として更に烈しく中山を攻めたるなるべし、然れども後に中山より軍勢を引上げ歸りしに、文侯は其の不忍なるを惡まれたるにや、樂羊の武功は賞せしかど、其の心は自己の功名の爲にはいかなる事を企つるかと危み思ひて、親しくは思はざりしといふ、

【解義】〔啜之云々〕鮑注に啜飲也と見えたり、〔盡一杯〕盡く飲み盡して殘さぬをいふ、〔覩師贊〕鮑注に魏人と見えたり、〔其子之肉云々〕關修齡曰く、高本注云、一本無二之肉尚三字一、其作レ且、言二其子之肉、尚忍レ食レ之、則其誰不レ忍レ食レ之と云へり、

○西門豹爲二鄴令一、而辭二乎魏文侯一、文侯曰、子往矣、必就二子之功一、而成二子之名一、

【大意】本章は文侯が西門豹に就功成名の術を語らるゝを述べたり、

【通釋】西門豹は魏國鄴縣の令となりたれば、文侯に謁して御暇乞ひの式を行ひける時、文侯宣ふやう、御身は謹みて任地の就かれよ、必ず御身の手柄を立てゝ御身の令き名をも取り給へといふ、

【解義】〔西門豹〕資治通鑑の注に、班志、鄴屬二魏郡一、西門豹爲二鄴令一、鑿レ渠以利レ民と見えたり、

西門豹曰、敢問、就レ功成レ名、亦有

【大意】本章は魏文侯が韓趙兩國の不和を調停せられたる德を述べたり、

【通釋】韓と趙と互に戰端を啓きて、今や事面倒にならむとす、時に韓より使者を以て魏に援兵を依賴して曰く、願はくは貴邦の御軍勢を借りて敵國趙を討ち敗りてむとす、御軍勢を貸し給ふべしと申し來りぬ、文侯對へらるゝやう、吾れは趙と親類の交りをなせる間柄なれば、決して軍勢を御貸し申すこと能はずと對へしめられぬ、然るに趙は又援兵を魏に請ひて韓を攻めむと申し來りければ、文侯又曰く、吾れは韓と親類の關係ある間柄なれば、軍勢を御貸し申すこと能はずと辭せられたれば、韓趙二國は援兵を借り得ざる事を怒りて國に引還しけるが、さて退いて思へば、文侯が軍勢を借さずして兩國を和睦ならしめられしことを知りて、之を德として魏に參覲するやうになりしは、文侯が鄰邦を平和ならしめらるゝ好手段たるを云ふなり、

【解義】〔已乃云々〕已、一に以に作る、相通ず、〔皆朝魏〕正解に韓聞二文侯告一レ趙之言一、趙聞二其告一レ韓之言一、二國各自知三魏和二親於一レ己而朝一レ之也と見えたり、

○樂羊爲二魏將一而攻二中山一、其子在二中山一、中山之君、烹二其子一而遺二之羮一、樂羊坐二於幕下一而啜レ之、盡二一杯一、文侯謂二覩師贊一曰、樂羊以二我之故一、食二其子之肉一、贊對曰、其子之肉尙食レ之、其誰不レ食、樂羊既罷二中山一、文侯賞二其功一而疑二其心一、

【大意】本章は文侯が樂羊の愛子に忍べるを見て其の心を疑ふことを述べたり、歸有光曰く、中山殺レ子遺レ羮、鮑氏以謂、敵人將レ亂二其心一、非也、信然不五唯不四レ足三以亂二其心一、益以增レ怒、而堅二其必拔レ之心一耳、中山之殺レ子、不レ過三以快二一時之憤一耳、其亡固不レ恤也、鮑云、樂羊怒レ衆以成レ功、尤非、衆之怒、不レ係二於羮之食不一レ食、借曰レ怒レ衆、孰無二人心一、將レ曰二子之不一レ恤、而恤二其地一、敗レ道也、何功之足レ成

趙は城内より韓魏兩國に相應じて共に智氏を攻めたれば、智氏は此の爲に遂に其の家滅ぶるに至りぬ、恐れても懼るべきは只此の慢心なるかな、

【解義】〔萬家之邑〕大縣邑の意、資治通鑑の注に、毛晃曰、邑都邑、四井爲レ邑、四邑爲レ丘、邑方二里、丘方四里、載師以二公邑之田一任二甸地一以二家邑之田一任二稍地一註公邑謂二六遂餘地一、家邑謂二大夫之采地一、此又與二四井之邑一不レ同、又都國都、邑縣也、左傳凡邑有二先君宗廟之主一曰レ都、無曰レ邑、邑曰レ築、都曰レ城、此謂二大縣邑一也、杜預引二周禮四縣爲レ都、四井爲レ邑、恐誤、四井之邑、方二里、豈能容二宗廟城郭一、如二論語十室之邑、西都賦都都相望、邑邑相屬一、則是四縣四井之都邑也、若二千室之邑萬家之邑一、則非二邑里一矣云々と見えたり、尙趙策の解參看すべし、〔蔡皐梁〕史記、資治通鑑に梁を狼に作れり、通鑑の注に、春秋蔡地、後爲二趙邑一と、解已に趙策に見えたり、趙策、皐狼に作る、〔韓魏反於外云々〕資治通鑑に、襄子夜使下人殺二守隄之吏一而決レ水灌中智伯軍上、智伯軍救レ水而亂、韓魏翼而擊レ之、襄子將レ卒犯二其前一、大敗二智伯之衆一、遂殺二智伯一、盡滅二智氏之族一と見えたるを參看すべし、

〔智氏遂亡〕智氏の滅亡は、史記六國年表に據れば、周定王十六年に在り、皇甫謐曰、元王十一年、三晉滅二智伯一と通鑑の注に見えたり、

文侯

文侯、名は斯、桓子の孫、又云く、名は都と、元年は周威烈王二年丁巳、王たる三十八年にして卒す、卜子夏、田子方を師として多く賢士を集め、名君と稱せらる、

○韓趙相難、韓索二兵於魏一曰、願得レ借レ師以伐レ趙、魏文侯曰、寡人與レ趙兄弟、不二敢從一、趙又索レ兵以攻レ韓、文侯曰、寡人與レ韓兄弟、不二敢從一、二國不レ得レ兵、怒而反、已乃知二文侯以講一於レ己也、皆朝レ魏、

憍と見えたり、〔周書云々〕逸書なり、呉注に王應麟曰く、周書云々、此豈蘇秦所讀周書陰符者歟、老子之言出于此と見えたり、老子將欲噏之章に此の本文の語見えたり、併せ見るべし、〔智氏之命〕關修齡曰く、命受之天、而不能安焉、天惡其驕盈、以奪之と云へり、〔而獨云々〕資治通鑑の注に質脂利翻、物相綴當也、又質讀如字、亦通、質謂椹質也、質的也、椹質受斧質、的受矢、言智伯怒魏桓子、必加兵於魏、如椹質之受斧質、的之受矢也と見えたり、但し鮑注は舍此不圖、適足爲智氏來伐之資と見え、又呉注は與之以地猶質也と見え、又正解に質如韓子秦必爲天下兵質矣之質的也、魏不予地、智伯必加兵矣、是爲智氏兵質也と見えたり、又札記に今本質下、有一作資三小字、乃以鮑記於旁而誤入也、鮑改質爲資、呉氏正曰、當音致、與之以地猶質也、不烈案、呉說亦未是、質的也、下卷兵爲招質、與此同義、呉氏以爲招質未詳、非也、韓子有此文、亦作質、又存韓篇、有則秦必爲天下兵質矣之語、皆可互證也と見え、又鈴木注曰く、梅君云、質椹質也、韓非子、秦則爲天下之兵質是也、余云、此說是、下章又有兵爲招質語、荀子質的張而弓矢至と云へり、

君曰、善、乃與之萬家之邑一、智伯大說、因索蔡皐梁於趙、弗與、因圍晉陽、韓魏反於外、趙氏應之於內、智氏遂亡、

【大意】本條は桓子が地を與へて後智伯の亡びたる事を述べたり、

【通釋】魏桓子は任章の言に從ひ地を智伯に與ふるの便なるを悟り、其は面白き說なりとて智伯に萬家ある土地一ヶ所を與へ給へば、智伯は其の言ふ所の行はれたるを以て大に悅び、其より增長して又蔡皐梁の地を趙に向ひて請求しければ、趙は之を與へざるを以て智伯は其の爲す所の行はれざるを憤り、因りて兵を發して趙の出城晉陽を取卷きて攻め立てける程に、他の諸侯等もやう〳〵不安の心を生じ、いつしか利害關係相同じき國々同士同盟して、卽ち韓魏は智伯に敵對する形跡を露はし來れば、圍まれたる

とするに至らば、滿天下の諸侯も必ず懼れて智伯を惡むに至るべし、されば主君にはまづ御地を分ち與へ給ひて其のなりゆきを見給ふべし、若しも地を得たるを悦ばゞ、吾が云ふ所の行はれぬ事なしと我が儘に高じて來らば必ず人に高ぶりて增長すべし、益、增長して人を見下すに至らば、いかなる反對の國をもないがしろに侮るべし、されば其の反對の國々は互に懼れて、反對の國同士相親しみ交はりて心を堅うせむ、互に相持ち合ひ助け合ふの有力の國が聯合せる軍隊を以て、見下げ侮る暴人を反對者として引受けむには、さしもの智氏といふとも決して無事に永く繁昌することはあるまじと思ふなり、其の證據には、今より打負かさむと志すものあらば、必ず姑らく之を倒れぬやうに力を加へて持ち耐ふべし、又今より之を我が物とせむと思ふものある時は、必ず姑らく之を打棄てゝ顧みず先方に與へ置くべしと申すことが周書の中に見えてあり、されば主君には此の名言に遵ひて、先づ智伯の無理を聽き、之に御地を與へて、さて彼の智氏に無理を通すことを益、多く行はせて增長せしめ給ふべし、何故に主君には他の諸侯の引受くべき事を、主君のみ一己に其の禍ひを受け給はむことは智氏の目あての物となり給ふ理にて、智氏より兵を向けらるゝやうに相成ることは拙き御計らひと申すべきなれば、かゝることをいかでなし給ふべき、其れよりも智氏の請求の通りに從ひて御地を分け與へ給ふには若かずと說けり、

【解義】〔智伯云々〕智伯、名は瑤、智宣子の子、趙策參看、〔任章云々〕魏桓子の相の名、資治通鑑の注に任章、魏桓子之相也、姓譜、黃帝二十五子、十二人各以レ德爲レ姓、第一爲二任氏一、又任爲二風姓之國一、實太昊之後、主二濟祀一、今濟州任城卽其地と見えたり、〔無故索地〕何の理由もなく土地の分割を請求するなり、索は通鑑の注に求也と見えたり、〔重欲無厭〕鮑注に重猶レ多と見え、又岡井彪曰く、得三地於二隣國一、而欲三復索二他邦一、不レ能レ厭足一、故曰二重欲一と云へり、〔天下必懼〕天下は主として韓趙等を指す、通鑑には諸大夫と見えたり、關修齡曰く、得三地於二隣國一、而欲三復索二他邦一、不レ能レ厭足一、天下必恐と見えたり、〔智伯必憍〕憍は驕と同じ、札記に鮑改レ憍爲レ驕、不烈案、韓子作レ驕、憍卽驕字、下文君不レ如三與レ之以驕二智伯一、疑本亦是

自立して王となり六歳にして遂に全く滅びしなり、

○魏上

桓子、

桓子、名は駒、魏獻子の子、曼多の孫なり、周定王の十六年戊子、三晉共に智伯を滅して其の地を分つ、系本に、襄子、桓子駒を生むと見えたり、

○智伯索地於魏桓子、魏桓子不予、任章曰、何故弗予、桓子曰、無故索地、故弗予、任章曰、無故索地、鄰國必恐、重欲無厭、天下必懼、君予之地、智伯必憍、憍而輕敵、鄰國懼而相親、以相親之兵、待輕敵之國、智氏之命不長矣、周書曰、將欲敗之、必姑輔之、將欲取之、必姑與之、君不如與之以憍智伯、君何釋以天下圖智氏、而獨以吾國爲智氏質乎、

【大意】本章は任章が桓子に勸めて地を智伯に與へしむることを述べたり、

【通釋】智伯は貪欲厭くことなきの人なれば、何等の理由もなく使者を魏の國に遣はして、魏の地を申し請けむと請はしめけるに、桓子は其の理由なきを以て之を聽さじと思はれしが、其の臣任章と申すもの諫めて曰く、主君には何故に御地を分け與へ給はぬにか、不審なりと申しければ、桓子曰く、何の理由もなく土地を取らむと申し來るは理不盡なれば、之を聽さぬなりといふ、任章曰く、其の事なり、其の故もなくて土地を取らむといふが抑〻故あることなり、何の理由もなく土地を索むることゝならば、韓趙等の隣國も必ず之に懼れをなさむ、かくても猶韓趙等より地を得たるを善き事として愈〻益〻土地を取らむ

尙欲與秦反趙、以多取封於秦、趙王疑之、使趙蔥及顏最代將、斬李牧、廢司馬尙、

【大意】本條は趙王が秦の反間に疑心を生じて李牧を殺さるゝ事を述べたり、

【通釋】秦の軍度々の敗北に加へて、其の將桓齮が殺されたるを快からず思ひければ、乃ち多く趙王の御寵愛深き臣なる郭開のごとき者に金を與へて反間をなさしめて、遂に趙を滅さむと企てぬ、さて反間せしむるやうは、趙の大將李牧と將軍司馬尙とは秦に加勢して趙に反せむとす、其の所以は封地を多く秦より受けむが爲なりと云はしめたり、是に於て趙王は或は然ることもあらむかと疑はしく思はれければ、卽ち趙蔥、顏最をして代りて諸軍を督せしめ、且つ李牧を罪して之を誅し司馬尙は免官となされたるこそあさましけれ、

【解義】〔趙蔥〕札記に蔥鮑本作忩、吳補一本葱作思、注一作忩、丕烈案、世家作忽、列傳作葱と見えたり、今は正解の蔥に作るに從ふ、

後三月、王翦因急擊、大破趙、殺趙軍、虜趙王遷及其將顏最、遂滅趙、

【大意】本條は秦の將王翦が急に擊ちて趙を滅すことを述べたり、

【通釋】趙の軍將の代りて後三月にして、秦の將王翦は急劇に趙の軍を擊ちて大に之を打破りて、大將趙蔥を殺し、又趙王及び將軍顏最を生捕りにして遂に趙を打滅ぼし畢りぬ、

【解義】〔後三月〕札記に鮑改三爲五、吳氏補曰、據司空馬云云、則當作五、丕烈案、鮑改吳補皆誤也、列傳亦云後三月、不得專據秦策と見えたり、〔殺趙軍〕正解に趙軍當作趙蔥、史記作趙怱と見えたり、〔虜趙王遷云々〕史記正義に淮南子云、趙王遷流於房陵、思故鄉、則爲作山木之謳、聞之者、莫不隕涕、括地志云、趙王遷墓、在房州房陵縣西九里也と見えたり、〔遂滅趙〕王遷虜となりし後適子嘉

馬、又以爲司空馬逐於秦、非不智也、去趙、非不肖也、趙去司空馬而國亡、國亡者、非無賢人也、不能用也、

【大意】本條は平原の令が趙の亡びたる理由を說くを述べたり、

【通釋】武安君自盡の後五月にして趙は遂に秦に亡ぼされぬ、平原の令は高官達を見れば必ず說きけるにはあゝさてもさても司空馬こそ氣の毒なれ、折角に獻策せるも趙王の用ふる所とならずして趙の亡びたることよ、さても司空馬が秦に逐はれたるは智ならずといふにあらず、又趙を去りたるも愚なるにはあらざるなり、趙は司空馬を去りて用ひざりしが爲に滅亡せり、滅亡せるは賢人のなかりしにあらず、要するに用ふると能はざるに由るのみとて嘆息せり、

【解義】〔五月趙亡〕鮑注に此七年誅牧、八年邯鄲爲秦と見え、又吳注に終上文之目と見えたり、〔曰嗟茲乎〕茲の字、高本に嗞に作る、正字通に嗞同咨、說文嗟也、周易作咨、義同と見え、說文朱注に、咨假借爲嗞、爲䜺、書堯典、帝曰咨、詩蕩、文王曰咨、傳嗟也と見えたりと云へり、

○秦使王翦攻趙、趙使李牧司馬尙禦之、李牧數破走秦軍、殺秦將桓齮、

【大意】本章は秦が趙の寵臣を反間として趙を滅すことを述べたり、

【通釋】秦は將軍王翦と申すものに命じて趙を攻めしめければ、趙は大將李牧、將軍司馬尙等に命じて秦の軍を禦がしめたるを以て、李牧は度々秦の大軍を打破りて之を走らし、而も秦の將桓齮を殺すに至りぬ、

【解義】〔趙使李牧云々〕史記趙世家に七年秦人攻趙、趙大將李牧將軍司馬尙將擊之と見えたり、

王翦惡之、乃多與趙王寵臣郭開等金、使爲反間曰、李牧司馬

えたり、「乃曰云々」鈴木汪曰、見其從容就死、猶不忘恭敬也、與上北面再拜相應、梅君云、以此爲倉之語、何也と云へり、「過司馬門云々」鈴木汪曰く、極寫其從容　禮彌恭、梅君云、趨甚疾三字、見牧之激怒且急、於死之狀也、大失是人、是時倉也惶急、唯恐其有變と云へり、此の說に依れば、趨甚疾は韓倉の態度に係る、姑らく一說として錄す、「出諺門也」諺は音「シ」又「チ」の二音あり、鮑注に諺別也と見えたれど要領を得ず、又關修齡曰く、諺謻通、離也、東京賦云、謻門曲榭、是別有門也と云ひ、又鈴木汪曰く、也字可味、此一句、注上六字、自倉之惶急眼中認來、司馬門王宮正門、人臣出入所鞠躬盡恭也、牧也死罪人、何敢由此、是仲由結纓之意、彼小人何以知之、當其趨甚疾、十分惶急、不知作何情狀、故著此一句、以解其驚怪、所謂百忙中、補一句者也、記者唯以四字活畫君子小人情狀、何等妙筆、此處唯極寫李牧神彩、而韓倉亦自活現、張衡東京賦謻門曲榭、晉書劉曜傳、謻門且空、謻諺相通、梅君云、不得出司馬門、蓋倉禁之也、以此句連下、大無味と云へり、按ずるに、宮室の間にある別の通用門なるべし、正字通に、爾雅釋宮曰、連謂之簃、郭璞註、堂樓閣邊小屋、簃諺謻誃、字別義通と見え、又曰く、謻同諺凡門堂臺榭、別出者曰謻、石林燕語、東華門直北、有東向門、與內東門相值、謂之謻門と見えたり、「臂短云々」鈴木汪曰く、擧劍將刺喉、臂短劍餘、而鋒不能至喉と云へり、「銜劍云々」鮑注に徵猶驗也、口銜劍、不自知其可死、卽柱以爲驗也と見え、又吳注に、銜劍於口、因柱以自刺、驗手之不能及也と見えたり、又關修齡曰く、杜預注左傳、讀承作懲、懲徵通、此徵當讀如承、蓋言使承劍首於柱也、柱蓋諺門之柱と云ひ、又正解に徵義未詳、疑當作質、惠文王策、吳干之劍、質之石上而擊之、則碎爲百、柱蓋諺門之柱也と見え、又岡井彪曰く、彪按、徵懲通、杜注承讀作懲、未聞徵讀爲承者也、今按徵正也、令不動也、柱蓋諺門之柱と云へり、

武安君死、五月趙亡、平原令見諸公、必爲言之曰、嗟茲乎司空

短也、非也、鉤曲躬也、三國志蜀字謎云、横目勾身卽此鉤字、不レ曲レ躬豈唯爲ニ臂短一乎と云へり、〔恐懼死罪於前〕鮑注に不敬者其罪死、故以レ死懼と見え、又碕允明曰く、言於ニ王前一得ニ死罪一可ニ恐懼一也と云へり、〔以接手上〕碕允明曰く、上恐王誤と云へり、今按ずるに、手上の二字連續すべし、碕說非なり〔狀如振梱〕鮑注に梱就也、蓋爲レ木接レ手、可ニ以就一レ地、因以擧レ身也、集韻梱門橛也、又掴捬也、與レ揮同、犂轅也、疑此木類レ此故名と見え、又吳注に一本作レ梱、集韻以レ因爲レ梱、今鮑本作レ梱、而說乃作レ梱、恐刊本誤、梱乃木名、鮑先据ニ梱字一、以レ就レ地、因擧レ身、爲レ說迂曲、又以爲レ梱と、正解に振梱未レ詳、要レ之、必器材名也と云へり、關修齡曰く、高梱作レ掴、按掴梱通、門橛也、然曰ニ纏レ之以一レ布、知振掴別是一物、但不レ可レ考と云ひ、岡井彪曰く、彪按、振掴當レ作ニ橛梱一、蓋傳寫之誤、橛梱竝言ニ門限一也、如ニ諸家之說一、振字未レ穩と云へり、今按ずるに、此の外諸說紛々たり、姑らく門限の說に從ふ、

武安君北面再拜賜レ死、縮レ劍將ニ自誅一、乃曰、人臣不レ得ニ自殺ニ宮中一、過ニ司馬門一、趨甚疾、出ニ諺門一也、右擧レ劍將ニ自誅一、臂短不レ能レ及、銜レ劍徵ニ之於柱一、以自刺、

【大意】本條は武安君が主命を拜して自殺することを述べたり、

【通釋】武安君は北に向ひ再拜して死罪の命を受け、今や劍を引きて自殺せむとなしたりしが、待てしばし、人臣の分際として國王の宮中に於て自殺するは法の許さざる所なれば、同じくは宮中を出でて自殺せむものをと思ひかへして、司馬門を打通りて小足に走ること頗る疾く走りつゝ、諺門といふ門を出でて、今や宮中を出離れたりと思ひければ、劍を振上げて自殺せむとすれど、臂の短きが爲に手の屆かざるに困じ、口に劍を銜み其の柄を柱に當て、自ら貫きて死す、勇士の最後、活躍せるを見るべし、

【解義】〔賜死〕鮑注に拜ニ賜レ死之命一と見えたり、〔縮劍將自誅〕鮑注に縮當レ作レ搐、集韻引也、抽也と見

首自衞、如欲刺王然と見え、又吳注に姚本注捍劉一作猂、按李善注文選引此、說文捍兩手擊也、匕短劒也、捍捍衞匕首也と見え、又正解に捍疑當作插、字之誤也、匕首短劒、其首似匕、插匕首、如欲刺王然、故其罪當死と見えたり、

武安君曰、繓病鉤、身大臂短、不能及地、起居不敬、恐懼死罪於前、故使工人爲木材、以接手上、若不信、繓請以出示、出之袖中、以示韓倉、狀如振梱、纏之以布、願公入明之、韓倉曰、受命於王、賜將軍死、不赦、臣不敢言、

【大意】　本條は武安君が事實を辨じて韓倉に助命の周旋を請ふことを述べたり、

【通釋】　武安君、韓倉に對へて曰く、繓は手臂拘攣して鉤のごとくなりてあるに、身體大きく手臂短ければ、立居に不敬なる事のみなるは臣が生得の畸形なり、然れども身をかゞむれど手の地に附かぬが爲に不敬なるさまにて、大王の御前にていかなる重科に處せられむも知られねば、かねて工人に命じて木材を以て義手を作らしめて常に用ひたり、若し之を不信と思はれむには繓自身より申し請けて出して御目にかけ申すべしとて、かの義手を取出でて韓倉に示しぬれば、其の狀は門の横木のごとく、布を以て纏きたり、事情眞に憐むべし、さて願はくは明白に之を大王に言上せられよと請ひたれど、韓倉は頑として曰く、命を大王より受けて將軍を死罪にせよとの仰せをこそ承はりつれ、臣は敢て將軍の事情を辯明仕り難しと云ひ放ちぬ、

【解義】　〔繓病鉤〕繓は武安君の名、病鉤は手の短き病氣の名、鮑注に繓牧名と、吳注に此因高注、病鉤卽所謂短臂也と見え、又關修齡曰く、愚謂、手臂拘攣若鉤之狀、故臂短と云ひ、又碕允明曰く、謂有病手不屈、故接木如鉤、則臂短矣、身大則臂不能及地、故不敬於君前と云ひ、又鈴木注曰く、患不能勾身、爲身肥重而臂短也、吳云、病鉤所謂臂

は半年を出でざるべしと告げぬ、

【解義】〔願自請〕仕へを辭せむと請ふ、暇乞をすること、鮑注に猶レ乞ニ骸骨一と見えたり、〔平原津令〕津は渡し場のこと、令は長吏なり、鮑注に列女傳有ニ趙津吏一蓋此官也と見えたり、〔上客從趙來〕上は尊と同義、高注に上客尊客也と見えたり、〔趙將武安君云々〕高注に武安君李牧也、趙若用レ之爲レ將、可ニ期年而亡一と見えたり、李牧は趙の名將なり、史記の藺頗傳の後に附傳として載す、〔以曲合於趙王〕鮑注に曲不正也と見え、又高注に曲邪と見えたり、〔武安君必死〕高注に韓倉必讒ニ殺武安一也と見えたり、

韓倉果惡レ之、王令ニ人代ニ武安君至、使ニ韓倉數ニ之曰、將軍戰勝、王觴ニ將軍、將軍爲ニ壽於前、而捍ニ匕首、當レ死、

【大意】本條は韓倉が武安君を罪に陷るゝことを述べたり、

【通釋】韓倉は司空馬が思ひしがごとく、趙王に惡しざまに申し立てたりければ、趙王は趙蔥顏最をして代りて將たらしめたるに依りて、武安君は歸り參りしを、趙王は韓倉をして一々武安君の罪狀を列擧して讓めしめて曰く、將軍は戰ひ勝ちたるに依りて趙王は將軍に御酒を賜はりける時、將軍は趙王の祝詞を上るとて短劍を挿みたりしは王を刺さむとするがごとく、甚だ不敬の至りなり、因りて其の罪は死罪に當るものなりといはしめられたるこそ無慙なれ、

【解義】〔韓倉果惡之〕正解に惡猶レ毀也と見えたり、毀は「ソシル」と訓ず、人の善きを毀ちそしる意、〔令人代〕下章に據るに趙蔥顏最をして代らしむるをいふ、〔使韓倉數之〕鮑注に數列ニ其罪一と見え、又高注に數讓也と見えたり、讓は責なり、〔王觴將軍〕高注に觴酒爵也と、關修齡曰く、愚謂、飲レ人以レ酒曰レ觴と、〔捍匕首〕碕允明曰く、而捍匕首當死六字記者之語、武安君臂短接レ木爲レ鉤、則其拜狀如レ捍ニ衞匕首、是於ニ君前一不敬甚、故罪當レ死と云ひ、又鮑注に匕首及名、蓋其首如レ匕、漢鹽鐵論、荊軻懷ニ數年之謀一而事不レ就者、尺八匕首不レ足レ特也、捍衞也、謂下其以ニ匕

馬去趙、渡平原、平原津令郭遺勞而問、秦兵下趙、上客從趙來、趙事何如、司空馬言其爲趙王計而弗用、趙必亡、平原令曰、以上客料之、趙何時亡、司空馬曰、趙將武安君、期年而亡、若殺武安君、不過半年、趙王之臣有韓倉者、以曲合於趙王、其交甚親、其爲人、疾賢妬功臣、今國危亡、王必用其言、武安君必死、

【大意】本條は、司空馬が其策用ひられずして趙を去る時、平原の津令に趙の亡ぶる期を告ぐるを述べたり、

【通釋】司空馬は趙王に申すやう、臣は愚なる計謀を言上仕りしかど大王は御聽納ましまさず、是のごとくにては臣が大王に事へ奉る所あらず、願はくは自ら其の官を辭して御暇賜はらむとて遂に趙を去りぬ、さて行き〳〵て平原の渡場に到りけるに、其の渡津の官長郭遺と申すもの款待して、さて問ひけるやう、秦の大軍、今や趙に攻め下りぬと聞ゆ、尊公はかの都より下り給へば定めて其の案内こそ知り給はめ、承はりたしと云へば、司空馬は、豫ねて趙王のために計謀を獻じたれど御聽納なし、爲に趙は亡びなむと思ふと告げれば、平原の官長曰く、尊公の御推察にては何時の頃亡びむと思はるゝかと云へば、司空馬の答に曰く、趙王は武安君を大將とせられむには滿一ヶ年程の後に亡ぶべく、若し武安君を殺されむ時は半年を過ぎざるべしと思ふなり、其の謂ひは、趙王の臣に韓倉と申す者あるが其の心正しからぬ者にて、趙王の御心を取りて諛ひ仕ふるが爲に趙王との仲らひ甚だ親しくあり、然れども其の人の性質たる、賢人を取除けむと惡み、又有功の人を我が同列に置かじとするものなり、然るに今や國の一大事に當りたれば、趙王は、必ず彼の韓倉の言を用ひ給はむに、武安君を讒言して殺すべしと思へば、結局趙の滅亡

更如レ字可と見えたり、

司空馬曰、臣少爲二秦刀筆一、以二官長一而守二小官一、未三嘗爲二兵首一、請爲二大王一悉二趙兵一以遇、趙王不レ能レ將、

【大意】 本條は司空馬が獻策の用ひられざるを述べたり、

【通釋】 司空馬對へて曰く、臣は年若き時秦の尚書となり、書札を以て仕へたることあり、其の官の長にして小吏の役を務めたれど、未だ今迄に大將となりて戰爭に從事したる事なし、故に今回は自ら申し請けて大王の大軍を引率して秦の軍と接戰して、勝敗を一擧に決せむと存ず、願はくは之を聽されむことをと申しけれど、趙王はいかに思はれけるにか、其の說に從ひて司空馬を將として任用せられざりき、

【解義】〔少爲秦刀筆〕鮑注に謂レ爲二尚書一也、筆以書レ札、刀削二其不レ當者一と見えたり、古へ紙の未だ有らざりし時は、筆を以て札に字を書し、誤りある時は刀を以て削る、故に筆札に携はる役人を刀筆吏とも云へり、今の小役人といふに同じ、〔以官長云々〕長の下に命の字を加へて看るべし、鮑注に其官之長任レ之爲レ吏と見え、又守小官は吳注に姚本作二小官一と見えたり、〔未嘗爲兵首〕鮑注に爲猶レ治也、馬謙言と見え、又關修齡曰く、兵首猶二戎首一、此謂レ將也、謙辭、言惟守二小官一、未二嘗爲一レ將也と云ひ、碕允明曰く、註謙言非也、又爲猶レ治也、亦非也、古文有二以レ兵爲一レ卒也、謂我在レ秦爲二官長一、未三嘗爲二兵卒一、臣請爲二大王一悉二趙兵一將レ之、以與レ秦遇と云へり、此の說に依れば、首の字鮑本に仍りて臣に作り、下句に屬す、乃ち臣は嘗て秦の官長の身分を以て假りに小官の職を勤めたれば、未だ嘗て兵卒として働きたること無ければ、臣請ふ大王の爲に趙兵の總指揮官と爲りて秦と戰はむと云ひたりと解す、〔悉趙兵以遇〕鮑注に與レ秦接戰と見え、正解に愚謂、遇謂二與レ秦遇而接戰一也と見えたり、〔不能將〕高注に趙不レ能下用二司空馬一爲上レ將と見えたり、

司空馬曰、臣效二愚計一、大王不レ用、是臣無三以事二大王一、願自請、司空

【解義】「内惡趙之守」鮑注に秦雖說於得地、趙猶有守之者、秦所患也と見えたり、又張居正曰く、内惡以下、再度秦之詞と云へり、「秦必受之」碕允明曰はく、言秦雖攻趙、本内之則恐趙之守禦、又外之則恐諸侯之來救、今裂地秦必受之と云へり、「秦銜賂云々」關修齡曰く、銜義未詳と見えたり、今按ずるに、銜賂は受賂と同じ、賂を贈る、之を啗と曰ふ、史記の樂毅傳に令趙啗秦以伐齊之利とあるが如き、卽ち是なり、蓋し贈る者之を啗と謂へば、贈を受くる者之を銜と謂ふ、彼此相對の義なり、「山東必云々」關修齡曰く、高曰、亡失、愚謂、諸侯恐失趙之交而己國危矣と云ひ、又碕允明曰く、亡無也、恐句、言趙守半國、以自存其社稷、秦倍得賂、以自强其國、則山東之國必恐秦、今無趙、則山東之國自危、故諸侯必懼と云へり、「則從事可成」從事は合從の事なり、可の字、鮑本に有に作る、「臣請爲大王約從」關修齡曰く、高無爲字、曰約結と云へり、「秦不足亡」手を著けて亡ぼす迄も無くたやすく、亡ぶとの意なり、正解に言易敵也と見えたり、

趙王曰、前日秦下甲攻趙、趙賂之以河間十二縣、地削兵弱、卒不免秦患、今又割趙之半以强秦、力不能自存、因以亡矣、願卿之更計、

【大意】本條は趙王が秦に地を與へずして難を免るべき計謀を詢はるゝを述べたり、

【通釋】趙王曰く、前日秦は大兵を差向けて我が國を攻めたりしかば、我が國は之が賂ひとして河間の地十二縣を與へぬ、其れより我が國の領土は縮少して兵力は衰へしが上に、秦は爾後我が國を侵す事止まず、今に至りて難儀多し、然るを今又我が領土の半分を割きてかの强秦を更に强くする時には、到底我が國は自立すること能はず、其の爲に滅亡に至りぬべし、されば願ふことには、御身には更に別の計謀を廻らさむことを望むと云へり、

【解義】「願卿更計」鮑注に更猶易と見え、又吳注に

敵之間隙一行レ事也、於者、謂レ處ニ其因計一也、梅君云、當レ作レ爲、非と云ひ、岡井彪曰く、關齊汲曰、因計言レ願ニ因レ馬以計レ事、彪按　恐　於因字倒錯、言レ願レ因レ於ニ馬之計一也と云へり、又正解に於因疑　倒、當レ作レ因レ於レ計、因猶レ依也、言レ依レ於ニ馬計謀一也と見えたり、今按ずるに、因の解、鈴木氏之を獲たり、計の解は正解を可とす、

司空馬曰、大王裂ニ趙之半一以賂レ秦、秦不レ接レ刃、而得ニ趙之半一、秦必說、內惡ニ趙之守一、外恐ニ諸侯之救一、秦必受レ之、秦受レ地而却レ兵、趙守ニ半國一以自存、秦銜レ賂以自强、山東必恐ニ亡レ趙自危一、諸侯必懼、懼而相救、則從事可レ成、臣請爲ニ大王一約レ從、從事成、則是大王名亡ニ趙之半一、實得ニ山東一以敵レ秦、秦不レ足レ亡、

【大意】本條は趙の秦と抗敵する計謀を說くことを述べたり、

【通釋】司空馬獻策して曰く、然らば臣が所存を言上仕らむには、須らく趙の半分を割きて秦に賂ひ給ふべし、秦は一兵を殺さずして而も趙の半分を手に入れたらむには、秦は必ず悅をなさむ、而して秦が趙を攻めんといふとも、內には趙の守り禦ぐことを恐れ、又外にしては諸侯の來りて趙を救はむことを恐るゝなるべし、今地を割きて與へ給はゞ、秦は必ず承知して之を受け申さむ、かくて秦は地を得たるが爲に軍を還し、趙は半國を守りて自ら其の國を維持せんに、秦は賂ひの地を得て自ら其の國を强くせんには、山東の諸侯は必ず秦の强きを恐れ申さむ、今趙なき時は山東の國々は自ら危く候はん、故に諸侯は必ず懼るべし、懼れて互に救ひ合はゞ、則ち南北同盟の實は成立すべし、其の時臣は申し受けて大王の御爲に秦に當りなむには、秦は敵對するに足らざるなり、

衆、曰、不如、金錢粟孰與之富、曰、不如、國孰與之治、曰、不如、相孰與之賢、曰、不如、將孰與之武、曰、不如、律令孰與之明、曰、不如、司空馬曰、然則大王之國、百擧而無及秦者、大王之國亡、趙王曰、卿不遠趙、而悳教以國事、願於因計、

【大意】本條は司空馬が秦趙の比較を說きて趙王の計を問はるゝを述べたり、

【通釋】司空馬は秦趙の比較を述べて曰く、趙と秦とは國の大きさいづれか勝ると思召すか、趙王曰く如かずと、人民の多少はいかに、曰く如はず、金錢兵糧の富はいかに、曰く如かず、國の政治の行屆きたるさまはいかに、曰く如かず、執政大臣の賢否は秦といづれかまされると、曰く如くべからず、軍將の勇武はいかに、曰く如かず、律令法規の整否はいかに、曰く及ぶことなしと云はる、司空馬申すやう、然らば大王の御國に就きていかなる事を比べむにも皆秦に及ばずと仰せらるゝを思へば、大王の御國は此の戰ひには勝ち給はず、今は御國の最期とこそ存ずるなれと申せば、趙王曰く、貴公は我が趙國を遠方とも思はず、遙々秦國より我が國に罷り越されたるからは、何卒國家の大事に就きて意見を述べられよ、然らば我れは其の計略に依らむとこそ思へと云はる、

【解義】〔民孰與之衆〕正解に之皆指秦也、馬問而王答也と見えたり、〔卿不遠趙〕關修齡曰く、遠踈也、猶言不我遐棄と云へり、今按ずるに、不遠は、孟子の梁惠王篇に、王曰、叟不遠千里而來の遠と同じ、乃ち遠方とも思はれず御苦勞にも來られてとの意味なり、〔願於因計〕鮑注に因非正爲之、猶秦王謂陳軫以其餘爲寡人計也と見え、吳注に高注因猶受也と見えたり、關修齡曰く、愚謂、於疑作爲、蓋言願爲寡人因趙不及秦而計之と云ひ、碕允明曰く、蓋於因倒錯と云ひ、又鈴木注曰く、因與周策急兵則攻齊、無於因事之因同、言　因

免し、逃げて趙に來りぬ、時に司空馬と申す者、亦與に趙に之きければ、趙王は之を宰相代とせられたり、

【解義】〔文信侯出走〕鮑注に始皇十年、免レ相就レ國、十二年徙レ蜀飲レ酖死と見えたり、史記呂不韋傳參看すべし、〔與司空馬〕吳注に與字疑衍と見え、又正解にも此の說に從へり、〔爲守相〕鮑注に守假官也、馬爲レ之と見え、又鈴木汪白く、梅君云、後世位高而職卑曰レ行、位卑而職重曰レ守、蓋已防レ於戰國之時一と云へり、又岡井彪曰く、按據下文云小官一則守相恐非國相一と云へり、

秦下レ甲而攻レ趙、司空馬說趙王一曰、文信侯相レ秦、臣事レ之爲尙書一、習秦事一、今大王使レ守小官一、習趙事一、請爲大王一設秦趙之戰一、而親觀其孰勝一、

【大意】本條は、司空馬、秦趙の戰況を假說することを述べたり、

【通釋】秦は大罪人たる呂不韋が逃げて趙に入りたるを、趙が之を庇ふと知りて直ちに軍勢を差向けて趙を攻めしめぬ、時に司空馬、趙王に說きて申すやう、文信侯は秦の相となりて居られし時、臣は其の尙書の官となりて秦の事體に習熟せり、然るに今大王は臣をして大王の小官を守らしめ給へば、幸ひに亦趙の國事にも通達してあり、故に請ふ所は、大王の御爲に秦と趙とが一旦開戰の狀を假設して言上仕らむ、而して大王は親しく其の結果のいかさまになりゆかむかを觀覽し給ふべしと申しぬ、

【解義】〔秦下甲云々〕甲は兵士、下は山東に差向けたるをいふ、其の地勢下れば下と云ふ、〔爲尙書〕鮑注に秦官、屬少府一と見えたり、尙は主なり、文書を掌るを以て尙書と云ふ、〔設秦趙之戰〕鮑注に設者、無其事一施陳爲レ之と見えたり、〔而觀其孰勝〕碕允明曰く、而猶レ則、言以レ我爲守相一無レ益、願今大王、使下我守小官一、習中治趙事上、則請爲大王一計レ之、如秦趙相戰、則其孰勝と云へり、

趙孰與秦大一、曰、不レ如、民孰與之

は悉く趙王の用ひらるゝ所となりて行はるれば、今彼の人を歸し給はゞ、必ず多く地を割きて貴公の命に從ひ、而も平都侯を贖ひ申すべしと思はるといふ、

【解義】〔春平侯〕趙の貴族、吳注に徐廣引二年表一云、太子從レ質レ秦歸、正義云、太子卽春平君也と見えたり、史記趙世家亦有り、〔泄鈞〕鮑注に元作レ世、秦人と見えたり、〔是空絕趙〕空絕とは無意味に絕交すること、〔平都侯〕平都侯亦趙の貴族にして、春平侯と共に秦に來れる者、史記正義に、括地志云、平都縣在二新與郡一、與二陽周縣一相近と見えたり、〔必厚割趙〕厚割は多く割くこと、

文信侯曰、善、因與接レ意而遣レ之、

【大意】本條は文信侯が泄鈞に聽きて春平侯を歸すことを述べたり、

【通釋】文信侯は泄鈞が說ける所を聞きて、其の說は尤も面白き說なりとて、其れより泄鈞が言に隨ひて春平侯と意思を疏通し、隔意無きやうにして趙に歸したり、

【解義】〔因與接意〕接意とは意思を疏通するを謂ふ、鈴木注曰く、與接レ意、言三與レ之通二其求レ地之意一、也と、非なり、

幽王

幽王、名は遷、悼襄王の子、史記には、幽繆王に作る、元年は始皇十二年丙寅、王たる八年、秦に虜となる、史記集解に徐廣曰、又云湣王、世本云、孝成王丹生二悼襄王偃一、偃生二今王遷一、年表及史考趙遷皆無レ諡と見え、又索隱に徐廣云、王遷無レ諡、今唯此獨稱二幽繆王一者、蓋秦滅レ趙之後、人臣竊追二諡之一太史公或別有レ所レ見而記也と見えたり、

○文信侯出走、與二司空馬一之レ趙、趙以爲二守相一、

【大意】本章は、司空馬の說を用ひずして趙の亡ぶることを述べたり、

【通釋】文信侯、秦の相たりしが、嫪毒に坐りて相を

を引きて云へるなり、〔謹備其所憎云々〕岡井彪曰く、彪謂、己所憎人、不必爲惡、而我尙知謹爲之備也、故禍害不生、己所愛人、不必爲善、而我心安之、遂不知爲之戒也、故禍却生於斯人、是亦能三年之喪、而不察緦小功之意、猶日月外照天下、而內有害其明也と云へり、

悼襄王

悼襄王、名は偃、孝成王の子、元年は秦の始皇三年丁巳、王たる九年にして卒す、

○秦召春平侯、因留之、泄鈞爲之謂文信侯曰、春平侯者、趙王之所甚愛也、而郎中甚妬之、故相與謀曰、春平侯入秦、秦必留之、故謀而入之秦、今君留之、是空絕趙、而郎中之計中也、故君不如遣春平侯、而留平都侯、春平侯者、言行於趙王、必厚割趙以事君、而贖平都侯、

【大意】本章は泄鈞が文信侯に說きて春平君を趙に歸すことを述べたり、

【通釋】秦が趙人春平侯を召し寄せて、引留めて國に歸さず、是に於いて泄鈞と申す者、春平侯の爲に秦の相文信侯に說きて曰く、春平侯は趙王の甚だ愛する所の人なり、然れども君側郎中の官人殊の外之を妬む、故に彼等互に謀りて曰く、春平侯が若し秦に之きたらむには、秦は必ず之を引留めむといひて遣はせるものなり、然るに今貴公には此の人を引留め給ふ、彼の郎中は趙王が地を秦に致してかの人を贖ふを阻む、而も反りて之を留めて趙との和親を絕つことは實に無益の沙汰なるのみならず、郎中の術中に陷ることゝなるなり、されば貴公には春平君を歸して平都侯を留め給はむに如かず、春平侯は其の申す所

日も月も外輪に水氣を持つは、其の內部に其の光りを蔽ひ晦ます者があればあり、其れと同じ道理にして御奥に妖しき人物の居ればこそ、表方に姦惡邪佞の臣が出づるなり、されば己れを憎むの人あらば必ず之が備へをなして狎れ侮ることなくするは、深く注意する方法の最勝のものたり、又己が愛する所の人あらば必ずこれに惑溺することなかれ、若し惑溺すれば禍害必ずこれより生ずと說き申したり、

【解義】〔郭偃之法〕古書の傳へたる方法、吳注に晉掌卜大夫郭偃、卽卜偃也と見え、又正解に郭偃卽狐偃也、韓子曰、管仲毋易齊、郭偃毋更晉、則桓文不霸矣、商鞅亦嘗引郭偃之法曰、論至德者、不和於俗云々、見新序、蓋其書當時有存者也と見えたり、〔桑雍者〕鮑注に雍癰同、桑中有蠹、則外碨硊如人之癰と見え、又吳注に桑中有蠹、以膏液流於外、如癰潰然、姚云、曾劉竝作桑雍、下同と見え、又關修齡曰く、愚謂疑舊作桑雍、猶言柔和也、客所說亦合於是義矣、或云、桑柔靭之物、蓋取柔之義と云ひ、又岡井彪曰く、彪按依下文其賊在於內句、作桑癰義長と云へり、碕允明亦正注を是とし、正解亦吳注に據れり、今は此の說に從ひつ、〔便辟左右云々〕正解に便辟近習嬖幸之人也と見えたり、〔優愛孺子〕優は饒なり、甚愛を云ふ、一說に優倡を云ふとあり、孺子は婦人なり、齊策、秦策に見ゆ、正解に此客言桑雍之義如是と見えたり、〔故日月暉云々〕暉をかゞやく意とする說と、暈に作りて月の笠の意とするとの兩說あり、關修齡曰く、客假此句以起下文、而專言其備於外而御於內也、愚謂賊害也、日月外照天下、而內有害其明者、蓋所謂食於烏兎也、此客亦因俗論以發其言、夫策士之談、不足多辨也と云ひ、又鈴木汪曰く、梅君援韓非子、以爲暉當作暈、余云不然、下文云、謹備其所憎、而禍在於所愛、謹備其所憎、卽光能照外也、若作暈、則不與此句協と云へり、今按ずるに、韓非子の言は備內篇に見ゆ、曰く、備其所憎、禍在所愛と、本文と相同じ、但而の字無きのみ、暈は日月の傍氣、月の笠の類を云ふ、又淮南子の覽冥訓に曰く、君臣乖心、則背譎見於天、注、日旁五色氣在兩邊、外出爲背、外向爲譎と云へり、此に從りて觀れば本文此の語、亦當時の語此くの如き者ある

正しからぬ上は御祖先の御國はやがて廢址と變じて、折々の御祭祀も事行はれ申すまじくなりなむ、然るに大王は其の大切なる御政治の上には適切なる御處置はあらずして、反りて御政治に適せざる建信君を用ひ給ふは如何なることにか、不審に存ずるものなりと申す、

【解義】〔買馬善而若惡〕關修齡曰く、而字婉句と云ひ、又碕允明曰く、當作而善若惡と云へり、今按ずるに、而の字更に買馬善の三字を加へて看るべし、故らに省きて語勢を勁くしたるなり、〔擧錯非也〕鮑注に錯置也、有擧有置と見えたり、〔虛戾云々〕上章に說けり、參看すべし、

趙王未之應也、客曰、郭偃之法、有所謂桑雍者、王知之乎、王曰、未之聞也、所謂桑雍者、便辟左右之近者、及夫人優愛孺子也、此皆能乘王之醉昏、而求所欲於王者也、是能得之乎內、則大臣爲之枉法於外矣、故日月暉於外、其賊在於內、謹備其所憎、而禍在於所愛、

【大意】本條は桑雍の譬へを引きて嬖幸の人の害を說くことを述べたり、

【通釋】趙王は或人の問ひに對して未だ何の返答もあらぬ程に、或人申して曰く、郭偃が書に論じて申せるやう、所謂る桑の木の瘤と申すことあるを大王知ろし召さるゝかいかにと申しければ、趙王は未だ知らずと云はるれば、或人申すやう、所謂る桑の木の瘤と申すは、御寵愛淺からぬ近習の人々乃至御奧の女子達の最も御覺えめでたき人々等のことを申すに外ならず、此等の人々は皆いづれも能く大王の打解けておはする隙を窺ひて、自己が願ひ望む所を以て大王に申し請ふものなり、是等の人々が御奧に於て我が思ふまゝに志を遂ぐるを見れば、御表にある執政の大官達も亦之に阿諛して君寵を求めむとす、故に

曰、王何不遣紀姫乎、王曰、紀姫婦人也、不知相馬、對曰、買馬而善、何補於國、王曰、無補於國、買馬而惡、何危於國、王曰、無危於國、對曰、然則買馬善而若惡、皆無危補於國、然而王之買馬也、必將待工、今治天下、擧錯非也、國家爲虚戾、而社稷不血食、然而王不待工、而與建信君、何也、

【大意】本章は或人が趙王の外に權臣を備へて内に嬖寵あるを戒むる事を述べたり、

【通釋】或人が趙王に謁見して申すやう、臣の承はる所に依れば、大王には御使ひを以て馬を買ひ求めしめ給ふとか承はるは眞實の御事にかと申しければ、趙王は其の事ありと云はるれば、何とて今迄差遣はされぬぞと問ひ申せば、趙王は未だ今迄に馬を鑑定する目利を得ぬが爲なりと云はれければ對へて申すやう、さらば何とて建信君を遣はし給はぬぞと申すに、趙王曰く、建信君は國政を總統する職務なれば往かしむべからず、又且つ馬を鑑定する法を知らずと、さらば何とて紀姫をば差遣はされざるかと申しければ、趙王、そは然るべからず、紀姫は婦人の身にして、而も馬を鑑定することを知らずと云へば、對へて申すやう、御馬召されて善きものならむとても、御國に何の補ひのあらむと申しければ、趙王曰く、否々國に補ふことあらずと、然らば御馬召されて惡しきとて、何の御國の安危に係ることあるべきと申せば趙王曰く、國に危きことなしと云へり、或人對へて申す、然宣ふ所のごとくならば、若し御馬の善からむにも惡しからむにも皆御國に何等の關係のなきものとせば、大王の御馬召されむことは實に無用のものと申すべし、然るに大王には此の無用のものには必ず鑑定する名人を待たむとせらるとこそ存ずれ、然りと雖も只今御政事の上には人材を御割當て遊ばさるるに正しからぬものありと思はれぬ、かく御處置の

割烹具を携へて往きて、其の說の容れられむことを求めしに、其の姓名は未だ知られぬ程の暫時にして三公の官を受けたりとも申すなり、されば若しかの交り久しからぬものが親しく談ずるを得ずと定められたらむには、天子の位は傳へらるゝを得ず、又三公の官は受くるを得べからざるなりと申したりと申せり、

【解義】〔庸說也〕鮑注に言之常者、人所同稱、非必師と見えたり、〔席隴畝〕席は席を設くるをいふ、〔蔭庇桑〕鮑注に桑之能庇人者、於下取蔭と見え、又關修齡曰く、庇亦蔭也、庇桑猶翳桑也と云へり、〔陰移而云々〕關修齡曰く、陰乃寸陰之陰、晷景也、陰移、謂少頃之間と云へり、〔伊尹負鼎俎〕吳注に伊尹負鼎俎干湯、孟子集註、所謂戰國時有爲此說者、指此、說苑、堯舜相見不違桑陰、亦此類と見えたり、

趙王曰、甚善、馮忌曰、今外臣交淺、而欲深談、可乎、王曰、請奉敎、於是馮忌乃談、

【大意】本條は趙王が馮忌の談ずるを許されたることを述べたり、

【通釋】趙王は馮忌が申せる例の適切なりと思はれたるにや、大に感心ありて、其許の言ふ所甚だ面白しと思ふと曰はれければ馮忌申すやう、今外國より參れる小臣等がごときは謁見仕ること少なく日淺けれど、親しく物申さむと存ずるはいかにと申しければ、趙王は謹みて敎を受けむと云はれたるによりて、馮忌は乃ち己れの意見を申し述べぬ、

【解義】〔今外臣〕外臣は馮忌自ら言ふ、正解に恐王亦如服子、故問之也と見えたり、

○客見趙王曰、臣聞王之使人買馬也、有之乎、王曰、有之、何故至今不遣、王曰、未得相馬之工也、對曰、王何不遣建信君乎、王曰、建信君有國事、又不知相馬、

侮るなり、又其の二には、打語らひて其の師承する人を稱せざるは其の師に背けるものなり、其の三に、いまだ深く交はらざるに其の述ぶる所甚だ親密なるは是れ禮を守らぬものなりと云へり、

【解義】〔接手俛首〕鮑注に接手交兩手と見えたり、腕を組合はするなり、〔服子〕事蹟詳かならず、〔不稱師是倍也〕正解に謂背其師也と見えたり、今按ずるに、稱は孝經に、言必稱先王の稱にして、不稱師とは其の師の言を稱引せずして、己れの臆説を述ぶるを謂ふ、下文參照すべし、倍は背と同じ、

客曰、不然、夫望人而笑、是和也、言而不稱師、是庸說也、交淺而言深、是忠也、昔者堯見舜於草茅之中、席隴畝而蔭庇桑、陰移而授天下、伊尹負鼎俎而干湯、姓名未著而受三公、使夫交淺者不可以深談、則天下不傳、而三公不得也、

【大意】本條は上文を承け馮忌の言にして、或人が服子に三條の辯解をなしたることを説くを述べたり、

【通釋】或人、服子の罪とせられたる三條の辯解を試みけるは、其は仰せらるゝことの然るべしとも存ぜず、夫れ人を仰ぎ見て笑ふといふは心の和らぎたるなり、又意見を述ぶるに當りて其の師事せし人の説を語らざるは、元來の話が普通人の言ふ所を申したるまでにて別に師の説として述ぶる必要なければなり、又交はる事久しからぬに其の申す所の詳密なるは眞實なる意見を述べたるものなり、今其の所以を解説すれば、古代に聖天子の稱ある堯帝は、舜帝をまだ民間に在りける時に御耳に入りて、態々かの田舍の住居に尋ね給ひて畠中に坐して生ひ繁りたる桑の樹の蔭に居て共に國事を談せられて、日蔭の移る頃即ち少許の間にして遂に天子の位を授けられたりと申す、又伊尹は殷の湯王に說かむとて鼎俎の類の

爲二大王一不レ取也、

【大意】本條は燕の爲に廬陵君を逐ふは失計なる由を說くを述べたり、

【通釋】馮忌は對へて申すやう、秦よりは度々虞卿を逐ふべしと勸告あれども之を逐ひ給はざるに、今や燕は只一度の勸告に依りて之を逐ひ給ふは、是れ卽ち大王には强き秦の勸告を用ひ給はずして弱き燕の一言を御信用ある譯と相成り申すなりと申すに、趙王は之を打消して否々、吾れは燕の爲に之を逐ひたるにはあらず、吾れは勿論最初より之を逐はむと思へるなりと曰はれければ、馮忌は更に申すやう、然らば大王が廬陵君を逐ひ給ふは燕の勸告にあらず、いつくしみ深き御弟を逐ひ給ひて、又兼ねて燕秦兩國を無視せらるゝは甚だ不贊成の次第にこそあれと申す、

【解義】〔以虞卿爲言〕碕允明曰く、謂下以二虞卿之有一レ害而告上レ之也と云へり、〔行逐愛弟〕行の下にて小逗して讀むべし、行は行爲なり、愛弟は廬陵を云へり、

○馮忌請レ見二趙王一、行人見レ之、馮忌接レ手俛レ首、欲レ言而不レ敢、王問二其故一、對曰、客有下見二人於服子一者上、已而請二其罪一、服子曰、公之客獨有二三罪一、望レ我而笑、是狎也、談語而不レ稱レ師、是倍也、交淺而言深、是亂也、

【大意】本章は馮忌が始めて趙王に見ゆることを述べたり、

【通釋】馮忌が趙王に謁見せむことを願ひ出でたれば、其の取次ぎの役人は之を許して形のごとく謁見せしめぬ、然るに馮忌は兩手を交へ首を俛して口に何やら言はむとしつゝも强ひて一言を發せざりければ、趙王は如何なる故ぞと尋ねあり、馮忌對へて申すやう、或る人、服子に初めて見えしむる者ありけるに、やがて御咎めあるかを請ひければ、服子の曰はるるやう、貴公の紹介の客には三條の罪こそあれ、其の一つは、我れを遠くより見て笑ひたるは我れを狎れ

章欲以專事、必怒而誅之と見えたり、〔以爲交云々〕闕修齡曰く、愚謂恐衍交字、蓋建信畏翟章爲相奪權、今見其死、以爲終身無害、韓向因令知己爲之、以爲德也と云ひ、又正解に交謂王與建信之交也と見えたり、斂は弊と同じ、衰微する意、〔德建信君矣〕正解に言建信畏章爲相奪權、而今見其死、以爲己與王之交、終身不斂、向因令知己爲之以爲德也と見えたり、張洲曰く、田駢之意何言哉、謀人而自利、君子不爲也、況殺一人以自利乎、此戰國小人之尤者と云へり、

○馮忌爲廬陵君謂趙王曰、王之逐廬陵君、爲燕也、王曰、吾所以重者無燕秦也、

【大意】本章は馮忌が廬陵君を趙王に辯救する事を述べたり、

【通釋】馮忌と申す者、廬陵君の逐はるゝを救はむとして趙王に申して曰く、大王が廬陵君を放逐せらるゝは燕の爲に遊ばさるゝ事と存ずれども、是れは然るべき御事とも存じ候はずと申せば、趙王は吾が天下に尊重せらるゝ所以は燕と秦との二國を無しとするが爲なれば、決して燕の爲にするにあらずと曰はれたり、

【解義】〔馮忌云々〕馮は音「フウ」、廬陵君は孝成王母弟と鮑注に見えたり、〔吾所以重者云々〕無は無視すること、碕允明曰く、重猶難也、吾難失燕秦也と云ひ、又鈴木汪曰く、重言王之所取也、兼言秦者、所以明其無燕也、眼中亦無强秦、況弱燕乎、梅君云、是時燕與秦親、豈然乎と云へり、

對曰、秦三以虞卿爲言、而王不逐也、今燕一以廬陵君爲言、而王逐之、是王輕强秦、而重弱燕也、王曰、吾非爲燕也、吾固將逐之、然則王逐廬陵君、又不爲燕也、行逐愛弟、又兼無燕秦、臣竊

重く之を用ひられたり、

【解義】〔張勳貴〕正解に張勳蓋敗從者、言齊不欲合從、故效地、今聞從之不成、則必不效地矣と見えたり、

○翟章從梁來、甚善趙王、趙王三延之以相、翟章辭不受、

【大意】本章は田駟が韓向を建信君に恩人と思はしむる策を述べたり、

【通釋】翟章と申す者、魏より趙に來りて甚だ趙王と親しくす、趙王は其の人材を見て度々宰相となさむの恩命を下されしかど、御辭退して受けず、蓋し建信君を畏れてなるべし、

【解義】〔延之以相〕鮑彪曰く、延進也、謂延請也と云へり、又岡井彪曰く、按爾雅延進也、疏云、引而進之、射義云、子路出延射、魯語、相延食鱉、儀禮覲禮、擯者延之曰升、註、從後詔禮曰延延禮也と云へり、

田駟謂柱國韓向曰、臣請爲卿刺之、客若死、則王必怒而誅建信君、建信君死、則卿必爲相矣、建信君不死、以爲交終身不敝、卿因以德建信君矣、

【大意】本條は田駟が韓向に說く事を述べたり、

【通釋】田駟と申す者、柱國の韓向に說きて曰く、臣請はくは貴公の爲に魏の客翟章を刺し殺さむ、翟章若し思ふがごとく刺すことを得たらば、趙王は御怒りありて、必ず建信君が殺したるものとして建信君を罪なひ殺し給はむ、建信君若し殺されなば、貴公は必ず代りて趙の相となり給はむ、建信君殺されざる時は、建信君は一生涯趙王との御仲らひ變ることなしと思へば、貴公は其の事より建信君に恩人として貴まれ給はむと說けり、

【解義】〔柱國韓向〕柱國は既に楚策に見えたり、楚の官名、趙にも亦置かれたるなるべし、今の大臣待遇と云はむがごときものなり、〔客若死〕客は章を指す、〔誅建信君〕正解に愚謂、言章若死、則王疑建信殺

なり、若し然らずんば、大王の軍勢を用ひて自己の利を成さむと企つる奸人なり、若し又然らずんば、大王を見下げ奉りて齊を挾みて自己の説の大王に用ひられむと計るものなり、又若し然らずんば、位地は尊貴にありながら其の材能の卑下なる小人なり、故に願はくは臣が申す所を十二分に御熟考あらせられて、齊を附けざるの不利なる廉を御洞察あらまほしきなりと申す、

【解義】〔輕王云々　正解に輕レ王謂下使二趙無一レ齊以輕上レ王也と見えたり、〔能卑者〕鮑注に能卑者才能卑下也と見えたり、

○趙使二趙莊合從一、欲レ伐レ齊、齊請レ效レ地、趙因賤二趙莊一、

【大意】本章は趙莊が趙に重んぜらるゝ所以を述べたり、

【通釋】趙王は趙莊と申す者をして齊に合從せしめむとせられしに、齊は合從を肯かざりしかば之を伐たむとしければ、齊は恐れて地を致さむと請へり、趙王は此に於て合從の必要なしと思ひて趙莊を貴ばず、蓋し其の能なしと思ひしなるべし、

【解義】〔趙莊〕趙の人、〔趙因賤趙莊〕閼修齡曰く、齊不二合從一、故趙欲レ伐レ之、而齊請レ效レ地、趙以爲レ不レ須二合從一、因賤二趙莊一也と云へり、

齊明爲謂二趙王一曰、齊畏二從之合一也、故效レ地、今聞二趙莊賤、張懃貴一、齊必不レ效レ地矣、趙王曰、善、乃召二趙莊一而貴レ之、

【大意】本條は齊明が趙王に趙莊を貴ばしむることを述べたり、

【通釋】齊明と申す者あり、趙王に申して曰く、齊にては南北諸侯の合同を畏るゝが故に地を趙に致し、其の合從を止めむと企つるなり、然るに今や合從論者の趙莊が用ひられずして、張懃と申す連衡論者が重く用ひらるゝと承はらば、合從は成立せずと思ひて、齊にては必ず土地を趙國に致すことはあるまじと存ず、故に趙莊を重く用ひ給ふに若かずと申しければ、趙王は其の論面白しとて、乃ち趙莊を召されて

齊先重王、故天下盡重王、王無齊、天下必盡輕王也、秦之强、以無齊之故重王、燕韓魏自以無齊故重王、今王無齊、獨安能得無重天下、

【大意】本條は齊が力を添ふるが故に趙國は天下に重きを成すを述べたり、

【通釋】齊が第一番に大王を重んずる態度に出づる時は、天下の諸侯は皆盡く大王を重んず、然れば若し大王に齊の力を致すなくんば、亦從ひて天下の諸侯は必ず盡く大王を輕んずるに至る、秦の强大と雖も、已に齊の援助無きが爲に大王を重んずるなり、又燕韓魏のごときも、齊が自國に力を添へざるが爲に大王を重んずるなり、されば大王は今しも齊と離れ給ふ時は、獨りいかにして齊の附きたる國を重んじ給はぬを得むや、齊の重きを天下になす、以て見るべきなり、

【解義】〔今王無齊云々〕鮑注に猶四國重趙と見え、又鈴木注曰く、趙失齊、則天下有得齊、得齊之國、天下重之、趙亦不得不重其國、天下廣指得齊之國、舊注得之、梅君云、無當作爲、何謬也と云ひ、又岡井彪曰く、嶸州先生曰、無重之無字衍、注不解と、今按ずるに、無を衍と爲すの說、是に似たり、

故勸王無齊者、非智不足也、則不忠者也、非然、則欲用王之兵、成其私者也、非然、則欲輕王以天下之重、取行於王者也、非然、則位尊而能卑者也、願王之孰慮無齊之利害也、

【大意】本條は齊を無くする利害を慮るべきを述べたり、

【通釋】以上述べ參らせたるがごとく、大王に御勸め申し上ぐる者に齊を附けぬやうにと申すものは、智慧の足らぬ者にあらぬ時は大王に不忠なる者の說

臣以齊循事王、王能亡燕、能亡韓魏、能攻秦、能孤秦、臣以齊致尊名於王、天下孰敢不致尊名於王、臣以齊致地於王、天下孰敢不致地於王、臣以齊爲王求名於燕及韓魏、孰敢辭之、臣之能也、其前可見已、

【大意】本條は説者が己が能あるをいふを述べたり、

【通釋】臣は考へ思ふに、齊が大王に能く服從するときは、大王は其の力を以て能く燕を伐ち亡ぼし、又能く韓魏を伐ち亡ぼし、而して又能く秦を攻め給ひ、能く秦を孤立せしめ給ふべし、又臣は考へ思ふに、齊が帝號を大王に稱するやうになれば、天下諸侯誰れか帝號を大王に致さぬものゝあるべき、皆謙みて大王の帝號を稱し給ふに從はむ、又臣は考へ思ふに、齊が土地を大王に奉らば、天下諸侯誰れか一人として土地を大王に參らせざるべき、皆悉く土地をまゐらすべし、又臣は考へ思ふに、齊が大王の御爲に臣と稱することを燕及び韓魏等に求めむには、誰れか敢て之を否定して稱せざるものゝあるべき、是等の計畫は臣が能くなすあることなれば、其の計畫以前に果して其の能否は、大王に謁見參らせば、見るべき事と存じ奉る、

【解義】〔臣以云々〕正解に以猶使也と見えたり、岡井彪曰く、循順也、魏策注鮑云、循猶順也と云へり、今按ずるに、以は以爲と同じ、「オモヘラク」と讀むべし、高本は下の「以齊致尊名於王」の句を「臣以爲齊致尊名於王」に作る、是れ以と以爲と互用の證とすべし、〔致尊名於王〕尊名は帝號を謂ふ、〔求名云々〕關修齡曰く、愚謂既曰天下孰敢不致尊名於王、更不可求名於三國、名疑作合と云へり、名を合に作るべしといふは、岡井彪も亦同説なり、但し正解に名謂稱臣、趙已稱帝、則列國稱臣也と見えたり、今は正解に從へり、〔其前可見已〕鮑注に言可見於未效之前と見えたり、正解亦之に從へり、

れは群臣中に臣を以て愚昧事に堪へずとせらるゝがある爲に、大王が臣を御引見遊ばさるゝ事を御難儀にはせらるゝならむ、按ずるに臣を以て何事をも爲すに堪へざる者とせらるゝは別の事にもあらず、蓋し大王の御軍勢を用ひて其の自身の利を成さむと欲するものゝ計略とこそ存ずれ、然らずんば趙を賣りて餘の外國と私を成すが爲なるべし、若し然らずんば、智慧の足らぬ者なり、若し又然らずんば、他の諸侯が齊と合一して大勢力を作り、而して大王を恐れしめて己が說の行はるゝやうに考ふる者なるべし、此の數者の外に出でずと思ふなり、

【解義】〔爲齊云々〕趙王の下に、姚本、使臣與復丑の五字あり、吳注に曰く、曾本無、愚按其文未詳、恐他簡脫誤と見えたり、〔致名實〕正解には名尊名、實土地也と見えたり、高本に名を賓に作る、〔窮臣也〕鮑注に窮猶困也、困於不得見と見えたり、又岡井彪曰く、言游說不用、說士終窮困之、註非と云へり、又碕允明曰く、注困於不得見、非也、言爲游說無益而不用、終窮約之也と云へり、今按ずるに、竊怪の二字は下の窮臣也に至る十字を管到し、一句と爲して讀むべし、諸說謬る、〔重見臣也〕鮑注に重猶難と見え、又正解に重見猶難見也と見えたり、〔不然則交云々〕鮑注に、言賣趙與諸國爲私と見えたり、又正解には偏謂偏黨於一國と見えたり、鮑本に、此の句、非然の二字無し、又鈴木汪曰く、釋上句言其欲如是者、其外交有所偏重、用王之兵、爲所其偏重也、偏字與私字相照、此重言不忠者、吳云、姚本則字上有非然二字、爲是、梅君亦從之、余謂不然、下文又覆說之、而無此一句、且二句唯一事、不可分爲兩事、此段主言不忠者、故先言成其私者、結之以恐王而取行者、智不足句在中間、本段主言不智者、故先言智不足則不忠者也、結之以位尊能卑者、前無此一句、末加此一句者、末段主言不智者、故加此一句、應智不足句也、其意亦與前加則交有所偏者也句同、能卑者、又與臣之能也相對と云へり、姑らく一說として錄存す、〔取行於王〕正解に謂取己說行於王也と見え、鈴木汪曰く、卽魏秦所謂外挾彊秦之勢、以內刼其主者也と云へり、

りぬ、然れどもいかにか思ひけむ、趙王は無言にて何の應答もあらず、かゝる程に李伯は使者を參らせて申さしめけるは、齊は軍を起して燕を伐ちぬ、但し齊が燕を伐つと號して其の軍を轉じて趙國を伐たむと疑はる、故に軍兵を發して自ら備へ守る、今燕と齊と已に合戰致しぬれば、臣願ふ事には、其の一方の疲勞せる方を邀へ伐たむと存ず、されば土地は多く分割して取るを得むと申さしめたり、是の後孝成王の爲とて外國の事に關して便宜に事を處置するものは、皆孝成王の疑ひの心あらぬことを深く信じたりといふ、

【解義】〔已乃使使者云々〕關修齡曰く、下止二多割一、李伯使二使者一告レ之也と云へり、〔今燕齊已合〕正解に合合戰也と見えたり、〔要其敝〕要は「ムカフ」と訓ず、邀の意、鮑注に兩國戰、必有二一疲一、因以レ兵邀二擊之一と見え、又正解に要遮也、言二國合戰、必有二一疲一、因以レ兵遮邀而擊レ之、則可三多割二取地一矣と見えたり、〔從事於外云々〕正解に言居レ外從二事於一便宜一者、皆信二王之不一レ疑也と見えたり、

○爲レ齊獻二書趙王一曰、臣一見、而能令三王坐而天下致二名實一、而臣竊怪下王之不中試見上レ臣、而窮レ臣也、羣臣必多以レ臣爲二不能一者、故王重見レ臣也、以レ臣爲二不能一者、非レ他、欲下用二王之兵一、成中其私上者也、非レ然、則交有レ所レ偏者也、非レ然、則智不レ足者也、非レ然、則欲下以二天下之重一恐レ王、而取中行於王上者也、

【大意】本章は、齊の爲に書を趙王に獻じて齊を重んずべきを說くを述べたり、

【通釋】齊の爲に書を以て趙王に參らせて說く者あり、其の言に曰く、臣一度御目見え仕らば、能く大王をして坐ながらに諸侯列國が地を獻ずるか又は帝號を稱せしむるやうに致し參らせむと思ふ、然るに臣は竊かに大王が何ぜに臣を御試驗旁、御引見ありて臣を困らせて御覽遊ばさゞるかを不思議に存ず、是

事を述べたり、

【通釋】　齊人李伯と申すもの趙の孝成王に謁見したるに、孝成王は大層意に適ひ給ひしに依りて、李伯を以て代郡の知事となしぬ、かくて居ること幾何もなきに或人、李伯が趙王に心變りして兵を起したりと申すものありしに、成王は之を聞かれてもつゆ驚かるゝ景色もなく、折しも食膳の參りつる時なりしかども皆食して平常と異る所もあらざりき、

【解義】　〔成王說之〕岡井彪曰く、按　成王成王之間當有孝字と云へり〔成王方饋云云〕鮑注に饋餽同、方食而祭、不墮失匕筋異矣と見え、又吳注に大事記、不驚、故食不墮也、愚謂墮祭食猶放下也、見儀禮と見えたり、關修齡曰く、饋進食也、墮墜也、愚謂人有驚怒墜食、言　王方饋、人告李伯反、王不以疑焉、以不墜食、明其不驚怒也と云ひ、又碕允明曰く、註未詳、按　李伯爲代郡守、於是恐疑於王、會齊伐燕、乃發兵自備、爲取信之計、人不知之、果告王以李伯反、孝成王欲試之贈食、李伯識王意有疑、故不墮落一粒而盡食、示無疑王饋狀、王深信之、故有復告反者不應也、於是李使使者告自備と云ひ、又岡井彪曰く、儀禮特牲饋食禮云、祝命挼祭、鄭注、挼祭神食也、周禮曰、既祭　則藏其墮、墮與挼同、吳註依此、非是、彪按　關說得之、先生方食失匕箸之類可見、如碕說迂解尤甚と云へり、

無幾何、告者復至、孝成王不應、已乃使使者言、齊擧兵擊燕、恐其以擊燕爲名、而以兵襲趙、故發兵自備、今燕齊已合、臣請要其敝、而地可多割、自是之後、爲孝成王從事於外者、無自疑於中者、

【大意】　本條は李伯の事より外交の官人は孝成王の疑はざるを信ずるに至りしを述べたり、

【通釋】　前の事變差起りぬと告げたる後、幾何の時間も經ぬ程に、嚮の趙王に李伯を誣告せし人再度參

者、趙王に申すやう、夫れ秦が趙を攻めむには、此のごとく急速にすべき筈はあらず、然るに此のごとく未だ討手の趙に入れる事をも知らせぬ中に、かくまで鼓鐸の音の御輿まで聞ゆといふのは只事にあらず、必ず趙兵の內に內應するものあるが爲にして、蓋し鼓鐸の音を合圖にして之を以て秦の兵を召すなるべし、是れは必ず大臣中に秦と同盟せむと企つる者のあると覺えたり、故に大王には其の何人が秦と合せむと企てたるかを知り給はむとならば、明朝に群臣を聚めて之を訪ひ給ふべし、其の折に第一に連衡說を申し出したるものは則ち其の人に決せりと申しければ、趙王之に從ひしに、建信は果して第一に連衡說を提出したるに依りて、卽ち其の人なることと露はれぬとなり、

【解義】〔鼓鐸之音〕鐸は音「タク」卽ち金鐸なり、金鐸は金口金舌の大鈴にて、武事を奮ふ爲の器、說文に大鈴也と見え、朱注に、按　金口金舌爲二金鐸一、所三以奮二武事一也、周禮鼓人、以二金鐸一通レ鼓、是也と見えたり、〔聞於北堂〕鬬修齡曰く、北堂蓋深宮也、未レ報二兵入一レ國、故希卑之言如レ之と云へり、〔此召兵也〕鮑注に兵趙兵、內應者蓋以二鼓鐸一爲レ信と見え、又鬬修齡曰く、趙人內應者、召レ兵自備也と云ひ、又倚允明曰く、言　秦攻レ趙急、故鼓鐸之音聞二於北堂一、是必趙臣內應而召二秦兵一也、註爲二內應者擊レ鼓振レ鐸爲一レ信非矣と云へり、又正解に召レ兵言三內應者召二秦兵一、故其急如レ此也とも見えたれば、今は之に從ひつ、〔贊群臣云々〕鮑注に贊者美二其事一以開レ說者と見え、又鬬修齡曰く、贊疑　作レ攢、攢聚也と云ひ、又倚允明は曰く、贊鮑注爲二贊美一、未レ穩、蓋贊攢誤と云ひ、又鈴木注は曰く、贊謂レ引二進之一也と云ひ、又正解に云く、贊當レ作レ贇、字之誤也、說苑梁王　贇二其群臣一而議二其過一、贇聚也と見えたり、按ずるに說文朱注に、廣雅贇衆也、具也、漢書武帝紀毋二贇聚一、注會也と見えたれば、此の說に從ふべし、

○齊人李伯見二孝成王一、成王說レ之、以爲二代郡守一、而居無レ幾何、人告二之反一、成王方饋、不レ墮レ食、

【大意】本章は李伯に就きて孝成王の人を疑はざる

なる足の裏の肉に對するの比にもあらず、故に趙王が趙國を大切と思召さるゝ上は、貴公の國家に害ありと知り給ふ時は貴公を除かむこと極めて易き事なり、願はくは貴公善く工夫を運らして難なきやうにし給へと忠告せり、

【解義】〔魏尬〕鮑注に音介、元作レ尬、字書無レ之と見え、又吳注に、一本標或作レ尬、楚辭九尬北斗星名、説文尬尷尬行不レ正貌、公介公鍇二反、字亦不レ從レ鬼と見えたり、按ずるに康熙字典鬼の部に、尬篇海音介、與レ尬同、尷尬行不レ正也、又人名、戰國策魏尬謂二建信君一曰 註、尬音介、元作レ尬と見えたり、〔有置係蹄者〕係蹄は鮑注に、用レ繩以繋二獸蹄一者と見えたり、〔決蹯而去〕鮑注に蹯獸足と見えたり、按ずるに蹯は獸の足の裏の肉なり、蹯は本來獸の足跡といふ字にて、古く番に作る、轉じて掌の義となれり、爾雅の釋獸に貍狐貒貈醜、其足蹯と見えたるは足跡なり、又左傳文公元年の傳に王請レ食二熊蹯一と見えたるは、釋文に掌也とあるがごとく、足の裏なり、〔環寸之蹯〕環寸は丸く小さき貌より云ふ、〔權也〕正解に權稱錘也、所三以稱レ物而知二輕重一者也と見えたり、分量を考へて臨機の處分をなすをいふ、〔今有國〕關修齡曰く、有保有也と云へり、〔非直七尺軀也〕直は「タヾ」と訓ず、「ホンノ」と高を括りて云へる辭、〔非環寸之蹯也〕關修齡曰く、王視二君之身一、不レ足レ當二一蹯一、有レ急、則必不レ愛レ決二去之一と云へり、〔願公之云々〕鈴木汪曰く、以二此章及次章一考レ之、是時王及大臣皆欲レ從、而建信獨欲レ從レ秦明矣と云へり、

○秦攻レ趙、鼓鐸之音、聞二於北堂一、希卑曰、夫秦之攻レ趙、不レ宜二急如一レ此、此召レ兵也、必有下大臣欲レ衡者上耳、王欲レ知二其人一、旦日贊二群臣一而訪レ之、先言レ橫者、則其人也、建信君果先言レ橫、

【大意】本章は希卑が建信君の連橫論者なるを露はす事を述べたり、

【通釋】秦が趙を攻めける時鼓鐸の音が後宮までも聞えたるは、人々怪しと思へり、時に趙人希卑と申す

かの商人にも如かずとは申したるなり、是の故に臣は貴公の御問ひには不賛成を申したりといふ、

【解義】〔羈於玉門〕正解に羈束也、按ズルニ汲冢紀年、帝辛九年、作瓊室、立玉門、十一年、執王季于寒車、羈文王于玉門、呂子武王不忘玉門之辱、差當文王拘於牖里、而武王亦羈於玉門也と見え、又闞修齡曰く、高羈作羈、王作玉と云へり、〔懸於太白者〕飽注に旗名と見えたり、正解に此言文武不爭、得時而成大功、以申明上文之意也と見えたり、〔相伉以權〕伉は抗衡なり、正解に言今不能抗衡以權力而責其少禮、是不觀時而與人爭、乃不如商賈也と見えたり、

○魏魁謂建信君曰、人有置係蹄者、而得虎、虎怒決蹯而去、虎之情非不愛其蹯也、然而不以環寸之蹯害七尺之軀者、權也、今有國、非直七尺軀也、而君之身於王、非環寸之蹯也、願公之熟圖之也、

【大意】本章は魏魁が建信君に秦に合せむとするの危きを止むるを述べたり、

【通釋】魏魁と申すもの建信君に説きて曰く、今や趙王及び大臣皆合從を欲せらるゝに當りて、貴公のみは秦に合せむとせらるゝは極めて不可なり、今譬喩を以て申さむに、或人が繩を用ひて獸蹄に繫げて捕らむとするものあり、或る時此の方法にて虎を得たり、然るに虎は猛獸なれば之を怒りて、足の裏の肉を穿ち取りて逃げ去りぬといふ、抑、虎の情より云へば、其の足の裏の肉は我が身の中なれば之を大切なるものと思はぬにはあらず、然れども僅小なる足の裏の肉の爲に大きなる身を害するには堪へずとて、其の足の裏の肉を取り去られても厭ふことなきは即ち臨機の處置にて、畢竟己れの身には代へ難きが爲なり、今一國の君主となりては、其の國を大切に思ふこと固より只七尺の身體の比にはあらず、而して貴公の御身は、趙王との御關係の大小は虎の僅小

も卒に能く伸ぶることを得べきぞと諷したるなり、

【解義】〔而謹司時〕司は伺と同じ、時は物價の貴賤の時あるを云へり、〔時賤至已貴矣〕關修齡曰く、己私己之己、言伺時察其物價賤而買之、乃價雖騰貴、獨己買之價賤矣、伺時察其物價貴而賣之、乃時價雖低、比己買之、尚貴矣、此言良商不與人爭、伺時自計、以起事也と云へり、岡井彪曰く、言當其物價賤時而買之、其所買雖貴、比之平日價、則已賤矣、當其物價貴時而賣之、其所賣雖賤、比之平日、則其價已貴矣、故伺其時不與人爭所買賣之賤貴也と云へり、又正解に商賈之賈音古、之賈之賈音嫁、司時謂伺物價貴賤之時也、已甚也、言伺時察賤而買之、雖買之貴、而比於貴時、則甚賤矣、察貴而賣之、雖賣之賤、而比於賤時、則甚貴矣、此言良商不與人爭、伺時買賣、雖暫居貨、而卒能獲大利、以諷建信亦能不與文信爭、觀時而動、雖暫屈、而卒能得伸也と見えたり、今按ずるに、以上の諸説各同じからず、其の已の字を解するに或は己と爲して「オノレ」と訓じ、或は已と爲して「スデニ」と訓じ、又「ハナハダ」と訓ず、但し其の第一説關氏の解は通じ難し、

昔者文王拘於牖里、而武王羈於玉門、卒斷紂之頭、而懸於太白者、是武王之功也、今君不能與文信侯相伉以權、而責文信侯少禮、臣竊爲君不取也、

【大意】本條は建信君が權を以て文信侯と抗せざるを非とするを述べたり、

【通釋】昔し周の文王は紂王に事へて牖里に囚はれ、武王は玉門に繋がれたりしかど、最後には紂王を伐ちて其の首級を打ちて太白の旗に懸けられたるは、兩王共に爭はずして時を得て大功を成されたるに外ならず、之を武王の功績と申すなり、さるを今貴公には文信侯と相張合ふに權力を以てし給はずして、文信侯が聊か無禮の事あるを咎め給ふは、是れ卽ち時を觀る事をせられずして人と爭はるゝが故に、

【通釋】趙人希寫と申す者、建信君に謁見す、建信君曰く、秦の文信侯が僕に對する甚だ無禮なり、如何とならば、秦は人を我が邦に遣して仕官を求めたるに依りて、僕は之を丞相府に官せしめ五大夫の爵を授けぬ、然るに文信侯は僕に對して甚だ無禮なり、我が待遇の厚きに對して彼れは相當の禮を盡すべきなりといふ、

【解義】〔希寫〕鮑注に趙人と見えたり、〔官之丞相〕鮑注に使レ爲二丞相官屬一と見えたり、〔爵五大夫〕呉注に秦武王二年、初置二丞相一、秦爵五大夫第九、劉昭曰、軍吏也、據二此策一則不二特秦官一、趙亦有レ之、戰國改置、遞相效也と見えたり、〔其無禮也〕鮑注に言己待レ之厚、彼不レ宜レ無レ禮と見えたり、

希寫曰、臣以爲今世用事者、不レ如二商賈一、建信君勃然曰、足下卑二用レ事者一、而高二商賈一乎、曰、不レ然、夫良商不三與レ人爭二買賣之賈一、而謹司レ時、時賤而買、雖レ貴已賤矣、時貴而賣、雖レ賤已貴矣、

【大意】本條は希寫が用事者の商賈に及ばぬ事を論ずるを述べたり、

【通釋】希寫對へて曰く、臣の存ずる所に依れば、今世の政治家は商人の商法よりも劣れりといへば、半途にして建信君は顏色を變へ、ムッとして怒りて曰く、足下は今の政治家を見下げて商賣人を立派なるものとするか、如何といへば、對へて曰く、否々然らず、夫れ良商人は人と爭ふには買賣の價を爭ふことをせず、只謹みて相場の高低の時を伺ひて商法をなすものなり、卽ち相場の低き時に買込みて置けば、後に相場の騰貴せる時には已に低きものを買ひ置きたるが爲に今に比すれば甚だ低し、又相場の騰貴せる時に賣れば、之を賣る低しと雖も以前の相場に比すれば甚だ高し、卽ち良商人は只時の相場に隨ひて賣買するものなれば、暫時貨物を据置くとは云へど終には大利を獲るなり、されば建信君も能く文信侯と爭はず、時を觀て動きなむには、暫く小無禮に屈すと

下疑レ之の一句を加へて看るべし、岡井彪曰く、彪謂趙爲ニ從長一、己爲ニ秦所レ惡、今又收ニ河間一、絕ニ文信之望一、是與三魏殺ニ呂遼一何異と、「君唯釋虛僞」釋は舍なり、「スツ」と訓ず、虛僞は陽に天下と合從し、陰に秦と款を通ずるが如きを謂ふ、鈴木汪曰く、據ニ前後章一考レ之、是時趙王及大臣皆欲レ從、以委ニ建信一、約ニ諸侯一、而建信猶私交ニ文信一、故說如レ是、虛僞言下其交ニ諸侯一之不上レ實也、以三其善ニ文信一故也と云へり、「疾文信侯」疾は惡なり、「ニクム」と訓ず、鈴木汪曰く、疾惡也、此言レ絕ニ文信之好一也、疾字與ニ惡レ秦之惡一相應と云へり、鮑彪、釋の字を改めて飾と爲せるは謬れり、「猶且知之也」猶且は猶將と同じ、今其の事稍〻遲しと雖も、猶將に天下諸國が趙の誠實に合縱の意あるを知るに及ぶべし、必ずしも河間を收むるを待たざるを云ふ、鈴木汪曰く、言其或不レ收ニ河間一、唯絕ニ文信之好一、則天下猶且知ニ趙之交一也、前謂ニ皮相國一章、齊不レ從、建信君知ニ從之無レ功、蓋齊惛三建信之善ニ呂氏一、不レ從ニ其約一也と云へり、「從而有功云々」吳注に君唯釋ニ虛僞一、謂下合從之國、虛僞難レ信、君獨釋而不レ合、則文信侯猶且知上之也、上言三天下合從、獨以ニ趙惡一レ秦、故此言下文信侯知ニ趙之不レ合、猶可中以免上攻也と見え、又正解に言ニ從而有レ功、則河間可ニ必得一矣、無レ功、則趙且レ亡矣、今收レ之而何益レ於レ趙也と見えたり、大に謬る、從ふべからず、鈴木汪曰く、趙得レ齊、則其勢足レ擯レ秦、不レ得レ齊、則不レ能ニ與レ秦抗一、故其或先不レ收ニ河間一、唯絕ニ文信之好一、結ニ齊之交一、堅ニ天下從一、則河間亦自得矣、此章舊注皆謬、鮑改ニ釋字一作レ飾、侯字本作レ候、又在ニ文信下一、然據丁吳氏云丙侯字當レ在ニ文信下一、殺乙辭上文甲、則本在ニ文信上一明矣、吳氏又云、一本侯作レ疾、余從レ之、雅雨堂本作レ疾、侯字或作ニ候伺之候一、則猶可レ通、然不レ如ニ疾字極明一と云へり、

○希寫見ニ建信君一、建信君曰、文信侯之於レ僕也、甚無レ禮、秦使ニ人來仕一、僕官ニ之丞相一、爵ニ五大夫一、文信侯之於レ僕也、甚矣其無レ禮也、

【大意】本章は希寫が建信君の文信侯に小禮を爭ふの非なるを述べたり、

天下は誠に痛快の事を爲しくれたとて諸侯が魏と親密に打融けて交際致してあり、今趙は秦の文信侯呂不韋が廣めむと欲する河間の地を召し上げて文信侯に與へずといふ事は、亦暴慢なる秦を挫くに於ては彼の魏が呂遼を殺せる事と何等の異なる無きなり、然るに天下諸侯は趙を疑ひて、魏の如くに親密に打融けて交際をなさざるものは、貴公が諸侯に交はる事の不實なるなり、貴公は唯務めて虚僞を捨て、又彼の秦の相國文信侯とは斷然と相惡める狀態を天下に示さるべし、然らば稍〻時機に後れたりとは申す者の、猶將に天下が趙の誠意を知るに及ぶべし、斯くして天下諸侯の信を博し得ば、合縱の功ある事は必ずしも河間の地を收むるまでを待たず、亦若し合縱して功無く卽ち天下諸侯が趙の合縱を信用せざる時は、如何に河間の地を召し上げらるとも、列國交際の上に於て何の甲斐かあるべきといへり、

【解義】〔苦成常〕其人物は鮑注に未詳と見之たり、〔趙惡秦〕以は猶使の如し、鈴木汪曰く、是時天下勸趙收河間地、蓋使趙明絕秦、而堅從約也、建信柔懦小人、恐其與秦相惡、爲天下賣、故苦成常有此說也、言天下公從、而獨以趙使與秦相惡者何也、獨以趙惡秦、卽謂勸趙收河間也、公從字、與獨以字相發、舊注皆失一章大旨、故其說不通、鮑云、公猶同、吳云、一本公作合、梅君云、公然爲從、皆逐字之解也、蓋爲謬解下文也、鮑解下句云、從者皆惡秦也、而世獨言趙、梅君云、謂趙獨得秦之惡也、按如二說、則本文當曰趙獨惡秦、鮑以下其說與本文違、卽晦其辭云、世獨言趙獨字、與上從者皆之皆字對、故如其說、則當云從者皆惡秦也、而世言趙獨惡秦と云へり、又正解に獨猶特也、以猶以爲也、言天下合從者、皆惡秦也、而秦特以爲趙惡秦者何也と見えたり、今按ずるに、此の解は鈴木氏之を獲たり、〔魏殺呂遼〕事既に上章に見えたり、鮑注に天下惡秦、秦重遼、故殺遼而諸國交之と云へり、〔今收河間〕收とは出さざるなり、時に秦、呂不韋を封じて文信侯と爲し、給するに河間の地を以てせむとしたるを、趙之を與へざるを謂ふ、亦既に上章に見ゆ、〔是與殺呂遼何以異〕秦の意に逆ひ、其の驕慢を挫くこと、共に相同じきを云ふ、此の句の下に宜しく而天

は急速の意味にて、時の左程遠からざるを云ふ、追刻若しくは不日の意なり、史記に郭隗、燕昭王に對へて曰く、死馬且買之、況生者乎、馬今至矣と云へる今の字と同じ、鮑本に令に作るは非なり、關修齡曰く、任重而軸折、以喩不勝多事而敗、此應獨斷之句、と云へり、

建信君再拜受命、入言於王、厚任葺以事、而重責之、未期年、而葺亡走矣、

【大意】 本條は建信君の策略圖に中りて葺が亡走せるを述べたり、

【通釋】 建信君は或人の說を用ひて厚く或人を禮し、さて入りて趙王に申し上げて、厚く葺に任ずるに國政を專らにすることを以てし、而も嚴に其の實效を責めたりければ、未だ滿一年を經ずして竟に遁り切れ無くなりて逃走せり、

【解義】 〔葺亡走矣〕鮑注に彪謂、奸人之不可知甚矣、智知所無奈何、 彼厚任以事、葺以爲不世之遇矣、殫力畢慮、恐不給焉、而不知建信之困之也、故國有姦人、賢者之得全者寡矣と云へり、

○苦成常謂建信君曰、天下合從、而獨以趙惡秦何也、魏殺呂遼、而天下交之、今收河間、是與殺呂遼何以異、君唯釋虛僞、疾文信侯、猶且知之也、從而有功乎、何患不得收河間、從而無功乎、收河間何益也、

【大意】 本章は苦成常が建信君に說きて外交に虛僞を捨つべきを述べたり、

【通釋】 苦成常と申す者、建信君に說きて曰く、今天下の諸侯共に合縱同盟して秦と惡しき者なるに、獨り趙をして秦と惡しからしむるを努むる者は何の故ならむ、魏に於ては秦が重んずる呂遼を殺しければ、

取レ道多、君令下葺乘ニ獨斷之車一、御ニ獨斷之勢一、以居ニ邯鄲一、令中之內治ニ國事一外刺上諸侯下、則葺之事、有ニ不レ言者一矣、君因言レ王、而重責レ之、葺之軸今折矣、

【大意】本條は或人が建信君に葺を陷るゝ手段を語るを述べたり、

【通釋】建信君は或人の說を聞きて甚だ之を患へ、さていふやう、然らば之を如何にすべきかと問へば、或人對へて曰く、千里の馬に竝行して走れば五里にして疲勞すれども、千里の馬に乘りて行けば倦まずして道を行く分量甚だ多しと承はる、如何となれば、其の勢を假る者は勞せずして功あるの謂ひなり、されば今貴公は葺をして獨りにて其の事を決斷するの車に乘り、獨りにて其の事を決斷するの逸勢を御せしめ、以て趙の主府邯鄲に居き、之をして內には國事を治め、外には諸侯を制せしめば、卽ち葺は自智の性を以て獨斷の事に居き邯鄲殷賑の都に居て、一に國事を決し、而して諸侯の朝聘會盟の事共を專行せしめば、則ち其の事繁多にして葺が事を治むる必ず過失多く、言語に絕したる事あらむ、然る時君は之に因りて之を大王に申して重く之を責められんには、其の任に堪へずして智愈〻窮せむ、然らば葺が行く所の車は其の軸折れて行かれざるに至るべし、貴公宜しく此の手段を取るべしと告げたり、

【解義】〔外刺諸侯〕刺は正解に制の誤として、諸侯の事を制斷すと見えたり、鮑注に刺言探ニ候其事一と見え、又岡井彪曰く、按韻會刺七迹切、偵同也、周禮注候探と云へり、〔有不言者矣〕鮑注に所レ治者多、不レ暇ニ悉言一於レ上と見え、又關修齡曰く、有ニ不レ言者一、猶レ有ニ不レ可レ言者一也、言下葺荷ニ內外重任一、獨斷治レ事、必過失多大、有中不レ可レ言者上矣と云へり、〔君因言王〕關修齡曰く、因ニ其過失一、以言レ王而重罪責レ之、此應ニ乘レ驥而御一と云へり、〔重責之〕碕允明曰く責恐積誤、言責二字、改作ニ周積一、文義穩當、而以ニ元文粗通一不ニ妄改一也と云へり、今按ずるに、責積古へ相通ず、然れども字の如く解して可なり、〔葺之軸今折矣〕鮑注に不レ勝ニ多事之任一と見えたり、今と

り、「角逐」鮑注に角有鬭爭意と見え、又正解に角競也と見えたり、「適其鋒」坊本、適を避に作る、關修齡曰く、愚謂適讀如敵、當也、坊本改避、謬矣、言先王有犀首馬服之良、以與秦角逐、而秦能當其鋒矣、言秦強也と云へり、「今王憧憧」鮑注に往來不絶貌と見え、又正字通に音充、說文意不定也、引易咸四爻憧憧往來朋從爾思、徐邈憧讀若童、俗讀洞、義同、魏校曰、游思也、所見者小、逐物擾擾、古人以爲童心、所以儆之也と見えたり、按ずるに俗のいつたりきたりするの意ならむ、「秦折王之輢也」一本に輢に依る、鮑注に元作倚、輢車旁也、以輩喩、故云と見え、關修齡曰く、輢椅同音、蓋通借、詩疏、輢是兩旁幢木、難謂壞車、故曰折輢、言必爲秦所敗矣と云へり、

○或謂建信君曰、君之所以事王者色也、葺之所以事王者智也、色老而衰、智老而多、以日多之智、而逐衰惡之色、君必困矣、

【大意】　本章は或人が建信君の爲に畫策して有爲の士葺を走らすことを述べたり、

【通釋】　建信君は葺と申す者と倶に趙王に寵せられしに、或人建信君に說きて曰く、君が趙王に事へ給ふは其の美好なる容色あるが爲なれど、葺が王に事ふるは其の智の多きが爲に寵用せらるゝなり、抑も美好なる容色は年齡老ゆれば衰へて見る影なくなり、智は年老ゆる程に愈多く增すものなり、されば日に多く增す所の智者が日々に衰へ行く容色を逐はば、君が勢力の墮ちむこと疑ひあるべからず、果して然らば君は必ず進退維れ谷る難儀に陷り給ふべしといふ、是れ蓋し建信君を救はむが爲の畫策なり、

【解義】　「葺之云々」鮑注に葺趙人名と見え、又吳注に字書無解葺字、蓋葺儀禮注、壻俗作婿、晉唐人書、咠多作吕、前章盛氣胥之、一本揖之、魏策咠中、一本咠亡、一本晉云、韓策咠夫、一本咠臣、蓋月耳字易混也と見えたり、

建信君曰、奈何、曰、竝驥而走者、五里而罷、乘驥而御之、不倦而

て、反りて年若く、顏美しきもののみ御信任あるは心得られぬ次第なりと存ずるなり、

【解義】「郎中云々」吳注に郎中官不獨秦と見え、又正解に前郎中指郎中在王前者と見えたり、「爱虧云々」鮑注に虧猶損と見えたり、かけて不足の見ゆる意、「今爲天下云々」關修齡曰く、此下蓄則字、爲治也と云へり、張居正曰く、此數句、文類孟子矣と云へり、「社稷爲虛戾」吳注に虛戾見秦策と見えたり、岡井彪曰く、彪按、莊子國爲靈厲、李云、居宅無人曰虛、死而無後爲厲、戾與厲通、下章國家爲虛戾、而社稷不血食、亦同、說詳秦策と云へり、「乃與幼艾」鮑注に趙岐曰、艾美好と見え、又正解に艾美好也、男女通稱、閻若璩曰、楚辭少司命幼艾、指女色、此幼艾指建信君、男色是也と見えたり、

且王之先帝、駕犀首而驂馬服、以與秦角逐、秦當時適其鋒、今王憧憧乃輦建信、以與強秦角逐、臣恐秦折王之椅也、

【大意】本條は趙王が建信君を幸して秦に當りて敗らるべきを述べたり、

【通釋】其の上に、大王の御先代には犀首を御用ひありて政治を委せられ、又趙奢を將軍として軍事を托せられ、而して秦と競爭せられしかば、さしもの秦も趙を手强き相手として趙國に對し申しけるは、いかに盛んなる事なりしにあらずや、然るに反して今や大王には頻々往來して建信君を御手車に乘せられて頗る愛幸せられつゝ、かの强秦と競爭せられむと思はるゝはいかなる御事ぞや、かくては秦に大王の御車を破られて、活動せられむこと難きに及びなむかと存ずと云へり、

【解義】「王之先帝」鮑注に帝王皇人君之尊稱、此與稱秦孝公爲先王者同也と見えたり、按ずるに秦策に黃歇亦先帝文王武王の語あり、蓋し戰國策士の口に仕せて稱する諛辭なり、「駕犀首云々」犀首は公孫衍なり、衍嘗て魏につかへ、犀首の官となれり、駕は馬を車に加ふること、驂は驂馬なり、副馬のこと、鮑注に駕驂以御馬喩也、陳軫傳言、衍與燕趙之王有故、蓋衍雖相魏、實趙任之爲外相也と見えた

を重んじ給ふこと、此の小さき帛の裂のごときものあらば、大王の御國は大に平安に相成り申さむと存ずと言はれたれば、趙王大に失望して不平の氣色面に形はれつゝ云はるゝやうは、我が先王は我が愚なるを知り給はずして此の國家を相續せしめられたれば、いかでか此の國を粗忽に思ふべきと、頗る憤りの言葉もて答へられぬ、

【解義】〔驅後車〕後車は從者の乘れる車を謂ふ、敢て直ちに公子を斥さずして云へる辭、謙遜の詞、

魏牟曰、王無怒、請爲王說之、曰、王有此尺帛、何不令前郎中以爲冠、王曰、郎中不知爲冠、魏牟曰、爲冠而敗之、奚虧於王之國、而王必待工、而後乃使之、今爲天下之工或非也、社稷爲虛戾、先王不血食、而王不以予工、乃與幼艾、

【大意】本條は公子牟が趙王の事を任ずる人の當らざるをいふを述べたり、

【通釋】公子牟曰く、大王には御憤りあるべからず、暫く御心を靜めて臣が申す所を詳かに聞し召されよ、臣は願はくは其の詳細を申さむ、今大王には此の少許の帛を持たせらるゝ上は、何ぞ先程こゝに候ひし郎中の官人に命じて御冠をば作らしめ給はざるぞやと申しければ、趙王は否とよ、かの郎中は冠を作ることを心得ざる者なれば命ぜむやうあらずと申されぬ、公子牟は對へて申すやう、たとひ作ることを心得ぬものが御冠を作り損じて之を散々に損ずとも、大王の御國の上には何の影響も候はぬものならずや、然るに大王には御冠を作らむと思はるゝためには必ず冠り師に命じ給はむとせられて、天下を治めむと思はるゝには或は治むべき人を召して命じ給はぬはいかなることにかあらむ、かくては御國は皆死に絕えて只御城址のみ遺りて、御祖先の御廟には御祭も絕え果てなむか、而も大王には此處の御分別おはさず、天下の御政治は其の道のものに御委任あらずし

因避、

【大意】本章は魏の公子牟が趙王に治國の要を語るを述べたり、

【通釋】建信君が趙の國に於て好男子にて男色の爲に愛幸せられて甚だ尊貴なりしが、たま〳〵魏の公子牟が趙國に立寄られし時、趙王は貴賓として自ら出迎へあり、魏牟は一たび王の前に進み敬意を表し、復び立還りて元の席に至りて座に着きたるに、會〻其の前に小さき帛の裂あり、之を以て冠に爲らせんとて冠り師に命ぜられむとするに、冠り師は貴賓の來らるゝが爲に敢て前まずして傍に避けたり、蓋し妨げとならむと畏れたるなり、

【解義】〔建信君云々〕正解に蓋以色見貴寵と見えたり、〔顧反至坐〕鮑注に迎客面之、有顧則反と見え、又正解に顧反猶還反也、韓子商太宰使少庶子之市、顧反而問之、還反而至席坐者、蓋王迎之、故不直進也と見え、鈴木注曰く、迎之顧句反至坐、出迎反至坐、注迎客面之、有顧則反、梅君云、顧反廻視也、皆非、又以反至爲句、坐字屬下、亦通、迎顧意在尺帛也と云へり、按ずるに、此の説鑿甚し、從ふべからず、〔前有尺帛〕鈴木注曰く、此句寫出迎顧意と云へり、按ずるに此れ亦鑿説と謂ふべし、〔見客來也〕正解に客卽魏牟也と見えたり、

趙王曰、公子乃驅後車、幸以臨寡人、願聞所以爲天下、魏牟曰、王能重王之國、若此尺帛、則王之國大治矣、趙王不說、形於顏色、曰、先王不知寡人不肖、使奉社稷、豈敢輕國、若此、

【大意】本條は公子牟が趙王に國を重んずべき意を告ぐるを述べたり、

【通釋】趙王は公子牟に問はるゝやう、公子には特に御車を廻らして態々弊邑まで御立寄り下されたるは大に光榮と思ふ所なり、さても此の機會を以て幸ひに天下を治むる方法を告げ給はむことをと請はれけるに、公子對へて云く、大王は眞に能く大王の御國

統志漳河其源有二、一出山西潞州長子縣、名濁漳、一出平州樂平縣、名清漳、二源俱入彰德府境、合流入衛河と見え、又滏は同書に音甫、吳起云、殷紂之國左孟門、而右漳滏、注水熱若出于釜、故名滏、今在磁州と見えたり、〔嘗抑强齊〕鈴木汪曰く、按齊云抑、秦云不得所欲、言有輕重と云へり、〔秦不得所欲〕吳注に此不可知爲何時、考之史、自愼靚王四年、齊敗魏趙觀津軍事在武靈九年、是後趙伐齊則有之、惠文之世、而不聞齊伐趙也、所謂强齊當是指閔王、蘇秦約從擯秦、不久而解、趙雖强非秦敵、不得所欲、亦大言耳と見え、又正解に所欲謂稱帝連橫之類と見えたり、

今君易萬乘之强趙、而慕思不可得之小梁、臣竊爲君不取也、君曰、善、自是之後、衆人廣坐之中、未嘗不言趙人之長者也、未嘗不言趙俗之善者也、

【大意】本條は或人の忠告に依りて相國が趙を重んずるに至れるを述べたり、

【通釋】今君は大國の趙を見下げて歸るを得べからざるの小さき魏の國を慕ひ思はるゝは、小臣の心の中には不審に存ずる所にして、君の爲めに不贊成なる所なりと云へば、相國は其の論面白しとて、是の後は多數人の集まりたる席上にても一度たりとも趙人が優れたる事を言はざる事なく、又趙國の習俗の善き事を言はざる事なし、

【解義】〔不可得〕張居正云く、猶言不可知と、又鮑注には不可復歸也、意者相國以罪亡梁歟と見えたり、今按ずるに、不可得とは自分の自由にならざるの意なり、張相國本は梁人と雖も今は梁を去りたる身なれば、如何に梁を思ふとも其の意の如くに自由ならずとの義なり、〔君曰善〕吳注に相國稱君と見えたり、

○建信君貴於趙、公子魏牟過趙、趙王迎之、顧反至坐、前有尺帛、且令工以爲冠、工見客來也、

しめ給はむや、又貴公は如何なる點に於て能く趙人を憎みて趙人に貴公を愛せしめ給はむや、甚だ矛盾したる事と存ず、今譬へて申さむに、抑〻膠と漆とは至極粘着し易きものなり、然りとは云へど遠くにあるものを合はすることは叶ひ難し、又鴻の羽毛は此の上もなく輕きものなり、然りと雖も自ら擧ぐることと能はぬものなり、然るに鴻毛は吹き渡る風に吹き上げらるゝ時は、一朝にして天下に自由に飛び廻る、故に事は手輕にして其の結果の存外に出來上る者のあるは何ぞと云へば、是れ卽ち或る物を基礎として因るに外ならず、猶鴻毛の風に飄るゝと異なるなきものぞといふ、

【解義】「說張相國曰」說の上に或の字を加へて看るべし、張相國は、張は姓、鮑注に蓋梁人相趙、嘗懷梁而鄙趙者と見えたり、「少趙人」鮑注に少多猶薄厚と見えたり、「至黏也」一に黏に作る、黏は音「セン」說文に相著也と見えて、「ネバリツク」と訓ず、又粘に作る、呉注に一本作黏と見えたり、黏は音「チツ」、黏と同じ、又ねばりつくの意、「夫飄於清風」飄は「ヒルガヘル」と訓ず、又輕く飛ぶにも云ふ、「因也」因は相因るなり、

今趙萬乘之强國也、前漳滏、右常山、左河間、北有代、帶甲百萬、嘗抑强齊、四十餘年、而秦不能得所欲、由是觀之、趙之於天下也不輕、

【大意】本條は趙が天下に重きをなせしことを述べたり、

【通釋】今趙國は天下の强大國なり、卽ち要害としては漳水、滏水を前に控へ、常山を右にし河間を左にし、而も北に代の地を負ふ、而して甲冑をよろふ兵士は百萬あり、嘗て强國の齊を抑へたること四十餘年、秦と雖も十分に思ふ所を行ふを得ず、是の事に由りて觀ずれば、趙は天下に强國と稱すとも不可なきなり、

【解義】「前漳滏」鮑注に後志滏水在鄴を見えたり、又正解に漳滏皆水名と見えたり、正字通に漳水名、一

とゝは約束なしとても死することは來るものなり、是れは只今の世のみにあらず、何代も前より此の型にはまりたるもの多きものなりといふ、

【解義】〔且微云々〕微は無なり、岡井彪曰く、關曰八字句、下命字活用、碕曰、一命衍、彪謂、下命卽令誤、策多混用と云へり、今按ずるに、上の命は名詞、下の命は動詞に看るべし、故らに同字を同文中に殊用するは、古文此の例多し、〔臣固云々〕固、一に故に作る、義同じ、效は進なり、〔累世以前云々〕關修齡曰く、蓋言自今以前不但一世と云へり、坐は由なり、此とは上文の事を指す、

應侯曰、公子之所以教之者厚矣、僕得聞此、不忘於心、願君之亦勿忘也、平陽君曰、敬諾、

【大意】本條は應侯が自分と公子牟と與に驕奢を戒むべきを言ふを述べたり、

【通釋】應侯は公子牟に語りて曰く、公子が僕に教へられたる事は極めて深切なり、故に僕は此の事を承はりて深く心に銘せり、故に君も願はくは此の事を忘れ給ふこと勿れと語げられたりと云ふとて平原君が平陽君に話されたれば、平陽君は敬みて承知仕りぬと對へられたり、

【解義】〔平陽君曰敬諾〕鮑注に彪謂此言眞富貴之金石也、有下能書諸紳、銘之几杖、勒中之盤盂上、則何亡國敗家之有と見えたり、

○說張相國曰、君安能少趙人、而令趙人多君、君安能憎趙人、而令趙人愛君乎、夫膠漆至黏也、而不能合遠、鴻毛至輕也、而不能自擧、夫飄於淸風、則橫行四海、故事有簡而功成者、因也、

【大意】本章は、或人、張相國に趙を尊重すべきを說くを述べたり、

【通釋】或人、趙の宰相張氏に說きて曰く、貴公は如何なる點に於て能く趙人を鄙みて趙人に君を重んぜ

游於秦、且東而辭應侯、應侯曰、公子將行矣、獨無以教之乎、

【大意】本章は平原君が平陽君に公子牟が應侯に告げたる言を語るを述べたり、

【通釋】平原君が平陽君に語らはるゝは、魏の公子牟が秦に之きて、且に東方魏の國に歸らむとして秦の相應侯に暇乞ひせむとて參りたる時、應侯が言はるゝやう、公子は今より貴國に歸られむとするが、只吾れに何事かを敎へ置かるゝことのなきにか、願はくは何か承り置きたきものなりと問はれたり、

【解義】〔公子牟〕呉注に按、莊子、中山公子牟謂瞻子、下云、魏牟萬乘之公子也、是中山公子牟卽魏牟、非二人也、又云、公孫龍問於魏牟、公孫龍至平原君之門、正應侯同時也、史赧王四十九年、范雎爲相、封應侯、赧王之元年之噲死、莊子書及稱之噲、則魏牟之上及莊子、下及應侯、無疑、說苑載此、以爲公子牟謂穰侯と見えたり、〔獨無以云々〕岡井彪曰く、言獨者、善敎之外、無所施望也と云へり、

曰、且微君之命命之也、臣固且有効於君、夫貴不與富期、而富至、富不與粱肉期、而粱肉至、粱肉不與驕奢期、而驕奢至、驕奢不與死亡期、而死亡至、累世以前、坐此者多矣、

【大意】本條は公子牟が應侯に告ぐる辭を述べたり、

【通釋】公子牟曰く、其の事なり、其は君より別に仰せらるゝ事なしとも、臣は勿論君に御禮の爲に一言を致す心得なりき、今之を申さむに、夫れ貴きものは、物の多くある富とは別に約束する事なしとても富は自然に來るものなり、又富は、別に味善き米や肉と約束することなしとても其の上米と上肉とは自然に來るものなり、又其の上米、上肉は、人に高ぶる事と華美を盡す贅澤と約束するをなしとても高ぶる事と華美を盡すことゝは從ひて來るものなり、而して其の人に高ぶる行ひと華美を盡すことは、死するこ

【解義】〔謂馮忌曰〕馮忌は鮑注に後稱外臣、知非趙人と見えたり、〔吾欲云々〕鈴木汪曰く、上黨在趙西北隅、軍由此地出攻燕と云へり、〔夫以秦將云云〕「夫以」以下「之威」に至るまで、關修齡曰く、十五字長句と云へり、〔公孫起〕吳注に云く、卽白起と見えたり、〔乘七勝之威〕七たび趙に勝ちたる勢ひに乘じてなり、〔收破軍之敝守〕關修齡曰く、收罷敝之卒、以守邯鄲と云へり、

今趙非有七克之威也、而燕非有長平之禍也、今七敗之禍未復、而欲以罷趙攻強燕、是使弱趙爲強秦之所以攻、而使強燕爲弱趙之所以守、而強秦以休兵承趙之敝、此乃強吳之所以亡、而弱越之所以霸、故臣未見燕之可攻也、平原君曰、善哉、

【大意】本條は趙が燕を攻むべき理由なきことを述べたり、

【通釋】今趙は秦のごとく七たび戰ひて勝ちたる威勢のあるにあらず、而も又燕には趙が長平に敗れたるがごとき禍ひのあるにあらず、今七度敗れたる禍ひの未だ取返さるゝことなく、而も疲弊せる趙國を以て無事にして強き燕を攻めむと欲するは、是れ弱き趙をして強秦の攻むる方法をなさしめ、而して強燕をして弱趙の守る方法を取らしめむとする事なるが、かくのごとき時は、かの強秦が休息して力を養へる強兵を以て趙の疲弊せるに加へむとすべし、此れは乃ち強しといはれたる吳國が亡びたる所以にして、弱しといはれたる越が天下に號令するばかりに勢力を振ひたる所以なり、されば臣は未だ燕には攻むべき理由の存在を認めずと申せば、平原君は其は面白き說なりとて、之に從はれたり、

【解義】〔此乃強吳云々〕正解に以弱越承強吳之敝、吳亡而越霸、況以強秦承弱趙之敝乎と見えたり、

○平原君謂平陽君曰、公子牟

とし、されば寡人は之を聽き入れざりきと仰せらる、虞卿申すやう、大王も亦御過ちにこそあれと申すに、趙王大に御不審ありて其の理由は如何と御尋ねありければ、虞卿對へて申すやう、凡そ強きものと弱きものと事を行ふに當りては、强き者は其の利を受け、弱き者は其の害を引受け候ふものなり、今や魏は合從を求むるに大王の聽させ給はぬは、是れ卽ち魏は自ら害を求めて大王は其の利を辭して受けられぬ譯にこそあたれ、故に小臣は魏は過ちてありと申し、又大王も御過ちありとこそ申しけるなれと申す、

【解義】〔虞卿曰云々〕張洲曰く、虞卿此言、乃不辨之辨、不爲之爲、蓋深於長短之術者と云へり、

○平原君謂馮忌曰、吾欲北伐上黨、出兵攻燕、何如、馮忌對曰、不可、夫以秦將武安君公孫起、乘七勝之威、而與馬服之子戰於長平之下、大敗趙師、因以其餘兵、圍邯鄲之城、趙以亡敗之餘衆、收破軍之敝守、而秦罷於邯鄲之下、趙守而不可拔者、以攻難而守者易也、

【大意】本章は馮忌が平原君の燕を攻めむとするを止むるを述べたり、

【通釋】平原君は馮忌と申す者に語らるゝことは、吾れは北の方上黨を伐ちて軍勢を出して燕を攻めむと欲す、君以て如何と思へるかと問はる、馮忌對へて申すやう、其は善き事とも思はれず、夫れ秦の將武安君、公孫起が趙と七度の戰ひに勝ちたるに乘じて趙の趙奢が子趙括と長平に戰ひて、大に趙の大軍を敗りたるのみならず、其の餘兵を以て趙の首都邯鄲までも取巻き攻め立てぬ、趙は打漏されたる餘兵を以て打負けたる疲弊の卒を引きまとめて邯鄲を守れり、而して秦は邯鄲城下に疲れ、趙は邯鄲を守りて攻め取ることを得ず、是れは能く攻むる事は難くして、城守するは易き所以なり、

秦は其の後に從ひて、獨り趙を攻むるを云ふ、〔獨呑趙〕呑は呑噬にして、滅すことを云へり、〔齊趙必俱亡矣〕鮑注に此說欲下趙以二河間一廣中文信封上也、下有二一章一、合レ此と見えたり、

○魏使下人因二平原君一請中從於趙上、三言レ之、趙王不レ聽、出遇二虞卿一曰、爲入必語レ從、虞卿入、王曰、今者平原君爲レ魏請レ從、寡人不レ聽、其於レ子何如、

【大意】本章は虞卿が魏趙の合從をなさしむるを述べたり、

【通釋】魏は使者をして平原君に緣を求めて、平原君より合從せむことを趙王に請はしめぬ、再三說きけれども趙王聽き入れざりき、やがて王宮を出で虞卿に出遇はれたるを以て、平原君は虞卿に、入りて趙王に合從の成るやうに說かれよと賴まれければ、虞卿承知して王宮に入れば、趙王は、只今平原君は魏の爲に合從を我れに請ひしかど我れは之を聽き入れざりしが、御身に於ては如何に思はるゝぞと尋ねられたり、

【解義】〔出遇虞卿〕遇は玉篇に見也、道路相逢也と云ひ、廣韻に不レ期而會也と云へり、〔爲入必語從〕鮑注に爲爲レ我と見えたり、

虞卿曰、魏過矣、王曰、然、故寡人不レ聽、虞卿曰、王亦過矣、王曰、何也、曰、凡强弱之擧レ事、强受二其利一、弱受二其害一、今魏求レ從、而王不レ聽、是魏求レ害、而王辭レ利也、臣故曰、魏過、王亦過、

【大意】本條は虞卿が魏と趙と合從するを可とすといふを述べたり、

【通釋】虞卿が申すやう、魏の合從せむと請ひ申しけるは過ちにこそあれと申せば、趙王は虞卿も亦王の說と同じきものと思し召されて、眞に其の說のご

矣、憂大者不計而構、心疑者事秦急、秦魏之構、不待割而成、秦從楚魏攻齊、獨吞趙、齊趙必倶亡矣、

【大意】本條は河間を以て文信侯を封ずべきを述べたり、

【通釋】今や魏が北陽を取られたる恥を息むること能はざるに、趙は河間を收むる心配差起りて、而も文信侯が河間を得むとする心配も加はりたれば、三晉の心配は唯之を大きなるものとす、元來三晉は齊の強きに倚賴して秦に張合ひたりしに、今や齊が離れて合從せぬ時は、三晉の心は疑ひを生じて一致せず、夫れ心配の大なる者は可否を計らずして和睦をなす、心に疑ふ者は急ぎて秦に合せむとす、魏は必ず秦に合せむ、秦と魏との和睦は、地を割く迄もなくして成るべし、乃ち秦は楚魏をして齊を攻めしめ、秦は其の後に獨りにて趙を攻めて之を滅すべし、然る時は齊も趙も必ず同じく亡びぬべし、故に早く秦に屬するを上策とするなりといふ、

【解義】〔魏恥未滅〕鮑注に言嘗分魏之憂と見えたり、但し岡井彪は曰く、彪謂滅息也、魏恥言亡北陽之恥、趙患言河間之患也、鮑注失考と云ひ、又鈴木汪曰く、此時天下勸趙收河間、趙欲從之、卽下章苦成常所說、今收河間是也と云へり、正解には魏殺呂遼之恥未滅、而趙收河間之患又起、加之以三晉倍反之憂、是文信之憂所以大也と見えたり、今按ずるに、魏恥趙患は、岡井氏の說之を獲たり、〔文信侯之憂大矣〕吳注に文信之憂未詳、恐字有誤と見えたり、今按ずるに、文信侯之憂は上文の河間を得ざるの憂慮を云ふ、〔齊不從〕鮑注に不與山東約從と見え、又正解に上章曰、齊不從、建信知從之無功、此言三晉疑從之無功也と見えたり、鈴木汪曰く、卽前章齊不從建信と云へり、〔憂大者云々〕憂大者は文信侯を指す、構は講と同じ、和なり、〔心疑者云々〕心疑者は魏を指す、上文に曰く、三晉之心疑と云へり、〔秦魏之構云々〕鮑注に凡講必割地、今急於成、不待已割、蓋先講也と見えたり、〔秦從楚魏攻齊〕楚魏をして共に齊を攻めしめて、

木注曰く、比陽、鮑云、屬南陽、余云、亡其比陽、與韓亡三川、魏滅晉國、言其比陽見亡也、吳云、一比作北、按史衞世家、魏殺懷君、更立嗣君弟、是爲元君、爲魏壻、故魏立之、元君十四年、秦拔魏東地、秦初置東郡、更徙衞野王縣、而竝濮陽爲東郡、秦紀云、始皇六年、韓魏趙衞楚共擊秦、取壽陵、秦出兵、五國兵罷、拔衞迫東郡、其君角率其支屬、徙居野王、阻其山以保魏之河南、此章亡其北陽而梁危、卽謂此時事乎、比陽北陽雖未知孰是、疑衞地乎、濮陽以其在濮水之北名之、則濮陽或又名北陽乎、又衞世家、竝濮陽爲東郡、注云、魏郡大梁、濮陽黎陽、竝是魏之東地、故名爲東郡、然則濮陽黎陽、其地相比、故或以其二陽相比、故名比陽乎と云へり、〔河間封至趙危〕碕允明曰く、河間或屬秦、或屬趙、下文又云收河間、乃此時事也、又云趙萬乘之强國也、前漳滏、右常山左河間、此時河間屬趙、可合考也と見えたり、高本に趙を齊に作る、吳注に秦策所謂不果攻趙、趙賂以河間十二縣、在前事也、戰國封地、往往取之他國、是時秦以河間地封不韋、秦策稱不韋欲攻趙以廣河間、是也、時趙方與諸侯合從、欲收河間、故言封不定と見えたり、鈴木注曰く、河間近齊、文信封焉、則不利於齊、穰侯封陶、則欲攻齊廣封、是齊之所嘗患、今文信之權、又重於穰侯、是齊之所深憂也、故阻其封、前章云、分齊亡魏、蓋文信爲其殺呂遼阻河間、欲伐二國也と云へり、〔文信不得志〕文信は秦の宰相呂不韋なり、文信侯に封ぜらる、吳注に、按史封文信侯、食河南洛陽十萬戶、河間後封と見えたり、〔三晉云々〕鮑注に文信欲得河間、必伐趙、韓魏趙之與國、故其憂倍と見え、又吳注に倍猶背也、三晉之憂也、倍字疑、信字訛衍と見えたり、又岡井彪曰く、彪按上三句皆有而字、疑志下脫而字、吳注非と云ひ、鈴木注曰く、倍背也、文信之志欲呑滅二國、憂韓趙之亦變、故不得志也、三晉倍之憂倒語、憂三晉之倍也、韓趙合魏、故云三晉と云へり、

今魏恥未滅、趙患又起、文信侯之憂大矣、齊不從、三晉之心疑

注に兩齊趙也、趙知レ據ニ建信一、而不レ知ニ其不レ合レ楚不レ能レ成レ功、齊不レ從ニ建信一、而不レ知ニ其合レ楚足ニ以成レ功、不レ知レ所レ擇也と見え、又吳注に之字疑 當レ在ニ無功下一、兩君指ニ皮相國建信君一、或指ニ建信君涉孟一と見えたり、鈴木汪曰く、君者二字疑 倒、兩者謂ニ建信春申從、與ニ分レ齊亡一レ魏也と、今按ずるに此の說是なり、君は皮相國を指す、之の字は安井息軒曰く、之如ニ遇ニ某之一レ某之之上、猶レ變也、出レ兵助レ秦、則有レ功、從則無レ功、今專任ニ建信涉孟一、則是有功變爲ニ無功一、安 得レ爲レ知哉と云へり、今按ずるに此の說用ふべし、知は智と同じ、

○或謂ニ皮相國一曰、魏殺ニ呂遼一而衞兵亡ニ其北陽一而梁危、河間封不レ定趙危、文信不レ得レ志、三晉倍之憂也、

【大意】本章は、或人、趙の相に秦の文信侯の增封をなさむと說くを述べたり、

【通釋】或人、趙の皮相國に說きて曰く、魏は秦が重んずる所の呂遼を殺しけるに依りて秦は怒りて魏を攻めければ、魏の兵は敗北して北陽を取られ、而も魏も亦危くなりぬ、而して趙が嚮に秦に賂ひし河間の地は此の程趙が諸侯を合從せるに由りて之を再び取戾さむとするを以て、秦が之を與へじと爭ふが爲に趙も亦危くなりぬ、又其の上に秦の相文信侯不韋が河間の地を得ざると三晉が秦に反對するとを以て心配とする事なり、

【解義】〔魏殺呂遼〕呂遼は鮑注に魏臣、秦所レ重 者と見え、正解に按ニ 下章一曰、今收ニ河間一、是與レ殺ニ呂遼一何以異、據レ之、呂遼蓋秦之所レ重者、而魏殺レ之、故秦怒伐レ魏、魏兵敗、失ニ亡北陽一、而梁危也、衞屬レ魏、衞亦魏也と見えたり、鈴木汪曰く、魏殺ニ呂遼一事、雖レ無レ所レ考、然據ニ下章苦成常之說一、則魏嘗求ニ交於天下一、而天下不レ信レ魏、殺ニ呂遼一明レ絕レ秦、而天下親レ之也と云へり、〔衞兵云々〕吳注に衞兵句と見えたり、而して坊本衞兵と訓じたり、衞が秦の兵を被るをいふ、正解は下文に屬けたり、岡井彪曰く、吳云、衞兵句是衞附レ魏者也、故被ニ秦之兵一と云へり、〔亡其北陽〕北陽は坊本に比陽に作る、鮑注に屬ニ南陽一と、鈴

趙の果して秦の歡を取らむと欲するや、必ず分齊の計に出づべきを云へるなり、諸說囋々、明瞭ならず、

建信春申從、則無レ功而惡レ秦、秦分レ齊齊亡レ魏、則有レ功而善レ秦、故兩者[君]奚擇、有レ功之無二功一爲レ知哉、

【大意】 本條は、建信君の無功なる合縱說を黜けて、有功なる連橫策を執るべきを說くを述べたり、

【通釋】 今趙國が專ら依據する建信君は楚の相國春申君と相親くして、共に合從を計るとも、前述の如く齊國の不同意を以て到底成功の見込無く、徒らに秦國と相惡しくなるより外無し、其れに反して前言の如く趙が連橫策を執りたる結果、秦が齊の地を分取し、又齊は代償的に魏を亡ぼすを得る事は成功の見込みありて秦國に親善なるを得べし、夫れ故に此の兩策は君に於て果して何れを擇び給はんか、成功の見込みある方を變じて成功の見込みなき方を取る樣ならば、安くにか智者と申し得べきやと云はれたり、

【解義】〔建信春申云々〕春申は楚の相春申君黃歇なり、岡井彪曰く、惟此二君合從、則無レ功反取二惡於一レ秦、蓋齊之不レ從故也、此句言二從之無レ功而有一レ害也と云へり、〔無功而惡秦〕此れ上句の義を覆說するなり、〔秦分齊齊亡魏云々〕吳師道は秦齊の二字を衍とし、分を鮑本は合に作る、皆非なり、安井衡曰く、趙出レ兵助レ秦、勢必分レ齊、分謂レ割レ地、齊割レ地、與レ秦和、勢必亡レ魏、以自償、此皆趙助レ秦之功也と云へり、岡井彪曰く、按 秦齊字恐 錯置、齊字屬二上句一言二齊不レ從而建信春申從、則無レ功而取二惡於秦齊一也、助レ秦分二秦齊之交一而亡レ魏、則有レ功而善レ於レ秦也、分猶レ離也と、今按ずるに、楚懷王の張儀の欺を怒り秦を伐たむとするや、陳軫地を割きて秦に賂ひ、之と兵を并せて齊を攻めんと請うて、是我出二地於一レ秦、而取二償於一レ齊也と云ひ、虞卿の趙の爲に計るや、六城を以て齊に賂ひ、力を并せて秦を擊たんと請ひて、則是王失二之於一レ齊、而取二償於一レ秦也といへり、蓋戰國の時、地を强者に割きて償を弱者に取る、策士の常なり、此處の齊、秦に地を割きて、償を魏に取る、其の事情亦想見すべし、息軒の說用ふべし、〔故兩君云々〕鮑

相國と兩立せざる深讎との意なり、姑らく異說を錄す、〔然者何也〕然の上に如の字を加へて見よ、吳注に然者下章亦有二此文法一、當下至二也字一句上と見えたり、又鈴木汪曰く、以二趙之弱一而據二之無知之幼艾一、且其人亦君涉血之讎、而君又不レ使二王廢一レ之、如レ是者何也、云二趙之弱一者、見二幼艾之非一レ所レ任也、云二君涉血之讎一、亦見二相國之非一レ所レ私也と云へり、〔以從爲有功也〕鈴木汪曰く、王與二相國一、皆以レ從爲レ有レ功也、蓋建信與二楚相國一善者、故使二之約從一也、客欲レ使三相國廢二建信一、故先言三趙國之所二以任一レ之也と云へり、〔齊不從〕關修齡曰く、齊不レ從二其從約一と云へり、〔知從之無功〕岡井彪曰く、彪按、齊秦强國也、非レ齊則不レ可レ敵レ秦、今齊不二從約一、故建信君知三必無二其功一也と云へり、〔安能以無功惡秦哉〕無功は上の「從之無功」を承けて言ふ、惡秦は下文の「善秦」と相對す秦國と相惡しきを言ふ、惡の下に於の字を加て看るべし、下の善秦亦同じ、〔不能何無功至以楚趙分齊〕上の「安能以」云々の句を承け、重疊轉折して說けるなり、則且の間に趙王の二字を挿み看るべし、此れ建信君果して從約を以て秦と敵する能はざる時は、趙王の必ず之を棄て、更に秦に連橫を圖るべき事を云へるなり、諸注家多く仍ほ建信君に係けて解す、終に其の說を獲ず、疑ひて脫文ありと爲す所以なり、助秦攻魏は、秦の隣國にして常に侵略する者は魏を最とす、而して魏又甚し、故に趙秦を助けて魏を亡し、以て秦に諂事す、分齊は齊國の地を分取するを云ふ、山東の諸國、齊最も强し、故に建信君、其の從を肯んせざるを見て合從の功無きを知る、則ち秦の最も惡める國亦齊に如く者なし、是を以て趙は秦を助けて共に齊を伐ち、其の地を分取して秦の歡を取るに汲々たるなり、〔是强畢矣〕鮑注に言二建信圖レ强之計盡一レ於レ此と見え、正解に强畢謂二圖レ强之計畢一レ於レ此矣、以上言二從不一レ合、則必不レ得レ不レ橫也と見えたり、又岡井彪曰く、言不レ可レ取二惡於一レ秦、則速遣レ兵助レ秦攻レ魏、且以二楚趙一離二齊秦之交一、則是强レ國之計成矣、以上爲二建信君一解二說橫之利一と云へり、今按ずるに、强畢は專ら上文「分齊」を承けて、齊國の强は此に至りて畢るを謂へるなり、畢は杜牧の阿房宮賦に「六王畢四海一」の畢の如く、其の事止熄するを謂ふ、齊秦兩立せず、齊の衰滅は秦の最も大に喜ぶ所なれば、

知從之無功、建信君安能以無功惡秦哉、不能以無功惡秦、則且出兵助秦攻魏、以楚趙分齊、則是强畢矣、

【大意】 本章は皮相國に向ひ或人が建信君が合縱を主張するに對して其の不成功に畢るべきを說きて、連横の利なるに如かざるを論ずる事を述べたり、蓋し亦秦の爲に計るなり、

【通釋】 或る人が趙の執權皮相國に謂へらく、秦趙二國の敵せずして趙國の弱を以ちながら、彼の建信君又は涉孟の如き貴下の讐敵たる人物に委任して心强く思ひ居れり、さて然る所以は如何と尋ぬれば、他にあらず、全く合縱を以て有功と信ずるが故なり、然るに六國中最强國たる齊國が合縱を承知せず、そこで建信君は到底合縱の有功として成立たざることを知れり、流石の建信君も安くにか無功不成立なる合縱てふ虛言を以て、强國の秦に敵意を挾みて仲違ひを爲すを能くなすべき筈は無からむ、果して此の如くなるときは、趙國としては必らず强秦の歡心を博せむが爲に、將に兵を出し秦國を助け魏を攻め、又援國たる楚を語らひ楚趙の軍を以て秦を助け齊を攻めて其地を分割せむ、是れ齊國の强は此にて畢り、當分再起の望み無かるべしと謂ふを得べし、

【解義】 〔謂皮相國曰〕皮相國は趙の相國、其の人未だ詳かならず、是れ連横を策せる辯士の建信君、合縱の計を破らむが爲に說けるなり、〔據之建信君〕鮑注に據猶任、建信趙幸臣と見えたり、關曰く、之猶於也、言據於建信之爲從と云へり、〔涉孟之讎〕涉孟は人名にして建信君と共に皮相國と反對者なるが故に讎と云へるなり、鮑注には蓋爲橫者、與建信異趣、故趙讎之と見え、又吳注には涉孟之讐四字未詳、或言建信涉孟二人、以其反有害於趙、故以讐稱と見えたり、又岡井彪曰く、彪按 猶言讐於涉孟、秦策云、挾君之讐以誅於燕、文法同、涉孟必爲橫人、故趙讐之と云へり、鈴木汪曰く、孟當作血、卽前 茹肝涉血之仇、與此同、建信趙王幸臣、蓋與皮相國爭權者、觀下章害葺之事、其人可知と云へり、按ずるに此の說に依れば、建信君は皮

之忠臣也、韓魏欲得之、故友之、將使王逐之、而己因受之、今王逐之、是韓魏之欲得、而王之忠臣有罪也、故王不如勿逐以明王之賢、而折韓魏招之、

【大意】本條は苐擧が姚賈の爲に辯護することを述べたり、

【通釋】苐擧と申す者、姚賈が爲に趙王に辯解を試みけるやう、姚賈は大王の御爲には眞心を盡して事へ奉る良き臣にこそあれ、故に韓魏兩國に於ては之を我が方に引入れて臣とはせむと致すものなり、されば今度御使ひに參れるを機會として之を厚遇して親しく致せるなり、是れ全く大王の彼れを放逐せられむことを望み、而して己れは其の逐はれたるに乘じて彼れを其の手に入れむとはするなり、然るを大王には此の眞意を知ろし召さずして彼れを御放逐あらむには、是れ韓魏の心に願ふ所の望みは達することを得て、大王の良き御家來は咎めを得るに至らむは世にあるまじき事なり、故に大王には彼れを放逐せられずして、大王の御心の事理に明かして能く忠臣を用ひ給ふ事を知らしめて、かの韓魏二國が彼れを招き寄せむとする計略を挫折せしめ給ふべし、此のごとくなれば己れを損せずしてかの二國を益する事なき大得策にあらずやと申せり、

【解義】〔苐擧云々〕鮑注に苐趙人と見えたり、鈴木汪曰く、賈之事無功、苐擧爲此說王、使賈反重也、若韓魏友之、則是重趙使也、是其事已成也、苐擧何有是說乎と云へり、〔今王逐之云々〕碕允明曰く、言今王逐姚賈、則是韓魏之所欲既得之、而王之忠臣有得罪也、此損己而增人也と云へり、〔是韓魏之欲得〕關修齡曰く、二國得其所欲、卽言欲得姚賈と云へり、〔而折韓魏招之〕折は猶挫の如し、正解に故不如勿逐以明王之能用忠臣、而折斷二國招之也と見えたり、

○謂皮相國曰、以趙之弱、而據之建信君、涉孟之讎、然者何也、以從爲有功也、齊不從、建信君

く、稱二秦之意一と云へり、〔受其幣云々〕吳注に、惠文王之世、趙勢尚强、秦雖三屢奪二趙地一、而趙亦屢伐レ秦、閼與之敗、秦終不レ能レ逞二志於レ趙、當時之臣、外則廉頗趙奢、爲レ之禦レ侮、內則藺相如之徒、一璧之微、一鼓瑟之恥、爲レ之爭レ死、今而告二其使一曰、必殺二二母弟一以聽レ命、則雖二垂亡之國一、猶有レ所レ不レ受、而秦豈能必二趙之從一哉、特大言以虛二喝之一耳、諒毅之對、婉而不レ迫、稱譬當レ於二人心一、秦知二其不一レ可レ奪、故轉而言曰、勿レ使レ從レ政、其情亦窮矣、毅因而順二其意一、則未レ免二失辭一、使二毅應一レ之曰、敝邑之君有二母弟一、而授レ之以レ政也、亦惟先王之故、以共二衞社稷一、大國焉二特其威一、日尋二於レ兵一、是以二子大懼二殄滅之及一、以與二寡君一周旋、其獲三戾二於大國一、則職此之由、忠而不レ貳、臣之職也、討レ貳勸レ忠、大國之義也、今將討二二子之忠一、而使丙之釋乙敝邑之政甲、其何以爲レ勸、雖二大國一亦將レ有レ不レ利焉、臣不レ知レ所レ命、以レ是告レ之、庶幾不レ失二其對一矣と見えたり、

○趙使下姚賈約中韓魏上、韓魏以友レ之、

【大意】本章は姚賈が趙王に疑はるゝを辯護する事を述べたり、

【通釋】趙王は其の臣姚賈と申す者を使者として韓魏二國に遣はして、同盟を約せしめられぬ、然るに韓魏兩國は姚賈の言を納れ、且つ又姚賈を禮遇せり、此に於て趙王は韓魏が姚賈を歸さず留めて厚遇するは何か韓魏と姚賈と內密に約する所あるに因ると疑を挾みて、姚賈を怒りて之を逐はむと計らはれたり、

【解義】〔趙使姚賈〕姚は姓、賈は名、〔韓魏以友之〕友之を反之に作る本あり、其の說大に異り、吳注に兩友字、姚云、劉作レ及と見え、又關修齡曰く、張洲云、欲レ得レ之、故友レ之、以疑二間於レ趙、如作二反之一於レ義不レ順、愚謂友謂二厚禮親一レ之、と云へり、鈴木汪曰く、補曰、兩友字劉作レ反、余云、上云レ約、故作レ反是矣、此姚賈已約二韓魏一、而韓魏背レ之也と云ひ、又岡井彪曰く、友謂二厚レ禮親一レ之、此下宜乙添下趙疑二其有一レ陰於二韓魏一、而將レ逐レ之十二字上、看甲義自明と云へり、

芋擧爲二姚賈一謂二趙王一曰、賈也王

の名禽たる、世に比すべき者もあらず、然れども其の巢を覆して生育せしめず、其の卵を打破りて孵化せしめぬ時は、遂に鳳凰も來り翔らず、又懷胎中の兒を刳き出し、生れたるのみの子を火あぶりにするを見ば、麒麟も其の害の及ばむを畏れて至ることあるべからずと承はる、されば只今小臣が大王の仰せを蒙りて其の儘を弊邑の王に言上致さむとならば、弊邑の王は大王の御威勢を畏むが爲に敢て實行仕らぬ事なしと信ず、若しも其のごとく致せるを大王の御連枝たる葉陽君、涇陽君が御聞及びもあらんには、自ら其の同じ御境遇を御察しありて如何なる御心配の出來せむも測るべからずと存ず、されば此の儀は篤と御勘辨あらまほしくこそあれと申し述べたり、

【解義】〔刳胎焚夭云々〕正解に未生者曰胎、方生者曰夭、不翔不至者、惡傷其類、且恐其及己也と見えたり、又吳注に麟鳳兩語、史孔子世家、將西見趙簡子、聞竇鳴犢舜華之死、亦云、梅福書戱鵠遭害、則仁鳥增逝、類此と見えたり、〔弊邑之君云々〕正解に趙王畏懼秦怒、行殺戮於趙豹平陽、則葉陽涇陽、必恐其及己矣、是傷其心也と見えたり、

秦王曰、諾、勿使從政、諒毅曰、敝邑之君有母弟、不能教誨、以惡大國、請黜之、勿使與政事、以稱大國、秦王乃喜、受其幣而厚遇之、

【大意】本條は秦王が諒毅の言に從へるを述べり、

【通釋】秦王は諒毅の言を聞きて曰く、其の旨承知しぬ、さればかの兩人は之を國事に從はしむることなく、其の職を罷めしめよと申されぬ、諒毅申すやう、弊邦の君は母弟を持ちてあれど、不幸にして之を敎へて善に趣かしむること能はず、其の不肖なるが爲に大王の御國より惡まるゝやうに相成りたれば、今よりは之を免じて兩人共に國の政事には關係せしめぬ事と仕るべし、さらば貴國の思召しにも稱ひて平和の基とも成るべしと申しければ、秦王は是れを大に嬉しと思ひて趙よりの禮物を受納せられて、而も使者を懇ろに持てなしたりといふ、

【解義】〔以稱大國〕稱は「カナフ」と訓ず、關修齡曰

に集まり一戰して勝負を決せむと思ふなりと云ふ、諒毅對へ申すやう、仰せの趣一應其のいはれなきに非ずと存ず、然れども承はり難き一理由のあるを以て試みに申さむか、抑〻我が國の趙豹、平原君の兩人は正しく弊邦の主趙王の親弟に當りぬれば、猶大王に葉陽、涇陽君のおはするにも譬へつべくもやと思ふなり、大王はかねて孝道を以て國を治め給ひ、御同族の御方々に睦ましく世の模範とならせ給ふと傳へ承はる所なり、されば極めて上等なる御召物や、或は聞し召さるゝ食物の御口にかなひたらむ物といふ限りは、皆悉く葉陽君と涇陽君とに參らせ給はぬはなしと、又葉陽君、涇陽君の用ひ給ふ車馬や衣服などに至るまで、大王の御料と同一ならぬはあらずと承はる、是れ其の御親しき御連枝方に御志深くましますが爲ならむと信じ申す所なり、

【解義】〔受命邯鄲城下〕鮑注に欲レ戰而言レ受レ命謙辭也と見えたり、〔親寡君母弟也〕親の字の位置疑ふべし、然れども史記の梁孝王世家に共王子平王母曰二陳太后一、共王母曰二李太后一、李太后親平王之大母也と云へり、亦以て參考とすべし、〔葉陽涇陽君〕葉陽、涇陽は皆名、其の封邑を以て云ふ、鮑注に史記葉陽一作二華陽一、華陽芈戎也、此言二葉陽一爲二王之母弟一、則非レ戎矣、葉不レ可レ作レ華と見え、又吳注に、葉陽公子悝、涇陽公子市、大事記謂范雎論二四貴一、王弟二人、曰高陵曰涇陽、獨無三所レ謂葉陽者一、高陵或其別名と云へり、〔膳啗之云々〕啗は諂の借字、肴の意、嗛は頰張る意、鮑注に啗食也、膳之可レ食者と見え、又吳注に口有レ所レ銜也、鳥獸頰貯レ食通作レ慊と見えたり、卽ち御膳部の食料となるべき物の義なり、

臣聞レ之、有二覆レ巢毀一レ卵、而鳳凰不レ翔、刳レ胎焚レ夭、而麒麟不レ至、今使下臣受二大王之令一以還報上、敝邑之君畏懼、不二敢不一レ行、無三乃傷二葉陽君涇陽君之心一乎、

【大意】 本條は平原君を殺す事の秦に惡影響を及ぼすべきを述べたり、

【通釋】 愚臣諒毅が兼ねて承はりたる事には、鳳凰

【通釋】秦王は諒毅が申しゝ所に對して曰はく、使者はかく申すべし、抑〻吾が趙國に使者を差向くる事に就きて趙國が都べて事の大小に係はらず吾が言ふ所を承知せば、其の使者の持ち來れる贈物を受くべし、若しも吾が言ふ所を聽き入れざるに於ては、使者は疾く〳〵獨り歸るべしと云ふ、諒毅は對へ申すやう、小臣の貴國に參りしは元來貴大國の仰せに從ひ奉らむが爲に參りしなり、されば何事なりともいかで不承知の由申して難儀と存ずべき、大王若し何事にても御命じ下されむには、謹みて奉はり行ふべきは勿論の事、少しも疑ひあるべからぬ事なりと申す、

【解義】〔吾所使趙國者〕使は使ひを遣はすことにて、乃ち命令するを謂ふ、一說に使役なりとも云へり、兩つながら通ず、〔小大云々〕正解に言二小事大事皆從二其所一レ令也と見えたり、〔豈敢有難〕難は難儀に思ふ事、「ハヾカル」と訓ず、

於レ是秦王乃見二使者一曰、趙豹平原君數欺二弄寡人一、趙能殺二此二人一則可、若不レ能レ殺、請今率二諸侯一、受二命邯鄲城下一、諒毅曰、趙豹平原君、親寡君之母弟也、猶二大王之有二葉陽涇陽君一也、大王以レ孝治、聞二於天下一、衣服之便レ於レ體、膳啗之嗛レ於レ口、未二嘗不レ分二於葉陽涇陽君一、葉陽君涇陽君之車馬衣服、無下非二大王之服御一者上、

【大意】本條は諒毅が秦王の請求を孝弟の道に因りて排くる事を述べたり、

【通釋】そこで秦王は諒毅に對面ありて、申さるゝやう、趙の趙豹と平原君とは度々吾れを欺きて甚だ大人しからぬ振舞ひ多かりき、吾れは之を怨み思ふなり、されば趙に於て能く此の兩人を殺さば舊のごとく交はりなむ、若し殺すこと能はずとならば、吾れより進み望む所は、天下の諸侯を率ゐて邯鄲城の下

互誤也と見え、又碕允明曰く、曰恐有誤と云ひ、又鈴木汪曰く、曰如堯典師錫帝曰、有鰥在下、曰虞舜之曰字、鮑注、曰猶有、非と云へり、

諒毅親受命而往、至秦獻書秦王曰、大王廣地寧邑、諸侯皆賀、敝邑寡君亦竊嘉之、不敢寧居、使下臣奉其幣物、三至王廷、而使不得通、使若無罪、願大王無絕其懽、若使有罪、願得請之、

【大意】本條は諒毅が使者として秦に往きたる事を述べたり、

【通釋】諒毅は直接に趙王の前に於て命を蒙りて、秦に至りて國書を秦王に獻上して申すやう、大王は御領の版圖を漸く擴張せられて、既に寧の地は御手に入りぬと承はる、されば天下の諸侯達も皆其の壽を申す、因りて小邑の君趙王も亦自ら此事を心中に喜び、敢て安居せず、下臣をして御祝ひの品を獻上仕らしむ、故に三度往復して大王の御許に參りしかど、一度も御受付け遊ばされぬとは不審に堪へざる次第なり、弊邑の使者に萬一失錯等御座なからむには、願ふ事には、大王には舊來の御芳誼を捨てられざらむを願ふなり、若し又敝邑に罪過あらむには、願ふ事には一々其の廉を御示しありたく希ふ所なりと申す、

【解義】〔不敢寧居〕勤めて使者を發するをいふ、寧は安なり、〔願得請之〕正解に言請罪狀と見えたり、

秦王使使者報曰、吾所使趙國者、小大皆聽吾言、則受書幣、若不從吾言、則使者歸矣、諒毅對曰、下臣之來、固願承大國之意也、豈敢有難、大王若有以令之、請奉而行之、無所敢疑、

【大意】本條は諒毅が秦王の語に對することを述べたり、

す事を辭するを述べたり、

【通釋】平原君は公孫龍が說く所の理あるを知りて加增を請ふことを止めて、謹みて君の言に從はむとて、其れより加增の事を辭退申したりといふ、

【解義】〔謹受令〕正解に令猶レ敎也と見えたり、又鹽鐵論詔聖篇に令敎也と見えたり、

○秦攻魏、取寧邑、諸侯皆賀、趙王使往賀、三反不得通、趙王憂之、謂左右曰、以秦之強、得寧邑、以制齊趙、諸侯皆賀、吾往賀而獨不得通、此必加兵我、爲之奈何、左右曰、使者三往不得通者、必所使者非其人也、曰諒毅者、辨士也、大王可試使之、

【大意】本章は諒毅が趙王の使者として秦に往きたるを述べたり、

【通釋】秦が魏の國を攻めて寧邑の地を攻め取りたれば、諸侯皆往きて其の戰捷を賀しけるに依りて、趙王も亦使者を遣はして之を賀し申さる、使者再三其の由を申しけれど、其の旨を通ずるを得ずして歸りにければ、趙王之を患ひ給ひて近侍の臣に仰せられけるは、かの秦の威勢に依りて寧邑の地を手に入れぬれば、齊と我が國とは壓へ附けらるゝ位置に立てり、而して諸侯皆往きて賀しければ、我が國も亦往きて賀したるに、只我が國のみ其の由を申し通ずるを得ず、甚だ遺憾に思ふのみならず、結局は軍勢をも差向けむの下心あらむやも知られず、いかにせば善からむといはる、近侍の者答へて申しけるは、御使ひの者の三度往きて未だ謁見するを得ざるは、必定御使ひの者の大に劣れるが爲に依るべし、今や諒毅と申する者の御使ひに參らむには、辯舌巧みなるものなれば、大王には此の者を御使ひに向けらるべしと申す、

【解義】〔寧邑〕寧邑は魏の地名、〔曰諒毅者〕曰は「イフ」と訓ずる說と、有の訛なるべしといふ說とあり、正解に曰諒之曰、當レ作レ有、下文有覆之有、當レ作レ曰、

宣ニ同時、楚威王欲ニ以爲レ相、威王元年當ニ顯王三十年ー、故大事記以ニ楚相之事ー附見、下至ニ赧王十七年ー、趙勝封ニ平原君ー、則周距ニ平原ー未レ遠也、莊子書稱レ之、事當ニ宣王末年、赧王元年ー也、下至下魏破ニ秦軍邯鄲ー時上、以爲ニ赧王五十八年ー、則周之稱ニ公孫龍ー、龍之在ニ平原君門ー、皆相及也、惟以爲ニ仲尼弟子公孫龍ー者、則誤、蓋相去遠爾と見えたり、〔聞之云々〕坊本、聞の字無し、鮑注之を補へり、又吳注に姚云、劉添ニ聞字ー、史有と見えたり、〔君無覆軍云々〕軍と將と、皆敵を指して云ふ、〔多在君之右〕平原君の上位にあるを云ふ、鮑注に右者人道所レ尊と見え、又吳注に秦漢以前用レ右爲レ上、如レ云ニ位在ニ廉頗右ーと見えたり、又岡井彪曰く、言下功出ニ平原君之右ー者多上也と云へり、〔以親故〕鮑本には以親也に作り、故の字、下句に屬す、關修齡曰く、高無ニ也字ー、史作下乃以ニ君爲ニ親戚ー故上也と云ひ、又岡井彪曰く、故字句、鮑補ニ也字ー、以ニ故字ー屬レ下、非レ是、史作下以ニ君爲ニ親戚ー故上也と云へり、〔不讓無功〕鮑注に不下以レ無レ功辭上レ之と見えたり、〔佩趙國相印〕岡井彪曰く、閔本國相作ニ相國ーと云へり、〔國人計功也〕鮑注に國人受レ封、必計ニ其功ー、與ニ平原ー異と見え、又吳注に勝本無レ功、向之受レ封也、已不レ得レ當、今又欲レ益レ地、是在ニ親戚ー則無レ功受レ封、國人則計レ功乃受レ賞、輕重不レ倫也、漢光武封ニ陰不識ー引ニ此語ーと見えたり、又岡井彪一說を立てゝ曰く、閔齊汲曰、親戚則無レ功受レ封、國人則計レ功論レ賞、以ニ親戚ー而復計レ功不可也、碕曰、親戚受レ封則國人計ニ其功ー不レ一也、無レ功而受レ封不便必矣、彪按、而讀如レ則、計者國人自計也、言親戚如レ此而猶受レ封、則國人皆自計ニ之功ー而怨レ之也、乃應下多在ニ君之右ー句上、諸家並失レ考と云へり、鈴木汪は曰く、昔以ニ親戚ー受レ封、今比ニ國人ー計レ功と云へり、今按ずるに諸說各〻一理あるに似たり、而して鈴說最も可なり、〔不如勿受便〕正解に言 始受レ封爲レ相、不下以レ無ニ功能ー辭申讓之上、今一 解ニ宗國患ー、稍足ニ以塞レ責、而不レ足ニ以爲レ功、而今求レ益レ地、是親戚不レ計レ功而受レ封、國人計レ功而受レ賞、親疎異レ法、不可、故不レ如ニ勿レ受之便ーと見えたり、

平原君曰、謹受レ令、乃不レ受レ封、

【大意】 本條は平原君が公孫龍の說に從ひて封を增

衍と見えて、言解國患者、平原請救之力也と見えたり、

公孫龍聞之、見平原君曰、君無覆軍殺將之功、而封以東武城、趙國豪傑之士、多在君之右、而君爲相國者、以親故、夫君封以東武城、不讓無功、佩趙國相印、不辭無能、一解國患、欲求益地、是親戚受封、而國人計功也、爲君計者、不如勿受便、

【大意】本條は公孫龍が平原君の增封を辭せらるべきを諫むるを述べたり、

【通釋】公孫龍と申す者あり、平原君が封地を增されむとするを聞きて、平原君に見參して諫め申すやう、君には非常なる大戰爭をもなされずして、只公子とますのみにて東武城の地の御封地を持たせられて候ふが、爲に御國の大人物と稱せらるゝ者も皆悉く君よりも其の功多きものあり、然れども君が大宰相とならせ給へるは、大王の御親族とますが爲にこそあれ、而して君には御領として東武城の地を持たせられたれど、御功績あらざるが爲に受けずとも仰せられず、又御國の大宰相とならせられても、何等の御働きなきが故に受けずとも宣はず、只一度御國の大難を救ひ候ひたりとて、御領を御加增なさせられむことを願ひ給ふ、是れは君には平生無事の時に大王の御親族としして御領を持たせられながら、一朝有事の日に臨みては更に普通の國人として手柄の程を計りて賞賜を受くる事と爲るなり、是のごとくなれば君の御爲に工夫を廻らし候ふ上よりは御失策にやと存じ申す、されば此の度の御加增は御辭退せられむには及ぶものあるべからずと說けり、

【解義】〔公孫龍〕鮑注に趙人著守白論、莊子稱之、距是遠甚、豈同姓名如公孫弘乎と見え、又吳注に莊子稱、公孫龍之學、合同異離堅白、而史平原傳稱、公孫龍善爲堅白同異之辨、荀卿傳末以爲趙人、又見列子等書、同此人也、史稱莊子與梁惠齊

戰國策國字解下

藻洲　牧野謙次郎講述

○趙下

孝成王（承前）

○秦攻趙、平原君使人請救於魏、信陵君發兵、至邯鄲城下、秦兵罷、虞卿爲平原君請益地、謂趙王曰、夫不鬭一卒、不頓一戟、而解二國患者、平原君之力也、用人之力、而忘人之功、不可、趙王曰、善、將益之地、

【大意】本章は平原君が趙王の封地を辭したる事を述べたり、

【通釋】秦が趙を攻めて邯鄲を圍みければ、平原君は使者を遣はして援兵を魏に請はしめたれば、信陵君は兵を發して邯鄲の城下に至りしを以て、秦の兵圍みを解きて引去りぬ、虞卿は平原君の爲に封地を益し賜はらむことを趙王に願ひて申すやう、さても此の度の御軍には、一兵を鬭はしめず一本の戟を壞らずして御國の難を解決したるは、平原君の御働きと申すべきなり、抑、人の力を用ひ又人の手柄を忘れては善からぬ事なりと申すを聞し召されて趙王は、其の說は頗る面白き說なり、さらば其の願ひのままに封地を增し賜ふべしと申されぬ、

【解義】〔請益地〕封地を加增せられむことを請ふなり、〔不頓一戟〕正解に頓壞也と見えたり、頓は「ニブル」と訓ず、鈍の意、鋭の反、漢書賈誼傳に莫邪爲レ頓兮と見え、又秦策に吾が甲兵頓など見えて注に罷也と見えたり、戟は音「ゲキ」、說文に有レ枝兵也と見えたり、所謂三叉の戈なり、周禮に戟長丈六尺と見えたり、〔解二國患者〕二國は趙魏を云ふ、正解に二字疑

司馬憙三相中山……五六〇
陰姬與江姬爭爲后……五六二
主父欲伐中山使李疵觀之……五六六
中山君饗都士大夫……五六七
魏文侯欲殘中山……五六九

（目次終）

張丑爲質於燕……四八二
王喜……四八四
燕王喜使栗腹以百金爲趙孝成王壽酒……四八四
秦幷趙北向迎燕……四九三
燕太子丹質於秦亡歸……四九五
宋……五二二
景公……五二二
公輸般爲楚設機將以攻宋……五二二
梁王伐邯鄲而徵師於宋……五二五
謂大尹曰……五二八
宋與楚爲兄弟……五二八
剔成……五二九
齊攻宋……五二九
君偃……五三一
宋康王之時有雀生䳐於城之陬……五三一
衞……五三三
靈公……五三三
衞靈公近雍疽彌子瑕……五三三
悼公……五三五
犀首伐黃過衞……五三五
智伯欲伐衞……五三七
智伯欲襲衞……五三九
嗣君……五三九
秦攻衞之蒲……五三九
衞使客事魏……五四二
衞嗣君時胥靡逃之魏……五四三
衞嗣君病……五四五
衞人迎新婦……五四七
中山……五四八
樂羊爲魏將攻中山……五四八
犀首立五王而中山後持……五四九
中山與燕趙爲王……五五四
司馬憙使趙爲己求相中山……五五九

奉陽君李兌甚不取於蘇秦……三七〇
蘇秦將爲從……三七三
權之難……三七七

易王……三七七

燕文公時……三七八
人有惡蘇秦於燕王者……三八一

王噲……三八七

蘇秦死……三八七
蘇代爲燕說齊未見齊王……三九四
陳翠合齊燕將令燕王之弟爲質於齊……三九五
或獻書燕王曰……三九八
燕王噲既立……四〇二
初蘇秦弟厲因燕質子而求見齊王……四〇七
蘇代過魏……四〇八

昭王……四〇九

張儀爲秦破從連橫謂燕王曰……四〇九
宮他爲燕使魏……四一三
燕昭王收破燕後卽位……四一三
客謂燕王曰……四一九
齊伐宋……四二二
蘇代謂燕昭王曰……四三〇
燕王謂蘇代曰……四三九
蘇代謂奉陽君說燕於趙以伐齊……四四一
燕昭王且與天下伐齊……四五〇
齊魏爭燕……四五一
蘇代自齊使人謂燕昭王曰……四五二
蘇代自齊獻書於燕王曰……四五五
秦召燕王……四五九
燕饑趙將伐之……四六六
趙且伐燕……四六七

燕下……四六九

惠王……四六九

昌國君樂毅爲燕昭王合五國之兵而攻齊……四六九

韓公叔與幾瑟爭國……三二三
齊明謂公叔曰……三二四
公叔將殺幾瑟也謂公叔曰……三二五
公叔且殺幾瑟也宋赫爲謂公叔曰……三二六
謂新城君曰……三二七
胡衍之出幾瑟於楚也……三二八
幾瑟亡之楚……三二九
冷向謂韓咎曰……三三〇
楚令景鯉入韓……三三一
楚圍雍氏五月……三三二
楚圍雍氏……三三五
或謂韓公仲曰……三三九
或謂公仲曰……三四二
釐王……三四四
韓咎立爲君而未定也……三四四
五國約而攻秦……三四五
韓人攻宋……三四七
或謂韓王曰……三四九
謂鄭王曰……三五一
韓陽役於三川而欲歸……三五八
秦大國也……三五八
張丑之合齊楚講於魏也……三五九
或謂韓相國曰……三六〇
韓相公仲使韓侈之魏請攻秦……三六一
韓珉相齊……三六三
或謂山陽君曰……三六四
趙魏攻華陽……三六四
韓氏逐向晉於周……三六六
張登謂費緤曰……三六六
魏王爲九里之盟且復天子……三六七
桓惠王……三六八
建信君輕韓熙……三六八
燕上……三七〇
文公……三七〇

三晉已破智氏……二六九
烈侯……二七〇
韓傀相韓……二七〇
昭侯……二七八
成午從趙來……二七八
魏之圍邯鄲也……二七九
申子請仕其從兄官……二八〇
蘇秦爲趙合從……二八一
宣惠王……二八五
宣王謂摎留曰……二八五
楚昭獻相韓……二八六
秦攻陘……二八六
秦韓戰于濁澤……二八八
顏率見公仲……二九一
襄王……二九二
張儀爲秦連横說韓王曰……二九二
鄭彊之走張儀於秦……二九六
宣陽之役……二九七
秦圍宣陽……二九八
韓公仲謂向壽曰……二九九
客卿爲韓謂秦王曰……三〇三
或謂公仲曰……三〇七
公仲數不信於諸侯……三一〇
謂公叔曰……三一一
謂公叔曰乘舟舟漏而弗塞則舟沈矣……三一二
齊令周最使鄭立韓擾而廢公叔……三一三
公仲使韓珉之秦求武遂……三一五
公仲以宣陽之故仇甘茂……三一六
鄭彊載八百金入秦請以伐韓……三一七
公仲爲韓魏易地……三一八
錡宣之教韓王取秦曰……三二〇
襄陵之役畢長謂公叔曰……三二〇
公叔使馮君於秦恐留……三二一
韓公叔與幾瑟……三二二

白珪謂新城君曰……二〇六
秦攻韓之管……二〇七
芮宋欲絕秦趙之交……二〇九
爲魏謂楚王曰……二一〇
管鼻之令翟强與秦事……二一一
成陽君欲以韓魏聽秦……二一三
安釐王……二一三
秦敗魏於華……二一三
秦敗魏於華……二一八
華陽之戰魏不勝秦……二二五
秦魏爲與國……二二七
虞卿謂趙王曰……二二九
魏將與秦攻韓……二三二
秦趙構難而戰……二四〇
長平之役……二四一
樓梧約秦魏將令秦王遇於境……二四一
八年謂魏王曰……二四四
魏王問張旄曰……二四六
客謂司馬食其曰……二四七
秦拔寧邑……二四八
秦罷邯鄲……二四九
魏王欲攻邯鄲……二五〇
周肖謂宮他曰……二五一
信陵君殺晉鄙……二五三
魏攻管而不下……二五四
魏王與龍陽君共船而釣……二五七
或謂魏王……二六〇
觀鞅謂春申曰……二六二
安邑之御史死……二六二
景閔王……二六三
秦攻魏急……二六三
秦王使人謂安陵君曰……二六六
韓……二六九
康子……二六九

齊王將見燕趙楚之相於衛約外魏……一三三
魏令公孫衍請和於秦……一三四
公孫衍爲魏將……一三五
犀首田盼欲得齊魏之兵以伐趙……一三六
犀首見梁君曰……一三八
蘇代爲田需說魏王曰……一四〇
史舉非犀首於王……一四二
楚王攻梁南……一四三
張儀爲秦連橫……一四四
齊魏約而伐楚……一五二
張儀走之魏……一五三
文子田需周宵相善……一五四
魏王令惠施之楚……一五五
田需貴於魏王……一五六
田需死……一五七
周最善齊翟强善楚……一六〇
周最入齊……一六一
秦召魏相信安君……一六三
樓許約秦魏……一六九
秦楚攻魏……一七一
魏太子在楚……一七三
獻書秦王曰……一八一
魏秦伐楚……一八四

魏下……一八四

昭王……一八四

秦敗東周……一八四
秦趙約而伐魏……一八六
芒卯謂秦王曰……一八八
蘇代拘於魏……一九〇
五國伐秦無功而還……一九二
葉陽君約魏……一九九
秦使趙攻魏……二〇〇
秦將伐魏……二〇一
穰侯攻大梁乘北郢……二〇五

桓子……六五
智伯索地於魏桓子……六五
文侯……六八
韓趙相難……六八
樂羊爲魏將……六九
西門豹爲鄴令……七〇
文侯與虞人期獵……七二
魏文侯與田子方飮酒而稱樂……七三
武侯……七五
魏武侯與諸大夫浮於西河……七五
惠王……七八
魏公叔痤爲魏將……七九
魏公叔痤病……八一
秦韓圍梁……八四
龐葱與太子質於邯鄲……八五
梁王魏嬰觴諸侯於范臺……八六
魏惠王起境內衆……九一
魏太子自將……九二
齊魏戰於馬陵……九四
惠施爲齊魏交令太子鳴爲質於齊……九八
襄王……一〇〇
魏惠王死……一〇〇
徐州之役……一〇四
蘇子爲趙合從說魏王曰……一〇五
張儀欲幷相秦魏……一一一
魏王將相張儀……一一三
楚許魏六城……一一四
張儀惡陳軫於魏王曰……一一九
張儀欲窮陳軫……一二〇
張儀欲以魏合於秦韓而攻齊楚……一二三
張儀以秦相魏……一二五
哀王……一二七
謂張儀……一二七
陳軫爲秦使於齊……一二九

戰國策國字解下

目次

趙下 …… 一

孝成王（承前） …… 一

秦攻趙 …… 一

秦攻魏 …… 四

趙使姚賈約韓魏 …… 九

謂皮相國曰 …… 一〇

或謂皮相國曰 …… 一四

魏使人因平原君請從於趙 …… 一七

平原君謂馮忌曰 …… 一八

平原君謂平陽君曰 …… 一九

說張相國曰 …… 二一

建信君貴於趙 …… 二三

或謂建信君曰 …… 二七

苦成常謂建信君曰 …… 二九

希寫見建信君 …… 三一

魏魀謂建信君曰 …… 三四

秦攻趙 …… 三五

齊人李伯見孝成王 …… 三六

爲齊獻書趙王曰 …… 三八

趙使趙莊合從 …… 四一

翟章從梁來 …… 四三

馮忌爲廬陵君謂趙王曰 …… 四四

馮忌請見趙王 …… 四五

客見趙王曰 …… 四七

悼襄王 …… 五一

秦召春平侯 …… 五一

幽王 …… 五二

文信侯出走 …… 五二

秦使王翦攻趙 …… 六三

魏上 …… 六五

TS
747
.2
C375
1917
V.3

第四十巻

戰國策 下

牧野藻洲講

LIBRARY
NOV 17 1971
UNIVERSITY OF TORONTO

先哲遺著追補

漢籍國字解全書

早稲田大學出版部藏版

CHIN
DS
747
.2
C375
1917
v.3

Chan kuo ts'ê
Sengokusaku

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

漢籍國字解全書